

加賀藩史料

第貳編

自慶長拾壹年
至寛永拾七年

加賀藩史料第二編

慶長十一年

二月十九日。越中射水郡二上村の渡守に屋敷を與へ、晝夜旅客の通行に便ぜしむ。

〔越中古文書〕

當地船頭屋敷一町一段之所、被成御扶持候條、向後晝夜共往行之者、舟渡無遲々可致候。若於闕如者、可爲曲言旨被仰出者也。

慶長十一年二月十九日

横山大膳職長知　判

奥村河內守榮明　判

岡島備中守一吉　判

篠原出羽守一孝　判

山崎長門守長鏡　判

二上村渡舟船頭中

長鏡は長德の前名

四月十六日。前田利好命を能登珠洲郡金峰寺に傳へて、竹三十本を富田直吉に與へしむ。

〔珠洲郡金峰寺藏文書〕

已上

急度申入候。仍於其藪竹三十本、富田下總殿へ被遣候。御印此方有之事に候。奉行次第、目廻五寸之竹之由候。右之外堅可被仰付候、恐惶謹言。

慶長十一年卯月十六日　　前　播摩守　判

金　峰　寺　　參

四月十八日。頭左中辨總光綸旨を白山七社惣長吏法印に傳へて、社殿造營の爲に募財せしむ。

〔考據摘錄〕

賀州白山禪頂・同權現造營之事、勸都鄙奉加、勵再興功、可爲神妙旨天氣所候也。仍執達如件。

慶長十一年四月十八日　　頭　左　中　辨（總光）判

白山七社惣長吏法印御房

奉行次第の次脫文歟

禪頂は嶺上社殿、同權現は下白山

此米とあるは布の代價

四月廿四日。前田利長越中礪波郡八講田村の布を領收す。

〔有賀家文書〕

慶長十一年八講田布上中下請取事

一、十端者、但うね布。

此米十一俵三斗、一端付一俵八升充。

一、二端者、但はゞびろ。

此米二俵一斗六升、一端付一俵八升充。

一、上四十端者。

此米四十六俵二斗、一端付一俵八升充。

一、中四十五端者。

此米四十三俵三斗二合五勺、一端付四斗八升四合五勺。

一、下三十六端者。

此米三十六俵、一端付一俵充。

布數百三十三端者。

此米百三十九俵四斗六升二合五勺。

えひは羽柴肥前守

物は者

右請取所也。

慶長十一年卯月廿四日　　え(利長)ひ　判

八かうでん百せう中

四月廿六日。前田利長金澤の郊外泉野に於いて放鷹するを禁ず。

〔加賀古文書〕

法度　　いづみ野

於當地、たかつかひ候事、大たか・小たかによらず、堅令停止畢。若背法度、猥つかひ候ものの有之ば、ひそかに可申上、ほうびを可遣者也。

慶長十一年四月廿六日　　(利長)判

五月七日。前田利長能登羽咋郡寶達金山に制札を與ふ。

〔國初遺文〕

定　　寶達金山

一、當山ねほりこ・商人之外、諸奉公人・牢人其外むざとしたる物入こみ、山仕の者どもに非分族申懸儀ちやうじの事。

一、けんくわこうろん之儀令停止候事。

この文書は何れの年に係るかを知らざるもこゝに附載す
い申候は居申候つかへはつかひ

一、ほりこども運上之義、おやかた共如定、急度相濟可申之事。
右條々相背輩於有之者堅可申付者也、如件。
慶長十一年五月七日　判(利長)

〔國初遺文〕

きう人の下人など、金山へはしりい申候はゞ、とゞけ可申候よし。
高札の事申候はゞ、金山にありきたりのごとくにこゝいへさせ、つかへ可申候よし。
三月十八日　ひ(利長)
九兵へ
相兵へ

七月十三日。金澤小立野・泉野・袋畠の三所に於いて放鷹を禁ず。

〔萬治已前定書〕

法度
當地小立野・泉野・袋畠、右之三所御鷹場に付而、下々鷹野御停止之旨かたく御諚候。若みだりの族於有之者、可爲曲言旨被仰出者也。
慶長十一年七月十三日

七月十五日。前田利長又越中礪波郡八講田村の布を領收す。

〔有賀家文書〕

慶長十一年八講田布上中下請取事

一、上十五端。

此米十七俵二斗、一端付一俵八升充。

一、中四十三端。

此米三十俵五升、一端付三斗五升充。

一、下二十五端。

此米十六斗、一端付三斗二升充。

一、うね布五端。

此米五俵四斗、一端付一俵八升充。

布數八十八端。

此米六十九俵一斗五升。

右請取所也。

慶長十一年七月十五日　　　　　　　　　　　　　　　え　ひ　判

八かうでん百せう中

七月廿四日。前田利長能登鹿島郡新庄村の地を石清水八幡宮に寄進し、利家の命を新たにす。

この日附を慶長十年七月廿四日とするものあるは非なり

〔社家來歷〕

能州新庄村之内七十俵、八幡ゟ利家寄進之所無相違申付候條、當年より可被相納所如件。

慶長十一年七月廿四日　利　長　判

八幡寳幢房

七月。前田利長以下白山權現の奉加に應ず。

ひは利長夫人玉泉院、宮は利長、さいは利長の妹濟姫

〔國事雜抄〕

慶長十一年白山奉加帳

銀子二まへ　ひ

五石　宮

十匁　さい

十匁　きく

十匁　あちや

十匁　さな
五匁　かめ
五匁　こく
十文め　しん大夫
三文め　せうしやう
三文め　あ・い
三文め　まに
二文め　きやく
二文め　はゝちうしやう
二文め　ねい
二文め　やこ
二匁　あか
二匁　しやめ
二匁　いちや
一匁　きい

五匁　たつ
五匁　いち
五匁　二五
五文め　せんふく
三文め　さいしやう
三文め　おなほ
三文め　五い
二文め　こしう
二文め　あこ
三文め　あちやこ
二文め　たま
一匁　とさいね
一匁　おちま
二百文おあし　ふく

九月廿三日

五　石　ひがしの丸御うへさま

同　日

二十日　おちの人さま

同　日

二十日　うへのさま

同　日

一　夕　御女房衆

東丸上様は芳春院

はせは長谷

あんぜん坊は愛染坊

八月二十三日。加賀石川郡石浦等七村の民、その守護佛たる觀世音像を河北郡卯辰山より回復せんことを訴ふ。

〔國初遺文〕

七村之うち子共連判

抑石うら村はせの御観音様、近年卯たつ山へ引取申に付て、長谷へかへし申間敷とあんせん坊御返事候間、取かへし可申御理條々公儀へ申上候。始終此七村之人数一味同心可申候。其時兎角申間敷候。爲其七村之連署如件。

慶長十一年八月十日

石うら村　彦兵衛
笠舞村　久介
保島村　五衛門
朱兔野村　八衛門
山崎村　徳衛門
今市村　平左衛門
木新保村　甚兵衛

【金澤石浦神社藏文書】

謹言上

はせの御觀音様は、むかしより此石うら村・かさ舞村・ほしま村・志めい村・いまいち村・木の新保村・やまさき村、此七村之まほりほどけと申事は、國中歴然其かくれ無御座候。然處かのへたつの年三月九日に國中一亂引申候。其時御觀音様山中へのけ申候へば、てきみだうをやきはらひ申候。其後うぢ子共山中よりもり下、いやにすへおき申候處、三年過てみづのへむまのとし、ふどう坊石うら村へ御出候て、三月廿八日に御觀音様御かり被成候。其時はせにみだう御たて候て、御觀音様をはせへかへし可申候と被仰候て御かり被成候。其後木の新

保島は法島朱兔野は示野

まほりほどけは守佛

いやは居家なるべし

ふどう坊は不動坊

出羽殿町は今の出羽町

三わうは山王

せんぐは遷宮

ほうじゆ坊は法住坊

保村の内に御觀音御座候。又其後出羽殿まちに御座候。其時も七村之内に御觀音樣御座候間、彼御坊へ切々相屆候てかたく預け申候。然ば此近年かいこいうしのこし、河北郡之内うたつ山へ御觀音樣御引被成候由、七村之うぢ子共承及驚入、慶長七年三月十一日に石うら村之住人與三兵衞・宗衞門以兩使、彼御坊へ相屆申候へば、何時成共はせに御堂御たて候はゞ、無異義御觀音樣御かへし可申こ、其時はあんせん坊被仰候間、其ぶんに仕候て預け置申候事。

一、慶長七年三月廿九日に、石うら村之內三わうの御みやうつしの時、御せんぐこしてあんぜん坊石うら村へ御出候。其時も御觀音樣御かへし候へこ申候へば、右之ぶんにて候こ被仰候間預け申候事。

一、慶長九年之春みこびらきこ承候間、うぢ子共うたつ山へ參、當年廿七年に成申候間、みこびらきは御無用こ相屆候へば、其時はほうじゆ坊石うら村へ御出候て、御わび事被成候。はやはや町々にもみこびらきとふだをたて申候間、たこへ三十三年になり候はず共、みこをひらかせてくれ候へこ、御わび事被成候間ひらかせ申候。其時もうぢ子共參候て、慥に相屆候て預け申候。然ば此近年は、御觀音樣御座候在所は他郡こいひ、他村こいひ、七村いうぢ子共まはりはごけにはなれ、此近年は在々所々に病人出き、村もたへうせ、いろ〳〵さこまざまいはがれども出き申候事は、御觀音樣のはせに無御座候ゆへにて候こ、おい〳〵歎申候。

就夫あまりに無勿躰候間、七村之うぢ子共此春すゝめをいたし、はせに御堂をたて申こ、彼御坊へ御理申候へば、いまゝ何かと被仰候て、御観音様御かへしなく候事、七村之うぢ子共迷惑申候。御観音の御たゝりと申事は、七村之内御観音堂のむかうなるための村は、田畠過分の高にて御座候を、此近年河くずれにまかり成、一村たへうせ申候。慶長元年ほしま村河むかひへ行、其外何も村々年々に河くずれに成申事迷惑申候。殊七村之百姓共相煩、かつたい・物ぐるいになり、又はこしぬけ、子共もてだち不申候。いろ〳〵ふしぎ共いでき申候間、御別当様も此度はせに御寺御立候て、はんまいを進候。随分うぢ子共馳走可申候。百姓之ぶんとして加様に申上候事は、あまりに迷惑さいまゝ申上候。此等の趣哀と思召被聞召分、御観音様はせへ御かへり被成候様に被仰付候者、七村之うぢ子共萬々忝可存候。依訴状恐惶謹言。

八月廿三日　　　　七村之うぢ子共惣中

御奉行衆様　参　人々御中

〔金澤石浦神社藏文書〕

乍恐以前以一書如申上候、此はせの御観音様は、一番に大和之はせの御観音様、二番に加賀石川郡石うらのはせの御観音様、三番にかまくらのはせの御観音様、此三躰は天下に三はせと申義、歴然無隠御座候。然處河北郡卯辰山に御立候間、御別当御もり被成、はせに御座候

者、七村之うぢ子共御馳走可申と、切々申入候へども無御承引候。此等之趣速聞召被分候はば萬々忝可奉存候。仍訟狀如件。

十一月廿六日　　七村うぢ子共

【金澤古蹟志】

長谷觀音來歷

延寶二年由來書に、本尊十一面觀音は行基菩薩之作、大和國長谷觀音之末木を以て被作けるに依て、長谷觀音と稱す。本尊由來之緣起、安座之地所々替義等、開山祐慶代盜難之刻紛失、委細不知とあり。按に中村氏筆記に、前田源隨老の傳說には、越中安居觀音と同一体にて、往昔盜賊安居觀音を盜み來り、卯辰山王の本地佛となしたり。其頃安居の住僧と、卯辰山の坊主と爭論に及びたるを、篠原出羽の裁判にて落着すとあり。おもふに開山祐慶代盜難云々と載たるは、右安居觀音を盜みし時の事ならんか。但し安居觀音を盜み來り、卯辰山王の本地佛となしたりといふは過聞なるべし。其實は石浦山王の本地觀音をばかり請、觀音堂を造立せしもの也。其所謂は、今石浦神社に傳來せる慶長十一年八月廿二日石浦七ヶ村氏子連判訴狀に、如左載たり。（訴狀の文略す）

按に右訴狀にて見れば、石浦の觀音當天正八庚辰の年三月九日の兵火に罹り、それより觀音

像は石浦村家に据置處、三年目なる天正十壬午の年三月廿八日不動坊と云僧來て借行、木新保村に安置し、其後は小立野出羽町に安置しける。延寶の由來書に修理谷坂の上にありと載たるもの、則出羽町を云なるべし。さて慶長六辛丑年河北郡卯辰山の地へ移したるに依て、翌七年三月十一日石浦村より兩使を遣し、十一年の春石浦村に觀音堂を再建せしと也。觀音院に傳來せる奧村伊豫守の書翰に、

已上

態申入候。仍其地在之長谷觀音之義に付而、如此被成御書候。即爲持進之候。彼石浦へも此御書可有御見せ候而可然存候、恐惶謹言。

九月十日　　　　奧村伊豫守家福　判

觀音院足下

猶以愛宕より持來候間進入申候、以上。

卯辰山に御座候長谷觀音之義に付而、石浦百姓と觀音院と出入有之由候。然ば富山樣より如此被成御書候、可有御拜見候。併大石木工かたより書狀も爲持進候。期而上之節候、恐々謹言。

九月十日　　　　奧伊豫守家福　判

家福は永福の前名

橫大膳樣
山長州樣
篠羽州樣
岡備州樣
奥河州樣

人々御中

右書翰は慶長十一年九月なるべし。此年八月石浦七ヶ村氏子惣代連署之訴狀差出に付、此頃二世利長卿越中富山養老中なるに依て、富山へ相伺ける處、御裁判之親翰到來に付、右親翰をば觀音院へ相渡し、石浦村百姓共へも爲相見可申との事也。されば此時利長卿の裁判にて、石浦傳來の觀音像は則石浦村へ返し、卯辰觀音院には新に佛像を造立す。故に石浦の像は古作なれど、卯辰の像は新作也といへり。按に菅家見聞集に、寛文五年三月より四月迄、卯辰山觀音院本尊觀音三十三年目開帳とあり。寛文五年より三十三年前は寛永十年也。然ば彼の本尊は寛永十年の作佛なる事知られける。依ておもふに卯辰長谷觀音は、そのかみ石浦山王社の本地長谷觀音をかり請、城内の產土神と主張し、卯辰山に一寺建立して觀音院と號し、別當と成しかど、石浦七村の訴訟に依て、彼古作の本尊をば無是非石浦へ返し、其模像を安

此金子とは高札に判金を懸けたるなり

置せしかど、尚も石浦の長谷觀音なる由を申立けるに依て、元祿十年觀音院長谷觀音緣起にも、往古は石川郡石浦村に堂宇ありて、願主は芋掘藤五郎にて、石浦庄七ヶ村の氏寺也と記載し、延寶由來書に本尊由來の緣起開山祐慶代盜難紛失委細不知など載たり。

九月七日。賞を懸けて盜賊及び辻斬を出訴せしむ。

〔萬治已前定書〕

一、當地才川口實成寺へ、去月廿一日之夜盜人候而、坊主をころし候。彼盜人之脇指かけ置候。見しりたるもの於有之者、ひそかに奉行所へ來可申上事。付、此中當地所々に盜人入候。存知之もの於有之者、是又ひそかに可申上事。

一、去月二十日之夜、於田井口やみ打之もの、其外去年已來當地に而辻ぎり仕候もの、存知之仕合就有者可申上事。

右條々存知之もの有之者申て可出、御褒美として此金子五枚則可被下候。縱同類たりといふとも、かへりちうたる間、其科不及改者也。

慶長十一年九月七日　篠原出羽守
横山大膳職
奥村伊豫守

九月十六日。能登羽咋郡羽咋村の諸税を免じ、厳に鹽釜役の上納及び公用の航海に服せしむ。

〔國事雜抄〕

已上

羽喰村之百姓等、以目安申上候條、被遂穿鑿候處、大納言様以來諸役無之筋目を以、中納言様より目安奉行に被仰付、彼墨付有之上は、彌不可有諸役。年來公義に上る鹽釜役並船之御用等、不可有無沙汰者也。

慶長十一年九月十六日

南坊等伯判
岡島備中守一吉判
篠原出羽守一孝判
山崎長門守長鏡判
横山大膳職長知判
巨海齋宗半判

大納言は利家中納言は利長
南坊は高山右近
巨海齋は中川光重

十月十一日。前田利長、能登島の民當摩に牡蠣漁獲税の領收書を與ふ。

たへまは十村肝煎の人名、太間と書す

〔當摩氏文書〕

慶長六年より十年までかき取やくの金子請取事。

金五兩者

右請取所也。

慶長十一年十月十一日　　　　　　　え　　ひ　判

能州　島たへま

十月廿八日。前田利長、石淸水八幡宮の寄進地能登鹿島郡新庄を收めて、新たに鳳至郡光村を與ふ。

〔社家來歷〕

知行目錄

一、三十五石　　　能登鳳氣至郡光村之内

右八幡領能州鹿島郡於新庄村之內雖令寄進、彼地就相違、爲改替渡置候條、自今以後可爲社領之狀如件。

慶長十一年十月廿八日　　　　　　　えひ　利　長　判

八幡寶幢房

是歲。土方雄久の越中新川郡內に於ける采邑を納めて能登に散在する地を與ふ。

〔越登賀三州志來因概覽〕

宮田は、慶長五年越中新川郡布市邑等の一萬石の地を、瑞龍公より土方勘兵衛雄久に分與し給ふに起原せり。此分與に多說あり。茲に公放鷹の妨なるを以て、同十一年（慶長五年より七ヶ年後也。本記此十一年と云をば爲十三年。今作十一年は從宮田方記。作十三年見十二冊御定。）に抵て、能登四郡の內羽咋郡にて十七村、鹿島郡にて二十一村、鳳至郡にて二十二村、珠洲郡にて一村、合せて六十一村一萬石の采邑を以て之に代ふ。

〔小川氏雜記〕

土方領之事

一、慶長五年瑞龍院樣より、越中新川郡布市村等之高一萬石、土方勘兵衛雄久江被遣。

一、同十三酉年、右新川郡一萬石之地与、能州四郡之內六十一ヶ村、高一萬三千石之地と引替被遣。

一、貞享元子年七月土方伊賀守雄直、家中申分に依て、能州・奧州之領知一萬八千石被沒收、能州之領分御代官所江相渡候迄、土方領四代之間、年數四十九年に相成。

家光公御判物迄は、三ヶ國一圓に候得共、家綱公御判物より、御兩家樣共相別る。土方領

分註に本記とあるは三州志鞬櫜餘考なり

下文は十三年說を採りしなり

雄直は雄隆

兩家とは富山藩及び大聖寺藩

貞享元年以下は土方氏宗家の領知な没収せられたる後の沿革なり

御預所とは幕府領な前田氏に寄託したるもの

も此度より、別御朱印に相成歟。
一、御代官井狩十郎殿。貞享元年より元祿二年迄六ヶ年間。
一、御代官金丸又左衛門殿。元祿二年春より同十月迄。
一、御地頭鳥井播磨守殿。元祿二年より同八年迄七ヶ年之間御知行所。
一、御代官古郡文右衛門殿。元祿八年より同九年迄兩年。
一、御地頭宍倉與兵衛殿。元祿九年より同十一年迄三ヶ年之間。
一、御地頭水野隱岐守殿。元祿十一年より同十三年迄三ヶ年之間御知行所。
一、御代官古郡文右衛門殿。元祿十三年より正德三年迄十四ヶ年之間。
一、御代官金丸四郎兵衛殿。正德三年より同四年迄二ヶ年。
一、御代官小泉市太夫殿・窪島作右衛門殿。正德四年三月より同七月迄。
一、御代官日野小左衛門殿。正德四年八月より享保七年まで九年之間。
一、御預所。享保七年九月より至于今。

一、天明五年御領所千路村等御替村有之、物成詰を以御振替有之。
御判物等には相違無之候へ共、籠高之内に而八石七斗二升九合を減じ、新田高に而百三十九

以下、土方河内守雄久五代伊賀守雄隆、大和元年一萬石中千石を割きて弟民部雄賀に與へ、雄賀は千石中百五十石を次子長十郎に分つ。而して雄隆は貞享元年罪ありてその領を褫はれ、長十郎は元祿十六年他家を襲ぎてその領を幕府に收めらる。故に後に殘れる能登の土方領は民部雄賀の領たりといふべきを誤れるなり。

石三斗八升四合相增、指引而百三十石六斗五升五合二勺增となる。

御預地御高並村數

一、一萬四千八十一石三升七合二勺　能州四郡之内村數六十二ヶ村

土方河内守二男民部ゟ、延寶八年分知被仰付、河内守次代伊賀守雄直、貞享元年領知被沒收、當時之土方領は右民部之家也。

覺

一、高四百五十六石五斗四升五合　羽咋郡太田村之内

一、高百八十五石八斗一升四合八勺　同郡四町村之内

一、高二百九石一斗二升六合二勺　鹿島郡清水平村・柑子山村・小栗村・槇山村・外林村（此五ヶ村同郡庵村之枝郷に而高は親村之内に有之候由。土方河内守二男民部に分知被仰付刻、庵村之内より高分れ候由。）

高合八百五十一石四斗八升六合

〔加越能御繪圖覺書〕

能州土方領御預地と成猶知行所相殘候事

慶長五年越中新川郡布市村等（今新川郡太田庄月岡野邊に布市村有之、此邊にても御座候哉。）一萬石之地を（此村附御預地方役にて相尋候得共知不申候由。）瑞龍院様より土方勘兵衛殿（雄久後被任河内守。）に被遣候處、御鷹野之障りと御座候而、同十三年能州四郡之内

掃部は勘兵衛の誤

に而替地被遣。此時一萬三千石餘に相成候由。乍然寛文四年之御目録には、六十ヶ村高一萬石と御座候を以、一萬石と申と御座候得共、御目録に極り高、御替地は能州之事に候得者、込高可有之候。其村々は羽咋郡敷浪村・針山村・原村・神子原村・福水村・白石村今の白瀬村を申候・四町村・太田村但太田村を省いて中山村を加へ御座候得共、中山村は上棚村之枝郷にて、延寶三年より一村建に成候由、左候得者寛文四年之御目録十七村と有之にも加間敷歟。・千路村・上棚村・二所宮村・安津見村・町村・安部屋村・佛木村・松木村・豐後名村。以上十七ヶ村。

能登郡川田村・八幡村・熊淵村・山崎村・花園村・東濱村・大泊村・佐々波村・庵村・江泊村・大野木村・祖濱村・石崎村・瀬嵐村・谷内村・別所村・深浦村・外村・田岸村・横見村。以上二十ヶ村。

鳳至郡鹿島村・鵜島村・大町村・川島村・天神谷村・上唐川村・下唐川村・黒島村・七海村・梶村・藤巻村・岩車村・鹿波村・曾良村・中谷村・院内村・黒川村・河内村・伏戶村・大野村・井面村・時國村。以上二十二ヶ村御目録には二十一ヶ村と有之由。

珠洲郡眞脇村、以上一ヶ村御目録には三ヶ村と御座候由。合六十一ヶ村。

〔箕浦聞書〕

一、越中新川郡富山御城南、布市邊一萬石土方掃部殿知行也。利長卿鷹野に御出、道悪敷御落馬にて、御腹立有て郡奉行引張參候へと、長刀鞘はづし玉ふ。引張て參る。其時郡奉行、是は土方領にて私申事不用と申。利長卿何土方分と申か、土方代官を引張參候へとあり。せこの者其村を取卷、家をさがす。折節土方代官村廻に出不在合。土方殿聞玉ひ、隨分申付候

へども耳遠故迷惑仕、所替被仰付、御國端にて可被下とあり。利長卿御滿足被成、能州にて三千石入込にて一萬三千石被遣。宍水も其内也。如庵先知成により、信連御影堂あり。土方掃部殿は芳春院殿甥也。

慶長十二年

正月十七日。金澤町に於いて豆腐の製造販賣を禁ず。

〔慶長以來定書〕

掟　　金澤町

御分國中豆腐之事、かたく被成御停止訖。自今以後商賣仕儀有間敷候。若猥之輩於有之者、可爲曲言旨被仰出者也。

慶長十二年正月十七日

篠原出羽守
横山大膳
奥村伊豫守

二月十五日。金澤の市人越前屋喜右衛門歿す。

〔越前屋文書〕

一、二代　　空遍嫡子　　越前屋喜右衞門

高德院様ゟ每度御目見仕、口切之御茶・御肴指上申候處、御書頂戴仕候得共、先年火事之砌燒失仕候。

瑞龍院様に每度御目見仕、其上度々御料理被下、喜右衞門宅三度被爲御腰懸、御茶指上申候內、御時服拜領仕候。最前居屋敷被下家作仕候時分、御鷹野御歸に被爲御腰懸、作事奇麗に出來滿足可仕旨難有御意御座候。每年口切之御茶御肴指上申候處、御書頂戴仕候得共、右火事之砌不殘燒失仕候。法躰宗休与相改、慶長十二年二月十五日病死仕候。

一、三代　　宗休嫡子　　越前屋次郎兵衞

瑞龍院様ゟ每度御目見仕、口切之御茶御肴指上申候。兩度に刺鯖・鯖之腹献上仕候處、難有御書二通頂戴仕、今以所持仕候。

微妙院様ゟ每度御目見仕、御料理被下、其上居宅ゟ被爲御腰懸、御茶指上申候。每年口切之御茶御肴指上申候處、御書頂戴仕、並御被露狀數通被下、今以所持仕候。江戸御上下遠御迎御見送り罷出申候。

三月二日。前田利長越中礪波郡五箇山昨年の稅として鹽硝を領收す。

〔五箇山古文書〕

慶長十一年五ヶ山納所のゑんせう請取事。
合二千斤者、但中目四百貫め。
右うけ取相濟所也。
慶長十二年三月二日　　えひ判
五ヶ山市介

三月五日。富山城修築の材を能登羽咋郡に採らしむ。

當城は富山なり

〔越中國田氏文書〕

已上

御當城作事爲御用、羽喰山へ大鋸そま被遣候條、手傳之人足、よき取並小屋以上之事、御奉行田邊市内相談可令馳走候。於無沙汰者可爲曲言者也。

慶長十二年三月五日
篠原出羽守一孝　在判
横山大膳職長知　在判
奥村伊豫守家福　在判

羽喰郡菅原村百姓行政

四月二日。前田利長、越中礪波郡五箇山の税として鹽硝を徴することを

廢し、代ふるに貨幣を以てするを命ず。

〔國初遺文〕

慶長十二年より、五ヶ山納所金子四十枚に相究候。五ヶ山中田畠、ここごこく念を入見立、引ならし納所相調候樣に可申付候也。

慶長十二年四月二日　（利長）印

五ヶ山市助

〔改作方雜留〕

五箇山納所

一、慶長十年　金三十枚　鹽硝　千五百斤

同十二年　金四十枚　鹽硝　二千斤

其後四十五枚。　鹽硝は御買上に成。

十二年は十一年の鹽硝二千斤と當年の金四十枚とを納めたるなり

四月四日。加賀石川郡白山村の用水路破損したるを以て村々をして修理せしむ。

〔改作所舊記〕

大納言は前田利家

筑前守は前田利常

石川郡へ取候白山之井口、去年之水に損じ候由、先年大納言様被仰付之通、爲在々水道之普請可致之候。そだ伐候山之儀、可爲如前々、時分柄儀候間、於油斷可爲曲言者也。

慶長十二年卯月四日　　御算用場　印

石川郡在々肝煎中

五月三日。前田利常駿府城の修築を課せられたるを以て、是日利長法令十七章を制して家臣に頒つ。

〔國初遺文〕

今般駿州御普請に付、筑前守家中之面々法度之事。

一、喧嘩口論等之義、他家衆と於仕出者、不構理非此方之者可令成敗。口論たりといふとも、如何樣にも相手存分に可申付候。此度之義におゐては、如何樣之義も可令堪忍心持専一に候。たとへ恥辱之樣に相成候とも、其段不苦候間、可成其意事。

一、家中喧嘩口論之義、不及理非可令双方成敗。此度公義大事之御普請に候間、存分有之義に候共、堪忍せしむる輩は神妙に可存事。

一、町宿賴事令停止候。則小屋懸可仕事。

一、諸侍小者以下に至迄、辻歌・辻立、並無由所に夜ありき、辻すまふ、諸事ありき候事、か

仁たる本のまゝ

たく令停止事。
一、他家衆と不寄上下參會令停止。但御普請於談合、格別たるべき事。
一、路次□□於何方も仁たる面々見付□□打可爲曲事事、殊吏御所樣御昵近衆に對し、少も慮外ヶ間敷義、以來聞付候はゞ、主人共に可爲曲言事。
一、駿州御城回・町中近邊並御普請場において、馬に乘候事一切可令停止候事。
一、他家之者不寄上下老若、たとへ緣者・親類・知音たりといへども、一切不相拘、當座之宿をも仕事、越度可爲曲言事。
一、御普請之內、町中並在鄕何方においても、諸事買物之義押かひ仕族於有之者、不寄上下可爲一錢伐、聞隱・見隱不申樣に、手前〳〵召遣者共に、兼而置目申付、堅處置可仕事。
一、御普請中自身之油斷、如在之族於有之者、互穿鑿仕、其身油斷之輩於有之者、注進可申越事。
一、御普請丁場割之義は、普請奉行次第に可仕、惣樣つもり以下之義は、おとな共普請奉行、能々令相談可申付事。
一、御普請丁場其外振廻之事、一汁二菜並引菜一つたるべき事。
附、酒常々京盃三つ宛之事。

客人は咎人なるべし

筑前守は前田利常

普請爲奉行は爲普請奉行

一、家中不寄上下、諸勝負一切可爲曲言事。

一、家中之者共不寄上下、女ぐるひ並若衆ぐるひ堅令停止事。附、下々不寄男女、他所之者普請中抱召仕事、一切可爲曲言事。

一、普請場・小屋懸たりといふとも、火事仕出不申候樣に、下々堅令罸目可申付候事。

一、侍・小者によらず、家中に而自今以後不相届義仕、何之家中に有之といふとも、此度之義におゐては、たとへ如何樣の客人たりといふ共、一切不可相構。當御普請中に、下々立走、他家に有之族候者、聞屆緣取仕、いかにも神妙に相理可申、卒爾にとらへ申義可爲曲言事。

一、御普請役之義、手前〳〵未進過上之帳面封じ、筑前守・我々方に普請爲奉行注進可仕候條、未進過上之面々於有之者、互穿鑿仕、則普請爲奉行催促可仕。此度之御普請大事に候間、可入情事肝要に候。過上之面々は筑前守に申、以來はうび可申付事。

右之條々若違犯之輩は、以來聞付次第、越度可爲曲言者也。

慶長十二年五月三日　　　　利　長　判

金澤年寄中並普請面々中

六月廿三日、前田利長、山崎長德及び靑山吉次に書を與へて、駿府城の課役に赴かざる士を處罰せしむ。

長門　と　ひ
さご參

長門は山崎長徳、さどは青山吉次

なを〳〵きつと申付可申候、以上。

あはれさぬ本のまゝ

いへなどはあはれさぬやうに申付可申候。

わざと申入候。仍今度はふしんにまかりのぼり不申物ども、此かきつけのごとく申つけ可申候。

一、おか崎久三郎

一、長木か右もん

此兩人はせいばいいたし可申候事。

一、大町少右もん

とびたは富田なるべし

一、とびたでん兵へ

一、こにし次太夫

一、千ふく長左

此四人おば、早々おひうしないい可申。國中にい申候はゞ、これもせいばい申付可申候しと。

いはれは結はれけさんは見參なるべし

平右は高畠氏なるべし然れども平右衛門定良は慶長六年に歿せしが故にその子甲斐重定の事にてもあるべきか長九左は九郎左衛門連龍

六月廿三日

九月十五日。前田利長、長連龍等に書を與へて、駿府城營繕の事その緒に就けるやを問ふ。

〔國初遺文〕

はやく〳〵御ふしんにとりつかれ候や、うけたまはり度候。其方ぢん取いうみてには、さくをもいはれ申候。もつこも候。なを明日けさん見可申候。いづれもくみ中へも申度候より。

九月十五日　　　　ひ　　　む

平　　右殿

長　　門殿

長　九　左殿

九月十八日。前田利長駿府に赴きて德川家康に謁し、後又江戸に行きて秀忠に見ゆ。

〔舊藩遺文〕

爲見舞書狀披見候。依而十八日至駿府參着候。十九日御禮申上、仕合無殘所候。今月二十日

無冥加候は無冥加殘所なるべし

御茶被下、無冥加候樣子共可心安候。頓而可歸城候、謹言。

九月二十日　　利　長　判

奥野紀伊守殿

〔桑華字苑〕

一、利長公慶長年中に、富山より駿府に御出、其より東海道を江戸に御下向の時に、此度駿府江戸のいきほひと思召なり。道にて諸國の大名どもにあふ事在べし、見苦敷して叶まじ、なるほどきれいに御供中用意すべしと被仰出、騎馬五十騎に虎の革のくらおほひ一つ宛、らしやのかつぱ一つ宛被下。扨信州善光寺より甲州へ御かゝり、女坂・柏坂を御通り、駿府に被成御座、其より江戸へ御下向なり。相州藤澤御泊りなり。何者申出ることもなく、是より鎌倉には二里ならでなし、此次でに鎌倉を見物せずば、もはや我等命の內には見る事在まじ、立よりて見物せんと云。尤なり、我もゆかん人もゆかんと云まゝに、五十騎の馬上三十騎ほど行、やう〳〵二十騎計御供し、江戸に御入被爲成時、川崎の邊にて西國大名に御會被成、御跡を御覽被爲成に、以之外無人なり。利長公御機嫌あしく、御せんさく被成候へば右の仕合なり。可在事に非ず、是ほどの事に切腹も御扶持をはなさるゝ事も如何なり、何と可被成と御腹立、過銀を出させよと被仰出。かしこまると申上けるが、終に過銀のさたもなかりしと

困は疲れなるべし

利光は利常の前名

也。

一、右の御歸りに飛驒越を被成、越中八つ尾ゟ御出、御堅固に富山へ御入城、十日計過候。利長公困もなをり、神通川ゟ狩に御出。然所に飛驒の方より、乘馬乘懸ひきもきらず來る。利長公御覽被成、あれは何者ぞと御尋。今度御歸に、御跡にさがり申者ども、頃每日あの通と申上る。にくきやつばらかな、困さがるとても一日か二日は尤なり。唯今來ると云事在べきかとて御立腹の由なり。

是歲、前田利常、金澤の市人金屋彥四郞に對し、利長の例に倣ひて漁船十艘及び町並の諸役を免除す。

〔金澤家柄町人金屋彥四郞藏文書〕

獵船十艘分國之內浦々諸役、付町並之諸役末代免之者也。

慶長十二年　月　日　　利　光　判

新太夫むこ彥四郞

是歲、金澤野町の郊端舊と刑場の地を眞宗因德寺に與ふ。

〔金澤古蹟志〕

舊藩國初刑法場跡

野町三丁目因德寺の寺地邊、其遺蹟なりといひ傳へり。按に因德寺傳記に、慶長十二年に元刑法場の跡地を賜り、寺創立すとあれば、慶長十二年より以前に、此地邊町地と成、刑法場は泉村の村地、今泉新町養清寺橋邊へ追ひ出されし事知られけり。おもふに野町の地を町地と成たるは、慶長十二年より遙以前にて、卯辰觀音院傳來古筆の覺書に、犀川神明の社地古肥前樣當地御移之砌被下、同年十一月遷宮のよし記載す。是慶長五年の事也。又慶長八年四月利長卿在判定書に、泉野新町新儀に取立云々と載せられたれば、慶長八年に既に野町より以南の町端をば、追々町地と成したりし事いちじるし。されば國初以來の刑法場をば泉新町の地へ遷されしは、慶長五年より以前なるべく、そのかみ町地と成したりしかど、元刑法場とて空閑の荒地となり居りしを、慶長十二年に因德寺開祖敬惠に賜りたるなるべし。抑刑法場は、市中町端の外に設け置けるものにて、金澤町端上下共、其時世に依りて違へり。佐久間盛政の頃は、松原町の邊町端なりしと、加府事蹟實錄にいへり。舊藩祖利家卿金澤入城の初は、犀川口は香林坊橋邊町端にて、今の片町·河南町邊、都而河原なりし故に、犀川橋の向ふ蛤坂の下邊に刑法場あり。淺野川口は枯木橋邊町端にて、淺野川橋爪掛作りの邊に刑法場あり。宮腰口は安江町の末町端にて、舛形橋邊に刑法場ありといへり。

古肥前は前田利長

是歲。前田利長越中礪波郡安居寺に梵鐘を寄進す。

〔寺社來歷〕安居寺由來書

鐘之銘に、慶長十二年鳳温下旬、瑞龍院樣之御寄進、御奉行之名、其外別當・役人之名、具に彫付御座候。鐘の御供養被爲成候。御自筆之御書被下候事。

慶長十三年

二月七日。金澤附近に於いて雲雀を捕ふるを禁ず。

〔萬治已前定書〕

法度

右當地於近邊、ひばり取候事堅御停止候。若背此旨もの有之候者、可處罪科旨被仰出候者也。

慶長十三年二月七日

二月十日。本月廿五日より新製の桝を用ふべきを令す。

〔慶長以來定書〕

定　　　　　金澤町

越中・加州・能州三ヶ國うりかひ舛之儀、一統に相改可遣之旨被仰出候之條、二月廿五日以前兩人之奉行より新升を可請取。若右之日限以後、ふる升をめしつかひ候もの有之ば、可爲曲事者也。

慶長十三年二月十日

篠原出羽守

橫山武藏守

奥村伊豫守

武藏守は橫山長知、此月山城守に改む

二月十四日。居村より脫走せる農民の穿鑿等に關する法令を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、去年被仰出候三ヶ國在々に、十村・組頭・肝煎、召寄走百姓穿鑿之儀、御代官衆・給人衆不及相屆、公儀より可被仰付候條、給人・代官存分有間敷事。

一、御分國中、對百姓等公儀之御用於有之者、御代官衆・給人衆不及相屆、奉行所よりすぐに可被召寄候。其時給人・代官爲日用召寄、公義之御用致懈怠義有間敷事。

一、走百姓御穿鑿のため、十村組之肝煎方へ召符之事、此衆中誰々手前に而調候共、不及異義可有加判事。

富山樣は利長
巨海齋は中川宗重

一、三ヶ國十村組肝煎背御法度旨、不相屆仕合於歴然者、奉行所より得御意、御諚次第可爲成敗候。至其時御代官・給人として申分有之間敷候之事。

一、走百姓之儀、如御法度十村組として尋出、當給人に可相渡事勿論候。萬一走百姓致他國、當分於不罷出者、彼是百姓手前は年貢米並夫役諸役之事、其村中相給人中之並に令算用、右之爲十村組可致沙汰候。彼是百姓無還住間之儀者、田畠爲十村組致耕作、年貢米諸役右之並に年々可致沙汰事。付、此法度以前之走百姓之儀者、最前請人任證文之旨可相究事。

右被定置趣、若相違之輩於有之者、誰々雖爲手前、爲御横目衆富山樣へ可有言上者也。

慶長十三年二月十四日

巨海齋宗半
江守彦左衛門元家
奥村河内守榮明
岡島備中守一吉
篠原出羽守一孝
山崎長門守長鏡
横山山城守長知
南坊等伯

三月朔日。越前領二口村の農民、地境を爭ひて加賀能美郡佛師ヶ野に亂暴す。

茲に能美郡河原山村の後山の獨活平といふ所、古へより河原山村の者耕耘し來るを、木村主計・大橋九郎兵衞・石川茂平丈量して、後山分百石餘の草高に究るを、慶長十二年他領の二口村の百姓來り、此地は二口村領と謂て亂暴す。時に牛首村の藤兵衞越前領佛師ヶ野村加賀領へ來り、獨活平を中分し疆論を治めんとす。然れども河原山村の者肯ぜざるゆゑ、明年三月朔日三屋野村加賀領の界枕尾より二口村の領山といひ募り、河原山村の山上へ群出し、鬨を擧げて放銃す。仍て河原山村よりも邑卒を率ゐておりの峰といふ所にて迫合、二口村の新四郎・四郎三郎といふ者の首を獲る。而してその村人岩といふ者の首は、二口村のもの〻爲に斬取らる。是より兩方共に後山へ手入まじくの令あり。是に於て河原山村の者、後山分年貢高減却するを以て、上收の摠高の減少を乞ふといへども、國高に支へあるを以て、向後此村の夫銀諸役免許の令有て、今に至る。〔越登賀三州志來因概覽〕

七月三日。前田利長越中礪波郡八講田の村民に對し、本年分上納の八講田布の領收書を與ふ。

〔有賀家文書〕

慶長十三年八講田かい布請取事

一、うね布五端　一たん付一俵八升づゝ。

此米五俵四斗。

一、中の布三十端

此米二十九俵三升五合、一たん付四斗四升四合五勺。

一、下の布三十四端　一たん付一俵づゝ。

此米三十四俵。

合六十八俵四斗三升五合

右うけ取所也。

慶長十三年七月三日　　えひ（判）

八かうでん百せう中

八月十二日。前田利長、加賀河北郡森村の民居を北陸沿道に移さんと請ひたるを許す。

〔國初遺文〕

書狀ひけん候。仍くりから村・竹のはし村の間森村、大みちへ出度候由。ちかごろもつとものの事候。おうくわんの物ごもひぶんの義など申かけざるやうに申つけ、ねんの入度候𛂞。

八月十二日

いよ 參る

ひ

いよは奧村永福

八月十五日。加賀河北郡に新立せる森村の諸役を免除す。

〔國初遺文〕

定

森 村

當地於新村、往還の者ごも少も非分申懸もの有之者、可爲曲言候。然者郡役之義は、被成御免許旨被仰出者也。

慶長十三年八月十五日

奧村伊豫守家福 判

篠原出羽守一孝 判

横山山城守長知 判

家福は永福の前名

慶長十四年

三月十八日。富山城災あり。前田利長難を同國魚津城に避く。

八月十六日とあるは誤なり

八月十四日も亦非

〔三國事蹟集覽〕

一、富山大火事は、慶長十四年三月十八日御城下鼬川邊小家より出火、武士町屋敷御城御燒失、侍屋敷の内神戸清左衞門一軒殘り、利長公被爲移。夫より魚津之御城ゐ御入、關野に御隱居城を被築度旨、宮崎藏人を以御願相叶、關野に新城被築、高岡と御改、八月十六日御移徙有之。

〔可觀小說〕

慶長十四年三月十八日富山城下鼬川之邊より（柄卷師彦三郞）失火、御城以下士商之家不殘燒失。神戸清左衞門居宅無恙に付、瑞龍公暫く是に被成御座、魚津にて靑山佐渡居第へ被成御座候。富山は火災有之地之由にて、御城を關野へ御移し可然とて、其趣宮崎藏人を御使として、江戸・駿河へ御示談之處、御勝手次第との義にて、日夜普請有之、同年八月十六日魚津より御移り、改名にて高岡城と云。

〔袂草〕

同十四年己酉三月十八日富山の城燒失、魚津の城へ移玉ふ。（時靑山佐渡魚津を守る。）同年越中關野を開、新城を築きて高岡と名付玉ひ、同年八月十四日に移玉ふと云々。

〔異本藩政類聚〕

慶長十四年三月富山の御城燒失に依て、宮崎藏人重元を江戶へ遣され、關野に新城を御築き有之度旨を御達あり。藏人往來十一日にて歸着、御望の通仰出さる旨申上る。藏人に白銀三十枚・御胴服を被下。八月十六日關野新城成就、利長公魚津より御移徙有て、高岡の御城と稱す。

〔三壺記〕

慶長十四年春三月十八日鼬川の端なる柄卷屋彥三郞家より火を出し、折節風烈敷火の℃四方にちり、御城を初め侍屋敷不殘燒失し、忽ち野原となる。千石町神戶淸左衞門家殘り、利長公是へ入らせ給ひける。其節哀成は、御寵愛の女中方を御居間の土藏へ入て、老人一人附置給ふに、一人も不殘果にけり。千石町に三日御逗留有ける所に、魚津の城代靑山佐渡より御膳を上、夫より魚津へ入らせらる。金澤より人持・物頭不殘馳參じ、滑川・新庄・水橋迄宿札打相詰御用承る。御前に人持等伺公し御咄の上に、富山と申所は度々火事の參る所也。富山の火事は必劍村の火事と申傳候間、御思案被成、所替をも可被遊やと申上ければ、更ば此節に所を替んと思ひ給ひ、關野は可然所也と御繪圖被相調、關野へ御越被成度旨、江戶へ御使として宮崎藏人を遣はされ、往來十一日にて罷歸り、越中の內何方にても願の通との奉書下りければ、利長公御悅喜有て、藏人早速罷歸手柄の由御意有て、御胴服に銀子三十枚被下ける。

關野へ御出有て御指圖被仰付、御作事を急がせ給ふ。

〔壬寅妄志〕

同十四己酉年三月十七日瑞龍公御座富山之御城、町中ともに失火に付、同國射水郡關野ヶ原に新城を御取立、夏秋中迄に城普請御作事共に出來、高岡と御名付御移徙也。御普請出來い間は越中魚津の城に被成御座候。

本文火災を十七日とするもの前條と異なり非なるべし

〔前田貞親手記〕

其年三月十七日、富山御城町共に燒失に付、夏中は同國魚津之城に被爲入、三ヶ國之人夫を以御普請御作事御急被成、高岡城落成、十月頃御入城、同十九年迄六ヶ年御在城之由。

十月頃とあるは誤なり

〔前田家雜錄〕 有澤永貞談

一、慶長十四年三月十六日富山城下大火に付、關野原に城を築き、高岡と改。同年十月構御殿等出來御移徙也。尤三ヶ國より夫集ると云へども、其間漸六月二百日の前後也。尤塀櫓等は其後作之と也。高山南坊之繩張と云傳る也。

〔天寛日記〕

三月廿二三日に係くるもの亦非

一、廿二・三日頃羽柴肥前守領地越中富山城燒亡。靑光脇差・落葉肩衝いみ火難を免、其外財寶悉燒亡。

〔前田家雜錄〕　前田駿河守殿御談

一、瑞龍院樣富山御在城之時、火事出來御城燒失之時、金澤より諸侍懸付けるに、蔦卷隼人一番に駈付ること也。此儀を隼人に或時、如何して其時は先立て被參けること被尋ければ、隼人申けるは、別に替たる儀も無之候、火事之由を聞て、家來共に飯を三人前用意させ、上下共に一飯をば食し、二飯を用意こし、馬にも喰物を用意して、乘出を地道より少はやめて、くりからに至る處に、爰彼處に馬を乘斃し、人は疲て所々に在之。隼人倶利加羅を、上り坂は馬より下り步行し、峠よりあなた馬上となりぬ。如此故人馬不疲して早く着せしとぞ。惣じて隼人は、常々多言になく、ねばき人也。御用の事をも目をふさぎ居て、相役に埒明させてのみ居けり。扨何も入くみたる相談の時は、人の不及ことを云出せし也。

四月四日。先に富山城燒けたるを以て、德川秀忠前田利長に慰問狀を與ふ。

〔國初遺文〕

其元不相殘火事出來之由、無心元候に付即申達候。委曲本多佐渡守可申候、謹言。

卯月四日　　　　秀　　忠　判

越中中納言殿

四月五日。徳川秀忠再び使を前田利長に送り、與ふるに目錄を以てす。

〔國初遺文〕

其許火事之義無心元候而、重而指越使者候。仍而目錄之通指越之候。委曲都筑彌左衛門可申候、謹言。

卯月五日　秀忠判

越中中納言殿

四月六日。前將軍徳川家康亦前田利長の罹災を慰問し、新城は隨意の地を擇びて之を築くを許す。

〔國初遺文〕

不慮之火事出來候而、居城悉燒失之由、不及是非候。居城普請之儀、何方に而も其方次第候。御氣遣有之間敷候。定而將軍より、右之分に而可有之候。爰許も火事之時分取亂候間、其地之義推量申候、謹言。

卯月六日　家康判

越中中納言殿

四月十日。徳川家康再び前田利長に使を遣はして罹災の事情を徵し、與

ふるに衣服・夜具を以てす。

〔國初遺文〕

其地火事出來、無心元候條、以使申候。其元之樣子委敷承度候。然者小袖五十、夜の物十進之候、謹言。

卯月十日　　家康　判

越中中納言殿

四月十日。前田利長德川秀忠に返牒して、火災慰問を謝す。

〔國初遺文〕

被成下御內書、謹而頂戴忝奉存候。不慮之火災出來仕候。誠早々被下御下知候段、冥加至極奉存候旨、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

卯月十日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

四月廿二日。前田利長、高岡城の設計に關して書を神尾之直等に與ふ。

〔諸家所藏文書寫〕

尚々こしよりごもやしきなど大方はり候はゞ、早々ゑづをもちてこし候べく候。

せんごのしろごりのゑづに、やしきはりのさしづをつきあはせ候て、此方へもちてこし候べく候。大方此方にてみ候て、きにあはず候所候はゞ、ごんがう可申候しく。

四月廿二日

づしよ　ひ

いながき

（はりは割り　づしよは神尾之直　いながきは稻垣與右衞門）

四月廿四日。前田利長德川家康に返牒して、先に火災慰問の爲に物を賜はりたるを謝す。

〔國初遺文〕

就火事義、重而被成下御内書、謹而頂戴忝奉存候。仍御服五十・御夜之物十、種々拜領誠有難次第、冥加至極奉存候。猶横田甚右衞門殿可被仰上候間、宜預御取成候、恐々謹言。

卯月廿四日　羽柴肥前守利長　判

村越茂介殿

五月。芳春院夫人京都紫野大德寺の塔頭に建立したる伽藍成り、之を芳春院と號す。

〔考據摘錄〕

慶長十四年五月芳春院君、於京都紫野一寺御建立、被號芳春院。

〔寺社來歷〕

紫野芳春院住持

開山　玉室和尙　珀首座
　　　玉舟和尙　璠首座
　　　一溪和尙　什首座
　　　宥峯和尙　恕首座
　　　心嶽和尙　欽首座
　　　桂　嶽　　黯首座

但桂嶽未和尙に而無御座候。

右之通御座候。玉室和尙之師匠春屋和尙ゟ御相談に而、慶長十二年より御催被成、同十四年芳春院御建立出來、春屋和尙之弟子玉室和尙ゟ住持被仰付由に御座候、以上。

十一月十日　　伊藤平右衞門

戸田靱負樣

御紙面致拜見候。紫野芳春院御建立之儀、先年宥峰和尚より被書出候紙面に、芳春院樣春屋ゐ法を御聞被遊、其以後御菩提所御建立被成度被思食、春屋ゐ御相談に而、則御寺御建立之由に御座候。左候へば芳春院樣より之御相談と相見申候、以上。

十一月十五日　　伊藤平右衞門

戸田靫負樣

〔關屋政春古兵談〕

芳春院樣京都紫野大德寺春屋國師御檀那にて、國師の弟子玉室を坊主子になされて、大德寺の內大仙院・惣見院・眞珠庵の寺內を御召、芳春院を御建立也。

〔關屋政春古兵談〕

芳春院の開山玉室和尚は春屋國師の弟子也。芳春院樣御取立にて、大德寺の內大仙院の寺內惣見院の寺內を、大分の金子にて御買被成、芳春院を御建立、玉室和尚を住持に御居被成。大德寺廿四塔頭の內也。寺領九十石、是は永代也。大德寺二千石の御朱印の內也。此外大津にて御合力米在、大德寺一山にて福貴の寺也。扨芳春院は玉舟に讓り、玉室は紫野の古御所とて、往昔常盤御前の住玉ふと云屋敷在を、田屋の登甫と云者永代買取て、結構成寺を建て玉室の隱居所とす。大元庵と云。大元庵・高林庵・通天庵・貞學庵四ヶ寺は、芳春院の寮舍也。

塔頭と云は直參の心也。寮舍と云は陪臣の心也と云々。

〔可觀小說〕

一、紫野芳春院、芳春夫人御自書達摩の御賛

おしへ置其ことの葉をしるべにて、心の奥をたづねしらばや。

過し來し六十あまりの春の夢、さめての後は嵐吹なり。

肖　像　　號芳春院花巖宗富

大夫面目。意氣凛然。摩尼在手。衲衣掛肩。瞞却月上。壓倒華鮮。龜齡鶴算。億萬斯年。

慶長十四己酉稔仲夏下浣春屋宗園書八十一歲

奥に芳春夫人御自賛自書二首

くもりなき秋のみ空の月影を、心の水にうつしてぞ見る。

なき跡のかたみまでとや殘すらん　六十餘の春の面影。

御發句一首

夕霧や秋のちぐさの花ぐもり。

六月廿六日。幕府の令を傳へて、銀子灰吹及び筋金吹分を禁ず。

〔慶長以來定書〕

銀子はいふき並筋金吹分之事、諸國就御法度、越中・加賀・能登三ヶ國之儀堅可申付旨、從駿河被仰出候條、於自今以後堅被成御停止畢。若みだりの輩於有之者、則可遂成敗旨被仰出候、仍如件。

慶長十四年六月廿六日

篠原出羽守
奥村伊豫守
横山山城守

七月十一日。前田利長越中新川郡に舟渡を設けしめ、草島・千原崎・今市三村の棟役若干を免除す。

〔越中古文書〕

掟

草島村
ちわら崎村　兩新町
今市村

一、今度始而往還之舟渡申付條、兩新町之儀諸役平夫令免許事。
一、當町へ罷出者共事、於何方も無構者可罷出事。付、三ヶ村棟役、爲舟頭分十間分令免除事。

舟頭は船頭なるべし

はるきはわるき

づしよは神尾はうきは松平

一、富山・岩瀬並當舟渡之外、わき〳〵舟渡令停止事。

右可成其意者也。

慶長十四年七月十一日　(利長)判

八月廿六日。前田利長高岡築城の石壘崩壞せるを以て、書を神尾之直等に與ふ。

〔諸家所藏文書寫〕

高岡の本丸つきどめ、いづれもくづれ申候。三ヶ國の物ども、久々本丸のふしんにかゝり、よう〳〵此間出來の所に、石がきくづれ申候由候。我々しやはせはるきゆへ候。くるしからず候間、くづれ申候所にわ、もがりなどゆいまはし候ておき申候やうによく候べく候。はるへなり候て、なりしだいにいたし可申候。本丸のへい並つちはし出來しだい、ふしんの物あけ可申候間、内々其心へ候べく候。さくじさへ出來候へばよく候かしく。

八月廿六日

づしよ

はうき　　ひ

はたましは
わたまし

九月十三日。前田利長高岡城に移徙す。

〔諸家所藏文書寫〕

尙々三分一ほど人をのこし候てくれ候ように申度候。

わざと申入候。依十三日はたましいたし申候。內々申ごとく、其いせんに加州ふしんの物あけ度候間、兩人より此よし申さるべし。いまだうちつゞけられ候はんと申され候とも、たつて申候て、くつろぎ候ように申さるべし。こんどはおの／＼せいの入候ゆへ、此じぶんはたましまんぞく申候由、兩人よく申度候かしく。

九月五日　　ち　ひ

づしよ

はうき

〔壬子集錄〕齋藤四郎左衛門覺書

覺

芳春院樣御祈禱被仰付候　陰陽師

吉田右衛門

上方へ罷登果申由

此の日附の年不詳

同　せがれ　吉田右衛門
御當地にて六七ヶ年以前果申候

孫　吉田市左衛門
只今御當地に罷在候

右陰陽師吉田先右衛門儀、於江戸芳春院様御祈禱被仰付候。瑞龍院様御隠居被遊候刻、高岡御城御地祭之儀、南光坊に被仰付候處、芳春院様被爲聞召、現在之御祈禱之儀には、陰陽師之役に御座候。沙門に被仰付候は不可然被爲思召候。吉田右衛門を御國ゟ被遣候間、早々罷越御地祭仕直可申旨、芳春院様以御意高岡へ罷越御祈禱相勤、御城出來、色々致拜領候由。御在國之刻、右衛門儀高岡に相詰、於御前御咄なども申上、度々御懇之御意御座候而、金澤町屋並に居屋敷被下之、數年御祈禱相勤。且又他國より御當地ゟ罷越候陰陽師之分改之、むざと仕たるまぎれものなど有之候者、當分に而も指置申間敷旨吉田に被仰付罷在。其後上方よりせがれ右衛門を召寄置、其身は上方へ罷登果申旨、常々二代目右衛門私ゟ物語仕候。孫市左衛門と申者之儀は、若年の時分親年寄申候故、家職傳不申內死去仕候付而、市左衛門儀只今廿四五に罷成、御家中に奉公仕、母を育罷有申候、以上。

七月八日　　齋藤四郎左衛門

高岡定塚

【重輯雜談】

一、越の高岡に定塚あり、下の町端に定塚と云所の小家どもあり。是は慶長十四年酉の歳高山南坊（元右近と云、高槻の城主太閤へ被仰て、當國に堪忍料二萬石にておかれ、御茶湯相手也。瑞龍公御世、耶蘇禁斷の時、江戸よりの命にて被放逐、西洋國諸記に具なり。）に縄張被仰付、關野（今の高岡）に新城を被築。初高丘と云、後に被改高岡。奉行稲垣與右衛門にて、堀を掘せけるに棺一を掘出す。古き棺にて利長房と云札あると申上るに、瑞龍公聞召て、如元棺を埋置候へと被仰、三の丸の外北東の隅に改埋。今に其所を定塚と云。偖所に言傳る趣は、二三百年も已前か、利長房と云修行者此所に來り、此地に末世に及で城を築き、城主となるべし、何も聞置て後世に傳へよと云て定に入けると申傳と云々。所の者ども此傳來を知るといへども、公義を憚り忌て不知といひ、又達てといへば利乘房（長を態濁唱來る也）定塚と申傳るは是也、由緒は不存と答と云々。此事實に可有事にも無けれど、御字二とも同きも有間布事にては無儀、又不思議とも可申哉。

九月十七日。村井長明再び前田利長に仕へて二百石の扶助を受く。

【加賀古文書】

爲扶助、越中新川郡之内を以、二百石之所充行、御目録別紙に有之、全可令領知狀如件。

又兵衛は長明

豐後は又兵衛の父長頼

殿樣は利家　勘十郎は長明

慶長十四年九月十四日　　利　長　判

村井又兵衛殿

〔象賢紀略〕

一、村井又兵衛去年らう人いたし、淺野彈正殿に芳春院樣より江戸にて御あづけ候處に、よく〳〵村豐後御存ゆゑ、殊外御懇意、彈正殿知行所まかべと云所に、忝御しつしにて居申候へば、肥前樣めしなほされ候はん由、江戸へ御下の時被仰出、則江戸にて御禮申上候。富山火事、御城もやけ、高丘にて御禮申上候。其時神尾圖書・奥村長兵衛兩人をもつて、色々忝御意、以來一かど御取立可被成旨に御座候。忝御請申上候へば、頓而利長樣御遠行ゆゑ此躰に有之申候。少しさい候て、伏見の時分大納言樣に、又兵衛小々姓に御奉公申候刻、利長公又兵衛に御いしゆ事御座候。其ゆゑ後々までも何かと身上ちがひ申事。

〔陳善錄〕

一、殿樣御機嫌事の外よき時、又は御しかり候時に、勘十郎を小又兵衛と御意候。其時は我が父豐後におれが付た又兵衛に候。今程武道事は、天下しづまりなく候間、好奉公仕、年たけ二十に餘りたらば又兵衛に成申候へ、その時は小又兵衛と云まじと、今も度々御意被成候。忝奉存候。かやうの御詞の末生々世々難有奉存候事。

九年とあるは誤

八月十六日亦非

十月朔日。高岡關野神社の神職豐後をして新城の祈禱を行はしむ。

〔高岡關野神社主關氏舊記〕

關野神社熊野之開闢、往古當國熊野邑熊野神社於、天曆二年仁關野鄕下關邑今高岡御阪止云所爾奉勸請、即奉號關野神社熊野權現云々。然仁慶長九年大納言利長卿、關野鄕仁新城御築御繩張之節、右宮地就御用、神主豐後へ被仰渡、則加久彌神社之境內仁奉移云々。這頃所之名於高岡止被仰付、至慶長十四年新城成就。同年八月十六日御入城。同年十月朔日新城之御祈禱被仰付。同月十一日高岡御城へ、御祈禱之卷數・神酒指上、則御受納之御紙面御印物所持仕。其砌拜領之狩衣于今所持仕。

かりぎぬの御れいの事□申あげ候。御くわんじゆ御くう御みきあげられ候。御ゑんぞくのよしおほせられ候。一だんの御きげんにて候。御心やすく候べく候。

十月十一日　　せんふく

かんぬしぶんご

是歳。江州木ノ本の革多孫右衛門等越中高岡に移住す。

〔越中古文書〕

皮多之事

孫右衛門
孫七
次兵衛
與三兵衛

右皮多孫右衛門先祖、江州木本村之者に御座候所、御鷹師千田庄左衛門殿口上を以被申上、慶長十四年當國に引越、翌年御書御印六通並古定塚町高居屋敷千二百歩拜領仕、同十九年にも御印一通頂戴仕る。正保二年に古定塚町より横田町端に引越、横田村宗四郎方より請地。

慶長十五年

二月朔日。前田播磨守利好卒す。

〔壬子集錄〕

慶長十五庚戌二月朔日、俊巖玉英居士、前田五郎兵衛樣御子播磨樣也。御影御位牌御座候。當寺中に御墓御座候。

閏六月二十日　　能州七尾　長齡寺　徐映判

閏二月八日。前田利常尾張名古屋城築造助役の爲に出張を命ぜらる。後

利光は利常の前名

利常二の丸の石垣を築く。

〔德川實紀〕

八日、尾州名古屋の城新築をいそぎ給へば、駿府に參覲せし諸大名、みな暇給はりて尾州に赴く。松平筑前守利常・加藤肥後守淸正・池田宰相輝政（中略）等は西國・北國のともがら、各人數に家臣をそへ出し、名古屋の地に假舍を設けて群參す。

〔尾陽始君知〕

慶長庚戌十五年正月二日、家康公名古屋に至り給ひ、以牧助右衞門信次繩張有。西國・北國の諸大名に命じて、尾州名古屋の城を築かせらる。同閏二月八日、大樹秀忠公命を承、此間駿府に有ける西國衆、名古屋御普請のため尾州に赴く。今度尾州名古屋御城御普請等、御手傳被命諸大名衆。

加賀能登　本名前田　松平筑前守利光

百三十四萬二千五百十石　三割加て

本百三萬二千七百石也

〔天寛日記〕

三月廿九日

此春名古屋城築造に預る輩左の如し。

請取場所五千百二十一坪、松平筑前守利光。百二十二萬二千七百石、加賀・能登・越中。

〔天寛日記〕

六月三日

一、尾州名古屋の城二の曲輪、當春より加賀利光是を築く。本城をば諸侯各町場を定め、濠を穿ち、今日より石垣を築き始む。

〔前田出雲貞里手記〕

一、尾州名古屋御普請に利常卿御越被成、御普請も首尾能、御歸可被成時分、御横目に利長卿より被遣置候西村右馬助・河原兵庫・淺野將監より、右之通御注進申上るに付、利長卿御腹立被成、脇田九兵衞・大橋六右衞門兩人御前に有合に付、何も承候へ、歷々奥村快心・同河內・岡島備中などを御付被遣候處、御普請の樣子をだに御注進不申上、脇より箇樣に被聞召候、沙汰之限候由、以之外御氣色損じながら、西尾主馬を召て、利常漸可爲歸國候旨相聞候條、急迎に可相登候、內々訴訟の名をも隼人に被成候とて黃金三枚被下。扨又同名不卜住所へも立寄、無爲に有哉と申傳へ候へと被仰付、黃金一枚御渡被成に付歸宿仕、挾箱計にて馬に打乘、夜通に金澤に到り、朝四時分中川大隅所へ行處、今明之內に御歸之由申慣候條、不可有

由斷、其方之馬可疲と被申に付、大隅馬に乘り小松に着て聞けば、夕べ大正寺に御泊、今晝是に而御休息之由を申に付、龍が馬場へ出れば、早御供衆來る故飛下有之處へ、河內來て口上を承る。御書は暫とて不請取。然所に利常卿下馬、御袴を召、御歩行にて被成御取、口上被聞召申候。御書御頂戴、さて隼人は小松へ可參旨。御馬に付、小松へ御先に參有候處、於彼地御返事被仰渡、御小袖二つ西尾に被下、いそぎ〳〵罷歸、御機嫌御樣子今石動迄御注進可申上候、直に高岡へ可被成御座旨御意に付、罷歸右之趣申上候處、以之外利長卿御立腹にて、某夫婦の利常を見度思ふことは、一人の子として國を渡す程のことなれば、申に不及。然るに疊の表などをもかへず利常に見せんことは、隱居して子に從ふ禮には大に背くことなるぞ、急石動迄參、其よりかへられ候て、案內次第重て可被參、扨三人のほれ者首をぬかんずるぞと可申渡旨被仰含、今石動へ被遣。又脇田・大橋をおして、疊の表替並御供衆小屋御振舞御用意早被仰付。西尾は彼地へ參、愈々と申に付て、利常卿御泪を被流、御尤至極仕たること也。某はせがれにて氣不付ども、三人の者ども無曲と依仰、何も赤面す。其中に快心は、御尤重疊せり、某首被刎とて、御腹ゐえさせられ候樣に被申上よと、涙をながし西尾に申す也。其より利常卿金澤に御歸、十日計過て又西尾を金澤へ被遣、御對面可被成旨被仰遣、又三人の者どもも御供可仕旨被仰出、御とも也。於高岡御馳走は不及申、扨三人の手前、

跡之趣は不及是非とて、御小袖五宛被下。其仰に西村・河原・淺野には骨を折候旨、御懇之御意に而、御小袖・黄金など過分に被下、御かへし被成候也。當中納言様も箇様之御難儀被爲合候也。

当中納言は利常

三月八日。前田利長越中射水郡二上山養老寺に田地を寄進す。

〔越中射水郡養老寺藏文書〕

草　高

一、六石七斗九升二合　　二上村高

定免六つ一歩

内上免　一つ

三石八斗五升二合　　定納米

四匁八分九厘九毛　　春秋夫銀

右從當年、爲社領令寄附訖。彌有精誠、武運永久國家安全之被抽懇祈、毎日勤行不可怠慢之狀如件。

慶長十五年三月八日　　利長判

二上山　養老寺

三月十八日。前田利長越中射水郡二上山金光院にその支配に屬する地を安堵せしむ。

〔越中射水郡養老寺藏文書〕

定

二上山其方持分、如前々至竹木等迄可被致策配候。從他所かまい候事有間敷候。山之境者、從先規さだまり可在之候條、可被任其旨者也。

慶長十五年三月十八日　利　長　判

談議所　金光院

三月十八日。前田利長越中射水郡養老寺に國內より知識米を徵收することを許す。

〔越中古文書〕

定

二上山權現知識初穗米、從越中四郡軒別一升充永代取集、彌爲精誠、武運永久國家安全五穀成就被抽懇祈、長日勤行不可有怠慢之狀如件。

慶長十五年三月十八日　　　　利　長　判

祈願所　養老寺

三月廿七日。徳川秀忠書を以て前田利長の病狀を訪ふ。

〔國初遺文〕

腫物被相煩候由、如何候哉無心元候。能々可有療養事專一に候。猶重而可申越候、謹言。

三月廿七日　　　　秀　忠　判

越中中納言殿

三月。芳春院夫人の建立したる能登鳳至郡總持寺の山門成る。

〔國初遺文〕

能登總持寺山門上梁文

當山門、加賀大納言利家卿御内所東之御方芳春院殿被成建立者也。仰冀、以觀音慈眼壽福增延、子孫繁昌、成佛法僧之功德、依羅漢聖應、除災與樂、百事吉祥、修證過現當菩提。

旹慶長十五庚戌年暮春如意吉辰

奉行　越前住三輪藤兵衛尉藤原朝臣吉宗

同　越前住大井久兵衛尉源直泰

下奉行　田中仁兵衛尉重政
　五十嵐角兵衛尉吉連
棟　梁　藤原朝臣森五郎左衛門尉清定
脇棟梁　藤原朝臣櫛比源兵衛尉重次
　藤原朝臣名村甚左衛門尉正藤
此下番匠數一萬三千七百六十人

四月朔日。徳川秀忠前田利長の病を問ふ。

〔國初遺文〕
就所勞無心元、重而溝口伯耆遣候。聊無油斷療養尤候。猶口上可申候、謹言。
卯月朔日　秀　忠　判
越中中納言殿

四月四日。前田利長書を幕府の老臣に與へて、徳川秀忠の先に病狀を問ひたるを謝す。

〔國初遺文〕

被成下御教書、謹而頂戴、忝次第、併冥加之至奉存知候。殊私腫物之義、被加御下知段、誠以有難奉存候旨、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

卯月四日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守　殿
大久保相模守　殿

〔國初遺文〕

四月九日、前田利長再び德川秀忠の病を問ひたるを謝す。

重而被成下御教書、謹而頂戴殊溝口伯耆守殿被指下、私腫物之儀忝上意、誠以有難次第、冥加之至、併甚恐多奉存知候旨、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

卯月九日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守　殿
大久保相模守　殿

〔國初遺文〕

四月十日。德川家康、前田利長の病狀を問ふの書を與ふ。

〔國初遺文〕

煩無心元候間、使者差遣候。無油斷御養生專一候、謹言。

卯月十日　　家康判

越中中納言殿

四月十八日。前田利長先に德川家康の病を問ひたるを謝す。

〔國初遺文〕

被成下御敎書、殊御書判謹而頂戴、並被指下岡田新三郞殿、私腫物之義忝上意、誠以有難次第冥加之至、併甚恐多奉存候旨、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

卯月十八日　　羽柴肥前守利長判

本多上野介殿

村越茂介殿

四月廿日。前田知好能登羽咋郡に道場坊主の貢租に關する令を下す。

〔能登古文書〕

尙以三ヶ國道場坊主衆、何も右之通之旨候。自然又申分於有之者、罷出可相理候。聞屆可申付候。並國役之事も、田地之高下相隨可申付事候條、何も可成其意候、以上。

急度申遣候。其郡道場坊主衆役儀之事。

一、田地相抱候坊主、田地之役儀仕間敷と申坊主於有之者、堅可申付候事。

一、坊主分者、何も別に役儀被仰付候故、棟帳には着候へ共、役は何も御除之事候間、田地にかゝらざる役義申付候事も有間敷候。

一、坊主に而者召使候者迄百姓同前に役義申付候通、左様之義は非分之事候。右何も在々、國中在々並可有之候條、諸事可爲惣並者也。

慶長十五年卯月二十日　修理知好判

羽喰郡　二口村　新兵衛

菅原行永

中川太郎右衛門

上江文左衛門

羽喰三郎右衛門

本念寺並惣坊主中

四月。前田利長越中高岡に稲荷を勸請す。

〔寺社來歷〕　高岡稲荷由來書

一、高岡稲荷神社開闢者、瑞龍院樣高岡御在城之刻、於御城中希有之儀有之に付、別而被爲成御崇敬、御子孫爲御繁昌、京都稲荷より慶長十五年に始而此地に勸請、社御建立被爲仰付候。至當年に七十五年に罷成申候。御遷宮之時節、神輿・同御道具御寄進に而、于今所持仕候。御遷宮入用之道具品々並御供米被爲成御寄進、右何も瑞龍院樣御印所持仕候御事。

〔稲荷神像御願文寫〕

本文誤脫あるべし

歸命頂禮飯成神、謹白越之仲國於高岡鄕、新城遂成就畢。雖然不止畜物犯事、暨頃年以來、頻旱澇而不熟百穀、惱亂士民而非常者、告神主正盛除邪難、可祈國中静謐、定格禮、奉爲稲荷御正躰寄附而應肥前守利長謹而仰、永久爲武運子孫、再拜々々。

慶長十五稔四月　利　長　判

〔高岡神社神職關氏藏文書〕

此文書年紀不詳

御かきつけ御あにかけ申候。そのほうのあに、こゝもとのやしろござもうけもちにいたし候よし。さやうにはあるまじき事に候。とうしよのみやどもは、そのほうさくばい申べし。此よしわれらより申候へと仰られ候。

三月十三日　せ　ん　ふ　く

いなりかんぬし

九月廿七日。前田知好能登鹿島郡所口以外より輸入する檜物製の道具を賣ることなからしむ。

〔能登古文書〕

急度申遣候。仍ひもの屋道具、他國より持來て商買付而、當地之檜物屋道具一切商買無之由申候。然者如前々、所之口ひもの屋かたにうらせ可申候。但申義於有之者、早々罷出可申候。近所之在々へも其通［　］付者也。

以上

慶長十五　九月廿七日　　修理亮知好　判

能登邊　左藤五郎
堀　松　長　中
富　木　長　中
田鶴濱　長　中

十二月十日。金澤町に對し捕鳥の方法に關する禁令を發す。

〔萬治已前定書〕

禁制　　　　金澤町

一、千本はごの事。
一、さしざをの事。
一、てんのあみにてひばり取事。
一、あみにて諸鳥取事。
一、つなさし候事。

右石川・河北兩郡堅御停止候。但御判形に而被仰付候ものゝ義は無異儀候。其外みだりに致殺生輩於有之者、可爲御成敗旨被仰出候也。仍如件。

慶長十五年十二月十日　　　　横山山城守
奥村伊豫守
篠原出羽守

是歳、金澤城の外壕成る。

【越登賀三州志來因概覽】
慶長十五年辛亥、微妙公尾州名護屋城經營の爲尾州に入給ふとき、金城に篠原出羽守留守たり。餘暇あるゆゑ、外羅郭の塹を鑿ち作らしむ。今存する外塹是也。所謂本多安房守第下よ

小鳥屋町は小鳥屋橋なるべし

乙部を乙兵衞と記するものあり

鐵次は手筋之助とせるもの是あるべし

り掘出し、香林坊へ導き、長町を經て、村井豐後守第前にて掘止め、又高畠木工宅前より別に掘出し、長九郎左衞門第前にて掘止め、升形の後を繞りて、彥三町の後を經、前田監物第後にて掘止む。東は石引町端より掘出し、寶幢寺坂の下溪間を經、小姓町後を繞り、材木町町家の後に抵り、小鳥屋町より淺野川へ達す。此地名人名も疏鑿の時代とあはず。是亦後人傳聞を記する者ならん。姑く舊記の文に就て玆に載す。

是歲。金澤及び越中高岡に於ける無賴の徒六十三人を捕へて死に處す。

〔菅家見聞集〕

一、今年金澤・高岡にかぶきものと名付、あふれもの多し。兩所に六十三人捕へて悉斬罪せらる。此棟梁御小姓長田牛之助並長田乙部と云者也。牛之助は神尾圖書宅にて切腹、西尾隼人介錯す。乙部は水原左衞門宅に而切腹、宮崎藏人介錯す。其外石原鐵次と云牢人同類也。上通缺落、大正持之於關所、近藤大和家來討捕之。其節以飛脚高岡へ被越。

〔金澤古蹟志〕

三壺記に云、慶長十五年の頃、中納言利長卿越中高岡に在城し給ひ、小姓組長田牛之助方に尾張牢人石原手筋之助と云者を抱へ置けるよし聞召され、彼者早々取て出せと牛之助へ仰せ渡されける。牛之助左樣の牢人は手前に居申さず、其上抱置ても、捕て出すと申武士は有間敷と取合ず、彼手筋之助には路銀をとらせ上方へおとしけり。此事隱れなければ、早道之者

此文書前掲歌舞伎者成敗に關するものゝ如し今假にこゝに附載す

夕大とあるは横山夕庵長知と其子大膳康玄とにあらざるか

堀作兵衛に、彼者の男振・衣類・刀脇差等覺書にして相渡し、大聖寺の近藤大和方へ被遣ける。作兵衛高岡を四つ時分に出、八つ時過に大聖寺へ參着し、大和に書狀を渡す。大和は甲斐守の父にて、大聖寺の所司代なれば、取も敢ず足輕十四人を撰出し、大聖寺の關所に隱し置、今や／＼と待ける處に、翌朝彼手筋之助關所へ來る。手筋之助と見るよりも關門を塞ぎければ、手筋之助永正祐定の刀を拔て切むすぶ。然れども終に首をとられ、使者を添て彼首をば高岡へ指上げると。

〔諸家所藏文書寫〕

尙々くるしからず候はゞ早々せいばいよく候べく候。はしらなどをも、ねんの入させ、すこしもなわからげなどにはいたすまじく候。はりつけもねんの入可申候。

わざと申入候。依今度のせいばい物、夕大方うけ給候ば、廿四五人もはりつけ御いり候。ちとおゝすぎ申候と存候。江戸・するがにも、かやうの物御あらためにて、御せいばい御入候も、これほどは人かずあるまじく候と存候。とう所には人もすくなく候に、ちとにあひ不申候間、廿四五人の內十五六人もかけ、よい物はくびをもかけ候ては何と候はんや、だんがうのため申入候しく。

正月十四日

口米を八升と定めたるは元和二年九月十七日の法令によるものにして夫錢の創始と同年のことにあらず

是歳。夫役に代ふるに夫錢を納むるを許す。

〔三壺記〕

慶長十五年には、郡中より人夫を以、御臺所並家中給人共迄、人夫を取而用所調へければ、農業之時分をさまたげ、耕作に指合、江戸・駿河・大阪・伏見へ參覲之節、殊更人夫を以召連、郡中の難儀也。就夫連々御訴訟申上に付、夫錢に直り、近き比迄夫錢と申ならはしけるを、何の比にや夫銀と申けり。夫より人夫は止にけり。其比迄天下の升に不同あり。御分國の升を御改被成。佐久間玄蕃並に神保の代には、免相殊外下免也。然に依而升を大きにして收納せられけるに、當代扶持方下行に、俵數を渡すに損益有故に、京升を正にして斗升を改め、八升の出目有けるを、定納の外の口米と定めけり。是を代官の領に少被遣、夫銀は物成にかけて口米にはかけず。其時分男女の給恩、諸事の代物、米を以請取渡し、銀錢と云事なし。夫故斗升少く成而、口米こそは出來にけれ。

〔改作雜集錄〕

慶長十五年、今年夫銀と云こと始る。是より先御家中給人に到る迄、郡村より人夫を呼で、

口米の制定に關する說謬は前にいへる如し

夫銀の額を定納一石に一匁四分としたるは元和三年一月十一日の令による

この項前に同じ

私用に是を仕ふが故に、農業の妨多く、百姓艱難の由を訴ふるに依て、人夫を夫錢に易へらる。後是を夫銀と稱す。是年斗升を改めらる。是より先佐々内藏助成政富山の城主たる時、下免になし、升を大に作て收納の不義をなす。依之此度升の損益を改、京都升を以て證として是を改らる。然るに往古の升分量廣大にして、餘目有て八升を出す。是を口米と稱す。

〔理塵集〕

一、御改作四十二年以前、慶長十五年の頃迄は、御家中の侍中も、知行所より人夫を遣ふ也。耕作の時分難儀との斷に付、年中の人夫を錢に圖り、定納一石に一匁四分と極め、今の夫銀は此節より被定、春秋兩度に出す。此故に口米には夫銀を不懸也。

〔河合錄追加〕

夫銀之事

一、夫銀は、元來昔は村役平夫と申而、諸給人も知行所より夫役に人を召仕候處、慶長十五年より（或は元和六年とも云）右平夫相止み、爲代銀に而納る。是を夫銀と名付候由。

一、夫銀は定納米一石に付一匁四分宛也。

此根元は、定納百石に付夫米五石宛之圖り也。五石を銀に直して夫銀とす。其頃米一石之代銀二十八匁之直段也。依て定納百石に付百四十目と相成る。則定納一石に一匁四分也。

夫銀の元は云々前に同じ

元和六七年以下前に同じ

〔改作要録〕

一、夫銀、慶長十五年より村役平夫相止、夫銀始ると云。又元和六年より始るとも云。夫銀の元は、定納百石に付夫米五石也。石に付二十八匁之米直段也。此直段に而銀に直し、定納百石に付百四十目也。古代夫銀之根元有也。布幅一尺二寸五分・長五尺二寸、此代七匁也。則片夫銀石に付七分、春秋夫銀一匁四分と云。其夫銀より出たるか。

一、夫銀上納は、三月・九月廿五日限也。上納切手は役所に而仕出、銀座封印名印は、都而惣年寄首座也。

〔五十嵐夫銀考〕

一、相合村五郎左衛門覚帳之内

御給人方御収納被成様、其以前は御給人・百姓相對に而、村より少分に米御取候而、柴・杪・糠□米・銀子、御勝手次第に御取被成候。又米かち・煤はき・餅つき、色々に人足御遣被成候方も御座候に付、御収納高下御座候處、元和六・七年之頃御家中御役、免平均御座候而、百姓前より何れも御取被成、御改直段御定銀子御圖り被成、加州は米直段一石に付十七匁、越中・能州一石に付十三匁と被爲成、夫銀物成百石に百四十目、口米百石に八石と指引御座候而、御免相を極申候。

〔免雜綱〕

一、夫銀と云初は、慶長十五年之頃より、御領内百姓より人夫を以御上向御用被遣、曁御家中用事にも遣候處、農業に差支候旨を以て相斷、夫錢として出之也。今云夫銀是也。元祿の頃迄中村源右衛門方に老女有之候。是は百姓より、夫銀に支へ候に付人を以て代としたる處、久しく召仕、源右衛門宅に而病死す。諺に夫銀ばゝと云也。

是歲。越中高岡の櫻馬場成る。

〔續漸得雜記〕

一、高岡櫻馬場は慶長十五年出來、其節被爲植候山櫻の苗は、太田村宗右衛門より指上候。右御褒美として御紋付の御上下頂戴仕候。

慶長十六年

正月十一日。前田知好道場坊主の納稅に關する令を能登鳳至郡に頒つ。

本文は慶長十五年四月二十日羽咋郡に與へたるものに同じ

〔能登古文書〕

尙以道場坊迄役義之事、三ヶ國何も右之通候。自然又申分も於有之は、罷出可相調理候、聞屆可申付候。並國役之事共、田地之高下にしたがひ可申付候條、何も可成其意也、以上。

急度申遣候、其郡道場坊主役義之事。
一、田地相抱候坊主、田地之役義仕間敷与申坊主於有之は、堅可申付候事。
一、坊主分者、何も別に役儀被仰付候故、棟帳には付候へ共、何も役義を被相除候間、田地に不懸役儀申付候事有間敷候。
一、坊主衆召使候者迄、百姓同前に役儀申付置候。左様之義者非分之事候。右何も國中在々所々之並可有之候條、諸事可爲惣並者也。

慶長十六年正月十一日　　　修理知好判

鳳氣至郡之内櫛比八ヶ寺

道下　三郎左衛門
荒屋　三郎左衛門
にゝ村　太兵衛
阿岸　高右近
同　八兵衛
仁岸　彦右衛門
同　左近

にゝは仁行なるべし

としかみは俊兼なるべし

としかみ　和泉

本郷　角左衛門

海いそは鹿磯

海いそ　刀禰

皆月　五郎左衛門

大澤　内記

内住は不明内保か

内住　壽松

諸岡　兵衛

本誓寺は南村

本誓寺並惣坊主中

この月は大盡なり

正月晦日。幕府前田利長に書を與へて、後陽成天皇讓位に付徳川家康の上洛するも、隨從を要せざるべきを告ぐ。

〔加賀古文書〕

態与申入候。御讓位付而今度大御所樣被成御上洛候。然者何も諸大名衆御上之義に候へ共、御手前義は御上之事御無用之旨御意御座候。其御心得被成、御在國可被成候、恐惶謹言。

正月晦日　本多上野介正純　判

羽柴肥前守殿

二月二日。徳川秀忠、前田利長の病狀を問ひ、放鷹によりて獲たる雁を贈る。

〔國初遺文〕

爾來所勞致驗氣候事候哉。可有療養儀專一候。仍鷹之雁二十相送之候。猶期來信候、謹言。

二月二日　　秀忠判

越中中納言殿

二月八日。幕府再び前田利長に書を與へて、利常は徳川家康に從ひて上洛すべきも、利長の在國すべきを告ぐ。

〔加賀古文書〕

態令啓達候。今度禁裡樣就御讓位、大御所樣爲御上洛、當月廿二三日頃駿府被成出御旨御座候。就者各御國衆可有御上洛之由、從駿府申來候付、筑前守殿御上之義候間、貴樣事は御上洛被爲御無用由、本多上野介奉書に而被申越候。猶自拙者所可申入由候條、如此候。可被成其御心得候、恐惶謹言。

二月八日　　板倉伊賀守勝重判

羽柴肥前守殿　人々御中

二月十二日。前田利常加賀河北郡森村が新村なるを以て郡役を免ず。

〔加賀河北郡森村次右衞門藏文書〕

於當新村、往還之もの、若非分之儀申懸輩有之ば、可爲曲言候。然ば郡役令免許者也。

慶長十六年二月十二日　利　光　判

森新村百姓中

森村の新立は慶長十三年八月にあり

二月十五日。前田利長先に德川秀忠の病を問ひたるを謝す。

〔加賀古文書〕

被成下御內書、謹而頂戴、殊鷹之雁二十拜領、誠以忝次第、併冥加之至奉存候。次私所勞之儀、彌可致養生旨被加御下知義、有難奉存候。可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

二月十五日　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

二月十五日。前田利長先に幕府の後陽成天皇讓位の際上洛を免ぜられし

を謝す。

〔加賀古文書〕

貴札致拜見候。仍今度御讓位に付而、大御所樣爲御上洛、諸國之面々上洛に付、此度罷上候義無用之旨、爲御意被仰越候通奉得其意候。御次而を以、御前可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

二月十五日　　羽柴肥前守利長　判

本多上野介殿　貴報

〔加賀古文書〕

御札之趣致拜見候。仍今度禁裡樣御讓位付而、大御所樣爲御上洛、諸國之面々上洛之義被仰出候付、筑前守可罷上由奉得其意候。然ば拙者義此度致上洛義無用之旨、爲上意被仰越候通致承知候。御次而を以、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

二月十五日　　羽柴肥前守利長　判

板倉伊賀守殿　貴報

二月十六日。去年名古屋城を修築したる際、役夫の派遣に斡旋したる村肝煎の賞與額を規定す。

一間は一軒

備中守は岡島
志摩守は三輪
河内守は奥村
長門守は山崎
出羽守は篠原

〔鹿島郡當摩氏藏文書〕

以上

去年名古屋千人夫之事。

一、其在所肝煎手前之家一間、並在々組之内に而役之家一間、肝煎に令扶持候。其外役之家一間も不致用捨候事。

一、在々肝煎、此外非分之儀申懸、銀子・米をも取籠候ば、致算用小百姓方へ相返し可申事。

一、是以來肝煎、非分之儀仕懸候はゞ、具に可申上候。樣子により成敗可申付候者也。

慶長十六二月十六日

備中守
志摩守
河内守
長門守
出羽守

能州鹿島郡中　肝煎・惣小百姓

二月十六日。前田利長、山崎長德に書を與へて自から上洛せざることを告げ、併せて病狀を報ず。

〔加賀古文書〕

尚々、此間はしゆもつさいほつにて、そこくへぶしいぶん、久しくたちいならす候間、せつかくやうぜういたし候。

此方みまいこして、書状・かながしら百給候。いまくい申候うおにて、一入まんぞく申候。うけ給候ごとく、御上洛とはふれ候へ共、我々所へは上洛むやうのよし、いたくら方・上野より御ふれ状まいり候間、まづするが・江戸御みまい、すこしの間のべ申候かしく。

二月十六日

山　長門　参　　　　えひ

上野は本多

おひめは宇喜多秀家の女にして、利家之を養ひ、山崎長門長徳の子阿波守長郷に嫁せるもの、おいぬは長郷の子猶丸

二月廿日。前田利長の病再發せしを以て山崎長徳に醫師の周旋を求む。

〔加賀古文書〕

尚々書状まんぞく申候。

書状給候。ここになましいたけ一こ給候。めづらしき物にてまんぞく申候。こんどはおひめ□おいぬをもつれ申候。一だんそくさいの事にてまんぞく申候。我らしゆもつ、此間このの外のさいほつにて候。あわのかみぞんじのくすしある由候。それに見せ度候間可給候。たのみ入候かしく。

内やくは内薬

阿波守長郷此年四月九日歿す

二月廿日

山長門参　ひ

三月六日。前田利長書を山崎長德に與へて、その子長鄉の病を問ふ。

〔加賀古文書〕

さい／＼たづねられ候まんぞく申候。今日のしうぎ、あわび五十給候。まんぞく申候。

一、せい左へもん内やくのみ申候。

一、石半左かうやく昨日よりつけ申候。しゆもつのいろ一だんよく成申候。

一、あわのかみわづらい心もとなく候よし。

三月六日

山長門参　ひ

三月十日。前田知好書を能登珠洲郡妙嚴寺に與へて西方寺山に出入する者を禁せしむ。

〔珠洲郡鵜飼妙嚴寺藏文書〕

急度令申候。仍其地西方寺山之事、最前より留山之由候。今以相替義有之間敷候。自然公儀

より御用之刻は、此方より可申遣候條、むざと立入候者於有之は、右之通理可申候。其上何角申者於有之は、此方へ可被申越候。爲其如此候者也。

亥　三月十日　　修理知好判

鵜飼　妙嚴寺　參

三月晦日、德川秀忠前田利常等に命じて禁裏の造營に從はしむ。

この月は大盡なり

〔天寛日記〕

三月晦日

一、從征夷大將軍氏長者淳和奬學兩院別當從一位前右大臣源朝臣家康公被仰出、禁中御造營之人數帳。

六十八萬石	越前少將殿
三十萬石	越後少將殿
四十三萬石	尾張右兵衛督殿
三十萬石	德川常陸介殿
十六萬石	羽柴肥前守
百三萬三千石	子息 松平筑前守

（下略）

四月五日。前田利常馬牛倒物の剝皮を河北郡淺野村の革多兩人に許したることを加賀・能登兩國に布告す。

〔河北郡淺野村皮多藏文書〕

以上

加州・能州兩國之馬牛倒物之皮をはぎ候事、革屋左衛門五郎・治部兩人之者に申付候條、何之在々所々に倒物有之候共、右二人方へ可告知候。或は海川へ流、或は埋ミ捨候歟、むざと皮をはぎ候者於有之は、可爲曲言者也。

慶長十六年四月五日　　利光判

加州・能州惣肝煎中

〔河北郡淺野村皮多藏文書〕

この文書は慶長十三年なるべしとせらるゝものなれども今こゝに附載す

播磨之皮田、從去々年其地に有付候旨、一段尤之儀候。就其右之もの越候而、犬なふし・馬皮しはなふし上候。悦入之通相心得候て可被申聞候、謹言。

八月八日　　肥前守利長　印

奥村攝津守殿

〔河北郡淺野村革多藏文書〕

かたびら二つ・銀子一まいつかわし候間、わたし申べく候。かわたまかりこし、かわどもかきつけのごとくあげ候。まんぞくのよし申候て、

八月八日　(利長)印

さへもん

年紀不詳
さへもんは左衛門五郎なるべし

四月十二日。前田利常諸侯伯と共に、幕府の命を遵奉すべきを誓ふ。

〔事林明證〕

條々

一、如右大將家以後代々公方之法式可奉仰之、考損益而自江戶於被出御目錄者、彌堅可守其旨事。
一、或背御法度、或違上意之輩、各國々可停止隱置事。
一、各抱置之諸侍已下、若爲叛逆殺害人之由、於有其屆者、互可停止相抱事。
右條々若於相背者、被遂御糺明、可致處嚴重之法度者也。

慶長十六年四月十二日

豐前宰相忠興　判
越前少將忠通　判
播磨少將輝政　判

安藝少將正則　判
薩摩少將家久　判
美作侍從忠政　判
加賀侍從利光　判
周防侍從秀就　判　（下略）

四月十六日。藤堂高虎書を前田利長に與へて本多政重を推擧す。

〔本多氏古文書〕
筑前守樣御仕合能御下向珍重奉存候。仍而御腫物未然々共無御座、無御心元存候。然ば本上州舍弟直江安房守身上之義、直江山城守實子御座候付而、彼者に安房守知行方相渡分にて、彼地立退いたし、其身は先ひつそくして可有之由申候分に候へ共、若き仁之事に御座候間、何方へも在付候樣にと各存候事に候。彼仁事前かたより被懸御目之由に候間、筑前守樣へ被召出候樣に御座候ば、佐渡殿・上野殿別而忝可被存候。委細筑前守樣に申上候條、不能細筆候、恐惶謹言。

卯月十六日　　藤堂和泉守　判

羽　肥前樣　參　人々御中

上州は上野介正純
直江安房守は本多政重の前名
佐渡は政重の父正信

本佐州は本多佐渡守正信

五月五日。前田利長、本多政重の登庸に關して藤堂高虎に答書を送る。利常亦同じく應ふる所あり。

〔本多氏古文書〕

貴札之趣拜覽恐悅存候。仍今度は筑前守義於御前御取持之由、過分至極候。如蒙仰候拙子事、腫物於于今然々共無之、行歩不相叶体令迷惑候。然ば上州舍弟直江安房守之義、直江山城守實子に知行分被相渡、彼國被立退に付而、筑前守相抱申樣にと、本佐州・上州御內存之由被仰越候。彼安房守之義は、從前廉拙者も無等閑間之義、旁以少も無疎意存候。然共一兩年已來、筑前守手前之義、內證共に諸事我等さし引不申遣体候。乍去右安房守之義は、不混自餘義候間、何とぞ筑前守並年寄共かたへも申談度存候。併今度於京都、諸奉公人之義に付而御置目被仰出義、公儀如何難相計存知候間、本佐州・上州に能御相談、何之道にも筑前守爲公儀不苦樣に御指南所仰候。猶筑前守より可申入候、恐々謹言。

五月五日　　羽　肥前守利長　判

藤堂和泉守殿　貴報

〔本多氏古文書〕

今度在洛中申承、本望之至存候。仍安房守身上之義、內々被仰聞通、肥前守にもそと爲申聞

日附不詳

候處、此以前より安房守方之義無疎意存候間、如何樣にも御馳走申度義と被存候。然共此度
大御所樣被仰出候御法度之筋目、いかゞ可有御座候哉、其段御分別候て可被下候。拙者若輩之義候間、駿府御年寄衆にも被示合可蒙仰候。何も任貴意追而可申談候、恐々謹言。

五月　　　　　　松平筑前守

藤堂和泉守殿

五月九日。前田利長書を本多政重に與へて、出仕の事は藤堂高虎より報ずべきを告ぐ。

〔本多氏古文書〕

將又雖是式候、布百・時服三令進入候、誠書中驗迄候、以上。

此頃米澤之義御立退之由、如何無心元存候。早々可申入候處、不存候に付無音慮外之至候。先爲御見廻使者令進入候。次御手前之義藤堂和泉守方より粗被申越候。何之道にも疎意不存候義候間、筑前守方にも其通申遣候。委曲藤堂泉州に申遣候。就中拙者事舊冬腫物再發、行歩も不相叶体、旁被犯病氣無心元令迷惑候。併於何篇も、御用之義無御隔意可承候。猶期來音候、恐々謹言。

五月九日　　　羽柴肥前守利長　判

直江安房守殿

五月十五日。前田利長書を利常に與へて、その薨後に於ける方針を訓ふ。

〔國初遺文〕

其方之事速に成人之上、諸篇助言之義雖不入事候、我等如斯腫物令再發、行步不叶、病氣彼是有に無甲斐躰候間、未存命之内に彌存寄候通、家中面々にも其方之義申置度に付而、兩人に申渡指越候。雖不及申候、萬端兩御所樣被仰出守御置目、諸事家中仕置、朝暮無油斷可被懸心事肝要候。將又其方之義は、不限自餘、偏奉對將軍樣可抽奉公之忠身上之義候間、成其意尤候。父利家以來既に三代家中無異儀候之條、彌以子孫相續候樣にと存知候。猶前田對馬守・奥村伊豫守申含候。可得其意候、恐々謹言。

五月十五日　　　羽柴肥前守利長　判

松平筑前守殿

〔瑞龍公遺書〕

一、今度我等腫物令再發、事外痛候故、氣力も盡、追日所勞強成候間、存命も幾程有間敷候。就夫我等相果候ば、其方分別彌肝要に候間、思寄之通令申達候。

一、奉對御所樣・將軍樣、可抽忠勤、藏胸臆無異念、行住座臥可致覺悟之事。

一、兩御所前後被仰付出候御法度之旨、聊も無令違背分別仕候而、召仕候者共並分國中下々迄、可相守御法度之旨堅可被申付。就中奉公人之事、堅被仰出由に候間、自然抱置候時は、口入人を以彼奉公人先主を尋、其故を先主に相斷、如御掟殺害・謀反人に而無之由返答候ば、可被相抱候事。

一、就公儀御用並御普請等、每年國持衆与可有參會候。計知其人之分限、可被爲會釋候。將又從我下樣之人尋來り候ば、假にも不現尾籠、和面慇懃可閑談事。

一、洛中・駿府・江戶抔江之御奉公參勤之時、供之下々迄無用之町ありき、他方之者与參會可停止事。

一、召仕候諸侍並分國中、就諸事可有訴論候。我々申付候訴論裁許之者共、或緣者親類或知音に付、偏頗之沙汰有之旨、論人に而も訴人に而も申に付而は、雙方書付令披見可被爲裁許候。若不及分別之時は、右偏頗之批判人之外、宿老共少々召寄、談合候而尤に候。最前定置候訴論批判之者共、偏頗之所於現形は、知行之内五分一可被沒收。其故は致贔負偏頗間敷候、相背靈社上卷起請之事、就諸事無賴事に候間、雖可放扶持義候、召仕候者之事に候間、其段先知行所之内五分一を被致沒收尤候事。

賞罰明爲は明而か

一、召仕候人持至小姓共其以下迄、依勳功宮仕淺深、早可被行忠賞、是賞罰明爲威行之由に候。又重祿則義士輕死現候事、此外可申置義雖數多有之、心盡候間申殘候。唯功者与令談合、又は隙々に聖賢之被聞金言可爲師者也。

亥五月十五日　　　　利　長　判

筑　前　殿

五月十五日。利長又家臣に訓へて、能く幕府の命を守り、和衷協同國務に盡瘁せしむ。

〔前田家雜錄〕

今度我々腫物令再發付、行步も不相叶、其上次第に被犯病氣、定有に無甲斐故、存生之內に筑前守事彌以心に懸り、乍病中存寄之通、凡申書條々。

一、此度於天下諸奉公人之儀、既諸國の面々御法度被仰出之上、家中諸侍第一可守御置目事專一候。且筑前守爲、且令逼塞在之我等爲迄も、皆共其覺悟肝要と存候條、能々嗜正義、諸篇公儀御用等之儀不可在油斷事。

一、奉對上儀、於何等之儀も、筑前守爲可然と存寄候義者、年寄共令相談、筑前守に異見可被申聞事。

對馬守は前田長種

一、筑前守儀雖令成人、未若年之儀候間、諸事面々可被入情儀肝要候。我々事迚存命不可有幾程躰候間、自今以後對馬守可被致奉公之忠候事、尤於身命滿足事。

一、是跡互如何樣之爲下出入隔意雖在之、向後之儀或止私之義斷、或止意趣遺恨、普可成入魂之思。自然此旨相背族於有之者、令輕公儀可爲同前、筑前守事不及申、對我々も逆心非儀同事候條、深厚に不忠之人と可存居事。

一、常々我々存寄も、寔莫大之國家督筑前守相渡、殊以忝も將軍樣御姫君樣被下、成安堵之思令隱居も、偏大御所樣御厚恩不淺、相叶天道冥慮故と難有存候條、兩御所樣之儀、筑前守事者不及申、家中下々至迄、萬端可奉守公儀專事。

一、公儀御普請、其外諸國面々、每事於何方も出合之儀可有之候間、家中下々迄不背御置目樣に、兼々筑前守仕置以下申出候樣に、年寄ども可申談事。

一、家中於公事邊之儀も、或構私之依怙、諸事非道取立、或爲方人令贔負偏頗、不謂義申立族、甚以不可然候條、速可守正義事。

右之條々筑前守早令成人上、雖不入助言、公儀御恩朝夕忝奉存付而、縱利長無之跡も、筑前守事奉對上樣無逆亂、御奉公之忠勤儀、哀累代相續候樣に令存故、如此申遣候條、面々於被得其意者、尤以神妙可爲喜悅之狀如件。

慶長十六年五月十五日　　肥前守利長

前田對馬守殿　前田修理亮殿　中川宗半
高山南坊　長十左衛門殿　横山山城守殿
山崎長門守殿　村井出雲守殿　篠原出羽守殿
岡島備中守殿　奥村河内守殿　富田越後守殿
近藤掃部殿　神谷信濃守殿　青山豊後守殿
三輪志摩守殿　赤座土佐守殿　小幡駿河守殿
上坂又兵衛殿　不破彦三殿　寺西若狹守殿
津田和泉守殿　奥野紀伊守殿　奥村備後守殿
奥村攝津守殿　奥村周防守殿　加藤石見守殿
成瀬掃部殿　高畠左京亮殿　石野讃岐守殿
藤懸豊前守殿　直江安房守殿　松原伯耆守殿
前田美作守殿　神尾主殿助殿　富田下總守殿
小塚淡路守殿　安見隱岐守殿　今枝内記殿
生駒内膳正殿　横山式部少殿　中川宮内少殿

缺字は遺なるべし

事様は異様

馬廻組頭中　　鐵炮弓組頭中　　小姓番頭中

〔前田家雜錄〕

我々腫物久敷煩候而令再發、事之外痛候而、氣力もよわり、殘命程有間敷様に覺候之間、我々相果候而も、筑前守心持彌可爲肝要候。就夫拙者存知之通書狀相添、前田對馬・奧村伊豫兩人指遣候。就夫各々へも□一書候。

一、御所様我等へ御懇之儀、各存知之通、今更爲申聞候義雖事様に候、若き者どもは不存者も可有之候之條、申述事に候。抑信長様・太閤様より被下候三ヶ國、無別義爲致拜領、其上加州上二郡並分國中金銀の山よりの運上被成扶持、殊には大樹様之御姫君様金澤へ被遣、被入御輿候事者、外聞と云實儀大慶無極候。其後隱居之事を申上候處に、我々可任愚意旨被仰出候。如此段々忝事、億々兆々勝計られざる儀に候。右之御厚恩過分之事に候間、隱居仕候とも、自然御用之時は、罷出可勵勳功と常々思居候處に、今之分に候者、存も不寄候間、兼々存念無に可成事無念に而、涙を滴るばかりに候。就夫筑前守相續で、兩御所様之御用にも相立、家も續ぎ候様にと思事に候。左候へば、筑前守は未若年之事に候間、諸事皆々可被入情事肝要に候。

一、御所様先年被仰出候御法度、又は當年於京都被仰出候御法度之旨、何も各自身之事は不

偏儻は偏黨なるべし

及申、郎徒以下迄も、右之御法度之趣少も不相背樣に可被申付候事專一に候。
一、筑前守兩御所樣ゐ御奉公、或節々之進物、或不時之進物など懈候とも、年寄共相談にて可被爲異見候。自然筑前守不聞入候者、何ヶ度も可被申理事。
一、分國中就諸事訴論可有之候。緣者親類又は數年の知音に候とも、少も贔負偏頗無之樣に可有裁許候。此中聞及候へば、何も訴論聞候節偏儻之心候而、裁許數日不相果よしに候。於事實は不可然候。最前の誓詞を被相背候而無曲次第、其仁に不似合候てたのもしからず候。自今以後は貞心を嗜、可守正路事專一に候。
一、筑前守駿河・江戸・京都にても、兩御所樣爲御目見被爲參上候歟、又は御普請に被爲參候かの時は、各談合候而、筑前守に爲申聞候て、家中新樣置法度、供之者ども並普請の者ども、猥に無之樣に可被申付事。
一、面々聞候へば、筑前守召仕候年寄どもの內、近年は中惡敷候而、參會之族無之由、不可然事に候。自然御陣御普請などの時も、惣家中一統に無之候者、不慮可出來候。又は普請には一切はかゆき候事有間敷候。何にやらん、衆と惡を同する則傾すと云なしと有之よしに候へば、且家之可傾端に候か、笑止千萬に候。又もろこしとやらんに、いづれの世にて候や、一榻之外他の鼾睡を入れずと申候而、諸侯一統して久く國治るの由。然ば自今以後、前々の

相捨遺恨、互に甚深致入魂、筑前守可被取立事專一に候。於然は對筑前守可爲忠功候。我々ゟは相果候跡迄も、且は忠義にも且はとぶらひにも可成候。

一、我々唯今申處於被同心者、右之趣少も違犯有間敷之旨、靈社上卷之起請を、筑前守方ゟと我々方ゟと、一通宛相調可被出候。但我々方へ誓詞は不入事に候へども、存日の內に見候而可令安堵と思計に候。誓詞仕候者、聊も於相背は、深重に謀叛同意に可存。可申置儀雖繁多候、心付候而、是さへ寐ながら書せ候間申殘候。とかく筑前守不背上意分別と、家中並分國中相治るの分別とまでに相究候之間、其旨可有覺悟候。兩使節令附與口上候、以上。

右之面々ゟ

〔國初遺文〕

敬白天罰上卷起請文前書之事

一、從兩御所樣被爲仰出候御置目之儀、少も不相背樣に何も可致覺悟候。並從公儀樣被出仰候御用御普請以下之儀、是又聊不可存由斷候。下々共に入情候樣兼々可申付候事。

一、奉守公儀專之儀、且御父子樣御爲、且御家中無恙諸人身之爲御座候間、公儀並御父子樣之義、聊疎に不可存知候事。

一、此度條々御家中ゟ被仰出候儀、乍恐無殘所御諚、誠以忝奉存候。守御意之旨、自今以前

縦私として意趣遺恨雖有之候、此節任御誂、自今以後之儀は互に止私之義斷、致入魂候樣に可仕候。此儀併御父子樣御ためと奉存候條、或私之構依怙、諸事非道取立、或爲方人令贔負偏頗、不謂義申立族無御座候樣に、嗜正義可申事。

右僞虚言於申上者、此罰文深厚可罷蒙者也。仍而起請文前書如件。

〔前田家雜錄〕

覺

一、筑前守に、右彼是家中申出通、具可被申候。則書中にも兩人申渡候通書付遣候事。

一、金澤諸奉公人面々へ、利長存寄候通一書申分之事。

一、知行高召置候面々共之儀者不及申、人持並馬廻頭・鐵炮弓組頭・小姓番頭以下、無殘聞屆候樣に、其組頭〳〵召集可申渡候。家中諸侍何も自今以後、私之意趣遺恨縦雖在之、如此申遣候上者、互一味同意可令入魂事專一候。是併公儀御爲令重故、又は筑前守爲存候間、如何樣之儀私之宿意雖在之、可止義斷事尤可令滿足由、能々可被申渡事。

一、横山山城守姉娘与神尾主殿助緣邊之事。

一、山城守姉娘と山崎市正と可被申合事。

一、南坊と村井出雲守と、間然々と無之樣に相聞候之條、加樣之間も右之通候間、以來之儀

は兩人に可被申渡事。

一、金澤年寄ども、其外諸面々より、筑前守並我々方へ誓紙一通宛可被請取候事。凡案文遣候。尙以筑前守並年寄ども令相談、文言之儀、何も愚意不殘可被引直候。此方之者不入儀に候へども、在世之内と存置候事。

一、此地に在之面々にも、右之樣子少も無相違樣に可申出候。當分我々傍に召遣候者共之事、尙以右之條々申出す心持、成其意候樣に可申聞と存候。其通筑前守並年寄共にも可被申渡候事。

一、其方兩人之儀、自今以後家中諸侍ども間惡敷無之樣に、能々可被入情儀尤肝心事。

右之外口上に申渡候趣以下、被得其意可申渡者也。

五月十五日　利長

前田對馬守殿

奧村伊豫守殿

〔越中礪波郡埴生八幡社藏文書〕

五月廿七日。前田利常越中礪波郡埴生八幡社に命じて利長の病惱平癒を祈らしむ。

高岳様就御不例、爲御祈念、從筑前守様御立願之條々。
一、鳥居
一、つり殿
右於御神前、撰吉日良辰被致精誠、頓速有本復、御延命息災、御武運長久之可被抽懇祈旨御諚候。被得其意、勤行不可有怠慢之狀如件。
慶長十六年五月廿七日
篠原出羽守一孝 判
横山山城守長知 判
奥村河内守榮明 判
埴生神主

五月廿七日。前田利常加賀河北郡栗柄明王院に命じて利長の病惱平癒を祈らしむ。
〔加賀古文書〕
高岳様就御不例、爲御祈念從筑前守様御立願之條々。
一、不動堂一宇可有御建立事。
一、二王堂一宇可有御建立事。

右於佛前、撰吉日良辰被致精誠、頓速有御本復、御延命息災、御武運長久之可被抽懇祈旨御諚候。被得其意、勤行不可有怠慢之狀如件。

慶長十六年五月廿七日

篠原出羽守一孝　判
奥村河內守榮明　判
橫山山城守長知　判

栗柄明王院

五月廿七日。前田利常加賀江沼郡敷地天神社に命じて利長の病惱平癒を祈らしむ。

〔加賀古文書〕

高岳樣就御不例、爲御祈念、從筑前守樣御立願之事。

一、御湯立

一、千句之連歌

右於御神前、撰吉日良辰被致精誠、頓速有本復、御延命息災、御武運長久之可被抽懇祈旨御諚候。被得其意不可有怠慢。因玆米五十俵御奉納候。仍狀如件。

慶長十六年五月廿七日　　奥村河內守榮明　判

篠原出羽守一孝　判
横山山城守長知　判

敷地神主

五月廿七日。前田利常尾張熱田の神職龍太夫に利長の病惱平癒を祈らしむ。

〔尾張熱田松岡氏傳記〕

今度肥前守就不例、爲御祈念、從筑前守以使者被申達候。然者於御神前大々神樂、以吉日良辰有精誠、頓速被致本復、延命息災、武運長久之可被抽懇祈之旨、從兩三人可申入候由候。仍之黄金三枚被致進獻候。萬吉後音之節可申承候、恐々謹言。

奥村河内守榮明　判
篠原出羽守一孝　判
横山山城守長知　判

五月廿七日

熱田龍太夫殿　人々御中

六月朔日。領國に煙草の賣買を禁ず。

盛方法印は本道、慶祐法印は外科

〔萬治已前御定書〕

御分國中、たば粉かたく被成御停止畢。若みだりに取扱候ものの於有之者、可被處罪科旨被仰出者也。

慶長十六年六月朔日

六月四日。前田利長幕府の老臣に書を與へて病狀を告げ、且つその母芳春院の歸國を請ふことあるも許さゞるべきを求む。

〔國初遺文〕

尙々芳春院事左之通可預御心得候。主かたへもおり〳〵申遣義共に候、以上。

就私腫物並所勞之儀、先度も重而被成下御內書、有難上意併冥加之至に存候。仍腫物はゝ、於于今同遍之躰に御座候へども、所勞之儀追日少宛快氣に御座候間、可御心易候。就中拙者煩之儀に付、母芳春院義、自然御臺樣御暇ごい義被加御意、此方へ爲見舞罷越度樣に、女之義故存候へども、一切不被成御許容樣に、各被成御心得可被下候。其段奉賴存候。芳春院方へも堅申遣候へども、女之義之事に候間、御理申入義候はゞ、腫物今少愈行步さへ相叶申程に候はゞ、其地へ罷越御見舞をも申上度覺悟に御座候間、隨分無油斷養生仕候。就夫盛方法印並慶祐法印奉賴、今明日中に可被下着由に候間、彌以致養生、煩をも取直御目見に罷越、各

直江安房守は本多政重

大隅守は本多忠繼

へ可得貴意心中迄に御座候。自然御次に御取成所仰候、恐惶謹言。

六月四日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

六月十日。藤堂高虎書を前田利長及び利常に與へて、再び本多政重の祿仕を周旋す。

〔本多氏古文書〕

以上

態以使者申上候。御煩いかゞ無御心元奉存候。仍最前得御意候直江安房守身上之儀、駿河年寄衆に談合仕候へと御書中御座候而、則申遣候處、墨付を以被申上候條、筑前様に被召出候はゞ、本佐州・上州・我等躰忝可奉存候。猶横山山城方迄申達候、恐惶謹言。

六月十日　　藤堂和泉守　判

羽　肥前守様　人々御中

〔本多氏古文書〕

猶以江戸・駿河公義無別義候故、安房守身上之義に付、本多大隅守本佐州より被差上候。

旁公義無異義候間、其段可御心易候、以上。

態以使札申上候。仍直江安房守身上之義、最前得御意候處、公義御遠慮之由、御尤に奉存候。就其駿府御年寄衆重而談合之處、少茂不苦候旨墨付を被出候。其上景勝手前之義も、無別義暇出候間、いづ方も御氣遣被成間敷候。彌無相違樣に肥前樣ゟ被仰談、被召寄候者、佐州・上州別而忝可存候。猶横山山城・奥村攝津方迄申上候條不能具候、恐惶謹言。

六月十日　　　　　　　藤堂和泉守　判

松　筑前守樣　人々御中

〔本多氏古文書〕

以　上

直江安房守身上之義に付而、重而筑前樣ゟ以飛札申上候間、可然樣御馳走奉賴申候。先度申入候刻、公義いかゞ可在之哉と被成御意、駿府御年寄衆へ相尋候へと被仰下候條、則談合申候處、安房守義不苦之旨墨付を以被申上候。其上彼身上之義に付て、本佐州より安房守舍弟大隅守被差上候。御父子樣之御手前不苦之旨、重疊念を被入被申越候間、彌御氣遣被成間敷候。委細は本多大隅方より、我等者に使者を被相添被進上候間、兩人口上に具に可得貴意候條、よき樣に御父子樣御前御取成所仰候、恐々謹言。

六月十日　　　　藤 和 泉 守 判

横山山城殿 人々中

六月十五日。前田利長病中の養生に關して幕府の醫盛方院に誓書を與ふ。

〔國初遺文〕

敬白起證文之事

一、御藥被下已來、女方なとの義無之候。自今以後猶以御藥被下候内、少も致不養生間敷事。

一、食事好物之義、度々御書立之外、毒が間敷物不被下候義、是又自今已後御書立次第に可被下候事。

一、御藥不給義を被下候樣に僞申間鋪事。

右條々若僞於申入者、日本國中大小神祇・八幡大菩薩・愛宕山大權現、殊氏神御罰可罷蒙也。仍誓紙如件。

慶長十六年六月十五日　　羽柴肥前守利長

盛 方 院 法 印

六月十七日。前田利長、本多政重の登庸に關して利常に諮る。

〔本多氏古文書〕

就直江安房守義、藤堂和泉方より使札之趣、並駿州御年寄衆より斝付何も令披見候。如此之上者、何かと其方御理可申入樣も無之義候間、彼安房守義早速被爲下國候樣申遣尤候哉。其通泉州へも御報申入候。猶奥村攝津守に申渡候、謹言。

六月十七日　　羽　肥前守

松平筑前守殿

六月廿七日。前田利長書を藤堂高虎に與へて本多政重を來仕せしむべきを告ぐ。

〔本多氏古文書〕

御使札之趣欣悦候。仍直江安房殿義最前雖被仰越、今度天下御法度之義に付、筑前守爲如何と存、其段御報申入候處、駿府御年寄衆より、筑前守かたへ御斝付之通得其意、如此之上は何樣共、安房守殿之義御馳走尤之由、筑前守かたへも申遣候。早速御下國候樣に可被仰談候。次拙者所勞並腫物之義、此頃自上方盛方法印・慶祐法印賴入、御下向候付而、藥以下令相當、少得驗申候付、且以可御心易候。猶期來音候、恐々謹言。

六月廿七日　　羽柴肥前守利長　判

藤堂和泉守殿　貴報

六月廿七日。徳川秀忠書を前田利長に與へて病狀を問ふ。

〔國初遺文〕

今度盛方院・慶祐下國に而療養之處令相當、追日驗氣之由可然事候。彌無由斷可有養生事肝要候。尙大久保相模守可申候、謹言。

六月廿七日　　秀　忠　判

越中中納言殿

七月二日。城內勤番の士の作法に關する法令を定めて之を頒つ。

〔慶長以來定書〕

覺

一、城中諸奉公人肩衣袴に而可相詰事。

一、小姓共城中へ出入候付て、大脇指・取上かみ、並廣袖・びんきり停止之事。

一、當番改候事、每日着到を付、懈怠之もの於有之者、番頭として當番之小者頭申付、卽刻過錢請取可指上候。但長煩之ものは、誓紙迄可指上候。其上爲檢使着到付を可遣候。當座之煩に付而者、傍輩之中名代に可相立候事。

一、於分國殺害人並辻切等於有之者、案內次第頓速公事場年寄中檢使を遣、此以前相定候如

御法度、急度可申付候。

一、家中刀之事、侍小者によらず、つか・さやかけて三尺七寸より長く仕候事、令停止候。並脇指つか・さやかけて二尺五寸より外ながく致候事、可爲曲言事。

一、或他國もの、或主なしのもの宿かり候事、當町兩下代切手次第にかし可申候。本町之外脇々に宿をかし候事、堅令停止候事。

一、本丸へ出入者、年寄之分者小姓三人・ざうり取二人、其外之儀は小姓二人・ざうり取一人可召連候。自然背御法度、猥に出入仕候者、當門番之者として可申上候。不依誰々に可令改易候事。

一、おどり並辻ずまふ堅停止候事、若從他國かぶきおどり相越候共、一切宿かし候儀可爲曲言事。

一、相定番所之外、猥に奥へ立入候義可爲曲言、用所之もの呼出し次第可罷出候事。

慶長十六年七月二日

七月六日。前田利長幕府の醫を下して加療せしめられたるを謝す。

〔國初遺文〕

被成下御内書謹而致頂戴候。仍私煩之義に付而忝上意、盛方院之義江戸御當番之儀御座候處、

緩々と致抑留療養可仕旨、被加御下知義有難次第、誠冥加之至甚恐多奉存候。盛方院樂一段致相當、奉得驗氣候。腫物之義は慶祐法印療治故、過半平癒仕体御座候。彌養生不致油斷通、可然御取成所仰候、恐惶謹言。

七月六日　　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

七月十七日、前田利長、犯罪人を告發する者を賞するの令を越中高岡に布く。

〔萬治已前定書〕　高岡御高札之寫

條々

一、當地於所々、辻ぎり・あくたう人、縱其同類之内たりといふとも、つげ來か、不然ばひそかに可令言上候。又若黨・下人・町人以下においては、當座之爲褒美、此金子五枚可遣之。直參之輩に至ては、爲忠節其身におふじて、一かごほうびをくはへ、尤神妙可存之事。

一、火付・惡逆人、右同前たるべき事。

一、家中之面々、又若黨人以下かぶきもの抱置候事雖申出、尙以堅令停止畢。見付聞付次第

此金子とあるは判金を高札の下に懸け置けるなり

たれぐたりといふとも、其主人可爲曲言事。

右條可成其意也。

慶長十六年七月十七日　判（利長）

七月十九日。本多政重金澤に着せしを以て、前田利長歡迎の意を利常の老臣に傳ふ。

〔本多氏古文書〕

尙々能樣に心得候て可給候、以上。

書狀披見申候。直江安房守其地迄昨日被着候由被申越候。存候者迎をも可出候所に、不知候而無其義候。能々心得候て可給候。舟にて被越候者、未可爲草臥候間、緩々と此方へは被越候樣に可被申候。先筑前守所へ目見候て尤候、謹言。

七月十九日　利長判

奥村攝津守殿

八月十二日。前田利常の老臣、犯罪人を告發するものを賞するの令を金澤に布く。

五萬石の中二萬石增賜のことは慶長十九年六

〔萬治已前定書〕

一、御當地於所々、頃日辻ぎりいたすよし被聞召届候。彼惡逆人之義、上下によらず密申上候はゞ、縱同類たりといふとも、かへり忠たるい間、爲當座之御褒美、此金子五枚可被下候。直參之衆に候はゞ、隨其仁可被加御褒美事。

一、火付並惡黨人之儀、是又申上に付者、御褒美可爲右同前事。

一、當御家中面々、少多不肖によらず、若黨・小者以下かぶきもの相抱候義堅御停止候。若背御掟之旨候者、其主人可被處曲言事。

右條々被仰出處如件。

慶長十六年八月十二日　山城　河内　出羽

八月十二日。前田利常本多政重に食祿五萬石の判物を與へ、その二萬石は異日之を與ふるを約す。

〔本多氏古文書〕

以分國之内五萬石之所、令扶助了。全可被致知行之状如件。

月十三日に在り

あなたは幕府なり

慶長十六年八月十二日　　利　　光　判

本多安房守殿

八月十四日。加賀藩、幕府の灰吹銀・贋灰吹を禁ずる法令を領内に傳ふ。

〔萬治已前定書〕

あなた灰吹の銀子並にせ灰吹、堅御停止候條、若取扱いたし候者就有之は、則搦捕可指上旨、駿河御奉行衆より被仰越候條、自今以後、於分國中みだり之儀有之候者、可被處嚴科旨被仰出候。依而如件。

慶長十六年八月十四日　　河　内

山　城

出　羽

八月十八日。加賀藩の老臣等先に發せられたる禁令を確守すべきを命ず。

〔萬治已前定書〕

爲御意申入候。

一、御家中諸事御法度被仰出候處、自然下々猥之義就有之者、淺野將監・河原兵庫・西村右馬助爲兩三人相改、可致言上旨被仰出候事。

一、又若黨・小者等に到迄、かぶきもの於被相抱は、其主人可爲越度旨、從御父子樣堅被仰出候事。

一、たばこ之儀、最前如被仰出候堅可被申付候。若致取扱もの有之者、見逢次第に搦捕可指上旨被仰出候事。

右之趣、何茂御法度無相違樣に可被申付旨被仰出候條、可被得其意者也。

八月十八日

横山山城守
奥村河内守
篠原出羽守

八月廿七日。前田利常西村右馬助等五人を金澤の惣屋敷奉行とす。

〔定書〕

金澤屋敷奉行

西村右馬助　淺野將監　河原兵庫
石川茂平　野村五郎兵衛

右當地惣屋敷奉行申付候。何茂見計、可然樣に可相渡候。若脇々より申分雖有之、奉行共に相尋、以其上可相定者也。仍如件。

慶長十六年八月廿七日　　　　　　　　　　　　利　光

八月廿九日。前田利長、利常に書を與へて、病中政務を問ひ又は訪問によりて煩はすことなからしむ。

〔萬治已前定書〕

條々

一、從其方我々かたへ、諸篇常々用所之義被相尋事、病中礙に成申義に候間、於其地年寄共被相談、能樣に被申付尤候事。

一、病中爲見舞、使者已下被指越義、煩故返答も六ケ敷候間、被相止可給候事。

一、從上方此地へ見舞衆之義、自然雖有之、迚も懸御目候事不成仕合候間、於其地被相留可給事。

一、其方家中面々、爲見舞相越義、病中無用に候間、其通被申付可給候事。

一、公儀其外出仕候義も、相談候はで不相叶義者可爲格別事。

右之通、病氣遂療養内は被得其意可給候。用所之義候はゞ從是可被仰申候、以上。

亥八月廿九日　　　　　　肥前守利長

松平筑前守殿

高岡衆は此年冬利長の從士を減じて金澤に歸屬せしめたるもの

九月二日。前田利常金澤の侍屋敷に關する法令を定めて屋敷奉行に下す。

〔慶長以來定書〕

金澤屋鋪之法度

一、今度高岡衆へ相渡候家中下屋敷替地之事、此已前之屋敷之通、惣構之外に而可遣候事。
一、新儀に屋敷申請もの於有之者、奉行共に相詩可遣候事。
一、侍屋敷致賣買候事、此已前より堅令停止候。若法度相背者於有之者、買主可爲失墜之條、何茂相改可申上候事。
一、惣構侍屋敷之內に、寺庵並諸職人於有之者、是又相改可申上候事。
一、明屋敷之事、何茂令穿鑿可申上候事。
一、惣構土居之內道之事、二間通明可申候事。
一、惣構之外、下屋敷へ出入之道筋、見計可申付事。
一、奉行人指圖之外に道を明、又は在來道ふさぎ候事、並土居之土を取堀を埋候事。
一、惣構之土居之竹、其屋敷通之者共として可相改候。若みだりに伐取候はゞ、屋鋪主可爲越度旨可申聞候事。

右屋敷奉行之者共として、急度相改可申上候。若對奉行人猥之義申もの於有之は、遂穿鑿可

申付者也。

慶長十六年九月三日　　　　　利　光

淺野將監殿　河原兵庫殿　西村右馬助殿

野村五郎兵衞殿　石川茂平殿

九月三日。前田利常金澤の侍屋敷の坪數に關する法を定む。

〔慶長以來定書〕

金澤侍屋敷之定

一、一萬石　四十間四方　一、九千石　同

一、八千石　三十五間四十間　一、七千石　同

一、六千石　三十間四十間　一、五千石　同

一、四千石　三十間四方　一、三千石　同

一、二千五百石　二十五間三十間　一、二千石　同

一、千九百石より千五百石　二十間三十間

一、千石より八百石迄　二十間二十五間

一、七百石より五百石迄　二十間四方

一、四百石より三百石迄　　十五間二十間

一、二百石より百五十石迄　　十間二十間

右屋敷之事、間數を以令算用、歩圖りに可相渡候。何茂屋敷並可然樣見計可申候。父子有之者は一所に可遣者也。

亥九月三日　　（利常）判

淺野將監殿　　野村五郎兵衛殿　　河原兵庫殿

石川茂平殿　　西村右馬助殿

九月四日。前田利常高岡より金澤に還住せる侍屋敷の坪數に關する法を定む。

〔慶長以來定書〕

高岡衆屋鋪之御定

一、一萬石　　四十五間四十間　　一、九千石　　同

一、八千石　　四十間四方　　一、七千石　　同

一、六千石　　三十五間四十間　　一、五千石　　同

一、四千石　　三十三間三十間　　一、三千石　　同

一、二千五百石　二十七間三十間　　一、二千石　　同
一、千九百石より千五百石迄　二十一間三十間
一、千二百石より千三百石迄　二十一間二十七間
一、千石より八百石迄　二十一間二十五間
一、七百石より五百石迄　二十一間二十間
一、四百石より三百石迄　十六間二十間
一、二百石より百五十石迄　十一間二十間

右高岡衆屋敷之儀御理被申上候條、此度之儀者此書付之ごとく可被相渡旨御意候。以來之儀は、右任御判之旨可被相渡旨被仰出候。可被得其意者也。

慶長十六年九月四日

横山山城守
篠原出羽守
奥村河内守

西村右馬助殿　河原兵庫殿　淺野將監殿
野村五郎兵衞殿　石川茂平殿

九月七日。前田利常加賀河北郡津幡町の市日・傳馬等に關する法令を定

む。

〔國初遺文〕

定　　　津幡四町

一、當町市日之事如前々可執行候。若押買狼藉之輩有之者、町中として押置可注進之事。

一、上下之往還、轉馬人足一切不可有之候。宿送り以下者、切手次第可申付事。

一、津幡村・庄村・清水村・加賀爪村合四町、永代臺所入に申付候家數、郡役利長公可爲如被相定事。

右之條々若違犯之族於有之者、速可處罪科者也。仍如件。

慶長十六年九月七日　　利　光判

九月十七日。加賀石川郡白山社建立に關する法令を定む。

〔國初遺文〕

法度　　　白山社中

一、當社建立之間、大工諸職人並手傳之義、最前如折紙、在々より毎日無懈怠、朝は天あけより、晩は日之暮迄相詰可致事。

付、長吏・社人中、二番積可被相詰事。

一、材木丈木之きれ、並釘かすがい以下、作事場より外へむざと不可出之事。
一、於社中竹木不可伐取、並牛馬不可放之事。
右條々、少も猥に於有之者、可爲嚴科旨被仰出候也。仍如件。

慶長十六年九月十七日

篠原出羽守一孝　判
奧村河内守榮明　判
横山山城守長知　判

九月廿三日。高祿の藩士に對する下屋敷の坪數を定む。

〔慶長以來定書〕

御家中下屋鋪

一、一町二段半　五千石　高畠左京亮
一、三町七段半　一萬五千石　横山山城守
一、一町二段半　五千石　同　式部少輔
一、四町二段半　一萬七千石　山崎市正
一、四町三段二十五步　一萬七千三百石　村井出雲守
一、八町二段半　三萬三千石　長九郎左衞門

宗半は中川光重、大隅守はその弟にして嗣たる光忠

一、六町一段二十五歩　二萬四千五百石　大隅守宗半
一、一町八段一畝七歩半　七千二百五十石　三輪志摩守
一、一町五段　六千石　小幡駿河守
一、一町二段半　五千石　奥村周防守
一、一町七段二十五歩　六千九百石　石野讃岐守
一、九段七畝十五歩　三千九百石　加藤石見守
一、一町三段七畝十五歩　五千五百石　奥野紀伊守
一、一町　四千石　玉井市正

以上

右中納言様御諚之並に、歩割書付可遣旨、筑前様就御意如斯候、以上。

亥九月廿三日　奥村河内守
篠原出羽守
横山山城守

浅野將監殿　西村右馬助殿　河原兵庫殿
石川茂平殿　野村五郎兵衛殿

十月四日。徳川秀忠書を以て前田利長の病を訪ふ。

〔國初遺文〕

其後不申越候條、爲見舞染筆候。煩所勞彌被得驗氣候哉、猶以無油斷養生之義專要候、謹言。

十月四日　秀　忠　判

越中中納言殿

十月八日。本多政重その知行所に對し、納租等に關する令を下す。

〔諸家文書〕

覺

一、當物成之儀、如相定可致納所事。

一、升は役米共に、京升を以六斗俵たるべき事。

一、人足召使候儀、直之印判を不遣候はゞ、代官共申付候とも承引仕間敷事。

一、百姓迷惑無之樣にと、條中を以代官共に申付候。其樣子聞屆、少も非分之義候はゞ、則横目之者に可申付候。自然横目の者聞のがしに仕候はゞ、目安を以直に可申來候。有樣に可申付候間、心安可存事。

一、代官横目之者は、禮錢・禮物は不及申、ぬか・わら・薪・さゝ樽・くわし類にても出すまじ

く候。惣而人足一人馬を一疋かすまじき事。

右之條々相違候はゞ、曲事に可申付者也。

慶長十六年十月十八日　　直江安房守　印

元女村　百姓中

上河合村　勘兵衛

兎田村　善了

上田村　九兵衛

十月十日。前田利長幕府の老臣に對し、先に德川秀忠の病狀を問ひたるを謝す。

〔國初遺文〕

被成下御內書、謹而頂戴、殊私所勞之儀、無油斷可致養生之旨被加御下知、忝上意誠以有難次第、冥加之至奉存候。彌奉得驗氣之由、可然樣御取成所仰候、恐惶謹言。

十月十日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

可參被與義本のまゝ

十月廿六日。前田知好能登の村民に、利常が皮革に關する一切の處置を加賀河北郡淺野村の革多に許したるを告ぐ。

〔河北郡淺野村皮多藏文書〕

急度申遣候。仍筑前様より當國中革之義、此者に被仰付候。就其郡々に人を付置旨候間、牛馬死候共、私として革をはぎ候事仕間敷候。爲其申遣者也。

以上

亥十月廿六日　修理知好判

能州在々所々　肝煎惣百姓中

十一月十日。前田利長病氣再發せしを以て幕府復盛方院法印を下向せしめんとするを謝す。

〔國初遺文〕

被成下御內書、謹而頂戴忝奉存候。仍私所勞少致再發候付而、盛方法印奉願被爲下向、可參被與義御座候條、養生不致油斷候。誠以忝上意有難次第、併甚恐多奉存候。宜預御取成候、恐惶謹言。

十一月十日　　　　　　　羽柴肥前守利長　判

大久保相模守殿

十二月二日。前田利長書を本多政重に與へて病狀を告げ、且その起居を問ひて物を贈る。

〔本多氏古文書〕

態申入候。今度盛方法印被罷下、緩々と被逗留候故得驗申候。可心易候。其元新屋敷之事候間、被有付候哉承度候。爰許用之事候者可被申越候。態計に油樽二斗桶・銀子百枚進之候、恐々謹言。

新屋敷とあるは慶長十七年新建築前の假居なるべし

十二月二日　　　　　　　肥前守利長　印

直江安房守殿

十二月四日。前田利長屢德川家康・秀忠の病を問ひたるを謝し、且つ從臣の一部を金澤に歸還せしめたるに付諒解を求む。

〔國初遺文〕

就私相煩候義、去春以來、縱兩御所樣度々被成下御內書、殊養生以下之義迄、重疊被加御下

従臣の減員を認許せられたるは明年二月に在り

知、忝上意誠以冥加之至、甚恐多奉存迄御座候。尤早々罷越、御目見をも申上度義御座候へ共、折々如申入候、所労は大形致本復候へ共、腫物平癒仕兼、于今行歩不相叶に付而、乍存知延引致迷惑候。御次而を以、御前可然様御取成所仰候。就夫、私如此長々敷相煩申躰御座候間、隠居分に召遣、御普請役をも仕候程之者共、少々筑前守かたへ遣、金澤へ引越せ申候。私義は、當分手前人遣以下も入不申体御座候間、旁以右之通御座候。然共相殘罷在候者に而、用所相叶申義は、内々被遊御心得可被下候。自然於御前、箇様之御沙汰も御座候はゞ、宜預御取成候者可忝存候、恐々謹言。

亥極月四日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相模守殿

十二月十三日。前田利常能登羽咋郡妙成寺に土地を寄進し、又制札を下賜す。

〔萬治已前定書〕

土田之莊之内十三俵之所、對當寺、利家公・利長公任墨付之旨、令寄附候。並瀧谷村永不作之地三町三段所令寄進候。自今以後寺納不可有相違之狀如件。

慶長十六年十二月十三日

能州妙成寺納所

〔國初遺文〕

掟　　　　瀧　谷　寺

一、當寺內諸式可爲如前々事。

一、不可採伐山林木之事。並殺生禁斷之事。

一、往還之輩於寺中猥之義令停止事。付、對門前之者、代官・給人非分之沙汰有之間敷事。

右條々、若違犯之輩有之者、可被處嚴科者也。依如件。

慶長十六年十二月十三日　　　　利　光　判

十二月十八日。前田利常加賀河北郡倶利迦羅明王院に土地を寄進す。

〔加賀古文書〕

倶梨迦羅村五十三石、並山手錢十一俵二斗、從當年不動堂令寄進訖。彌有精誠、武運長久國家安全之被抽懇祈、每日勤行不可有怠慢之狀如件。

慶長十六年十二月十八日　　　　利　光　判

倶梨迦羅　明王院

十二月廿四日。前田利常加賀石川郡白山社に土地を寄進す。

〔國初遺文〕

白山權現え爲立願寄進之事

一、十石八斗　　年中毎日御供米

一、二十二石五斗　　年中四十餘度之祭禮

合三十三石三斗

右社人以屋敷方之内令寄附訖。然者於御神前致精誠、彌武運長久國家安全抽懇祈、毎日之勤行不可令怠慢之狀如件。

慶長十六年十二月廿四日　　利光判

白山長吏・兩神主

〔寺社來歷〕　貞享二年白山神主由來書

一、自微妙院樣、慶長十六年に神領七十四石御寄進被爲成、長吏・私共拜領仕罷有申候。

一、居屋舖之義者、先規より四段所に十八神主罷有申候。

（七拾四石とあるは慶長十六年に三拾三石三斗を寄進したる前のものを合算したるなるべし）

〔寺社來歷〕　長吏由來書

（私は長吏）

一、從微妙院樣、慶長十六年に御神領七十四石御寄進被爲成、神主中・私自領仕申候。御寄

おうれい村は大雙嶺村なるが如く慶長十七年四月十八日の書に亀谷銀山といふもの之に當る

進狀神主方に所持仕候。

十二月廿五日。前田利常越中新川郡に於いて發見せられたる新鑛山の試掘を命ず。

〔國初遺文〕

新川郡おうれい村より、飛驒境信濃境黒部谷ひたのまた大谷において、金子新山見立候由、則申付候條、不相殘可令普請。然者運上之義は、金づる尋付、其方重而左右次第可相定、並新川中何之山に不寄、たち入、金銀新山見立可申者也。

慶長十六年十二月廿五日 (利常)判

大山左兵衛

さくらい久左衛門

是歳。芳春院夫人江戸を出で、伊勢參宮を爲し、歸路鎌倉を遊覽す。

〔三壺記〕

慶長十六年には、大御所家康將軍御上洛被成、其より大坂へ御發駕有之、秀頼公へ御對面。色々の御進物、御付々の男女共に到る迄、御念頃之御事にて、上下のよろこび御馳走申ばか

酒井左衛門は家次

小姓を小將と書するは前田綱紀時代以後加賀藩の慣例なり

りなし。加藤肥後守清正・大野修理・木村長門、其外何も取持て大御所へ御禮申上、頓而御暇被進、駿河へ御歸國被成けり。然るに利家公の御後室芳春院殿、如何御内談や有けん、大御所より御家老酒井左衛門を御殘し、芳春院殿伊勢御參宮被成、路次御馳走の爲とぞ聞えける。頓而御用意出來し、御輿御供乘物騎馬之供、歴々共相隨ひ奉る。金澤より付置かせ給ふ内にて、橋爪縫殿介を可被召連との御意にて、御ともいたし、道中夫傳馬大御所よりの御馳走なれば、御不自由成事更になし。國々の諸侯より進物を上奉る。名所〳〵御覽じて、山田において福井土佐守太夫与左衛門方に御入被成、それより内宮・外宮御心靜に御社參にて、頓而御發駕被成けり。其より直に鎌倉御見物なされて、江戸へ御着あそばされ、利長公の御屋形へいらせ玉ひけり。

是歳、前田利常子小姓尼子半左衛門を手刄し、河合内匠に蟄居を命ず。

〔可觀小說〕

慶長十六年辛亥微妙公十九歳の時、於金澤御城内尼子半左衛門（初御兒小將、此時御櫛あげ役、知行不知。）御手擊に被成候。此趣は或とき御兒小將河合内匠（知行二百五十石、十七歳。）酒宴を催し、三味線などもてはやし候處、御歩横目見廻り候に付俄に相止、半左衛門・内匠ともに歸宅致し候。然處急に召に參、半左衛門罷出候處、段々被仰出候て御手擊に被成候。内匠も召に參候處、又不及罷出旨申來候。度

々の使にて樣子不分明、無心許候に付、内匠先紺屋坂迄罷越、今の山本源右衞門宅地の邊に、作都と申盲目の家有之、是江立寄承合候得者、御兒小將部舍にて不作法の仕形有之、半左衞門御手討之樣子也。内匠も同事の思召にて呼に被遣候所、内匠義瑞龍公御寵愛之者にて、其上に微妙公江御附被成候首尾に候へば、左樣之者を御手擊被成候ては、瑞龍公思召如何可有之哉と、御近習に而重職の輩指留置候。内匠父惣三郎、守山御城下にて五百五十石被下御奉公仕候所、内匠當歲の時父致病死、其妻美女にて後家に成候を、瑞龍公被召使候て、小少將と稱し出頭いたし、内匠を部屋子に仕置候處、名を藤と御呼被成、知行百石被下、事の外寵愛晝夜御傍に罷在候。或時上使有之時分、御膝の上江あがり罷在候。扨々にくき奴かな、手前無子事は知れ申事ながら、如子に仕罷在候とて、御笑被成候程の樣子也。藤八歲の時内匠と御改稱、百五十石御加增二百五十石に成申候て、微妙公江御附被遊候。半左衞門御手擊以後、御家老衆指圖にて、内匠は越中氷見國泰寺江立退け被申候。國泰寺に罷在候内前髮も執申候。此時瑞龍公は守山に御在城に付、金澤より瑞龍公江、御家中之面々何にても献上仕候節は、必内匠にも音物仕候。是も瑞龍公江奉對候ての事に候。箇程出頭故、右之節御近習の衆御手擊を留申も尤成事也。右小少將病死之後、爲名跡小泉勘十郎被召出候。内匠は今の河合惣九郎祖父也。宅地は味噌藏町、以前寺西新七宅より、今の大野木舍人宅江懸て其宅地

其翌年は大阪御陣にあらず

當公は前田綱紀

也。扨右之翌年内匠十八歳之時、瑞龍公より御勘氣御免許被成、御馬廻組に被仰付候。此砌は父の名惣三郎に罷成候。又其翌年十九歳にて、大坂御陣御供いたし、山森吉兵衛と一所に鎗を合高名仕候得共、右之首尾有之に付御取上も無之候て、其後は清泰院樣御廣式番に被仰付候。微妙公薨去之年、最早身も年寄候間、惣三郎と中も直可申哉と御噂有之。其段竹田市三郎より内證申聞候に付、或時惣三郎より御肴致献上候へば、御滿悦被遊候旨被仰出候。此年十月御逝去被遊。其翌年當公より百五十石御加增被下、四百石に被成、足輕頭被仰付候。是は大坂表の御下心も有之由いづれも申候。享保七年八月富田甚五右衛門話

慶長十七年

正月十四日。二百人夫に關する規程を定む。

〔萬治已前定書〕

二百人夫御役之定

一、他國江之荷物、ふうたい共に十貫目之事。

一、さく木五日に一本充上可申候。但、三月より九月迄たるべく候事。

一、江戸・駿府より罷歸候はゞ、五日充休可申候。付、中國・西國御使も同前之事。

一、京・大阪より罷歸候はゞ三日充休可申候事。

一、吉田傳右衞門方へ相渡候人足、御臺所へ詰夫之外、他國へ被召遣候人足之内を以、替り替りに可被相渡候事。

右二百人夫御役如御定可被申付候。さく木未進分之儀も、右之分に算用可被相究候也。

慶長十七年正月十四日　奥村河内守

篠原出羽守

横山山城守

九里甚左衞門殿

大波忠兵衞殿

正月廿三日。豊臣秀頼書を芳春院に與へて安否を訪ふ。

〔國初遺文〕

猶ふみの驗に、此二色まいらせ候、めでたくかしく。

大藏卿くだし候まゝ、一筆申まいらせ候。何事なくそくさいに候や。高岡にも盛方院樂にて驗氣の由申候まゝ、まんぞくたるべきとぞんじ候かしく。

正月廿三日　秀頼

高岡は前田利長

芳春院殿

正月廿七日。前田利長書を本多政重に與へて、其の父正信・兄正純の懇志を謝す。

〔本多氏古文書〕

返々、日頃其方ねんごろに申入られ候ゆへとまんぞく申候〱。

わざと申入候。せいぼねんとうに、ゑど・するがへつかはし申候ししやに、さど殿・かうづけ殿一だん御ねんごろにて、我々おや子の義じよさいなきとをり、御せいもんにて仰きかされよし申候。ここにさど殿へは御ないぎかたまで□らせられよし、使の物かたり申候。御ひまも有まじき所に、かやうにつかひの物に、御ふしながら御ねんの入られ候よし、日比其方申入られ候ゆへとまんぞく申候。つかひの物のかきつけ、ひけんのためしんじ候。江戸へびんぎも候はゞ、かたじけながり候とをり申されて可給候〱。

正月廿七日　ひぜん

あわの守殿　參　ひ

二月十二日。前田利長その臣僚の一部を金澤に還附したることに關し幕

文意は今後從臣の一部を金澤に轉屬せしめんとするものゝ如くなれども實は既にその事を了せるなり、去年十二月四日條參照

府の諒解を得たるを謝す。

〔本多氏古文書〕

就私隱居分に、召遣候者共之內、少々加州〻遣申義、舊冬以別紙申入候通被達上聞候處、被為聞召届候旨、此度被成下御內書、謹而頂戴、殊忝上意之趣、誠以有難次第、冥加之至奉存候由、以御序可然樣御取成所仰御座候、恐惶謹言。

子二月十二日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相摸守殿

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

十七年壬子瑞龍公越中養老封入の內、十萬石餘を金澤へ返して微妙公の倉納をなし、一書に、新川郡十九萬石は養老の采邑たること、慶長十年分封の本高也。此內某年六萬石、其後同十七年十萬石を微妙公へ返し玉ひ、此後殘る所は高岡邊にて六萬石といふ說は、是に似て非なり。有澤武貞考には、養老領二十萬石の內、慶長十年に十萬石分、同十六年に六萬石分返させられ、其時々從臣も之に應じて金澤へ返させられ、其後は六萬石までの養老領とあり。然れども此武貞の說信じがたし。十年は公富山養老の初年、且養老の許命十年の冬下り、十一年の春富山移城の一說もあれば、必此年返し玉ふことあるべからず。十六年に六萬石返し玉ふといふも不詳。又武貞、養老領二十萬石といひて、十萬石六萬石返させらるゝ後、六萬石まで養老領と云も員數不合。但後六萬石迄なるは無相違。烈祖成績等には、公の薨ずる頃致仕采邑十六萬石とす、是も當らず。慶長十六年春三月從神君被命禁中之人數帳には、十六萬石羽柴肥前守、百三萬三千石子息松平筑前守とあり。景周此頃一實錄を得るに、此十萬石餘の分を金澤へ返させらるゝ心より、大樹へ內書を上られ、大樹

より許命の内答もあり。皆子の二月の日附也。されば此こと今年に決せるなり。或云公よりの上書は十六年十二月四日にて、神君許命の返翰は十七年二月十二日といふ。此説も善し。之に應じて從臣三十九員を減せられ、金澤へ返させらる。五千石前田美作、八千石松平伯耆、九千石神尾主殿、八千百三十石富田下總、六千石今枝内記、六千石安見隱岐、七千石小塚淡路、五千石生駒内膳、四千石大音主馬、四千石松田四郎左衛門、三千石大塚壹岐、三千石山下兵庫、二千五百石栂大學、三千石水越縫殿、三千石吉田猪之助、二千石津田刑部、千八百石稻葉左近、千三百石松平治部、千五百石富永勘解由左衛門、千五百石平野彌次右衛門、千二百石富田彌五作、千石國府新助、千石安彦左馬助、千石井上勘左衛門、千石成田助九郎、七百石富田主水、八百石坂田勘兵衛、五百石菊池庄左衛門、千石細野雅樂、千石村瀬丹後、千石原左近、千二百石猪股齊、七百石多田主計、六百石前田刑部、六百石青木采女、五百石津田右衛門、五百石吉田左近、千五百石菊池大學、千石吉田伊織、以上三十九人、知行の通計十萬五百三十石。

〔今枝家譜〕

慶長十六年亥八月十九日、高岡御領十萬三千石餘之數十八、被附屬于金澤、直恒者留于高岡也。

〔越中古文書〕

五百俵九十俵之事

一、古肥前樣御隱居領二十二萬石。然所高岡御移住之翌年、十二萬石金澤に御返に付、御侍方御歸、明地に罷成候故、御逝去以後、町人共地子米百八十俵に奉願、夫より段々手上仕、五百俵に申請候。且又寺方裏地も有之候。明地九十俵之所、町中に被下、役間に割符仕、其後明暦二年に御印御改之節被召上、地子に成。

高岡移住の翌年は慶長十五年なるが故に誤なり

二月十四日。前田利常、本多政重の政務に參畫せんことを求む。

【本多氏古文書】

追而、國いしおき家中のしおきよく申付、兩御所様御ほうこう申上候はゞ、上様御ためもよき事にて候はんと、其段分別候て、しまりの儀きかれ候においてはまんぞく□我らふんべつにてはなく、ひぜんどのへ相だんいたし候てのぎに、手間きづかひ有まじく、たのみ入申候、以上。

一、萬事我等ためのぎ、きも被入候てたまわらんと、其もとさしづをうけ申度候。賴入申候事。

一、ちぎやうわり、分國中しおきたう賴申度候へども、さだめて左様いぎもむづかしく可被存候間、申かね候。其段はちつと延慮候。さりながらしまりの儀は、きかれて、よきやうまかせ入申候事。

一、公儀むきいぎ、又は御ふしん以下、そのもとのさしづ候てたまわるべく候事。

右のやうす、猶以奥村伊豫守・同河内守れう人口上に申含候、以上。

二月十四日　　利光

本田あはのかみ殿

二月十八日。前田利常先に金澤開禪寺の寺地を家臣の下屋敷としたるを

以て、替地を木新保に與ふべきを命ず。

〔舊藩遺文〕

當地開禪寺屋敷之儀、家中下屋敷に相渡候付而、理被申候條、爲替地木新保之内以、可然所十五間に二十間之分可相渡候也。

慶長十七年二月十八日　　　　利　光　印

淺　野　將　監殿

河　原　兵　庫殿

西村右馬助殿

石　川　茂　平殿

野村五郎兵衞殿

二月廿九日。前田利長書を本多政重に與へて、舊と赤座某の地をその邸地となさしむ。

〔本多氏古文書〕

尙々み事のくわし給候。まんぞく申候。

御状並みいかん・くねぼ給候。めづらしく候。せうくわん申候。其方やしきの事、あかざやしきもつこものここにて候。やうの事うけ可給候かしく。

二月廿九日　ひ

あわいかみ殿　參

三月三日。前田利常、家中臣僚の歌舞伎者を召抱ふるものに過怠金を出さしむべきを令す。

かぶきものとは俠客めきたる士人をいふ

〔萬治已前定書〕

家中かぶきもの抱置候主人過怠之事。

一、二萬石より上　銀子三十枚

一、一萬石より一萬九千石迄　銀子二十枚

一、五千石より九千石迄　銀子十枚

一、三千石より四千石迄　銀子五枚

一、千石より二千石迄　銀子二枚

右家中下々諸奉公人、かぶき物抱置候儀令停止候之旨、最前雖申出候、自今以後不屆之輩於有之者、訴人次第搦捕指上可申候。主人之儀者、爲過怠如右銀子可指上。若彼いたづらもの

指上不申候はゞ、遂穿鑿主人越度可申付者也。

慶長十七年三月三日　　判（利常）

〔萬治已前定書〕

御家中下々侍・小者によらず、かぶきもの相抱候儀堅御停止之旨致承知候。自今以後抱置候もの共之儀、不相届仕合於有之者、其ものゝ事は御詮次第搦捕指上可申候。主人手前之儀者、如御定過怠之銀子上可申候。若彼いたづらもの搦捕上不申候者、主人越度可被仰付候。爲其御請狀如件。

慶長十七年三月三日

横山山城守
篠原出羽守
奥村河内守

三月八日。前田利常能登珠洲郡若山郷中田・延武兩村保護の爲に書を與ふ。

〔能登古文書〕

已上

能州鈴郡若山郷之儀、自今以後、誰々非分之族雖申懸不可承引、右之旨相背輩有之者、可致

子細言上者也。

慶長十七年三月八日　利　光

鈴郡若山郷　中　田

延　武

三月廿四日。前田利常能登羽咋郡氣多神社の社領及び供僧•神主の居屋敷を安堵せしむ。

〔氣多神社藏文書〕

能州一宮氣多大神宮社領二百石之所、並供僧•神主等居屋敷之事、利長任御證文之旨、如前々令寄進訖。然ば毎年祭禮勤行修造以下、如先規不可令怠慢候也。仍如件。

慶長十七年三月廿四日　利　光　判

當社々官中

三月廿八日。前田利常、能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔國事雜抄〕

禁　制　能州氣多社

一、於社中殺生の事。
一、假初にも猥藉の事。
一、當社於山林、侍凡下共猥に竹木伐取事。
付、社頭爲營可伐採木は可令披露、可遣書出事。
右條々、若違犯之輩於有之は、記交名可令言上、速可遂成敗也。仍如件。

慶長十七年三月廿八日　　利　常　判

四月十八日。前田利長、徳川家康・秀忠に銀子等を進献す。その銀は越中龜谷山に産する所なり。

〔國初遺文〕

雖此式御座候。染絹百疋並銀子千枚致進上候。然ば銀子之義、於越中私隱居分に被下置候新川郡之内龜谷山より、去年銀子に而召置候初花、爲祝義進上仕候由、可然様に御披露所仰候、恐惶謹言。

卯月十八日　　羽柴肥前守利長　判

村越茂介様

〔國初遺文〕

雖此式御座候、白布百端・梨子地長持十指並銀子千枚致進上候。然者銀子之義、於越中私隱居分に被下置候新川郡之内龜谷銀山より、去年銀子に而召置申候初花、爲祝義致進上候由、可然樣御披露所仰候、恐惶謹言。

卯月十八日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相摸守殿

追而申上候。

一、右兵衞樣ゟのしづけ大小共。

一、常陸樣ゟのしづけ大小共。

一、御鶴樣ゟ梨子地御挾箱二荷。

右是式如何御座候得共、致進上候。可然樣御披露所仰候、恐惶謹言。

卯月十八日　　羽柴肥前守利長　判

村越茂介殿

右兵衞は德川義直、常陸は德川頼宣

〔駿府政事錄〕

慶長十七年五月八日羽柴肥前守以使者獻白銀壹萬兩（彼領内所産銀也）・染絹百疋・白絹百疋・白布百匹。又

宰相殿・中將殿、黃金熨斗付之刀十腰宛同獻之。

〔大日本貨幣史附錄〕

右花降銀は、金銀圖錄に、利長の時前田氏造ところ、昆陽漫錄に室町季世の物とし、或は會津の物とするは無稽の說なりといへり。利長の時鑄造するものは、銀位最も佳にして花降の第一等なり。後に至て加賀にて鑄るところの花降銀は、其位下れるを以て銀座のもの罪せられしことあり。因りて銀質のよきことを推して知るべし。慶長十六年越中國新川郡龜谷に銀坑開け、其明年利長より德川氏に贈りし書に初花を進ずと載す。其初花銀は此二品の花降銀にて、利長の好みにて鑄さしむゆゑ、殊に美麗なる乎。花降と名けしは諸說あれども、畢竟美銀を稱するならん。世に花降といへば、皆加賀の製の如く思へども、何の地にても美銀を稱するものにて、出羽佐竹に花降銀の名あり。又越後にも花降銀の名あり。加賀のみにあらざること是を以て知るべし。

四月廿六日。前田利常能登諸港に入津する商船の稅率を改めしむ。

〔萬治已前定書〕

能州浦々商舟間役之事、內々高岡にも被申上候由に而、兩通之御墨付見屆候。然ば其地町人饅頭屋任申分申付候條、國他之間役ども聞合、自他商人共に不致迷惑樣に可被申付候、謹言。

間役は澗役即ち入港稅なり

慶長十七年卯月廿六日

前田對馬守殿

五月十日。徳川秀忠書を前田利長に與へて、先に銀子等を贈れるを謝す。

〔國初遺文〕

就銀山出來、則銀千枚並越布百端、蒔繪長持十指被相贈候。悃志之至念を入候。委曲本多佐渡守・大久保相摸守可申候、謹言。

五月十日　秀忠判

越中中納言殿

五月十二日。徳川家康、先に前田利長の銀子等を贈れるを謝す。

〔國初遺文〕

追而御煩無油斷養生專要候。

遠路爲音信、銀子千枚・色々染絹百疋並曝布百疋到來候。永々御煩之内、被思召寄候段、一入祝着候也。

五月十三日　家康判

越中中納言殿

五月十七日。前田利常制札を領内に建てゝ、駿府を追はれたる切支丹宗徒を宿泊せしむるなからしむ。

〔加賀古文書〕

制札　　津　幡

原　主水　小笠原權丞　柳原加兵衞　西鄕宗三郎　梶　十郎兵衞
梶　市之介　山下庄三郎　横地長五郎　由座傳三郎　吉田武兵衞
山田次左衞門　小野庄藏　水野二右衞門　須賀久兵衞

右之面々きりしたん依爲宗旨、於駿府被成御改易候。然ば於分國中抱置候儀、堅御停止之旨被仰出候。或名字を替、或は形を替、相越族可有之候條、無由緒もいゝやどをかすべからず。若むらゝ在々所々一人もかくし置輩就有之者、類親共に速可遂成敗者也。

慶長十七年五月十七日　判（利常）

五月廿五日。前田利長書を幕府の老臣に送り、前に德川秀忠の内書を得たるを謝す。

〔國初遺文〕

今度銀子千枚致進上候處、被成下御内書、謹而頂戴。則銀子拜領、殊忝上意之趣、誠以有難次第、冥加之至奉存候旨、宜預御取成候、恐惶謹言。

五月廿五日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡守殿

大久保相摸守殿

五月廿六日。横山長知先に前田利長の病氣平癒を祈禱したるものに謝狀を與ふ。

〔加賀古文書〕

以　上

先度は中納言樣御祈禱之儀申上候處、早速御執行御札被下辱存候。其節致參上御禮可申上候處、御城邊に隙入申候故、不能其儀候。先々爲御禮以使者申上候。是式候へ共、銀子十兩致進上候。猶使者口上可申上候條、不能細要候、恐惶謹言。

五月廿六日　　横山山城守長知

六月十四日。前田利常能登鹿島郡小島德翁寺の居屋敷を安堵せしむ。

〔能登鹿島郡德翁寺藏文書〕

能州七尾山之寺居屋敷之所、利家公如墨付之令寄附候。並諸役令免許者也。

慶長十七年六月十四日　利光判

山之寺

七月二日。加賀石川郡倉谷鑛山に定書を與ふ。

〔萬治已前定書〕

定　くら谷山

一、金子倉谷山に而商賣可仕候事。

一、倉谷山三里四方之內見立山仕、金出申に付而は御案內可申上候事。

一、重倉に金ほり共町屋相立、可致商賣候事。

右條々何樣之出入有之共、爲山中令相談、相究可申者也。

慶長十七年七月二日　河內

出羽

山城

七月晦日。前田利長、本多政重の邸地に石垣の成れるを祝す。

此月は大盡なり

〔本多氏古文書〕

御狀披見申候。仍御屋敷うらの石垣、一昨日出來申候由承候。先以珍重存候。爰元御見廻之事御無用に候。彌無油斷御普請御申付尤候。尙追而可申述候、恐々謹言。

七月晦日　　肥前守利長　判

本多安房守殿

八月朔日。前田利長、本多政重に放鷹によりて獲たる鳥一籠を贈る。

〔本多氏古文書〕

此間之書狀にても不申候。其方屋敷之石垣出來之由承候。端々可有普請こ存候。用之事候ば可被申越候。又々鷹之餌拊一籠數五十遣候、恐々謹言。

八月朔日　　肥前利長　判

本多安房守殿

不申候は申候なるべし

八月十二日。芳春院その所領能登鳳至郡道下村の大工・肝煎に對して諸役を免除す。

〔國初遺文〕

已上

われら知行分、三ヶ國之内諸やく以下之事、大納言殿以來しやめん之事に候間、今以たれだれ申候とも、其意をなすべく候也。

慶長十七年八月十二日　　印判（芳春院）

たうげ村　大工

同　肝煎

九月十九日、前田利長、本多政重の利常輔佐の功を嘉し、その勞苦を謝す。

〔本多氏古文書〕

尚々此間大に心むづかしく存居申候。

御ふみ給りまんぞく申候。誠にちくぜん義、其方せいを入られ候ゆへ、いづれも下々ともにしまり候て、まんぞくこれにすぎず候。いよ〳〵せいをいれて可給候。明日はて候ても、此ぶんに候へばまんぞく申候。其方さくじ、ざい木なき所にて候間、一入くらう存じ申候。

九月十九日

あはいかゞ殿　参　　ひ

入籠は入りこみなるべし

十月十七日。藩士の風俗に關する法を定む。

〔萬治已前定書〕

御壁書之覺

一、御家中刀之事、侍小者によらず、柄・鞘かけて三尺七寸、並脇指者柄・鞘かけて二尺五寸に御定候。若此外ながく致候者有之候ば、可爲曲言事。

一、おどり並辻ずまふ、是又御停止候。自然他國よりかぶきおどりなど相越候共、一切宿借候義可爲曲言事。

一、於分國中、傳馬並追立夫之事、法度之ごとく、切手之外猥に召使候者有之に付而は、可爲曲言事。

一、鷹師並餌さし・犬引以下、在々において、賄共外非分申懸義不可有之事。

一、宿々並在々所々において、賣かひの物猥に不可取之。此外蓑笠以下借取候儀、可爲曲言事。

一、在々所々ゐ入籠、竹木伐取、樹木を掘、或猫・鷄以下取候義有之間敷事。

一、御供之者共、侍・小者によらず、高雜言仕間敷事。

一、夜中下々たいまつともし、家廻之道具こり候義、可爲曲言事。

一、不依自國他國、臺所廻り、役人之外入籠候儀有之間敷候事。
一、御鷹野供に相越候下々、田畠ふみあらし、並稲にう引ちらし候義有間敷候事。
一、船渡において、船頭・百姓以下に到迄、猥にちやうちやくいたし候儀、可爲曲言事。
右御法度之條數書顯相渡候。若此趣相背、猥之輩於有之は、誰々によらず相改、可致言上旨被仰出候。此外或かぶきもの共徒黨を立候儀、或致辻切族於聞出は、御昵近之衆、御家中によらず、急度致穿鑿可申上由御諚候。但面々私に意趣遺恨を以、無筋儀就申懸は、可爲越度旨被仰出候條、可被得其意者也。

慶長十七年十月十七日

奥村河内守榮明
篠原出羽守一孝
横山山城守長知

大屋理右衛門殿　林杢左衛門殿　中山九郎兵衛殿
竹川三郎兵衛殿　宮木作左衛門殿　澤田九郎左衛門殿
市橋次郎左衛門殿　飯島久右衛門殿　南村十左衛門殿
黒瀬茂左衛門殿　萩原助太夫殿　井内四郎右衛門殿

閏十月八日。前田利常越中礪波郡埴生八幡社に、利長病惱快復の祈禱を

命ず。

〔越中礪波郡埴生八幡社藏〕

高岳様御病氣就御再發、從筑前守様御祈念之義被仰出候。然ば於御神前御湯立、撰吉日良辰有精誠、頓速被成御本復、御延命息災、御武運長久之可被抽懇祈之旨御諚候。依之米二十俵御奉納候也。仍狀如件。

慶長十七年閏十月八日　　奥村河内守榮明　判

篠原出羽守一孝　判

横山山城守長知　判

埴生神主殿

閏十月八日。前田利常、尾張熱田神宮の神職に命じ、利長病氣平癒の爲に祈禱せしむ。

〔尾張熱田松岡氏藏文書〕

態令啓達候。然ば羽柴肥前守病氣就再發、爲令祈禱、從松平筑前守以使者被申述候。於御神前大々神樂撰吉日良辰有精誠、頓速被得平驗、延命息災武運長久之可被抽懇祈旨、從兩三人

可申入候由候。依之黄金三枚被致奉納候。萬吉來音之節可申述候、恐々謹言。

後十月八日

奥村河内守榮明　判

篠原出羽守一孝　判

横山山城守長知　判

熱田龍太夫殿　人々御中

閏十月九日。前田利長、奥村榮明に命じ、越中立山寺が祈禱の札を上つりたるを謝せしむ。

〔瑞龍公御書寫〕

我々爲祈念、立山寺拜殿、筑前守建立之由承り候。誠被入念候通、滿足申事候。就夫衆徒中より札並昆布一折三束到來、祝着候由心得候て可被申候、謹言。

後十月九日　　肥　利長　判

奥村河内守殿

閏十月廿六日。前田利常、高岡より書を奥村永福に與へて、利長の病狀を報ず。

〔金澤文書〕

爰元爲見廻早々飛脚令滿足候。昨日至高岡參着候つる。然者黄門御氣色別條無之候條可心易候、謹言。

閏十月廿六日　筑前利光　判

奥村伊豫守殿

十一月十日。前田利長書を本多政重に與へて、その新邸の成れるを祝し、且つ利常の招待せられたるを謝す。

〔本多氏古文書〕

其方作事出來付て、早々被移候由目出度候。又筑前をも被呼候由、是又滿足に存候。早速作事出來候事、御手柄共候。彌其元へ様子はか行候之様頼申候、恐々謹言。

十一月十日　肥前守利長　判

本多安房守殿

〔本多氏古文書〕

安房守作事出來に付て、筑前被呼候由候。目出度候。大多敷作事之旨候處に、早々出來之段、安房守被入情候故と存候。安房守へも能様に心得候て可給候、謹言。

大多數は夥しきなり

奥村攝津守は榮賴

ゐどたやは江戸旅屋なり

十一月十日　　肥前守利長　判

奥村攝津守殿

十一月十四日。前田利常明年徳川秀忠をその江戸邸に招かんとするの意あり。本多政重に命じて利長の内意を問はしむ。

〔本多氏古文書〕

猶々だうぶく二つ遣申候。

一書申入候。めう日たかをかへ被參候由、御たいぎ共に候。しかれば來ねんゐどにて、すきや御なり成共仕てよく候はんや。ゐどたやあたらしき内にと申事に候。圖書・右衞門とだんがう候て、そとうかゞわれてたまわるべく候、以上。

十一月十四日　　利光

本多安房守殿

十二月七日。前田利常能登羽咋郡柳瀬出村の漁網税を定む。

〔諸家文書〕

已上

能州羽咋郡之内、今濱こちり濱之間に新村を相立、網一筒可仕旨尤に候。網錢之義、一筒に付三ヶ年之間は八百文充、四年目よりは一貫五百文充可致運上候。然ば諸役令免許候。若非分申懸者於有之は、搦捕可差上者也、以上。

慶長十七年十二月七日　印（利常）

新村　與右衛門

伊右衛門

新村は柳瀬出村なり

十二月十二日。諸侯伯禁裏仙洞造營の助役を命ぜられ、前田利長・利常之に與かる。

〔天寛日記〕

十二月十二日

一、禁裏仙洞宮殿經營始。

南方築地受取。

伊達政宗　本多美濃守　最上出羽守　柳原近江守

里見安房守　松平攝津守　松平飛驒守　奥平大膳大夫

南部信濃守　米澤景勝　佐竹右竹大夫　加藤肥後守

淺野紀伊守　羽柴左衛門大夫　井伊兵部少輔　羽柴右近
羽柴越中守
西方築地。
羽柴三左衛門　越前少將殿　生駒讃岐守　寺澤志摩守
松平筑前守（以下略）

兩御所樣も兩上樣も共に家康秀忠

十二月十二日。本多政重諸老臣に書を與へて、政務の總裁を辭するの意を前田利常に上申せんことを求む。

〔本多氏古文書〕

謹而申上候。當春より御仕置あらたまり、爰元御仕置等しまり之所を以、拙者罷出聞申候樣にと被仰出候。誠以外聞實儀忝奉存候事。

一、當春被仰出候刻、則御理可申上と存候へ共、相背仰出候へば如何と存、先任御諚候。雖然私儀、兩御所樣蒙御勘氣罷在義に候條、しまり之義承候義、兩上樣被爲聞候ても、筑前樣御ため、又は拙者親類共之ため、以來如何可有御座候哉、其上御家中御年寄衆多御座候に、拙者若輩之儀にてしまり之所承候義、先以被成御免候樣に、御詫言被仰上可被下候事。

一、御父子樣かやうに被懸御目候上は、いかやう之儀なり共御奉公可申上候へ共、右之遠慮

に御座候條、しまり之儀をば、是非御ゆるされ候やうに被仰上候て可被下候事。

一、御普請役、おもてむきの御奉公、又は御内々之義をば何事を被仰付候共、何れも致相談身におよび申程は御奉公可申上候やうに申上候も、末久敷御奉公仕度心底にて申上候條、被成其御分別、以御機嫌、しまり之義承候事、被成御免候様に被仰上可被下候。爲其書付を以各迄申入候事。

以　上

極月十二日　　　　　　本多安房守

奥村伊豫守殿

奥村河内守殿

奥村攝津守殿

篠原出羽守殿

横山山城守殿

十二月十六日。前田利長能登羽咋郡寶達山採鑛者の税を領收す。

〔能登羽咋郡寶達村文書〕

慶長十七年分能州寶達金山金子運上之事。

合三十七枚者　但今判金子也。

右相濟所如件。

慶長十七年十二月十六日　　　　　　　　え　ひ　印

八　兵　衞

竹　松　や

才　　次

又　兵　衞

十二月十六日。前田利常、本多政重の願意を容れ、臨時に國政に參與せんことを求む。

〔本多氏古文書〕

こしより共かたまで書付披見申候。兩御所樣御前、貴所かくれ候ぎに候間、しまり候所きかれ候ぎ御意に入んも、我等ため、又は其方しんるい衆ためも、以來いかゞ候はんと遠慮の旨、又は家中こしよりもおほく候、又は貴所こしもわかくこ、たつてことわり候段、一こおりきゝ申候。さりながら家中としより共、われらため能樣にと、そこから存よるものも無之間、物ごこはかぎり不申、みだりに候間、貴所迄賴申候へ共、たつてことはりに候間、先貴所申

ぶんにまかせゆるし申候。しかしながら、しまり之所まかせ申もの一人も無之候。同はきかれて可給候。それ〳〵にくじ間、さん用間、金銀あづけ候もい、七月十一日に相さだめ候。其上六かしき事も有之まじく候。貴所聞度もなき事は、かまい候まじく候。しかしながら貴所萬事心あていかゞの上は、家中のしおき、國のしをき、我々ためい事を見、むづかしく候共さし出いけん候て可給、頼入申候。いさい伊豫・河内・攝津守兩三人申盡候はんと存候と。

十二月十六日　　　　　　ちくぜん利光　判

本多あわのかみ殿　參

十二月十八日。本多政重その內願を許されたるを諸老臣に謝す。

〔本多氏古文書〕

謹而致言上候。爰元御仕置等に罷出儀被成御免候樣にと、御年寄迄書付を以申上候處、被聞召屆、御ゆるし可被成と御直書頂戴、誠以難有仕合奉存候。御ふしん・御ぐんやく・おもてむき之御奉公、如何樣にも可申上候。御國並御家中の御仕置に、御年寄衆なみい御奉公はいよいよ御免被成候て可給候。餘に御諚共忝奉存候故、御理申上候。御次を以此等の趣可然樣に御披露所仰候、恐々謹言。

十二月十八日　　　　　　本多安房守　判

奥村伊豫守殿
奥村河内守殿
奥村攝津守殿

十二月廿五日。前田利常、加賀能美郡八幡・若杉・沖・不動島・打越五村の夫役に代へて疊表を納入するを許す。

〔國初遺文〕
當二ヶ村爲夫役、從慶長六年以疊之表納來之旨、先御證文披見畢。於向後彌可爲其分。然ば三百帖之事、京間之中次を以可上之。若無沙汰之輩於有之は、可爲曲言。猶山崎閑齋可申付者也。

慶長十七年十二月廿五日　判（利常）

若杉村
八幡村　きもいり百姓中

〔國初遺文〕
當三ヶ村爲夫役、從慶長六年以疊之表納來之旨、先御證文披見畢。於向後彌可爲其分。然ば四百帖之事京間之中次を以可上之。若無沙汰之輩於有之は、可爲曲言。猶石野讃岐守可申付

者也。

慶長十七年十二月廿五日　　　　　　判（利常）

沖　村

不動嶋村

打越村　さもいり百姓中

是歳。大野治長、前田利常に、豐臣秀頼の爲黄金千枚を調達せんことを求む。利常報ぜず。

〔鳴鶴集〕

一、慶長十七年松平筑前守利光ゟ長臣へ、大野修理亮より書中を以て、黄金千枚御取替候て御用に御立候はゞ、秀頼公可及御滿悅と申送る。頓て利光其狀駿府へ奉りければ、公仰らるゝは、秀頼の金銀も、山なりとも最早盡べし、日本の大社佛閣不殘造營あれば、さもあるべしと、御詮義もなかりし。

是歳。前田利常越中新川郡芦峅寺の社壇を修理し、護摩修行の料米を寄進す。

姫君とは前田利常の夫人が德川秀忠の女なるを以て言ふ

與津內記は幕府より夫人への御附家老

〔寺社來歷〕

貞享二年岩峅寺由來書

從微妙院樣、立山前立岩峅寺ゟ御社壇・拜殿、慶長十七年・正保二年兩度破損修理被爲成候。同年より當殿樣御祈禱、毎年毎月一七日宛、護摩修行被爲仰付、爲其料米八石被爲下候處に、萬治三年に被召上候。

慶長十八年

二月朔日。前田利常夫人妊むを以て、金澤千手院及び寶幢坊に命じて平產を祈らしむ。

〔國初遺文〕

姫君樣就被爲成御懷胎、御祈念之事、於御神前撰吉日良辰有精誠、日出度御產平安、御息災御延命御長久に御座候樣可被抽懇祈旨、自兩三人可申達之由候。就者米三十俵御奉納候。當月より卯月迄毎月無怠慢有勤行、卷數・御札與津內記方迄可被指上候。爲其令啓候、恐々謹言。

慶長十八年二月朔日　横山山城守長知　判

篠原出羽守一孝　判

奥村河内守榮明　判

千　手　院

〔國初遺文〕

姫君樣就被爲成御懷胎、御祈念候事、於御神前撰吉日良辰有精誠、日出度御産平安、御息災御延命御長久に御座候樣、可被抽懇祈旨、自兩三人可申達由候。就て米三十俵御奉納候。當月より卯月迄毎月無怠慢有勤行、卷數・御札與津内記方迄可被差上候。爲其令啓候、恐惶謹言。

慶長十八年二月朔日

横山山城守長知　判

篠原出羽守一孝　判

奥村河内守榮明　判

愛宕寶幢坊

二月二日、前田利常加賀江沼郡九谷村の山林伐採を禁じて制札を與ふ。

〔國初遺文〕

制札　　江沼郡くたに村

右於此山松木・栗木以下剪取事、堅令停止訖。若背此旨輩有之者、則可處嚴科者也。仍執達如件。

慶長十八年二月二日　　利　光　判

二月十日。前田利常金澤寶圓寺に加賀石川郡野田村の地を寄進す。

〔寶圓寺藏文書〕

寄　進

一、百二十五石　　野田村之内

右爲御寺領寄附畢。全可有納所之狀如件。

慶長十八年二月十日　　利　光　判

寶圓寺衣鉢閣下

二月十日。前田利常加賀石川郡野田村桃雲寺に同村內の地を寄進す。

〔石川郡野田村桃雲寺藏文書〕

寄　進

一、五十八石　　野田村之內

右爲寺領寄附候。全可有納所之狀如件。

慶長十八年二月十日　　利　光　判

二月十一日。前田利常夫人の安産を越中礪波郡埴生八幡社に祈らしむ。

〔國初遺文〕

態令啓達候、然者姫君様就被爲成御懷胎、於御神前撰吉日良辰有精誠、日出度御産平安、御息災御延命長久被成御座候樣可被抽懇祈之由、自両人可申達旨候。因茲米三十俵御奉納候。彌無怠慢有御祈念、御札每月與津內記方迄指上候、恐々謹言。

慶長十八年二月十一日　　　奧村河內守榮明　判

　　　　　　　　　　　　　奧村攝津守榮賴　判

埴生神主殿

二月廿一日。前田利長、利常夫人の安産を尾張熱田神宮に祈らしむ。

〔熱田松岡氏所藏〕

態申入候。仍而加州姫君様御懷仁之事候。無何事すが〳〵と被成御誕生被成候樣に御祈念奉任候。然ば金子一枚令進入候、恐々謹言。

二月廿一日　　　　羽　肥前守利長　判

熱田龍太夫殿御宿所

懷仁は懷妊

本文慶長十九年九月利常大坂陣に從軍中の事とするは誤りなり

三月五日。前田利長、利常夫人疾むを以てその快癒を尾張熱田神宮に祈らしむ。

〔熱田松岡氏藏文書〕

態申入候。仍金澤姬君樣御煩敷に付而、爲御祈禱只今金子一枚進覽候條、於神前能々被遂御祈念候て、御氣相頓速御平愈候樣に任置存候外無他候、恐々謹言。

三月五日　　羽肥前守利長　判

熱田龍太夫殿上る

三月九日。前田利常夫人龜鶴姬を生む。

〔壬子集錄〕

一、龜鶴樣癸丑三月九日生。

〔三壺記〕

慶長十九年九月は、利光公の御前樣姬君御誕生被遊。將軍家の御孫也、初の御産なり、旁以一大事に、芳春院殿・玉泉院殿御油斷なく御指圖にて、御保養申計ものなしまさず。殊更大坂冬の御陣之御留守之事なれば、つぎ／＼の女中つぼねを初、養育をなし奉りければ、追日御機

越中一國は新川一郡なるべし

本多政重の二萬石を加賜せられしは慶長十九年なり

嫌能御肥立あそばされ、目出度御事申に不及。方々御一門中よりの御見舞、御使者等筆紙の及ぶ所にあらず。御名を龜鶴姫と申奉る。

春。幕府前田氏の領越中新川郡を返上せしめんとするの議ありと聞き、本多政重江戸及び駿府に至りて奔走す。

〔本多氏系譜〕

慶長十八年癸丑春、瑞龍公越中一國可被差上之旨付、以政重佐渡（在江都）被仰遣之。上野介（在駿府）達上聽。此時江戸・駿河兩上樣窺御機嫌、奔走及七度、無相違越中國如前々可被進之由就上意、百二十萬石全御領掌。瑞龍公御直、今度者政重功勞故与仰有之而、既其年御加領二萬石、本知都合五萬石。

四月三日。前田利長、奥村永福に書を與へて龜鶴姫誕生に付、徳川家康の物を贈りたる喜悦を報ず。

〔金澤文書〕

書狀令披見候。仍今度御よろこびの爲之祝儀、從大御所樣、高井助兵衞と申仁被爲指越、銘々に御服・御うぶぎ物數被進之由目出儀共、殊更大御所樣御滿足不斜由、大慶不過之儀に候。

次我ら腫物之事、さして別條無之候間可心易候、謹言。

卯月三日　　　　肥前守利長

奥村伊豫守殿

四月十三日。前田利常、奥村易英を幕府に遣はし、夫人分娩の祝儀として物を上つる。

〔天寛日記〕

四月十三日

一、加賀國主松平筑前守利光（幕下為御聟）使者奥村備後守參府、御息女誕生祝義、銀千兩・御服十領被献之。時、備後守召御前被下御服、即暇歸。政事錄

四月十四日。前田利長、徳川秀忠にその症状可ならざるを報じ、且つ音物を贈る。

〔天寛日記〕

四月十四日

一、北國の主前田肥前守、煩ひ以の外之由、使者を以言上、音物いたゞ肩衝直五百枚一つ、金

本多政重の邸は去年既に竣成せるにも此の際更に屋敷を増賜せるなるべし

子五百枚進上。若君兩三人へ金子五拾枚づゝ進上。江戸將軍家ゟ郷の刀一腰、新見藤四郎の脇差一腰進上之。是も若君兩人へ金子五十枚づゝ也。創業記、當代記

一、或説に云、肥前煩は實儀にあらず、虚病のため歟の由。謳歌の説なり。京都町人同如此。當代記

五月六日。前田利長、本多政重の江戸及び駿府に至りて奔走せる勞を謝す。

〔本多古文書〕

以上

御じやうひけんいたし候。そのほうやしき、てらにしわかさ・にしむらくろずやしき、一しよにそのほうへちくぜんかたよりつかい候よしに候。もつこもに候。ゑど・するがへのじやうごもつかわれ候よし、まんぞくいたし候。こんごゑど・するがにて御ほねおりのぎをも、なにかことりまぎれ申入ず候。なをこれより申べく候間、さう〳〵申入候。

五月六日　ひぜん

あわのかみ殿

五月二十日。前田利常駿府に至り、德川家康に謁して物を献ず。横山長知・奥村榮明・奥村榮賴も亦同じく謁を賜ふ。

〔又新齋目錄〕

五月二十日松平利光來謁駿府。獻白金百枚・綿五百屯・紅絹紬絹各百疋。其臣横山々城守長知大膳。更稱山城守。奥村河内守・奥村攝津守拜謁。利光往江府、謁大將軍。

〔天寛日記〕

五月二十日

一、今朝早天松平筑前守利光參府、即達上聞。有上使。巳刻登城。於御座間御目見御禮。献銀子五百枚・綿五百把、紅絹百疋・朽葉色絹百疋。陪臣横山山城守・奥村河内守・同攝津守自分御禮。献進物御目見と云々。駿府政事錄

五月廿二日。前田利常駿府を發して江戸に向ふ。

〔天寛日記〕

五月廿二日

一、筑前守利光依御暇江戸下向云々。駿府記、政事錄

八月八日。大野藏人等能登鳳至郡鹿磯及び道下兩村の相爭へる濱境を檢し、道下を利とす。

〔能登古文書〕

御尋に付ておそれながら申立候御事

一、かいそ村より兩人のものにさかいと□候。たしかなるしるしも御座なく候。はまにさかいのつかとおしへ申候も、わづかなるぎに御ざ候。その上山のおかた〳〵に人を立置候て、是をさかいとおしへ申候へ共、兩人は何とも見わけ不申御事。

一、道下村よりさかいと見せ申候處は、りやうごんと申ものたて申、たら屋しきより三り、めがたきと申ところへ一町ばかりも御座候はんか、ほりをほりつけおき申候。そのうへたきの川すそかねあらい川、八ヶ村おこな共さかいめのよしも存候御事に御座候。兩人もおそれながらせいしをもつて申立候間、右之通おほせ上られ候て可被下候、以上。

慶長十八年八月八日　大野藏人
齋藤彌兵衞

橋爪縫殿助殿
生島主計助殿

前掲上申書の八日附にして起請文の廿六日附なるは疑ふべし

〔能登古文書〕

天罰起請文前書之御事

一、今度道下村・かいそ村出入之儀に付而、檢使に罷越候。就其双方御百姓中に被賴申、金銀米錢一粒一錢取不申候。其元ひいきへんぱの儀毛頭不仕候。私躰見及申候通、不殘有様に申上候。若此むね少も於僞申上者、忝も上は梵天帝釋四大天王、惣而日本國中大小之神祇、春日大明神、伊豆箱根三島大明神、白山權現、立山權現、愛宕八幡熊野三社御多賀大明神、殊者氏神、別而者一宮二宮石動五社權現三崎大明神蒙御罰、來世に而者沈無間不可有浮期、今生に者白癩黑癩之病請可申候。仍起請文如件。

慶長十八年八月廿六日　　大野藏人

齋藤彌兵衛

橋爪縫殿助殿

生島主計助殿

八月十日。前田利孝大和守に任ぜらる。

〔天寛日記〕

八月十日

一、大納言利家四男前田孫八郎利孝叙任大和守。寛永系圖

八月十六日。前田利常訴訟及び刑罰に關する規定を發布し、去年十月十七日の令を追加す。

〔金澤市中古文書〕

新追加

一、在々百姓町人出入雖有之、其代官・給人公事場ゟ出候義令停止候事。

一、侍共之雖爲公事、双方一人宛可罷出事。

一、公事場ゟ出候者、誰々に不寄、刀・脇指を置可罷出候事。

一、在々田畠並野山境出入於有之は、近郷百姓召出相尋、其上明境無之に付而は、檢使を遣可相極事。

一、喧嘩は公儀如御法度たるべき也。家財之義は當座に押置、隣三間可預置。後日に理非之輕重遂穿鑿、非分之方迄越度可申付事。

一、奉公人と町人商買之儀付而、於町中出入有之ば、奉公人可爲越度。但奉公人達而申分於有之は、令穿鑿、理非之隨輕重可申付事。

一、借用仕者之儀、不依奉公人・町人・百姓に、如申定可致沙汰。自然如在仕者雖有之、代官

春香院は前田利家の女村井長次の妻
玉泉院は春香院と共に此時その夫存命中なり法名を記せるもの疑ふべし

給人に無屆、理不盡に其身を捕置は、可爲越度候事。

一、夜中に往行之女をとらへ、出入於有之は、理非に不立入可爲成敗事。

一、馬牛賣買之義、相極上に而三日過候はゞ、如何樣之くせ馬たりといへ共、馬主へ返遣義停止之事。

一、侍・地下人に不寄、或公事をたくみ、或證跡無之儀に虚言をかまへ、公事場へ罷出輩、曲言に可申付事。

一、公事篇各令裁許、理非相究、書付を出上、重而違篇申輩於有之は、曲言に可申付事。

右之條々申分有之輩は、公事錢として銀子一枚充可持參候。但理運之手前へは銀子可返遣者也。

慶長十八年八月十六日　利光判

八月。前田利常等白山太神宮撞鐘建立に奉加す。

〔國初遺文〕

白山大神宮撞鐘御奉加帳

一、銀子　十枚　(利常)印

一、八木　二十俵　玉泉院

一、銀子　一枚　しゆんかうゐん

銀子一枚　奥村伊豫守　判

銀子二枚　篠原出羽守　判

銀子二枚　横山山城守　判

銀子二枚　長左兵衛尉　判

銀子一枚　岡島備中守　判

銀子一枚　中川大隅守　判

銀子一枚　富田下野守　判

銀子一枚　山崎長門守　判

銀子廿目　奥村周防守　判

銀子三十匁　神谷信濃守　判

銀子二十目　小幡駿河守　判

銀子二十目　松下伯耆守　判

此外十匁　松千代

銀子二十匁　寺西若狭守　判

銀子三十目　小塚淡路守　判

銀子二枚者　本多安房守政重　判
銀子一枚　村井兵部少長政　判
銀子二十匁　高畠左京亮重勝　判
銀子二十目　成瀨內藏助吉長　判
銀子一枚　奥村河內守　判
銀子十匁　奥村玄蕃助榮明　判
銀子十二匁　前田日向守利□　判
銀子十匁　加藤石見守重貞　判
十匁　瀧右衞門佐

慶長十八稔癸八月吉日　長吏

兩神主

九月二日。前田利常、加賀・能登二國の船役に關する規定を發布す。

〔加賀古文書〕

加州國中へ每年申付船役之事

一、松前へ鷹舟遣割符之事。

一、自秋田取越丈木三千本。
一、御菜並火燒銀子割符之事。
一、二年に一度之船燒判錢之事。
一、小役之義者、此以前可爲如有來之事。
右之外於用所有之者、船賃可令扶持。當年申付材木船賃、是又令用捨候條、此以前走候百姓等、早速可召還候。還住之百姓等、二ヶ年之間諸役可令赦免候。若對代官・給人於申分有之は、奉行所へ以書付可申上者也。

慶長十八年九月二日　　筑前守利光　判

加州國中在々肝煎惣百姓中

〔能登古文書〕

能州國中毎年申付船役之事。
一、松前へ鷹船遣割符之事。
一、秋田より取越丈木三千丁割符之事。
一、栗之木三千本割符之事。
一、炭之義可爲如有來之事。

一、二年に一度之船燒判錢之事。
一、鹽之儀可爲如有來之事。
一、御菜並火燒之銀子割符之事。
一、小役之儀可爲如有來之事。
右之外於用所有之は、船賃可令扶持。當年申付材木舟賃、是又令用捨候之條、此以前走候百姓等早速可召返。還住之百姓等、二ヶ年之間諸役可赦免候。若對代官・給人於申分在之は、奉行所へ以書付可申上者也。

慶長十八年九月二日　筑前利光判

能州國中在々肝煎惣百姓中

十月十五日。前田利常加賀河北郡中山村等の林木田圃を保護するの令を發す。

〔加賀河北郡中山村藏文書〕

掟　中山村其外在々

一、しば・ほゑを切捕候事。
一、松・竹木・桑・ちやの木切捕候事。

一、田畠作毛ふみあらし候事。

並普請之もの在々へ立入、對地下人非分之族申懸、無理に宿をとり申事。

右條々相背いたづらもの有之ば、おさへおき注進可仕、忽可成敗者也。

慶長十八年十月十五日　　利　光判

十月三十日。前田利長母芳春院夫人を見んと欲するの書を神尾之直に致す。

〔前田家文書〕

尙々つまり候て、はゝにあい候ては、いらざる事に候。ちとまへかごにあい度候。

わざと申入候。仍我らわづらひちとおもり候。つらなどもはれ、かたはらなどもうき申候。はやちかづき申かと存候。かやうに候てはほどなき物故、ようたいくすしへたづねられ候て可給、其くちしだいに、すこしもまへかごに、はゝにあい度候。しよくじは此中六日まで、よくすゝみ申候、以上。

十月三十日　　ひ

づしよ參

十一月十一日。前田利長夫人卯辰山愛宕寺に藥師像等を寄進す。

〔寺社來歷〕 卯辰明王院由來書

當院は高德院樣以來御祈願所に而、先規者本多安房屋敷に住居仕、山號金澤山愛宕寺明王院と號候。往昔之草創開基年代者、舊記等無御座候に付難知候。天正年中之住持自法印龍遍以後、八代目之院主法印宥遍時代に、瑞龍院樣從越中高岡當御城ゟ被爲移、其以後慶長五年に鬼門先ゟ愛宕堂建可申由被仰渡、唯今之屋敷致拜領移住仕候。步數之義は、唯今之屋敷山一つ被下旨に付、其節御打渡無御座候故知不申候。其砌愛宕本社・拜殿・三間四面之護摩堂・鳥居・石階、並主殿・雜舍・門御造營被仰付候。社頭者于今御座候。翌年に眞言寺院八箇寺同處ゟ引越候樣にと被仰渡、則御書所持仕候。其後從陽廣院樣、愛宕堂道筋橫三間竪廿三間、西尾隼人ゟ被仰渡拜領仕候。慶長十八年十一月十一日に瑞龍院樣從御前樣、御子孫奉爲御安全、傳敎大師作藥師之像、大黑天並幡四流・打敷・札箱、何も御寄進被爲成、于今所持仕候。

一、度々御祈禱被仰付候御書・御印等、數通所持仕候。每年正・五・九月御祈禱料、先年者御城北之御藏に而米三十俵拜領仕候。其節裁許人折紙御座候。從其後米十俵今以拜領仕候。

此外寺由來緣起等無御座候。

貞享二年二月十八日　　　　卯辰愛宕山明王院　判

冬。豐臣秀賴の使織田賴長高岡に至りて前田利長に會見す。

〔關屋政春古兵談〕

一、慶長十八丑の冬、秀賴公の爲御使織田左門、後雲生寺と云、北國に下り、越前の今庄より賀州小松迄一日に參着、但步也。下人一人にて也。小松にて前田對馬馬守家禮櫻井掃部と云者、元來家禮筋なる故、掃部處に一宿也。金澤高岡の樣子を聞合せ、翌日高岡に至り、利長公に對面在て、秀賴公の御口上、東夷の躰近年の內に秀賴公を潰し可申躰也、偏に利長公を賴思召の由也。利長公御返事に、私の儀貴殿御覽の通病中にて、家の內をさへ不行步の仕合に候得ば、罷登御馳走の儀難成奉存候。又筑前守儀は父子の間と乍申、是は關東將軍の聟に御座候へば、いかやうの儀を存罷在も不存候得ば、唯々私御請何とも難申上、隱居の人數の儀は、何時にても進上可仕との御返事の由也。

〔又新齋日記〕

此年大阪より爲御使織田左門賴長（有樂の子、仕秀賴領一萬石、後雲上寺。）高岡に赴く。其節小松の城へ立寄、前田長種方に三宿して、其翌日草履取一人召連、步行にて其日に高岡へ來て（小松より廿里）二上屋へ立入、爲御使織田左門來の間、御城中へ案內賴入の旨申候。則登城、尤御饗應。即時に御暇を告て被

けはひ知は化粧領

歸也。是秀賴の仰に、近年大阪の爲躰何とも不能愚意、經年關東より出軍無疑、其節は是非御賴被成度由申候也。御請には、萬一左樣の義有之ば、隱居の人數は不殘可指上候。私義此病氣にて、出勢仕ても聊御用に不相立義也。又筑前守は關東の聟に候へば、其身の分別次第に候へば、其義は御請難申上旨被仰遣候。追付左門高岡を發也。金澤迄歸りに、高山南坊は數寄の舊友故及夜話と云々。此所迄高岡より、以御使者雁二・蜜柑一籠、左門方へ被遣申候。

是歲。天德院夫人加賀河北郡北中條村山王社の社殿を寄進す。

〔寺社來歷〕　北中條村山王由來書

加賀郡北中條村山王者、承久二年に勸請申、當年迄四百六十六年に罷成候。則産子は加賀郡井上庄之內十七ヶ村御座候。古昔者社も數多御座候而、社領等御座候由。然共中比及大破申候處、天德院樣山王之社及大破候義被爲聞召上、山王者御氏神に御座候所、幸御けはひ知、北中條村御納被成候。右御知行所之內に山王御座候間、御尊崇可被爲成旨被爲仰出、慶長十八年御建立被爲仰付。本社九尺二間、拜殿三間四面、何もこけらぶきに御建立被爲成、則與津內記殿・稻野德左衞門殿・多羅尾左內殿御奉行にて、同年御遷宮之御能被爲仰付、御米三十俵御寄進被爲成、御祈禱執行仕、御札差上申候。翌年之四月御神事之節も御能被爲仰付、御米三十俵御寄進被爲成候。如此兩年相續御祈禱執行仕、御札指上申候。然處右之社破損仕候

に付、慶安二年に寺社御奉行岡島市郎兵衛殿・葛卷藏人殿ゟ御斷申上、松御材木五十本拜領仕、則御印致頂戴、山御奉行大塚庄太夫殿・山森傳兵衛殿・由比彦市殿、御郡御奉行山口次郎左衛門殿・松崎佐兵衛殿御裁許に而、御材木人足共に請取、御宮修理仕、于今其御社に而御座候。慶安四年八右衛門祖父忠兵衛家、火事に逢申に付、御書御印之物緣起等燒失仕候。

右之外由來並緣起御寄進狀等無御座候、以上。

貞享二年七月十一日　加賀郡北中條村山王社人　布施與三左衛門

同　栗本八右衛門

是歲。廣山恕陽前田利長に招かれて越中高岡に移り、法圓寺を創建す。

〔越中古文書〕

一、瑞龍寺御開闢は、瑞龍院樣富山御在城之時分、御意を以開山廣山和尙御招被爲成、慶長十八年高岡ゟ右和尙御引越、寶圓寺と號、一宇御建立。瑞龍院樣御逝去之後、瑞龍寺と寺號改申候。

〔越中古文書〕

高岡山什寶蜀江錦袈裟傳記

太閤秀吉卿朝鮮征伐日。着用蜀江錦直垂。賜前田利長。製之作僧伽黎衣。寄附于瑞龍院開山

寶圓寺は法圓寺なるべし

瑞龍寺は利長薨後法圓寺を改め稱したるなり然れば慶長十八年にその名あるべからず。思ふに追記なるべく五月二十日も亦單に利長の忌辰より採れるなり。

廣山恕陽和尙。以充菩薩戒稟受之覵矣。

昔慶長十八癸丑五月廿日　中越高岡山瑞龍禪刹庫司誌焉

慶長十九年

正月廿二日。前田利長能登羽咋郡寶達山金坑の稅額及び仕法等を定む。

〔能登羽咋郡寶達村藏文書〕

能州寶達金山慶長十九年運上金子五十五枚に申付之事

一、山之義如前々諸役なしたるべく候事。

一、河共之義海ぎはまで、金づる次第、おか・ふち共に可裁許之事。

一、寶達近郷新見立可仕候事。

一、小屋木・すみ木手寄次第可伐取之事。

一、しをとし於有之は、帳面次第に請取渡可仕之事。

慶長十九年正月廿二日　え　ひ

八兵衞　竹松屋　才次

又兵衞　少左衞門

徳川家康の切支丹禁令を發したるは十八年十二月なるも、この令の金澤に達したるは正月なるべし。

正月廿九日。前田利常越後高田城築造の助役を命ぜらる。

〔天寛日記〕

正月廿九日

一、越後福島の城水入の地故、高田に引く御城普請有之。北國・奥大名衆被仰付候故、松平筑前守・米澤中納言・松平下野守・最上駿河守・松平陸奥守・眞田信濃守・村上周防守・溝口伯耆守・仙石越前守・佐竹右京太夫・南部信濃守。慶長年錄、慶長見聞書

正月。高山南坊・內藤德庵等切支丹宗徒たるを以て捕へらる。

〔駿府政事錄〕

正月廿六日

松平筑前守利光使札到來。高山右近南之坊也・內藤飛驒守依爲伴天連宗旨捕之、遣于京都板倉伊賀守、其外宗旨替者不替者記錄而獻之。本多佐渡守・同上野介言上。仰曰、日本國中伴天連宗旨不替者急可流遣津輕云々。兩人奉之、即同觸狀云々。

〔聞見雜錄〕

南坊同事に配流の衆、慶長十八年の暮。

高山南坊・內藤德庵　南蠻へ相坂まで篠原出羽被遣、長崎まで安原隼人。

内藤飛驒と内藤德庵とは同一人なり

宇喜田休閑・同太郎右衛門・品川九郎右衛門・奥村外記・柴山權兵衛　奥州ゟ。

〔三壺記〕

駿河の大御所家康公より、秀忠將軍ゟ御意有て、天下の吉利支丹を御制禁被成、國々のばてれん道場を破却し、宗門をかはらざる者は御成敗被成、餘宗に成るものはころばせくるしからず。其時江戸に内藤飛驒守とて大名有、きりしたんいてう本也。異國へ送り遣さるゝ。此者の甥に内藤德庵とて二千石の進退也。金澤に有之けるを、きりしたんなれば是もつかはされ候。其時加州に高山南坊二萬石、宇喜田久閑千五百石、品川右兵衛千石、柴山權兵衛五百石、是等の者共宗旨ころぶ事仕間敷と申に付、何も上方ゟ遣され候。高山南坊の惣領十次郎は天下の美少年也。毎日能を致され諸人見物いたしけり。其頃はやり歌に、能を見ようなら高山なんばうおもてかけずの十次郎を。かやうに童どもうたひけり。十次郎の妹を横山大膳に嫁娶の所に、一兩年立て此事起り、南坊より理り有て、一所に上方へ同道也。哀なりける事共多かりけり。鈴木孫左衛門其外餘宗にかはる者共は、其分に成にけり。金澤の甚右衛門坂の下にばてれん有之、是も高山南坊と一所に上ゟ送られ、きりしたんでうすの根は絶にけり。

〔今枝直方悦草〕

直辰云、高山南坊を南蠻へ被遣刻、篠原出羽を御付ありし。下奉行には淺野將監など行て、丸腰にして籠ごしに乗せしを、出羽守見て、南坊事常には中惡候といへども、此段に至ては其違有之間敷候。流石の南坊を籠ごしにのせ申儀無用にいたし候へ。若道中にて不慮あらば、出羽守一人切腹いたし候へば相濟儀なり。侍の筋目は左樣には仕物にて無之とて、籠ごしをかへて、常の乗物にのせ、大小を爲指けれ共、南坊申けるは、今度之御芳志生々世々忝存候、併ヶ樣に罷成候而、兩腰指申儀は、殿の御ため不可然候間、本の樣にして給り候へとて、達而所望なりければ、大小をば不爲指、常の乗物にのせて、道中にても緩々としたる儀にて有しと也。諸人出羽を譽めしとなん。

〔混見摘寫〕

高山南坊俗名右近は攝州高槻の城主、秀吉公山崎合戰の時先陣たり、其餘の武功世に知る所也。然るに秀吉公御治世に成て、耶蘇宗門御禁制に付、右近彼宗門たる事を聞召改可申旨上意有といへども承引せず。武功の侍故秀吉公惜み給ひ、右近が茶湯の師千利休を召て、汝行て異見を加へ、宗門を改させ可申旨也。利休畏て、右近に爾々の趣を述る所に、右近が云く、彼宗門師君の命より重き事を我未知。然共侍の所存は、一度夫に志して不變易を以て丈夫とす。師君の命といふ共、今輕々敷改之事武士の本意に非ずと云。利休も是を感じて、再往不及異

南坊の子歸朝の事は訛傳なるべし

見、右之趣を言上す。秀吉公も無據、且右近が罪を算へられ譴責有之、領知を召上流浪す。時に利家公深く勞り給ひ、且武功の士故に、少知にて被召置度旨、秀吉公へ被仰上、御免有て二萬七千石にて御國に被居けると也。其後御當家御治世と成、吉利支丹宗門別而御改故に、南坊を其儘被指置がたきにより、其身も願ふ故に旁公儀を憚られ、西洋國へ被遣けると也。此時に內藤飛驒守、關東より一所に被遣けり。右近は御國へ來て剃髮南坊となり、子供一所に南蠻國へ行。但し南坊死去之後用る事なき故、歸朝して又彼宗門を廣むるゆへ、於公儀殺害せらる。

〔天寛日記〕

三月七日

一、高山右近堅く吉利支丹之邪法を守る。依之西洋國に放さる。家忠日記、御年譜、榮松錄

一、加賀中納言家中高山南之坊と申者、吉利支丹之伴天連に成、宗旨を改可申候由上意之旨、加賀殿より被申付候へども、改申間敷と申切。此もの元來荒木亂之時、信長へ其時は右近忠節之もの也。近年加賀に罷在、知行二萬石取申候。命は御助被成、南蠻に御拂被成候。蠻人百餘人肥前長崎迄迎に參、同道申候。高山娘者横山山城守よめに候へども、令同道參度よし望、つれて南蠻國へ渡る。慶長年錄、見聞錄

一、伴天連之門派者共、京都に有之分、此間大形ころぶ。相殘ころばざる者七十人餘有之、奥州外濱へ可有流罪に相定、今日出京東に下。加州居住高山南坊右近去頃より坂本へ參居す、是も妻子以下十八人計九州長崎へ下。創業記、當代記

〔擢萃錄〕

一、慶長十九年三月七日高山右近、吉利支丹宗門なるに改宗いたし不申に付、南蠻國に被遣。松倉豐後守島原の城拜領之節、公儀に相達、南蠻國を自力にて切取度と有之。爲內見分侍兩人・足輕廿人計に、高山を爲見廻南蠻國へ被指越候處、一人之侍は船中に而致病死、吉岡九左衞門と申者着岸いたし、右近方に申通候處、日本に而長崎などの樣成、餘程大き成家作に居住いたし、朝夕不自由成躰にも相見不申候へども、其あたりへは寄付不申候。豐後方よりの書狀も封のまゝにて、音物等も其まゝにて、所の奉行・目付ども可申ごときの者ども五人餘請取候て、都に爲指越候樣子に相見申候。あまり遠方にても無之や、往還五日程に而右の書狀音物の內少々を留、高山方に國王より給り候樣子に有之。九左衞門は別宅に差置、高山前へ罷出候節は、南蠻人四五人傍に付添罷在候に付、中々密事の相談抔の罷成事に無之と也。其節召連候足輕二十人の內、十八人餘も船中にて相果候よし。右九左衞門直話也。九左衞門は大阪表に而覺有之、知行千石を取、安藝守殿にて先手物頭共の組頭を相勤候也。

二月十八日。前田利長幕府に對する訴狀の案文を認む。

この訴訟の旨趣は本年三月十三日の條を參看すべし

〔本多氏古文書〕 包紙瑞龍院様御訴訟書之案

覺

一、御そせう申上儀相叶候はゞ、高岡城之儀、筑前守に申付わたせ可申候事。

一、越中内新川郡、わたくしいんきよ分に被下候内を以、召遣候もいごども、人多に不入儀に付而、高をも取申候得共、四年以前に加州へつかはし申候。然ば相殘る分並右之郡檢地をもいたし、――――」御座候。申上候次第にいづかたへ成共可被仰付候事。

四年以前は慶長十六年なり

一、かめがへなまり山之儀も、ない〳〵如申上、過分になまりもいで申候山にて御座候間、御用のため御奉行をも可被仰付候哉、並銀子も出申候事。

かめがへは龜ケ谷

以上

二月十八日　　羽柴肥前守利長　判

本多佐渡様

本野上野様

二月二十日。前田利長越後高田城築造の鍬初に役夫を派すべきことを本

多政重に命ず。

〔本多氏古文書〕

返々きりしたん御はらいの義にて、上方さわがしきてい申こし候はゞ、なん時にてもうけたまはるべく候かしく。

こんごは兩ごまで御いで、はる〴〵のろし一入御くたびれ候はんとぞんじ候。ゑちごの御ふしん三月一日より御くわはじめのやうけ給候。何様にも五百か千ほご人をつかはれ、まづちやうばへ少にても人をくばり申たく候。其だんも其方ふんべつしだいよし。うけ給候へば、ゑちぜんにはぐそくさし物ようのよし、たしかにうけ給候。かぶきにもならざる事に候。御ふしんいち大事の事にて候間、かならずくわはじめにはてうばへ人をつかはしたく候。ちくぜんかたより折々申こし候間、其方ゆだんなくちくぜん儀きもいられ候よし、まんぞくにぞんじ候とほり、我々によく心得候て申候へと申こし候。いよ〳〵ゆだんなく、せいを入られ候て可給候かしく。

二月二十日　ひぜん 印

あわの守殿 参　ひぜん

二月廿二日。横山長知剃髪祿仕を辭せんとする件に關し、前田利長本多

政重にその處置を命ず。

〔本多氏古文書〕

横山山城儀に付て書付見申候。

一、われ〳〵わづらひ、日々におころへ申候を聞候て、かしらをもそり、高岡ちかき寺へもはいりあるべきよし、これはあまりはやすぎたる事かとぞんじ候。いまだわれ〳〵儀ながらへ候て居申候に、かやうの仕合はてうぶく同前に存候。

一、われ〳〵取たてにて筑前につけ、萬事いけんをも申やうにと申付候處に、さやうのはずをもちがへ、かしらをそり申事、一ゐんがてんまいらず候。

一、筑前はらだち尤と存候。山城そせうなどに候はゞ、筑前にいけんをも可申候へ共、致しかしらをもそり、何たるふそくをもしらず候あいだ、召しつかい候やうにとは不存候。

一、山城かしらをもそりたちのき申候事、公儀にもいかゞと可被思召候あひだ、そこもと可然やうにせられ候て尤候。

一、筑前はらだち候てせいばいをもいたしたきと申候共、たつていけんをも申され、せいばいいたさず候やう候て尤候。以上。

二月廿二日　　　　肥前守利長　印

〔前田家雜錄〕

一、瑞龍院樣御氣色御指重り被遊候時、本多安房守政重を御召被仰候者、我等氣分追日指重候。此躰ならば追付可相果。我等は一刻も相果る事、何よりの大慶也。此段其方にも合点可爲也。就夫大阪關東の躰を見るに、追付取合起べき也。其時我等存命ならば大阪へ合力すべく、利常事は關東の聟なれば御味方すべき也。然れども我等存命なれば与風若氣に而大阪へ御味方など可仕候へば、旁一刻もはやく相果度也。大阪御攻候はゞ、太閤御取立の衆多大阪へ可籠也。左候はゞ一度は內府公の御方破軍すべき也。利常儀尤內府方たるべきなれば、萬事指引其方へ賴入也。右破軍の時如何可被仕哉所存聞度と被仰候處、安房申上候は、先以御譜代衆も多御座候に、私を被召出思召之旨被仰聞、難有と落涙被申候。さては大阪御一戰之砌、關東方御破軍に及申候者、利常公御同道仕、濃州大垣迄退可申候。幸大垣の戶田左門は、私心易仕律義仁に御座候。私さへ賴申候と申候はゞ、少も如在仁に無御座候。それに而破軍の御士卒を集、重而御一戰之時分、御供被成候樣に可仕候と被申上候へば、瑞龍院樣御起臥も被成がたく御座候へ共、与風御起直り被成、扨々安房守申分とも不被思召儀を申上候哉。其破軍仕候砌、利常は其所に而討死仕候而ぞ本望なれ。跡職之儀は弟共多く候へば、いづれ

おなは能美郡粟生

成とも内府の御心次第に被仰付候様に、兎角利常事は其破軍の時討死仕候が御奉公と、御機嫌散々惡敷成候。房州御尤とて退申候由。此儀御奥意有之候ての事と也。房州は關東方の人故箇樣に被仰候と也。此時横山山城守被存候は、我等を御指置、新參者の房州に箇樣之儀被仰候事は、偏に奥村攝津守讒訴故と被存候歟、山城・大膳・式部父子三人落髮仕、旦那寺へ引籠。是常に山城と攝津守中惡敷故也。因玆瑞龍院樣追付山城に御暇被下候而、既に京都へ立退候砌に、攝津守加州へ來り、篠原出羽へ見廻、被申候は、御意には、今度横山山城父子有御意京都へ立退候。大事之御密議をも御預置被成候もの、事に候へば、他國へ被遣難被成、左りとて而又罪も無之御成敗も難被成故、御家中誰とか申候而者思召あて無之、其方老人之儀ながら、其方外に御頼可被成もの無之候間、山城京都へ立退候砌、あを河原に而討可申旨被仰出候故、罷越候へと被申候。此時出羽殿は極老之由也。出羽被申候は、先以御意畏り申候。殊に人も多く御座候に、昔之儀を思召、老人の私を御用にも立可申と、箇樣之儀被仰付候段難有義と被申候。併私も御家久敷罷在候事に御座候へば、箇樣之御密事をば、御前に御召候歟、又は御自筆に而被仰下候はゞ慥に可存候へども、貴殿御使迄にては御請楚忽に存候間、彌可被仰付候はゞ、御書御直判之ものを御越候樣と被申候故、攝津守高岡へ歸被申候。其跡に出羽申候は、我等と攝津守常々不快、山城とも攝津守不中なれば、御意と申、我等に山城

を申付、喧嘩の沙汰にして兩人共に可殺とのたくみ也と被申候也。彌其通故、重而何い儀も不申來と也。

三月十日。大野治長書を前田利長に與へて、大阪の擧兵を告げその參加を促す。

〔國初遺文〕

秀頼様事御才覺、彌追日令增長候。漸時節此時候。兵粮以下大阪有之分、福島左衛門大夫手前三萬石、秀頼様御藏米七萬石、其外商賣兵粮數多有之候間、早々上洛候而萬端可有御指南候、恐々謹言。

三月十日　　大野修理亮治長　判

羽柴肥前守殿　御宿所

三月十三日。本多政重、前田利長の意中を幕府に告げ、その所領を返上して京都に居住の許可を得んことを求めんが爲使者を命ず。

〔本多氏古文書〕

覺

二月十八日とは前田利長の願書のことに關す

久々は急々

おところへくれ脱字あるべし

一、内々にて得御意候ゆへ、肥前使者をば越不申、安房守ものを兩人くだし被申事。
一、二月十八日に御意［　　　］安房守兩人くだし申處に、大阪より大修理使者をくだし子細申越に付て、此みぎりは、不入儀と被存、まづ相やめられ候き。せい前三ヶ條之一つがきも二月十八日にはんぎやういたしおかれ候事。
一、こゝもとへ御使にてもこさせられ候においては、煩之躰御目に懸度候。上方へまかりつき候はゞ、すなはち板倉伊賀殿へ可懸御目候。但久々にて相はてられ候はんもしれず候。何れ來年中迄は相のび申まじきと存候。乍去ふく中にやまひは無御座候。腫物さい發、手あし用に立不申、ぎやうぶかなひ不申、ねふしをも女共にかゝへられいたす躰にて候。尤おしたべ候もくゝおられ候儀に候。おころへくれ候に、中々前のかたちは無之御座候事。
一、今度肥前所より使者を可進義に候へ共、公儀御みゝに入させらるゝ儀、不入事と被思召候時は、世間取さたへもいかゞに候間、内々にて先御意をうけ候たゞ、しのびにて安房守ものを進候。其元禮すみ候はゞ、此方より肥前使者をくだし可申哉之事。
一、御内々にて御ひろう被成候はゞ、此すみ付越候へども、まづ使者をば相返し申候と成とも可被仰上候哉。いかやうとも可然やうに御分別候て可被下候。まかせたてまつり候事。
一、御前相すみ候においては、板倉伊賀殿御さし圖候て可被下候。伊賀殿近所に罷在度由候

知り候ては
知り候人の意なるへし

はうしゆいんは芳春院

事。
一、作事之やうす之事。
一、ながれ候内に、自然上方いそがしき義出來候時は、板倉殿長屋の内に成とも、又は伏見御城之内に成共可罷在候事。
一、上方にては火の用心夜番之者小きの十人計、だい所人二三人程、門番二人ほど、こし次の間に二三人程、以上合惣七八人程にて罷在度候由。だい所人門番之もの共は、知り候ては、つれ申まじく候。おちのひとの同前之こしもとにならしおぎなるもの計にて可有御座候。女房衆並にめしつかひの女房ばした共に、女數廿五六人計にて可罷在由に候。門番之儀、同數に板倉伊賀殿よりをそひおき申度候由に候事。
一、存命にてこれあるの内、こゝもと仕置申付、筑前にいさゝかご仕、のぼり申候上は、いかやうの儀候共、はや北國よりはこびきやくに取かはしを一ゑんに不仕候はで、同せんにいたし度心中に候事。
一、高岡之儀わが申度由申事。
一、いんきよ分の知行指上申候間、たれ／＼になし共、御諚次第に相わたし可申候事。
一、生前之心中も無之候。上方之つちに罷成、むさきき野はうしゆいん寺にて、いつこなく

人も存候はぬやうに取おかれ申度候由に候事。

一、上方に罷在候とも、はて候時は國にてさうれいをも仕度と可申儀に候を、上へ罷上度と申儀、さだめて煩にぼうきやくいたし、きがちがひ候かと可有思召儀めいわく仕候へども、つね〴〵上方にて取おかれ申度のぞみに、爲其御てせう申上、おぼしめしやられ候て、よき樣に御取成たのみたてまつり候由に御座候事。

以上

慶長十九年三月十三日　安房守政重　判印

河井忠兵衞殿

松本權丞殿

や一郎は奥野彌市郎

三月十四日。前田利長、本多政重の使者を駿府・江戸に派するに同意したるを謝す。

〔本多氏古文書〕

以上

書じやうひけん申候。せんごや一郎をもつて申入候所に、さう〴〵うけられ候てまんぞく申候。返事や一郎申候をうけ給候。いづれもねんを入られ候義共に候。べつに申ぶん是なく候

間、せんご仰こされ候とほり、するが・ゑごへ申つかわゐて可給候。ここにちこをだてられ、ししや兩人つかわれ候よし、なをもつてめでたくぞんじ候。又ゑちごへふしんの物共、それぐに申つけられ候よし、是又まんぞく申候よし。

三月十四日　　ひぜん印

あわの守殿　参　　ひ

ゑちごは越後高田

四月三日。横山長知叡山に在りて、金澤寶幢寺より慰問の爲に使僧を遣したるを謝す。

〔國初遺文〕

尊書具致拜見候。早々爲御見舞、御使僧被差上候事忝存候。手前之仕合無是非段、併如何樣にも成次第と存義候條、御氣遣被成間敷候。此中者叡山に致逗留候得共、近日西國邊に可罷越覺悟候條、重而御狀も被下間敷候。猶御使僧に申入候間、不能細筆候、恐惶謹言。

以上

卯月三日　　横山夕庵道哲　判

寶幢寺　貴報

五月。前田利長書を本多政重に與へて幕府よりその住地を隨意に定むべき許可を得たるを謝す。

〔本多氏古文書〕

尙々一昨日は御つかひ品々給候。くわぶんに存候。ひぐらしい馬ゐ申候、ついに此中ゐ不申馬見候ひし。かやうの馬給り候事、一入こんせつの義どもまんぞく申候。

御狀はいけん申候。仍我ら居申候やしきがまへの事、兩御所樣へ御意をえ申候所に、いづかたになりともありよき所に居申候よし御內書にて、誠にかたじけなきしや□中々申もおろかにて御座候。ことに御つかひにて、いろ〳〵はいれういたす義、せう□なき□かたじけなきよし、さご殿・上野殿へよく御申しくださるべく候、以上。

五月□

五月九日。前田利長書を京都芳春院の住持玉室宗珀に與へて永訣の情を叙す。

〔芳春院振古錄〕

以上

こくしは大徳寺春屋宗園なり

はくじゆは柏樹、しちれんは失念

ぎよくしつは玉室宗珀

わざと申上候。我〳〵しよらう日々おとろへおいはて申候。今一ご御めにかゝりたき事も、いたづら事にまかり成候。こくし様御ゆるしい、大事いはくじゆしちねんいたさせ候。御心やすく候べく候。銀子二百枚しんじ候。心ざしまでにて候よし。

五月九日　ひぜん印

ぎよくしつ殿

五月十一日。前田知好能登珠洲郡三崎神主に利長病氣快癒の爲に祈禱を命ず。

〔珠洲郡三崎猿女氏藏文書〕

尙々委細之事戸田彌五左衞門可申入候、以上。

殿樣御氣色惡御座候間、爲御祈禱御湯立被成可給候。布施物八木十俵進之候。彌御息災候樣に御祈念賴入申候。謹言。

五月十一日　修理知好判

三崎神主中

五月十三日。芳春院夫人に隨從せる生駒内膳直勝江戸に歿す。

〔金澤古蹟志〕

生駒内膳直勝傳

家譜に云。結城朝光十六代孫直廣。改結城稱吉田。歷事于室町幕府。其子稱監物介屬朝倉氏。大永七年戰死。直久之嫡子直元。天文十八年始事織田信長公。賜祿三百貫。永祿七年五月公賜其寵妾於直元以爲妻。森三左衛門可成之長女也。同年六月直勝生于京師。實信長公之遺腹子也。小字牛助又稱勘右衛門。或萬兵衛或監物介。後稱生駒内膳。元龜元年時七歲。公始徵之。賜平姓生駒氏。且左文字佩刀。申之以祿。蓋生駒公之母家之氏也。從此近侍左右。恩遇甚厚。天正四年夏公發安土。攻擊本願寺光佐於攝津石山城。直勝時年十三。從公奮戰獲首二級。公大歎賞之。賜感書及志津佩刀。同五年屬瀧川左近將監一益。討北國一揆。直勝十四歲。於賀州能美郡波佐谷有戰功、其鎗傳于家。後歸參織田家。同十年夏本能寺凶變之後。事關白秀次公賜祿。同二十年二月加賜勢州地千石。同月以秀次公之命。代服部釆女正爲勢州一志郡多良生鄉等十八鄉代官。同年七月爲尾州春日井海東中島郡内之代官。文祿二年三月加賜尾州中島郡千石。同三年二月秀次公賜豐臣姓。且叙從五位下内膳正。扈從公之參内。任官賜姓之文書今猶存。同四年七月公薨于高野山。於是直勝事信雄公。同五年閏七月賜千五百九石。同月加賜五百石。慶長三年八月加賜千五百九石。同五年九月使直勝掌城中鳥銃卒三十人。賜

料知六百石。同年秋有故辭織田家。同六年五月加藤左馬介嘉明賜祿四千石餘。有文書。同八年瑞龍公以織田河内守長益召直勝。同年九月朔日賜五千石。後公退休於越中富山城。直勝陪侍之。富山失火。城郭市井一朝爲焦土。此時直勝祖先傳來之系譜感書及佩刀兵器等。大半燒失。遷居高岡城。直勝亦從之。其後侍臣數輩。辭高岡歸本藩。直勝其一也。後奉微妙公之命。侍芳春夫人於江府。同十九年五月十三日卒于江府。享年五十一歲。とあり。按に直勝が父吉田又左衞門直元に二子あり。長男は吉田勘右衞門と云、後生駒内膳と稱す、直勝是也。次男は吉田伊織と云、利長卿被召出千石賜り、能州郡奉行足輕頭を勤、後富山附。三子あり。長男源左衞門富山附。二男覺右衞門利常卿七百石賜之、此子孫吉田氏也。三男生駒孫助松平越中守に仕へり。生駒氏家譜に此事記載せず。

〔金澤古蹟志〕

生駒内膳邸跡

延寶金澤圖に、生駒内膳上屋敷・下屋敷共に、前口四十五間五尺八寸、南側九十二間四尺五寸、北側七十五間五尺と記載す。元祿六年士帳に、生駒内膳三社三ッ構近所とありて、世々居住せしかど、廢藩後退去す。今下邸共に畠地とす。

五月十四日。前田利長、加賀河北郡倶利伽羅明王院の祈禱札等を奉りた

るを謝す。

〔寺社來歴〕　倶利伽羅山長樂寺由來書

一、瑞龍院樣高岡ゟ御移被爲成時分、倶利伽羅堂寺及退轉候を御覽被爲成、再興可仕住持御尋被爲成、中興秀雅被召出、始而米五十俵被爲下候。

一、慶長十六年に瑞龍院樣就御不例、從微妙院樣御立願狀御籠。其以後慶長十九年に堂御建立被爲成候。則其節瑞龍院樣ゟ御札指上申候所に、從微妙院樣右堂御建立被爲成候旨御書加被遊候。從瑞龍院樣御書所持仕候。其後一山不殘拜領仕候時分の草高五十三石に而御座候。元和二年に御檢地被仰付、出高三十七石一斗餘、同四年に重而御檢地之節五石三斗餘出高御座候。右三口合九十五石四斗餘拜領仕候。二代住持寛永十六年に出高十六石一斗餘、右引合百十一石五斗餘に相極、御印頂戴仕候。只今迄五代收納、並山林竹木如先規支配仕候。

一、明暦二年に御改作に被仰付、只今は百姓門前も十村裁許に罷成候。

一、中興開山秀雅は、從瑞龍院樣伊勢大峰寺へ御代參に被遣候時分は、御國境迄公儀より傳馬・人夫等被爲下候。

一、中興秀雅は富山富山寺、高岡惣持寺、御當地末寺永久寺懸持に仕候。

右之趣如此候。此之外緣起寄進狀無御座候、以上。

貞享二年二月廿三日　　俱利伽羅山長樂寺　周傳　判

〔瑞龍公御書寫〕

爲當月祈禱札・卷數・守並昆布一折指之候。目出滿足事候。然者筑前守方より、俱利伽羅不動堂・同二王堂建立之義に付て、追々出來之旨尤候。猶追而可申達候、恐々謹言。

五月十四日　　利　長　印

明　王　院

指は越の誤歟

五月二十日。前田利長越中高岡に薨ず。

〔慶長年錄〕

五月廿日羽柴肥前守、越中於外山之城、唐瘡之煩に而死去、五十三。

〔當代記〕

五月十日。越中國富山羽柴肥前守死去。近年唐瘡病惱、終以如此。

以下外山又は富山とあるは高岡の誤

十日は二十日なり

〔天寛日記〕

五月二十日

一、羽柴肥前守利長逝去五十三。大納言正二位を贈らる。

〔壬寅妄志〕

慶長十九甲寅年五月二十日。瑞龍公於高岡御逝去。高岡御在城の間六年目也。家康公秀忠公御代。

〔象賢紀略〕

一、利長様五十三にて、高岡にて五月二十日朝四つ時に御逝去被成候。御家中人持小姓馬廻不殘、御一門衆は不及申、金銀を御ゆい物に被下候事。其時分御供可申候と三人をさし申候へ共、一人も無其儀、色々方々に樂斉申候事。

〔寛永系圖〕

慶長十九年五月二十日薨、年五十三、贈大納言正二位、院號瑞龍、法名英賢。

〔藩翰譜〕

慶長十九年五月二十日、利長越中國富山城に卒す云々。正二位大納言を贈らるゝとぞ聞へし。

〔駿府政事錄〕

五月廿五日。自加賀國飛脚到來。去廿日加賀肥前守利長、歳五十三逝去之由、今日申來云々。在府之諸侯麾下多士、爲追悼利長悉登城。

〔三壺記〕

肥前守利長公御逝去之事

慶長十九年の春の頃より、北國高岡の羽柴肥前守利長公例ならぬ御心地にて、金澤の醫師針

立指つどひ、療治御油斷なかりけれども、次第〳〵におもらせたまへば、金澤より筑前守利光公を初奉り、御一門其外大名・小名・物頭等高岡に相詰、御機嫌を窺奉るといへども、御快氣の御心もましまさず、御遺言それ〴〵に被仰置、御遺物共被仰置。五月二十日卯の刻に、御とし五十三歳にて終に御逝去被成けり。此の御方を初奉り、上下のなげき言語に絶し奉る。金澤より寶圓寺伴翁和尚被召寄、御葬送あそばされ、御戒名瑞龍院殿贈亞相昌山英賢大居士と號し奉り、御菩提所御建立有之。則瑞龍院と名付、毎月御命日には利光公金澤より御參詣之事なれば、高岡衆は別而勤の暇を考へ、參詣怠る事はなし。北の御方も御ぐしおろさせたまひて、御小袖の色を替させ給ひければ、玉泉院殿と號し奉り、頓て金澤へ御引越被成、當分横山大膳屋形へ入らせられ、大膳は下屋敷に住居して、御城の西の丸に御新宅を御造營被成、秋中の頃御わたまし、玉泉様丸と名付たり。

〔懷惠夜話〕

一、瑞龍院様守成之御功は無類事也。太閤御他界之後天下之者目を付候者、御家と權現様也。然るに慶長三年大納言様御逝去之後、石田逆亂之催あり。同四年御歸國御休足被遊可然由在之節、御同心にて早速御歸城。夫ゆへ萬人皆肥前様には天下之御望無之と申候。是ははや權現様と御弓矢之位を被知召、專ら守成に御心有ゆゑ也。關ヶ原之時分も、北國の事は伐取次

前田利長服毒のことは誤謬なり

第と關東よりも申來、御手の廣がるべき道はいか程も有しか共、大聖寺切に而御歸城被遊ち、重疊思召有事也。其後大坂陣可起前、秀頼公より御味方に頼思召候由被仰入候所、太閤樣御取立の私に候へば畏入候。利光の事は内府縁者の義に候へば、爾後難計候由御受也。扨御身付御家來之内にても、宜敷者には皆々金澤に御歸被遊、御自身毒を被召上候て御他界也。夫前左ばかり出頭にて御取立被遊し横山山城、御勘氣にて御改易、是も其儘被召仕候はゞ殉死可仕事を惜み、思召御分別有し事也。其頃人々驚き不審申候處、奥村快心一人、何とぞ子細可有と被申し由。是は右之御心を奉察ゆゑ也。微妙公大坂御出陣之時、大津にて被召出に付、諸人扱はと心付申也。

御家の御榮、三ヶ國之人民手足を安きに置事、大納言樣御草業之御功は更にも不言、且瑞龍公の御守成の御勝れ在し故也。彼我の位を知ると云は、彼と我との勝劣を知る事也。是兵法之眼目、創業守成も爰を以成也。匹夫の上にても此位を知時は、我より勝れし者と智を爭ひ、藝をいどむ事は在まじき也。瑞龍公御手自毒を上りし事、御家を大事に思召、且は三ヶ國之民を惠み思召す事、御仁愛無比類事也。數代御恩澤に浴する者誰か涙を落さゞらん哉。

〔桑華字苑〕

一、慶長十九年五月利長公御煩御つまりにて、利常公爲御見廻金澤より御越被成御對面、則

御遺言在たる由。しばらく在て利常公御右に富田がうい御腰物、御左に御遺書と見えて卷物一卷御持被成、事外御愁傷い躰にて御出被成たり。其時今枝古民部御子小姓にて、御次い間に居て見申たり。然ば利長公御遺書は在たる必定なりと、古民部い被語たると奥村因幡話る。

前田利長行狀

〔菅利家卿語話〕

一、大納言樣九草津い湯へ御入被成候跡に、太閤樣御煩出し、就夫諸國大名小名中惡敷者共を、內府にて中を直し可申候。秀頼樣御爲之由上樣御諚に付而、肥前樣を初大名小名、內府へ御寄合に御座候由。樣子之儀事ながく、かゝれ不申候。正宗と肥前樣と御盃之引合にて、正宗に酒をかたよりむねへ御ひつかけ被成候。そこにて家康公御あいさつい樣子も御座候。草津より殿樣御上りの明日、森野壹岐殿・加須屋內膳殿御越候而、右之咄を利家樣へ御申被成、利長公無御勿躰儀候間、以來之儀御異見被仰可然由被申候時、大納言樣御意に、爲御聞まんぞくに存候、一入に存事。但我等若き時は左樣之事は幾度も御座候、そい心だては一段よく存候由。扨又我等加樣に申候通、人に御語有間敷由御意被成御笑候。扨御次い間へ兩人御出候而、豐後・長右衞門・五兵衞などに、おやじ樣の今の御申分御聞候哉と笑被申しに、何れも笑被申候。其後殿樣も內府も御登城被成候。いつもい番屋供だち、家康御內同朋福庵・豐

九草津は草津の誤

豐後は村井五兵衞は德山なるべく長右衞門は考へ得ず

島源十郎・戸田近次、大納言御供は奥野金左衞門・村井勘十郎罷越咄申候。あなた兩人衆、利長様正宗に酒を御かけ被成候儀を物語いたされ、其時分源十郎酌を仕候由、ものがたりいろ〱有之事。

〔國初遺文〕　横山山城守物語

一、奥村甚左衞門御成敗の意趣、御披露無御座候故、様子不存候。御家老筋の者に付、御留守居など被仰付候。御奥方の雪垣申付候刻、作法不屆被思召、御手打に被成候様に、其時分取沙汰御座候由被申候。

〔肺肝鈔〕

一、石田治部少輔被搦、假屋の内に入、前に薦を懸て有之處に、淺野彈正殿前廉より不和成故、假屋の口ゟ被行、薦を引上げて、治部よい氣味のと被申ければ、治部返答に、さればよ己れをかくせんと思ひしにと云。其跡ゟ瑞龍公御越被遊、治部了簡もなき仕合と被仰しに、治部さしうつむき、打しほれて居たりしとかや。

〔夜話之抄〕

一、石田治部被虜、二條の御城一間なる處に、いましめながら被入置。諸大名御禮申て被歸時、見て被通樣に被成置候へば、諸大名衆治部を見付ては、顏を振て被通しに、瑞龍公計御

詞を被懸、如何に治部、侍としては縄を被掛は恥にあらず、不仕合故如斯なり、必恥と不可被思、了簡なき儀とあきらめらるべしと被仰て御通有しが、治部寒さうに相見え候間遣せとて、白綾の小袖を御送り被成しとなり、厥後治部京中をわたされし時も、右の小袖を着せしと云々。其頃瑞龍公を諸人讃美せしなり。

〔又新齋日錄〕

一、瑞龍公慶長中大明の儒者王伯子を召し、金府に置せらる。其證あり。今越中瑞龍寺に藏する、和人の書せる鷹の屛風十六枚に、王伯子書贊あるもの遺存す。又金府の醫津田豹阿彌所藏之金扇面に、山水を書し、題詩も有て甚適逸也。其終に日本慶長某年某日大明王伯子寓加陽旅舍題すと書し、其扇面は金色も甚古色なりしが、今はなし。貧窮したるとき賣りたると語る、惜むべき事也。瑞龍寺屛風の書贊に印二顆あり。上の印に王印柱の三篆は見ゆれども、鼂の篆考べからず。下の印は國鼎氏と見ゆ、伯子の字なるべし。十六枚とも、其筆力優逸可稱也。但題詩は唐詩なども雜り見ゆれば、伯子自作には有まじ。

〔桑華字苑〕

一、天正の頃利長公、越中守山に御在城の時、御夜ばなしに、上方にはもはやみかん在べし。扨もくひ度事かな、遠國に居ては左やうの物もおもひ出したる計なりと、事の外みかんをま

森山は守山

るりたき御意なり。然ども其時分は、北國にみかんなどは見たる事もなし。其御夜話に居たる小姓衆歸りに、或方へ立寄はなす所に、見事なるみかんを菓子に出す。小姓衆是を見て、殿樣今夜の御夜話に、みかんをあがり度と御意なり。明朝いそぎ上げよと云。亭主申は、我等ていの指いで不入義と云。小姓衆申は、少も不苦、事の外あがりたきと御意なり、是非上げよと云。さらばとて四五十上る。御機嫌にて内々御望に思召す所なりとて、則あがる。然所に晝時分より、以ての外虫氣さし出で、御大事なり。藥師衆何をあがりたると云。みかんをあがりたきと御意の所に、去方よりみかん今朝上げたるに依て、則あがりたると云。うたがひもなき御食傷なりとて藥を上るに、御快氣なし。みかん上げたる人は、御かくれ被成たらば切腹すべしと行水し、ゆかたを着て御城につめて居る。夜るの五ッ時分に御虫しづまり、御快氣にて御性氣付。みかん上げたる者、加樣の躰にて詰て居申と御耳立、尤なり、さい子ども左こそあんじ可申、我等はもはや死ぬまじ、いそぎ歸宅仕て、さい子によろこばせよと被仰出、森山中いき出たる樣なりと、矢部孫右衛門語る。

〔漸得雜記〕

一、豐臣大閤天子を聚樂へ行幸なし參らせ給ひし時にや、世上專ら婆娑風流、別而高位の人に立てつく事を快よしとせし折なりし。公家衆の頬をはりのけて歩行する抔、若侍の手柄の

中納言は利常、故肥前は利長

様に覺えたる。是武家大柄を取るが故成べし。或とき小原の邊にて遊宴の事ありて、加賀中納言利長卿此中におはして、高き所より見下して居給ひし事ありしに、一小名の行列公家衆と行合ひたり。野外といひ、よき頃といひ、定而喧嘩するか、荒き事見せ付けて通るならんと、御近習の若者ども走りおりて見居たりしに、彼小名乘物を下り、手を出せしと見えしが、供廻りひた〳〵と田の中に平伏するに、公家衆は直に通りぬけたり。加州家の近習の若侍ども、偖々弱き奴哉といひしに、利長卿はおもひの外大に感じ給ひ、只者にあるべからず、下々迄せい〳〵と片付けし体、日頃法令のよき家と見えたり、名を尋ね來れよと仰らるゝに、御近習衆彼小名の名を尋ぬるに、島津兵庫頭の家中新納武藏守也と答へける。其後伏見聚樂にて、度々利長卿新納武藏守に心を付て見給ひけん、能く小早川隆景に似たる男ぞと仰られしと也。

〔微妙公夜話〕

一、中納言様御意に、故肥前殿人之目利能被成候、横山山城・山崎閑齋、其外誰かれと御申、第一我々迄御見立被成候と御意に御座候。

〔三壺記〕

瑞龍院様の御噂之事

利長公御へや仕より御奉公申上げつる人々より、合物かたりいたしけるは、乍憚此殿樣、御心も短氣におはしまし、物毎被仰出、御意之下より埒明けざれば相應し奉らず。喧嘩は兩成敗と大御所より御定置被成けれども、理非に依て御助被成、姓・けい圖の御構なく、武勇たゝ敷を以て御取立被成被召仕。第一御身輕く御持被成、さのみ花れいを御好なく、奥深くましまさず、和光同塵の御結縁を施し給ふゆゑ、上下進退ひとしく、世のならはしもやすくして、下々の申分も御聞入被成ければ、皆難有奉存。別而ふしぎなる事は、常に御船にすかせ給ふに、如何成難風といへども、御座船出ければ、急ぎ順風にぞ成にける。往還の旅人も、御上下の便を待、肥前樣風とてあふぎ奉る。ふしぎ成御事とぞ申しける。

〔竹園雜記〕

利長樣高山南坊に御茶被下、御茶過て立炭被遊候時、南坊拜見して、扨々珍重成御作意にて御座候、是は源三位賴政の歌の心にて御座候、感じ奉ると被申上ければ、御機嫌殊之外宜被成御座候。其後生田四郎兵衞、御序を以利長樣に、南坊御挨拶申上候儀奉尋ければ、御意被遊けるは、其方共合点ゆくまじ、南坊は利休七人の弟子の内に勝れたる茶湯者也。賴政は後白川院の御時の者にて、歌の上手也。十文字と云題を被下、曙の峰にたな引横雲の立つは炭やく煙なりけり。如此よみ奉りければ、歌の宗匠といはれけり。我等先日の炭散々不出來に

而、十文字の嫌炭有、され共ふすべものにてあひしらひ置けるを、南坊挨拶に譽めたり。誠に數寄者なりと被仰し也。

〔夜話之抄〕

一、或仁の言、瑞龍殿より宮井太郎左衛門といふ者を古田織部方へ被遣しが、其折節は風呂の茶湯時分なり。御使を仕廻罷歸候へば、定而織部茶湯に逢可申候、如何樣にも替りし事なかりしやと御尋被成ければ、宮井別に替りたる事も無之候、定而御尋被成と、隨分心を付見申候得ども、存付も無之候。御影故織部茶の湯に逢忝奉存候。別に是ぞと存事も無之候が、風呂の前土器無御座候、さて釜の口をしめられ候と申上ければ、瑞龍公、不審成事也、其節天氣はいかゞと御尋候へば、餘程涼敷御座候よし申あげれば、御合點參候。寒きゆゑに釜の蓋を〆、土器をもとられしものにて可有と被仰しと也。厥後大工を被遣、織部圍のやうす御寫させ、於高岡御普請被仰付、大形出來之刻御覽ありて、下地窓の明所御合點不參候と被仰候得ば、大工、いかにも少の違なく寸法まで寫して參候と申ければ、左も候はゞ其牖より何くぞ景色の見ゆる方なきやと御尋の時、窓よりは東寺の塔さしつけて見ゑ候つると申上ければ、其故明られたるもの也、此方の圍には不入旨被仰て、此窓をふさがれしと云々。

〔夜　話〕

國師は大德寺の春屋宗園

一、瑞龍公御近所衆に、我々天下にこわきもの三ッ有。何も思案して見候へと被仰。いづれも何にて御座候哉と申上ければ、一には太閤秀吉也、上樣の御前へ出ると、二には國師の前へ出ると、三ッには利休の前にて茶を立ると是三ッ也。其中にも利久の前にて茶をたつるが第一こわきと被仰しと云々。

〔鳴鶴集〕

一、江村專齋長壽にして、常々其彥孫伊藤宗恕語りけるは、利休子の道安へ五六年つゞけて茶の會に往きけるに、鶴の一聲と初て名付し花入に花を入、一度も懸物はかけず、今時之人種々の道具を集め、奢を宗として茶の湯するとは、遙隔りの志也。右之花入公儀の御道具となる。（中略）茶入高直に成たるも近代の事也。相國寺に有りし唐物肩衝を、古田織部正調へられし時も、漸く黃金十一枚也。程もなきに、此人石田治部と中惡敷、勘定を催促せられ、無是非此の茶入圓淨坊（道哲父也）執持にて加賀利長卿へ遣し、其時所望にて、加賀家より蓮華王の茶壺と黃金六十枚被越て、茶入を手に入給ふ。某其時織部正方に罷在て歷然に見たりき。

〔關屋政春古兵談〕

一、中納言利長と細川越中守忠興（三齋の事）と千の利休、彼是御同道御歩にて愛宕御參詣。御下向に何も御歩行の道に御咄し被成御座。二王門の邊より利長公被仰は、泥障は小形なるが見能

しと被仰。忠興は大形なるが見能しと被仰。御兩人御爭麓迄落着せず。利長公扨も氣が付かなんだ、是に和尚の居らるゝ、批判し玉へと被仰。利休承り、茶杓か茶入の物數寄にて御座候はゞ、成らぬ迄も申して見可申候へども、弓馬の事は不案内の身にて、批判仕難しと云。いや是は用方の事にてはなし、見分物數寄にて候間、是非云はれよと被仰。其時利休、先程より御爭ひ承り候に、用方の儀と不奉存、見たる處は馬の大小にも寄可申候やと申ければ、各是は至極と被仰由。生田四郎兵衛其時御供に行きて、直に承りたる事とて語りたりと、佐々伊左衛門語る。

〔重輯雜談〕

一、御家に有之遠江長光と云御腰物は、以の外に見事なる刀といへども、外樣者は輙く難見。此因緣を聞くに、津田遠江より瑞龍公へ献ず。世には遺物の由をいへども、御代官勤めける引負の方に、此刀と眞壺とを上げたる也。世上沙汰を能きにして子孫は不爭、其儘に仕置と、孫の伊織語るとぞ。天正十年信長公生害の時、明智光秀安土へ往き、寶藏を披き器物ども取出し、諸從へ爲取ける時、あをや長光・海老背長光（長の字下ねびの背の如く長くまがり有故にねびせの號有とぞ。）二腰取出し、何れにても好次第にとれとて、光秀出しければ、明智左馬はあをやをもらひ、津田與三郎は海老背をもらひて、外に貞宗の脇刺をもらひける。方々經めぐりて、當國へ來て後に、前に記す

如く公へ上て今に遠江長光とて御物の内也。

〔微妙公御夜話〕

一、瑞龍寺に信長公並城之助殿御石塔在之候。御院號年月日迄慥有之候。是は瑞龍院様者信長公之御聟故、御殺害後御墓被仰付候由、古き者申傳候。

六月朔日。前田利政、奥野氏淸に書を與へて利長の薨去を弔す。

〔舊藩遺文〕

覺外本の儘

遠路飛脚本望候。肥前殿去月二十日未刻御遠行之段、扨々無了簡仕合、覺外不斜候。皆々上下共に愁歎由令推察候。此方之心底別而拋筆々々、恐々謹言。

六月一日　孫四利政判

奥野紀伊守殿

六月八日。本多政重、前田利常に誓文を上つりて忠誠を盡すの意を表す。

〔本多氏古文書〕

中納言は利長

出羽・閑齋・備中爲御使、中納言様わたくしに、以來迄別而御目をかけさせられ候。うしろ立にも罷成候やうにと、れん／＼被仰候而、御諚ごもみやうがしごくに奉存候御事。

筑前は利常

一、筑前様御心付として、御加増二萬石被下候旨、誠ありがたき仕合、可申上やうも無御座

候。此砌の事に御座候間、方々の御事御取込可被成處に、思召付させられ、急度御きを付られ候儀、外聞實儀ありがたき共、中々申上がたく、かんるいをながしたてまつり候。委細兩三人之御使並攝津守かたへ、御請之口上申上候間、可被奉得御意候御事。

一、利長様わたくしに被成御意にも、筑前様御うしろ立に罷成、存寄候事をば御ため之儀申上候へとの御諚に候間、さま〳〵忝儀共かさなり申候間、筑前様へきつと御奉公申上候はで不叶儀に候處に、猶以今度御きを付させられ、色々忝御諚共みやうがにかないたる儀と難有奉存候。公儀日かげに御座候處、さし立ての儀は、右に御理申上ごとく御めん可被成候。内々の儀をばいかやうとも御ため能やうに奉公可申上候。しぜん之儀も候はゞ、御ぐんやく等御さきて、あるひは御國はしにおかせられ候共、二心なく一筋に御奉公可申上候。

一、駿河・江府へ内々にて被仰遣候儀共、身におよぶ程はせいを出し内談可仕候。其段は乍恐御心安可被思召候。御年寄衆もおゝき中に、かやうに取分我等一人のやうに、おくそこなく御心安御目をかけらるゝ上は、たとへ御心にかけさせられ候共、よきあしきに付存寄候事をば可申上候。尤思召の通をも被仰聞可被下候。申上ても〳〵今度之御諚共、外聞實儀忝奉存候事。

右之條々いつわり申上候においては、

〔六月八日〕

六月十二日。大野治長書を長連龍に與へて前田利長の葬儀に參列し得ざりしを遺憾とす。

〔長家文書〕

内々罷下候て可申上候と奉存候へども、俄爲御使駿河・江戸へ罷下候付、以使者申上候。此度御葬儀にも不罷下候。扨々迷惑仕候。御次而に可然樣、筑前樣へ御取成奉賴存候。猶使者可申上候、恐惶謹言。

六月十二日　大野修理大夫　道　判

長九郎左衞門殿　人々御中

六月十三日。前田利常、本多政重に食祿二萬石を加賜す。是れに於いて前封を併せて五萬石となる。

〔本多氏古文書〕

爲加增二萬石、以分國之内令扶助訖。全可被爲領知之狀如件。

慶長十九年六月十三日　利　光　判

本文慶長十八年本多政重が關東に使せる功によりて利長の薨後二萬石を増賜せられたりとの意なるが如し、同年春の條參照

本多安房守殿

〔本多氏家譜〕

慶長十九年從微妙公御加增知二萬石拜領。六月十三日御判物頂戴。

〔七家家譜〕

慶長十九甲寅年利長公御逝去之後、關東御使被仰付。家康公及秀忠公之御兩判、加越能三箇國全御朱印請而歸。一説是新川郡者、自秀吉公御預之由説有之故、此時三州全爲御領云。此時二萬石、合五萬石。此儀一説、御使勤歸之節者、十萬石可賜之由有御約束、至于江戸父佐渡守告之。正信曰加越能三州之臣十萬石過分也。且高祿多失。最前所約之五萬石可然云々。依之歸國有之。十萬石可賜之由有命辭之故二萬石宜所而賜之。後年過分出免有之、此謂也。

六月十四日。前田利常覺書を諸老臣に與へて、利長薨後の處置を講ぜしむ。

〔本多氏古文書〕

自筆三覺書

一、在江戸被成事。

一、いんきよ分十六萬石を被下に付御役義之事。

一、こ山之儀十六萬石を被下に付御役義の事。

一、かぞう之事。

一、所々城代入替之事。

一、證人之事。

六月十四日

本多安房守殿

奥村攝津守殿

以下二通の文書は日附を明にせずといへども同じ比のものと思はるるを以て附載す

〔本多氏古文書〕

覺

一、新川、肥前守いんきよ分十六萬石之事。

一、新川かめかい銀山之事。

一、高岡城之事。

一、三ヶ國御黑印之事。

一、三ヶ國仕置之事。肥前守ぞんじよう之刻連々申おき候事。

六月　日

前田對馬守殿

奥村攝津守殿

〔本多氏古文書〕

覺

一、筑前守せう人同家中人じち、並筑前守手前せいし、家中之ものせいしの事。

一、加州へ御よこめ衆、筑前守方より、まづ三年ほども申うけられ可申候事。

一、所々城入かへしおきの事。

一、肥前守連々申おき、ちがへ候はぬ様にいたされべき事。

一、御公儀御ぐんやくゆだん無之やうに心がけ可申事。

付、すりきらざるやうに心もち可有候事。

以　上

六月十六日。前田利常書を幕府の老臣に與へて、本多政重が先侯利長の遺命を奉ずべく諭さんことを求む。

〔本多氏古文書〕

一書申入候。繼目御前あいすむにおいては、しをきはつとの儀、それ〴〵のやく人、れんれん肥前申をき候其とをりに仕度候。いかゞ御座あるべく候哉。我等わかく御座候へば、肥前にはなれ、いよ〳〵十方も無之候間、御前可然やうに御ひきまわし奉願候。然ば御前へそこ

みわらは水原

被仰上儀まかりなるべきに候はゞ、本多あわの守手前之儀しかるべきやうに被仰上可被下候。公儀日かげに候と申候て、肥前申をきのとをりをも、度々ことはり申に付而いわく申候。其元にて御いけん候て、肥前申をきのごとく、並にわれら申なりにほうこういたされ候様にたのみたてまつり候。やうす之儀は、前田つしま・おく村つのかみ・みわら左衛門に申ふくめ候間、可得御意候。

六月十六日

土井大炊様

【本多氏古文書】

おつて申入候。あわのかみ手まへ之儀、萬事きもをいられ、我等うしろだてにもなられ候様にと、肥前れんく申をかれ候へども、公儀日かげの儀に候間、ゑんりよ之旨度々たつてことはり被申候。さりながら此時分之儀に候間、肥前申をかるゝごとく、並われら申なりに奉公いたされ候やうに、御いけん被成候て可被下候。たのみたてまつり候。いさい前田つしま・おく村つのかみ・みわら左衛門に申ふくめ候間、可得御意候。

六　月

本　佐渡守様　一通

本　上野介様　一通

六月廿四日。前田利家の女保智姬歿す。

〔壬子集錄〕

今御一人様は御ほち様にて御座候。御としは、たゞ今まで御そくさい様に御ざなされ候へば、七十八にならせられ候。御たんじやうつきは九月に御座候とうけ給り申候。御たんじやう日はおぼへ不申候。御せいきやうは御廿にて、六月廿四日にて御ざ候。

半七郎母

きしの様

おがわ様

〔壬子集錄〕

一、しのわらしゆせん殿へ御ざ候は、おほち様と申候。

〔公女傳〕

慶長十九年八月五日卒、享年廿。

〔象賢紀略〕

一、おいわ腹ひめ君、篠原主膳へ。

ほちは保智姬

篠原主膳は出羽守一孝の男

本文忌辰を八月五日とするは非なるべし

六月。芳春院夫人江戸を發して金澤に歸り、利常の母壽福院代りて德川氏に質となる。

〔三壺記〕

芳春院殿江戸より加州へ御越候事

同年六月上旬之事なるに、江戸にて芳春院殿は、つく〴〵と物をあんじ見るに、今は筑前守利光の代なりけり、利長むなしく成たまへば、我等江戸に相詰てせんもなし、利光の母うへの是にましませば、我等には御いとま下され候へと言上之處に、御尤之由上意にて、御公儀より傳馬・人足等被仰付、御發駕をいそがせたまへば、六月中旬に高岡へ入らせられ、神尾圖書屋形其砌有之て、當分いらせたまひて、金澤へ御案內有ければ、人持物がしら御用人ども、利光公の御使者御進物上げ、道中せき合ふばかりにはせちがふ。されども十日ばかり高岡に御逗留被成、於御靈前恩愛の御子離別愁傷之御なみだにむせばせたまへば、御供の女中一度に泣走りて、今更聞傳へ〳〵高岡中の人民ども、聲をばかりになげきけり。御なみだもろともに、香をもり花をさゝげ、御ゑかうあそばし、頓而御發駕被成、金澤へいらせられ、御本丸にいらせ給ふ。其內に二の丸に御屋形をあらたに御造營被成、八月上旬に御移徙をこそあそばしけれ。御本丸より御なぐさみのためにとて、音曲諸藝のけんげう・ごぜなどつかはさ

御前様は利常夫人

れ、日々夜々の御馳走は、山海の珍物を山のごとくに上げさせ給ふ。御一門衆數々ましませども、女ならねば御目見えも成がたく、唯御進物上げて御機嫌窺ひ奉る。村井飛驒殿御内室・宇喜多中納言殿御後室などは、御娘子達の御事なり、不及申。小身ものゝ内にては、土肥左京母末守殿・藤田八郎兵衞門室奥田・山田道伴後室は、日々夜々に御次迄相詰、尾張以來之御物がたり共申上、なぐさめ奉る。御本丸にて御前様・芳春院様・玉泉院様御座被成候へば、御城中のにぎやか成事不及申上、町方山里に至る迄御用しげく、相詰るものどもの、暫時之間に富家と成、千秋萬歳のことぶきのみにして、非人と云事更になき世と聞えけり。才川・淺野川にて芝居をたて、をどり子・あやとりしなぐ／＼の見物場あり。折々御城へめし上げられ、吉松が立舞、あみだのむねわり、ごうの姫などゝ云上るり、別而上るりひめが十二だん、此時分専ら盛にはやりければ、山里までも口すざみ、はやり歌にもつゝじつばきは山の端迄てらす、城の上らう衆は極樂ばしを照らすと、ころ／＼にうたひければ、御繁昌成事推して知るべし、目出度かりける御代なりけり。

〔可觀小說〕

一、芳春大夫人慶長十九年六月江戸より御歸、高岡に十日計御逗留候而、金澤に被成御座候。

〔前田家雜錄〕 杉本義隣覺書

能登は越中の誤、知行高に就ては慶長十七年二月十二日條參照
本多安房守は此使者の中にあらさるべし

一、芳春院様の御替として、壽福院様江戸ゟ御下向被成候時、芳春院様御前ゟ御出被成、是は九州より御歸之後、初めて之御對面也。芳春院様被仰候者、其方に對面する事餘之義にあらず、一言可申聞事ありて也。今度關東に下らば、人手にかゝらぬ覺悟第一なり。若世間に騷敷事あらば早速自殺すべき也。此儀を爲可申聞對面すと宣ふ。壽福院様奉畏旨御請被仰上し也。

七月十三日。德川家康駿府に於いて、前田利常の臣前田長種等を召し謁を賜ふ。

〔天寛日記〕

七月十三日

一、右大炊助參着は、加賀肥前守利長隱居領として十六萬石能登國有之、於筑前守可被下歟否云々。肥前守陪臣前田對馬守・水原左衛門尉・奥村攝津守・本多安房守政重、是三人及晩被召出御前。仰曰、筑前守利光北方三萬石可遣之由被仰出。幕下御息女也。未筑前守若輩、各後見可有之由被仰出、頼被思召之旨依御意、三人輩流感涙退出。又候獻加賀絹五十匹宛。又肥前守爲遺物、不動正宗・脇差備前三郎獻之。本多上野介披露之云々。駿府記、政事錄

七月十三日。土方雄久領能登鳳至郡院内村の室役を徴す。

〔能登古文書〕

以上

院内村室役、如前々其方申付候。其分相意得可申候者也。

慶長十九七月十三日　　桑茂左衛門　判

日比茂右衛門　判

山田之内院内村　甚吉どのへ

八月十日。豊臣秀頼書を前田利常に與へて、密謀に參加すべきを求む。

〔金澤市中古文書〕

態令啓飛札候。然者故太閤御治世之時、有遺命、其方可令輔佐秀頼之旨、在諸人之耳目。是故乎世以其方成父母之念候。自今以後一大事之儀共可令密通候間、不可有隔心者也、恐々謹言。

八月十日　　秀　頼　判

松平筑前守殿

八月廿五日。前田利常越中射水郡國泰寺の寺地を安堵せしむ。

〔國初遺文〕

國泰寺居屋敷田地並山林竹木、如亞相黃門相違有間敷者也。

慶長十九年八月廿五日　利光判

國泰寺惣中

八月廿九日。加賀石川郡白山權現の社僧澄清、七社惣長吏たるべき綸旨を受く。

〔考據摘錄〕

賀州白山禪頂・同權現七社惣長吏職之事、如先規澄清可存知。然如有來神事祭禮勤行等、造營勸郡鄙奉加、勵再興功可爲神妙旨、天氣所候也。仍執達如件。

慶長十九年八月廿九日　左少辨判

白山七社惣長吏法印御房

八月。芳春院・玉泉院二夫人越中新川郡立山中宮寺に參詣す。

〔寺社來歷〕

一、慶長十九年八月芳春院樣・玉泉院樣、中宮姥堂ゟ御參詣被遊御逗留、姥堂御寶前之幡天蓋膝付御召衣被仰付。御寶前之橋に布橋を掛、御渡り被成候御事。

九月朔日。前田利常越中の鮭川役に關する令を定む。

〔有賀家文書〕

一、越中之國鮭川役之在々、誰々代官雖爲知行分、未進仕候者、不及届催促を遣可申候。其上無沙汰仕者有之者、召寄同樣にも穿鑿可仕事。

一、鮭河仕來候百姓之內、走候もの於在之者、其村之百姓中として可致納所候。但村中退轉仕候者、田畠作の物より納所可仕候。自然於令不作者、其村代官給人之手前より、納所仕樣に可申付事。

一、初鮭之義、取次第に上候樣に可申付候。わき〳〵へちらし候はゞ、其百姓可爲曲言事。

右之旨相背もの於在之者、急度可申付候條、可言上者也。

慶長十九年九月朔日　　利　光　判

有賀左京殿

九月十六日。前田利常駿府に於いて德川家康に謁し、利長の遺領相續の

この宛名一に加賀侍從どのへに作るものあり

十七日とあるは非なるべし

十四日も非なるべし

命を受く。

〔天寛日記〕

九月十六日

一、今朝早天松平筑前守利光着府。午刻御禮、黄金三百枚・紅染絹二百疋・白絹百疋。則出御前、御太刀守家・御脇差二字國俊獻之。御太刀守家・御脇指長光拜領。本多上野介傳之。筑前守陪臣奧村河內守・同攝津守御目見、獻御服。及晩繼目御朱印被遣之。其詞曰。

加賀・能登・越中三ヶ國之事、一圓被仰付訖。守此旨可抽忠勤者也。仍如件。

慶長十九年九月十六日 判(家康)

松平筑前守殿

一、松平筑前守北國の主駿府へ下着、故肥前守拜領國々不可有相違との儀也。自江戸爲迎土井大炊助、去十四日至駿府。此筑前は將軍家爲聟也。江戸へ同道にて可下との儀也。創業記、當代記

一、十七日筑前守出仕、進物金三百枚・紅梅加賀絹二百疋・白絹百疋・長光太刀一腰也。三人若君へ、銀三百枚宛、刀脇差相添可進との儀也。自大御所被止之。筑前守に自大御所長光太刀一腰・同刀一腰被下。創業記、寺代記、御年譜附尾

一、十四日松平筑前守下駿府、肥前跡式不可有相違と被仰付。自江戸爲迎土井大炊助來、今

前田利常より贈與の品目なり

日着府、江戸へ令同道可下との儀也。慶長年錄

〔天寛日記〕

御あちや、おかち、おまん、おかめ。右之四人へ黄金十枚・綿二百把。おなつ、金五枚・綿百把、其外之女中へ銀三百枚。

一、黄金三十枚・小袖十　本多上野介
一、黄金十枚・小袖五　安藤帶刀
一、黄金十枚・小袖五　成瀨隼人
一、黄金十枚・小袖五　永井右近
一、黄金十枚・小袖五　松平右衞門大夫
一、黄金五枚・小袖三　醫者宗哲
一、黄金五枚・小袖三　後藤莊三郎
一、大御所樣より筑前守へ被下、御太刀長光・御刀長義。慶長年錄

九月廿二日。徳川秀忠亦前田利常に加越能三州を領すべき朱印狀を與ふ。

〔國初遺文〕

加賀・越中・能登三ヶ國之事。任今年九月十六日先判之旨、永不可相違者也。守此旨、彌可勵

忠勤之狀如件。

慶長十九年九月二十三日　判（秀忠）

松平筑前守殿

九月廿三日。前田利常左近衛權少將に任ぜらる。

〔天寛日記〕

此月

一、松平筑前守利常廿二歳にして少將に任ず。台德院殿より長銘正宗之御脇差をたまふ。寛永系圖

〔前田家譜〕

九月利常駿府に如き、遂に江戸に如く。廿三日利常左少將に任ず。

十月十日。前田利常江戸より歸途、越中境に於いて大阪出師の令に接す。

〔諸藝雜志〕

一、慶長十九年大坂御陣。筑前守利光公、同年十月十日江戸表より越中境へ御着。申の刻より金澤へ御歸城。

〔前田家雜錄〕

其日一日といふは誤なるべし

軍令を出せるは十三日なるべし

一、利光公慶長十九年、御家督之爲御禮駿府ゟ御越、御歸候時分堺に而大坂陣觸御聞、其日一日に金澤へ御懸付と也。

十月十一日。前田利常金澤に歸城す。

〔又新齋日錄〕

一、慶長十九年瑞龍公薨後、微妙公御忌明に付江戸へ御越、十月上旬江戸御發駕、十日には境御止宿之所へ、江戸より飛夫到來、大坂表御出陣之事申來る。同日申之刻御首途、十一日に金澤へ被爲入、十三日に御先手出發。公には十四日御發駕也。十二日陣觸有之、軍役等御定書出たり。

〔可観小說〕

一、慶長十九年微妙公御家督御禮之由に而、駿府並江戸へ御越被遊、御歸國之時越中境に而被成御座候處へ、其夜金澤年寄中より早飛脚到來、奥村攝津御取次に而指上之。非常之飛脚と相見え、各無心許存、攝津御次より罷出候を、各取々何之御飛脚と相尋候得ば、御陣觸と申候。其時分菊田今之逸角祖父逸角、御次詰相勤候故、御障子の透間より相窺候處、公只御獨御うつぶしね被遊、良久敷何やらん御思案被成候躰に而、急に御起被遊、御筆御取一筆被遊、是を遣候得と御意に而、飛脚罷歸候。扨一日半に金澤ゟ御歸着、三日目に御出陣。觸は

奥村快心は永福

高山南坊は既に流謫の後にあり

東海道より金澤ゟ到來仕候。只三日之用意にて諸士御供に付、中々事調不申、其段申上候得共、御聞届なく、松任より末は靜に御行軍に而、追々御供仕候。大津ゟ御着陣者、内府公より一日前に被成御座候。内府公御着之時、宿端迄御迎に御出に付、言之外悦喜被成、御同道に而御旅館へ被爲入、御火燵に御向合御あたり、扨々早き事と被仰候旨。加樣之事は、諸大名之内に而も御一人之由申慣候。

〔松梅語園〕

一、大坂御陣觸に、何も早々用意仕候へ、三日之内に御立可被成与被仰觸候得者、奥村快心出申上候。御日限今少御差延可然奉存候、大坂迄は餘程之間、其上御家中用意も仕兼可申と申上候へば、其方申所尤に候得共、申觸候事はや達候得ば、此度之陣は我等が下知は聞ぬ筈に而候間、其まゝにいたし置候得と被仰候。御尤成義と快心も申候。扨三日目に御立、道中成程靜に御越ゆゑ、御跡より何も追付申候由。松任に一兩日御逗留に而、追々かけつけ申候よし。

〔前田家雜録〕　杉本義隣覺書

一、大坂初の御陣の時、利常公江戸より御歸國、其儘御陣觸にて翌日御出陣也。其時高山南坊・松平伯耆等の老臣諫而、一兩日御猶豫被遊可然候、御家中之者共軍用可調間無之旨、達而

十二日は十一日なるべし

申上候得共、無御承引御出陣、松任に二日御滯留、是を見聞して右之面々、扨々若き殿にぬかれたると申感じける。松任へ御著之刻、御道之側に引付、御先へ平伏之者あり。御尋之處に、宿屋彌五兵衞と答る。則達御聽、心掛之段神妙に思召候。但其方年寄候間、是より罷歸、御留守を可勤旨被仰渡候處、奉畏旨申金澤に罷歸と也。

〔加陽諸士書行筆記〕

一、微妙公江戸より下通御戾、越中境へ御着之時、大坂表へ御發向有之間、追付御馳登被成候へとの御飛脚到來す。殊之外御急、一日一夜に津幡迄御着、是十月十二日申の刻也。慶長十九年其時御武具支配の井上權左衞門、此處迄御迎に罷越、御出立指支申儀無御座と申上候得者、殊之外御感にて、被爲召候御道服御脫被遊、御馬上ながら權左衞門へ被下候。夫より金澤御着。翌日御出馬可被遊被仰出候處、年寄中一日御逗留人馬を休足爲被仕度、達而被申上、十四日御出陣也。神速なる事奉感候ひぬ。

十月十三日。前田利常軍令を定めて之を頒つ。

〔三壺記〕

軍法定

一、武者押並陣取之次第、一組充先繰々々不入込樣に可申付。備を離私に而陣取、散々有之

族可爲越度事。
一、旗本騎馬次第定置之通不可有相違。主人下立候共、右之次第に馬を爲牽可申事。付り、船渡可爲同前、若猥相交に付は可爲曲言事。
一、武者押之時、脇道通候儀一切有間敷事。
一、敵陣に近く、先手へ爲見廻相越候儀、小姓・馬廻・後備之面々、堅令停止候。惣而他の備に相交儀可爲曲言事。
一、先手の者共並旗本面々、我々背下知、備を崩、卒爾之働仕儀に付は、縦雖爲高名可爲曲言事。
一、諸事奉行人申付儀不可相背。自然不届之輩、對奉行人及申事者、不立入理非、其者可處越度事。
一、爲當座之使、如何樣之者差遣候とも、不及異儀可隨其沙汰事。
一、於陣中馬を取放においては、其主人過錢百疋可出事。
一、先手頭々並旗奉行人之儀者、馬上にて可致下知事。
一、牢人衆誰々によらず、他所衆當家の先手へ相加候事、一切停止之事。
一、喧嘩口論仕出輩有之者、任法度之旨、双方可成敗。若手過者於見逃は、其場に有合者可

爲越度事。
一、御當家對御昵近衆、若致慮外者有之ば、於以來聞次第可爲曲言之事。
一、侍小者によらず、家中走者、何之家中に有之とも、於當陣中捕候儀一切不可有之。自然曲人於見付は、當主人に預け置、後に斷可申事。
一、味方の地におゐて、下々迄狼藉不仕樣に可申付。宿賃以下如御定可相渡事。
右條々若違背輩可爲曲言、如件。

慶長十九年十月十三日

十月十四日。前田利常兵を率ゐて金澤を發す。

〔可觀小說〕
一、慶長十九年十月十四日微妙公金澤の城御出軍。御軍令者十三日に被命。御出馬之時御馬捕に不法之者有之、御馬前に而引張切に仰付。是日小松御着也。

〔三壺記〕
加州利光公は其時在江戶にて、十月上旬に江戶御發駕、同十日越中の堺に御陣をめさるゝ日、江戶より御飛脚到來す。大坂へ追々に御出勢有べき旨の御事なれば、驚入給ひ、申の刻に堺御立、十一日に金澤へ御入城、中二日御逗留にて、其内御觸狀廻、軍役御定、先手人數は十

三日に金澤發足す。利光公十四日にはや御發駕こぞ聞えける。金澤城代には奥村伊豫永福入道快心、小松城代前田對馬長種入道源峰、大正持の城代津田遠江入道道客、並近藤大和、越中魚津は青山佐渡、今石動笹島豐前、富山に津田刑部、七尾城三輪藤兵衞・大井久兵衞、各與力數多付置せらる。

〔大坂出陣覺書〕

松平筑前守利光卿、慶長十九年十月十日に從武州江戸、越中堺に御着、申刻御立、同十一日金澤御歸城。同十四日に大坂へ御出陣。

先手の大將には、山崎長門守・同閑齋・岡島備中・同帶刀・村井出雲守家來・小塚淡路守・安見右近・高畠甲斐・津田和泉守・安原隼人・藤田八郎兵衞・堀才之助・笹島三藏・長田市兵衞。

二番備。本多安房守・長如庵・奥村攝津守・成瀨内藏助・水野内匠・上坂因幡・安藤長左衞門・奥村半兵衞・同五兵衞・中村刑部少輔・丹羽織部少・富田主水・岡田助右衞門。

三番備。篠原出羽守・富田下野守・富田越後守・神谷信濃守・奥村備後守・奥野紀伊守・奥村周防守・小幡駿河守・同播摩守・大橋外記・大河原助右衞門・同四郎兵衞・野村小右衞門・稻垣掃部。

四番備。奥村河内守・前田美作守・同丹後・奥村玄蕃・富田下總守・神尾圖書・同主殿助・中川宮内同大隅名代・加藤石見守・後藤又助・野村左馬允・佐藤瀨兵衞・岡田隼人・今枝内記・同民部少輔・

富田彌五作・松田左衛門・才伊豆。
此等右先手之組頭也。
御近陣。横山山城入道・同大膳・同式部・石川茂平・水越縫殿助・堀田平右衛門・杉江兵助・安彥左馬允・平野彌次左衛門・瀧右衛門・神戸藏人・高畠木工助・三輪主水・水原左衛門・石黑覺左衛門。
旗大將。岩田內藏助・富永勘解由左衛門。
鐙奉行。齋藤市左衛門。
馬上弓。五十騎。
馬上鐵炮。五十騎。
侍大將。松平伯耆守・津田遠江守。
使番。黑母衣。成田助九郎・不破加兵衛・森權太夫・津田外記・西尾隼人・葛卷隼人・森伊右衛門・歸山助右衛門・脇田帶刀・北川久兵衛・前田刑部・生田四郎兵衛・青地四郎左衛門・佐藤忠兵衛・宮崎藏人。
浮武者。前田七兵衛・淺野將監・河原兵庫・西村右馬助。
小々姓。赤母衣。百五十餘騎。

同番頭。齋藤中務・堀田左兵衛・生駒主水・小幡宮內・多賀大炊・生駒市正・本保木工助。
中小姓。赤母衣。百餘騎。
同番頭。半田大炊・宮井太郎右衛門・行山主馬助・不破忠左衛門・伴雅樂助。
大小姓。紺の小旗金の丸名銘々。
同番頭。篠原織江・恒川監物・田丸兵庫・荒木六兵衛・熊谷勘解由・津川外記。
馬廻与頭。山下兵庫・江守半兵衛・市橋左衛門・栂大學・大塚壹岐・菊地大學。
跡備。前田修理・不破彥三・不破彥五郎・石野讃岐・寺西若狹。

〔松山覺書〕

大坂冬陣

一番 山崎閑齋 組衆左右ニ 足輕頭先ニ　　二番 本多安房守 上同 上同　　三番 奥村河内守 上同 上同

四番 篠原出羽守 上同 上同　　御近陣組 横山大膳 同式部 此兩人へ御馬廻二組御預

足輕十一組　御使番十七人　御馬廻右三組 御馬廻左三組　大小將三組 大小將三組　中小將三組 中小將三組　子小將三組 子小將三組 御馬所

本文横山長知のことに係る

浮武者　　　組衆
御後備　　　前田修理
浮武者　　　組衆

右横山氏之家來松山覺書之趣如此。

十月十六日。前田利常越前麻生津に着し、横山長知を見て再び之を祿仕せしむ。

〔横山氏家譜〕

同年十月利常公大坂御發向の時に、越前淺生津於御旅館歸參被仰付、即御目見仕。其時の御意には、此度大坂より凱還の砌迄、三ヶ國御預被成候條、心の儘に仕置可申付旨御諚にて、直に金澤へ罷歸。此時大膳・式部は大津に殘置候處、大坂へ御供可仕旨、長知方より申遣す。之に依て兩人は大津より直に大坂へ御供仕。長知は翌元和元乙卯夏御陣の刻御供仕、先鋒有軍功。

〔可觀小説〕

十五日大正寺へ御急之所に、京師より飛脚來り、兩上樣十二日に御上京、二條城へ被爲入と有之に付、御急被成、越前溝落の驛へ御越候所に、横山山城守近年瑞龍公の御勘氣の蒙り、

利常に誤したるを長知父子三人同時とし、その地を溝落とするもの共に誤なるべし。

大津とするは誤なり

安房守は本多政重、攝津守は奥村榮頼

御國を立退き、京都に罷在候。此處御免被遊下向仕、其子大膳・式部二人も召連、於溝落拜謁す。御喜色に而御供に被召加。十八日海津に御着船に而、十九日に大津へ御着。

〔前田家雜錄〕

慶長十九年大坂陣の砌に、微妙院樣大津迄御越、則御旅館に而被仰付は、此邊に橫山山城父子逼塞在之旨也、彌左樣かと御尋也。御近所衆其段御請申上候。于時御式代に安房守・攝津守詰罷在候所へ被仰出候は、橫山山城儀牢々仕有之儀不便に思召候故、此度御免被成、御陣御地へ可被召連かと思召との事也。本多被申候は、御意難有儀にて候、兼々御詫申上候處に御座候。成程宜可御座と也。攝津守へいかゞと被申候へば、是も御尤に御座候、併おそからぬ御事に御座候。此儀は關東へも御達候儀に御座候間、又御免被成儀も御達候而之儀可然かと被申上候。其時微妙院樣御意には、一度は相談の爲申きかせ候。此上は各相談に不及旨に而、御近習之衆御使に被遣御呼返し、則大津に而山城・大膳・式部三人剃髮黑衣に而御禮被申上候。則御意には大膳・式部は、此度御供に被召連候。其方事は金澤無心元間罷越、政事を可司旨御意也。畏候とて金澤へ被罷歸、翌年元和元年には山城も御供仕と也。

十月十八日。前田利常の飛脚德川家康の許に着し、その京都附近に於ける陣地の指定を求む。

了中は旅中

つぼねとあるは利常夫人の侍女なるべし

〔天寛日記〕

十月十八日

一、自加賀筑前守飛脚到來、去十四日國本發足、近日京着。然者陣所何方可能在哉。仰曰淀・鳥羽近邊迄出張可有之旨被仰出云々。駿府記、政事録、增補慶長日記、御年譜附尾

十月十九日。前田利常近江大津に着す。

〔篠島氏藏文書〕

尙々何事なく大津までまいり申候。やがて〳〵がいじんいたし可申候よし。

一書申入候。了中うちつゞきよきてんきにて、十九日におふみのうちおふつまでまいり申候。御所様は今日、おふみのうちながはらと申所へ御ざ候よし申候。明日はせゞがさき、廿四日には京入なされ候やうに申。我等は明日せゞがさきにて御め見へ申、明日のばんか、廿四日のばんか京入いたし可申と存候。京にて我等ぢんどりの事、にしの京・さが・きぬがさ山、此三ところにて候べく候。我等事そう〳〵まいり申候て、御所様さん〴〵御きげんよく候――

つぼね参　　ちくぜん

〔桑華字苑〕

家康は廿三日矢走より舟にて石場に上陸し入京したるなり瀬田を經しことあるべからず

砂村進軍は冬陣日記によるに十一月二日に在り

一、大坂御陣の時、利常公大津御着陣、其後大御所様今日御上京と云日、せたまで御むかひに御出被成、御供衆は何も道より遠のけ、利常公は道の脇にて御目見、大御所様御のり物下に置、召ながら御じき在て、御供の衆にあれ見て置け、若き仁には手がるく物はやき躰、さすが利家の子ほどあるしかたなりと御ほめ被成由。葛卷藏人語。

十一月二日。前田利常兵を河内砂村に進め、途にして寒雨に會す。

〔前田家雜錄〕

一、利常公大坂冬陣に、慶長十九年十一月山城の嵯峨より河内之すなへ押給ふ時、大にしぶき付候故、御馬を留られ、暫御行列を被留候時、西村右馬助（其時足輕大將なり）御先より立歸、如何之儀御座候哉と申上候へば、仰に、つよく荒候故、是にては道にて何事ぞありても、物之色合も見分けがたき故、此處に暫御扣候旨也。其時西村申上候は、惣じてケ樣の時も、軍勢共敵に合候而は、聊こらえざるものに御座候。只被仰出候場所に御押被遊可然旨申上候。其時御機嫌直り、其まゝ河内之すな迄御押付被成候。惣而事に臨みては、手足寒氣にも不凍ものと也。

右有澤永貞先生談也。

〔懷惠夜話〕

一、同時微妙院樣京都にては平野に御陣所也。夫より大坂へ御人數御出し被遊候。嵯峨より

河内すなと申所へ御押被遊候日、以の外大荒大雪吹きにて、諸卒迷惑仕候。微妙院様にも、是にてはすな迄如何に候間、御人数押止候様にと御意にて御旗本太鼓を打申候。御先に押申候足輕大將西村右馬允乘戻、何ゆゑ御人数押被止候哉与伺申候。以之外大荒に候ゆゑ、今日すな迄御押候ては、諸軍も疲可申候ゆゑ、一夜野陣可被遊思召候由御意候得ば、西村承り、兼而の被仰渡、左様に相違仕候而は、軍法難整ものに候間、是非すな迄御押被遊候様申上候所、以の外寒氣にて士卒も半こゞえ居申候へば、若敵出候時物之用に立まじく御意被遊候得ば、其段は私に御任せ可被遊候。物に逢候ては、少も手こゞえ不申物の由、御請申上候。左様に候はゞ押候様御意にて、すな迄押付申候。

十一月六日。前田利常領國の村肝煎に對し、戰時中傳馬・人足の供給を怠るべからざるを告ぐ。

〔諸家文書〕

大坂表出陣中、傳馬・人足之事無由斷可致馳走候。於無馳走可為曲事候。精を入候輩は可褒美者也。

霜月六日　判(利常)

加賀・越中・能登　肝煎中

十一月十七日。前田利常住吉に赴きて德川家康に謁し、大阪城攻擊の方法を聞く。今日より諸軍甲冑を着す。

〔天寛日記〕

十一月十七日

一、從今日供奉輩着甲冑、則於住吉藤堂和泉守・淺野但馬守・蜂須賀阿波守・松平筑前守・越前少將殿忠直・生駒讃岐守・一柳監物父子・松平下總守・本多美濃守父子・古田大膳・本多左京・桑山伊賀守・脇坂淡路守・松平宮内少輔、其外諸大名諸士不可勝計、御目見參上。藤堂和泉守・松平筑前守召御前、大坂表繪圖令見給、攻口次第被仰付。駿府記、政事錄、增補慶長日記

十一月廿一日。前田利常戰時に際する納稅・夫役・奉公人等の事に關して令を發す。

〔慶長以來定書〕

掟

一、分國中藏入並給人地、當年貢米之事、代官・給人當陣留守たるによつて、令難澁百姓有之者、一類共に可爲曲言事。

一、代官・給人對百姓非分之儀於申懸は、奥村伊豫守・三輪志摩守・横山山城守兩三人かたへ可申理、穿鑿をとげ曲言に可行事。
一、此以前ちくでんの百姓等於立歸者、郡役可用捨事。
一、於在々所々、他國之者に宿をかす事、一切令停止了。但路次筋往還人一夜泊り之事は、可爲各別事。
一、當陣につゐて夫丸召遣候之條、藏入之高百石に付て、米三石宛借遣候間、成其意詰夫等堅可相勤事。

取替本の儘

一、當年・去年切之奉公人、來年中不替當主可遂奉公。たとひかゝへ置候刻、如何樣に申定儀雖有之、如此定置上、一切申分不可有之。但取替等之事、如當年可遣之。若彼奉公人於欠落仕者、當年之請人可爲曲言事。
一、當陣をはづし候もの、在々所々にかくれ於有之者、其村こしてからめとり、兩三人かたへ可引渡候。自然かくし置もの有之ば、其身並宿主事は不及申、一在所ともに可處罪科候。但金澤其外城下町中之儀は、十人組之もの可爲曲言事。

慶長十九年十一月廿一日　判（利常）

十一月廿一日。大阪に於いて前田利常の臣富田次郎左衛門その陣營より

冬陣日記に失火せし者を富田次左衛門とせり今之に從ふ

火を失し出奔す。

〔袂草〕

一、大坂陣の時、關東の御制法に、陣屋より出火あらば、其小屋主切腹也と。然に此方御陣中北村次右衛門出火す。時に利常公密に御内證有て出奔す。後加州に來ると云々。是無法の罰也。然ども其儘にし玉ひがたく、切腹も不便に思召て如此と也。

上様は利常夫人

十一月廿四日。前田利常夫人、德川家康・秀忠及び利常の軍陣に在るを以て、越中礪波郡埴生八幡社の神職に祈禱を求む。

〔國初遺文〕

已上

一書令啓候。就は兩御所樣・筑前樣御三人御陣之御祈禱、從上樣被成度候由被仰出候間、其元於御神前御祈念候而、御札・守可有御上候。此度之義候間、隨分被入御情候事肝要候。尙追而申入候、恐々謹言。

慶長十九年十一月廿四日　　興　內記忠治　判

埴生神主殿　御宿所

興は興津氏

十二月三日。大坂在陣の前田知好、能登鹿島郡府中町民の贈れる銀子を辭し、因りて書を與ふ。

〔能登古文書〕

以上

此地爲見廻、府中町中より銀子廿目相届候。心付之通別而令滿足候。併何も不納置候間相返候。能々相意得可被申候。目出度歸陣之節可申候者也。

十二月三日　　修理知好判

府中町　佐藤左衞門

十二月四日。黎明加賀の兵、越前・彦根の士卒と共に大阪城を攻撃し、德川家康の譴を受く。

〔天寛日記〕

十二月四日

一、加賀・越前・井伊掃部手よりさわぎ立、惣寄手俄に攻向ひ、堀ばたに押寄。敵も惣責と心得、鐵炮を打たて、持口〳〵を堅めひしめき申候。加賀・越前・掃部衆は、堀の中にさくを付

候を、ふみやぶり堀下につき候間、敵雨のごとくに打立る鐵炮に當り、討死數千也。是は右之三家之衆之陣之前に、篠山といふ小山あり。はじめは此山に敵も足輕を置き、鐵炮をうたせ候。少し油斷之様に見得申候間、加賀之手より、今朝おしかけ夜込にいたし候得ば、人は皆丸之内ゑ入、人なし。掃部手の衆も、同く此所ゑ出來り候時節、敵も是又出合候はんと、持口ゑ出向候時分、眞田家來南條中務と申者心やまり、櫓にて鐵炮の藥に火をつけ候間、其火忽に燃上り、小き櫓一つ燒申候。是を見て越前衆、敵に心がはりの者ありと心得、本多飛驒守先陣して堀へ乘入、柵を破り塀ゑつき候はんといたし候間、敵鐵炮を揃へて打立申候。越前衆の先手足輕頭伊達與兵衛高天神衆を初、大勢討死。然れ共本多飛驒守堀ばたに、竹たばを備へ、少將殿本陣ゑ使をたて、御詰可然由を申。此由大御所様御陣住吉ゑ告來る間、午の刻時分に茶臼山ゑ御出被成、右之味方三家中よりせり合を御巡見被成、殊之外御立腹被成、あばれものめが、御下知も無此候に、惣攻仕候はんといたし候哉。掃部家中・越前家中には旗本より被遣候者數多罷在に、是程無案内成軍を可仕とは不思召、早々引上可申由、御立腹之御使安藤帶刀を被遣。其後又御使衆兩人被遣。御供之衆を住吉ゑ御返被成、本多上野介・安藤帶刀・成瀨隼人・御使番衆六人・御馬取二人八郎左衛門・五郎助・御小者九藏計被召連、藤堂和泉守陣場ゑ御出、御巡見被成候間、和泉も只一騎に而御供申、それより政宗陣場ゑ御出御巡見被成、政宗

少將は松平忠直

あいは阿井

も只一騎に而御供仕、日暮時分に住吉に御歸被成。兩三家之衆任上意之旨、引上候はんといたし候時分、敵鐵炮を打懸候間、討死不數知。越前衆之先手堀之柵をやぶり候而、塀につき、敵の矢ざまを打こぢ、堀端に廻、竹たばをつけ候間、中々引上間敷由、本多飛驒守申候得共、越前少將殿より森川内藏丞と申使番を以、御所様御意に候間、只早々引上候得と被仰下候間、飛驒守も引上申候。此時少將殿舍弟出羽守、幼少にてのき分は、武者ぶりよく候由、陣中の沙汰有之。慶長年錄、見聞書

一說に四日には陣を可寄之旨に依て、加賀・越前・佐和山の手も一々夜中より陣を進め寄、思はず堀際に至る。敵鐵炮を放ち拒ぐ。三手の兵塀につき、直に城に乘んとして死傷多し。公そを住吉の御陣所に而聞合、御機嫌惡く、御下知なきに攻むべからずとの御使有之。各陣所に引取。創業記考異

〔前田家雜錄〕

一、大坂冬陣之時、加州之小姓組二三騎乘出すを、馬廻衆如何と有之處、青地氏とかく御旗次第と制止之所に、折節御旗本には、御旗立處を替ふべきと、御旗動くを見るや否や、御馬廻組懸出。是は御下知なきに如何といへども不聞付と也。其内あいの八兵衛と云者、指に手負候とほり上見せ候處、青地氏げじにひかるゝ物也、かくせ／＼と云。又山田大炊、眞向に

鐵炮疵負と云へば、其痛かくされぬ處也、走れ〳〵と青地氏云ひしと也。然るに其晩御下知なきに懸出す事法を破ること、段々其先登を御穿鑿有といへどもしれず。とかく手負を穿鑿と有之處、右兩人共に走りぬ。其外にもありといへども皆かくすと也。依之右の輩も不立故、七日之内右兩人尋出さず候はゞ、組頭切腹と相極ると也。然るに六日目、右兩人罷出切腹すると也。右小川八郎右衞門咄と也。右旗少高所より下す故、うつむきかゝるとみえしと也。

〔袂　草〕

一、大坂冬陣、御家の一番備（大將不知）、二の手（本多房州相備失念）。一の手味方崩て二の手も引立らる。房州のまとひ足を立兼ぬべき所に、少も場を不去。大御所御本陣より見給ひ、物見衆を以御尋の處、本多がまとひの由言上す。于時上野介を召、此旨被仰聞、安房守を御擧也。其時纏場を不去事は、其比横山山城牢人して他國へ參候節、譜代の家人二十人許房州へ預け置。其内木村權兵衞と云者、纏持の首に太刀を拔き押當、爰を一足もしさるに於ては首を討つぞ、同じ死するならば敵の爲に討死せよと云て踏留めさす。此功故御家人に被成。是れ木村新兵衞父也、國府掃部か聟也と云々。

〔松雲公御夜話〕

一、大坂御陣の時分、御家の御人數眞田丸に御つき申節、言の外朝霧ふかく、行先見え不申

に付、城の土手に行當り申躰に候。其節眞田はいまだふせり申に付、寄手近付候哉人音いたし候旨案内仕候得者、中々のせ申事にては無之候、下知次第に心得候へとて、狹間一つに鐵炮六挺づゝ仕懸、寄手前後の間を打切候得とて、しきりに打たせ申候。木を將棊の駒なりにして、糸につなぎ首に懸有之、働よきものへは一ッ充褒美に遣し申候。御家の御人數は、前後の間を打きられ候。跡よりつゞく御人數は、近付きかね引取申候。御先手は何とも引取りがたく、土手下に付、何茂ふして居申候。中納言様に者、何とて引取不申候哉と御怒被遊候。此時森權太夫御使番相勤候に付被遣之、早速引取候樣に下知可仕旨被仰付。罷越見申所、右之趣にて何とも引取りがたく、權太夫も土居下に伏有之候。其時小便も、立ては鐵炮の氣遣にて仕りがたき程に候ところ、權太夫存候は此まゝにて小便仕候者、たれ申などゝ後の批判可有之と存、城の方へ向ひ、立つて小便いたし候。其以後彼是いたし、やう／＼御人數引取申候。御使番御定の黑母衣懸て居申處、鐵炮にて打ぬかれ、母衣すだれのごとくに成申候仕合にて、其身鐵炮にも中り不申候。其時のふり言の外宜敷、以後／＼迄も中納言様被出、御感じ被遊候由。享保七年正月十五日の夜御意也。

〔可觀小說〕

御意は綱紀なり

十二月四日朝霧深く起る。其紛に加賀・越前の兩軍押寄、城中より鐵炮甚敷打之、寄手敗北

す。眞田手へ首八十三取之。城内には手負一人也。越前の手より松平出羽守、生年十五歲、猩々緋の羽織を着し、拔群の働にて手負ぬ。爲上使安藤帶刀來る。扨兩國の軍勢は引擧げたり。

〔孝亮宿禰日次記〕

六日甲申晴。去四日大阪表城責、越前少將勢四百八十騎、松平筑前勢三百騎死。此外雜兵死者不知其數之由有風聞。

〔井伊家譜〕

朝霧大に簇る。家來先手之者加賀・越前之勢と爭進、城迄攻詰候得共、依上意引揚ぐ。

〔北藩祕鑑〕

大坂御陣戰死姓名　　慶長十九年甲寅十二月四日之戰

足輕頭七百石

大河原助右衛門　笹山之先手ゟ行鐵炮嚴數所ゟ進出、鐵炮に中り死す。

大河原四郎兵衛　助右衛門弟に而養子と成、養父と一所に有之、助右衛門を引取んとして同じく鐵炮に中り死。家人も此所に而死す。四郎兵衛子助右衛門ゟ兩人之知行相續之處、嫡子義絕故、跡目不續斷絕。

元祿十一年十月孫助進被召出、新知五百石被下。助之丞祖。

足輕頭

稻垣掃部　同所に而鐵炮に中り死。嫡流勘十郎亂心斷絶。庶流者大聖寺に有之、當時刑部と云ひ、三左衛門家者掃部より以前に分れ候庶流と云。

足輕頭千石

岡田助右衛門　青屋口に而鐵炮に中り死。嫡子助右衛門遺知八百石相續、無子斷絶。次男助三郎配分。榮次郎祖。

足輕頭千百五十石

大橋外記　篠山に而鐵炮に中り死。弟又兵衛相續。又右衛門祖。

川勝次左衛門　青屋口に而一番に進み、鐵炮に中り死。嫡孫市之助亂心。元祿十二年斷絶。

十二月七日。能登珠洲郡妙嚴寺、郡內一向宗各寺院と共に、戰時に際して一揆を催す等のことなきを誓ふ。

〔能登古文書〕

能州鈴郡道場方證人之事

一、自身　定詰　うかひ　妙嚴寺

右番之事無滯自身相詰可申候。自然相煩申候者及御理に、於御同心は實子を指上可申候。然ば此連判之者共之儀、奉對公儀少も企非分仕間敷候。並門徒中町人・百姓によらず、於御陣中に、或一揆を催、或公儀を背、不相屆之義無御座樣に可申付候。若不屆之子細御座候者、誰

うかひは鵜飼

いゝ田は飯田

正ゐんは正院

々によらず早速可申上候。萬一見かくし聞かくし申に付ては、此連判のものども可被成御成敗候。仍門徒中御請狀如件。

慶長十九年十二月七日

うかひ妙嚴寺判

いゝ田乘光寺判

若山正福寺判

正ゐん西光寺判

松波高福寺判

上戸善慶寺判

小木妙樂寺判

覺性寺判

光行寺判

光樂寺判

淨福寺判

慶覺判

善海判

十二月十九日。前田利常徳川家康に謁す。

〔天寛日記〕

十二月十九日

一、松平甲斐守御目見。松平筑前守・越前少將殿・加藤式部少輔・島備後守・松平河内守御目見。駿府記、政事錄、增補慶長日記

十二月二十日。大阪戰役中に於ける領内農民の心得を令す。

〔國初遺文〕

大坂表御陣御留主中在々被申渡覺

一、今度殿樣御在陣中、公儀御用之子細於有之者、兩三人かたより以墨付可申越候。自然右之書付無之輩、如何樣之義申付候共、一切承引仕まじく候。萬一理不盡之裁許いたすもの有之者、可爲曲言候條、其在所中として押置、急速此方ゐ可申越事。

一、御公領分・給人知によらず、當年貢米不相濟内、借物方ゐ米相立候事一切有之間舖候。自然下として催促遣ものゝ於有之者押置、急度可致注進候。御留守中に從公義御催促就被遣者、兩三人かたより付封可指越候。墨付無之候はゞ、一切許容仕間舖事。

與内は余荷なるべし

家福は永福に同じ

一、當御陣中在々所々長百姓等、證人被召上に付而、從公義二人扶持宛被下置候條、下々小百姓中與内申付候義有之間舖事。

一、御國役其外公義御用之義に付、在々所々へ出し銀申觸候者、三輪藤兵衞・大井久兵衞方へ相尋、員數を究、小百姓中へ可申觸候。自是以後、組頭こ肝煎共こして猥申觸、於私曲仕者急度可被成御成敗旨被仰出候事。

一、今度就御法度、此已前之走百姓於致還住者、雖元借物三ヶ年之内可致返辨候。若理不盡に致催促輩就有之者、此方へ可申越事。

右之條々無相違樣可申觸候。自然非分之儀就有之者、下々小百姓によらず兩三人かたへ可申越候。急度逐穿鑿可申付者也。

慶長十九年十二月廿日

奥村伊豫守家福 判

三輪志摩守長好 判

横山夕庵道哲 判

能州鹿島郡肝煎惣百姓中

大阪冬陣雜俎

〔大坂冬陣日記〕

川は手取川

御所樣は家康

筑前守は利常

山城は橫山長知

あそうづは麻生津、いまじよは今庄

膳所が崎をとあるは近江永原の誤

十月十四日、金澤を御出陣被成候。門出軍神の血祭こて、御馬取御成敗、其晩小松へ御著被成候。雨降り、川以の外水出しかば、夫馬數多流死也。

同十五日、雨降り、小松を御出被成、大聖寺へ御着被成。

同十六日、大聖寺を御出被成こ、上方へ御所樣、御急被成御上り候により、大津にて御出向候ひて、御目見被成候半こて、筑前守御急被成候。其晩越前內あそうづへ御着被成、山城父子三人ながら被召出候。

同十七日、あそうづを御出被成、いまじよを同晝時分御通り被成候。夜通に海津へ御通り被成、則十八日朝、海津へ御着被成候。

同十八日、雨降、海津より御舟に御乘被成。

同十九日、雨降、朝大津へ御着被成、御所樣御待被成候。

同二十日、雨降、大津に御逗留被成候。

同廿一日、大津御逗留被成候。

同廿二日、御所樣膳所が崎へ御着被成候故、御目見にぜゝへ御出被成候。

同廿三日、御所ぜゝを御出陣被成、京二條へ御著被成候。筑前樣大津に御逗留被成候間、御跡より大人數御待被成候。

薪の寺は酬恩庵

同廿四日、大津を御立被成、惣人數大形參著。京を御通被成候て、嵯峨の本觀へ御着被成候。洛中の者人數見物申、見事成故、諸人萬民耳目を驚し申候。
同廿五日、嵯峨に御逗留被成候。
同廿六日、嵯峨に御逗留被成候。御所樣御目見に、京二條へ御座被成候。御所樣能をさせ御覽被成候。
同廿七日、嵯峨に御逗留被成候。京衆御目見其數を不知。
同廿八日、嵯峨に御逗留。諸方より見廻、其數を不知。
同廿九日、嵯峨御立被成、山城の內、天神の森の內薪の寺迄御着被成候。京御通被成候へども、見事成故、諸人萬民見物をいたし、數馬八幡山右に見て、御供申也。
十一月朔日、天氣吉、薪の寺に御逗留被成候。
同二日、雨降、天神の森より御出被成、河內の國飯盛のわき砂村へ御着被成候。其晩雨降、小屋の者迷惑申候。
同三日、天氣吉、晝より風。飯盛に御逗留被成候。砂村にて濫妨をいたす。
同四日、同所御逗留。
同五日、飯盛を御出被成、河內國高安へ御着被成候。

同六日、高安の內、小山と申所へ御着被成候。屋敷御法度にて、御馬廻御扶持被召放候。
同七日、攝津の國の內、田邊と申所に御着被成候。其日一段寒く、午刻時分雨風吹申候に、丸山と申所にて、諸人馬を揃、武者立御覽被成候半とて、左右のならぶ馬よりおり候へば、諸人寒く御座候故、迷惑不及是非候。
同八日、田邊に御逗留被成候。諸人苅田いたし候。
同九日、同所に御逗留被成、苅田いたし候。
同十日、田邊を御出被成、住吉のわき、矢野とやらん申所へ御着。
同十一日、同所に御逗留被成候。
同十二日、同所に御逗留被成候。
同十三日、矢野を御出被成候て、阿部野と申所へ御着被成候。
同十四日、同所に御逗留被成候。
同十五日、同所御逗留被成候。御見廻衆多し。
同十六日、同所に御逗留被成候。
同十七日、同所に御逗留被成候。
同十八日、御所樣へ御目見、住吉へ御越被成候。

同十九日、同所に御逗留被成候。
同二十日、同所に御逗留被成候。戌刻に俄に風吹、鐵炮なりしかば、諸人驚き申候也。筑前樣も先手へ御見廻として、其夜御座被成。諸勢道より御返し被成候。
同廿一日、同所に御逗留被成、先手へ御見廻被成候。
同廿二日、同所に御逗留。曉、富田次左衞門火事出申故、行方不知走り申候なり。
同廿三日、天氣吉、同所に御逗留被成候。御見廻衆餘多御座候。先手へ御見廻被成候。
同廿四日、天氣吉、同所御逗留。御見廻衆多御座候。
同廿五日、同所御逗留被成、先手へ御見廻被成候。
同廿六日、同所に御逗留被成候。
同廿七日、同所御逗留被成、先手へ御見廻。
同廿九日、同所御逗留。先手へ御見廻被成候。見廻衆多御座候。
同三十日、同所御逗留。先手へ御見廻被成候。
十二月朔日、同所御逗留。先手へ御見廻被成候。
同二日、同所御逗留。先手へ御見廻被成候。
同三日、同所御逗留被成候。

アイは阿井木のは木野

御前様は筑前様の誤なるべし

するべは釣瓶

同四日、同所に御逗留被成候。大坂表篠數を、御先衆山崎閑齋乘取申候。岡田助右衛門・大橋外記・大河原助右衛門・同四郎兵衛討死いたし候。以上。手負は稲垣掃部・加藤石見・才伊豆・奥村備後・小幡播磨・生駒監物・上田六左衛門・アイ八兵衛・山田大炊也。其日大小姓先手へ參るとて、御穿鑿被成候。則筑前様は、木の村に御着被成、先手は篠山に陣取申候。御馬廻・小姓衆先手へ御法度の由候間、御馬廻りにてアイ八兵衛・大小姓にて山田大炊、御穿鑿極り申候て、切腹仕候。

同五日、同所御逗留被成候。

同六日、右同斷。

同七日、右同斷。

同八日、右同斷。

同九日、同所御逗留被成候。其晩時の聲揚可申のよし、御前様被仰出候。鐵炮連發にて揚申候。

同十日、同所御逗留、時のこゑ又揚申候。

同十一日、其晩筑前守様被仰出候は、するべ鐵炮仕候へのよしにて、家中鐵炮大小によらず、持筒までもち、篠山へ參申候。

仙波は船場
御前様は筑
前様なるべ
し
あひのきは
相退

同十二日、同所御逗留。
同十三日、同斷。雨ふる。
同十四日、御城之內塙團右衞門・米田監物・御宿越前・上篠又八・二宮與三右衞門・下澤彥太夫首をとる。七條彌三右衞門、此首は二宮與三右衞門とる也。同所に御逗留。其晩蜂須加阿波守所へ夜討入申候。仙波へ入申候。安房守內中村右近討死仕候。又稻田修理鑓合申候。其子稻田九兵衞、十六歲にて鑓合申候とて、御前樣より感狀出申候。其外山田織部・岩田七左衞門・森甚五兵衞・森甚太夫父子鑓合申候とて、御城之內吉田七左衞門、修理と鑓合申候。あひのき。
同十五日、同所御逗留被成候。人數・馬數家中付候へよし、池田外記・森甚太夫・西尾隼人に被仰出、御付被成候。
同十六日、同所御逗留被成候。
同十七日、同所御逗留、小々姓又馬に乘、御目に懸申候。
同十八日、右同斷。
同十九日、中小姓衆馬乘、御前にて懸御目申候。其晩京極若狹の後室、右は御扱として御城へ御入被成候に、出不申候。其晚御出被成候。御扱に御出被成候。

同廿日、同所御逗留。大坂御城御扱御相談、大形相極申箬。
同廿一日、同所御逗留。大坂御城、御扱にて相濟申候。
同廿二日、同所御逗留。御城わり申候。
同廿三日、同所御逗留。
同廿四日、同斷。
同廿五日、同所御逗留被成。
同廿六日、同斷。
同廿七日、同所に御逗留被成候。藤堂和泉内衆成敗被成候。
同廿八日、同斷。
同廿九日、同所御逗留。其夜將軍樣御本陣に、戌刻計に、火事出候ひて諸人驚入申候。
慶長二十年正月朔日、同所に御逗留被成候。其朝井伊掃部、嘉例の由にて鐵炮打候へば、諸人驚申候。御氣遣之故、城中よりも鐵炮打申候。掃部迷惑仕候。
同二日、同所御逗留被成候。將軍樣へ御禮に、筑前樣被成御座候。
同三日、同所御逗留。御所樣京二條を御立被成、名古屋迄御越被成候。
同四日、同所御逗留。將軍樣へ御目見に御越被成候。

御氣遣之故
本のまゝ

同五日、同所に御逗留被成候。

同六日、同所。大坂普請御覽被成に、筑前樣御越被成候。夫より直に將軍樣へも御越被成候。

其夜少雨降る。

同八日、同所御逗留被成候。先手御普請場、御覽被成に御越候。

同十日、同所御逗留。大坂御普請御見廻。御年寄衆御振廻被成候。

同十一日、同所御逗留。家中年寄衆御振廻に、御普請場へ御越被成候。

同十二日、雨降申候、少。同所御逗留。先手へ御見廻、將軍樣へ御目見也。大坂之掃除。

同十三日、雪少降る。巳刻に晴。同所御逗留、大坂御普請場へ御見廻被成候。

同十四日、同所御逗留。御普請奉行衆御振廻被成候。將軍樣より鯉筑前樣へ被遣候。亥刻に參候。

同十五日、風吹。同所御逗留。まのきるゐ屋與兵衛御振廻申上候。

同十六日、風吹。同所御逗留。辰刻に地震ゆり申候。右兵衛樣・常陸樣大坂表を御立被成候。

松田左衛門死す。

同十七日、風少吹。同所御逗留。生駒主水御扶持被召放候。

同十八日、同所御逗留。將軍樣へ御暇乞に御越被成候。

同十九日、同所御逗留。將軍樣伏見迄御越被成候。
同二十日、同所御逗留。御普請場へ御見廻被成候。御普請奉行御見廻被成候。
同廿一日、同所御逗留。何も知行之書付之御判被下候。御普請御見舞。小幡宮内五百石・前田七兵衞樣五百石被遣候。
同廿二日、同所御逗留。
同廿三日、大坂御普請終申候。
同廿四日、この村を御立被成候て、京本能寺へ御越被成候。
同廿五日、京に御逗留。
同廿六日、將軍樣御參內。
同廿七日、のゝ宮・しゆんねい・三井寺、少進にて能も御座候。京に御逗留被成候。
同廿八日、將軍樣ぜゞまで御出被成候。
同廿九日、筑前樣、少進へ御振廻能御座候。しゆんねい・うとう・道成寺・清經。
同三十日、三河殿御出被成候。京御逗留。晝、織部殿へ數寄に御座被成候。其晩、本能寺にて地震ゆり申候。
二月朔日、京を御出被成、和爾へ御着被成候。

少進は下間氏
三河殿は松平忠直
織部は古田重然
和爾は和邇

同二日、わに御出被成、今津へ御着被成候。
同三日、今津を御出疋田へ御着被成候。
同四日、疋田を御出、今庄へ御着被成。今庄にて三河殿御振廻。
同五日、今庄より大聖寺まで御出被成候。
同六日、天氣吉。大聖寺より金澤へ御歸城被成候。

〔大阪冬御陣日記〕

賀陽侯冬御陣日次之覺

但關東より御陣觸は、十月十日上通より金澤に至る。此節利常公、江戸・駿河より下通り御歸也。依之老中内見、御迎飛脚を出す。十一日の夜越中境にて御覽、十二日の晩方金澤御着城、十三日御出陣と有之處に、老中奉願候て御逗留。十一日に老中より金澤中觸るゝゆへ、十一・十二・十三と三日の用意と云傳る是也。

冬御陣十月十四日金澤御出陣、其夜小松。但金澤より小松迄、惣軍六具着す。
十五日大聖寺。但小松より、侍は具足を脱、下々は着詰なり。
十六日淺水。此日大御所急て御上京の由相聞え、大津の御待請可被成と、軍勢を棄て倍道兼行して御急。
十七日今庄。晝の頃御着、夜通に海津へ御着。

十八日朝海津。爰より湖上御乗船、荒波御難義のこと有り。
十九日朝大津、此所に御逗留。廿二日膳所へ御出被成、大御所を待請給ふ。
廿四日大津を御出、洛中を御通り、嵯峨に御陣を移さる。廿九日迄御逗留。但嵯峨御出より惣軍六具着す。
霜月朔日天神之森薪寺酬恩庵に續く。御陣。二日河州砂村四日迄御逗留。
五日高安。六日攝州田邊。爰に九日迄御逗留。十日住吉之脇矢野十二日迄御逗留。
十三日阿部野之内木村に御陣、此所に數日御逗留。十九日大阪穢多崎を蜂須賀氏淺野氏是を破らる。廿六日今福・鴫野に於て、佐竹氏、上杉氏、城方木村長門守等と迫合。此外數日の間馬口勞ヶ淵・福島等の寨を破る。
十二月四日御先手眞田丸之向篠山に働、數人討死。大河原助右衞門息四郎兵衞・大橋外記・岡田助右衞門・稻垣掃部・川島源右衞門等討死。奥村備後を初數人鐵鉋に中り、奥村攝津守旗崩れ、才伊豆・小幡勘兵衞武者振等の事此場也。御旗本よく拔懸多き内、御馬廻相野八兵衞・大御小將山田大炊薄手を負候ゆへ、牙歯人として後日に切腹被仰付候事。同九日夜に入惣軍閧を發す。十日も同斷。十一日之夜城より鐵炮揃へ打出す。寄手も又鐵炮を放す。十六日之夜城中より夜討。塙團右衞門・米田監物、蜂須賀氏部陣へ打入。
十九日・廿日城内・寄手扱と成。廿二日より大坂之城を拂、廿五日大御所京二條へ御越、翌年正月二日利常公岡山之御陣所に於て大樹公へ御禮。五日大御所京都御立。同七日尾州名護屋に御着、二月十四日駿府へ御還城。六日より十一日迄の間、利常公度々廢城御見分。十四日御普請奉行衆御饗應。十九日大樹公伏見に御入城。同廿七日利常公木村を御立、京都本能寺御寄宿。此前後軍勢追々御國へかへさる。廿七日大

相野は阿井の誤

牙歯人は下手人

樹公御參內。廿八日御出京。廿九日利常公を下間正進法印饗應、能有。晦日古田織部御茶を上る。二月朔日利常公御出京、和仁御泊。二日今津。三日疋田。四日今庄。五日北庄。越前の大守より御饗應。六日大聖寺。七日金澤御還城。

于時寛永四年丁亥年正月中旬筆之、同五戊子年林鐘下旬改之。有澤永貞。

〔三壺記〕

加賀利光公御出勢之事

利光公御年二十二歳之御時也。器量骨柄千萬人に秀逸被成候事なれば、花やかなる御出途にて、太く逞しき御馬に被召、御城御發駕之處に、御馬捕不作法之儀有之、御馬の先にて引張切に被仰付。其日十月十五日小松に御陣。十六日大正持へ入らせらるゝ時節、京都より兩御所十二日に御上京、二條之城へ御入城候由申來るに付、越前之水落迄かけ付給ひて、暫御陣を居ゑられ、人馬の息を繼がせ給ふ。其節横山山城・同大膳・式部父子三人御勘氣を蒙り、上方に立退有之けるに、大坂へ御出勢之由承り、手勢引率し、上方より御迎に晝夜を懸てはせ來り、水落にて御目見、御機嫌能御念比の御意にて御供。十八日に海津へ御着、御船にめし、十九日の曉に大津へ御上り被成、御間合の處に、御所樣廿二日膳所へ御入被成筈と有ければ、御待合御目見被遊けり。大津に御逗留之内に、金澤勢追々に到着す。廿四日に大津より嵯峨

へ御陣をすゑられ、御人數行列を不亂、きらびやかなる有樣、洛中上下の見物人、人山をつきて彌重り、おびたゞ敷次第也。廿五日未だきさがに御座候内、大地震、時移りて止事なし。廿六日に爲御見廻、早々二條へ御越御目見。折ふし御能被仰付。利光公も御見物にて御歸被成けり。地震見舞の御旗本衆、利光公の御陣へ群集せらるゝ。廿九日に嵯峨御立被成、大和之内天神の森薪と云所に御着、一休の寺に御泊り。八幡の森を右に見て、河内の飯守の並砂村と云所に御着候處に、雨夥敷降、小屋共もり、上下難儀いたせり。四日御逗留之間、下々共走廻り、方々へ濫妨に出る事限なし。五日に河内の高安に御陣を移され、六日小山に御着陣、上下共に屋陣を取る事堅御停止候處に、御馬廻一人屋陣取、追放被仰付。七日津の國田邊へ御着。其日者寒氣甚敷、武者立御覽可被成とて、左右の備を成し、暫時馬上仕けり。病人並若輩成武者共は、寒苦せりと聞えけり。八日御逗留、敵地なれば各苅田濫妨隙もなし。十日住吉の脇矢野と云所に御着。十三日並村阿部野に御着陣。爰に廿二日御逗留。此内十八日御前へ爲御目見、住吉へ御越なり。十九日大坂の穢多崎を、蜂須賀阿波と松平宮内攻破る。御舟奉行向將監・九鬼長門・千賀與八郎・小濱久太郎などは、新慶村の要害を破り、敵船多く乘取。惣而大坂の城の外に、えつた・新慶村・博勞淵・野田・福島・笹山・岡山、此六ヶ所之取出大坂よりこしらへ、歴々大將與力相添堅固に守る。然るに穢多・新慶兩所は、少分之所なれど

も敵味方幾千人討死す。殘る四ヶ所を攻破らんと、何も心懸る處に、爲上意永井右近・水野日向・堀丹後・菅沼織部・山岡主計物見に出、見廻し罷歸申上ぐるは、野田・福島に敵七八千相備へ有之由、達台聽。廿八日に本多上野・成瀬隼人・安藤帶刀に被仰付。廿九日に淺野但馬・蜂須賀阿波・寺澤志摩・加藤式部・生駒讃岐・加藤肥後・松平宮内、此人々野田・福島・博勞ヶ淵などへ取懸て、悉攻破り、首數取りて獻上す。平子主膳首を松平宮内・横川次太夫打取、御感狀被下。博勞淵と申すは、西國船手の大事の要害持口なる故、鈴木田隼人を大將とす。是太閤御取立、常に御用に可立と廣言のものなりしが、先夜町へ出遊女と酒盛し、酩酊して夜明を不知。然る所へ敵亂入、一人ももらさず討とられ、面目をうしなへり。(中略)。眞田左衛門佐幸村は、關ヶ原の時高野山へ引籠り、唯今大坂籠城と聞て馳來り、秀頼公へ御目見申上、一命を君に奉ると東南の篠山に出丸を築き、楠が兵法の術を學び、四方に堀をほり、柵を振り、逆茂木引、鐵炮狹間一つに六挺宛間々に仕懸、越前・加賀の持口に向ふたり。十二月四日朝霧深く物の色見えざるに、時分よきと云儘に加賀・越前兩國の人數共、柵を越え堀を渡りて塀下へ付所を、眞田引請け思ふ圖に成ければ、鐵炮にて能き武者ならび打にする程に、加賀の先手山崎閑齋・同長門大に働き、足輕大將原助右衛門霧のまぎれに柵を破り越ゆる所を、兩玉にて只中を打て、馬より逆樣に落つ。せがれ四郎兵衛小脇に在りけるが父打れたりと聞く

より父が死骸の本へ來り、大音上て大河原助右衛門せがれ四郎兵衛と云者也、我と思はん者あらば、來りて首とれと呼はれば、眞田幸村聞之、親子武者と見え比類なき勇士也、あれ打ちて益なし、不可打と矢ざめして有けるが、何くより來りけん矢一つ來て、馬より下に打落され、父子一つ枕に伏たりけり。鐵炮大將岡田助右衛門・大橋外記大に働き討死す。越前の軍兵共何茂手いたく働けるに、松平出羽守生年十五歲、猩々皮の羽織にて柵を切拂ひ、堀を越え塀下へ付て、逆茂木押分〳〵上る。城中より是を見て、若武者の勇々敷有樣比類なし、かまへて不可打と矢留して見物す。然る所へ上使として安藤帶刀馳來り、兩國の大將へ、眞田丸力攻にては不可叶、人數打せて詮なし、早々引とれと觸て廻りければ、上意に任せ引取り、出羽守も疵を蒙り本陣へ引入れ給ふ。譽ぬ人こそなかりけれ。加賀の足輕大將四人討死す。稻垣掃部・加藤石見・才野伊豆・奥村備後・小幡播磨・生駒監物・上田六左衛門・相野八兵衛・山田大炊九人は手を負ひ引退く。其中に相野八兵衛と山田大炊は、御小姓成が、備をたがへ先へ出、御軍法を背く故、其科に切腹被仰付けり。本多・横山・長・山崎汗水に成、人數を下知して急に出丸を乗とらんとせしか共、上意きびしければ兩國一續に引取けり。

才野は才、相野は阿井なり

利光公御歸陣之事

加州利光公、十一月十三日より十二月五日迄、廿三日之間阿部野に御逗留。其内に池田外記・

十二月四日まで廿二日の間なるべし

森權太夫・西尾隼人に被仰付、御家中馬共改られ、帳に付、御見物被成、子小姓・中小姓に爲乘、御見物被成。正月朔日は、井伊掃部は嘉例之鐵炮つるべ放しいたしければ、何も不審しあへり。二日將軍へ御禮被仰上。三日御所樣御立被成。六日大坂之城普請御見廻被成。御跡、御家中老中を初御振舞。十四日將軍より御使者有之、鯉御拜領。十五日京蒔繪師與兵衞御膳を上る。十六日辰刻地震夥敷、此日右兵衞殿・常陸介殿大坂を御立被成。十七日生駒主水御折檻。十八日大坂より伏見へ將軍還御に付、御目見え有。十九日前田七兵衞、五千石御加增にて備前に被成、小幡宮内に五百石御加增也。廿四日木村より本能寺へ御越。廿六日將軍御參内にて、廿八日膳所へ入御被成。少進法印御振舞御能被仰付、老松・清經・野々宮・道成寺・春榮・うこう御見物。晦日は利光公越前殿へ御見舞、それより古田織部方へ入らせられ、茶之湯を出し上らるゝ。二月一日京御立、其日和爾に御泊り、二日今津、三日疋田、四日今庄、此所にて越前殿より御振廻。五日大正持、六日に金澤御着城。出入百十日にて、金澤上下賑布、千秋萬歲、家々醉賞の聲止事なく、目出度かりける次第なり。

〔前田家雜錄〕

一、大坂冬陣の時、山崎閑齋備の旗少引込故、旗奉行に立直すべき旨なる處、先一本爲持行立、又一本爲持行、少行過、又立歸り二三間歸り立。然るに閑齋側に靑地彌右衞門有之、ふ

そこに立可然と兩人被申候處に、右旗奉行立ると也。則二度共に此方へ乘向け伺ふ躰故、閑齋釆を合せ伏らると也。然れば三人の心同事也。偖殘る旗、右の內へ出し立ると也。

〔續漸得雜記〕

一、難波の役冬陣大小名中へ白銀を頒ち下さる。加賀・仙臺・薩摩杯は別て大名なれば、台德院樣より白銀三百枚、東照宮より二百枚、合せて五百枚づゝ被下。森作州等之大名には二百枚と百枚と、合せて三百枚被下。作州は其時即時に、京の町人より借たる銀を償はれたり。人之を感じたると也。

〔小松中納言樣御夜話〕

一、大坂御陣之節、篠山に中納言樣御陣取、高き所に床几に御腰被掛御座候處、眞田左衞門陣所より、鐵炮事之外打懸申候故、御近習衆、事之外鐵炮打申候間、山陰へ御おり候樣、誰かれ申上候得共、御返事茂不被遊候。然所に山崎閑齋參り掛、今日は風はげしく、自然風などご御引候得者、もの前にいかゞと存候間、山陰へ御おり被遊候へと被申上候へば、誠に爰は風惡敷と被仰出、陰へ御下被遊候由。

〔前田家雜錄〕

一、大坂にて、ある夜俄につるべ鐵炮打出すと也。其時寄手殊之外噪と也。時分自然城中夜

富田越後は重政

此時は大阪冬陣の時にして利長は在世にあらず

忠興は細川氏

忠隆の妻は即ち千世姬

討など致さば、大形敗軍可致樣子と也。中々噪立、敵大勢夜討に出づるの由申と也。然るに加藤の手なども左樣の處に、富田越後一人手燭を以て乘廻り、我手の諸勢少も不可騷、上より御下知次第人數を可出旨下知せらるゝと也。其時大形諸軍の心麻利支天の樣に力を得候と也。是等を以、信玄岡部鐵炮の時諸軍不騷事、能々可心付と也。

十二月廿四日。前田利常、徳川家康に謁す。

〔天寛日記〕

十二月廿四日

巳刻諸大名御目見。松平筑前守。（下略）

是歳。前田利家の女千世姫大阪より加賀に歸る。

〔新東鑑〕

或記に、此時忠興の息與一郎（或は與五郎）忠隆の妻は左右して大坂を遁出、加州へ走り、兄前田利長卿の許に蟄居す。忠興之を怒て離縁すべき由を諭すと雖、忠隆父命を背き密に加州へ音問しけるを、忠興漏聞き、始の急難を見て出奔せる不義の婦に心を通はす段、柔弱とやせむ、不孝とや謂む、歎に堪へたりとて、遂に忠隆を放逐せしめ、三男内記忠利を家督に定む。依りて與一郎は剃髮して立允（一本休無）と改名し、洛陽に幽居しけるが、寛永の頃家光公御上洛の砌、

忠興夫婦が忠義を思召付られけるにや、立允を思召出され還俗あらしめ、父が勘氣をも免され、中務少輔に任ぜらる。一本に立孝と諱すとあり。疑くは此時改しならむ。斯て正保の頃父の願により三萬石の地を分てりと云々。今肥後國宇土城主細川氏の祖なり。

是歳。家中不破彥五郎の妾等を火刑に處す。

〔菅家見聞集〕

慶長十九年不破彥五郎召仕之小女、妾に被賴、彥五郎の妻女に毒を與へたる事露顯し、毒藥を商ひたる尾張町大坂屋丹齋と、彼妾並小女三人共、泉野に於いて火刑に被處。

〔金澤古蹟志〕

大坂屋丹齋傳

三壺記に云、慶長十四年の頃、藩士不破彥五郎は千五百石の身上にて覺の侍なり。此妻の腰本にせんといふ小女ありて、茶をはこび內方へ參らせけるに、折節草紙を讀みかゝり、餘り面白さに其茶を取て、其儘側に置、草紙に心を入れ有ければ、虎毛の猫來りて、傍なる茶を二口三口のみければ、やれ此茶を取かへ參れと出されたり。然るに猫は二足三足ふら〳〵とよろめき、其儘倒れ伏、唉をはきて死たりけり。此は不審なる事也とて彼小女をとらへ、毛ひきばしにて股を五ヶ所はさみければ、其儘白狀に及びけり。茶の間に容儀美々敷若女房あ

本文に慶長十四年とするは前掲の菅家見聞集と異なり

り、常に彦五郎と密通し、自然内方空敷ならば、家をかれに任せんと戯ごとを實と心得、尾張町大坂屋丹齋といへる木藥店へ言ひ遣し、ひそう石を買取りて、粉にして茶の中へひねり入れたるよし、有の儘に申ければ、彼丹齋坊を吟味ありしに、申けるやうは、其藥賣渡す時、みせの緣端へ出、毒藥を此女に賣渡すこと、再三呼はりて遣しけり。然ば我等一味に無之旨申わけ致しけれど、少し內談も有しやらん、丹齋と彼若女房と小女とを牛にのせ、金澤町下を引渡し、犀川泉野にて火罪に處せられたり。丹齋常に角頭巾をかぶり居けるが、火罪に處せられし時、火炎の中にも頭巾をはなさず、其まゝ死しけり。故に後々までも丹齋頭巾と申傳へけりと。按に不破彦五郎は、慶長十七八年の士帳に四千石不破彦五郎とあり。元和元・二年の士帳に、馬廻頭の中に四千石不破壹岐とあり。是則同人にて、此比は改名して壹岐と呼びたりしと聞ゆ。寛永四年の士帳に其名見えず。

是歲。前田利長越中射水郡氷見の上日寺に山林を寄進す。

〔寺院來歷〕上日寺由來書

氷見朝日山上日寺御祈禱之御札等指上候儀、且又御目見不仕樣子相尋候處、每歲御祈禱卷數指上候儀は、慶長十九年從瑞龍院樣、山四町に五町程御寄進被遊、于今所持仕候に付、其砌より献上仕來候。

一、御目見之儀は、慶安元年迄微妙院様ゟ代々年頭御目見仕來候處、同二年住持能州一宮長福院ゟ他山仕、七ヶ年之間看坊入置申候故、御目見不仕候。其以後住持居置、只今迄三代相續仕候。御目見は不仕由上日寺申候以上。

壬午十二月九日　　明王院

竹田五郎左衞門殿
伊藤平右衞門殿

壬午は元祿十五年なるべし

元和元年

二月二日。前田利常江州今津に着したることを横山長知に報ず。

〔國初遺文〕

爲年頭之祝儀、從能州一宮、札・守並鳥目五十疋到來候。誠悦入事候。隨而我等今月二日に、至今津令參着候、恐惶謹言。

二月二日　　筑前守利光　判

横山夕庵

二月二十日。前田利常越中新川郡立山の中宮寺に百俵の地を寄進す。

〔越中新川郡立山中宮寺藏文書〕

越中新川郡芦倉之内百俵、令新寄進候。利長判形之筋目不相違、彌祭禮勤行無怠慢可有執行候。並造營之義、可被加相應之修理事尤候。仍狀如件。

慶長二十年二月二十日　利光判

姥堂中宮寺　衆徒中

社人中

二月二十日。一年切の奉公人及び逃散の百姓に對する法令を發す。

〔慶長以來定書〕

高札

一、御家中一年切奉公人、就御在陣、當年可被召仕と最前雖被仰出、御開陣之上者、侍・小者によらず、何もいとまを出可申候。自然取替を致請取置者、主従あいさつ次第たるべし。此法度以前走候ものゝ儀は、爲過怠當年中無足にて可召仕候。若彼奉公人令逐電者、請人並其村中として人代可相立事。

無足は無給の意

一、逃散候百姓、御分國中にかくし置候儀甚以可爲曲事。向後其村々代官・給人として相改、一切かゝへ不置樣に可申付。若此旨於令違背者、代官・領主可被成御改易、宿主之儀は被行死

罪、村中之屋別如前々可被召上。但地頭・代官にかくしかゝへ置候に付ては、被遂御穿鑿、當村之肝煎可被成御成敗事。

一、自今以後、彼走百姓かゝへ置候ものゝ儀於申顯者、爲御褒美金子一枚、並宿主家財雜具、悉訴人に可被宛行事。

右條々被仰出所如件。

慶長二十年二月二十日

横山山城守
奧村河內守
多本安房守

三月五日。郡奉行に命じ、百姓に對する非分・過役を行ふものなきやを調査せしむ。

〔慶長以來定書〕

被仰出條々

一、御代官衆と諸百姓之間、公儀御用之外に非分改候事。

一、給人と百姓あい非分・過役改事。

一、在々所々用水滯候所改事、並荒地ひらきの事。

一、御國役不同改事。
一、走百姓改候事。
一、御國役別出し銀改候事。
一、代官衆自分かし米之利足改事。
一、公儀御かし米出取に付而、奉行手前改候事。
一、御鷹師・御餌さし以下によらず、金澤奉行衆より墨付無之儀申懸候もの改候事。
一、山奉行非分改候事。
一、御國中小物成奉行之手前、算用を聞、金銀請取上可申事。

右條々加州河北郡・石川郡在々所々被相改、百姓等にたいし非分・過役無之樣に可申付候。此外諸事郡中之儀被聞屆、無滯樣に可申付候事尤候。若猥之子細於有之者、急度可被致言上候由被仰出候條、可被得其意者也。

慶長二十年三月五日

横山山城守
奥村河内守
本多安房守

郡奉行中

此御朱印とあるは印鑑を文書の端に押捺せるなり

三月五日。加越能の宿送人足・傳馬は、朱印狀を有するものゝ外之を使役するを禁ず。

〔國初遺文〕

御分國中宿送人足・傳馬之事、此御朱印を以可被仰遣旨就御諚、見合可申ため、御印被遣置候。自今以後猥に申付族有之者、村中として搦捕可差上旨被仰出候條、可成其意者也。

慶長二十年三月五日　横山山城守　判

本多安房守　判

津幡肝煎・惣百姓中

〔能登古文書〕

御分國中宿送之人足・傳馬之事、此御朱印を以可被仰遣旨就御諚、見合可申ため御印被遣置候。自今以後猥に申付族有之者、爲村中搦捕可差上旨被仰出候條、可成其意者也。

慶長二十年三月五日　横山山城守

本多安房守

所之口肝煎・惣町人中

〔能登文書〕

御分國中宿送り之人足・傳馬事、此御朱印を以被仰遣旨就御諚、見合可申たゝ御印被遣置候。自今以後猥に申付族在之者、爲村中搦捕可指上被仰出候之條、可成其意者也。

慶長二十年三月五日　横山山城守　判

本多安房守　判

能州二宮村肝煎・惣百姓中

三月十六日。前田利常越中氷見小堺村の伊勢大神宮領を安堵せしむ。

〔伊勢神宮堤氏所藏〕

越中國氷見於小堺村之內、爲伊勢領高百二十俵之所、利家公・利長公代々寄進候。則如前々無相違之狀如件。

慶長二十年三月十六日　松平筑前守利光　判

御師　堺源介殿

三月廿六日。加越能三州に領知を有するものゝ軍役を定む。

〔萬治已前定書〕

御軍役之定

加賀　一萬石に付

一、のぼり　十　本
一、馬　乗　二十五騎
一、鐵　砲　三十五挺
一、鑓　三　十　本
一、弓　但氣分次第
以上
越中・能登　一萬石に付
一、のぼり　十　本
一、馬　乗　二　十　騎
一、鐵　砲　三　十　挺
一、鑓　二　十　本
一、弓　但氣分次第
以上

覺

一、殿様御のぼり　打かけ二はゞ長さ常之長のぼり、地白、黒き筋かい三筋。

一、御馬廻のぼり　打かけ三はゞ上黒く、下白くそきつき、上に思ひ〳〵のもん、長さ二間一尺。

一、御先手衆のぼり　打かけ三はゞ地黒く、白き筋かい三筋、上に思ひ〳〵のもん、長さ二間一尺。

一、御馬廻組頭　しやう〴〵ひの羽織。

一、同立物　金のわぬけ。

一、大小姓衆指物　一本しなへ、こん地に金のもちい七つ、長さ九尺。

一、同組頭衆指物　一本しなへ、むらさき地に金のもちい七つ、長さ九尺。

一、小々姓衆指物　母衣むらさきしろく　だし金思ひ〳〵。

一、御使番衆指物　黒母衣、だし金おもひ〳〵。

一、御鐵炮頭衆のぼり　赤地吹ぬきもんなし、だしおもひ〳〵。

一、御旗本御直之鐵砲衆指物　金のうちは、赤はをり。

一、馬上之鐵炮衆指物　四半はゞ三尺、長さ三尺五寸、こん地に金のもちい一つ、二尺五寸四方。

一、馬上之御弓衆指物　右同斷。

天秤役は天秤職卽ち銀座の給料

お坂は尾坂にて金澤城の大手としそこに牢屋な置きしなり

上々様は藩侯御前様は夫人

一、家中之馬乗指物　一頭充おもひ〳〵。

一、同鐵炮之もの指物　右同前。

已上

慶長二十年三月廿六日

四月二日。金澤町の諸稅課役等を規定す。

〔慶長以來定書〕

當町中役儀被仰付覺

一、天秤役判金二枚宛如前々出可申事。

一、町中無役之家、何も御役可仕旨被仰出候。若御免許のもの有之付而者、御印可被遣之條、可任其旨事。

一、町家奉公人に被下候とも、町並に諸役可被仰付事。

一、お坂籠番之事如前々可仕事。

一、同賄之儀如前々可仕事。

一、上々様より御買物被仰付候者、山城守切手次第可相渡候。從御前様御買物之儀は、興津内記切手次第たるべき事。

一、大工手傳夫之事、奥村備後切手次第可出事。
一、森下町跡先町役之事、篠原出羽守・小塚淡路守手前にて致穿鑿、本町之役家相應に見計、無甲乙樣に可被申付之旨被仰出候。
一、江戸・駿河其外他國傳馬之事、其時々に被思召計可被仰付事。
一、御つみ綿之つみちん、並御疊糸のうみちん、如前々町役に可仕候。但山城守切手次第たるべき事。
一、犀川・淺野川河橋之手傳夫、奥村備後守切手次第出可申事。
一、御米かち夫、奥村備後守切手次第出可申事。
一、町中御新座衆に宿被仰付所、屋内をもあらし不屆之仕合、曲事候由被仰出候。自今以後作事をも致、他國之御客人等至迄、於致御馳走者、可被加御褒美旨被仰出候。
但、御家中宿かり衆、對宿主不沙汰之儀有之付而者、町奉行迄理可申事。
一、庖丁人並御疊之手傳夫、奥村備後切手次第たるべき事。
一、御臺所水汲夫、並ひものや手傳夫、奥村備後切手次第たるべき事。
一、歲暮御禮之事、殿樣・御前樣ゟ者御樽肴上可申事。
一、年頭御禮之義、殿樣ゟ銀子三枚、御前樣ゟ銀子二枚宛、每年指上可申候。五節句御禮之

義、御樽肴たるべき事。
一、町奉行兩人者、歲暮之禮儀樽肴たるべく候。年頭之禮儀銀子一枚宛每年出可申候。下代中ゟ禮儀被成御停止候事。
一、町奉行並下代、人足・傳馬召仕候事、一切有之間敷候旨被仰出候事。
右被仰出條々、相違有間敷候。若奉公人並肝煎誰々によらず、公儀御用之外非分於申懸者、可及訴訟旨被成御意候條、可成其意者也。

慶長二十年卯月三日

横山山城守
本多安房守

金澤町肝煎・惣町人中

四月十八日。前田利常金澤を發して大阪夏陣に臨む。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

三月公江戶へ朝覲、四月朔休暇を賜りて、東海道より歸北、越前今庄にて大坂和睦再び破れ、兩大君既に發旗と聞給ひ、急に金澤へ還城ありて、金澤城代として奧村因幡に三輪志摩を副へ、大聖寺に津田道供重久、越中高岡に岡島備中、同富山に津田刑部、能州七尾に三輪藤兵衞・大井久兵衞を置き、其他の留守は前年の如し。乃本月十八日金城出軍あり。

又兵衛は村井重賴

〔村井重賴覺書〕

一、同四月十八日に又大坂御陣へ利常公御出陣、五月七日に大阪落城。其時又兵衛三十五也。

〔三壺記〕

重而大坂陣起事

さしもうかりし年暮て、あら玉いこし立歸り、今ははや慶長二十年乙卯にぞ成にける。秀賴公の御母君こ、將軍秀忠公之御臺所とは御兄弟の御事也。秀忠公之御姬君は秀賴公の御臺所也。かるが故に大御所へ、秀賴公の御事を太閤も能賴に思召事なれば、宜樣にもと思召す所に、諸牢人共にかたらはれ、野心のまします秀賴之御心底こそうたてけれ。去年秋の騷動に、近國の在々所々へ濫妨ども押込、食物衣類家財等悉取て行、唯明家にして置ければ、家に歸りて餓死する事おびたゞ敷。然るに依て河内・攝津國・和泉之內より、一粒も收納をせざれば、士農工商共に難儀せり。秀賴公より大藏卿に靑木民部を被指添、關東へ被遣、御扶持方助成被成被遣候樣にとの御訴訟なり。然所に大御所之上意には、年內和睦して惣軍引取上には、牢人ども扶持放し、國替等も申渡す樣にと內意も有べき所に、牢人共を介抱して情を懸置、剰へ合力せよなどゝは存候外成斷也。未逆心の不止所なりと、大きに御腹立被成ければ、重而可申上樣もなく、無是非罷登り、其通申上處に、秀賴公聞召、扨々無念至極成次第なり、

去年可討果處に、計略に逢ひ和睦にする事、偏に極運の處也。此上には何事も賴みなし、いざ〳〵討死之用意せよと、金銀財寶ども底を拂ひて取出し、兵糧用意して、石垣普請堀塀柵逆茂木等、夜と共に鬧敷ぞ成にけり。織田有樂・大野修理などは色々に諫言を被申上といへども、且而御承引なし。此上には秀賴が首を取て關東へさゝげ、如何にもせよと被仰に付、無是非又大坂中上を下へと返して、事急にこそ成にけれ。加州筑前守利光公は、其節御在江戸にて、上通り御歸城。越前今庄に御泊の日、未の刻に江戸より飛脚到來、兩御所御出馬と申來る。今庄より一日がけに金澤へ御歸着。追付御出馬有けるに、大坂岡山口の先手と定り給ふ。

本文は冬陣の時の事とも夏陣の時のことゝも知り得ず

〔聽事通載〕

一、慶長之頃は、手取川大竹村邊より手取川邊を通申由、則手取新村領内に船渡場の跡あり。大坂御陣之時分、右渡場ゟ近在より男女罷出、御軍列見物仕由。松任迄甲冑被帶候得共、松任より此方は素肌之由。此話は手取新村四郎兵衛と云百姓百一歳にて明和年中病死いたし候。則四郎兵衛親四郎兵衛物語仕、慥に覺居候旨、六郎右衛門村廻節、每度送迎に四郎兵衛罷出、咄承候故覺書仕置。

四月廿六日。前田利常軍法をその家中に頒つ。

この軍令の内容は冬陣の時のものに同じ

〔萬治已前御定〕

軍法

一、武者押並陣取之次第、一与宛先ぐり／＼に不入込様に可申付、そなへを離れ、私として陣所ちり／＼に有之族、可爲越度事。

一、武者押之時脇道通候儀、一切有之ましき事。

一、旗本騎馬之次第、定置趣不可有相違、主人おりたち候共、右之次第にひかせ可申付。舟渡も可爲同前。若亂に相交に付而は、可處曲言事。

一、敵陣へ手遣之砌、小姓馬廻並後備之者、先手に見同として相越義、堅令停止候。惣而他之備に相交義可爲曲言事。

一、先手之者共、与々定置候所、組頭指圖之外、自分之働一切不可有之。諸式組頭次第に可仕事。

一、先手之者共並旗本面々、頭々背下知、備を崩、卒爾之働仕に付ては、縦雖高名可爲曲言事。

一、諸事奉行人申付義不可相違、不屆之輩對奉行人及申事者、不立入理非、其もの可所越度事。

一、當座之使として、如何樣之もの指遣といふとも、不及異儀可隨其沙汰事。
一、於陣所馬を取はなつにおゐては、其主人より過錢百疋宛可出候事。
一、先手之頭々・旗本奉行人之儀は、馬上に而可致下知事。
一、牢人衆たれ〴〵によらず、他所衆當家之先手に相加り候事、一切令停止事。
一、喧嘩口論仕出輩有之ば、任法度之旨、双方可成敗。若手を過すもの見のがすにおゐては、其場に有合もの可爲越度事。
一、御當家對御昵近之衆、致慮外者有之ば、於以來聞出次第可爲曲言事。
一、侍・小者によらず、家中走者いづれの家中に有之といふとも、於當御陣中にとらへ候儀一切不可有之。自然曲人見屆に付ては、當主人へ預置、後日に斷可申事。
一、御味方地におゐて、下々迄狼藉不仕樣に可申付、宿賃以下如御法度可渡遣事。
右條々違背之輩、可爲曲言者也。
慶長廿年四月廿六日　判(利常)

四月廿六日。能登より商人の他國に出づるを禁じ、及び竹木に關する規程を定む。
〔國初遺文〕

傍示は榜示
土方分は土方雄久の所領

定

一、従能登國中、爲商賣他國へ相越候義、如此已前之堅令停止候事。

一、従能州、分國中へ商賣相越候材木舟之事、能州於浦々相改、三輪藤兵衛・大井久兵衛切手次第可致出舟。於加州・越中右之材木舟相着候者、其浦之肝煎藤兵衛・久兵衛切手相改取替可申事。

一、於七尾城山伐採材木輩於有之者、相改搦捕可指上事。

一、用木之山、傍示定之内不伐採樣堅可相改、若猥立入もの就有之者、搦捕可差上事。

一、下寄竹大小伐採之儀、堅令停止候。土方分・長九郎左衛門領内より出候分は、可爲切手次第事。

右申出趣、若相違之儀有之者、兩人可爲越度候條、被成其意急度可相改者也。

元和元年卯月廿六日　(利常)判

三輪藤兵衛

大井久兵衛

〔三輪家傳書〕

五月三日。前田利政書を三輪藤兵衛に與へて夫役の事を令す。

尙以夫錢の事、何共分別無之、一手に五人分は一貫八百目かこ存候。具に可承候。

去月廿五日之一書之趣、具加披見候。其地之樣子明細に聞屆候。令滿足候。殊芳春院息災之事、大慶不可過之候。次其方も金澤留主居被仰付候段尤候。大坂表之儀、御人數諸口被指詰候。被進御馬には落着不可有程躰候。將亦夫役之事、入念急度可被申付候。無相違候樣に、前後之勘定可相究候。久兵衞同前可被申渡候。猶重而可申屆候、恐々謹言。

五月三日　　孫四　利政　判

三輪藤兵衞殿

五月六日。奥村永福金澤寶幢寺に命じて前田利常の戰勝を祈念せしむ。

〔國初遺文〕

就今度御陣、利光樣爲御祈禱、護摩御執行御祈念專一候。則御施物之義、中村九郎右衞門申渡間、可有御請取候、恐惶謹言。

已上

五月六日　　奥村伊豫守　判

寶幢寺

五月七日。前田利常の兵大に大阪城岡山口に戰ふ。

〔天寛日記〕

一、五月七日兩御所御進發。天王寺表先陣越前少將忠直・松平筑前守利光・藤堂和泉守高虎・井伊掃部頭直孝、關東諸士之与頭榊原遠江守康勝・酒井左衛門尉家次・本多出雲守忠朝相從。紀年錄

〔天寛日記〕

一、七日敵東西に押出、一面に備をたてひろげ申候間、大御所さま御先手越前衆なり。將軍樣の御先手加賀衆なり。越前の先手本多伊豆守・本多飛驒敵の躰を見て、合戰を始可申など令相談。兼而申合候に付而、加賀衆と手を合、一同に合戰を初可申ために、いろしをあげ申處に、加賀衆の方にのろしをあげ不申候。是は敵の案外に大勢に而、廣く陣取申候に付、味方の跡備・脇備本多安房守以下先へくり出し、敵と一面に備へ合候而、彼是隙をとり候間、のろしをも合不申候。時刻移申候間、越前衆の先手本多方より、少將殿軍を初可申候よし申遣す。慶長年錄、慶長見聞錄

〔桑華字苑〕

一、慶長二十年五月七日大坂岡山表に、城中より出たる大將大野主馬・三宿越前・山崎長助。利常樣御先に向ひたるは大野主馬・三宿・山崎は越前の手にむかふ。三宿組の者ども利常公の

御先に來り、津田勘兵衞・同源右衞門・西尾隼人と鑓を合たる衆、佐々長右衞門討死、立身三郎兵衞討死、沖次郎右衞門討死、山田豐右衞門松倉豐後守殿に被召抱由、山葉左助行ゑ不知、神尾左兵衞・品川太兵衞なり。此内勘兵衞鑓合手品川太兵衞、後御國に來り勘兵衞狀を取て、本多能登守殿に行、八百石に有付。味方右三人の外永井左內、其外亦家中の侍在となり。勘兵衞家禮山下甚左衞門など此內なり。

〔前田家雜錄〕

一、大坂にて、七日岡山口にて、大野主馬と山崎閑齋備の間、未二十町も有之時分、早大野方より惣鐵炮ばら〳〵と打初ると也。此時分閑齋備の衆は未馬よりも下りず候時分故、うろたへたる時の鐵炮と何も笑候と也。夫より一町も詰寄候時、閑齋手の鐵炮一きりばら〳〵と打出候。其時何も此方の鐵炮も打出候と申候と也。追付又一きりばら〳〵と打と也。閑齋手二放し宛打たりといへども、實は閑齋功者故、足輕二段に備、二度に打せたりと也。其後敵味方足輕は一人も無之と也。是に而甲州流、二町程の時分鐵炮初ると云ことと心付也。

〔前田家雜錄〕

一、大坂岡山表備立、一番山崎閑齋、二番富田越後、三番奥村河內也。然るに御旗本より、度々一戰初めよと被仰出候得共、閑齋不始故、三番目之奥村一戰せんと出る處、閑齋立塞り

出さずと也。必竟閑齋心は、越前手又は御本陣も可崩との目利歟。偖其跡を改めて、加賀手を以勝取るべき奥意歟と也。淺井表に而も右之樣子と也。

〔桑華字苑〕

一、大坂夏御陣五月七日御先手山崎閑齋・長九郎左衛門・本多安房備て居所に、御旗本より本多三彌、ちいさきほの中ほどに、くろきはぐまを付、腰ざしにして閑齋手へ來り、閑齋はやるまいぞ〳〵と云。我等の居るほどに氣遣めされそ三彌。いや年寄ば若き心出來する物なり、はやくめさるゝなと云。其時閑齋はやるはやらぬなど云事は、そなたなどの知る事に非ず、我等居申上は心安く思召せと申たりと、山崎小右衛門語る。

一、扨其後少間在て、左の方越前の少將殿手より合戰初り、くろけむり立て、ときのこゑ天地をひゞかし、ばち〳〵と云おとは大火事のおとのごとく、金のひら〳〵くろけむりの中にひらめくは、さながら火事にことならず。利常公御せき被成、御合戰はじめよと、おひ〳〵御使來れども、閑齋見合有やらん、事の外おそし。去ども能時分に初り、おつくずし、城に火をあげたるは、當御手より一番にあがるなり。

〔橫山山城守覺書〕

一、先年大坂之城ぎわにて御合戰の砌は、町口に火を付させ、拙者も町中迄乘込申候得共、

行はてだてと訓む

横山大膳は山城守長知

其前廉利常様内々に而被仰聞候趣御座候間、御旗本衆を以本丸御攻被爲成候樣に可申上と存、町中より嶺の上迄乘返、御出馬を奉待候處に、はや御旗本の者共をきつてはなさせられ候と相見候條、御尤と奉存、嶺の上に御のぼりを立させ申候得者、御人數も集り申候間、本丸ゟ御取掛被成候樣に可申上と存候內に、本丸より燒立申候故、御行に不及相濟申候。此時之御見合御下知の御樣子、乍恐奉感候。

〔前田家雜錄〕 朝日盛房覺書

一、大坂七組頭の內、野々村伊豫守首は加州へ取し也。是に付淺井源右衞門談有。

大坂の城加賀の人數段々追入の處、小身者之內井上權左衞門と云者、是又城內に入處に、門外に武者一騎、本丸へ不被入躰に而石に腰掛居候故、權左衞門側ゟ寄候處、右之武者言葉を懸、其方は何方の人數と問。其時加賀の住人井上權左衞門と云の由名乘。其時橫山大膳は此陣に居候哉と問。いかにも其通と答。用事有之樣子故、此外曲輪へ御尋候者、大膳に御逢可被成と云。其時、此方義此石より外へは少も出ぬ者也。此首取、此脇指に添て橫山氏へ持て可參由被申、上帶切り切腹也。其時井上氏首取て、大小を添罷歸、橫山氏へ右之通有のまゝに被申しと也。是野々村伊豫守首也。井上首尾も宜也。井上には新知百五十石被下と也。利常公ありのまゝの義を御褒に而、人持の列坐の時も末座に加り、御料理など被下しと也。

石川嘉右衛門は丈山

〔桑華字苑〕

松平筑前守攻口事。

松平筑前守三萬餘騎にて、去年の攻口より押寄ける。大軍なれば、本多三彌に安藤次右衛門を添て、先手のはからひの爲に遣さる。筑前守も三手に別て、右備は山崎閑齋、左備は本多安房守、三番は横山山城守、軍奉行は松平伯耆守・水野内匠と定らる。三彌は將軍家の武者大將なれば、合戰の次第は此人の下知とぞ聞えける。大坂よりは大野主馬首也、同道犬大將として岡山に出張す。大御所の御旗本より、石川嘉右衛門拔がけして、此先手に加る。大手茶臼山の合戰始らざる先に、此手は進み懸り、時の聲を合て押寄ける。敵岡山にて爰ぞせんごと戰けれども、終に敗北して、城中を指して引退く。筑前守の人數、二の丸の柵ぎわまで押つめて嚴しく攻ければ、柵を破られじと、名を惜む士ども防ぎ戰ひける。筑前守の郎徒五十騎計討れけれども、勝に乘たる寄手なれば、切ども顧ず、柵を押敗てこみ入ければ、岡山より二の丸までの間に、首數三千餘討取ける。嘉右衛門は、岡山にて敵と突合て被創、繼て平野口の大手の門へ馳著、某十左衛門と名乘ける者と渡し合て、鎗を合せ其首を取、其郎黨をも突伏せ、殘る敵を門の内ゑ追散し、二人の若黨にも首を捕らせて出けり。路にて筑前守に行逢て、某は大御所の御旗本より來り、安房守が手に加り、今日岡山・平野口の大手の門、兩

所の働き如此とて、首どもをみせてぞ歸りける。嘉右衞門駿府を出し時、淸見寺に行て說心和尙に暇乞をぞしける。平生參禪の師家なれば、說心及び江湖僧二十人計門前迄送りける時、說心曰、戰場の事は幸居士の所希也、宜く功名を遂げ、聽て可有凱旋と云ければ、嘉右衞門答て曰、此度大坂表大御所の御旗本にて、三人と手に逢者あらば一人は某たるべし。若不然ば二度和尙に不可相見と申けるとなん。今度豐島主膳・間宮權左衞門は、六日に道明寺口ゟ御使に被遣ければ、其より直に翌日七日に越前衆の手に加り、城中ゟ眞先に乘込、兩人とも に捕首て出にけり。主膳・權左衞門・嘉右衞門、此三人より外には、大御所の御旗本にて功名したる者一人もなかりき。嘉右衞門が說心に云ける一言、少も違はざりけり。其日安藤次右衞門は、冑を著ざりけるにより、或人是を問ければ、次右衞門が曰く、御使番の役にて軍陣の見はからひをする者が、兜鍪をきては、諸人面は見がたきによりて、わざと冑をきざるなりと云て、其後大勢と渡合て、散々に戰て頭を切られて沒しぬ。勇士の志惜まぬ者はなかりけり。

〔耳底記〕

大坂合戰の時は、利常公御小將番頭を次郎兵衞被仰付、備の立を御褒美有。城へかゝり候時次郎兵衞算用丸に付く。市正丸より鐵炮嚴敷放ちければ、寄手さゝへて進まず。次郎兵衞衆に向ひて只向の塀下に一番に付べし、見置いて語れと言ひて駈出る。矢部孫右衞門後より取

次郎兵衞は山崎氏

らへて、箇樣の所にては出ざる物ぞ、若氣成と引留る。次郎兵衞留れば、矢部放つ處を又駈出る。次郎兵衞が家人大津久太夫、續て小將傍輩佐分儀兵衞も續きたり。道の中程に伏して暫息をつぎ、山崎立上る處を、城より鐵炮にて冑の目庇に中れども不通。次郎兵衞勇み進んで、一番に塀裏に付、先陣と名乘て鑓を以て挾間を閉。佐分は矢疵を蒙て退く。大津久太夫も鑓手を負、鶴見左門押續て駈來り、挾間を閉。夫より敵も引色に成、偖惣軍勢押寄たるとなり。

〔前田家雜錄〕

一、大坂夏陣加州御旗奉行、岩田內藏之丞と也。御旗今少し出すべき旨御意之處、畏候と申其儘有之、先手合戰初り候而出すと也。如何と御詮義有之處、右之時御旗出し候はゞ、先手衆合戰前なる故、御旗本より合戰御急ぎ候と被存、無理に合戰初り可申歟と、遠慮いたし見合候と御請有之。則其時御旗何も進退障なき爲、道の脇に直に持行立ると也。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、大坂陣の時齋藤氏、神戸藏人が頭を捕て、利常公の實檢に備ふ。是神戸が頭也と御覽じ付られ、御吟味の上神戸頭に無紛故に、齋藤は切腹被仰付也。是元來神戸金熨付の太刀を帶する故に、是を目がけ、欲より味方討すと也。

江守氏名は覺左衛門値孝、致仕の後是脩と號す

〔集古雜話抄〕

一、大坂に而江守是雪（俗名如何）首を取被申候へども、披露もなく居被申候處、脇から手柄之趣達御聽。江守義高名仕たるよし御聞被遊、いかゞの義に不申上哉と御意候處、爲指儀に而も無御座候故打捨置申、高名と被仰出候儀、難有儀に奉存候。成程首は取申候得共、右之所存故不申上候段被申也。御感被遊、一倍之御加增被下由也。同人はなし。

〔前田家雜錄〕

一、大坂御陣の時、中村安右衛門兵糧奉行被仰付を、無念存ながら先御請して、横山山城守方へ相越、日比出入仕事、御取成を以て立身等望み申にも非ず。若箇樣の時節、御取成を以て武士の可勤役義をも被仰付樣にと奉願處に、箇樣之役義被仰付候事、一生の御恨に被存候。是程の事は御心得にて可成事と云。山城聞て尤也、是事曾て不知。去ども唯今何共難仕、先役義可相勤、大坂惣攻とあらば予不存事あらじ。其時早速以飛脚可案內。然らば兵糧の事に無貪着、打捨て大坂へ可來。其段は予請取ると申ければ、中村色を直し京都に登る。さて大坂惣攻と云時、山城方より中村へ申遣す處に、中村其儘懸來て、山城へ厚く禮を述て、攻城の眞先に懸て討死すと也。

五月八日。伊達政宗の陣より銃丸を放ち、前田利常の軍騷擾す。

〔桑華字苑〕

一、大坂五月八日秀頼御切腹と申て以後、何も萬歳と悦所に、伊達陸奥守政宗の陣よりつるべ鐵炮をはなす。其おと天地をひゞかせおびたゞしく、諸陣さうどう不斜、何事とも不知、むほんなるべしと云。利常公御のり廻し、御下知に曰、むほんならば兩御旗本の內に懸陣在べし、其備は當手はつきかゝるべし。さなき中はしづまり下知をまつべしと被仰、諸陣を御のり廻したまへば、各夜の明たるやうにおもはれ落着たり。其後山崎閑齋古今の大將なるべし、廿三の御大將には扨見事成御さくばいとほめたり。

五月九日。河原隼人その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

今度大坂於御責口拙者働之樣子申上候。はじめは玉作口櫻の門へつき申候時、江守半兵衛・瀧右衞門・小倉兵部、此者と一所にゐ申候。其外大勢御座候へ共、名々に不及申上候。其後高名仕候所大和口へ廻、へいぎわにて敵はから堀にゐ申候。私は上に有之候て、鑓にてせり合、薄手負、首を取申候。其仕合は堀勘兵衞・茨木助右衞門見申候。助右衞門はゐ申候をも手前故不存候へ共、下澤小內膳を以働之躰見申候由に御座候。高名之樣子兩人へ御尋被成可被下候。則しるし之義は、山田大かく・平野善右衞門にみせ、鼻かき、多賀出雲にことわりす

て申候。此等之趣被仰上可被下候、以上。

五月九日　　　　　　河原隼人判

本多安房守殿

山崎閑齋老

松平伯耆守殿

横山山城守殿

五月九日。堀勘兵衛その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

今度大坂於御責口、拙者働之樣子御尋に付而申上候。はじめは玉作口櫻之門に付、それよりひだりのへいぎわに付申候時、板坂市右衛門・石黒覺左衛門・茨木助右衛門・青木助丞などこ一集にゐ申候。其外大勢御座候へども、名々に不及申上に候。其後高名仕候處大和口へ廻、へいぎわに付居申候處に、内よりてき出申候を、我等鑓付則くび取申候。其時の仕合は河合隼人・大窪助進見被申候。下人一人も付不申候に付而、しるしの義者多賀出雲・河原兵庫にみせ申し、はなかきすて申候。是等之趣被仰上可被下候、以上。

五月九日　　　　　　堀勘兵衛光判

本多安房守様
山崎閑齋様
松平伯耆守様
横山山城守様　御披露

五月九日。吉田一角その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

今度大坂にてくび二つとり申様子、一つはたまつくり口へいの内にてとり申候。則富田くらの丞にみせ申、ことばをあわせ、はなをはぎ申候。一つは同玉作口へいのそこにて、わたくしやりつけ候て、わかたうにくびとらせ申候。則おのぎ土左衞門・齋藤中書にみせ、これははなをそぎ候て、殿様へぢきにあげ申候、以上。

五月九日　吉田一角判

横山山城守殿
本多安房守殿
山崎閑齋殿
松平伯耆守殿

五月九日。井上勘左衛門その戰功を上申す。

〔大坂表働之樣子面々書付〕

七日之日之御鑓戰に、我等高名仕候所は、八町め之口さく内やがてきわにてとり申候。一ついくびは、土山之下の田なわてにて御めにかけ申候。一ついくびは、土山之坂之あがり口にて御めにかけ申候。此御とり次は、御かち衆五郎左衛門仕候て上申候。則、其さく之内左之方之家へ火をかけ申候は、我等之かけ申候が一番かと奉存候。其後入みだれ申候間、殿樣御前無御心元存候而、かけかへり、御前にてみ申候へば、我等かの火かけ申候がはやくみえ申候。但くびかずも多參候而、いらざる事かと存候へども、先々如此申上候。可然樣奉賴存候、以上。

五月九日　　井上勘左衛門

松平伯耆守殿

五月九日。橋爪半兵衛その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

我等手前之義、あをや口にてくび一つ取申候。持參仕候義御法度に付て、茨木助右衛門・笠間傳兵衛に見せ候て、みゝ・はなそぎ、すなはちはうき殿・山城殿に御めにかけ候て、すてお

き申候。

五月九日　　橋爪半兵衛　判

熊谷勘解由殿

山崎宇兵衛殿

五月九日。加須屋式部少その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

今度大坂にて私手前之義、ふをや口にて首二つ取申候。持參仕義御法度に付て、富田内藏丞・茨木勘右衛門、右兩人に見せ申候てすて申候、以上。

五月九日　　加須屋式部少　判

熊谷勘解由殿

山崎次郎兵衛殿

五月十一日。茨木助右衛門その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

今度大坂にてくび取申候樣子、ひがしがわ二の丸へい下にて取申候。則橋爪半兵衛・加須屋式部・吉田一角に言を合申候、以上。

五月十一日　　　　　　　　茨木助右衛門　判

横山山城守殿

本多安房守殿

山崎閑齋

松平伯耆殿

五月十三日。德川家康、前田利常の軍功を賞して感狀を授く。

〔國初遺文〕

今度秀頼企逆心、國々回調略處、不被致加判、去年極月四日眞田丸に執懸、家中面々數多被爲討死、翌五月七日於岡山口、無比類合戰斬勝、大坂落去、盡粉骨勵軍功之條、不可勝計之間、御感に思召、爲御加增阿波並讃岐・伊豫・土佐四ヶ國一圓に雖被宛行、斟酌之上者、本國三ヶ國如前々可被致領分者也。

慶長廿年五月十三日　　　　家　康　判

松平筑前守殿

五月十五日。瀨川藏人その戰功を上申す。

〔國初遺文〕

おいこれ本のまゝ

今度大坂城中二の丸東のもんへ、我等一番に付申候、はしり出申時、澤少兵衛我等にあいつゞき被出候。ことばをあわせ被申候。其次に茨木助右衛門も被參候て、これも我等にことばをあわせ被申候。横地忠左衛門も參、ことばをあわせ申候。御ぎんみ被成候ば、加樣之衆あしいだされ御尋可被成候。右のもんへ付申、則右手のもんはしらにひつそいをり、へいのさまごしにつきあい申、鑓手二ヶ所おい申候處に、ほうろくひや内よりなげ申候時、まへくつろぎ申付のき申候。五十間ばかりこなたへまいり、才伊豆にあい、たゞいまもんへ一番に付てきおいこみ、鑓手如此二ヶ所おいのき申候。以來其分あいこゝろへられ候樣にと申ことわり候。伊豆被申候は、此もんはつかれ申もんにてこれなく候。みな／＼ぶこうによりて、おいこれあることあいみへ申候。併てがらにて候由被申候。此段伊豆に御尋可被成候。大坂城中てきびしき所、此もんよりほかに御座有間敷候。ておいしにんも、くわはん此門にて御座候所へ、一番に付申、かたのごとくかせぎ申候かと存候。よしあしきの御ぎんみも被成候ば、あしいだされ御せんさく被成候て可被下候。かのもんわき三十間計にしの方へいぎわに、高畠もく・石黑覺左衛門・杉江兵介等とつき申候。さしむかいにてよく見被申候。御小姓衆さしもの武者二人はしり出申、慥み申由被申候。其二人の内さき拙者にて御座候。つぎ澤少兵衛被參候。加樣之衆に御尋可被成候。とかくあしいだされ、やうすきこしめしあげられ候樣に、

御次の刻御取成可忝候、以上。

五月十五日　　　　瀨川藏人判

本多安房守殿
松平伯耆守殿
橫山山城守殿

五月十六日。前田利常、能登一宮長福院の軍陣見舞を謝す。

〔國初遺文〕

此表爲見廻使僧、殊更卷數並福野干瓢五把到來候。誠以悅入申事候。委細追而可申述候、不具謹言。

五月十六日　　　　筑　利光判

一宮　長福院

五月廿四日。前田利政書を生島主計に與へて利常の勝利を祝す。

〔舊藩遺文〕

已上

來札披見申候。依大坂早速落城にて、上下俱大慶推量可有之。殊筑前殿手柄候事にて珍重存

利政又利正と書するこ とあり

十九年は二十年の誤

すなは砂

事候。其元芳春院様一段御息災之由、何より満足此事候。猶追而可申述候。恐々謹言。

五月廿四日　　利　正　判

生嶋主計殿

大阪夏陣雑俎。

〔慶長十九年（大阪落城以後元和元年開元）五月大坂表夏陣之覺〕

一、自京都五月三日御出陣之旨、公儀御定。藤堂和泉殿・井伊掃部殿兩組、其次越前宰相殿、其次利常様、其次台徳院様、其次家康公御旗本に而御座候事。

一、利常様京都に而者、北野に御在陣、御家中之人數者、嵯峨に被成指置。五月三日御出陣、竹田通御武者押し、則竹田に御宿陣。四日、天神之森御宿陣。五日、すなこ中所御宿陣。六日、久法寺御宿陣。七日、大坂城攻、岡山口迄御人數出之事。

但、久法寺は、大坂より三里半許も可有御座由。

一、道中御武者押し之刻、一番旗、二番鐵炮、三番弓、四番長柄、五番其手之組頭、其次々組中一手々々行列之事。

一、七日、岡山口御人數被出候儀者、前月大坂より人數を出し、藤堂和泉殿・井伊掃部頭殿手に合、利常様者程隔り御手合無御座に付、御先手御訴訟被成、岡山口に御備之由御座候御事。

一、岡山口御家御備、岡山本道左の方、山崎閑齋・奥村河内兩組一備。其次長九郎左衛門・本多安房兩組一備。岡山本道右の方、横山山城・富田越後兩組一備。其次利常御手之備に而御座候御事。

回回　富田越後／横山山城　兩組一備　御馬廻三組／御馬廻三組　御小姓／御小姓　利常様　台徳院様

大坂　岡山口本道

回回　山崎閑齋／奥村河内　兩組一備　本多安房／長九郎左衛門　兩組一備　御家之御備如此　家康は天王寺口に御備之由に御座候。

一、岡山口御備之時分、一番鐵炮、二番弓、三番長柄之事。但旗者、御備之跡に立申事。

一、一組之内、人々の鐵炮・弓・長柄、其組頭と一所に遣、其手々之裁許人相添候事。

一、岡山口人數御備候處に、敵方人數多押し廻し、御味方之人數不足に相見候故、御家人數くらいを取有之候處に、鐵炮一放宛打捨、御人數懸り候へば、敵敗軍に付、追討に被成候御事。

一、武者大將、松平伯耆・水野内匠に而御座候事。

一、竹たば付儀者、一手之組頭指圖次第之御定之事。

一、惣而小屋取之次第、先手より一組切、或者在家をこぼち、或者山林竹木伐取、小屋掛候

御事。

一、一組切小屋を取、三町又者四町程先に、夜中捨篝二つ三つ、其夜明候迄燒捨候事。

一、本篝は、小屋より一町前後に、二つ三つ爲燒申候事。

一、夜中張番、一組之內より、かわるゞ相勤候事。

一、夜之內間、鐵炮組々より、所々より、或二度、或三度宛打捨申候御事。

一、一手小屋之けこみに馬驗を立、其より兩方ゑ、旗・長柄立させ候事。

一、甲はけこみに立候も有之候得共、大半者小屋之內に立置候、勝手次第之事。

一、糧つかひ候儀者、七つ以前に仕廻、寅之一天御出張御定之事。

一、朝飯仕廻、晝飯步行之者より以下者腰に付させ、晩の飯米も、人々腰袋に付させ候樣に、物組中申定之事。

一、騎馬之者は、其身躰により、鞍輪に付申候。一手之組頭は、辨當爲持候得共、先は鞍輪飯米付候事。

一、大坂御陣之內、公儀より御扶持方相渡り、御家よりは、早見十太夫と申者、請取に被遣由に御座候。道中其外御對陣中者、無御構三日分之圖りの由御座候。是者、大坂三日之內に落城仕に付其故に而可有御座かと、何茂取沙汰仕旨に御座候事。

一、御家之小荷駄奉行、極たるは無御座、人々手前より裁許之者添、惣人數之跡に遣候と覺候由に候。大正持御陣之節者、高知・御小姓、かわる〴〵被仰付候事、以上。

〔賀陽侯夏御陣日次之覺〕

夏御陣四月十八日賀州金澤御出陣。利常公京都に於て北野に御陣、御家中之軍勢は嵯峨に陣取也。四月廿六日之日附に而御軍法十五ヶ條を被定。五月三日兩御所樣京都伏見御出軍之旨御定。但實は五月五日に京伏見御出陣也。利常公五月三日に北野嵯峨御出勢、竹田通御押。其夜則竹田に御陣。四日天神之森。則薪村なり。五日砂村。六日久寶寺。大坂より三里半計。此日藤堂泉州道明寺筋に於て長曾我部盛親と迫合有り。井伊掃部若江に於て木村長門守と迫合有り。御家中より北川久兵衛を藤堂氏に、不破加兵衛を井伊氏に御使に被遣。各其場にて働高名有之也。同七日岡山口冬御陣秀忠公御陣城、今日は城方大野主馬三萬餘之大勢を以て出る。替り守り合候而時移る。御先を望み、利常公御押出之所に城方敗走に及、御先手進て是を討先手に加る。物頭中御使に出る諸役者心操働有之。安見右近・野村左馬助・篠原織部・伴雅樂助・津田勘兵衛・同源右衛門・西尾隼人・丹羽織部・横山大膳・宮城釆女・山田覺右衛門・後藤杢左衛門等也。同日町口に於て鑓を合、或は高名を遂る族有之。

葛巻隼人	山森吉兵衛	古屋七左衛門	脇田九兵衛	梶川彌左衛門
猪子九郎右衛門	生田四郎兵衛	氏家久兵衛	山本九右衛門	玉井藤左衛門
野村七左衛門	江守覺左衛門	横地忠左衛門	葛岡平四郎	大野甚之丞
脇田帶刀	淺井八左衛門	瀧與右衛門	澤田源左衛門	河合惣三郎
小川次郎九郎				

眞參は新參歟

等其働各品替て場所も所々にて有之。此外所々に而鑓高名之士有り。舊帳に隨て出之。猶異同有之。

五月七日所々に於て討死之士有之。

神戸藏人	長瀬小右衛門	小寺甚右衛門	多田大學	堀田平右衛門
諏訪八兵衛	青木權右衛門	齋田七左衛門	山下勘兵衛	富田市十郎
三好左助	神子田五兵衛	妻木左京	堀久左衛門	服部左源太
中村安左衛門	藤田內藏允	矢野所左衛門	古澤加太夫	杉野善三郎
神田左門	笹田助左衛門	大原忠菅	山川織部	改田久兵衛
眞田勘解由	前波助丞	鈴木忠兵衛	細野雅樂助	桑原十兵衛
犬嶋織部	森覺右衛門	澤少兵衛	坂田權右衛門	

以上三十四人、冬陣眞田丸に而十二月四日討死六人、都合四十人。寶圓寺下祠堂に其位牌を立置るゝもの也。

敵敗軍に及で追討之高名多し。眞參・家中合二百十三人敵を討取、首數二百五十八。（壹人にして二つ三つも討取つたる者有之ゆへなり。人持分之下士數多首を取の內、其首尾能御褒美にあづかるもの八十二人、其內鑓をも合よき働者四十五人。）都合雜兵共に三千餘之首帳也。五月八日之朝秀賴公御生害之後、大御所即刻御入洛（七日の夜茶臼山に御野陣、八日に京都二條へ御入城。）同九日大樹伏見ゟ御入城（七日の夜

より岡山に御陣。六月十五日大樹御參內。同十六日大御所武家古法之書大樹へ授給。七月十七日大樹公二條亭に來て大御所に謁し玉ふ。同十九日大樹伏見を出御。八月四日に江戸御還城。八月四日大御所京都を出御同廿三日駿府へ御還城。

〔北藩秘鑑〕

大坂御陣戰死姓名　元和元年乙卯五月七日

五百石

服部左源太　眞田丸に而鎚を合、敵大勢と組合戰死。五月六日之事と雖、下祠堂に七日と記。牧田祖。

御馬廻頭二千五百石

長瀬小右衛門　黑門之内櫻馬場に一番に乘入、塀際に而鐵炮に中即時に戰死。五郎右衛門祖。嫡子五郎右衛門千五百石相續。次男新九郎に五百石配分、是善左衛門祖也。右五郎右衛門嫡子監物に新知三百石被下、三男五郎右衛門千五百石相續、是當五郎右衛門家也。監物曾孫次郎兵衛寛政二年病死。跡目不被仰付、依而嫡家者斷絕。

古澤加兵衛　黑門前に而首二つ、內一つはもぎ付證人森伊右衛門等也。戰死之後證人より働之樣子言上。町之内に而敵三十人計扣有之中に進入、大きに働其場に而死す。加兵衛子孫豐左衛門死後跡目不被仰付斷絕。今の惣左衛門家者加兵衛より以前に分れ候庶流之由。

鐵炮頭

堀田平右衛門　岡山に而同姓圖書介と相突討死。子孫御國に無之。寛永十六年御人分、千四百石堀田左兵衛、三百五拾石堀田喜右衛門兩人富山に被遣候、是等平右衛門子孫歟未考。

藤田內藏允　岡山口に而戰死。八郎兵衛嫡子に而新知百五拾石被下置、無子。八郎兵衛遺跡者、次男八郎兵衛相續、則甚四郎祖也。

山下勘兵衛　右同斷。子孫無之御國に。元和七年士帳、六百石山下大學同次郎九郎有之。寛永四年士帳、四百石山下大學有之。其後不相見、斷絕之子細も未詳。

諏訪八兵衛　右同斷。子孫御國に無之。元和七年士帳貳百石諏訪長八、寛永四年士帳貳百石諏訪八兵衛有之、其後不相見、斷絶之子細も未詳。

四百石

齋田七左衛門　右同斷。虎之助祖。

五百石

小寺甚右衛門　右同斷。主計祖。

千石

神戸藏人　眞田丸惣構之木を自身脇指を以切破、内に乘入敵大勢と鑓を合、其場に而戰死。嫡子藏人相續、其孫長太郎不届有之御追放也。二代藏人次男甚七郎に三百石配分。是藏人家祖也。初代藏人弟清右衛門家筋者釆女也。

五百石

神子田五兵衛　眞田丸口にて戰死歟。五兵衛祖。

三好左介　アイ場屋敷に左介脇刺之鞘計有之を家來見付、定而其場に而戰死成べしと云。又成田半右衛門黑門塀下に附居たる時、左介と付居候を袋狹間より鑓に而突殺と云。嫡流助左衛門寶永二年亂心自殺、家斷絶。

二百三十石

中村安右衛門　黑門に早く付、鐵炮に中死。岡三郎祖。子孫相續、左兵衛者次男家也。

五百石

多田大學　黑門筋に而戰死歟。小寺甚右衞門嫡子に而、多田四郎右衞門爲養子相續。戰死之後實弟甚七郎に五百石相續被付處、五歲にて疱瘡に而死去、家斷絕。今之多田次郎左衞門者此末孫に而無之。

富田市十郎　二丸町口に而鑓を合、卽座に戰死。子孫五兵衞寬永十六年御人分之節、大聖寺に被遣、末孫左膳と云。五兵衞正流者斷絕。

五百石

青木權右衞門　二丸町口に而戰死歟。和平祖。

坂田權右衞門　右同斷。子孫御國に無之、斷絕の子細も不知。今の坂田良之助者松平家之分に而、權右衞門子孫に而無之。

妻木左京　右同斷。子孫有無一向不相知。

二百石

堀久右衞門　場所不知。與八郎祖。

矢野所左衞門　右同斷。所左衞門祖。

四百石

杉野善三郎　黑門之內に入、門下に長持二有之に腰を掛居候處、櫓之內より此長持を鐵炮に而打、中に火藥有之燃出、喜三郎鎧の內に火入、同月十六日死す。善三郎祖。但以下同日死去。

大原忠萱　眞田丸邊に而手負。彌三祖。

細野雅樂助　塀乘さまに大身に而ちり毛之頭より胸中迄突れて、鑓之しほ首身の內に折入候を家人共舁て歸り、少し正氣在て後死去。富山細野雅樂助祖。

六百石

眞田勘解由　岡山口に而戰、深手負。左次兵衞祖。

四十人は冬陣の戰歿六人を加へたるものなり

篠原助左衛門　岡山口筋に而深手負。子助左衛門寛文八年嶺覺丞と致喧嘩相果、家斷絶。

三百石

神田左門　右同斷。才次郎祖。

改田久兵衛　二丸町口に而深手負。島田喜四郎せがれ小兵衛叔父改田半右衛門養子分に而、苗字改久兵衛弟に相成、久兵衛遺知之内貳百石元和元年被下、其子孫今の主馬也。

山川織部　右同斷。子孫御國に無之。寛永十六年富山に御人分、五百石山川彌五右衛門、大聖寺に三百石山川與兵衛被遣。是等之内織部子孫歟。

前波助丞　右同斷。子孫御國に無之、其子細不知。今前波氏者助丞子孫に而無之。

鈴木忠兵衛　右同斷。子孫御國に無之。寛永十六年富山に四百石鈴木權佐、御人分に而被遣候。是忠兵衛之子孫歟、未詳。寛永四年士帳百五十石鈴木大藏と云有之。今鈴木氏一圓忠兵衛末葉に而無之。

桑原十兵衛　右同斷。富山桑原友之助祖。

二百石

澤少兵衛　黑門邊に而深手負、同月十七日死。服部常在院子也。少兵衛死後五右衛門相續、氏を服部と改。少兵衛澤氏を稱す、子細不知。幸三郎祖。

大島織部　黑門際に而一番に塀を乘候處、敵數人鎗にて突落候を、家來肩に懸來り、同月十八日死す。父善兵衛存生之内より被召出有之、戰死之後弟左太夫に織部遺知被下。

森覺右衛門　岡山口に而深手負、右同日死す。富山森新兵衛祖。

右四十人忠死之功を被爲感、寛永七年十月寶圓寺方丈に並て一字を建立せられ、下祠堂と號し、位牌を被設、姓名等被書記、此内に被建置。

〔國初遺文〕

加賀守は前田綱紀

大坂落城首帳

首三千七百五十三　越前少將殿　内眞田左衛門首西尾久作捕之。御宿越前守首野本右近捕之。

同三千二百	松平筑前守	同八百六十八	藤堂和泉守
同六百二十一	松平武藏守	同五百二十五	松平陸奥守
同三百六十	京極若狹守	同三百十五	井伊掃部頭
同三百一	羽柴丹後守	同二百五十二	本多美作守
同二百十七	本多大隅守	同二百八	鳥居土佐守
同二百六	羽柴右近	同百五十三	金森出雲守
同百十五	桑山左衛門尉	同百十七	小出大和守
同百九	加藤式部少輔	同百八	毛利甲斐守
同百五	本多縫殿介	同百二	土井大炊助

（下略）

〔大坂一卷〕

寛文九年加賀守様より佐々木道求へ御尋に付大坂一卷

御鐵炮頭

石川茂平　首一　岡山　證人　なし
石川虎之助　首一　町口　同　なし
石川宮内　首一　岡山　同　なし
長瀬主計　首三　大手の脇眞田丸構之内　同　なし
玉井市正　首一　もぎ付三の丸町に而　同　戸田與五右衛門
水野次郎右衛門　首一　惣構の内に而　同　なし
水野勘兵衛　首一　町口　同　なし
高畠木工　首一　八町目の町に而　同　長瀬主計
渡邊助次郎　首一　もぎ付岡山　同　里村治兵衛
野村小右衛門　首一　もぎ付町口　同　淺野將監
富田彌五作　首一　同　なし
富田兵部　首一　同　なし
石黒覺左衛門　首一　三の丸　同　杉江兵助
栅大學　首一　篠山　同　なし
長田市兵衛　首一　もぎ付千貫櫓の北　同　不破大學

岡田隼人　首二　三の丸　證人　森伊右衛門
不破加兵衛　首一　六日にまはうときうほうじの間に而　同　なし
井上勘左衛門　首二　天王寺口構　同　なし
井上右京　首一　青屋口　同　なし

御馬廻衆

高畠左門　首二　青屋口二の丸　證人　大西金右衛門　森田左近
津田源三郎　首一　玉作口森豐前屋敷の內前　同　なし
中川久右衛門　首一　有樂之本屋敷　同　横地忠左衛門
湯原主水　首二　難波橋二の丸　同　今枝內記　山田大學
大塚帶刀　首一　惣構　同　なし
山本主馬佐　首一　二の丸　同　なし
板坂市右衛門　首一　二の丸　同　櫻井九右衛門
横山縫殿助　首二　靑屋口　同　なし
長屋數馬　首一　二の丸　同　なし
森伊右衛門　首一　篠山南の谷　同　なし

進藤監物	首一	算用丸	證人　なし
淺香出雲	首二	一、岡山 一、二の丸堀際	同　なし
堀內膳	首二	町口	同　なし
堀伊豆	首二	侍町	同　淺野將監
高畠善太夫	首一	三の丸	同　長屋數馬
高畠彥太夫	首二	二の丸	同　三山市兵衛
渡邊內匠	首一		同　左藤武內 土方平右衛門
永井主馬佐	首一	二の丸	同　平野彌三右衛門 渡邊內匠
津田兵部	首一	片桐市正 屋數の下	同　なし
佐久間三右衛門	首二	三の丸	同　山下兵庫 江守半兵衛 笠間傳兵衛
馬淵加右衛門	首二	二の丸	同　熊谷勘解由
里村彌兵衛	首一	町場	同　後藤又助
林彌次右衛門	首一	岡山	同　なし
村瀨九右衛門	首一	二の丸町口	同　横山大膳內 辰巳隼人
森田左近	首二	本村長門 屋數の前	同　なし

本庄主馬佐	首一	織田上野屋敷と二の丸の間	證人	なし
津田甚三郎	首二	櫻の馬場	同	齋藤市左衞門
生駒左門	首二	惣構	同	なし
歸山助右衞門	首一	柵際	同	なし
加藤半兵衞	首一	玉作口二の丸	同	なし
村山太郎左衞門	首二	青屋口塀際	同	津田善三郎
前波義太夫	首一	町之內	同	なし
佐藤彌右衞門	首一	二の丸塀際	同	なし
佐分利權太夫	首一	玉作口二の丸	同	なし
藁科助五郎	首二		同	なし
林助八	首一	二の丸塀際	同	田井半右衞門
河合吉右衞門	首一	二の丸塀內	同	横山藤右衞門 佐藤武內 原田外記
鈴木權右衞門	首一	本丸の下侍町	同	なし
横山藤左衞門	首一	二の丸	同	河合善左衞門 佐藤武內
青山勘解由	首一	二の丸堀際	同	林孫九郎 島田勘右衞門 永井主馬

林孫九郎	首一	玉作口二の丸屋下	證人	青山勘解由 島田勘左衞門
久津見善兵衞	首一	玉作二の丸 三の丸間	同	なし
小塚半右衞門	首一	玉作口	同	なし
加藤内匠	首一	二の丸門 口にて	同	石川茂平
三階善右衞門	首一	極樂橋近所	同	なし
佐久間彌右衞門	首一	二の丸堀際	同	なし
原傳左衞門	首一	眞田丸	同	なし
矢部孫右衞門	首一	極樂橋の口	同	なし
三田村庄兵衞	首一	玉作口惣構	同	なし
半田八右衞門	首一	玉作口二の丸	同	上田權之助 改田平左衞門 三山市兵衞
長田庄右衞門	首一	二の丸	同	なし
小幡囚獄助	首一	二の丸外に而	同	なし
鶴見文内	首一	青屋口塀下	同	なし
大平左馬允	首一	二の丸	同	なし
山崎吉左衞門	首一	玉作口二の丸	同	なし

富田與五郎	首一	二の丸極樂橋塀の下にて	證人 なし
原田外記	首二	青屋口	同 平野彌次右衛門
島田勘右衛門	首一	もぎ付二の丸と三の丸間	同 林孫九郎 青山勘解由
松田平太夫	首一		同 なし
羽田三右衛門	首一	侍町	同 水野次郎左衛門
横井五郎右衛門	首一	二の丸市正屋敷に而	同 加藤半兵衛
齋藤三太夫	首一	二の丸	同 なし
上田權之助	首一	青屋口屋敷に而	同 高畠左門 中村彌五右衛門
駒井民部	首二		同 なし
小林六左衛門	首一	櫻の門構際	同 なし
原五郎左衛門	首一	泥町東の侍町	同 丹羽織部 高田嘉十郎
豐島八兵衛	首一	つき山西方にて	同 永原土佐 内千田釆女
永澤左馬允	首一	京橋二の丸	同 柴田柄漏之助
松崎左兵衛	首一	もぎ付二の丸	同 なし
柘植數馬	首一		同 なし

宮田加右衛門	首一	二の丸櫻の馬場	同	なし
淺香隼人	首一		同	なし
平野主馬之助	首一	市正丸	同	福尾左兵衛
小篠五左衛門	首一	三の丸	同	平野善左衛門
市村新之丞	首一	三の丸	同	平野善左衛門
岡田八郎兵衛	首一	二の丸柵際	同	脇田帶刀
吉田主馬之助	首一	もぎ付岡山	同	なし
柳田半助	首一	もぎ付	同	なし
本庄主馬	首一	もぎ付織田上野屋敷と二の丸の間にて	同	なし
齋藤次郎兵衛	首一		同	なし

御小姓衆

齋藤中務	首一	青屋口二の丸	證人	荒木六兵衛 渡瀨彌次右衛門 福田左京
山崎采女	首一	同所に而	同	菊田孫三郎 西村隼人
國府掃部	首一		同	岩田平藏 平野彌次右衛門
淺野次太夫	首一	青屋口塀下に而	同	水野式部 高畠左門

篠島掃部　首一　　證人　吉田左近
今井作十郎　首一　　同　松原内匠
淺香市正　首一　青屋口構の際　同　下澤小內膳
小塚權太夫　首一　二の丸　同　建部舍人
佐々作十郎　首一　青屋口三の丸內　同　なし
篠島監物　首一　三の丸の下市正丸の下　同　福島左兵衛　吉田小左近
河原隼人　首一　大和口塀際　同　堀勘兵衛　茨木助右衛門
下澤小內膳　首一　青屋口に而　同　水野市正
菊田逸角　首一　二の丸堀際　同　吉田平兵衛
大橋小隼人　首二　青屋口二の丸　同　淺野次太郎　水野式部
奥村三左衛門　首三　同所に而　同　板坂市右衛門　小幡民部
藤掛又太夫　首一　同所に而　同　板坂市右衛門
本保木工之助　首二　青屋口侍町　同　大島雲平　名村重左衛門
笠間九郎三郎　首一　平野口惣構外に而　同　平澤采女
堀田左兵衛　首一　大手櫻門口に而　同　長田市兵衛

平澤采女	首二		證人	笠間九郎三郎
杉本民部	首一	三の丸下町	同	淺香出雲
渡邊隼人	首一	二の丸	同	なし
福田左京	首一	青屋口	同	西村隼人 菊田源左衛門 山崎釆女
遠田勘右衛門	首一	三の丸東の方塀際	同	松平内匠、小林加兵衛、井上權左衛門、奥村河内内齋藤兵衛門
久田儀左衛門	首一		同	なし
大島左太夫	首一	黑門について	同	なし
行山圭馬助	首二	二の丸三の丸塀	同	小林民部、荒木六兵衛、笠間傳兵衛、奥村三左衛門
山田大學	首一	二の丸	同	久徳傳兵衛 長田八郎兵衛
村井左近	首一	三の丸塀際	同	歸山助右衛門
淺野將監	首二	ゆの村の後谷の上眞田丸に而	同	なし
齋藤市左衛門	首一	あへの二の丸	同	中村彌五左衛門 津田勘三郎 半田八右衛門
齋藤兵部	首一	三の丸塀下	同	吉田逸角
神戸金太夫	首一	櫻の門に而	同	平野善左衛門
千福權佐	首一		同	富田彌五作

田部助太夫	首一	平野口に而	證人 なし
寺西十藏	首一	青屋口三の丸	同 なし
小塚源左衛門	首一	同所に而	同 なし
瀧左源太	首一	市正丸塀下にて	同 堀三郎兵衛、嶺嘉右衛門、内田太郎右衛門、河原兵庫
岡田傳左衛門	首一	市正丸東の堀際に而	同 なし
大井主馬佐	首一	眞田丸惣構に而	同 なし
渡瀨彌次右衛門	首三		同 山崎吉右衛門 富田内藏允
石黒新十郎	首一	玉作口二の丸	同 なし
大窪助之進	首一	天守の下堀に而	同 堀勘兵衛
井上權左衛門	首三	青屋口	同 遠田勘右衛門
土肥庄兵衛	首一	崎島南の堤のはた	同 奥村河内内 仙石長兵衛
小林庄兵衛	首一	三の丸東塀下	同 遠田勘右衛門 松原内匠 山崎釆女
小嶋八兵衛	首一	眞田丸惣構柵の内	同 平野彌次右衛門 森猪右衛門
瀧三郎兵衛	首一	青屋口二の丸門の内	同 なし
木村武兵衛	首三	菊田源右衛門と相對青屋口三の丸屋下に而	同 なし

河崎木工之助	首一　市正丸に而	同	奥村河内
荒木六兵衛	首一　二の丸	同	渡瀨彌次右衛門
河合傳次	首一　二の丸口南の間堀に而	同	横地忠左衛門
笠間傳兵衛	首一　青屋口に而	同	行山主馬助
窪田九郎兵衛	首一　伊勢御算用場にて	同	松田太郎兵衛
堀三郎兵衛	首一　三の丸町口	同	今枝内記 久田儀右衛門 福本三郎兵衛
村田嘉太郎	首一　青屋口	同	廣瀬彦進 神戸甚右衛門
河口彌次右衛門	首一　黑門に而	同	なし
小幡民部	首三　三の丸塀下二、扉の内	同	齋藤中務 行山主馬允 奥村三左衛門
由比善右衛門	首一　玉作口二の丸塀際	同	山田彌五右衛門
原治部	首一　もぎ付玉作口二の丸塀下	同	なし
西村藏人	首一	同	福田左京 山崎釆女 木村助平
堀勘兵衛	首一　大和口塀際	同	河原隼人 大窪助之進
吉田五郎兵衛	首一　青屋口二の丸塀際	同	平野善左衛門
櫻井九右衛門	首二　青屋口	同	なし

市橋小右衛門	首一	二の丸	證人 寺西主馬 中村彌五郎 淺野治太夫
半井造酒	首一	二の丸	同 なし
加須屋式部	首二	青屋口	同 茨木助右衛門 富田內藏允
小森內記	首一	もぎ付市正屋敷の前	同 富田內藏允 齋藤市右衛門
日夏三左衛門	首二	平屋口屋形町二の丸塀下	同 田部助太夫 横地四郎右衛門
橋爪半兵衛	首一	青屋口	同 茨木助右衛門 笠間傳兵衛
中村彌五左衛門	首一	二の丸	同 富田內藏允
吉田逸角	首二	玉作塀の內	同 なし
櫻井丹助	首一	二の丸	同 矢部新右衛門
福尾太兵衛	首一	櫻の馬場に而	同 平野善左衛門
茨木助右衛門	首一	二の丸塀下	同 橋爪半兵衛 加須屋式部 吉田左近
神戸治太夫	首一	青屋口二の丸塀下	同 淺野治太夫 横山縫之助
淺香權之助	首一	天王寺口本町筋	同 なし
吉田左近	首一		同 平野彌次右衛門
松原內匠	首一	青屋口塀ぎは	同 なし

吉田平兵衛　首一　同　菊田逸角
平野善左衛門　首二　青屋口　同　平野彌次右衛門　吉田五郎兵衛
佐藤兵部　首一　玉作口二の丸算用場　同　瀧右衛門　江守半兵衛

御弓衆

久徳傳兵衛　首一　二の丸塀の外に而　證人　平野彌二右衛門
井岡四郎左衛門　首一　二の丸　同　奥村三左衛門
萩原助左衛門　首一　片桐市正丸塀下に而　同　林重太夫
山田庄太夫　首一　二の丸塀外　同　武藤加兵衛
名村重左衛門　首一　青屋口　同　本保木工
大野權太夫　首一　同所　同　吉田左近　同大內藏
林勘右衛門　首一　長筒織部屋敷門口　同　伊藤源左衛門
布施勘兵衛　首一　二の丸　同　大瀬左太夫
横田重右衛門　首一　三の丸　同　津田兵部
吉田甚之丞　首一　同所　同　齋藤市左衛門
村田久左衛門　首一　小出播磨古屋敷　同　板坂市右衛門　萩原四郎右衛門

本文の外陪臣にして首級を獲たる者は略す

伊藤源右衛門　首一　長筒織部屋敷　證人　林勘右衛門
武藤加兵衛　首一　もぎ付大野修理屋敷下　同　なし
大瀬左太夫　首一　小出播磨屋敷　同　なし

〔たもと草〕

大坂寅卯兩陣軍功加恩面々

安見隠岐	伴八矢	葛卷隼人	澤田次左衛門	西尾隼人
古屋所左衛門	野村左馬	篠原織部	津田勘兵衛	津田源右衛門
宮城采女	丹羽織部	梶川彌左衛門	脇田九兵衛	江守覺左衛門
氏家久兵衛	山崎小右衛門	箕田理兵衛	佐藤久右衛門	山森吉兵衛
北川久兵衛	山本久左衛門	寺西主馬	河合惣三郎	玉井掃部
和田助右衛門	小森外記	瀧與右衛門	淺野將監	猪子九郎左衛門
森権太夫	淺野與右衛門	金子左馬		

〔松雲公御夜話〕

御意は前田綱紀

一、大坂御陣之時分、中納言様御人數何程に御座候哉と、岡田豊前殿に相伺候處、冬は三萬、夏は二萬五千に候由御物語被遊候を被聞召候旨、右同日御意也。

借は貸なり

〔殘嚢拾玉集〕
大坂之時、加賀之御馬廻、冬御陣には六組を、三組宛二ッに分左右とし、外に二組ハ横山大膳越前麻水にて歸參、人數無之に付、神戸藏人・瀧與右衞門兩組を添られ、御近陣組と號し前備の如し。夏御陣には十二組に被仰付、大頭を定め可被成とて、大音主馬・多賀鷗庵被仰付處に、御馬廻頭中申は、大音は利長公御取立之人、何分下知請可申。多賀鷗庵は歷々之筋と申ながら、冬御陣過て、夏御陣との間に被召出新參者なれば、下知請まじと云て止たりと也。

〔前田家雜錄〕
一、富田下野家來股野五郎右衞門、大坂夏御陣に、柏野に而馬をひろひ、則夫に乘、大坂御陣相勤。歸陣の時柏野に而、此馬放れ走り行衞不知。朱鞍に三柏の紋あり。其年五郎右衞門勢州山田へ參宮方々巡見の時、則止宿の御師、馳走に乘馬を牽出すを見れば、彼朱鞍に而見知りたる馬故、御師に委く尋ければ、私馬也、當春より何方へ哉覽失候而、其後何比歸り來ると云時節相叶たり。則五郎右衞門常々伊勢大神宮を信仰、大坂御陣前にも心願しける故、此馬を借玉ひ、於大坂手に合、後御昵近と成、御加增五十石被下之也。

六月十八日。加賀石川郡野田の桃雲寺燒失す。

〔寺社來歷〕 桃雲寺由來書

象山名は徐芸

大透名は圭徐
雲堯字は泰山
慶長十九年とするは誤傳なるべし

當寺開闢者、高德院樣如御遺言當山に御廟御築、慶長五年之春瑞龍樣御建立。開山者高德院樣引導師寶圓寺二代象山和尙、隱居以後住持被仰付候。其時分之御書に野田之寶圓寺ゟ被遊候。其後寺號桃雲寺と、從瑞龍院樣御付被爲成候。元和元年六月十八日寺中致燒失候之處、追付從芳春院樣御再造被成下候。至當歲に八十六年に罷成候。寺屋敷之義者拜領地に而御座候。

〔寺社來歷〕 能州七尾長齡寺由來書

從高德院樣、大透和尙當寺在住之內被下候御書御座候所、當寺三代雲堯和尙野田桃雲寺ゟ住持に參候時分、當時住持相定不申候に付、野田ゟ持參申候處に、桃雲寺慶長十九年に炎燒仕候節、御書不殘致燒失候。

六月二十日。篠原一孝金澤の寶幢寺に對し贈遺を謝し、己れの病狀を報ず。

〔國初遺文〕

尙々煩之後灸藥にて無油斷養生仕候、以上。

遠路處御使僧、殊更御札・御守並蠟燭十丁被懸御意候。御悃志之段別而辱存候。如仰大坂表早速相濟、諸人大慶仕事候。筑前樣末長く御逗留之躰御座候。將又拙者其地罷在候刻より相煩、

御推量の次
候べく候歟

大坂表迄少能候處、京都迄罷歸煩再發いたし、令迷惑候。併大醫衆頼入、無油斷養生申候條、頓而致歸國可得御意候、恐惶謹言。

六月二十日　　　篠　出羽守一孝　判

寶幢寺様　貴報

六月廿一日。横山長知亦寶幢寺に對し贈遺を謝し、前田利常の歸期を報ず。

〔國初遺文〕

尙々被入御念示預忝存候、以上。

尊書拜見本望至極奉存候。殊御札・守並紅燭十挺、被懸御意忝存候。如仰於大坂表、筑前様無比類御手柄、御大慶奉察候。早速可被成御歸國存候處、長々御逗留にて下々迄迷惑可申義、御推量候。併來月中には可被成御下向様に申候條、可心易候。いづれも面拜之節、相積義共可得御意候、恐惶謹言。

六月廿一日　　　横山山城守長知　判

寶幢寺様　貴報

閏六月六日。奥村榮卿等大阪に於いて明王院・寶幢寺を招き、領内の大

阪落人を探索すべき命を傳ふ、

〔國初遺文〕

猶々御心中被仰談可有御出候、天台宗へも此旨可被仰入候、以上。

態申入候。去比大坂落居之落人可致穿鑿之旨、從公儀等筑前樣へ被仰出候に付、從筑前樣も、御分國中家を持候程之者を糺明可仕之旨被仰下候條、乍大義今日奥村備後所迄御來儀奉待候、恐々謹言。

閏六月六日

奥村備後守判
長如庵判
山崎閑齋判
松平伯耆守判

明王院
寶幢寺 御同宿中

閏六月六日。德川秀忠京都二條城に於て眞言の論義を試みしめ、前田利常等之を陪聽す。

〔天寛日記〕

是より先本多政重の安房守、横山長知の山城守といへるは私に稱したるなり

閏六月六日

一、將軍家伏見より二條に渡御御閑談、本多佐渡守・同上野介伺公於前殿、眞言論義有之。題は十惡起不起身三口四意三四時に起耶各別耶。寶性院・無量壽院・遍明院・正智院・金剛三昧院・如意輪子庵室・北寶院也。講師者多聞院。兩御所出御聽聞。越後少將・尾張宰相・遠江中將・越前少將・松平陸奥守政宗・松平筑前守利光・京橋若狹守忠高・藤堂和泉守高虎・本多佐渡守正信等、其外日野唯心・諸公家坐列。政事錄、増補慶長日記、駿府記。

閏六月十九日。前田利常參議に任じ、本多政重・横山長知は從五位下に叙せらる。

〔天寛日記〕

閏六月十九日

一、蒙鈞命松平筑前守利常任參議。且利光家老本多安房守政重・横山山城守長知叙從五位下。増補慶長日記、家忠日記、寛系、駿府記。

〔天寛日記〕

閏六月二十日

一、松平陸奥守・松平筑前守・藤堂和泉守御禮。皆官位昇進の御禮言上云々。駿府記、政事錄、増補慶長日記。

政滋は政重

〔賀陽侯夏御陣日次之覺〕

利常公大坂落城之後御上京、北野に御逗留。閏六月十九日依台命任參議。且家老本多安房守政重・横山山城守長知叙從五位下、八月に至て金澤御還城。此間軍勢御國へ歸され、御在留中御用之事有之人々は、替々京都へ被召寄。八月に到て兩公御出京之後御歸國。五月より八月迄之内三四ヶ月之間、公武家諸方之御酬酢、日夜之御催與日記不相傳之故、委數事不知之、老士之語り傳ふる所大躰如此。諸國之大名衆多く在京せしむるの由也。

〔國初遺文〕

慶長十九年八月の頃より、世上何となくさゝやく事出來てさはぎ候。無程天下の大亂おこりぬ。駿府・江戸兩御所と秀頼公と御手ぎれ有て、大坂を可被攻とて、諸國大名を被催ける。同十一月家康公・秀忠公、大坂表へ御進發有て攻させらるゝ。筑前守利光將軍方岡山先手に向ふ。委細別紙に記有之間略之。同二十年元和元五月再大坂御參陣、利光城中へ責入、敵數百人討取首を献す。依之同年六月利光參議に遷さる。並長臣本多安房守政滋・横山山城守長知從五位下に叙せらるゝ也。

于時元和元年九月三日書之者也。

閏六月廿七日。徳川秀忠二條城に於いて舞樂を見、前田利常等陪観す。

〔天寛日記〕

閏六月廿七日

一、將軍家二條御所渡御。伶人を二條の城に召て舞樂を見たまふ。慶長年錄、同見聞書。
公家衆出仕。尾張宰相殿・遠江中將殿・越前宰相殿・加賀宰相利光・大崎宰相政宗・越後少將殿（中略）
以下各出仕。政事錄、駿府錄、增補慶長錄。

七月十三日。幕府能登總持寺に對して曹洞宗法度を定む。

〔天寛日記〕
七月十三日
一、越前永平寺・能登總持寺、曹洞宗法度御印被申度之由申上云々。駿府記、政事錄。

〔國初遺文〕

總持寺諸法度

一、遂三十年之修行、致江湖頭經五年僧、以有轉衣之望、嗣法師之推擧狀、致登山可申理之事。
一、從當寺就傳奏、申降綸旨、以其上出世轉衣可有披露。附、非三十年修行畢者、不可立法幢之事。
一、出世之戒臘者、可爲綸旨日付次第事。
一、至紫衣者、永平寺當寺爲當住仁者、經奏聞勅許之時可有着用。於退院者可脫紫衣之事。

一、開山二代忌共、加賀・能登・越中三ヶ國諸末寺不殘可出仕。但遠國可爲志趣次第事。

右近年法度相亂、往々紫衣・黄衣着用之僧滿巷衢、違佛制受人嘲、法道陵夷無甚之。於此且爲佛法紹隆、且爲宗門繁榮相定訖。若於違背之僧徒有之者、可處配流者也。仍如件。

元和元乙卯年七月　日　朱（秀忠）印

七月十八日。徳川秀忠前田利常に暇を賜ひ、黄金若干を贈る。

〔天寛日記〕

七月十八日

一、此度田中筑後守・稻葉修理（一本伊藤）兩人御暇不被下、諸門成不審之思云々。其外之大名は、越前宰相殿・加賀宰相御暇出の時、從將軍家黄金二百枚宛進せらる。島津家久・松平武藏守共銀千枚宛賜之。自餘有拜領分限云々。駿府記、政事錄

八月十二日。茨木助右衛門・同小刑部、大阪役に於ける己れの功勞を具申す。

〔國初遺文〕

今度大坂表、玉作口二之丸東之門へはやく付働申候。則岸主計・瀨川藏人・伴理理兵衛、私四

人より先へ、門に付申者は無御座候。私様子門下に而片岡三右衛門も被存知候。右之者共働申内に人多罷成候所に、ほうろく火屋を出し申候へ共、四五人も門下に相殘申候。中にも岸主計・伴無理兵衛、私あひこたへ居申候通可被存候間、御尋可被成候。其後右之門より北へい下にて高名仕、手をおひ申候。此通加須屋式部・吉田一角・橋爪半兵衛兩三人被存候。此等之趣御尋可被成候、以上。

八月十二日　　茨木助右衛門　判

横山大膳殿

〔國初遺文〕

今度大坂表、玉作口二之丸東之門より前に、材木つみおき有之所にて、四五人も居申候。我等も其内にて御座候。則岸主計・小倉兵部兩人に詞を合申候。右之衆と一度に東之門へ付寄り、私義は二三間も門の前に而、すねを鐵炮に被討有之所に、又小倉兵部見被申候。則是までははやく付申通、詞を合申候へば、つゞいて浦上治部被罷越、我等すねかなひ不申義被申候て、無理につけ被申候。此等の趣右の衆へ被成御尋可被下候、以上。

八月十二日　　茨木小刑部　判

横山大膳殿

八月十二日。奥村榮明金澤寶幢寺の贈遺を謝し、前田利常の近狀を報ず。

〔國初遺文〕

以上

遠路貴札、殊爲御音信、蠟燭十丁並御札・守被懸御意忝存候。然者此表宰相樣、彌御仕合殘所無御座候條可心易候。頓而致御供罷歸、萬事可得御意候、恐惶謹言。

八月十三日　奥　河内守榮明　判

寶幢寺樣

八月十四日。杉村十左衛門大阪に於ける戰功を具申す。

〔國初遺文〕

乍恐申上候。

一、今度大坂表にて私手前之御事、玉作口二之丸東之大門前に材木少御座候、此所ゟ岸主計・茨木小刑部令同心つき申候。則其場に伴無理兵衛も居被申候。其より大門につき申候へ共、門をたて申候付而、行山主馬助・大島織部に詞をかけ合、一所に居申候。岸主計は我等より左之方に居被申候。定而我等樣子なども可被存知候。其内に跡より人數かさなり申に付而、門よりほうろく火矢を出し、我等召連候もの二人、我等こ三人ながらやけ申候間、無是非其場

を罷のき申候。此等之趣御披露所仰御座候、已上。

元和元年八月十四日　　杉村十左衞門　判

横山大膳殿

八月十四日。岸主計・伴無理兵衞二人、大阪に於ける戰功を具申す。

〔國初遺文〕

乍恐申上候　　伴　無理兵衞

岸　主　計

一、今度私共大坂にてかせぎ申候事、最前上方にても以書付如申上候、岡山にては御法度に付て御さきへも不被參候故、玉作口二の丸東の大門にさきに付申候。其刻何も付被申候衆之内に、互にことばをかわし申衆は、茨木助右衞門・松坂彌二右衞門・牛田助兵衞・中村安右衞門・山本久左衞門・淺井少兵衞、御かち衆石黑太郎兵衞、箇樣之衆にて御座候事。

一、其内においく〳〵に何も付被申候所に、門の内よりほうろく火矢をなげ出し、門のくわんの木をならし、戶びらをうごかし申折節、其口何もくづれ申候。然共我等兩人は、互にことばをかけ合殘り候て、さまごしにてつき合、鑓なごをもつき折、又すたり候て有之鑓を取、隨分手柄を仕かせぎ申候事。

一、右くづれ申候時、我等兩人殘り申刻、山本久左衞門・中村安右衞門・茨木助右衞門・松坂彌二右衞門なども殘り被申候。猶以我等兩人かせぎ申候處に、兩人ともがら手負申に付て、不及是非のき申候。其門口にては、敵味方によらず、おそらくは誰々にもはづかしき事は毛頭無御座候。自然我等などよりさきへも付、又はくづれ申時も、兩人よりさきに殘り候と申仁御座候歟、其上兩人手前かせぎ候事、何かと申人も御座候においては、つき合急度御せんさく被成、被爲聞召屆被下候はゞ難有可奉存候。隨分手柄を仕候かと奉存候事に御座候。あわれ御尋被成候においては、口上にて具に申上度奉存候。此等之趣可然之樣に被仰上可被下候、以上。

元和元年八月十四日　　岸　主計判

伴　無理兵衞判

橫山大膳樣

八月十八日。江沼郡山中溫泉に代官を置くを止め、百姓より湯錢の運上を納めしむ。

〔加賀古文書〕

當村湯錢御運上金子二枚充、每年此者として相調可指上候條、右之御代官被付候儀、可被成

御用捨旨就致言上、百姓等被任申分候。然ば年々之御運上、無殘可致進納候。若於無沙汰者、可爲曲事之旨被仰出候條、可成其意者也。

元和元年八月十八日

横山山城守 判

本多安房守 判

市右衛門 四右衛門 清介 理右衛門

次右衛門 又兵衛 清兵衛 忠兵衛

藤右衛門 作右衛門

八月二十日。前田利常能登鳳至郡總持寺の法度を定む。

〔國初遺文〕

諸嶽山總持寺法度

一、當寺出世之義、被相守上意御條目之旨、全不可違背事。

一、本庵當輪番、立代僧、構私曲、不可被相背先達之掟事。

一、寺領分諸役令免許事。

一、甲乙人於寺內山林竹木猥不可伐取。況緩怠狼藉堅令停止事。

一、惡逆人不可被抱置事。

肥後は直之

前田大和は利家の子利孝

一、僧侶儀式、専正戒律、當住持並寶圓寺任演說可被執行事。

一、祠堂米預置人、五院末寺共、毎年加二和利、無怠慢可受用。右借物若至疎略輩者、可處罪過事。

一、貴賤祠堂之深志異他、改器備靈供茶湯、勤行不可有怠慢事。

一、當寺物米錢等、或爲造營、或爲公界償也。就構依怙不可企濫吹、以評議可有裁許事。

右條々、大將軍家御意之旨定置候處、若於參差之輩者、加衆評、永宗門可被擯出者也。仍如件。

元和元乙卯八月二十日　松平筑前守源朝臣利光　判

九月廿八日。本多政重、父正信に牒して、前田利政の子直之を江戸に下して將軍の小姓たらしめんこと乞ふ。

〔本多氏古文書〕

おぼへ

一、ちくぜん申され候は、前田まご四郎子ひごこ申、こうねん十三四にまかりなり候、一だんりさつなる子にて御ざ候。しやうぐん様御こしやうに、前田やまこなみにめしつかはれ候やうにしん上申たき由に御座候事。

一、此いせん、はうしゆいんゐごに御ざ候時分、ゐごへくだし、はうしゆいんそばにおき、

肥前は利長
孫四郎は利政
筑前は利常

おり〱しやうぐん様御めにもかけられ候つる。しかるところに六七ねんぜんに、ひぜんやしないぶんにいたし、此はうへよび候て、ひぜんそばにおき被申つる事。

一、此かちう、はうしゆいんおんじやう見申候しゆ、としよりどもにおほく御ざ候。さ候へばまご四郎かたへ、よろづにつきない〱にてきづかいども候つる間、とかくひごこゝもとにをき候事、ちくぜんうるさくぞんぜられ候間、そこもとへくだし度と被存候へども、はうしゆいんこゝろをかねられ、ひごくだしたきと申候事申かねいられ候事。

一、ちくぜんすこしもぞんぜざるやうに被成、そこもとへ御ないしやうにてめしよせられ候やう、ちくぜんかたへおほせくだされ候やうに、しやうぐん様へおほせあげられくだされんよし被申候事。

一、かやうにこの方より申上候事、こゝもとへきこえ候へば、はうしゆいんまへへたいし、ちくぜんめいわくいたされ候間、貴様御一人へばかり、御だんがうのいため申上られ候。ひごそこもとへくだし候て、よきとおぼしめし候はゞ、そこもとより御ない儀にてくだし候へと、御ぢやうのよしちくぜんかたへおほせくだされ、そのうへにてくだし申たきと被申候。御前しかるべきやうに御とりなし候て、ひごくだり候やうにたのみたてまつるのむね被申候。この方にてもわれら一人よりほかきかせ不被申候事。

一、そこもとへひごくだり候事は、はうしゆいんもめいわくにはぞんぜられまじきかと存候。そのしさいは、このはうにてたれもあまりにちそう不申候。そのうへちぎやうもいまだいだし申されず候。そこもとへくだり候はゞ、かんにんぶんに、この方にてもちぎやう四五千石ほどもいだし、くだし可申とないく\被存候。くわしくは此もの口上に可申上候、以上。

九月廿八日　　本多安房守政重　判

裏紙に

筑前守殿思召之通、御一書口上之趣、佐渡守はちと煩候て、此頃御前へ不罷出候間、土井大炊助可被申上候處に、何之道にも筑前殿御爲可然樣にと思召候條、何篇にも筑前殿思召候やうにて、重而可預示候。此方より筑前殿へ成共、芳春院殿へ成共、宿老中へ成共、筑前殿御內意之通書狀相調可遣候。委曲彼使者可爲演說候條、其地よりの書付に其別をいたし令進覽候。

十月廿二日　　本多佐渡守正信　判
　　　　　　　土井大炊助利勝　判

この書簡は本多正信に宛たるものなり

十月二日。前田利常越中新川郡立山寺に岩峅村の地を寄進す。

〔越中新川郡岩峅村雄山神社所藏〕

越中新川郡岩倉村之内を以、百俵之所、立山權現ゟ寄進、利家・利長在判筋目不可有相違候。然者諸堂被加修理、彌祭禮勤行莫被怠慢事、仍狀如件。

元和元年十月二日　　宰相源朝臣利光　判

立山寺　衆徒中

十月八日。宇喜多秀家の女歿す。

備前樣は利家の女にして宇喜多秀家の室たりし豪姫

〔公女傳〕

備前樣御息女、初め山崎阿波に嫁し、阿波死後高岡へ御歸、慶長十八年富田下野に再嫁、元和元年十月八日歿。

十一月七日。代官・藏奉行及び下代の貢納米・登せ米に關する取扱規程を定む。

〔國初遺文〕

定

一、諸代官衆、口米納一石に付て、斗子を以四升宛取可被申事。

斗子は桝の名

一、藏奉行衆、口米納一石に付て、斗子を以二升宛取可被申事。

一、藁物成、千石に付て六百束宛取可被申事。

一、糠物成、千石に付て二百俵宛取可被申事。

一、下代在所へ指越候者、一汁一菜にて、朝夕之食其在所中として賄可申候。

但、人數上下二人三人には不可過事。付、當座之飛脚以下右同前之事。

一、下代在所へ指越候時、傳馬一疋宛、代官村つゞき五里・十里之内は乘可申候。但駄賃になをし候は可爲曲言事。

一、公儀御用之儀に付而、百姓召遣候事就有之者、其村々に書記、下代・肝煎致判形、年之暮に郡奉行手前にて讃談可仕候。此外爲自分人足・傳馬召遣候儀、一切有之間敷事。

一、此以前より有來候百姓走候はゞ、御代官衆下代共に可爲曲言事。

一、在々所々田畠、不作不致樣に可被申付候。自然用水以下於相滯者、郡奉行令談合、代官衆として普請等念を入可被相調候。若致無沙汰田畠あらし候はゞ、代官可爲越度事。

一、御藏下敷之事、御米損不申樣に、御代官中爲百姓共出可申候。

但、御米を拂候て、右之下敷百姓共かたへ返し可被付事。

一、御藏屋敷事、御定之外町方又は在々所々に立置候儀、一切被成御停止候事。

一、御藏番之事、御代官中之百姓共として無懈怠可相勤事。

一、御藏米舟之上乘之事、爲代官衆可被申付事。
一、舟場に御米出候事、御代官中之百姓共可出之事。
一、諸代官衆より大津登米候事、於彼津に京舛を以五斗表に廻し、御米奉行衆に引渡、下代は可罷歸事。

右條々被定置候趣、若違背之輩於有之は、可爲曲言旨被仰出候條、可被得其意者也。

元和元年十一月七日

横山山城守
奥村河內守
本多安房守

御算用場衆・御代官衆・郡奉行衆

十一月二十日。前田利常の子光高生る。

〔壬子集錄〕

一、陽廣院様御誕生日、霜月二十日之由、りてい・しゆてい覺也。

りてい・しゆてい口上横山志摩覺書

〔壬子集錄〕

一、筑前様二十乙卯霜月二十日生。淡路様元和三年丁巳四月廿八日生。

表は俵の假字

陽廣院は前田光高

筑前様も亦光高

淡路様はその弟利次

〔三壺記〕

元和元年にも成ぬれば、春夏かけて又大坂の御陣とて事さわがしく有けれども、何之御つかれもましまさず。八月三日巳の刻に到而、又若君樣御誕生被成ければ、御祖父樣の御例になぞらへて、犬千代丸と號し奉りて、御抱守には富田善左衛門・岡田十七郎・氏家內藏允・三輪主水を付させられ、それより追付西尾隼人・淺井源右衛門、其外歷々いものどもを御用人として御付被成、五六歲の御時池田松齋手本にて御手習あそばされ、大文字の御掛字などを、御前のもの共にあそばし拜領させられ、諸人頂戴仕感じ入奉る。

八月三日は誤なり

十二月二日。田畠・男女の賣買を禁じ、百姓の出稼等に關する規程を定む。

〔慶長以來定書〕

高札

一、御分國中在々所々、田畠賣買仕者有之付而は、惣年貢米、本村物成之並を以、買主かたより可致納所。但於非分者互に可爲申定趣事。

一、田畠買取候砌、地主へ相渡候あたひ、金銀米錢によらず、當作之內を以本分可引取事。

一、自今以後、御公領分・給人地によらず、田畠賣買堅御停止之事。

給人地は給人知

一間は一軒

一、走百姓者、慶長十年以後於逃散仕者、本村へ可返付。其以前之儀は不及御改事。
一、諸百姓不依男女他國ゐうり遣事、並致譜代重代之契約、在所を罷出儀堅被成御停止候。或は年切に罷出候奉公人、或は當給人と相對之上を以、納所之算用に引次召仕候者之儀は可爲各別事。
一、御公領分・給人地共に、田畠就不作者、其村々代官・給人と百姓等引合被遂御穿鑿、於不屆之輩者可被處曲言事。
一、諸百姓他國之金山ゐ罷越候儀、一切有之間敷候。若猥に相越者於有之者、其村中より爲過怠、家一間に付米一石宛可被召上。但宿之町人其村中として相改可申上。若見隱候付ては、十人組之者共應分限に過錢可被召上事。
右條々被仰出趣、若於違犯之輩者可爲曲言事也。仍如件。

元和元年十二月二日

横山山城守
奥村河内守
本多安房守

十二月九日。慶長六年以降徵收したる能登のお菜役を免除す。

〔能登古文書〕

去慶長六年以來御納所仕候新御菜役、來年辰之歳より被成御赦免之旨被仰出候。然者近年能州浦方より他國へ相越候者共悉可召返候。若右之走人等於不致還住者、御菜役如前々可被召上之旨被仰出候條、可成其意者也。

元和元年十二月九日

横山山城守長知　判

本多安房守政重　判

［　　］百姓中

十二月廿四日。前田利常山中温泉の湯税本年分に對する領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

元和元年加州山中湯役運上之金之事。

合二枚者

右うけ取所如件。

元和元年十二月廿四日　　ちくぜん　印

山中村　市右衞門

是歲。加賀藩の家中にて主なるもの左の如し。

〔金澤侍帳〕

元和之始金澤侍帳

五萬石　本多安房守　三萬石　橫山山城守　三萬三千石　長九郎左衛門
一萬千石　前田對馬守　一萬七千石　村井飛驒守　一萬七千石　山崎長門守
一萬二千石　富田甲斐守　一萬二千石　岡島備中守　一萬千石　神尾主殿之助
一萬三千石　篠原出羽守　一萬五千石　青山豐後守　一萬七千石　奥村河内守
一萬石　淺井左馬助　一萬石　前田美作守　一萬石　神谷式部
九千石　神谷信濃守　九千石　奥村因幡守　八千石　成瀬內藏之助
八千石　富田下總守　八千五十石　前田備後守　五千五百石　前田備前守
五千石　前田丹後守　三千石　前田日向守　八千石　今枝民部
七千石　小塚淡路守　七千石　安見右近　七千石　小幡播磨守
五千石　奥村源左衛門　七千石　永原土佐守　七千石　三輪主水
六千五百石　石野讃岐守（八左衛門と改）　六千五百石　不破彦三　六千石　村隼人正
六千石　津田勘兵衛　二千石　橫山大膳亮　四千五百石　佐川出雲守
五千石　高畠左京　五千石　中川宮内　四千石　才伊豆守
四千石　玉井市正　七千石　寺西若狹　三千石　水野內匠

四千五百石	生駒內膳	五千五百石	奥野主馬之助	四千石	多賀左近
六千石	津田玄蕃	四千石	大音主馬	一萬石	小幡右京
五千石	松平治部少輔	四千石	山下兵庫	四千石	松平玄蕃頭
三千石	加藤石見守	三千石	近藤甲斐守	三千石	篠原織部
千七百石	松平松千代（左衛門と改）				

是歲。奥村榮賴仕を辭して加賀藩を去る。

〔袂草〕

奥村攝津御家を出し事、有澤采右衛門物語

一、攝津は快心の三男、河內・因幡の弟、利常公の出頭にて領知七千石賜。妻は寺西宗與娘也。（俗名は次右衛門）本多故安房守政重組にて、殊に大知音也。利常公御意に、若大坂等御出陣有に於ては、其方三萬石の軍役にて相勤る心得可仕由、兼て仰付置かる。角て慶長十九年大坂陣の事起て、攝津御先手房州の手に付出陣す。日比懇志なる故、道中にても道廣き所は、馬を雙て乘、物語せられしと也。然るに大坂城仕よりの節、朝霧深く城邊曾て不見、房州笹山のこなたに備を立らる。攝州來て房州に向て申は、城門に今少近く備を立られ可然哉と詞を掛る處、房州返答なし。又重て申さる、返答なし。依之攝州一人先へ出備を立る。于時漸朝霧晴除て

快心は奥村永福

四月は前田利常朔日江戸を發して金澤に歸り十八日再び大坂に出陣する故に越中鷹狩の事あるべからず奥村榮賴の藩を去りしは恐らくは夏の陣以前にあるべく今假に是歳に係く

見れば、笹山を離れて、城際眞田出丸へは猶近く、中々備の立らるゝ場にあらず。鐵炮雨の如く打立る跡に、備たる旗まとひなびき倒、地にさしたる旗は猶片はしより打倒す。依之御本陣より備を立替可申旨、使番を以度々御下知に依て跡へしさる。旗色以下右の様子、外見にはひとへに加賀の先勢敗軍と見え、惣陣中に其沙汰あり。利常公大に御不興也。扨其冬御あつかひにて事濟、翌年二月金澤御歸城。其四月利常公越中へ御鷹狩に御越、いつも御鷹野の節攝州一度も御供にはづるゝ事なし。然に此度御供の仰出されなし、御出途の朝、攝州御供裝束にて御城へ罷出居申候へども、何の御事なく越中へ御越也。其比御城代故河內也。御出の跡には必登城せらる。橋爪御門の外にて攝津下城に河州行逢、今日其方御供にてはなしやと申さるれば、いや召連られずと答らる。其顏色鬼神の如し。扨御歸城後書付を以申上るは、最前三萬石の軍役相勤る心得可仕旨御內意に依て、舊冬より大勢牢人召抱、其外兵器以下皆其用意仕來り候。召抱候者ども今更扶持放れ候はん申立も無御座候間、私御暇賜候へとの紙面也。利常公是を見玉ひ、暫く御思案有て御硯引よせられ、其裏に御眞翰を以、何と成とも心次第とあそばされ、御返しなさる。依之河州・因州へも此通に候間、他國可仕由申す。兩人聞て其方左樣の所存に於ては、我等とも御家を立退可申と其用意あるを、舅寺西氏も同意也。此事房州聞て、攝州大坂にての首尾我等備にての事也。殊にあれは若將と云、是は我

身に掛りたる義なれば、某も一所に他國せんと申さる。扨各其覺悟にて、兄弟三人父快心の隱居所へ參て此段々申さる。快心聞て尤也、いと安く手間不入義、我等が首を討、其足にて立退可申由申渡さる。依之談合大きに替り、攝州一人立退、其外は何事なし。結句房州手間入、漸に申留る由也。攝州の家來ども房州、其外一門衆配分にて抱られ、今に其末々あり。御家中齋藤九右衞門なども、初は攝州家來の由。攝州江戸へ往、評定衆へ書付を以一々利常公を訴へ、大坂御陣中事其外御國御仕置の事など、公儀御咎可有事どもを書付る由。依之江戸より御家來何某と申者訴の書付出し候。仰分られの爲江戸へ御家來可被遣旨申來る。攝州辯舌布留那の如し、此相手には誰をか遣し玉はんと各申處、松平伯耆を可被遣由仰渡さる。伯州安々と御請す。此伯耆武勇無隱仁なれども、物云事は大躰よりも惡し。子息治部、此御使大切に存候、攝州名譽の辯舌、殊に理屈者に候、如何樣難問可申掛も不知事に候、始終能く御了簡有て、御伺有て可然哉と申さるれば、心安く存候へ、御進退の障りになる事曾て有まじ、其方申如くあれは口上無數の者也、一二度は返答し、其上には只一討にすべし。左樣に思召て不口上の我等を遣さると覺たりとこともなげに申さる由。然所に天罰にや攝州病氣に成、伯州江府參着時分大病に成、終死去す。依之此事止むと云々。本多佐渡守殿卒去後の事とぞ。

松平伯耆康定初名久兵衞元和六年歿

奥村榮賴寬永八年四月四日京都にて死す

〔懷惠夜話〕

一、右攝津守御國を立退、江戶ゟ出候而、金澤御仕置の事御老中方ゟ訴申に付、被仰分の爲御家來一人被指出候樣申來に付、松平伯耆守可被遣由被仰渡候。伯耆は淺井繩手小返鑓の一人、段々御取立にて一萬石を領す。今の松平治部・主馬等の先祖也。不辯に而物言宜からず。右御使被仰渡後、一家知音伯耆へ被申候は、御自分不辯にて、然も御仕置方の事も委く不知。攝津守は御仕置の事をも手に懸、俺迄知たる事。物云と云ひ彼是、何として公事の相手に可成哉。此儀は大事の御使なれば、達而御斷可然旨異見之處、伯耆其義は疾合點いたし候。併我等不辯舌をも御存知にて被仰付は、思召在こと見えたり。出府候而攝津守に出合候はゞ、速に刺殺可申。其上に而如何躰の者を被出候而も、安く被仰分立可申。此思召を奉推察によりて御斷不申上由申となり。

近日發足の筈の所、攝津守痢病煩死去に付、御家來御指出に不及由、重而御老中方より申來、其沙汰相止。

元和二年

正月十一日。前田利常老臣本多政重の勤務に關する覺書を交付す。

おもしは重石
山城守は横山長知

〔本多氏古文書〕

覺

一、書付何れも御聞届被成候。こまかなる義は安房守には似合不申と内々被思召候間、結句おもしかろく見へ申候間、こまかなる事は山城守可申付候。但少の義をもあわのかみにだんがう仕、其上にて可申付候事。

一、御家中ふれ狀、又は何ぞ仰出しの儀は、安房守を以被仰出候と、狀の文体にも、又は口上にても可申付事。但相談にて判形仕り可然義には、安房判形可仕候事。

一、氣相あしく、こゝろ六ケ敷候時は、出仕に不及候。天氣能時は用無之とも出仕いたし、萬事可申付候。

一、他國御供之義、理り御聞届被成候。こなたより御さしづ可被成との義に候事。

一、兩御所樣御目見へ被仕候上は、自國他國之義によらず萬事のさし引可被仕候事。

右御諚之趣承候所如此。

辰正月十一日　(利常)判

正月廿一日。前田利常書を本多政重に與へて、前田直之を江戸に下さんことを幕府に乞はしむ。

元和元年九月廿八日條參照
前田肥後は直之

老母は壽福院

肥前守は利長
孫四郎は利政

〔本多氏古文書〕

一、前田肥後義江戸へ被召寄、御小姓にもめしつかはされ候樣にと存、佐渡殿まで得御內意候處に、御耳に被立候へば、忝上意ども身にあまり奉存候。其に付而江戸御宿老衆より此地へ被下候御狀の案紙可指上之旨被仰越候。それにおよばざる儀と存候へ共、御さし圖にまかせ、大形書付さし越申候。御引なをし候て可被下由、其方より可被申越候。此地へあて所之儀は、貴意次第にて御座候。誠條々被加御詫候儀忝次第、可申上樣も無御座候由申上候事。

一、芳春院もくだし候樣に可有御座かとの儀、如御意內々くだし申度候へ共、はうしゆいんと老母、此已前より間がらしか〴〵とも無御座候間、江戸にての御あいさつも被成にくゝ可有御座かと存候。尤此方よりも萬々心付、兩方へのあいさつ仕にくゝ候間、けつくくだり候て如何可有御座候哉。其上はうしゆいん躰くだり候へと申出候とも、同心仕申まじき樣子に相見へ候間、旁以先一兩年も見合候て可然御座候はんかと存候、肥後御內意を以當年くだし申度候事。

一、芳春院は當春中に上がたへのぼり、肥前守三年紀のとぶらひをむらさき野にて仕度と被申候。久々孫四郎にあわれず候間、定而孫四郎に見參ながらのぼり度と申さるゝと相見へ候。京に被居候ば、爰元のためによき事にて御座候。さゆはひにて候間のぼせ可申かと存候。拙

者御目見に罷下候刻、直にはうしゆいん事をば御談合申、其上之儀に可仕候。まづ肥後計くだり候やうに申上度候。三月なかば時分は、芳春院上方へのぼり可申候間、其前に江戸御年寄衆より御状被下候樣にいたし度候。御機嫌を以御内意をうけさせられ、御意次第に被成可被下之旨、其方かたより佐渡殿・大炊殿迄可被申上候、以上。

正月廿一日　　筑前守利光　判

本多安房守殿へ

本文は前にいふ案紙なり

〔本多氏古文書〕

大和は利孝

態令啓候。仍前田孫四郎息肥後、其元に有之由候。定而可爲成仁候。大和なども在江戸に候之間、此方へ差下御奉公候樣に可然存候。爲其申入候、恐々謹言。

〔本多氏古文書〕

宰相樣は利常

猶以土井大炊殿、上野などゝ被仰談、於其地に御調可被成候。爲其御一書返進仕候。又其地に而不被成候はゞ、此方へ可被下候。大炊殿申談、能樣に可仕候、以上。

去年被仰下候御内意之通、此方之樣躰、宰相樣ゐ御請申上候處に、重而御内存之趣、正月廿一日之御日付に而、再被下候段拜見仕、尤奉得其意候得共、將軍樣駿府へ御座被爲成、于今御逗留之御事に候間、其儀無御座候。於還御者得御内意、是より可申上候。此等之趣御機嫌

能樣御披露所仰候、恐々謹言。

二月廿九日　本多佐渡守正信　判

本多安房守殿

正月廿七日。天德院夫人懷胎せるを以て熱田神宮に祈禱を求む。

〔國初遺文〕

態令啓達候。然ば姬君樣就被爲成御懷胎、於御神前撰吉日良辰有精誠、目出度御產平安、御息災御延命長久に被成御座候樣、可被抽懇祈旨、自兩三人可申達候由候。因玆黃金壹枚被致奉納候。委細使者申含候條不能詳候、恐惶謹言。

正月二十七日　奧村河內守榮明　判

横山山城守長知　判

篠原出羽守一孝　判

熱田龍太夫殿　人々御中

四月十八日。前田利家の女幸姬歿す。幸姬は前田長種の室なり。

〔壬子集錄〕　前田對馬覺書

覺

源峰は前田長種

三月は四月なるべし

中納言は利常

利犀　俗名　かう

元和二年四月十八日五十八歳に而死去、春桂院殿月照利犀大姉。

〔壬子集録〕　松平玄蕃母覺書

げんほう様御こもじ様の事。

一、御なはりさい様。

一、御しきやうの年は五十八。

一、御しやう月は四月。

一、御めい日は十八日。

一、ねんすは五十七年。

以　上

〔壬子集録〕　香壽覺書

一、げんぱうのおく様はおこう様と申候。御しきやうの月日は三月十八日にて御ざ候。

四月。徳川家康薨去せんとするに先だち、前田利常を召して遺言す。

〔松梅語園〕

一、東照權現様御不例被指詰時分、中納言様・加藤肥後守殿・福島左衛門大夫殿召て御遺言之

事有。其時先へ中納言樣御出御聞被成候。次へ御出被成候得ば、大夫殿何事に候哉と御尋なり。中納言樣御返答に、只今各も御聞被成事と被仰、御歸被遊、爾々の事有。大夫は能歳なれども若輩成人也、無分別成事被申、輕き事共也と御物語被成也。果して御言葉不違也、能御返答成と奉感。御遺言は我等只今果可申也、其方をば何として殺さんと存共、將軍勝負に而是非用捨と云事故助置也。將軍之恩莫大成間、如何樣之事有共、心など替事不可有之由御遺言也。殘兩人又被召寄之、關ヶ原に而心替無之事過分也。去共其禮には大坂表へ指除けたる也。此禮を申さん爲也、何も將軍へと心入賴思召也との御遺言と承傳也。

〔懷惠夜話〕

一、權現樣御他界之砌、天下の諸侯に御遺言に、將軍器なく候はゞ誰にても天下を奪ひ可被申候。天下は廻り持に候へば、少も御恨とは不被思召候。但袴肩衣にては取れぬもいに候間、弓矢にて取可被申との御事也。微妙院樣には御手前身代果可申由、我等度々申候へ共、將軍達而同心無之故無其義候。左候得ば我等恩は少も無之、將軍の厚恩に候。此義御忘れ有間敷由。福島左衞門殿には關原之時分無比類忠節過分に候。但此禮は申たると覺候と御意。誠に大國を被預置難有義と被申上候處、いやとよ左樣候事は無之候。右の忠節に三ヶ國五ヶ國遣候而も、飽たる事に無之候。禮と申は大坂に同道不申儀と上意也。是必竟正則身代御潰し可

被成思召在之故也。

正則は秀吉公御取立之人也。夫を思召、大坂御陣の時は、江戸御留守御頼被遊由に殘し置れ候。

〔懷惠夜話〕

一、駿府に而權現樣御遺言被仰渡候砌、諸大名段々登城に候。微妙院樣には御下り、仙臺之政宗は被上候に、御玄關に而御行逢被遊候處、政宗御用有之旨に而登城仕候、何事にて御座候哉と相尋られ候。御返答に、只今被仰渡候へば相知申事之由御意被成候。以後〱迄政宗も大形知たる者に候、大切之事尋候とて被仰ものに候哉と、度々御意被成候。

微妙院樣御はやき事申も恐れ有り。政宗も無双の人なれば、うかと申たるには有べからず。

其頃微妙院樣未御年若なる事なれば、可奉試ためなるべし。

六月二十日。田畠に關する制を定め、歩數一段を三百歩とす。

本文政宗とするもの前掲松梅語園に異なり

〔慶長以來定書〕

一、今度檢地、田畠一反に付而三百歩宛、無相違樣に可打渡候。江川道以下、如此已前可打除事。

一、畠方折之事、上中下により可相究事。

自儘は自賄なるべし

小成物は小物成に同じかるべし

一、去年・當年新開之地、打わけ帳面にしるし可上之。並長不作同前事。

一、藏納分在々所々田畠立毛、上中下見積り、有來候年貢米相違之在所於有之者、此度遂穿鑿可相究事。

一、田畠境目ふみ隱候百姓有之に付ては、急度可成敗候。若此度隱田之地有之者可申顯候。爲褒美隱田之地年貢米一作分訴人に可遣候。其上踏隱候百姓家屋家敷宛行、後年迄肝煎可申付事。

一、檢地之者共可爲自儘候。但ざうし・薪・馬の糠わらは、在所より可出候事。

一、下々禮儀・禮物取不申樣可申付候。若猥之儀有之に付ては、不寄侍・小者、類親共に可成敗候事。付、禮物出候百姓可爲同罪事。

一、檢地之者共、荷物もたせ候人足・傳馬之儀、村づたひに召連可申。其跡に乘馬一疋宛、其在所よりやとひ可申。此外下々猥に馬に乘候事有之間敷事。

一、在々所々小成物可相改事。

右條々若相違之儀於有之者、面々可爲越度者也。

元和二年六月二十日

御檢地衆

七月二日。能登の林木伐採に關する法令を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、能登國中山々材木之事、杉・檜木・松・梅・栗・うるしの木・けや木等、下々爲賣買伐採之事堅停止候。當地用所におゐては、印判次第にきらせ可申候事。

一、右之外雜木分、國中にて賣買いたし候事令赦免候。最前如申出候。三輪藤兵衛・大井久兵衛切手を以出し可申候。自然他國へ指越候に付而は、相改急度可申付事。

一、竹大小によらず切取候事堅令停止候。用所につゐては印判を可遣候事。

一、にが竹此方より遣候奉行人令相談きらせ、ね程を定可遣之候。但年々切取候竹の內五分一、其村百姓に可遣候事。

一、能州氣多社はやしの事、宮廻二町四方令寄進之條、傍示を定社家中へ可相渡候。其外之材木、此外用所次第印判を可遣候事。

右相定之所無異義候樣に可申付候。若猥之儀於有之者、兩人可爲越度者也。

元和二年七月二日　印(利常)

三輪藤兵衛

傍示は榜示

大井久兵衛

七月廿六日。金澤附近の檢地に關する通牒を發す。

〔加賀古文書〕

以上

今日うたつ山御檢地付而、八幡宮屋布之事被仰越。先年取立候砌は荒地山に而候つる條、此度之義御見合候而、御引被成可然存候。あたごやわた道之事、是又御見合候而可然樣に可被仰。其外奉公人屋布之事、公義屋布奉行衆より相渡不申所は、いづれも御打候而可然存候、恐々謹言。

七月廿六日　　横　山城守長知　判

成瀨內藏介樣

加藤宗兵衞樣、

堀　掃　部樣

山本久左衞門樣　御報

八月十五日。能登一向宗道場の屋敷に檢地を免除せられんことを乞ふ。

〔能登古文書〕

乍恐申上候

一、今度能州御検地に付而、道場屋布皆々御打被成候。何共めくわく仕候御事。

一、御掃除番料之義、諸宗一方、道場一方に罷成、銀子相立申候。其上殿様御上洛又は江戸・駿河ゑ御下向被成候時は、右之御掃除番衆ゑまし銀相立申御事。

一、能州道場方として、しらはし三千五百膳毎年指上申候御事。

右之通被仰上、國中道場屋敷被成御免候はゞ、有難可奉存候、以上。

元和二年八月十五日

はくい郡 本念寺
ふげし郡 本誓寺
すゞ郡 妙厳寺
かしま郡 長福寺
能州惣道場中

山城様
安房様

八月二十日。百姓の納租以前に米を賣買するを禁じ、又領内の量制を定む。

八木ははちぼくとよむ

斗升はとます

〔慶長以來定書〕

高　札

一、御公領・諸給人かたによらず、當年貢米無皆濟已前、百姓かたより八木賣買堅被成御停止。

但、給人中より八木賣申候儀は、可爲各別事。

一、三ヶ國納升、何も御公領分之斗升なみたるべきの事。

一、當納不相濟內に、百姓かたより八木・大豆以下、俵子預り候儀在之間敷事。

右條々若於相背は、可被處罪科之旨被仰出者也。仍如件。

元和二年八月廿日　　　　横山々城守

本多安房守

八月廿八日。切支丹宗停止に關する高札を定む。

〔慶長以來定書〕

高　札

一、きりしたん門徒之事、侍・凡下によらず、堅御停止之旨江戶御奉行衆より被仰越候條、於御分國彼宗旨たる者有之ば、可被處曲事之由被仰出候間、可成其意者也。仍如件。

横山山城守
本多安房守

元和二年八月廿八日

八月。金澤卯辰山觀音院の寺地を轉じ、堂宇建立の工事に着手す。

〔寺社來歷〕 觀音院由來書

瑞龍院樣御代、奥村長兵衞・澤崎東春に被仰付、卯辰山只今法住坊罷在候所に而、慶長六年に居屋敷拜領仕候處、微妙院樣御代淺野將監・石河茂兵衞に被仰付、元和二年八月に當山御普請初御座候而、客殿廊下御建立、並長柄之鑓十本、毛氈五間被遊御寄進候。本堂者天德院樣御建立、幡十二流・花鬘十二流・天蓋・戸張・打敷・佛道具、其外葵御紋之御幕五色、緞子之御幕二色、御簾五掛被遊御寄進候。

一、山王社並塔、微妙院樣御建立被遊候。

一、陽廣院樣御代に西尾隼人被仰付、當山坂下より淺野河大橋迄、最前道狹御座候、幅三間通り直道被成、町之名も改、觀音町と被仰付候。每歲御祭禮には行器之赤飯米・御樽五種・橋懸り根引之松、並正月門松被下候。

一、當山之內に愛染院・醫王院と申持僧二ヶ寺御座候。由來之儀は二ヶ寺より書上げ申候。

九月十一日。家中の準備すべき軍器に關する制を改め、大阪兩陣に破損

持僧は寺僧なるべし

したるものを整理せしむ。

〔萬治已前定書〕

加州知行御軍役之覺

一、一萬石

のぼり 七本　馬上 二十騎　小馬驗 一本　鐵炮 二十五挺

弓 五張　鑓 五十本持鑓共

一、七千石

のぼり 五本　馬上 十四騎　小馬驗 一本　鐵炮 十八挺

弓 三張　鑓三十五本持鑓共

一、五千石

のぼり 三本　馬上 十騎　小馬驗 一本　鐵炮 十三挺

弓 二張　鑓二十五本持鑓共

一、四千石

のぼり 三本　馬上 六騎　鐵炮 十挺　弓 二張

鑓 二十本持鑓共

一、三千石
のぼり 二本　馬上 四騎　鐵炮 八挺　弓 一張
鑓 十五本持鑓共
一、二千石
のぼり 二本　馬上 二騎　鐵炮 六挺　鑓 十本持鑓共
一、千石
のぼり 一本　鐵炮 三挺　鑓 五本持鑓共
一、五百石
鐵炮 一挺　鑓 三本持鑓共

能登越中知行御軍役之覺

一、一萬石
のぼり 七本　馬上 十五騎　小馬驗 一本　鐵炮 二十挺
弓 五張　鑓 四十本持鑓共
一、七千石
のぼり 五本　馬上 十騎　小馬驗 一本　鐵炮 十四挺

弓　三張　鑓　三十本持鑓共

一、五千石

のぼり　三本　馬上　七騎　小馬験　一本　鐵炮　十挺

弓　二張　鑓　二十本持鑓共

一、四千石

のぼり　三本　馬上　四騎　鐵炮　八挺　弓　二張

鑓　十五本持鑓共

一、三千石

のぼり　二本　馬上　三騎　鐵炮　六挺　弓　一張

鑓　十二本持鑓共

一、二千石

のぼり　一本　馬上　一騎　鐵炮　四挺　鑓　四本持鑓共

一、千石

のぼり　一本　鐵炮　二挺　鑓　四本持鑓共

一、五百石

鐵炮　一　挺　　鑓　二　本持鑓共

右最前兩度之就御陣、御家中諸道具何も損申由に候條、連々可致用意之旨被仰出也。

元和二年九月十一日

九月十七日、納租に關する細則を代官に令し、本年より租壹石に付口米八升に定む。

〔慶長以來定書〕

御　定

一、御公領分御年貢米、如御定年々致皆濟樣に可被申付候。但、旱損水損以下に付て、百姓等申分於有之は、郡奉行衆言上次第に御見立を可被遣候事。付、御年貢米其外小成物に至迄、御納所請取被申候ば、時々に手形無滯百姓かたへ可被相渡候。若懸付出不申候由、百姓申分有之者、代官衆可爲越度事。

一、當年より口米、一石について八升宛請取可被申候。此之外役米非分申懸に付ては、御代官衆可爲越度事。

一、藁は物成千石に付て六百束宛取可被申事。

一、糠は物成千石に付て二百俵宛取可被申事。

一、御藏米毎年大津へ三ヶ一、敦賀へ三ヶ一可被指上候。相殘三ヶ一は御下行方並可爲地拂候事。付、加州米は四月切、能登・越中は五月を限り可被指上候。但、御符被付候事被成御用捨候條、不寄何方諸代官衆勝手次第御米拂被申、大津之相場中之並に金子可被指上候哉之事。

一、御藏米地拂之事、御米買候もの御代官衆として被聞立、商人御算用場へ召連、値段相極致言上、仰出次第に拂可被申候事。

一、大津へ登り米之事、一石について、當國之京舛を以一石に一升宛に廻し、御奉行衆へ可被相渡候事。

一、御米地拂並敦賀拂之金子之事、毎年六月より同霜月迄之内に金子可被指上候事。

一、御藏米敦賀・若狹江相越砌、海上にて舟致破損付而は、すたり米御算用に可被立候條、御米積申候時、船頭之切手諸代官衆取置可被申候。若船頭切手無之付ては不可及申分事。

一、御藏米船之上乘之事、代官衆として可被申付候事。

一、舟場江御藏米出申候事、御代官中へ百姓共として無懈怠可相勤事。

一、御藏屋敷之事、御定之外町方又は在々所々立置候儀、一切被成御停止候事。

一、御藏下敷之事、御米損不申候樣に、百姓としていたし可申候。但、御米を拂候ば、右之下敷百姓共かたへ返し付らるへき事。

一、下代在所へ指越候ば、一汁一菜にて朝夕之食を、其在所中として賄可申候。但、人數上下二人三人には不可過候事。付、當座之飛脚以下賄可爲右同前事。

一、下代在々所々指越候時、傳馬一疋宛、代官所村つゞき五里十里之內は乘可申候。但、駄賃に直し候は可爲曲言事。

一、公儀御用之儀に付て、百姓召仕候事有之付而、其時々に書記、下代肝煎致判形、年暮に郡奉行手前にて讃談可仕候。此外御代官之衆、爲自分人足・傳馬召仕候儀、一切有之間敷事。

一、此以前より有來百姓走候ば、御代官衆下代共に可爲曲事。

一、在々所々田畠、不致不作候之樣に可被申付候。自然用水以下於相滯は、郡奉行令相談、代官衆として普請等念を入可被相調候。若致無沙汰田畠あらし候はゞ、代官可爲越度事。

右條々被爲定置候趣、若違背之輩於有之は、可爲曲言之旨被仰出候通、諸代官中へ可被申傳者也。

元和二年九月十七日

横山山城守

本多安房守

三輪志摩守

小塚淡路守

九月廿七日。加賀能美郡尾添村の温泉に高札を與ふ。

〔國初遺文〕

高札　尾添村

一、當所湯入候者は、湯奉行に相斷、湯賃定、令湯治之事。

一、御家中之者、自然對他國人並村人、猥之作法有之ば、交名をしるし可申上候事。

一、御切手なくして人足不可召遣旨。作毛之者不可拔執事。

右條々被定置所、若違犯之輩於有之は、可被處嚴科之旨被仰出者也。仍如件。

元和二年九月廿七日　横山山城守

本多安房守

十月二日。加賀能美郡小松多太神社に社地及び社領の目錄を附與す。

〔御印目錄寫〕

能美郡小松八幡之地目錄

千三百九十二歩　道堀共に宮屋敷分

三反五十歩　社領上中之田五ヶ所

右條爲御意、小松三日市領永代打渡す所如件。

この村は木村

元和二年十月二日

中川宮内判
上村八左衛門判
不破孫六判
上坂久兵衛判
岸主計判
櫻井丹助判
渡邊角右衛門判

神主　富岡八郎右衛門殿

十一月三日。岡田治太夫大阪夏陣に於ける戰功を上申す。

〔國初遺文〕

覺

一、去年五月七日岡山表御合戰之刻、御鐵炮衆何れも堅被申候。我等一所罷越候事。

一、道筋之義は、この村道は本道を參、其より眞田丸口そうがわのうちへ乘入申迄は、鐵炮衆何れも召連被越候處、町之內に而鐵炮衆おくれ申、二之丸西の門さへいぎわ迄三人付申候事。

一、私二之丸西ゟ門登、屋敷よりへいをのり、櫻門に着居申候刻は、富田兵部・淺野將監・中川宮内などもあひ申候。城中火懸候て、何れも罷出候刻は、松平玄蕃など一所に同心仕、御陣所へ罷越申候。右之衆定而可被存候間、御尋可被成候、以上。

辰十一月三日　　岡田治太夫　判

横山大膳殿　御披露

十一月五日。領内各驛に於ける傳馬役を定む。

〔國初遺文〕

三ヶ國宿々傳馬役之定

一、加州大正寺より竹之橋迄之宿々、並宮腰可爲本役。但、高松よりは三間に一間御役義之事。

一、金澤之内卯辰之木町、宮腰口之木町、森下町之金屋町、五間に一間之可爲御役之事。

一、越中富山・今石動は、加州並に可爲本役。其外中田・三戸田境迄之宿々は可爲半役事。

一、高岡町・立野町・嵯峨町・氷見町、三間に一間之可爲役儀事。

一、東岩瀨・草島・千原崎、五間に一間之可爲役儀事。

一、能州今濱より所之口迄宿々、三間に一間之可爲役儀事。

一、當年芳春院樣御上洛之傳馬より跡之分は、此以前之家數を以、三ヶ國宿々等分に算用可相極事。

右被仰定候處、無相違可相勤候。若無沙汰之輩於有之、可爲曲言者也。

元和二年霜月五日　　横山山城守

本多安房守

十二月十六日。惡錢選擇に關する制、及び金貨と錢貨との交換比例を定む。

〔慶長以來定書〕

代物法度

一、大かけ

一、大われ

一、新　錢

一、かたなし

一、なまり錢

一、ころ錢

右六錢の外ゑらぶべからず。然者金子一歩に付而代物一貫宛之取やりたるべし。此定に代物は御藏へも被納候條、自今以後相背御法度輩者、可被處曲言旨被仰出者也。

元和二年十二月十六日

横山山城守

奥村河内守

本多安房守

十二月十六日。加賀國四郡各肝煎の扶持として、農民鍬一挺に付き米二升を出さしむ。鍬米といふもの是なり。

〔國初遺文〕

加州四郡在々所々与頭之肝煎扶持、從當年其与中として鍬一丁に付て米二升宛出之、公儀御用之賄に可仕之旨被仰出候。此外小百姓等にたいし非分於申懸は、可爲曲事之旨被成御意候條、右之趣諸百姓中へ堅可被申觸者也。

辰十二月十六日

横山山城守

本多安房守

郡奉行中

〔河合録〕

鍬米の徴收を寛永三年に初るとする說は非なり

田兵は田丸兵庫

鍬米を元和三年に起るとする說亦非なり

十村鍬役米之事

一、鍬役米と云は、村々十五歲より六十歲迄の男一人より二升宛取立、其組裁許之十村ゟ被下候品也。如斯相極り候事、其始は寛永三年と相見ゟ候之事。舊記之趣左之通。

一、其方中手前与中村々鍬數可相改旨、御目安場より被仰渡候間、何茂爲肝煎中可致吟味事。

一、人數可相改樣子、其品書遣候事。

一、鍬役相究候而、組々御帳指揚る上は、鍬一丁に付米二升宛十村肝煎共御扶持に被遣候事。

右之通与中小百姓共ゟ堅可申渡候。如此定置上は、以來与頭共非分於有之は御穿鑿被成、急度曲言に可被仰付候間可得其意者也。

寛永三年八月　　田　兵　印

戸出村　又右衞門

一、又十村ゟ鍬米被下候初りは、元和三年とも相見ゟ候。元祿之夏書出候趣左之通也。併是は其頃申傳候趣とも可申哉。

覺

一、先年十五歳より六十歳迄男、村々鍬役御極、諸事御普請之刻、其村々右鍬役七日懸り普請被仰付候事。

一、十村給米之義、先年は在々家數に應じ出申由、元和三年被爲仰出、右鍬米一丁に付二升宛被下候由に而、只今迄取來申候。

一、在々之者他國他方へ遣申間敷旨被爲仰出、右人數相改申刻殘不申樣、村々肝煎・長百姓誓詞被仰付改申候。彌念を入可相改、十村給米も鍬數應じ被下候由及承申候。

一、一季居並年季に而も奉公仕候者、生在所に而鍬米出申御定に付、末々に而は出不申候。

一、所御拂御座候者方に奉公仕候而も、他國他方へ遣申間敷、御縮等生所へ就被仰付候、鍬米取來申候、已上。

元祿二年五月廿八日

御所村 長次郎
北中條村 半七
田井村 次郎吉
熱野村 少兵衛
吉野村 藤右衛門
村井村 與兵衛

御改作御奉行

一、鍬役米之義、其十村切害被仰付候時は、日割御上へ先年は被召上候由承候、且預け又は禁牢被仰付候者之義も、いかゞ可相心得哉之旨、御所村長次郎等より伺出、於御算用場段々詮義之上、右樣之分は跡組預り候者方へ取立可申、年中十四ヶ月割に日割當り取立可支配旨、

元祿六年十二月申渡候趣、御記有之候事。

長文段故要文迄記之。十村咎方により鍬米指引之義、享保之申渡今も規則と成る。猶咎之箇條に委し。

但、寛永二年鍬米十村被召上候分御上へ取立、百姓入用に被下候由、此文中にあり。

一、鍬役米之義は、在々之者他國他領江遣申間敷、爲縮方十五より六十迄の男之分一人二升宛取立、十村役料に可被下旨被仰出之通可相心得候云々。如此も舊記に有之、鍬役米之義は甚御意味も有之品之由。

一、鍬役米、分役は一家內取立不申、村肝煎は身當り不取立、家內之分取立候事。

一、十四ヶ月割とは、十一月・十二月は二ヶ月分宛之割にする事也。日割算用、當時も十四ヶ月割にいたす也。

一、新田裁許に而、組當分裁許いたし候者も、十村同樣鍬役米被下候事。

一、無高所之村々は、一人何程と云定も無之、村々に寄り、銀に而何程とか又は米とか、前々仕來り有之、又は棟役と申名目に而取立るもあり、皆鍬役米へ打込取立る也。

十二月廿一日。前田利常加賀江沼郡山中温泉本年分の湯税を領收す。

〔醫王寺藏文書〕

元和二年分、加州山中湯役金子之事。

合二枚者。

右皆濟所如件。

元和二年十二月廿一日　　判（利常）

山中市右衞門

十二月廿六日。前田利家の子利孝、上野七日市に封ぜられ采地一萬石を食む。

〔系譜〕

前田利孝、利家第五男、文祿三年金澤に生る。幼名孫八郎、慶長九年兄利長の命に因り、江戸に赴きて芳春院に隨從し、十八年八月十八日從五位下に叙し、大和守に任ず。秩祿初め幕府より千口、宗家より二千口を受け、元和二年十二月二十六日上野國廿樂郡内に一萬十四石を賜ひ、七日市に治す。

〔天寛日記〕

是冬

一、前田大和守利孝に、上州七日市に於て采地一萬石を賜る。東武實錄

下司は下知

油木は油桐なるべし

是歳。金澤の市區を改め近郊の道路を修む。

〔三壺記〕

金澤町立替り道橋等付替る事

元和二年の頃は瀧與右衞門と云もの、石川・河北兩郡裁許被仰付、就其諸代官等も其下司に隨ふ。才川大橋より坂之上、畠にて所々に小松など有之けるを、町中にはさまる諸寺等を泉野へ上させらる。河原町の裏、西の方の寺町、其外方々より野へ屋敷渡りて引越す。下口惣構之内の寺町共、淺野川山の際に移さるゝ。川がけの上菜園に被仰付。寺町は片町にて相濟。それより野田山への道筋は、利家公の御墓所へ參詣衆の往還なれば見ぐるしとて、寺町のはづれより並木に小松を植させられ、道に指添ひ馬場を通し、野田のふもと三本松の南に、遠乘の爲とて芝にて土手をつき、馬場を爰にもこしらへたり。才川のがけの上野に柿の木畠・栗林・ぶどうの棚、山のかたはらに覆盆子畠を付させられ、野田道右手の野原に油木數千本植させられ、三ッ屋の在所に土藏を立、木の實を取入、御城中の灯油に用之。宮のこしの海道才川の方に有之て、御城より見おろせば九折にて見ぐるしとて、極樂橋の上より目の下に見ゆるやうに、廣岡の町ばなにかゞり火を燒、宮のこしの町口に又かゞり火をたき、其間々にも

五ヶ所かゞりを燒、夜中に火の目あてにて、ぼうじをさし繩ばりを究、道を直に作らせたり。此かゞりの火にて道を直に通す事は、今枝內記指圖を以、瀧與右衞門郡の人足等下司して出來す。此年人持衆下屋敷等相渡り、面々に作事をいとなみ、地子町・本町立替り、にぎやか成事申ばかりなし。

〔老翁雜記〕

一、元和二年金澤町中にはさまる諸寺、泉野に屋敷渡り可引越、惣構の內の寺院共は、淺野川山際に移る。野田道双方に松を植、往還の並馬場を付、又其邊に柹木畠・粟木林・蒲萄棚・覆盆子畑・柚の木等を被植る。又宮腰道を直に付改、人持中下屋敷今年初而渡る。今枝內記奉り、瀧與右衞門奉行す。

〔正說起本〕

一、金澤野田道に遠乘馬場出來は、元和二年松林を伐ならし、新に出來に候。粟木・柹木林、宮の腰道も付替新出來也。其外町中寺院今の寺町に引移り、下口は卯辰山に移す。

〔前田家雜錄〕

一、問云、人持中に下屋敷渡り初は何頃に候哉。答云、元和二年に今枝內記被命、瀧與右衞門奉行にて相渡り候。此年柹畠杯の事前に申入候。葡萄棚・覆盆子畑、柚の木等も植る也。

元和三年

正月十一日。百姓の夫役及び小役を除き、夫銀及び小役料として物成百石に付夫銀百四十目を徴す。

〔慶長以來定書〕

三ヶ國諸役御赦免之目錄

一、二百五十人。　御城詰夫之事。
一、他國夫之事。
但、御國役並宿送等之儀者、前々より如有來たるべき事。
一、他國ゐ傳馬被遣事。
但、宿送之儀者、前々より如有來たるべき事。
一、薪錢之事。　但御給人地共に。
一、炭之事。　同。
一、鍛冶炭之事。　同。
一、御鷹餌犬之事。　同。

給人地は給人知

當年三月中迄は舊冬より御割符有之事。

一、御馬糠之事。

一、御馬藁之事。

一、御馬草之事。

一、御疊うらごもの事。

一、むしろの事。

一、こもの事。

一、繩之事。

一、御遣わらの事。

一、能州御國役上鹽之事。　御給人地共。

但、鹽がま御年貢鹽之外たるべき事。

一、能州柵木之事。　同。

一、うすあした役人之事。　同。

一、ころ木之事。　同。

一、なるの事。　同。

一、桑役之事。　同。
一、箸木之事。　同。
一、雪こすきの事。　同。
一、鍬がらの事。　同。
一、しぶかきの事。　同。
一、山椒・わらび・芋・いものくき・山のいも・うど・すゝ竹・青梅・蓮の葉・よもぎ・しやうぶ・ぬかご・わさび・ち草・かや・まめ以下之事。御給人地共。

右條々、從當年何も被成御赦免之旨被仰出候。然間御公領所、物成高百石に付而、夫銀並爲小役料銀子百四十目宛、四歩米相加可出之。然者春中に半分、秋中に半分、兩度に可指上候。但去年迄之御割符之物數、未進於有之者、早速可被相濟候。如此被仰出御諚之旨、諸代官中に具に可被申渡者也。

元和三年正月十一日

横山山城守
本多安房守
三輪志摩守
小塚淡路守

御當代は綱紀にして百二十石五斗は能登羽咋郡八幡座主村七十石五斗の外越中礪波郡富腰村五十石なり

三月五日。前田利常、伊勢神宮領として能登羽咋郡八幡村の地を増加す。

〔社家來歷〕 微妙公御寄進狀寫

能登國羽喰郡七箇之内於八幡村、神田高五十石之所先寄進。此外辰の年檢地出來分二十石五斗八升、重而令寄附了。先高引合七十石五斗八升之所、諸役免、永代可爲伊勢領之狀如件。

元和三年三月五日　　加賀宰相　利光

福井與左衞門殿

福井與左衞門兩度に致頂戴候。

一、利長樣御代、右御寄附御判形之御折紙、是亦私曾祖父致頂戴候。

一、利常樣御代御檢地之時分、右能州八幡座主村打出二十石餘御寄附被成下、御判形之御一紙、私親福井與左衞門致頂戴候。

一、御當代、右御寄附惣高百二十石五斗餘之所、御一紙之御判之物被成下、私致頂戴候。

一、當殿樣御誕生被爲成候節、御産着私親獻上仕候處、綿二百把、爲大神樂料五座分銀子六十枚被下之候。

右御代々御判之物、先年入御覽候處、寛文十年山田大火事之節悉燒失仕候に付、翌年御當地

罷下、委細書付を以御斷申上置候。

一、口宣之儀、私家祠官に付、代々頂戴仕候。伊勢之定例に而、私義初而從五位下被成下、從四位下迄致昇進候。右口宣共、寛文之火事に燒亡。但從四位下之口宣は火事以後に而所持仕候。

一、私山田年寄之家業、高祖父より代々相勤、于今其通に御座候、以上。

貞享三年六月廿一日　　御師　福井土佐末起　判

不破彥三殿

富田治部左衞門殿

三月十五日。寶達金山の親方を廢し、奉行監督の下に百姓の自から採掘するを許す。

〔諸家文書〕

能登寶達金山之儀、山親方なしに仕、奉行をこい、普請山にのぞみ申に付て、則其通に申付候條、萬事奉行に令相談、山盛候半と可申付者也。

元和三年三月十五日　　印（利常）

仁兵衞　與兵衞　淸介

小右衛門　喜右衛門　伊右衛門
與　介　市　介　相　兵　衛
又　助　左次右衛門　宗左衛門

三月廿六日。山崎久兵衛大阪夏陣の際に於ける戰功を具申す。

〔國初遺文〕

一、去々年五月七日、大坂岡山表において一番鑓を合申候。其時黑はをり着申者を、胸板つきぬきつきふせ申。そこにて我等名乘申言葉を合可申も、あたりに味方無御座候間無其義候。則其首取可申と仕候處に、敵四五人我等につきかゝり申候。そこにて私兩度まで名乘つき合申候。其内に首は敵方へあげ申候。其時味方四五人一所にあわせ申候。其ものはまぐれ申候へ共、私はだまり居申候。黑きはをりつきふせ申候證據は我等は見不申候へ共、其場にて私傍輩に中西釆女手を負見申候へ共、相果申ゆへ、釆女下人見申由申候。其日を私傍輩西村次右衛門と申ものきゝ申候。其上安見右近殿家中遠藤藤太夫と申者見申由申候事。

一、二番鑓之時、黑き母衣かけ申ものと鑓を合申候。しばしつき合申候内に、私ほうをつきぬかれ申、則其鑓を我等にぎり、しばらく引あひ申候。其場に味島半右衛門有合見申由申候。其外いづれも見可申候。我等手を負、立のき申候刻、殿樣御通被成候間、鑓を合手を負申由

申上候。則山城殿・伯耆殿へも右之通申入候。以來之徹所と存、手を負、下人つき不申候へ共、鑓さし物をもすて不申罷歸申候。其上鑓をつきわけ申候。右之心付に加増くれられ申候御事。

一、長門守父子に、せがれよりめしつかはれ有之申候故、渡り奉公は不仕候。私十六之年、山崎安房守より木村勘左衞門と申者成敗被仕候時、坪坂左太夫・岡部八彌太・私、兩三人に被申付候。彼もいけごり申候へ共成敗仕候。其刻手負、少知もらい申候。私當年は廿九に罷成申候事。

右三ヶ條之内聊虚言不申上候。

元和三年三月廿六日　　山崎久兵衞　判

淺野將監殿

水野內匠殿

篠原織部殿

石川茂平殿

長門守は山崎長鏡

安房守は阿波の誤にして山崎長鄉

久兵衞は祿二百石にして延寶八歿

三月廿七日。前田利常篠島豐前に命じ、越中諸浦に來る他國船の入港稅を徵し、又農民の他國に脫出するものを檢せしむ。

〔篠島卯三郎藏文書〕
越中四郡諸浦、他國船間役之事、米百俵に付銀子一匁宛、相改可差上候。然者浦々肝煎に下代差添、右之役銀、並分國之百姓他國へ不相越樣に、舟中可相改候。於無沙汰者可爲越度者也。

元和三年三月廿七日　印(利常)

越中　篠島豐前守殿

篠島豐前は前名三藏

三月。重ねて大阪役從軍者を精査し陪隷の徒に及ぶ。

〔越登賀三州志〕
元和三年丁巳三月嚮に浪華の役に預る諸臣の殿最眞贋を正して之を定む。淺野將監・水野内匠・篠原織部・石川茂平之に監たり。

〔前田家雜錄〕
一、大坂覺衆、元和二年御詮義の時、岡山口覺衆五百石宛、黑門の衆は二百石宛、右御加增こ也。寛永九年の時岡山表の衆二千石宛、黑門表の衆五百石宛御加增こ也。

元和二年は三年、寛永九年は八年なるべし

〔微妙公御夜話〕
一、大坂以後御穿鑿被成、並々の者御知行二百石宛御加增被下候。天下に無之結構成御加增

の由申慣候。其以後重而大坂の高名批判被仰付、御加恩有之者も御座候。箇様の儀微妙院様に御不審御座候内之由、有澤氏咄申候。

御不審は幕府よりなり

〔三壷記〕

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名の者共大形に聞届加増をさす。元和二年に家中・又者共手柄の次第聞届褒美をさすといへ共、唯今又委細に可被聞召の旨被仰出。

元和二年は三年なるべし

四月廿三日。由比民部丞命を得て越中埴生八幡社の神職に前田利常夫人の安産を祈らしむ。

〔越中古文書〕

以上

一書□啓［　］仍御祈禱之爲御初尾銀一枚被遣候。彌々無御由斷、御安産之御祈念可有之候。內記方より可被申入候へ共、御用之義候間、我等方より如此候、恐惶謹言。

元和三年卯月廿三日　　由比民部丞□□　判

はにう神主殿　人々御中

內記は與津氏

四月廿九日。前田利常の子千勝丸生る。後の利次是なり。

公は徳川秀忠

〔三壺記〕

利光公御若君御出生之事

元和三年には千勝丸殿御誕生被成ければ、生駒内膳を御守につけさせられ、其外子小姓どもそれ〴〵に前後を守護し奉る。

五月十三日、徳川秀忠、前田利常の邸に臨む。

〔天寛日記〕

五月十三日

一、公松平筑前守利常が家に渡御あり。御太刀守家・御刀一文字・御脇差平野藤四郎・御著衣百・御袷百・御單物百・御小袖百・八丈島三百端・白銀三千枚利常に賜はる。太刀守家・刀貞宗・脇差新身藤四郎・馬一疋鞍をおき・小袖百・袷百・白絲百斤・紅絲百斤・綿千把・卷物百卷繻子段子・黄金三百枚利常是を献ず。猿樂七番上覽あり。三番過て小袖唐織猿樂大夫に與ふ。其餘の役者等に小袖を與へ、舞臺に鳥目五百貫是を積み與る。利常が家臣九人御前に出で拜謁す。時に太刀・袷を献す。各白銀御單物を賜る差あり。東武實錄、紀年錄、續年錄。

〔天寛日記〕

元和三年巳五月十三日卯辰之間、公方樣松平筑前守殿へ御成之次第、路次口より御數寄屋へ

御成。御膳符。

御本膳

酒ひて　鯛蚫　御汁　青鷺牛房大根　こくせう　雲雀

御二盛こほし

焼蒲　鳥鉾　御汁　小菜　香物

御引もの

さしみ　鰹からしず

御くわし　ふち高

御柳枝　枇杷　もち　里いも

御相伴二人　日野唯心・藤堂和泉守。

公方様御前御三迄杉足折。二人杉平具御相伴、さしみへぎ、引物重はちなり。

御茶過、被爲成御書院、則三方にのし御前へ出申候。頓て御祝之御膳出申候。公方様上段、

筑前守下段、御二人許也。

初献

焼鳥　御雜煮　御箸臺御手塩　五種

二献

からすみ
こかゐび
眞羽煮

三献

干鱈　にしひしほ煮　まきするめ　以上。

御廣間に被爲成候時、筑前守殿より御進物之事。

一、太刀　一腰守家　一、御馬　一疋　一、吳服　百

一、御袷　百　一、白絲　百斤　一、紅絲　百斤

一、卷物　百卷　一、黄金　三百疋　一、綿　千把

右道具入申候なし地長持三十枚、あをひ御もん有。

御家中之衆御禮之次第

一、御太刀一腰・御單物卄　横山山城守

一、御太刀一腰・御單物卄　本多安房守

一、御太刀一腰・御單物十　奥村河内守

一、御太刀一腰・御單物十　松平伯耆守

一、御太刀一腰・御單物十　神谷信濃守

一、御太刀一腰・御單物十　横山大膳正
一、御太刀一腰・御單物十　横山式部正
一、御太刀一腰・御單物十　富田下總守
一、御太刀一腰・御單物十　今枝內記

以上

右之御禮濟、御能初り候而三番過、最前之御書院に被爲成、七五三之御膳出候也。
公方樣　筑前守殿　和泉殿　日野唯心　水無瀨

御本膳

鹽引　たこ　かまぼこ　あへませ　御湯漬　御箸 御箸
御手塩

御二之膳

巻ずるめ　海月　貝盛　御汁集
からすみ　蛸　御汁鯉

御三之膳

は盛　さゞゐ　三盛　御汁白鳥
永盛　御汁鱸

御菓子

一、やきふ　一、大豆あめ　一、まんぢう　一、枝柿　一、みかん

一、くるみ　一、結こぶ　一、油物　一、やうかん

以上

御引替御膳之事

御本膳

鱠　香の物　御汁集

羹物　みるくひ田　食

御二之膳

焼物ます　貝焼　御汁（鶴 竹の子 しゐたけ）

すしこし丸　さしみ たいらき　御汁鱸

焼鳥ごい

御吸物（鯉の見ないり 御かさへの物）　はまぐり おきつたい　水くり

御くわし　さゐがるもち　みかん　びわ

重而御進物之事

一、御腰物　一腰貞宗　一、御脇差　一腰新身藤四郎

以上何も御披露人酒井雅樂頭殿。御てうし、板倉周防守。くわへ、永井信濃守。御かよひ、青山大藏・菅沼主殿・酒井下總守、鳥居讃岐守。

右何れも御膳過、御廣間ゟ被爲成、御能御覽被成。

〔天寛日記〕

一、十日御能之事。

わき　加茂

二番　やしま

三番　夕がほ

四番　せうき

五番　あしかり

六番　みわ

七番　祝言

右四座之大夫に、御小袖・袷・帷子・鳥目舞臺に御つませ被下候。御能七つ時分に過、則本の路次口より還御也。御次の日何れも諸大名衆被仰入、御祝之御能御座候。

わき　しらひげ
二番　ゑびら
三番　ゆや
四番　花月
五番　藤戸
六番　山うば
七番　祝言

拙老は金地院崇傳

〔天寛日記〕
五月二十日
一、今日加賀筑前殿へ御成之御用意候。明日者御年寄衆各筑前守殿へ御寄合に而、拙老式も呼に來候間罷出候つる。事々敷御作法可被成御推量候。御進上物も金子千枚・卷物・糸・綿・御太刀・御馬・御腰物も何も名物候。其外御小袖・御袷・長持以下数を盡したる御用意と相見へ申候。朝は數寄に被爲成、夫より御書院に被爲出、御一献上り、其より廣間へ出御にて御能有之候様子に候。國師日記。

七月十六日。芳春院夫人歿す。

丙申は享保元年披見は前田綱紀

芳春院肖像賛のことは慶長十四年五月に在り

〔三壺記〕

利家の北の御方芳春院殿御遠行之事

元和三年丁巳七月十六日に、芳春院御遠行あそばされ、寶圓寺伴翁和尙導師被成、大法會を執行被仰付。犀川・淺野川にて米施行、功德甚深之御報謝どもおびたゞし。御戒名を芳春院殿花巖宗富大禪定尼と號し奉り、御一門中は不及申、御なじみのかた〴〵哀傷の悲淚袖をしぼり、御靈前の參詣衆筆紙に盡しがたし。

〔桑華字苑〕

一、丙申歲山本基庸來于江都、其念有六日獻一封。披見之云、京都芳春院什物之內に、芳春院御詠歌御自筆に而御座候旨、菊池大學寫取罷歸候。私共終に拜見不仕候。芳春院樣は御連歌も御上手にて、夕霧や秋の千種の花ぐもり。此御發句などは宗祇・宗長句にも無不足事と人口に御座候間、御詠も其通と奉存候。大學申候は、若未入御覽事も可有御座候間、御序に入御覽候樣にと相渡候故上之申候。奧村故半兵衞ゟ被下候御書共、奧村故助三郎家に現存拜見仕候。御手も宜敷被遊候。所謂大學入愚見候御筆之寫は。

芳春院殿肖像春屋の賛に御自賛御自筆之和歌御書副之寫

くもりなき秋のみ空の月影を心の水にうつしてぞ見る。

下津間は下間

松緣寺は照圓寺

なきあとの形見までとやのこすらんむそぢ餘りの春のおもかげ。

芳春院殿御自書之達磨に御自賛之和歌

おしへおくその言のはをしるべにて心のおくをたづねしらばや。

すぐしこしむそぢ餘りの春のゆめ醒ての後は嵐吹なり。

右二通高德公年譜考閲之書類に入之。大學へは滿悦之段可申遣旨基庸に命之。

〔桑華字苑〕

一、利家公天正の比にや、金澤の御城御廣間は下津間時の道場を用ひて置給ふ。或時御出被成とて、廣間の上むなぎにこも包の物ゆひ付て在。何なるらんとておろして見たまへば、阿彌陀也。是はふしぎの物なりとて寺へ遣せと被仰。御前樣事の外の佛法御尊敬故、幸の事なりとて御持佛堂に置たまふ。此事御門跡へきこへて、是は一向の門跡の家に無くては叶はぬ本尊なり、申請度と被仰越。御前樣後芳春院樣御同心なく不被遣。芳春院樣御他界以後、金澤表の末寺松緣寺へ被遣、いまに在。是を微妙院樣御聞被成、本尊へ御きしんとて、松緣寺屋敷せばしとて惣構の方を被下。

七月二十日。能登羽咋郡瀧谷妙成寺の日鳳寂す。

〔本化別頭佛祖統紀〕

能州瀧谷妙成寺十三代日鳳上人傳

師諱日鳳。號鷲山院。越中富山之人。初入敎外門。省悟發明一時蓋世。性得臨池妙。爲人所稱。亞相利家卿道契最厚。偶遇普賢院日慈。稟本化敎。始知己非。且駭且喜。慈者瀧谷第十二代主也。師就慈欲更衣。慈不容而曰。敎外別傳者。天魔所爲。魔窟之漢。曷徹正信道。吾宗者以信代慧。子也容易之信。是亦魔障也。師依慈一針。遍身大汗。如斯四十日。竊走于松崎談林。學天台書。夙善感歟。正信發歟。夜々明星天子。來而指授玄義文句。止觀通貫解了。更入大藏。得自然智。歸對日慈伸其所得。慈大驚即日印可。具授別頭秘璽。終爲瀧谷主。師自行勇猛。化他亦饒。日慈化矣。其廬云妙法山圓光寺。師遷圓光寺。葺之補之。以報慈之恩。又去隱瀧谷。其地呼呂運坊。今猶存也。元和三年丁巳七月二十日奄然化矣。未詳世壽。初師在松崎茶堂偶語。忽涕淚曰。瀧谷鐘司之僧。唯今落命。於後有信。校之不妄。毎々有異人。呼爲六根淨大德。

十月二十日。前田利常越中今石動永傳寺に寺領を寄進す。

〔越中古文書〕

爲寺領分百俵之所、利長任在判之旨、如前々全令寄進了。全可有知行之状如件。

元和三年十月二十日　利光印

右近將監は利家の弟秀繼

廿九日は三十日なるべし

又次郎は秀繼の子利秀

〔寺院來歷〕 貞享二年由來書

文祿二年に瑞龍院樣御印、元和三年微妙院樣御印被下置候。

〔國事雜抄〕

今石動永傳寺由來書

拙寺開闢者、永祿元年越中礪波郡矢波村に於て、開山文藝和尚草庵建立仕、被致居住候。道風德義世人高く仰ぎ、高德寺と相唱候。夫より自然と庵室を高德寺と號し來候。然處天正十三年酉十一月廿九日、礪波郡木舟之城主前田右近將監樣御夫婦樣、同日御逝去に付、御息前田又次郎樣、右高德寺文藝和尚を御導師に御賴に而、御法號御授け申上、導師相勤御葬送相濟候。依之御兩親樣御菩提所に被仰渡、同十四年寺領被成下候。

一、前田又次郎樣今石動御居城之刻、高德寺を假に城山際柴山之內に被爲引。右御建立之砌、御兩親樣御法號之文字を以、眞光山永傳寺と被爲改、同十五年寺領も加增被仰付、其上柴山曁御祠堂米等御寄附、寺屋敷も拜領地に被成下置。其後文祿二年巳十二月十九日又次郎樣御逝去に付、當寺二代一山順甫和尚、御法號良將院殿と奉授、御引導燒香仕候。其後文祿・元和中瑞龍院樣・微妙院樣御代右寺領御改、玄米百俵宛之御印物頂戴仕候。(下略)

年號月日　　今石動永傳寺

瑞龍寺　御役寮

十一月朔日。前田利常越中礪波郡埴生八幡社に社領を寄進す。

〔越中古文書〕

埴生村之内六十俵之所、任利長在判之旨、當社八幡宮ゟ令寄進畢。全可有社納之狀如件。

元和三年十一月朔日　　利光印

埴生八幡宮　神主民部

十一月朔日。越中礪波郡芹谷千光寺に制札を立つ。

〔國初遺文〕

禁制　　千光寺

一、於山林伐採竹木事。

一、於境內並山畠之間放牛馬事。

一、於門內殺生之事。

右之通被仰出候。若於違犯之輩、可爲曲事者也。

元和三年十一月朔日　　横山山城守

奥村河内守
本多安房守

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

當寺大寶三年唐僧圓徳上人草創之地也。縁起由來寄進狀等亂世之頃紛失、委曲雖不相知、依爲古跡、瑞龍公守山御在城之砌、以前源峰老取次、山林寺屋敷拜領之御印書頂戴之處、先年當寺回祿、其頃御印書燒失云々。

前源峰は前田長種

十一月三日。前田利次初めて金澤卯辰山觀音院山王社に詣で猿樂を奏せしむ。

千勝は前田利次

〔寺社來歷〕　觀音院由來書

元和二年八月より御普請初御座候。同三年從天德院樣觀音堂御建立被遊、曁鎭守山王社・塔・庫裏廻り・鳥居・門柵、坂之道筋石壇被仰付。十月本堂・客殿等不殘御普請相濟候に付、十一月三日千勝樣御宮參被遊、御祭禮御能可相勤旨被仰出。則三日・四日御祭禮御能御座候。翌年よりは四月朔日・二日に可相勤旨被仰出候由、舊記に御座候。

〔金澤古蹟志〕

卯辰山王社客殿。延寶二年由來書に云、山王社客殿者、元和三年從中納言樣御建立被遊、長

当山は卯辰観音院なり

柄之鑓十本・毛氈五間御寄進被遊とあり。

〔金澤古蹟志〕

舊藩中諸公子宮參事略

延寶二年由來書に云、於當山者少將様・淡路守様・おまん様・飛驒守様・御ふうさま御宮參被遊、御代々御産神之宮寺に被仰付、御前様御懷胎の度々、御祈禱護摩被仰付、以御吉例を大姫君御懷胎之節も、御産平安之護摩被仰付と見え、又別由來書にも、少將様・淡路守様・御まんさま・飛驒守様・御ふうさま、其外御子様方御宮參被遊、御代々御產宮に被仰付、中納言様御前様御懷胎之度々、御産平安之祈禱被仰付、大姫君様御懷胎之節、從御二方祈禱被仰付、加賀守様御誕生被遊刻、御守を江戸へ致持參指上とあり。又鎮守山王者、中納言様御子様方御宮參被遊、度々先山王ゟ御宮參被遊候故、山王社迄道筋に並木之杉を御植被成、其外當山松・杉・栗之木とも、從中納言様御植被遊とも記載す。右中納言様とあるは利常卿、少將とあるは光高君、加賀守様とあるは綱紀卿なり。また淡路守は富山の藩祖利次君、飛驒守は大聖寺の藩祖利治君なり。按に石浦の社傳には、少將光高君及び淡路守利次君・飛驒守利治君等誕生の頃、石浦山王社へ社參せらるとの事成しかど、別當某高野山留守中にて不在なるにより、野町神明宮へ社參せられ、是より石浦は城中產土神の趣意絶えたりと、寛延二年の由來書に記

載し、一説には、此の時高野山留學中なりしも歸社すべしとの事成しかど、其の儀なり難きよし申立たり。依て卯辰山王社は、石浦山王を勸請せし社にて同事なりと、金澤寺社奉行の建議により、卯辰山王へ社參せられ、是より卯辰山王をば城中の產土神と定められたりと見えたり。但し光高君以下諸公子、石浦山王社へ社參の事は、舊記に所見なし。恐らくは傳聞の誤なるべし。卯辰山王社へ社參の事は、彼是諸記錄にも載せたるのみならず、世人の知る所なり。

十一月十五日。越中高岡城内の天滿宮を金澤泉野に移す

〔北華文集〕

玉泉寺天滿宮上梁文

天滿大自在天神者。其先出自天穗日命。而菅原美稱。依地爲姓矣。天慶之間。神託文子。欲捿右近馬場。天曆年中移立社于北野。此乃吾國廟祀之始也。已而國人所崇。無處不祭之。則靈感甚新。昔建武元甲戌。畠山卜三相攸於越中富山。恭建菅廟祭事矣。其後加越能三州使君利長公。讓國于令弟。退隱越之中州。公乃菅原之裔也矣。夫人永壽大姉。亦奉神威。實當慶長十六辛亥也。當社之起本良有故哉。又命利常公曰。菅神者吾家宗祖也。宜移于金城以鎭國家。元和三丁巳之秋擇地於泉野、鳩工營構。不幾月而宮成矣。即卜十一月十五日鎭坐焉。請

六神爲相殿也。時淨禪十二世其阿和尙。有神佛兼修之擧。命之兼別當職。住廟邊小寺。

是歲。前田利常前田采女に諮りて金の御羽織衆を定む。

〔慶長以來御定書〕

元和三年以景勝之家人邊見與一郎故實、初而金之御羽織之者十二人被仰付、右羽織爲拵料金子一枚宛被下之。羽織之腰指長さ六尺、惣地紺金を以面々交名書付。

一、千　　石　　平岡志摩助

一、千　　石　　有澤采女

此兩人高知故羽織之者觸役。

一、六百石　　林　次右衛門

一、五百石　　河村五右衛門

一、七百石　　小川孫左衛門

一、五百五十石　　大平左馬丞

一、四百石　　櫻井九右衛門

一、四百五十石　　三山市兵衛

一、三百石　　中村彥助

采女初め土肥氏に仕へ天正十一年より越後上杉景勝に、慶長六年より出羽最上義光に仕へ元和二年來仕す

一、三　百　石　長井五郎右衛門
一、三　百　石　福岡甚右衛門
一、三百五十石　戸田彌五左衛門

〔有澤氏覺書〕

利常公御代元和二年六月廿二日有澤采女被召出。同七月初采女を御次へ被召出、景勝の内逸見與十郎と云足輕大將、替りたる出立の由被聞召及候。越後にて見申やと御尋の時、如何にも同時に罷出見申候。農人の着用仕る番鳥蓑（上方にては田蓑と云。）と申物を、少樣子を替、金切さきを惣地に縫付、銀の鎌に金の繩一把を添て腰指に仕、拔群の体にて毎度働仕由にて、其繪形等を作り指上候處、則采女を始、他國にて心操有之新參者十二人、其出立に可被仰付候、但番鳥蓑の樣子を少替、袖なし羽織の形にして、金の切さきを縫付、腰指を如此の模樣に可仕旨被仰出、則其價黃金一枚宛被下之候。此役の者は陣中諸備を乘廻、諸奉行に心を付、物見等を相勤候を、何方へ罷越候と早く御覽被成爲に、第一目に立裝束に被仰付候、敵に見せ候爲とは不被思召旨、忝御意にて、則其時分出頭御右筆松原内匠に、人々の名を書付可申旨にて、則此寫内匠筆跡の由也。其姓名。

千　石　有澤采女　千　石　平岡志摩助　七　百　石　小川孫左衛門

由比勘兵衛の知行は四百石なるを是とす

大阪の役は金の羽織役創始の前に在れば單にその文書の末に記さる

六百石　林彌次右衛門　　五百五十石　大平左馬助　　五百石　河村五右衛門
四百五十石　三山市兵衛　　四百石　櫻井九右衛門　　三百五十石　戸田彌五衞門
三百石　中村彥助　　三百石　長井五郎衞門　　三百石　福岡甚右衛門

右十二人同時に被仰付歟、元和初比侍帳に有之。右の内平岡志摩助・釆女兩人は、身体千石宛にて宜く候故、頭分の如く觸使言渡等相勤候由。此後追々相加、或は死去人に替り、此役に成り候故なり。

三百石（イ四百石）　由比勘兵衛　　二百五十石　後藤勘兵衛　　四百五十石　山崎次郎兵衛
四百石　内藤助右衛門　　二百石　土山十郎衞門　　二百石　笠間平馬
二百五十石　青木治太夫　　二百五十石　笠間儀兵衛

右八人に初十二人の内小川・林・河村・三山・櫻井・戸田六人相添、十四人寛永四年の侍帳に相見え候。相殘衆中は死去人・病人有之候哉。釆女も寛永三年より眼病相煩、斯役儀御斷申上候て、役人に成候由に候。此後に候哉、此役務候衆。

五百五十石　氏家内藏允　　二百三十石　片岡三右衛門

右兩人金の羽織役に候。又瀧助兵衛・有山忠右衛門・黑田久左衛門三人、大坂御備定の末に、羽織役の内に書加有之。猶此外にも一兩人有之候哉、實否慥に不知候。

寛永十六年利常公小松御隱居の節、此役義相勤居候衆。

といふに止まるべし

内藤助右衞門　青木治太夫　櫻井九右衞門　戸田彌五左衞門
笠間儀兵衞　後藤勘兵衞　片岡三右衞門

右七人光高公へも致勤仕候旨、二代片岡三右衞門方に覺書存之、寫之置也。此七人死去後、金の羽織役斷絶にて、羽織は何れも死去の時分、遺物一所に指上之、武具御土藏に殘有之由也。其内何等之子細有之候哉、氏家内藏允羽織計不上之、當時四代の孫氏家喜六郎方に所持之故に、當夏借之而寫置者也。腰指は同氏平右衞門方に今所持之故に、其寸尺表裏文字等聊不違寫置者也。仕立樣等少法式に不相叶所雖有之不改之、只其古体相殘而巳。右金の羽織並腰指依寫置之而、其濫觴由來、相勤候人々の姓名、後年子孫に可爲相知と記之者也。

貞享三年丙刁六月廿三日書之　有澤九八郎俊貞

是歲。玉泉院夫人越中立山の室堂を再建す。

〔寺社來歷〕　岩峅寺由來書

一、從玉泉院樣、元和三年に峯の室堂御再興被爲成候。

元和四年

高島屋傳右衛門は敦賀の商人なり

二月十二日。高島屋傳右衛門所有船の加越能諸浦に於ける入港税を免除す。

〔國初遺文〕

追而御分國中諸浦出船之刻、船中人改之事堅可被申付候、以上。

其方舟五艘、於御分國中間役被成御免之由被仰出候條、以此墨付諸浦奉行衆に理可被申者也。

元和四年二月十二日　　横山山城守長知　判

本多安房守政重　判

高島屋傳右衛門殿

二月廿七日。前田利常、越中の大山左兵衛に命じ、領内に鑛山を求めしむ。

〔國初遺文〕

已上

於分國中、何之山見成共金山を見立可注進候。運上之儀は追而可定者也。

元和四年二月廿七日　　（利常）印

大山左兵衛は慶長十六年十二月廿五日の條に見えたり

申ことは申候はゞなるべし

かめがへは龜ヶ谷

大山左兵衛

三月十九日。越中新川郡龜谷銀山の納税等に關する規程を定む。

〔舊藩遺文〕

元和四年越中龜谷銀山定之事

一、當年運上銀子千九百枚、幷去年之運上いまだ可上之分四百枚引くはへ、貳千參百枚に申付候。但、去年分之銀子四百枚の外於有之者、有次第可指上候事。

一、去年之運上殘分之内、今迄四郎兵衛・藏人請取置申こと、則右兩人より可指上候。其外いまだ不相調分も、皆共令裁判可上之事。

一、運上銀子之殘、晦日〱に四郎兵衛・藏人に相わたし、當年中に可相濟候事。

一、なまりるかす賣買候儀、如前々役義取候て出し可申候。但山之儀一年切に申付候間、當年之なまりるかす之儀穿鑿仕、かめがへより年内に可出候事。

一、仕度分於有之は帳面を以請取渡し可仕候。但遣入用之儀、右之帳面之内を以可引取候事。

一、山之仕置、運上諸役等之儀、如前々可仕事。

一、炭木・小屋木・留木之事。是又如前々之、手寄次第可伐取候事。

一、運上引負走り候者之儀、其代官・給人に相理可召返候事。

候儀は候はゞなるべし

一、かめがへにて、此已前未進等引負走候者之儀を相ゆるし候間、可罷歸と申者候儀可召直候事。

一、奉公人、百姓町人によらず龜谷に有之者、おやかたに無屆こらへ候儀有之まじき事。

一、藏人・四郎兵衞萬事横目に申付候間、何事によらず相滯事は申理、兩人可任指圖之事。

以上

元和四年三月十九日　（利常）印

加　兵　衞

甚　左　衞　門

六月十八日。修驗者等神前に於いて湯立を行はざるべきを神主に誓文す。

〔國事雜抄〕

一筆申上候。

一、今度山伏の法に無御座事を仕、神主衆御神前をぬすみ、御湯立仕に付て、神主衆より御穿鑿被成候義、色々御詫言申上候處に、御許忝奉存候事。

一、自今以後、三ヶ國之内在々所々によらず、何方においても於御神前諸事行、御湯立など仕間敷事。

私のけさ本のまゝ

孝養は供養

一、金山山神において、諸行御湯立仕間敷事、私のけさ筋によらず、他國山伏に而も、右之趣於相背は、如法度急度可申付候事。

右條々於相背輩は、急度申付死罪者也。仍未來之證文如件。

元和四年六月十八日

觀行院 判

觀藏院 判

觀明院 判

紀伊守殿 惣神主中參る

七月十日。先に大阪兩陣戰死者追弔の爲、金澤寶圓寺に寄進したる祠堂金を町人に託して利殖せしむ。

〔古蹟文徴〕

於先年大坂表討死仕候侍衆爲御孝養、寶圓寺へ祠堂米百石就被成御寄進、右之米越前屋孫兵衞・平野屋半介・越前屋次郎兵衞三人として、每年四和利宛之利足にかゝり付、此内三和利之利米三十石宛寶圓寺へ可相渡候。一割之分を三人に被下置候旨被仰出候。返辨之所若難澁之輩於有之者、可致言上之由被成御意候條、可成其意者也。

元和四年七月十日　橫山山城守長知 判

本多安房守政重　判

越前屋次郎兵衛

越前屋孫兵衛

平野屋半介

かけ紙に如此調有之。

此祠堂銀は、午の正月十六日之御寄進に而、伺御指圖、同廿九日裁許人に相渡す。

午は元和四年

九月廿九日。前田利常越中龜谷銀山に對する本年の納税等に關する規程を定む。

〔舊藩遺文〕

元和四年かめがへ銀山運上定の事

一、銀子二千枚に者　用介主計符四十三匁懸。

一、鉛一萬二千貫目　京目、但かめがへにて可上候事。

一、去年分未進銀子者、遂穿鑿可上之事。

一、右運上之儀、たび〳〵指上、當年中に可致皆濟之事。

一、當年三月朔日よりの運上諸役等之儀、帳面を以、あと親方より令穿鑿可請取申候。自然

申せしめ本のまゝ

入薪本のまゝ

相違之儀於有之者、あと親方可爲曲言事。

一、運上諸役之事、此以前四郎兵衞・藏人如申付候、可令裁判之事。

一、炭木・小屋木・留木、如前々手寄次第可伐取申候事。

一、谷中之儀者、藏人・四郎兵衞如申付候之可裁判候事。

一、岡田新町之儀、是又右兩人如裁判之可申付候事。

一、かゐがへ近所五里四方之內、其方見立候新山之儀は、則可致裁判之事。

一、かねほり運上引負何方に有之候共、相屆令催促可取申候。其上かゐがへ前々より有來候かねほり走候はゞ、急と相理可召返之事。

一、かねほり共之內、自然はしりもの於有之者、其もの手前之運上申せしめ候。其上少も非分之儀於申懸者可爲曲言之事。

一、かゐがへ山中に有之なまりゐかす、年內に穿鑿仕、鵜谷山口迄出させ可申候。自然隱し置候はゞ可爲曲言事。

一、かゐがへ惣かねほり中へ、諸役並城米代銀取候て、其者之儀は可相返事。

一、以來仕度分有之候はゞ、山之入用遣等帳面を以引取、請取渡し可仕事。

一、かゐがへに在之町人・かねほり共にたいし、或は入薪、或は人足めしつかひ候事かたく

おやうじ。おやかた共申付候趣不致承引候はゞ、藏人・四郎兵衞かたへ爲理、兩人裁判次第に可
申付候事。

以　上

元和四年九月廿九日　印（利常）

加　兵　衞

甚　左　衞　門

喜　兵　衞

肝煎　甚　左　衞　門

九月廿九日。前田利常越中射水郡氷見一宮社の修理に神木の下附を許す。

〔越中古文書〕

越中氷見之内一宮之社、令修理之旨申上候。神木之内を以三十本、神主並肝煎に可相渡者也。

元和四年九月廿九日　印（利常）

橋　本　彌　平　次

齋　藤　善　右　衞　門

十月廿八日。前田利常能登鳳至郡輪島蓮江寺に寺領を寄進す。

和島は輪島

〔考據摘錄〕

能登國和島村蓮江寺古屋敷高十石之所、芳春院寄進之通相違有之間敷候。全可有寺納之狀如件。

元和四年十月廿八日　利光判

鳳氣至郡　蓮江寺

十月廿八日。前田利常能登鳳至郡總持寺に對する規程を定む。

〔國初遺文〕

當寺掟

一、公文猥不可被執行。先年從大御所樣可被任御法度之旨、右以官錢寺家可有造營之事。

一、常住入料之儀、寺領三百二十六石二斗之內を以、一ヶ年に米百十石充納所へ相渡、開山・二代忌夏冬代共に可被相調、以餘米寺家可有造營事。

一、官物之金銀於到來者、五院並芳春院塔主出世之人致符判、納所寮可被置之。右之金銀遣方之儀者、寺奉行に相理可被受用之事。

一、祠堂米之儀、最前如定置二和利之加利足、每年本子共に寺奉行に可有勘定之事。

一、寺領分人足・傳馬、猥不可遣之。但寺家於爲用所者、寺奉行令相談可被申付候事。

一、寺中・寺外自然惡黨人於有之、金澤奉行所迄可被指上之事。
一、寺中法度之儀は、先式の趣相違有間敷候事。

元和四戊午年十月廿八日　　松平筑前守宰相源朝臣利光　判

諸嶽山總持寺

十二月廿一日。前田利常越中礪波郡安居寺に寺領を寄進す。

〔寺院來歷〕貞享二年安居寺由來書

元和四年從微妙院樣、爲寺領草高二十石並山錢三百文之處、安居村之內御附被成、則御一行頂戴仕候。

御寄進狀寫

爲當寺領、以越中利波郡安居村之內高二十石並山錢三百文之所令寄附了。全可有御寺納之狀如件。

元和四年十二月廿一日　　宰相利光　印

安居寺

十二月廿一日。前田利常越中射水郡古國府勝興寺の寺領を增加寄進し、

その保護に關する規程を定む。

〔寺社來歴〕　古國府勝興寺由來書

天正十六戊子暦十月朔日前田孫四郎利勝、於境地之邊百俵糧料寄進。元和第四戊午暦十二月廿一日從中納言利常公、七十五石御印並寺領分諸役免許。

御寄附狀寫

爲當寺領加增、於越中々郡古國府二十五石、先知高引合七十五石之所、令寄附了。全可有御寺納之狀可件。

元和四年十二月廿一日　宰相利光印

勝興寺

右由來書

上略。從瑞龍院樣天正十六年御繩打を以、改而百俵之所被下置候。餘者被召上候而、古府村之申一村新に出來仕候。微妙院樣御代に至、元和四年御檢地被爲在候處、右百俵之内より、五十俵御打出に候得共、此分御加增被成下、都合七十五石之御高を爲寺領被仰付候。右寺領知之分は諸役御免許等之條々、御制札被成下候。下略。

戌正月　勝興寺留守居　金刺多膳印

中郡は射水郡

年不詳

寺社御奉行所

〔越中古文書〕

掟

一、於越中氷見郡古國府勝興寺領之內、竹木不可伐取候事。

一、當寺內へ奉公人以下猥立入、非分之儀申懸輩於有之は、則留置金澤奉行所まで可有注進之事。

一、寺領分諸役令免許之事。

右條々相定處如件。

元和四年十二月廿一日　　利光印

古國府　勝興寺

是歲。前田利常の子利治生る。

〔系譜〕

利治、前田利常の三男、幼名宮松丸、元和四年生、母は天德院。

〔三壺記〕

元和五年に宮松丸殿御誕生、脇田帶刀を御付被成、守護し奉る。

氷見郡といへるは射水郡中の一部なり

利治は後の大聖寺藩祖

本文元和五年とするは誤なり。

是歲。越中高岡の町肝煎に邸地及び廩米を與ふ。

〔越中古文書〕

本肝煎　菊屋嘉兵衛
脇肝煎　松屋四郎右衛門
同　矢田善太郎
同　紅屋仁兵衛

右四人高岡初肝煎也。

菊屋代り　三木屋善右衛門
松屋代り　伊勢屋孫左衛門
矢田代り　梅野屋源三郎

右三人元和四年より被爲仰渡、相勤申候。紅屋代り無御座候。爲御扶持米御公儀より一人四拾俵充被爲下、居屋敷拜領。右御扶持・屋敷被爲下置候御一行御印物頂戴仕罷在候。然所年々過分米相場高下有之、御願申上石貳拾目之圖を以て、一人に銀子四百目充被下候。依之先達而被下置候御一行御印物上申候。居屋敷御拜領之御印物、追而可被爲下之旨、伊藤内膳殿・長屋七郎右衛門殿を以被仰出候事。

一、御在城之刻年頭御禮、高岡惣代として三人之内一人罷出申上候。寒暑之奉伺御機嫌、且御歸城之刻信州まで御迎に罷越候樣被仰出、往來傳馬御免、帶刀仕候樣に、此砌より被仰出候。則信州におゐて奉伺御機嫌、鹽御肴・御酒等献上仕申候。或時麻地酒一樽指上御喜悅被爲思召之旨、御印被爲下候。且犬千代樣御疱瘡之御祝儀申上候御印、右年頭御禮申上時に被爲下候御書御印、于今所持仕罷在候。

一、微妙院樣小松御在城之內、則於小松、御領國中御用之義御取噯之砌、於高岡右之御用之品、偶月三人之內罷出、伊藤內膳殿・長屋七郎右衛門殿・神尾藏人殿等に御取次を以申上候。既承應三年十一月廿六日高岡町藏宿縮方之義に付、御印物御渡被爲遊、於小松受取罷越、于今所持仕罷在候。其外御書御印、往來傳馬等御免許之御印數十通有之所、就中子細有之、射水郡開發村百姓傳兵衛と申者之方に相渡置、是以于今傳兵衛所持罷在候。居屋敷御拜領地木町・土器町之內、三木屋・梅染屋と相唱申、其跡今以有之候御事。

元和五年

二月二日。前田利常金澤卯辰眞言宗金澤寺に門前屋敷地を寄進す。()

【寺院來歷】 御印書寫

爲當寺領、加賀河北郡卯辰分之內、門前屋敷五反之處令寄附了。全可有支配候狀如件。

元和五年二月二日　　利光　印

金澤寺

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

卯辰山永久寺、往昔ハ下白山に而一王寺と號候。其後金澤江引越金澤寺と申候。唯今永久寺と申義ハ、微妙院樣小松に被成御座候節、献上物箱之上書等、金澤金澤寺と書付上之候處、永久寺と可號之旨竹田市三郎江被仰渡、夫より永久寺と申候。

〔寺院來歷〕　天保九年書上

文祿年中只今之御城山に居住仕、金澤寺と號申候。其砌より御祈願寺に被仰付候。其後微妙院樣小松に被爲成御座候節、當寺より献上物上書、金澤金澤寺と書付上之申處、入御覽爲御意、金澤永久寺と號可旨竹田市三郎以被仰出、夫より金澤山永久寺と號申候。

三月十四日。越中礪波郡里山と庄・金剛寺村との山地境界に關する爭議を決裁す。

〔越中古文書〕

已上

越中利波郡之內、里山ゝ庄・金剛寺兩村、長嶺之山境就令相論、双方召出遂穿鑿候處、兩村申分令相違付而、今度上使被遣被見立候所に、彼長嶺里山分に上使被相究上は、庄・金剛寺村之百姓申所不相聞候。右爭之長嶺、於自今以後に、從里山可致裁判之者也。

元和五年三月十四日

閑　　齋判

下總守判

備中守判

利波郡里山惣肝煎

三月廿一日。前田利常前例により加賀河北郡森下村の館紺屋孫二郎を金澤染工の棟梁たらしむ。

〔國初遺文〕

金澤中紺屋頭之儀、任利長在判之旨、其方申付了。染物過分被申付刻、手傳雜作之儀、惣紺屋中へ可割付候。但非分之儀於申懸者、可爲曲事者也。

以上

元和五年三月廿一日　（利常）印

森もとたち紺屋孫二郎

去年字の次脱歟

四月朔日。前田利常越中新川郡片懸・吉野等諸鑛山に關する條例を定む。

〔國初遺文〕

定

條々。片懸・吉野・庵谷・松倉・下田・鉢。

一、當山運上、年内急度皆濟可申候事。

一、去未進之儀早速皆濟可申付候。併當運上之内を以引取指上候義堅令停止候條、能々念を入可糺。其堺より自然みだりに令混亂ば、奉行人可爲越度事。

一、當山へかし遣城米之儀、新川郡地拂之なみに金子可指上候。入米之儀は山中に而商人前可爲相場並候。右兩段共に、入役之儀如有來取べき事。

一、新見立之儀申上もい於有之は、可言上候。但、留守中之儀は、奉行共として申付、樣子具に書付、追而可申上事。

一、其方奉行申付山々近所に、出來山於有之ば、運上諸役念を入可申付候事。

一、小屋木・炭木・留木等之事、手寄次第可伐取事。

一、諸運上之儀、帳面之都合を以目錄にしるし、毎月可指上候事。

一、運上納所相究日限相延候者、右請合分之金銀一和利を加へ可召直候。下代等猥に借付、

過分之利足を取候義、堅令停止候。但、町人・金ほりの間にて借取候儀者、可爲各別事。

一、當山に今迄有來町人・かねほり他所へ不可出。自然科人走者有之、何方より相届候とも、本多安房守・横山山城守かたより不申來候者、承引仕間敷候。其上彼者申分有之ば、召連罷登、右兩人へ申理、批判次第可申付候。其科人運上・城米引負候はゞ、執候者可返候。若於相滯は、安房守・山城守任穿鑿可返付候。下こして猥に山内に入込、理不盡之裁許仕者於有之は、可爲越度事。

一、運上・城米引負走候者、何方に有之共、相届可召返事。

一、當山諸公事等之儀、念を入遂穿鑿可申付事。

一、當山諸口番所之外、別道を罷通候儀、堅令停止候事。

一、喧嘩口論仕ものは於有之は、任法度之旨可申付事。

一、下奉行共かねほり共に寄くみ、山を仕候儀堅令停止候。其上諸事猥之作法無之様に、急度可申付事。

一、山中にをゐて、不相届ものゝ儀在之は、遂穿鑿籠舍可申付候事。

元和五年四月朔日　　　　利　光　印

青木次次夫

すみあかなしぢは隅赤なる梨子地なるべく手箱にして現に國寶として指定せられたるものなりなしぢいゐ本のまゝ

ねもじは禰々姫即ち利常夫人なるが如し

瀧　太左衛門

山路彌右衛門

四月十七日。加賀江沼郡敷地天神の祭禮に付物品を寄進す。

〔加賀古文書〕

しき地天神御まつり付て被遣覺

一、すみあかなしぢ　壹　つ

此内

かゞみ一おもて、なしぢいゐたゝうがみ三つい。

まゆつくりつゝみ一つい。

まゆつくり五つゐ。

ひいなはりこ廿二。

一、小袖ぬいはく　壹かさね

ねもじ

一、とちやうどんす　壹　つ

一、とちやうきぬ　壹　つ

御ちは御乳
千勝は前田利次
宮松は前田利治
御ふく樣は利家の女福姫なるべし

一、しとねにしき　壹つ
一、千疋　御はつお
以上
元和五年卯月十七日　つぼね
天神へ御初尾
一、二百疋　御神樂代
一、五十疋　御神樂 千勝樣御ち
一、五十疋　御神樂 同 ふく
一、三十疋　御神樂 宮まつ樣御ち
一、一包　御初尾 御ふく樣御ち
一、一包　中に書付有めん〳〵
一、一包　あちや まや〳〵
一、一包　御祈禱
右之通御請取候はゞ、具に御返事に可被仰下候、以上。
卯月十七日　生田四郎兵衛　判

神主　太郎右衛門殿　參

五月十一日。前田利常能登羽咋郡一宮社内に於ける鷲の羽毛を他所に出すこと勿らしむ。

〔能登古文書〕

以上

當社中鷲毛幷に落し羽、他所ゟ遣事堅令停止候。自然猥立入、拾候者有之候得者、押置急度可申上者也。

元和五年五月十一日　（利常）印

一宮寺家

社家中

尙々委細ハ事大田七兵衞へ口上に□、以上。

六月。加賀石川郡白山社の鐘成る。

〔國初遺文〕白山鐘銘

加州白山大神宮者。本地觀音圓通菩薩。而出現天神第七之宗廟。伊弉冊尊尊者天照大神之母

君也。亦考舊記。丁元正天皇養老元年。感泰澄和尚之修驗。而垂跡於斯山。慈眼視衆生。誠哉。自爾以降。靈光耀于今矣。仰猶有餘者也。粤太守參議源朝臣利光公。發素願。命冶工鑄洪鐘。欽致明信。伏乞冥助。尤可嘉尚矣。雲間昏鐘也。耳聞者忽聞聲悟道。花外紅音也。眼開者必見色明心。唯庶幾令大鳴之。營祭祀之送迎。緩打之。匡神樂之起止。寔其功用不遑縷陳者也。於是願主捧幣帛。祝曰。君臣快樂。子孫安寧。銘曰。

加州靈境。白山神精。鎭護國土。濟益民生。仰而可尚。經之以營。鎔範陳設。梵鐘新成。
筍簴高掛。蒲牢能鳴。寒山月落。豐嶺霜清。遺百八響。報長短更。鏜々夢破。殷々耳明。
惟君所冀。懇祈致誠。武運延長。政治太平。德被四海。威及八紘。

元和五年六月吉日　願主　太守參議從四位下　源朝臣利光公

波着寺沙門法印空照謹書

取次奥村快心入道

惣長吏・東神主・西神主

筆者多田友閑齋

七月十三日。加賀石川郡白山社落成す。

〔國初遺文〕

この改築せられたる神祠は文意嶺上のものゝ如く見ゆれども尚下白山のことなるべし

祝々兒孫の句一字脫歟

滿姫は後に安藝侯淺野光晟室

天神七之後。地祇五之前。禽獸恣巢穴。雪堆白山巓。龍蛇互出沒。波惡綠池邊。匪聖凡所棲。洒尊靈現焉。上求峯霧散。下化澗泉涓。衞現世冥理。救來世倒懸。時移事去後。宗社作荒然。日久月深代。神祠再改鮮。梁椽穿碧落。柱礎徹黃泉。白玉琢成璧。黃金鑄就甎。嚴禁塵土汚。能使漆膠堅。劫石有消日。寳殿無朽年。只願皇基彌鞏固。民士尙安全。更希國主利光卿。德行叶天命。功名勝國賢。祝々兒孫。日月幾三千。

今茲元和第五己未龍集七月中三日落成畢。

功德主　參議從四位兼筑前守利光朝臣

奉行　瀧右衞門尉呂玄　判

神主　右京少進藤原安次

花園末枝　千嶽宗仭　欽銘

大工

小工

十二月十五日。前田利常の女滿姫生る。

〔壬子集錄〕香壽覺書

一、御滿樣十六、己未十二月十五日生。

元和四年とするものは誤なり

過分の御知行は前知五百石の上に元和元年正月五千石を加増せられたるをいふ

〔三壺記〕

同四年に姫君様御誕生被成、お萬様と名付奉る。

元和六年

正月二十日。前田利家の子利貞、食祿を返して致仕せんとするの意を述ぶ。

〔前田貞醇藏文書〕

乍恐謹而言上

一、私身上何共不罷成、今度上方御役儀もつとめがたく御座候付而、せんかたなさのまゝ捧愚意申候。くわぶんの御知行拜領仕、いく程も無御座、かやう之儀申上候事、私式にはにあひ不申儀に御座候へども、知行所惡御座候哉、又わたくしぶがいしやうに御座候哉、朝夕の暮をも仕かね申付而、御なげき申上候事。

一、くわぶん之御知行拜領仕、むざと金銀をもつかひうしなひ、如此すりきり申候やうに可被爲及聞召所迷惑仕候。されども先年大坂御陣迄は五百石被下候を、大津に而爲御加增五千石並金子十枚拜領仕、則於京都侍十七人相抱申候もの共に、判金一枚宛とらせ申候。其外小

英賢樣は前田利長

右には先にか

姓をも廿七八人、並鐵炮之ものゝ小者以下數多召抱、其刻世上ことのいそがはしき時分に御座候へば、くわぶんに金銀をもとらせ、俄に武道具をもこしらへ申付而、英賢樣御遺物に三十枚被下候金子迄も、不殘つかひうしなひ、御陣勤申候。御歸陣い後、御藏かへし半分被下候へ共、數多之侍共其外人多抱置申付而配當仕かね、淺野將監をたのみ借銀仕、いづれへも遣申候。又翌年俄之御陣に、右之武具のぼりさし物以下までも仕かへ、同馬上之侍共に又くわぶんに金銀遣、めしつれ罷立申候事。

一、次之御歸陣後あら屋敷拜領仕、私一人之かいりきを以、こやがけ同前之家をも仕申候。右五百石被下候時は、誠にはさみばこ一つの躰に御座候を、くわぶんの御加增拜領仕、人がましく罷成申付而、萬事遣道具以下迄も俄相もとめ、物入計打つゞき、日まし借銀はいやまし、年々利足にりそくかさなり、只今はたといきつまり迷惑仕候事。

一、今度上方御役儀何共不罷成に付而、又淺野將監を頼借金仕、大名よない並役人をもさしのぼせ申候へども、もはや此後之入用何共不罷成候。此上に成共かし申ものいさへ御座候はゞ、御役儀つゝがなく相つとめ申度候へ共、私すりきり申儀、御分國上下共に其かくれ無御座候付而、一圓かして無御座候故、いきつまり、すへの御役儀あてども無御座候條、御知行指上申上候。則いづかたへ成共、乞食出に可罷出と奉存候へ共、右に修理殿さやう之不儀を被仕

修理は利貞の兄知好にして元和二年祿を辭し鞍馬山に蟄居せるもの

備前守名は利貞

同上は尾張

候處に、又々哉私式かやう之儀をも仕候ては、殿樣御爲に對し慮外に御座候間、此上は能州瀧谷寺邊に居住可仕より外無御座候事。

一、舊冬借銀にはたこゝりつめられ、身上相果可申處を、各馳走を以先づ越年仕候。則借銀之書付別紙に仕上申候間、迚も之御慈悲に、當暮に只今指上申候知行の內を以、借銀之方へ被遣被下候者忝可奉存候事。

右之趣乍恐被入御披見、宜言上所仰候。仍如件。

元和六年三月二十日　　前田備前守　判

松平伯耆守殿

五月二十日。奥村榮明卒す。

〔奥村家譜〕

二代榮明河內守從五位下。

生國同上。舊稱助十郎。又稱織部。娶山崎氏閑齋女。生嫡子榮政。室卒。更娶高畠氏石見女。生女子。

天正十二年榮明時十七歲。與父永福同保末森邊城。榮明自發矢。數射佐々之兵士。且爲退所逼于城門。冠卒自擊鳴鬬木。以爲馳出之勢。恐此謀敵兵亂逃。取門外所遺鐵炮數挺。因玆士卒益氣。

城中即定。及亞槐利家公帥大兵援之。彌勵勇氣於士卒矣。

同十八年。秀吉公攻北條氏。時利家公入關東。拔八王寺・松枝等城。榮明及弟易英。深入敵陣共取首。

慶長元年叙爵任河内守。同年父永福致仕。受家督祿六千六百五十石。（先此數賜祿既領二千石。今兼並八千六百五十石。）後更賜祿二千石。

同五年利長公拔加州大聖持城。（山口玄蕃所據也。此行永福留守于金澤城。）經蓮臺寺山際凱旋之時。使長如庵・太田但馬守・山崎閑齋・横山山城守、神尾圖書及榮明等諸將。分路出于淺井畷。小松城主丹羽加賀守。出輕騎步卒令襲之。横衝我殿如庵行陣。天方昧爽。如庵部曲多陷于水田沛澤。死傷許多。時榮明立馬於山代橋邊。謂我部士卒曰。爾等不可少競私功。專同心戮力以射之。因射士齊鏃發矢甚急。敵兵閃避旁出。松平伯耆等得交綏。是頗榮明之功也。利長公感賞。賜祿二千石於榮明。其射士四十騎皆有賞賜。（各人白銀五枚。獲首級者二人。特加賜時服一襲。太田但馬本行馬。）

同十九年黄門利常公。繼襲利長公致仕之地。而朝于武州。榮明暨弟攝津・岡島備中扈從焉。既而將歸時。幕府召榮明。面命可彌抽忠於所事之旨。賜御劍。

同年攻攝州大坂城郭。時榮明爲一隊將帥。列陣於數軍之先。十二月四日敵據于篠山砦。發矢石鐵炮如雨。士卒猶豫不敢進。榮明秉節旄。大呼而馳驅。部曲得氣從進。其勢沛然。敵兵即

退。乘取乎其郭畢。元和元年大坂再亂之時。仍舊爲一隊之將校。五月七日息榮政並家人。獲首級二十有九而献之。彼城陷沒之後。幕府入御伏見之營。以使節召本多安房守・横山山城守暨榮明〔干時三子從利常公在京師。〕命先於大坂戰場。視利常公陣列堅固。感三子之功之旨。各賜黄金三十枚。

同年大樹君入洛朝覲之日。榮明依爵。與麾下諸大夫同列先驅矣。同年自大坂凱旋之後。利常公加賜祿千石。合先秩總計萬三千六百五十石也。

同年羽林次將光高公降誕之時。榮明承利常公命。行鳴弦蟇目之儀矣。

同六年榮明疾病。利常公爲慰平生之勤勞。有可加賜祿之命。〔石川茂兵衞爲使節。〕榮明因疾病辭曰。他日病瘉朝。則更拜命焉。今病臥不敢受。〔本多安房守與聞焉、雖令受不聽。〕既而疾革。五月二十日卒金澤宅。〔享年五十三歲。〕葬於野田兆。浮屠氏追稱清雲院葉山久爽。

〔奥村重輯雜談〕

奥村河内好弓又嫌

一、關白秀次公有事の後、其被扶持ける射手四十人を八千石の高にて被抱、瑞龍公誰にか此者どもを預けん、奥村河内常々弓を好程に、預けられんとの事にて、河内に被預。然に淺井畷のせり合に、一番は太田にて、山城橋にて敵味方鎗合、世上に其働聞ゆ。河内は二番にて、此橋際川筋に右之者共を立並、弓を射させける故に、加賀勢勝利也。不破木工左衞門が死た

鐵炮とあるは弓の誤なるべし

るも、河内手より放ちたる鐵炮に中て斃る。已後に至て河内一向に弓を嫌ひ、常々數奇と云ひ、何も藝力を施させん爲に、淺井畷にて與力ごにも弓を射させて、太田に合力せし也、弓の事なく、皆々に鎗を爲持合戰せば、太田計の手柄にはせまじき物を、弓好たる害を以、各手に合せざる口惜次第とて、其より透と弓好を止けるこ也。此時河内自分に千五百石、射手の知行高八千石たりし。此八千石するくと河内領こ成。故に今に關白家の臣の末流、當伊豫世へかけて餘程殘居こ云々。此河内は父快心に先達て夭亡す。尤嫡子なり。

六月十九日。前田利常能登府中町四十物船の税を定む。

〔能登文書〕

能登府中町あい物船役、從當年每年運上定銀子之事。

合三枚者

右當津從前之如在來、あい物船之外、從他浦船に而あい物積來、猥商賣仕候儀令停止者也。

元和六年六月十九日　(利常)印

能州府中町中

七月六日。前田利家の女福姬歿す。

〔壬子集錄〕　前田五左衞門家來書付

七郎兵衞諱は直玄、實は今枝民部七男、元和六年三歲にして利常の命にて高源院より養子となる

一、前田七郎兵衞御養母様御ふく様、後に高源院与申候御事。
一、五十三年以前七月六日御死去之御事。
一、御誕生月日之儀者、五左衞門召仕候男女共、覺申者無御座候御事。
右之通御座候、以上。

子七月八日　　前田五左衞門家來　音地小兵衞

右富永小右衞門方より尋に遣、五左衞門就令入湯如此。

〔壬子集錄〕　前田五左衞門書付

覺

一、亡父七郎兵衞養母高源院殿、三十四歲に而死去之旨承傳候事。
一、高源院殿誕生之月日覺無御座候。承合候はゞ追而言上可仕候事。
右之通宜樣被仰上可被下候、以上。

七月十一日　　前田五左衞門　判

富永小右衞門殿

右從湯本差越。

〔壬子集錄〕　香壽覺書

中川大隅諱は光忠

一、なかがは大すみ殿おく樣はおふく樣と申候。

八月二日。前田利貞歿す。

〔壬子集録〕

前田備前守利貞

慶長三年戊戌三月日不知山城國於伏見誕生。童名乙松。後七兵衞、後備前守。元和六年庚申八月二日卒。歳二十三。號江月院殿照嶺永秋居士。

〔本藩公族譜〕

備前利貞君。初通名七兵衞。

高徳公の第六公子也。慶長三年三月十六日城州伏見邸に生れ玉ふ。母は越前葛野坊女也。御幼名乙松丸。一本に乙若又御世松とあり。今從小田傳兵衞覺書。按貞事家譜御幼名傳文なし。四年月日欠金澤へ來住せられ、家譜此條不見。五年五月家譜に月日缺。瑞龍公利貞君撫育のことを、神谷信濃守近孝に命せらる。按に、後年利貞君瑞龍公へ謁見の時、神谷氏を稱せらる。若くは此時近孝も養子と成玉ふ歟。即近孝より幼稚の者なしに附臣たらしむ。八年著袴の慶あり。通名七兵衞と改めらる。十年白山社へ詣拜あり。十六年前髪を執らる。是歳三月越中高岡に至られ、瑞龍公に謁せらる八年以下家譜に見えず。此時神谷七兵衞近仁家譜近仁二字缺。と稱せらる。十一月廿三日微妙公より衣服料として家譜衣服料の字無し。御知行五百石賜ふ。時に氏を前田と更めらる。此條家傳に缺。家譜に慶長十六年九月比は神谷と唱、同年十一月は前田と稱す。然れども改稱の月日は傳承せすと云ふ。十九年十月十

四日御兄修理知好君に從て、後備〔一作遂兵。家譜に從ふ。〕と成て浪華の役に出陣せらる。此月十九日江州大津にて五千石御加恩あり、幣認旗・幣頭の御槍を賜ふ。〔家譜云、幣纏馬印並幣頭の槍鞘數代用ひ來れども、拜領のこと家傳なし。〕遽卒に處士三十人許を抱へ、伏見の御陣に參らる。元和元年二月六日凱陣し、四月廿八日大坂再亂の時後備〔一作遊手。今從家譜。〕にて出軍し、八月十五日歸陣せらる。九月〔家譜九月の二字なし。〕居第を安江町にて下されゝ、二年〔家譜二年の字無。〕下第を木新保にて賜ふ。〔大乘寺上地の内と云。〕三年五月十三日台德公我龍口邸へ渡御の時拜謁し、御服を賜ふ。〔此條家傳缺。〕六年八月二日私邸に卒。年廿三。寶圓寺にて御葬禮、野田山に葬る。法號江月院照嶺永秋大居士。微妙公より奥村河內榮政をして御燒香、前田丹後直時をして賻銀二十枚を賜ふ。〔此條家傳缺。〕御內室娶られず。〔家譜に妻由緒傳なし。死去年月不知と云。〕

〔由緒帳〕　　生國山城

一、八世の祖父　　前田故備前利貞

高德院樣御六男に御座候處、微妙院樣御代慶長十六年、御知行五百石拜領仕、同十九年大坂御陣之刻御加增知五千石拜領仕、於大坂表前田修理同事御後備被仰付、兩御陣共相勤。元和六年八月二日病死仕候。

一、八世の祖母　　由緒傳承不仕候

〔前田氏家譜〕
利貞。或曰、後改利豐。幼名乙松丸。或曰乙若。後七兵衞。又稱備前。慶長三年戊戌三月生於城州伏見。後來仕于加州。與食祿七千石。元和六年庚申八月二日卒。年二十三。江月院照嶺永秋。娶佐竹氏。五左衞門某女也。或曰佐竹氏京師之士人也。後來于加州。以爲貞重幼稚爲後見。利常與之采地千石。後爲貞重附庸矣。○貞一答書曰。利貞室家不傳。有姿。乃出雲貞重母而。山中榊右衞門某女也。寬文三年十二月廿五日死、號柏樹院矣。又曰所領佐竹五左衞門千石者。後賜出雲貞重。乃花押之書傳于家有于今。○或說佐竹氏女。法名號伯壽院矣。今以貞一書視之。佐竹氏爲山中氏族長者乎。可猶考。利貞生母號逞正院。姓及生卒等凡不傳云々。

〔前田氏系圖〕
前田備前利貞
生母、越前葛野坊女、利貞出產後佐竹內藏助義厚に嫁。承應元年十二月十六日病死、法號逞正院閑譽榮壽大姉葬地不知。
妻、不娶。

十一月十一日。山崎長德歿す。

〔家　譜〕
山崎長德初名長鏡、小字小七郎、後庄兵衞と稱し、長門と改む。元と越前の人。柳ヶ瀨の役柴田勝家の先鋒となり、後來りて前田利長に仕へ、屢祿を增して一萬五千石に至る。慶長九年退老し、十六年削髮して閑齋といひ、更に大坂兩役に從ひ、元和六年十一月十一日歿す、

享年六十六。

〔前田家雜錄〕

一、山崎長門入道閑齋病氣指つまり候時、從微妙院樣岩田四郎兵衞を以、御懇志之上被仰遣候は、其方病氣大切に及び難抱思召候。其方相果候而者、誰に御先手可被仰付者御思案無之。其方存分御聞被成度候條、無遠慮可申候。此義御成之上直に可被仰候へ共、結句申にくき事可有之哉も不知候間、御使に而御尋被成候旨被仰候處、閑齋落涙仕忝がり、御年も若御座候に、箇樣之思召御座候へば、此御心付之上には、誰を被仰付候而も宜奉存候。私共愚意申上に及不申旨被申候。そこにて四郎兵衞申候は、御請に候へども、箇樣被仰下候上、又重而申義も御病氣大切に候へば、萬一之事も有之候得者如何敷候條、只思召可被仰上候。御請候こても、あなた思召に叶不申候はゞ、被仰置こも被仰付間敷候。左候へば御遠慮も無之事こ申候故、閑齋尤に存候旨にて申上候は、誰こ申候而も存當無御座候。富田越後可然奉存候。萬端軍事にも宜有御座候。併繩を御はなし候ものには無御座候條、其御心得被遊被仰付候へば、一段宜ものゝ由被申上候由。程隔て岩田四郎兵衞物語之由、有澤永貞談也。

十一月廿四日。金澤城火を失す。

〔老翁雜記〕

一、元和六年十一月廿四日夜、御城中御奥方御次之間置圍爐裏の底に火殘りて、縁の下へ火移り、ねだ敷に燃付大火に成、御本丸御屋形不殘燒失也。

〔元和六年書狀案〕

尊書拜見忝奉存候。如貴意當城不慮之火事致出來、無是非仕合御座候。被入御念、早々御飛脚、恐悅至極奉存候。猶從是可得御意候、恐惶謹言。

十二月十七日　　松平筑前守（利常）

常眞様　貴報

〔三壺記〕

金澤御城火事之事

同年十二月廿四日の夜、御城中御奥方の御次之間、置圍爐裏之底に火殘りて、縁の下へ火廻り、ねだ敷抔にもえつき、疊をこほし障子につきけれども、ねいりかゝりし時なれば人皆知る事なし。番人けぶりのにほひを聞、高聲によばはりて何もおこしける所に、はや天井板の上にもえ上りければ、下はさいみの火にてもなかりけれども、天井の上の火を俄にけすべきやうなし。先御前様・御若君様、三の丸宇喜津内記屋形へいらせらる。利光公北の丸山崎美濃屋形へ御入被成、翌日横山大膳屋形を明てこしらへ、利光公並御若君達御入被成、大膳者下

常眞は織田信雄

十二月は十一月なるべし

宇喜津は與津

火伏は火防

元和七年五月廿四日地鎮祭を執行したること見ゆるが故に本文に四月上旬移徙すといへることの誤謬なるを知るべし

屋敷へ引越にけり。御本丸表奥方の御屋形のみ焼失して、類火の屋形はなかりけり。神谷式部・脇田兵部・中村刑部等に被仰付、道具に少も無構、人を損じ申間敷旨御意被成、随分四方の戸障子門々迄打破り、男女共に引のけ、玉泉院様へ入衆も有、村井飛驒屋形へ立退もあり、當分御借屋にて御越年被成けり。晝ならばなんなく火は消すべき處に、夜中の儀なり、奥方より出る火なり、御賄道具當分御用の家財共はやけけれども、人にあやまちなく御機嫌もよかりければ、誰あやまりて御しかり可被成人もなかりけり。近々御作事可被仰付と思召所に、結句幸のやうにおぼしめすこそめでたけれ。年頭の御禮に波着寺法印登城して、御道具の儀はくるしからず候、上々樣方御つゝが御座なく候儀、目出度奉存由申上る所に、利光公の仰には、人も損せず、道具之儀無構、何よりおしき物は其方より上たる火伏の札を不殘やきたるおしさよと御意之處に、波着寺は、定而御身にかはり申候て御座有べきと申上ければ、さもあらんと御笑被成けること、後々迄申傳へけり。御作事奉行辻助左衛門・松江次郎兵衛奉りて、御分國者不及申、上方よりも細工人ども參つどひ、雪之内に御作事取合、正月下旬にはや立家に成にけり。春三月之内に御障子並ふすませうじの繪樣迄出來之。卯月上旬に御わたまし相濟けり。

〔前田家雜録〕

本文は凡て誤なり

一、元和六年十二月廿四日夜金澤御城燒失、同七年正月下旬事始、卯月上旬御移徙也。

閏十二月十五日。前田利常倶利迦羅明王院に火災見舞を謝す。

〔加賀古文書〕

當城火事付而、遠路早々御使僧、殊御札並杉原三束懸被御意、喜悅之至候。尙追而可申進候、恐惶謹言。

閏十二月十五日　　松　筑前　利光　判

倶利迦羅明王院　御報

是歲。加賀藩大阪城修理の助役を命ぜらる。

〔政隣記〕

今年大阪城普請、日本從諸大名相勤。從加州爲奉行、本多安房・横山山城登る。

〔微陽兩公遺事〕

微妙院樣御代、大坂御普請御奉行本多安房・横山山城罷越、仕廻罷歸候時分、安房義は二三日先に罷歸、直に致登城候。御待請、御亭寧之御料理被下候由。山城義は夜中に到着仕候。且又爲迎二三里外迄、御家中より使者飛脚參續候。其段達御聽候哉、乘物前後に提灯夥敷持運候、此躰從御櫓御順見被遊候由に候。山城直に致登城候へ共、御馳走且而無之、御目見も不

被仰付、歸宅仕候。山城義以後此段察仕、不應御意候哉と奉恐候旨に御座候事。

是歲。徳川秀忠更めて近江今津・弘川二邑を前田利常に與ふ。

夫人は芳春院なり

二邑は近江今津弘川

〔越登賀三州來因概覽〕

夫人元和三年逝去、一旦二邑を官へ上る。甚右衛門傳承書に、此二邑同五年再び歸るまで、三ヶ年の間の納米、官へ納るにも非ず、私藏あるにも非ず。微妙公内令を以て、今津甚右衛門何となく只納置と也。此後命を以て、甚右衛門江戸奉行所へ出て委曲申達、右三ヶ年分も公の收納となる。同六年再び台徳大君より改め賜る。仍て同四年・五年分兩村藏拂勘定書替、微妙公有印竝び横山山城守・本多安房守判印にて、元和八年七月七日兩村の甚六・岩見介宛の一紙今存在す。

是歲。金澤に堀川を開鑿して加賀石川郡宮腰に通ぜしむ。

〔金澤古蹟志〕

堀川之由來

三州志鞬櫜餘考に云、元和六年庚申夏より淺野川は堀河より引船を上る。馬力の助けとて下安江まで堀河を掘り通すと、是堀川の名義の起原なり。三壺記に云、(中略)また宮腰・大野より、馬足の便りとして淺野川下安江と云所より堀川を通じ、船の通ひ有ければ、則堀川町とて傾城を置。其所の有さまは、兵庫や須磨・明石に異ならず。中河原町・野町に風呂屋有て、湯女と名付女を置、江戸芝口に下屋とやらんに似たりと見ゆ、金澤俳優傳記にもあさの川下

安江すぢ川掘通し、ひき船にて毎日荷物をあげ候事あまたなれば、堀川町とて荷つみ宿多く、傾城御免あり。また中河原町・野町その外所々に風呂やあつて、湯屋と名づけて傾城を置候よし。然るに次第に押買或は盗賊出來、かた〳〵人氣あしく相成候に付、嚴敷御指止に成候よしとあり。龜尾記に、淺野川一錢橋の川下に、あげ場とて粟ケ崎其外能登近郷い材木を引來り、爰にて上るなり。此邊いにしへ川を掘ひらき、材木をば川より引上るより惣名とはなりぬといへり。改作所舊記に載たる寛文五年四月の覺書に、粟崎古橋より大河端村折戸迄道程十四町四十間、大河端村折戸より堀川之下札之木まで三十六町、合一里十四町とあり。元祿十三年の句空草庵集に、堀川といふわたりの庵にて。

鵜なくや夜はふつてもふゞいても　魚素

ちら〳〵月のうつる蒲の穗　句空

素咄しの戻り御まへに羽織着て　小春

以下略

元和六年頃は淺の川に宮腰より川舟上る。川岸端に遊女町有。

〔三壺記〕

是歳。馬鹿踊金澤に流行す。此の前後操・歌舞伎等亦大に行はる。

前田肥後は直之

奥村內內は榮明にして此年五月二十日金澤にて歿す本文誤なるべし

たゝらふもは踏鞴踏まうなり

鬼川は御荷川

朱かいらぎは背かいらぎなるべし

こまがねは細銀にて一に切銀ともいふ

其年六月十八日に將軍秀忠公の御姫君女御に立せたまふ。加州よりの御名代前田肥後を京都へ被遣、江戸へは御祝儀御進物上げに奥村河內を被遣。其御よろこびとして御城にて御家中御振舞、家々にて千秋萬歳の酒宴の上にばかをどりと名付、爰は三條か釜の座か、一夜とまりてたゝらふも、佐渡と越後は筋向ひ、などゝ云歌の地はやり來て、人持衆も家中下屋敷にておごらせ、町方野外河原にて夜をあかす。去る元和の初より筑前守利光公は御在江戸と云事ましまさず、そのゆゑいかんとなれば、折々の江戸御參勤にも御前樣より御飛脚しきりに立て、早々御いとまを御そしやう有に付、二三ヶ月にもたらずして早速御歸城なされけり。御前樣並御若君樣達の御慰とて、數ケ所の芝居を淺野川・才川兩所に立て並べ、あやとりかぶき品々見物有。折々登城仕り御城にて仕りければ、拜領物おびたゞ敷、其聞へ京都・大坂にかくれなく、色々の藝者どものぞみ〳〵に參ける。其中に才川口鬼川の緣に女歌舞姫の座あり。大夫にはお吉・鹽がま・十五夜とて三人の女有。人是に異名を付、楊貴妃・李夫人・勾當の內侍と申けり。其外十六七二十ばかりの女共三十人有之。兵庫わげに前髮を置、朱かいらぎの大小に、金銀すかしの鍔、眞紅下緒、印籠巾着をさげさせ、根本より女なれば、出立はいづれも若衆の出立にて、樣々のをどりに狂言をまじへ、天下無双の猿若にて隨分おもしろかりければ、侍衆・奥方・子供衆、上下男女のきらひなく、札錢灰吹のこまがね三分づゝの事なれば、

毎日數百人の見物有。短冊を送るもあり、折には菓子・瓶子を送るも有。芝居八つに過ければ、しばらく女共休息し、七つ過にははや一人二人三人づつ、屋敷〳〵へ乘物にのせつれ行く程に、十日も先に約談せざれば、あひあふ事成がたし。後々是を傳へきけば、年中に五三度參會のかた〴〵は、大鷹ニ居年中持程入たるよしのざんげ物がたり。奥の小袖をかりて進物に遣す人々多かりけり。其姓名は記に不及。宇右衛門・雅樂助が上るりあやつり、喜太夫・孫太夫が能あやつり、藤枝藏人がおどり子の座、油屋與次郎が蛛舞の座、あやつりの唐人かぶきほうかの座、寛永の中頃迄磯之助がさつまぶし、金太夫がなげぶしとて品々有之ければ、武家は勤のいとまに見物す。町人は商賣のすき〳〵に見物し、にぎやか成事申計なし。宮いこし大野より馬足の便として淺野川下安江と云所迄堀川を通し、船のかよひ有ければ、則堀川町とて傾城を置。其所の有樣は兵庫や須磨・明石に異ならず。中河原町・野町に風呂屋有て、ゆなと名付て女を置、江戸柴口に下屋と哉らんに相似たり。

元和七年

正月二日。前田利常の女富姫生る。

〔公女傳〕

富姫、元和七年正月二日金澤城に生る。後八條宮中務卿智忠親王の簾中となる。

二月二日。金澤城營繕に要する木材を大阪より徵せんが爲、此の日近江領今津甚右衞門に命を發す。

〔國初遺文〕

今度當城御作事に付て、大坂材木取に遣候。右之御材木大津より舟にて海岸へ可相届候條、海津迄其方子共兩人遣置、請取可申旨御意候。從海津敦賀ゟ相届候義者、此奉行衆可被致裁許候條、海津にて請取木數、無相違樣に可被入念事肝要候、謹言。

以上

二月二日　　　　横山山城守長知　判

　　　　　　　　本多安房守政重　判

今津甚右衞門どの

三月十七日。能登羽咋郡瀧谷の妙成寺に寺領を寄進す。

〔國初遺文〕

能州羽咋郡柴垣村之内瀧谷寺領分高之事。

合八十六石三斗餘。但先高並新開同元和六年檢地出分共に。

右爲寺領令寄附候條、可有御支配者也。仍如件。

元和七年三月十七日　利　光　印

瀧　谷　寺

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

從微妙院殿、元和七年に八十六石三斗餘御印、並御判之禁札被下置候事。

三月十七日。能登羽咋郡德田安養寺に寺領を寄進す。

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

高德院樣當國御打入之刻被爲聞召、寺庵居屋舖山林竹木共被爲下置、元和七年從微妙院樣居屋敷之所寺領被仰付、御印頂戴仕候。延寶八年三月廿一日座主圓福院火事出來之刻、右之御印致燒失候。

〔寬政二年七月書付〕

安養寺衆徒中江被爲下置候御判物、當山座主圓福院納置申候處、延寶八年三月廿一日圓福院出火之砌、御判物燒失仕候に付、其節不破彥三殿・富田治部左衞門殿江御斷申上置候。寫は衆徒之內常住院所持仕候故指上、尤御奉行右兩人江申上候。

御寄進狀寫

能登羽咋郡矢田村之内安養寺七屋敷分高之事。

合拾貳石五斗者（先高並元和六年檢地出分共に。）

右爲寺領令寄附候條、全可有御支配者也。仍如件。

元和七年三月十七日　　利　光　判

安　養　寺　衆徒中

〔眞館覺書〕

一、矢田村安養寺開闢何い頃に候哉、誰人之御取立と申儀知不申候。森山安養寺舊跡之旨及御聞、坊七・屋舗高拾貳石五斗利光公より元和七年に御印被成下候。

一、右安養寺山之内熊野三所權現御立。

〔棟札の寫〕

奉造立大講堂、本願藤原朝臣

德田佐渡守、大工舟見七衛門

永祿十年丁卯三月七日

五月廿四日。去年災後の殿閣を興造せんが爲、是の日波着寺等をして本

丸の地鎮祭を行はしむ。

〔國初遺文〕

以上

來る廿四日御本丸御地祭御祈禱之義に付て、三ケ寺より被差上御道具目錄之面奉得其意候。いづれも申付、相記可申候、恐惶謹言。

五月廿一日　　　　中村刑部丞　判

房州様

城州様　貴報

〔國初遺文〕

今日御本丸御地祭御祈禱被執行に付而、三木・御供被指上之通御披露候處、御機嫌能御座候。此旨可申入旨御意候。則御使僧へ申入候、恐惶謹言。

五月廿四日　　　　横　山城守長知　判

本　安房守政重　判

波着寺

寶幢寺

三木は御酒なるべし

犬千代は光高
千かつは利次

明王寺　御同宿中

五月廿五日、前田光高初めて東下す。

〔本藩歷譜〕

元和七年五月廿五日光高初て江戸へ赴かせ給ふ。

〔寶永四年留書〕

元和七酉（但寛文四年より四十四年以前）

一、光高様七之御歳、初而江戸御下向、四十日餘御在府に而御歸國。

〔篠原家文書〕

また犬千代・千かつ、みちすがらそくさいにてのぼり候よし、こゝろやすく候。よろずかさねて申べく候。

いきみたまのしうぎこして文、ここにもくろくいごとくおくりたまはり候。誠にいくひさしくといはひ參らせ候。そこほどなに事なく、そくさいのよし心やすく候。めでたくかしく。

卷目の上　かゞへ返事　ひて忠

十月八日。前田利常能登鹿島郡府中村靈泉寺に寺領を寄進す。

〔國初遺文〕

當寺屋鋪幷檢地出分高之事

一、拾石七斗二升　本屋敷分

一、五石三升　元和六年之檢地出分

高合拾五石七斗五升

右爲寺領令寄附畢。全可有支配者也、仍如件。

元和七年十月八日　利光印

能登府中　靈泉寺

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

一、當寺者、昔臼山家之牌所に而御座候。

一、瑞龍院樣ゟ當寺五代湛翁和尚申上、居屋敷致拜領候。元和七年微妙院樣より、居屋鋪高拾五石七斗五升爲寺領御印被爲下置候。

十二月十四日。先に波着寺等本丸の地鎭祭を執行せしを以て施物を贈らる。

〔國初遺文〕

以上

去度御本丸地祭之御祈禱被仰付候に付而、右之施物御書出持せ進之候。御藏奉行衆ゟ御屆候而可有御受取候。恐々謹言。

十二月十四日　　横　山城守長知　判
　　　　　　　　本　安房守政重　判

波着寺
寶幢寺
明王院　御同宿中

十二月廿一日。前田利常加賀河北郡倶利迦羅不動堂に領地を寄進す。

〔加賀古文書〕

倶利迦羅不動堂領之事

一、五十三石は　倶利迦羅村
一、五石七斗は　同斷山手米
一、三十七石一斗餘　同斷檢地出分
高合九十五石八斗餘

右爲堂領令寄附畢。晝夜勤行無怠慢、國家安全可被抽丹精者也。仍狀如件。

元和七年十二月廿一日　　利　光　印

倶利迦羅　明王院

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

一山不殘拜領仕候時分ハ草高五十三石に而御座候。元和二年に御検地被仰付、出高三十七石一斗餘、同四年に重而御検地之節五石三斗餘出高御座候。右三口合九十五石四斗餘拜領仕候。二代住持寛永十六年に、出高十六石一斗餘、右引合百十一石五斗餘に相極御印頂戴仕候。只今迄五代收納並に山林竹木如先規支配仕候。

（五石三斗は前揭の文書と異なり）

是歳、伊勢踊大に流行す。

〔金澤古蹟志〕

伊勢躍

金澤俳優傳記に云、元和七年伊勢をどり世上にはやり、金澤へもはやり來たりて、地子町の子共組を立悉くをどり、神明へまでねりをどりけるが、さて町々より次第に本町より、小身の武家がたまでまじり、やがて人持かたにをどり來り、夫より御城へあがり、女中町かたいものども、をどり御意に入候よし。間もなく御ほうこして、結構なる裝束にて御殿御女中が

（御ほうとして本のまゝ）

たをどりをなされ、町方の者ども見物仰せつけられ候。尤この時町人もまじりをどりしとなり。此時大手さきより野町神明まで、うち六尺あけて垣をゆひ、此内をば大身まで馬に乘、をどりながら通しなされ候。その歌の文句は、おさまる御代にあそべやあそべ、風がなければ波もなし、天下泰平國土安穩、御馬をやらうか御輿をやらうか、御馬もいやよ御輿もいやよ、おもふ御人に手をひかれ、普天の下太平國土安穩と、一拍子に頭をふりてねりゆく。其次に米搗をどり、金の臼銀の杵に金の柄をさし、杵の木口に穴をあけて銀箔を切ていれ、かつ度に杵より箔ちり出て見事也。此歌はめでた／＼の若松や、枝もさかゆる葉もしげる。其次に大身がた、おもひ／＼に唐人出立、或は武者または手をどり、色々に美を盡してをどる事、三月より八月まで毎年三ヶ年うちつゞきをどり候よし。此あい／＼に神明にて、場ならしとて、神明において歌舞伎あり。神明宮の神主其ころは二人有候よし。その時の入用は、上より都てなさせられ候。依て此時の御墨付共、神明の神主今に所持仕候。この芝居小屋、富山の住人相撲取一人してつふじ候よし也と云々。

按に右俳優傳記は、後年に記載せしもの也といへども、そのかみ金澤にて歌舞伎淨瑠璃、或は狂言あやつりなど流行せし情實をば、悉く書載せたる中にも、此お伊勢をどりの事は、そのかみの一奇事にて、舊藩國初以來の繁昌、實に其時世のさまおもひやられける。その頃は

いなばきは稲掃席なり

神明宮の神主二人有よしと載たるもの、彼卯辰神明と兩社合併せし頃なりし故に、兩人なる事知られたり。また此時の御墨付ども、神明の神主今に所持すといふも實事なる事、下文に擧たる奉書等をいへるなるべし。さて此の伊勢躍の事は、舊藩の記錄共にも、彼是見えたりし中にも、三壺記に云、元和七年の夏の始よりお伊勢躍流行、金澤神明へ懸て御城へあがり御見物遊ばしければ、町方より思ひ〳〵に出し、中町組・新町組などゝて目ざましき出立にて、神明へ懸て御城へ出、夫より人持衆へおもひ〳〵に參り、躍濟して歸る程に、頓て武家へも移りて、人持衆より右之通面々に出ける。家中の者共にて役人不足すれば、一門緣者中出入の者共馳走りして加勢す。其さま江戸山王の祭・淺草の祭にひとし。されば作り歌をふし付て拍子に合せ、裝束拵ゆる間に歌舞の場ならし、數日懸て習ひ出たりけり。後には御城よりもをどり出ければ、能登・越中より見物に罷登るもの夥しく、御城御門の口より神明までの其間、いなばきを敷事町はゞ也。先をどり銀の棒に金の團扇を爲持、數百人程ねり行、水色の帷子にふくあんとり、御馬をやろか、おこしをやろか、お馬もいやよおこしもいやよ、我おもふ人に手にひかりよ、天下太平國土安穩、と拍子を揃へて諷ひ、神明にて惣曲輪に立て藝をなす。其次に米かち躍、金のつき臼を車にのせ、銀の杵に金の柄さし、杵の頭につく所に一寸四方の風穴をあけ、其内へ銀箔を切入たり。紫の絹にてわげ包さげたる女三十人に、

純子は緞子
宮内は小幡

杵をかたねさせ、ふくめんにて伊達帷子、赤子の純子を前懸にして、幅五歩づゝに切さげて、再び用に立ざる事を専とす。其次に宮内どのゝ唐人をどり、村井飛驒殿のかね引躍、其外の人持衆よりも思ひ〳〵に出しけり。入用は御城より出けれども、役付なれば何れも罷出、其役を勤めらるゝ。十月の初まで所々よりをどり追々に出て止にけりと云々。此時の奉書及び書簡神明社藏の古文書中に在り。其文如左。

以上

わざと一ふで申まいらせ候。こんどの御おどりする〳〵とすみ申され、めで度思召候。さやうに候へば、わか殿様より御しんめい様へ御はつをしんせられ候。神主さぬきかたへつかわされ候。そのため申候。めでたく。

十月十日　　殿さまつぼね

おく村かわちのかみ殿
よこ　山大ぜん殿
おく村いなばのかみ殿

以上

昨日は被入御念、尊書忝拜見仕候。於神明御踊御見物之由、御尤存候。天氣能珍重存候。何

樣以面上可得尊意候、恐惶謹言。

十月三日　　　　　　　　　　　　　　横　大膳亮康玄　判

寶幢寺樣

明王院樣

千手院樣　尊報

右横山大膳の書簡は、寶幢寺に傳來せり。皆同時の書簡なる事知られける。按に伊勢踊は、村井長明の象賢紀略に、金澤大をどりの年芳春院樣、ありまの湯へ御湯治の時云々。また太田但馬を横山大膳に被仰付、御城にて御せいばい、其年三月末に芳春院樣有馬の湯へ御入被成とも見えたれば、金澤に大躍流行せしは、慶長七年の事也。象賢紀略に又云、其年八月初頃をどり被成、ひめ君樣へ見せまいらせられ候はんよし、利長公御つゞみうたせられ、をどりいならし有之。其をどりの時、村井豐後・安見おきの守・齋藤刑部、此三人搗くみに成、をけ結構にて、扨たき物利長公より被下、くべまわり候へば、をどり御座候中くんじわたり申候とあり。當時世のさまおしはかるべし。扨右の如く見えたれば、伊勢躍といふもの金澤に流行せしは、既に慶長七年の頃よりの事なりと聞ゆ。駿府政事錄に、慶長二十年三月廿五日、從今日府中號伊勢躍、諸人在々所々盡風流、爲之從勢州躍出、奥州邊土躍之云々、晦日伊勢

慶長七年の大踊は伊勢踊と異なるべし

躍頻也、大神宮飛來給由申云々、伊勢躍制之給とあり。されば駿府には二十年の春より流行せしかど、德川家康公此に居給ふゆへに、頓て制禁せられしとなり。富山邑傳記に、元和元年伊勢をどり流行、村々へ送り渡すとありて、越中富山邊は元和元年に伊勢躍流行せしと見えたり。されば三壺記に、元和七年の夏流行のよし載たるもの、若くは元年の誤聞ならんか。しかし富山邑傳記の誤なるもしるべからず。尙追考すべし。按に伊勢躍は、伊勢神宮より始りて諸國に及ぶといへり、其起原は如何なるゆへならんか。日本後紀に、延曆十八年六月己酉、停伊勢齋宮新嘗會、但以歌舞伎供九月祭、といふ事見えたり。若くはかゝることより移り來れるにてもあらんか。

元和八年

二月朔日。能登珠洲郡狼煙村門田に新村を立てしむ。

ぬるしはのろし卽ち狼煙

〔能登古文書〕

能登鈴郡ぬるし村之內門田と申所に新村を相立、新開並鹽がまをも可相立由、任致言上之旨、則申付訖。薪之儀ぬるし山之內を以可相調。然者永代可爲藏納、役儀等者新開なみに可仕候。以來免相指引之儀は、郡奉行可任裁判者也。

二十三歳は二十四歳なるべし

元和八年二月朔日　　　　印（利常）

三月三日。前田利常の女夏姫生る。

〔壬子集錄〕

一、御なつ様、戌の御年、是は御誕生被成、よほど御座候て御死去。其後天德院様御煩被成、七月三日に御死亡。

〔本藩歷譜〕

夏姫、元和八年三月三日金澤に於て生れ玉ひ、翌九年三月十一日卒。法號蓮臺院殿。

七月三日。前田利常夫人歿す。

〔壬子集錄〕

天德院殿乾運淳貞大禪定尼。御終命元和八年七月三日。

〔三壺記〕

元和八年の三月利光公の北の御方、御産の後御違例爾々と御座なく、諸人心肝をなやます。江戸・金澤の其間は、晝夜のさかひもなく、人馬のかよひ止事なし。神社の祈願は八大龍王もおどろかす、醫療之法は醫王善逝の瑠璃の壺の底を拂ふ。然といへども生者必滅の悲しみは、上下をゆるさぬ習にて、御とし二十三歳にして、七月三日に御遠行をばなされける。十五歳

八歳は九歳なるべし

にて初産をあそばし、八歳の姫君をかしらとして、六人の御子樣方段々におはします。此度の御產に姫君御出生、御產後御煩、終に畢らせ給ふゆへ、さて〳〵つらきは此御姫樣やと云ものもあり。御子樣方は申に不及、御とし(は)御盛りなり、御果報は天下無双なり、さて〳〵と申て、上下おしなべ、山も里もなげきければ、さこそ日本國中ともにかくこそあらめとおもふばかりに見えにけり。

八月八日。天德院夫人の葬儀を金澤小立野に行ふ。

〔三壺記〕

當座に御遺骸を納め奉り、八月八日を三十五日にあたりければ、御葬送と相究させ給ひ、晝夜をかけて細工人ども數百人ばかりこしらへ立、小立野にて被執行。今の御墓所に、三間四方に九品蓮臺の火屋をたて、白土にて上ぬりし、白綾の水引を廻し、四本の柱を白絹にて包、やらひを外構に結廻し、發心・修行・菩提・涅槃の四門を立、極彩色にいろどりたる額を打、其間四町去て伽善堂を四間四方に立、天井には百花をゑがき、極彩色、四方にまんだらげ・まんじゆしやげ・摩阿曼多羅花・摩訶曼珠娑花・天人迦陵頻伽管絃の繪、金石・糸竹・匏土・革木の有樣、ありあり布さいしき、四方の軒に金銀のけまん、やうらく風にひゞかせ、金襴の幡にて柱を隱し、其堂の眞中に八方龕を臺にする置奉る。御龕は惣金にして蓮花のほり物、金銀の

風鈴、瓔珞を蕨手と軒端にかけならべ、善の綱を四筋付て、四町之間はゞ六間に大唐竹にて垣を結、六地藏を兩向ひに立たり。六尺間に百目蠟燭の銀みがき、三寸角を八角に削り、蠟溜のわたり七寸にけづり、朱を以て惣ぬりにぬり、垣之内に疊を敷、其上に白布を閉て敷つめたり。諸宗の長老同宿幾千人、七條九條の袈裟色衣、爰をはれと出立て、善の綱に取付、笙・篳篥・太皷・鉦皷・銅鑼・鐃鉢、御經にまじへて鳴渡り、白綾の灯籠六ながれ十二本に、龍頭をうごくばかりに作り付、天蓋は惣て蜀江のにしきなり。金銀にみがきたる花籠に、金銀のはくを切入、三間竿にて所々に四ヶ所立ければ、風にちりぬるきりはく、才川・淺野川迄より行、異香薰じて花ふるとはかゝる事をや申らん。御名代として御位牌・香爐・花立・たいまつ等、冠の裝束にて、御一門衆もたせらる。御若君達御あげごしにめし、がせん堂まで御座なされ、善のもとづなに御手を懸させいたゞき給へば、御供の人々も幾千萬の拜衆も、一同に聲を上てなきければ、ながるゝ涙に袖をあてゝ見奉る事もあらばこそ、夢うつゝこともわきまへず。それより又御こしにめされ、火屋まで御座被成、式次第相濟、御燒香こそなされけれ。いづれも御名代相添、御供御介添の人々、五日も十日も目をなきはらしては居られけり。寶圓寺伴翁和尚の次師に、雲堯和尚導師にて、御改名は天德院殿乾運淳貞大禪定尼と號し奉る。それより御寺御造營有

て、則天德寺と號し、關東より泉滴和尙を請招有て、五百石寺領付させられて、孝養修行申ばかりなし。第三年忌には百五十人の大衆にて江湖被仰付、郡中より野菜等を持はこび、百日之御賄中、おびたゞ敷次第共、申ばかりなかりけり。

九月。高野山西光院の跡に天德院を立つ。

〔高野山通念集〕

抑此天德院と申奉るは、加能越三州太守利常公之君夫人にて、大相國台德院殿の御女也。元和八壬戌年七月三日他界あり。其遺髮・骨等を此山に納め給はん爲、名藍之あとをつのりもとめ給ふに、幸ひ西光院の靈地なることをきこしめし、主翁に乞求て此院を建立し、同年秋九月に號を改て天德院と名づけ給ひ、捧花燒香等之供養ながく懈る事なかれとの命を下し給はり、淨侶供養之爲に每年料を給せしめ給ふ。又西光院と天德院との名の泯せんことを惜ませ給ひ、西光院を谷上の奧に引移せりと云々。

〔高野山天德院由來等縷記〕

小松中納言樣當山御信仰被爲在御座候處、元和八壬戌年七月三日天德院殿御他界あり。御遺言も被爲在候由に付、於當山御位牌御取立之御催有之。早速被達關東候由に而、公儀寺社御奉行より高野山祿所ね被仰渡之趣も有之。則御當地御役人御登山御座候而、一山衆徒之內覺

御當地は金澤

雄こ申に相頼、中納言樣御意を以西光院之靈所を相慕ひ、彼院之舊地求得候。則覺雄より一札指上候。右自筆之寫次に記し申候。本書は御當地に可有御座こ奉存候。

高野山小田原西光院一宇、加州御前樣御牌前に永代進置候。四至有別紙。然ば就及零落、四百石借米御座候間、右御返辨可被成候。仍而爲後日如件。

元和八年九月廿三日　覺雄判

前田對馬守樣

與津內記樣

右借米を以求三千坪之境內也。

同年冬天德院殿御遺髮等御納物、御輿に而高野山に御送り、一山之大衆を集、御法事嚴重に被仰付、境內之上山に御送行御營、御墓所御築被成候。其時中納言樣御意に而古名を改、御牌名を以號天德院。右靈佛之阿彌陀如來を本尊に御安置被成置候。

一、元和八年より寛永三年迄に、天德院殿御靈屋・同御位牌堂・本堂・護摩堂・鐘樓堂・客殿・庫裡・並門・長屋・文庫・土藏等に至迄、新に結構御建立。扨亦世出世之諸道具に至まで、御新造に而被附置、其上天德院殿每月御忌日三日之論議料・燈明料、於大津御藏百石、永代每歲被遣之候。則御役人飯尾權右衛門殿・平岡小左衛門殿兩判之紙面所持仕候。當院代々先住遺書に、

右之趣載之候。但御分國に相成、御料米御配分御座候。右現米百石之内、從加賀守樣八十石餘被下之、只今大坂に而請取候。富山樣より十石餘每歲被下之、大聖寺樣より七石餘每歲被下之。右は中納言樣夫々御配分被仰渡、則其旨天德院へ被仰渡御座候。下略

一、住職之義は、覺雄に從中納言樣御賴有之、公義に右之趣御達、則御朱印三十五石づゝ、每歲從公義頂戴仕、寺柄之御定被爲仰渡御座候。下略

一、當院之境內は本號西光院、因玆所名を西光院谷と申候。西光院之名より一の谷と所名起る。却而當山峰々谷々之名は、此山開闢より有之候。依而西光院は、弘法大師御在世之時より之舊跡に而、則本尊阿彌陀如來を安置仕、西光院と號し、一の谷之淨刹に御座候。

一、西光院は吉田兼好宿坊に而、位牌等有之由先年より申傳候得共、元和年中天德院と相改、西光院は谷上と申所へ引移候。其後彼院方相糺候得共、位牌等も無御座候。尤兼好當院本尊阿彌陀之靈驗に預り候故、堂宇修造被申付候由に御座候。自餘略之

是歲。持筒足輕榊原文藏を牛裂の刑に處す。

〔菅家見聞集〕

一、今年澤田次左衞門預り、持筒足輕榊原文藏、金澤泉野にて牛割に被仰付。其科毛利少兵衞若年之時衆道の事に依て也。

こゝに鶴松とあるは前掲榊原文藏のことに當るが如し

〔微妙院様御夜話〕

一、毛利庄兵衛前髪有之時分、衆道事に而騒動有之、鶴松と申者牛裂に被仰付候。只今のつるぎ谷と申は、其時より名付申候。此時取持申者、何茂御刑法に候。此内に三山市兵衛、幼少より召仕候草履取有之候。此者市兵衛に御預申置候所に、欠落仕候に付、市兵衛尋出可申候、右之者出不申候はゞ、市兵衛曲事に可被仰付候旨被仰渡候所に、市兵衛相尋不申候而、毎日美食料理酒をたべ、心易者共を呼集咄申候。何も相尋候へと申候へ共、市兵衛申候は、欠落他國へ参候者知れ申間敷と存候、兎ても尋付不申候故に、精を盡し、老人の命を惜みありき廻り、終に詰腹切申などゝ人に笑れ候よりは、如此たべ度物に而もくひたのしみ、其後切腹可仕との覺悟とて右之通と。件之草履取越前に罷在、金澤の様子無心許存、金澤より之旅人に承合候へば、三山市兵衛家來御預置候者欠落仕候とて、三十日之内に不尋出候はゞ、市兵衛切腹可被仰付候旨に而、笑止成事と咄申候に付、久々之主人及迷惑候而は生甲斐無之と存、夜中に立歸申候而、御身之上に御難儀の出來と承候而罷歸候。公儀へ御出可被成候旨申候へば、市兵衛扨々奇特千萬に候、手前事七十に今少之身に候、年若成者生害させ候事は不便千萬に候、又立退可申候由、金子十兩取出し、拙者切腹取置のために殘置申候金子に候へ共、炭二三俵に而濟申事に候間、路銀にとらせ申候條、早々立退候様に申付候へ共、不存

寄事候、罷歸申者は、何程御意とて立退申ものに候哉と合點不仕候。何も親類中にも、此上は申上候へと、色々市兵衞に申聞、立歸申趣言上仕候。市兵衞前後之仕形も達御聽候。被仰出候は、主人之難儀を承及立歸申候段、奇特千萬に被思召候に付、御赦免被遊候。勝手次第に召仕可申候。市兵衞御預置候者爲致欠落候段は不調法に被思召候へ共、久々召仕候者立歸候段不便に存候而、不顧我身重而立退候樣に申渡候義、御前御家來を不便に被思召候も同事に御座候趣、市兵衞儀御免被遊候旨被仰渡候。市兵衞義は不及申、御家中一統落涙仕候。右之草履取小幡宮内殿不入、達而もらはれ、尤侍に成申候而少知も給り候由。宮井喜兵衞は三山市兵衞と親類之旨、右之咄承申候。右之草履取之義御感被思召候哉、御意被遊候には、市兵衞小身者、取立候而も覺も有之事候、高知之者共もらひ可申と御噂御座候故、小幡宮内もらひ知行遣候旨申上候へば、左樣にて有之事と御意之旨、瀨兵衞咄承候。

元和九年

二月廿四日。前田利長夫人歿す。

〔微妙公夜話〕

一、玉泉院樣御逝去なされ、御死體の御番に野田桃雲寺へ仰付られ候所、前廉寶圓寺ばんの

ばんのうは伴翁
御聞なされは利常なり
年長は利長

う和尚より御請候血脈を、御枕元の御屏風に、小太夫と申女中懸置申所に、番所の出家是を取隱し見不申候。其上にて導師をいたさるゝと被存候躰御聞なされ、導師は人にいたさせ申に不及、我等仕るべきよしにて、御自身が導師遊され候。寺は時宗寺へ御遷し、其後玉泉寺と寺號を御付遊され候。其節僅なる寺にて御座候所、右之仕合にて候。

〔壬子集錄〕

年長公御簾中法名

玉泉院殿松巖永壽大姉

元和九癸亥年二月廿四日

右當寺御立置被爲成候御位牌如此御座候、以上。

寛文十二年閏六月九日　　玉泉寺印

〔三壺記〕

玉泉院殿御とし五十歳にて、元和九年二月廿四日に御遠行有。根本利長公に御實子ましまさず、御夫婦ともに御心に懸させられ、妾の女中方數多召置、如何成かたにも其覺え目出度、するつむ花のたねもがなと、若むらさきの色々に神や佛に祈願なされ、寅待日待樣々の御いのりを密々に被成けるが、いつの程よりか御前樣も御中御うと〳〵しくましませば、ひさげ

常善寺は淨禪寺にしてその金澤に移りたるは元和三年とす

月次連歌を興行したるは寛永六年以後なり

以下前出微妙公夜話と全く異なり

の水は湯となりけれども、御れき〳〵の習にて色にも出しましまさず、心氣鬱のかたまりと成り、いつも御心持例ならせ給はざりけれども、金澤へ入らせられては、御家長久の御願として、常善寺と申遊行寺に天滿天神堂を御建立被成、月並の連歌を御祈禱のために被仰付、料米を被遣、御家は菅家之末流なれば、別而天神を御崇敬ある。角て御遠行の時節、老中より獅子之助と云御相撲のものを寶圓寺へ遣し、玉泉院樣御遠行の案内として被遣、早々登城有て御遺骸の御前に御茶湯などいとなみ申され候へよし申達しければ、しゝの助其さまあさましき大男の、大なでつけにて、荒五郎と云ひたき男、長刀さし、寶圓寺に早々とすゝむれば、和尚急度見て、夜中にては有、是はまさしく盗賊の我をいざなひ、何方にてか打ころし、衣をはぎとらんはかり事成べし、卒爾に罷出てあしかりなんと心得て、和尚申さるゝは、玉泉院殿御遠行ならば、老中の御一家方より、しかと書札にて御使者等の有べきに、わどのが躰は、先年利長公の高岡に御在世之時、かぶきものども數十人とらへて張付に被仰付、夢のそろ右衞門・三昧骨右衞門・やみ夜の段三郎・石垣掛羅左衞門・不世の作之助など、かやう成有樣のものなるか、何ものぞ名をなのれ、拙僧はかたじけなくも先の伴翁の一の弟子雲堯と申て、馬に乗事を得て、長刀もつかひ得たり、心ゆるすな大男と申されければ、しゝの助興さめて立歸り、其由申上ければ、和尚申所も理り有とて、御使番を被遣。和尚參て其勤せられ、御

光山は廣山恕陽

三十世遊行上人有三の來錫は眞僞明かならず

淨禪寺の名を玉泉寺と改めたるは寛永六年なり

玉泉寺の轉地したるは正保三年なり

葬送の用意出來し、寶圓寺導師にて被執行。御戒名は、先年高岡にて利長公の御導師光山和尚の血脈に任せ、玉泉院殿松巖永壽大姉と御廻向遂らるゝ。然るに第三年忌の前どしの十月、藤澤の遊行上人加州へ廻り來れり。其先の三十代目の遊行上人は、西方寺金澤才川惣がわのきわに有之、常善寺は小庵にて有しゆへ、西方寺にて百日ばかり勤行せられ登られしが、此度は三十五代目の上人なり。其頃常善寺も、玉泉院様より御祈禱料連歌の料として繁昌し、少し寺もひろく成、遊行上人是に留り、弟子一人歌道に達したるを寺にすゑられ、是をにぶやと申けり。然るに玉泉院殿三年忌に成ぬれば、利光公如何思召されけん、玉泉院殿の別而御念頃成寺なり、殊に天神堂も安置す。此寺にて三年忌の御法事可被執行とて、常善寺に被仰付、御入用品々金銀米錢を被遣。御奉行人被仰渡、御法事尤御念頃に、數百人の遊行の僧侶に、御布施・御小袖ほどこし、丁寧に被遊けり。其時遊行上人訴訟申上られ、常善寺と云寺號を除て、玉泉寺とあらためらるゝ。寺の向ひと横町・野町のきわ迄、寺の門前に被下ければ、おびたゞ敷地子を取上、寺の造用に成にけり。其後明暦元年は三十三回忌にならせたまへば、前どしより玉泉寺屋敷がへ有て大伽藍を御建立被成、本の寺屋敷淨土寺・淨覺寺に相渡り、其時門前町は被召上候。玉泉寺にて三十三年忌御法事之節は、小松より中納言利常公御參詣にておはします。誠に御父母御孝養御念頃なる事、乍恐上下感奉る。さて玉泉院様御遠行の時、

寶圓寺獅々之助に逢て夜盗とおもはれけるに、利常公の和尚も申所理り有と御意被成事は、其正月の末に淺野川の山の根に如來寺有て、一臈に祖閑と云坊主有。たつちうに小寺を作り、其きれい成事都の古跡の寺に同じ。圍爐裏のふちなど梨地蒔繪にして、諸人出入いたし慰みける。しかも手前うとく人にて有けるを、夜中に亡者を送り度よし申來る。けさ衣にてこしらへ、同宿一人・ざうり取一人にて、だんなとつれ立、馬谷の奥さんまいへ參けり。同宿・小者を追拂、祖閑を切ころし、けさ衣はぎて置けるを、其あかつき寺より尋見付たり。其頃出家方には夜中にむざと導師に出る事を吟味して、慥ならねば出ざりけり。雲堯和尚も強力坊主にて、早馬乘の上手なり、辨慶もあざむく和尚なれども、聞おぢせられしをかしさよと諸人申あへり。餘り馬にすきてはねおとされ、腰打折てこしひきに成申されしが、小僧より芳春院様の御取立出家子とて、御念頃なるゆゑ寶圓寺へ住持被仰付、其後劍に隱居せられ、白山權現を勸請せられ、明白山寶圓寺と寺號す。さて如來寺の祖閑をころしたるもの、後々に聞えけり。吉田賴母と云御馬廻之組頭有。其家來林藤左衛門と云ものゝ女は、淨土宗にて祖閑旦那なり。常に參詣して祖閑と密通す。男聞て祖閑をたばかり出し、則女もたばかりつれ出し、一つ所にて打ころし、加州を立退けるを、後にこそ聞えけれ。

【小松御記】

光山は廣山

一、玉泉院樣御逝去被成、御死骸野田桃雲寺と寶圓寺と爭ひのやうなる事有之候事に付て、中納言樣御自身導師被遊、野へも御供之事咄殘、所々覺書にも有之、別記にも留置候也。然共玉泉院樣御逝去の時は、御在江戶と相見え申候。老中より寶圓寺和尙呼に參候者、獅子之助と申御相撲取、大男の大なでつけ也。夜中に罷越候とて和尙以の外氣遣しられたる事、三壺記有之候。其時はさきの伴翁の弟子雲堯と云し人、馬の上手長刀つかひ相撲なども上手のよし。依之右しゝの助罷歸申せば、其以後は御使番之衆越候よし。此咄の事如何。第三御忌には常善寺にて、御執行の時遊行參合され御執行の事は世に申通也。常善寺を改玉泉寺と被成候事、子細有之事也。

〔金澤古蹟志〕

玉泉院殿靈堂傳話

菅家見聞集に云、元和九癸亥年二月廿四日玉泉院殿逝去、于時五十歲。導師寶圓寺雲堯和尙、但御戒名は高岡光山和尙被授血脈に被任、玉泉院殿松巖永壽大姉と號すと見ゆ。微妙公夜話錄に云、元和九年二月廿四日に玉泉院樣逝去し給ふにより、御遺骸の直番を野田の桃雲寺へ命ぜられし處、夫よりさき寶圓寺伴翁和尙より受けさせ給ひたる血脈をば、小太夫といふ女中御枕本の屛風に懸置けるに、直番の僧是を取隱し、桃雲寺より導師をせんとの所存のよし

微妙公聞召され、導師は人に賴に不及、我等致すべしと仰せられ、御自身導師を被成、御法會は淨善寺といふ時宗の小庵にて御執行あり。後御再建ありて玉泉寺と改られたりとぞ。異本夜話錄には、玉泉院樣の御尊骸をば、寶圓寺へ奉移事に極る處、野田桃雲寺進み出、御病中に血脈を指上るゆゑ、當寺へ被移やうにとの願にて、何かと相論に及びたり。是は桃雲寺の旦那に女中年寄有之、內々にて血脈を取替置たりとの沙汰なり。利常卿の御意には、引導の義は兩寺へ賴に不及、我等導師する也、法會は何方へなりとも下知次第可心得との事にて、御尊骸に利常卿向はせられ、扇を以て御棺の上をたゝかせられ、暫く御觀念被成、立退かせられたり。于時老中を始め皆はつと感じ奉り、かゝる名將また世に可有やうなしと感涙すといひ傳へりと。菊池十六郎いつも〳〵物語すとあり。或は是を天德院殿逝去の時とすれど非なり。天德院殿の逝去は翌年二月にて、一年違ひなりしゆゑ過聞せしなるべし。又異本夜話錄に、玉泉院樣逝去の時、寶圓寺の伴翁和尚へ其由被仰遣處、其頃追はぎはやり、町中夜行氣遣する頃なるに、御使に參たるもの輕き者なる故、定て追はぎならんと和尚思ひ込、玉泉院殿御死去ならば、屹度したる御使來るべし、無左ては登城致難旨返答す。其由利常卿被聞召、甚御怒被成、左候はゞ此方導師すべし、必ず呼寄するに不及旨被仰出、夫より寶圓寺住職御意に違へり。其頃利常卿仰に、玉泉院殿御在世中、御かはゆがり被成、出入仕出家は無之哉と

御尋之處、白山御參詣之節御立寄御休被成時宗の小庵有之由言上す。幸の事此寺へ移さるべし。時宗の寺も御建立被成度、幸の義と被仰、則御遺骸被爲入處、其由寶圓寺承り、道へ出御遺骸を奪取なと申由被聞召、夫より寶圓寺御前惡敷成たりとぞ。按に此傳説は過聞なるべし。三壺記に載たる趣と其趣旨違へり。三壺記に云、玉泉院殿御遠行の時老中より獅子之助と云御相撲の者を寶圓寺へ遣し、早々登城有べきよし申達す。獅子之助其さまあさましく、殊に早々と進むれば、和尚急度見て、夜中にはあり、是はまさしく盜賊人の我をいざなひたばかるなるべし。實に御遠行ならば、老中などより書札にて使者等の有べきにと、事々敷申たりければ、獅子之助興さめて立歸り、其由申上ければ、和尚申處も尤也とて、御使者を被遣けるに、伴翁和尚頓て登城し、御遺骸の御茶湯など勤められ、御葬送の用意等出來し、伴翁和尚導師にて御葬禮終れり。御戒名は先年高岡にて利長卿の御導師光山和尚の血脈に任せ、玉泉院殿松巖永壽大姉と號し奉る。然るに玉泉院殿三年忌に成ければ、利常卿如何思召けれん、常善寺は玉泉院殿の別て御念比なる寺なり、殊に天神堂も御建立也、此寺にて御法會可被執行とて、常善寺にて被仰付。其時遊行上人訴訟被申上、常善寺と云寺號を除て玉泉寺と改めらるとあり。玉泉院殿は贈太政大臣信長公之息女、贈正二位大納言利長卿之内室、諱知末、天正九年於越前府中結婚、慶長十九年五月利長卿薨逝于越中高岡、落飾稱玉泉院殿、同

明暦元年の誤なること前に言へる如し
淨覺寺は成覺寺の誤

年秋移住于金澤城西丸、稱之玉泉院丸、是其遺稱也とす。

〔三州志來因概覽附錄〕

玉泉寺は初め淨土宗淨善寺とて小庵也。寛永元年十月遊行上人此淨善寺へ來るとき、參詣貴賤群集し、寺中手狹なるにより堂宇改造して廣くなる。此時歌學ある上人の弟子一人を住持とす。是までは看主也。同年玉泉君の三回忌に當りて、淨善寺を改めて玉泉寺と號し、玉泉君の佛事供養あり。明曆元年玉泉君三十三年に當り此地を轉じて今の地に佛宇及び菅神廟を建立あり。是までの地は淨土宗淨覺寺へわたさる。

四月廿七日。能登鹿島郡小島村愛宕寺に邸地を與ふるの證書を下す。

〔能州郡方舊記〕

當寺爲居屋敷百二十歩は、元和八年より永代被下之旨御意に候條、可被得其意者也。

元和九年四月廿七日　奥村源左衛門

篠原織部

能州鹿島郡小島村　愛宕寺

四月廿七日。能登鹿島郡小島村常通寺に邸地を與ふるの證書を賜ふ。

〔能州郡方舊記〕

當寺爲居屋敷二百八十歩者、元和八年より永代被下之旨御意に候條、可被得其意者也。

元和九年四月廿七日

奥村源左衞門

篠原織部

能州鹿島郡小島村　常通寺

八月。天德院夫人の侍女自刄す。

〔三壺記〕

天德院樣御つぼね、常々御前樣へ對して不忠之儀共有之。殊更御不例之内に猶不屆成事多かりければ、御夫婦樣共ににくき次第と思召けるにや、江戸にて將軍樣ゟ上聞に達せられ、御成敗如何樣共可被仰付旨任上意、山々里々へ被仰付、くちなはを生ながらふくべに入曲物に入れ持參す。御持筒の者に被仰付、請取置事五樽ばかりもあつめけり。まむし・からす蛇・山かげなどと云毒蛇ども第一と取上る。其中に耳有くちなはも有、足有もあり、兩頭の蛇もあり、二尾のへみも有之由取沙汰せり。其期に望んでつぼねをはだかになし桶に入、桶のくれに數百ばかり穴をくり、四尺四方ばかりの箱の中へ桶を入、釘に閉、箱の角に四寸廻りばかりの穴をすみちがへに二所あけにけり。元和九年八月下旬の事なるに、ある山陰にひそかに役人被仰付彼箱を埋み、箱の穴より毒蛇どもを取込、其中へ高岡酒二樽流し、入口を板にて

釘付にふさぎ、其のまゝ土中に埋て歸りけり。天下にうへこす人もなき果報いみじきつぼねにて有けれども、戒行拙きものゝ寵恩におごりつき、上をおかす天罰おそれてもあまり有。世に有時はへり下りて天道を尙恐れ、下をめぐみ、ほどこしを專らにせば、たとひ尊君はましまさずとも、御若君樣達數多なれば、榮花の上に成佛得脫の身たるべきにと、聞人每に念佛申外はなし。其時の役人物語するを聞き、書き記す。其時分は死骸を江戶へ被遣由取沙汰にて有けれども、右の通とぞ聞えにける。

〔關屋政春古兵談〕

一、同年四月三日御局天德院に參詣の時、御城御門に被仰付、女房の分何者によらず御城に不入、御局下屋敷に直に被遣、是より不出。御局屋敷は奧村壹岐隣、唯今神尾伊兵衞屋敷也。

一、同年の夏、津田三左衞門と云ふ三百石取御小將に被仰付、御局を蛇責に被仰付、則御成敗也。

一、御局は江戶御船奉行の娘の由也。十九歲にて天德院樣御乳の人に出たること常に物語也。天德院樣御他界以後に、中納言樣の御事惡ざまに江戶に申遣したると聞ゆたり。

〔菅家見聞集〕

一、八月下旬天德院殿の御局、罪科有に依て毒蛇攻に被行。

よふぎは容儀

安藝御前は利常の女滿姫

〔微妙公御夜話〕

天德院樣の御局は、よふぎ宜候故、微妙院樣被召仕。夫より御局天德院樣を疎み、あしき上り物をあげ候故、御あたり被遊御逝去と申沙汰にて、微妙院樣事之外御機嫌悪敷、御局を御にくみ被遊候。其頃御局の屋敷近所に、粟田久右衞門屋敷有之候。家傳之白蛇散調合之爲め、山里の者へ申付、まむしを多取寄申候處、其時分金澤中取沙汰に御局を蛇責に被仰付候と申あやまり取沙汰有之候を、御局召仕候下女使に遣候時分此沙汰を承り、女心に誠と存、笑止成事と思ひ、御局に咄申に付、御局被承、無了簡事に候、蛇責に逢可申事に無之旨にて、自害いたし相果被申候。此義を世に蛇責に逢申と申慣候へ共、實は右之通の由、生駒內膳・不破覺之丞語申候。

〔混見摘寫〕

天德院殿御逝去後、御局蛇責被仰付など世に言傳ふ。左樣にてはなく、中納言樣御手も被掛事もや有けん、天德院樣御病中御藥など上げ樣不宜事共有之、御病死被遊候後は、中納言樣御憤り被遊候。其頃萬病圓御調合に付、所々山里より蝮蛇の類多く御取寄、先是にて局を蛇責にすべし抔と御意、御側の面々も恐れおのゝき居申候。お局此由承り、宿所にて自害せしと也。其以後安藝御前樣白昌院樣御事など、御厠へ被爲入候ては、かわ姥が居たるなど每度被仰。松

雲院様にも御幼稚の砌御目に顯れたる事も有之と也。（かわば、とは御局の事也。）箇様の事にてもや、後お局の墓所被爲尋しに知れる者なく、割場附小者久右衛門と哉覽申者、死骸を舁き葬送に參候由にて、墓所卯辰毘沙門山一本松の邊（古の一本松と今の一本松とは違ふ。）堀穿見候へば、數十年經候死骸腐りもやらで、自害被致候脇刺も其儘埋み置有之候に付、佛事も仰付られ御弔有しと也。自昌院様法華經三部御書寫にて、一部は東都青谷月性寺へ御納經、一部は御家へ被進候。今一部は御逝去之時御棺へ被爲入し由。藤田求馬話。

〔新山田畔書〕

愚、右蛇責の儀不慥、此巧を聞て自害とも云。御局畢竟は上京して暮さんと思ひ、道具どもを段々に京都へ送遣けるを、此人上京して、内々の事ども世上へ知ん事を御いやがりにて、其京へ上る道具どもを抑留せらる。是御局の一ヶ條の恨也と云沙汰あり。又の説に、微妙公御密通ありける故、女心に後々は天德公に立代んの思はくとみえしが、公の御あいしらひさもなかりし故、上京と云なして江戸へ往かんの巧とも云。又御密通は虚説とも云。愚が伯母八十八歳まで長命にて、元祿九九二に歿しける老人、其前後の事聞覺て語りけるは、御兩公御中善て、御對座にて御快御笑御語ありて、夫君表へ御出の跡には、何事に娯布面白事有て快御様子なるぞ、筑前殿は家來にてはなきか、御家來と御夫婦に被爲成給が十分なる御事か、

御しゝ本のまゝ

拘はり本のまゝ

甲斐なき思召や、腹立やとて、婦君を以の外に嗔奉れば、婦君は悲布思召て、御泪を被流。又或時は御前の御立腹とて、二三日も御逢なき樣にして、御前をば一間なる所へ押入置、御食事もろく〱不進、御立腹故御食も爾と不上と、江戸へはあらぬ樣の事ども言上しける。婦君御病中にも、醫師中朝の診脈に、早朝に出れば、何事をも指置、我身の拵をとくと仕向、御前の御しゝ當りても、御朝飯を不進待せ奉り、時過て醫者を招ける義慥也。此仕形故、御密通の沙汰も有しとみゆ。江戸の御臺所、嫉妬深き御生得を局能知故に、局が居ずならば可惡、外の人を附置ては成間布と思召樣に、夫公の御行跡も惡布樣に、種々にあしざまなる事に耳申觸、夫公を江戸にも不宜思召けると也。婦君御逝去の前に、公の御手を被執、御腹のつかへを御覽に被入、是は姥が出來させし、是故に早拘はりはせじと被仰たると云。御逝去の時は、公も御愁歎の餘りに御眩暈出て、御城中は一度ならず二度迄魂を滅ける由也。尤御愁傷不大形。御在世の間も一通に御中能と申には非ざりけると也。偖御子樣方江戸へ御越の時も、御局をば當地に被留ける。御着府已後も、婦君の御逝去は公故と、局が讒にて聞召被及し事故、此孫方へも早速には御對面もなく、程經て御登城の時、御臺所往事を段々御噂あるに、森右近大夫忠廣の御前、其時は六・七の御歳也しが、前後局が惡儀、御前の御病の首尾ども、委被仰上けるに、御幼少人に脇より敎て申させ玉ふ品ならば、其樣も見ゆれど、被仰上

様御一心より出たると思召知、彌御詩にて御聞届被成、初て局手前を不屆なる惡き女と思召なりて、今迄思召誤て、公を疎略に思召ける事御後悔の至也。大罪至極なる局が儀なれば、何分にも公の御腹の居る樣に被仰付候へとの御事にて、公も初て御安堵御悦、思召儘に御さいなみ被成ける。畢竟は無類の死罪に被行と、思召巧まるゝ内に自害す。其御巧ごもをも略聞及けるかと云傳ふ。

閏八月二十日。能登鹿島郡所口の一向僧敎信・順慶が、門徒支配に關する爭議を裁決す。

〔能登古文書〕

能州鹿島郡所之口道場順慶と敎信、門徒相論之趣令穿鑿所に、大納言樣・侍從樣兩御印、敎信手前に頂戴仕有之上は、順慶申分不相屆候。自今以後、右條々門下、如御印敎信可被致支配者也。

已上

元和九年閏八月廿日　富田下總守元成　印
稻葉左近直富　印

能州所之口　敎信

侍從は前田利政

この訴狀に對して三郎即ち後の將監よりも訴狀を出せること寛永十七年四月十三日の條參照

しんやくはしんしやくか

立所之手本のまゝ

主計は中山氏

法院は法印歟

十月六日。加賀石川郡佐那武社の神主少兵衛、同神主三郎を訴ふ。

〔國事雑抄〕

乍恐申上候。

一、慶長九年に御宮立可申とて御理り申上候へば、從肥前様米二十石被下之。二十石之米は大工之作料迄にて御座候。其上御宮立申に付て丈木、我等かひ申候へば、過分之借銀出來申候處に、小三郎慶長十一年二月廿五日に相果申候故、我等之父式部被申候は、別に神主跡目をもゆづり申候ものも無之候間、宮腰町に居申候共、寺中へ罷越、神主跡目次可申之旨被申候へ共、我等しんやく仕候處に、宮腰下代河越七介殿を、父式部頼候て御理りには、跡式宮田以下に至る迄、無相違相渡し可申旨与申付候付て、寺中村へ參、右之銀子を年々を以、方々をかりかへ相濟申候刻、銀子立所之手于今御座候御事。

一、元和三年に御宮のうわふきに丈木買候て、金澤大工やとひ仕候御事。

一、父式部慶長十七年に相果被申候に付て、被申渡候は、三郎ふとり申、宮腰地にも家を作り、其上御宮いたぐし役並そうぢ以下も仕候者、田地六反畠なども相渡し申候様にと、主計に而申置候。其に付て金澤正覺法院、同宮腰下代河越七介殿、三右衛門、上町年寄二郎右衛門・七左衛門・二郎兵衛・平左衛門・七左衛門、うね田村作右衛門、くわんおんごう村九右衛門、

瀧與右衛門は郡奉行なり

寺中村喜介、何ものゝあつかひに付て、三郎十八のとし、家もつくり申候間、田畠相渡し申候御事。

一、三郎と申もの御宮之田地を取、其上宮地に家をもち候へ共、一日も我が家には居不申、少も御宮之そうぢなどもいたし不申候。我等のおい子之義に候へば、今迄かんにん仕候御事。

一、今度被仰出候拜殿、來年取立可申と申候て、三郎に談合申候へば、中々仕間敷候と申候。元和四年より當年迄田地を取、能州・宮腰ばかりに有之、商を致、一圓存間敷候と申候。我等父書置被申には、御宮・同拜殿しゆ理以下は、三つ折一分三分可仕候と書置被申候へ共、がてん不仕候。其にても我等拜殿相立可申候御事。

右之趣きこしめしわけられ、被仰付被下候者。難有可奉存候、以上。

元和九年十月六日　　寺中神主　少兵衛　判印

瀧與右衛門様

是歲。前田利常の夫人天德院の菩提の爲に、禪刹を小立野に立て之を天德院と號す。

〔寺社來歷〕　天德院由來書

一、當院開闢者、天德院樣御遠行之翌年、元和九年微妙院樣御建立被遊、至當歲六十四年に

大藏は富山侯前田正甫

罷成候。

一、當院開山者、房州長安寺先住巨山泉滴和尙に御座候。徽妙院樣當院御建立之年、先住之儀は以上意被仰付可被下旨、台德院樣江御訴訟之處、安房之泉滴江住持可被仰付依上意、從徽妙院樣泉滴和尙御請待に候得共、北國江罷越義迷惑奉存候間、預御慈許度由被達上聞候得ば、其寺之開山に罷成儀に候條、住職可被相勤旨、土井大炊殿爲上使、再三就御悃之上意御請申上、當院江被致住持候。

一、當院御寺領五百石之內、草高百二十三石九斗三升六合之處、大藏殿御領地婦負郡名荷原に而跡々より致收納來候。風損水損之砌は、田地不足米、於今大藏殿より被遣候。然共御一行之面には、大藏殿寺領御寄附之趣は無之候。

右之外由來並緣起等無御座候、以上。

貞享二年十二月十日　　天德院　龍　睡　印

不　破　彥　三殿

富田治部左衞門殿

是歲。前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の內命に接す。

〔可觀小說〕

一、御簾中より早打を以、忠直亂行の躰を東都へ告給ひぬ。御簾中は台德公の御女大猷公の御妹也。此腹に越後守出生、一伯配流の後越後高田を賜る。仍而母堂を高田殿と申候。依て隣國故加州へ被命、討潰すべき由議定し、已に加州へ御内意有之よし也。然所に忠直の母義は、其頃清涼院と申候而、證人にて在江戸也。此人願給ふは、此度御免を蒙り越前へ打越、一先申宥め、本性に罷成候はゞ遠流に被處候樣仕度候。若又母をも見分不申、私をも害し候はゞ、それを相圖に御攻潰し可被下哉と被申上候處、尤に思召其通被仰出。

〔武者咄聞書〕

一、加州衆の物語に、越前の少將(忠直)謀反の沙汰の時分、加賀筑前利常卿隣國なれば、御先手可被仰付と沙汰也。利常の御召に可成武具下の御馬なし。依之百廿萬石の家中より、二千餘の馬を出し選めどもなし。富田越後が馬に、鹿毛にて二寸五分、頭持爪かんさき殘所なきを撰出す。扨物を見るかと、城の大庭に指物數百本立並べ、其内を乘廻し、指物を立伏するに耳も立ず、足なみ少も不違、弓鐵炮にも不怖。利常是を召馬に定、名を優婆塞と付らる。今一疋乘替を選び給ひしに終になし。善馬はなき物也と語し也。

寛永元年

二月十七日。前田利常代官諸給人の年貢米徵收に關する心得を定む。

〔慶長以來定書〕

覺

一、代官・給人、年貢米並諸役等令納所、百姓に請取不遣候儀可爲越度。但、百姓等右之請取を取置、以來不請取旨於申者、代官給人誓紙之上を以、百姓可爲曲言。自然書物令紛失者、其當座に可理事。

一、諸給人納升、作事場より出候斗升を以、年貢諸役等可納所事。

一、田畠刈取時に、百姓等或召籠、或追失、作毛之上を以給人苅取候はゞ、先郡奉行へ相改可苅之。然者其年々年貢米相當分召置、相殘所者百姓かたへ可遣返候。但右之百姓於令逃散者、郡奉行へ屆置、其上を以苅取、郡役・借し物以下、其村々連判之百姓等立合、樣子可相究候。何方へも不及屆、給人苅取においては可爲越度事。

一、諸給人小役召置候事、其品々により最前相定直段を以、百姓手前より銀子に而可召置候事。

一、諸給人免平均帳之儀、毎年目安場へ一通、郡奉行かたへ一通可出之、觸渡日限遲々仕間敷事。

一、給人・代官百姓成敗仕事、目安場へ相理、穿鑿之上を以可申付候。自然至當座申付候はで

相抱本のまゝ、相拘歟

不叶儀有之者、後日に誓紙を以目安場へ可相理事。

一、藏納・給人地相抱百姓之儀、代官・相給人に無届遂糺明、書物等いたさせ候儀有之間敷事。

一、代官・給人を訴目安指上申百姓、申所非分に相究候はゞ、依科之輕重ニ可申付事。

一、代官・給人手前未進方に百姓召仕儀、其年々餘人召置候給米之並に相定、一年切に可召仕候。利足申懸、數年召置候儀仕間敷候。但、過分之未進に候はゞ、郡奉行に理、相談を以年數可相定。自然少分之未進に召仕者之事は、其年々之給米積を以下行可遣事。

一、代官・給人知行所百姓、他郷へ或緣邊或養子等に遣候事、最前如申定、代官・給人に可相理。但、何時も三ヶ年以前之儀は不及理申事。

一、給人・代官百姓をやとひ召仕事、五日・七日之内には一日に五分宛、及數日者八分宛可令下行事。

一、年貢諸役皆濟仕百姓、召仕候儀仕間敷候事。

一、百姓等不寄何事申分在之、金澤へ罷出候はゞ、其者一兩人之外は罷越間敷候。村中百姓等相催參候儀可爲曲言。但、目安場並郡奉行召登儀者可爲各別事。

元和十年二月十七日　印（利常）

三月。不破彦三光昌歿す。

其子彦三は光昌四千石は五千石

我れ也本のまゝ

好かし本のまゝ

【由緒帳】

一、八世祖父　　不破彦三光昌

高德院樣御代、父彦三病死仕時分幼少に付、慶長三年父知行之內一萬俵拜領仕。同四年御知行五千石に御直被下、御守役相勤、微妙院樣御代迄御奉公仕、寛永元年三月病死仕候。

【加陽諸士言行筆記】

一、不破彦三は加賀利常卿の家士也。四千石の祿を受、武名知れたり。其子も彦三と云。性質愚鈍に見えて常に怠がち成事多し。是を諫る人あれば、時節とも云事ありと云ふ、悅入候と云ながら聞き用るしるしも見へず。又諫めたり。其時不破あざ笑ひ、才覺成御身は五百石、我は愚なれ共四千石、さのみ譏られそと言ければ、色を變じて、人のまさりおとり祿の多少に寄べき、何とて左樣に理の不通成ぞと云。不破、夫は我も知りたり、其詞我れ也。亡父常に我を戒め、小ざかしく利根だてする事好かしすべからず、人之心に入んとて假初にも諛ふ事有べからず、唯守るべきは義の一字也。汝武家の身也、士の道を忘れざれと申置たりしに違はんかと、日夜是のみ勤る外他事なし。衣食の美を好まず、俗者と艱難を同敷せり。日本一の大家成加州の士中、我と祿同じき者多し。くらべ見られ、人馬すこやか、武具の揃調たる、我にまさる事のありとも覺えず。又我等利にたよりたる事やなしたる、諛たるや、僞た

ることなくやと、平生日々顧て、弓箭の家に生れし職をゆるやかにせず。御身は亡父と親しき人也し故、かく諫玉はり候事、忝悦存ずるなり。されども正敷道に教へ玉はるべきに、時を見て世に従ふべきや、實の本意にはあらざるべし。されば言に従はずして、本意に従はんは如何ならんと答しかば、諫る人大に服したりけり。

六月十二日。奧村伊豫守永福卒す。

〔名節錄〕

奧村永福稱助右衞門。前田氏世臣也。前田利家與佐々成政有隙。城末森。令永福守之。以備成政。天正十二年九月成政自將八千騎。來攻末森。時城兵僅三百人。永福告急利家。勵衆扞禦。城外礮銃晝夜不絕。城垂陷。永福欲自殺。其妻加藤氏。煮粥自巡陣。食士卒曰。聞往昔有楠氏者。以孤城拒百萬兵。諸君努力能支一夜。則明日金澤援兵至矣。士卒皆奮。既而利家得報大驚。不暇集兵。即夜單騎赴末森。騎能屬者百人。比至末森三千人。利家分兵。繞敵後而自衝成政軍。永福開門出戰大敗之。利家賞其功。賜牙旗甲冑寶刀及黃金若干。（參取錦里所撰永福碑文常山紀談。）十五年豐臣秀吉西征。永福從利長。攻巖石城有功。小田原之役。從攻松枝及八王寺先登。其子榮明・易英並獲首級。永福歷仕利家・利長・利常。參與軍國事。晚讓家榮明而老。自號快心。寬永元年六月以壽終。年八十四。子孫相繼爲國老。（節取碑文）

〔奥村家譜〕

奥村氏本姓藤原。家紋竹圈。永福嘗有守末森城之功。因玆關白秀吉公賞賜姓豐臣。其先住筑紫福住。世爲前田氏之家臣。曁前田氏主膳正利勝公六世祖。遷居尾州。奥村氏世次遠失其名。從之來尾州矣。至伊豫守。奉亞相利家公。中住越前府中。卒遷加陽金澤。

長右衞門尉。生長于尾州清洲。仕前田縫殿助利勝公。後改號利春公。

助左衞門尉。尾州清洲產也。父子相繼仕利勝公。

孫助。生國同上。此裔今稱源左衞門。

永福。伊豫守從五位下。尾州清洲產也。舊稱助右衞門。初諱家富。以其先住筑紫福住。改富爲福。不敢忘其祖也。其後避將軍家諱。改家字爲永福。娶尾州人加藤氏女。生四男一女。

永福幼喪父。其後母再嫁。爲桑山伊兵衞室。桑山法印之母也。利勝公及妙久君。即利勝公室。法名長齡妙久。憐其孤。愛養如子。及長仕藏人利昌公。利勝公嫡子。利家公兄也。有忠名。後仕亞相利家公。黄門利長公。同利常公。往々有功。弘治年中承利昌公之命。守尾州海東郡荒子城。利昌公無嗣子。欲養他姓之嬰兒以讓其家。利家公竊憂前田氏之絕。自請繼利昌公。利昌公不肯與之。不得已表聞於信長公曰。荒子城者。自古前田氏之采邑也。豈所異姓之可受乎。今利昌無兒。我請繼利昌。以保彼城。信長公許之。遂下御敎書。賜之於利家公。公將直入城。永福據城。辭云。臣嘗蒙利昌公命守

此城。今雖公稱帶信長公之命書。臣未得利昌公之改命。願姑全臣節於舊命。利家公善之。達事情於利昌公。得利昌公之書。授之於城中。於是永福始出城。然自懷射鈞之怖。飄泊于他邦。後利家公招之。永福應旨。遂執臣禮。彼時永福十八歲。既名譽鋪口碑云々。

永祿三年五月十九日。信長公與今川義元合戰。利家公第一番取敵首。謁信長公。公不言。利家公退。捨其首於水田中。又入敵陣中。獲首級以捧之。信長公猶默然。利家公嘗爲信長公之近習。時自斬同朋十阿彌。信長公怒之。故不與利家公言。利家公艴然將戰死。憤信長公不聽。永福固諫乃止。後信長公。果感利家公之功。人稱永福之忠矣。

朝倉中務大輔守越前金崎城。元龜元年四月廿六日信長公攻之。遣利家公及福富平左衛門。見先手陣。兩人共合鎗。此時永福從利家公有軍功。取首三級。同年九月十四日信長公攻攝州天滿時。深入既危。利家公獨殿。而合鎗殆死。永福及村井又兵衛。急來救利家公。永福合槍。被疵於股。按利家公家譜。載天滿之功。爲村井又兵衛一人。實傳者之謬也。

天正元年八月朝倉義景沒落之時。永福從利家公有軍勞。先此永福罷屏居。此行自出竊從。獲首最早。依功謝罪。利家公許之。於是復仕。同三年參州長篠之役。信長公與武田勝賴鬪戰。永福從利家公合鎗。豐臣秀吉公與柴田修理亮勝家相鬪。利家公以鄰國之好。在勝家之軍中。秀吉公不悅。永福容多少之智謀。兩公相和睦。自爾以來。秀吉公厚遇利家公。是亦永福之功矣。

秀吉公筑紫之役。天正五年四月朔日。利長公蒲生飛驒守氏郷。爲兩將攻豐前嵒石城。兩將急
進陷沒焉。永福爲利長公之先鋒。踰壘屏入敵城中。中石弓被疵。石弓和訓伊之由美。本朝飛土石防敵。謂之石弓也。利長公
感稱其功矣。天正十年六月廿三日。温井備前守・三宅備後守。與能州石動山衆徒相通。搆要
害於荒山。其兵四千餘出屯。利家公於柴峠相戰得大捷。永福取敵首。及所繫頸孔方數百。此錢
今尙在焉。後石動山惡僧。催國中殘黨再亂。利家公復攻之。手自刺擊破之。其首千餘級。梟之於
石動山門之左右。秀吉公之時。利家公築城於能州末森。擇群臣使永福守彼邊城。天正十二年
九月九日。永福以重陽佳節。出遊於城邊山上。會佐々內藏助成政。率銳士一萬人。卒然來侵。
永福急驅入城中。時守者既閉城門。永福踰屏以得入。從士一人死於門外。息助十郎登壘上。射所逼之敵而退之。固守壘壁。城下有一村。永福竊以爲。
敵若隨風放火。城廓殆危。不如自焚之莫利於敵。遂命士卒焚之。既而成政大兵。圍攻一日夜。
永福以下將士。力戰甚苦。然衆寡不相敵。所遺壘屏僅一層。勢甚危。我軍吏千秋氏主殿助。有
交友在佐々師中者。渠見城孤危。欲爲舊好導生路。數投矢文以誘降。雖千秋氏無叛狀。永福
爲釋衆疑。姑囚千秋氏於閑地。或云。佐々之偏將誘之。以金玉之賞采邑之封。於是千秋氏請降。永福怒而責之云々。使家弟奧村加兵衛。代之統其
部。城中方安。此日永福室加藤孺人。使婢僕煮粥以扶士卒之飢。或自犒之云々。翌日未刻。告急於利家公加陽城。家人野崎孫助爲使。先是嬬爲利家公書示
來援之旨於士卒云々。利家公・利長公急發城到津幡。二公裁鎧上帶。示必死之心。蹈蹤來從兵僅三千。兼日
夜進發。同十一日黎明到末森城下。先鋒村井又兵衛既擊內藏助之陣。城中得氣。鳴鐘合聲。

利家公分道。率麾下兵士急馳。山崎彥右衞門・野村傳兵衞・半田半兵衞・富田越後・北村三左衞門爲先登。或合鎗或獲首級。凡取偏裨軍吏之首十有二級。其餘斬獲甚多。敵乃駭避解圍。於是利家公・利長公得入城。成政之師敗績。不能認來路。歷加賀路退。二公疑成政欲向加州襲其虛。故夜自濱邊歸。然翌十三日朝。成政到津幡。遂無所爲而班師越中。利家公感永福防禦之功。即賜二公感狀。及利家公之馬幟。（白絹畫鍾馗。）所御甲冑・太刀・腰刀（並金裝。）・腰指（金紙裁裂）・黃金七兩（每錠有梅輪內紋。）於永福。且加賜祿一千俵。又屬與力三十人。（御馬幟・御太刀・御腰刀。今河內藏之。御感狀・御腰指・御甲冑。今因幡藏之。）其後告秀吉公。敍爵任伊豫守。且賜姓豐臣。

天正十八年秀吉公擊北條氏之時。使利家公・利長公歷信州笛吹峠入于關東。拔八王寺・松枝等城。永福爲利家公之先登。合鎗被疵於腹。自此以後天下歸一四海平均。永福致仕號快心。頒祿於嫡庶。自領三千石。（長子榮明先卒。以故致仕之祿易英襲焉。）

慶長十九年攝州大坂之役。永福留後於金澤城。三男攝津守嘗有寵於利長・利常兩公。其威權傾朝野。慶長十九年冬。於大坂戰場深入危地。軍士之來於此者多死傷。持旌旗者不得從而在後。以其無將帥之令之者。自爲避矢砲之計。進退無度。旌旗不定。於是寵衰。班師之後元和元年春。攝津守上表求去。利常公允之。（肯公獵於越中。）親近以爲異事。咸謂。聞永福之一言而決意從去。永福從容曰。人誰不愛其子。然豈以一子之愛。變愛君報國之節乎。攝津守既有命。當速

公は前田綱紀

去。其餘輩咸當安心事君。於是國勢即定。其忠義蓋如此。
寬永元年六月十二日卒於加陽之宅。（享年八十四歲。）葬于野田之山。浮屠氏追稱永福院快心宗活。
〔加陽老臣武功〕

奥村伊豫守永福像贊

惟奥村氏。祖先在筑。移於尾陽。傳至永福。仕前田家。世々食祿。當時爭亂。豪傑逐鹿。斯此壯士。戎容嚴肅。忠而有勇。執戟負鏃。金崎之役。先登獲首。天滿之戰。被疵而後。陷嵒石陣。中弩赳々。攻石動壘。山僧敗走。末森築城。選擧居守。佐々狠狽。恩賜惟厚。甲冑利劍。金裝之飾。馬上之麾。鎰金相副。亞相黃門。股肱羽翼。身爲陪臣。名鳴于北。識於信長。及豐相國。授從五品。功勞之力。玄冠在頂。緋衣揚色。畢痕寫眞。子孫追憶。祭祀不絕。籩豆黍稷。

寬文乙巳孟冬上旬。弘文院學士林子爲之贊。應其孫和豐懇求。
〔加陽老臣武功〕

寬文九己酉三月。公命近義。令書具足銘。其詞云。
亞相利家公。天正十一年築堡于能州羽咋郡末森鄉。令奥村伊豫守永福爲留後。翌年秋九月佐々内藏助成政。自越國率大軍圍末森城。告急于加賀府。利家公及利長公。即日發駕挫成政之

戸部は民部をいふ

兵。振武威於闔國。利家公褒賞永福守戰之忠功。其日所揚旗鐘馗馬幟・金切裂腰指。所着鎧・兜鍪・大小佩刀。悉以賜永福。永福退老之後。以鎧・兜鍪。讓與次男因幡守易英。至于曾孫因幡和豐。傳來爲家藏。和豐豫經黃門利常公高聽。待新君綱利公之入國。初奉献之。收納公庫代周之赤刀者也。

　旹寛文元辛丑歳閏八月吉辰。應新君之命。今枝氏戸部近義謹記焉。

〔耳底記〕

一、堀尾帶刀吉晴生得律義温和にして、像婦人のごとし。人武功を尋ぬれば、程隔りて忘れたりとて語らず。人武勇を譽る事あれば、左迄には非ずと、實に恥思ひたる躰なり。此人の武功筆紙にも盡し難し。然に斯くあるは如何にぞや。また奥平九八郎も、長篠の大忠より以來一人當千也。此人も實躰温和にして、親に孝行成事類ひなし。安藤帶刀も勇功餘り有て、且而おごる心なし。柴田勝家の忠臣毛受勝助も、風儀温和律義にして、信を守る事金石の如し。勝助が一言請合ば、人の證文を書て越たるより慥に思ひしと也。加州の奥村伊豫守永福も實躰至極にして、打見は愚成程に見えしと也。荒子の城にて信長の印を不用、其信を守る事知るべし。末森籠城數萬之敵に圍まれ、小勢を以て大敵を防いで屈せず。佐々の敗亡、利家公の援の急成によるといへども、鳥越の城を明けたるとは同事の談にあらず。此人々皆實

未だ名づけずして早世せしなるべし

天徳寺は天徳院の初名なるべし

躰律義にして、眞の忠臣勇者也。有功を振ひ武勇に侈る者は、實は皆臆病者なり。

六月十八日。前田利常の子某歿す。

〔本藩歴譜〕

某君、御名並に誕辰の年月等未詳。一書曰、母君は京極の方とあれども年月符合せず。寛永元年一本作二年。六月十八日卒せらる。法號清涼院御本に院號無。幽溪玄松童子と曰ふ。謹按、諸譜單に玄松童子とあり。後年院號を追謚せられしなるべし。寶圓寺記に院號あり。寶圓寺に葬る。

七月三日。天徳院夫人の法會を天徳院に修す。

〔政隣記〕

寛永元甲子歳、今年天徳院殿爲作善、於天徳寺江湖被仰付、大衆百五拾人。

八月五日。加賀石川郡寺中村の佐那武社極位に進めらるゝの宗源宣旨を得。

〔加賀古文書〕

宗源宣旨

正一位大野湊神社加州河北郡大野湊

右垂迹以來被増一階、既勘年紀、爲極位之神者、神宣之啓狀如件。

三十五世他阿上人は法爾

三十世有三の來錫不明なること前に言へり

寛永元年八月五日　　神部伊岐宿禰 奉

神祇道管領勾當長上正三位侍從卜部朝臣兼敬

十月。時宗遊行上人加賀に巡錫し、金澤泉野淨禪寺に止まる。

〔政隣記〕

一、寛永元年十月三十五世他阿上人金澤へ廻來、常善寺に入。是より先此寺に玉泉院殿天神堂を御建立、爲御祈禱月次之連歌を被行。是御家菅原なれば、別而天神を御崇敬之故也。先年遊行三十世の上人加州へ廻來之時は、此寺小庵故西方寺に而百日の勤行せらる。然共此度は玉泉院殿より祈禱連歌料等寄附に依而、寺中も廣く成り、右上人は此の寺に至り、歌道に達する弟子一人を常善寺に被居。

十一月七日。徳川家光、前田利常の物を献じたるを謝す。

〔桑華雜記〕

就移徙使者、殊爲祝儀太刀一腰・馬代黃金三十兩被相送之、欣然此事候。尙酒井雅樂頭可申候、謹言。

十一月七日　　家光判

加賀宰相殿

十一月十七日　野村五郎兵衛重猶歿す。

〔野村五郎兵衛重猶傳〕

重猶墓碑記に云。曾祖考諱重猶。俗字五郎兵衛。産于江州。相傳野村越中守弟若狹守子也。重猶幼失怙恃。其詳不可得而知也。及長仕柴田氏。屬佐久間盛政部下。爲押旗將。高德公討能州荒山賊、盛政援之。使重猶贈所獲首級於高德公。重猶壯健有膽氣。公喜之。賜村正佩刀。柴田氏殲焉。重猶屬高德公。賜食祿五百石。天正文祿之際。常從高德公力戰。公奬其勇功。倍祿爲一千石。擢爲輕卒隊長。豐閤白修大坂城。重猶率賀州丁壯。工築竣捷。閤白感其勤勞。脫所着羽衣。手自賜之。子孫藏爲家珍。慶長庚子石田三成作亂。東西分爭。瑞龍公與東照神君有密議。蠟丸陰符。猶恐有漏泄。使重猶行。口陳機密。蓋以重猶忠誠不貳。可濟大事也。重猶至。神君大喜。召重猶於臥內。遂定密約。仍賜寶刀鞍馬而還。時三成賊黨。充付於江北越南。重猶用詭計。不爲之阻行。至越前北庄。嚴設新關不通往來。重猶單騎提槍。呼關門曰。我加賀相公士也。奉使內府。卒事而還。若欲止之。可自殺以報。可速出檢使。意氣奮發。關吏辟易。北庄城主靑木紀伊守感其忠壯曰。人各爲其主。其可遮殺乎。使人護送出其境矣。瑞龍公善其忠勇。倍加食祿至二千石。慶長十年瑞龍公讓國於微妙公。十有八年致事。薙髮改號宗順。宗順無子。以壻左馬允重政爲嗣。以食祿一千七百石讓與重政。以三百石爲隱居活計。

微妙公謂。三徑之資恐不給焉。使宗順與長屋某相共掌五萬石租稅。且管鷹坊諸吏。此非常渥恩也。寛永元年甲子十一月十七日病歿于金澤。享年七十三。其嗣重政奉仕微妙公。勇功智名有克家之譽。傳至不肖重德。夫自天正至元祿。歷兩甲子。親戚家隷數世互移。試問舊事多屬烏有。在今不記。後遂湮滅無存者。故錄家譜梗槩。鐫之碑陰。欲後世子孫知我家之興。始于曾祖之忠勇。而永久不懈以昌厥後云。元祿七年歲次甲戌冬十一月十七日。不肖曾孫重德百拜謹誌。

小瀬甫庵の太閤記に云。天正十年能州荒山合戰に、佐久間盛政が手に討取たる温井・三宅・般若院・山庄藤兵衛・筒井雅樂助等五人が首をば、野村勘兵衛に持せ進せしかば、野村に村正の刀を賜ふとあり。三州志鞬櫜餘考に、按に野村勘兵衛は今の與三兵衛先祖なり。此頃までは佐久間に仕ふるかと自註にいへり。今按に、右は小瀬甫庵の誤にて、五郎兵衛をば勘兵衛と載たる事いちじるし。さて慶長十七八年の士帳に、馬廻組千九百三十石野村左馬丞と見え、元和二年の士帳に、鐵炮頭二千四百三十石野村左馬助・隱居衆二百石野村宗順とありて、家祿方墓碑記と符合せず。又野田寺町諏訪神社貞享二年由來書に、中納言利常卿の時野村宗順・大平右京申上、御鷹之爲御祈禱當社取建申とあり。野村宗順・大平右京兩人共其頃の鷹匠頭也といへり。そのかみ鷹方の惣裁せし事知られける。

天秤座は銀座なり

次郎兵衛は淺野屋

武右衛門とあるは後藤次右衛門の誤寫なるべし

彦四郎は金屋

十二月廿九日。天秤座四人その收入を上納す。

〔國事雜抄〕

天秤座四ヶ所惣賃指上申御帳面之目錄

一、一貫百四十四匁八分三厘　後藤才二郎分

內五百六十四匁七分者　小秤之極印賃

一、二貫九百四十三匁九分四厘　次郎兵衛分

一、二貫三百六十四匁二分二厘　武右衛門分

一、二貫四百八十一匁七分　彦四郎分

一、七貫目　留かすの代

一、四百目　今極之御本銀に吹申候

六口合十六貫三百三十四匁六分九厘

右之內三貫六百五十六匁者　判金八枚買上申候。

四百目者　御本銀（當所富山天秤座御座候）

引殘て

十二貫二百七十八匁六分九厘ゝ判金八枚指上申候、已上。

才二郎印
次郎兵衞印
武右衞門印
彥四郎印

寛永元年子極月廿九日

稻葉左近殿

寛永二年

二月二十四日。玉泉院夫人の三周忌を金澤淨禪寺に行ふ。

〔菅家見聞集〕

今年玉泉院殿三回忌御作善。於常善寺御執行。此の時常善寺と云ふ寺號を去りて玉泉寺と號す。

四月十九日。富田越後守重政卒す。

〔富田方穀由緒〕

一、十世祖父。第二世富田越後守重政

重政儀、實者山崎河内守孫同彌三兵衞子に御座候處、天正三年高德院樣御代、於越前府中十

武右衞門のこと前に同じ

玉泉院の忌日は二月廿四日なり

寺號を改めたるは寛永六年なり

一歲に而被召出、御知行百石被下之相勤罷在候節、山崎與六郎と申候。然處富田治部左衞門せがれ與五郎儀、右同年於同所十六歲に而被召出、御知行百五十石被下之相勤罷在候處、同十一年四月廿一日江州柳ヶ瀨御合戰御人數御引取之刻、二十五歲に而討死仕候。其子小法師丸漸二歲にて戰鬪之時分御用に難相立に依り、右與六郎重政を以壻養子に奉願、三千四百石家督相續被仰付、名も六左衞門と相改申候。同十二年末森の御合戰、同十八年關東御合戰御用相勤、高名共御座候。其後慶長元年九月二日下野守と叙爵被仰付、其後越後守と改名仕、大聖寺・小松等諸方御合戰御用相勤、度々御加增知都合一萬三千六百七十石餘拜領、人持組頭被仰付。同十八年之頃隱居被仰付、本高之內三千石爲隱居料被下之。大坂兩度之御陣共、息下野に相從、御軍役相勤申候。其後寛永二年四月十九日六十二歲に而病死仕候。右隱居知三千石者、三男主計ね相續、人持組に被仰付、即越後重康組ね被指加置候處、同十三年二月病死仕、男子所持不仕候に付、主計知行分被召上候。

〔高畠雜談〕

一、二代富田越後處へ、他國者、鑓を少心得候とて越後太刀筋を望で來る。越後能ぞ來る物哉、參會すべきとて、其朝料理を振舞、其上にて秘藏の家來よほど太刀をも能する者を呼出し、相手になれといふ。彼者忝仕合に候とて立合、鑓筋御覽被下候へとて、互に立寄りしが、

越後が家人の胸板を思ふざまに突。右之外鑓筋もさえける故、さて〳〵見事なる仕形、今一度と所望しければ、又立合、又越後家來負になりける。越後扨も〳〵目を驚したる事哉、さらばと今一人の者出けるに、是も二度して二度ながら鑓つかひ勝候而、其時越後相手にならんとて、勝手へ立けるを、其座に有合之横山大膳・奥村源左衞門抑留し、先我々罷出候て仕負候はば其上に貴殿御出可然候。卒爾の御出合いかゞにて候と申せば、越後さばかり御氣遣あるまじ、負申事にてはなし、貴殿達鑓を留めかね給ふ上に、我等出では益なきとて、摩利支天に誓ひて出しにより、何も手に汗を握りて、氣を詰め目をすまし見る處に、越後平生小袖を上にはおる事數奇にて有しが、此時上着の裳を帶にはさみて、太刀を持て出る。彼者申は、是は不存寄次第にて候、先程重而御家來を被出、鑓筋御覽候さへ忝存候處に、御自分樣御相手と申事は恐入候とて平伏す。越後左樣にてはこれなく、鑓筋さえて見え候故、少々試度罷出たる事也。鑓を留め得ざる時は、其方の弟子になるべし。若留めおほせ候はゞ、此方に樣子をも可被聞。藝者にてはなし、侍道の事なれば、いづれにてもよろしきを學び候へばよきと申物也。いざ立給へといへども、彼者恐入候とて、再三時宜に及びければ、越後詞をあらく、さて〳〵下手なる事を申物哉、早々立候へといへば、彼者其時さらば御相手に可成とて、鑓を持て立、越後は太刀をさげて持ながら、構ながら、構はそれ計かと言ふ。浪人は例の中段

身涯は身際なるべし

例は何時もはなり

にかまへて寄合ふに、それにてはあたらぬとて、太刀の先を鐺につくるとひとしく、寔のそくび付といふものにして、其分にてはあたる事にてはなしとて、手もとまでつめよせけるにより、浪人せきて、左候はゞ今一本と好む。越後幾度にてもとて、此度は立合ふとひとしく、鐺下をつとかひくゞりて、浪人の身涯へ詰込、太刀にて左の袖すりを丁と打てば、左の手より鐺落る處を、二の太刀にて右の手甲を打に、鐺をがらりと取落す。其時推參なりと云儘に、眉をしたゝかに打ければ血活と出づ。越後重而推參なる仕合、早々引立てよと云ひて、家來ども座敷を引立つる。在合之面々不始于今ながら、偖も〳〵手涯に、氣味よき事をも見つる物かなとて讃美しける。其後養生して歸り候へとて、銀子三枚とらせけると也。亦或時横山大膳方に各寄合ひ、例の通暮て酒宴に成けるに、越後は宵の内に氣分惡敷とて歸る。九つ時分に成て奥村源左衛門（其子も源左衛門。其孫は三郎兵衛。）大膳方を仕廻ひ、歸りに越後が宅へ見舞て玄關へ上り、先刻は越後殿御氣分惡き由御申候、いかゞ候哉と問。番人共少の事と見え申候、定而貴殿御出あるべき程に、御出候はゞ御通候樣に申上候得と申付置候間、御通り候へとて居間へ通す。越後出合ひ、氣色も先よりは宜候、例は夜明候處に、何とて早く濟哉と問候へば、今宵は酒宴も染不申候、早く濟しきと語る。越後屏風はころびざるかと問。其事に候、屏風倒れ灯も消え、さたの限りなる樣子共にて、座敷もそゞろに成て、早速濟みたるよしを奥村いふ。左

もあるべし、暮合より風も出ぬ、彼屏風定て倒るべし、然らばいかゞせんと、色々とめて見れ共とまらぬ屏風ゆゑに、其儘に居れば我等頭のうへに倒れかゝるに付て、立騒ぐも見苦く、立ちて留ては詮もなし、所詮不居にはしかじ、其座席の衆中心付きたるは見ず、後に騒動を聞いて笑ひ慰まむと思ひて歸りぬとて笑ひける。或時さる方に往て、中敷居にもたれて越後眠りけるを、右之衆中心易き弟子、わるさに障子をひしと立付けるに、越後は不驚、暫有て頭を揚げ、さて〳〵わるさ仕給ふもの哉と笑ふ。しかも障子越後が首にあたらず、いかんとなれば遠慮をして、敷居の樋に扇を入れて睡りける故扇子にて障子とまりけるとぞ。

〔殘囊拾玉集〕

一、富田越後守殿、弟子の奥村源左衞門宅に、門弟衆と連立ち、夕方より宵の内咄に被參候處に、夜に入急に宅へ不參して不叶用事有とて、供を呼寄被歸候。弟子中何事やらんと合点無心元、御堀一重内外の事なれば跡より暫有て見廻候へば、越州無何事涼み被居候に付、如何の御用にて御歸候哉と尋候へば、被申候は、夏の事なれば座敷を明放され候も尤也。扨候とて身が際に二枚屏風を馳走に被立候。無用と再三致辭儀候へども、終に屏風立候也。風當風は次第に增候樣に見得申候。吹倒し候はゞ如何留候はんと致了簡考見申候へども、何れも不留候。依之爲左用事も無之候へども歸り申候。必々沙汰はめさるな、大方今比其屏風は倒

れ申候はんと被申候由。致安心又源左衛門方へ參候へば、殘り有之衆申候は、其方の留守に二枚屛風倒れ、何れも其下に成散々の躰と咄す。時刻少も不違。一道の名人は、如此萬事氣遣有乎と云々。

〔殘嚢拾玉集〕

一、富田越後守方に、久敷致奉公候小者有之、隨分奉公も能致候。或時庭の掃除を被申付、右之小者も出罷在候。何と仕候哉、其日は被申付候事とへと不呑込、沙汰の限と被叱候へば、部屋へ參り脇差を指て來るに付て、越後殿露地下駄はきて被居候を、草履にはき替へられ、己れが仕形不心得、手討にすると被申候へば、戸障子外し有之内戸を一枚取て、越後殿の被打掛を請たり。扨其戸を以て是を押に、段々と押付て、露地の隅にある雪隱と塀の間に越後殿を押込、戸を蓋にして大き成石を詰て、其儘かけ出す。其手づまの利たる事如神。近習者兩人刀を拔いで追うて出る。大手の御門を出づる時刀を鞘に納め、堀の外に出て、又拔身にして追うて行に、尾張町より枯木橋を渡り、掛作り邊に行時、漸く日暮に成て何處に逃げしやらん、見失ひて終に不切届しと也。其比申は越後殿劍術の名人故、若は天狗などの化して小者に成、右の仕方かと申鳴し候由。

〔耳底記〕

一、富田越後者、中條流の劍術の名人也。或時利常公かこひにて、汝が家に無刀取の術有と聞召、是を取て見よとて、其劍を拔て手に持給ふ。越後謹而畏り奉候、乍併家の秘密にて候處、御後の戶の透より人々覗き居候間、是を御除候へば御意に從ひ申さんと云。利常公人のぞくかと後を見かへり給ふ處を、つと寄て御拳をしかとゝらへて、我家の無刀取は如此といへば、殊之外御感なり。

〔耳底記〕

一、越後鬚を家人に剃らせけるに、頤の下に及ぶ時家人思ふ樣、越後殿は劍術天下の名人と聞て、如何ほど上手にても、箇樣の時に咽の下を一剃刀にやらばいはせまじきと、ふと心にうかみつるに、越後、汝はすさまじき事をおもふ者哉、左樣に思うてもならぬ物也と言はれけり。敵の動かざる先に打べき處をしる、いづれの敵にか勝ざらんや。

〔混見摘寫〕

一、大猷君御代、御師の柳生但馬守殿と富田越後と仕合上覽可有と被仰出、金府へ申來、發足の時節相定る處、其時に至りて上意に、よく〳〵御思慮被遊候得ば、柳生も富田も日本にかくれなき劍術なり、仕合被仰付候時は、何れか一方は負申べし、左あれば名人に疵付申なり、無用に可被成と被仰出相止。實は兼て仕合不被仰付思召なれども、箇樣に上覽有べきと

被仰出るれば、日本に相聞えて武藝はる也と被思召て被仰るゝなりとぞ。金府摩利支天山の堂、其時節建立なりと云々。

〔金澤古蹟志〕

享保紀聞に云、金澤越後屋敷は昔富田越後守之屋敷なり。其向に横山大膳の屋敷あり。越後屋敷庭の櫻花盛りの時分、横山大膳見物に參り度旨申入れらる。越後守聞いて、成程御出可被下、何かと申内花も散り可申、可成は明晩必御出可被成哉之旨被申述。扨初て招請の事なれば、馳走申度事なれども、急成事ゆゑ如何せんとて、木具と申も餘りことしかるべしとて、結構なる黑塗の膳の緣を、かんなをかけてしらげ出さる。夜に入ければ、花の下に白張の鬼灯提灯を百張許ともしけるとぞ。昔の馳走の仕形は、心の付たる事どもなりといへり。按に富田越後重政は、寛永二年四月卒すれば、横山大膳康玄を招請せられしは、元和年中の事ならんか。村井長明の象賢紀略に、慶長五年正月之御法度に、家中振舞ども殊外過禮に成候由、沙汰の限りと利長卿御法度被仰出、一汁扨かうの物までに三さい、若し御法度をそむき候はゞ、亭主銀一枚客二十目くわたい錢に召上げられ候はん旨。然處に其年三月上下鐵炮ほし方々互に振舞打に出合、其時富田半左衛門方ゟ太田但馬を振舞申候。相伴は今枝内記云々などにて、但馬初而被出に付て、木具仕立にて膳を出し候得者、但馬守膳をおさへ、か樣

に御法度そむき候事は我等も不罷成、亭主も其通に候云々。利長卿御聞に入り、殊外御機嫌よく、但馬を御ほめ候由申慣し候とあり。越後守が木具と申すも餘りことゞしとて、黒塗の膳の緣を削らせけるも、慶長五年以來の法度を守りけるならん。

五月廿七日。金澤の侍町に於ける橋梁改築の法を定む。

〔御定書〕

侍町方橋掛直様之事

一、其町にて行留の分は、其町より掛させ可申事。

一、二三町先行留の所、又は先規より自分として懸來候橋は、公儀より材木被下、人足入用者其往來仕町より可出事。

一、先行留無之往還之所者、從公義可被仰付事。

右之通、向後可仕申付候、以上。

寛永二年五月廿七日

八月朔日。能登羽咋郡大福寺村高爪山観音堂の管理に關し、村吏より請書を徴す。

〔能登古文書〕

御請申上候。

一、大福寺高爪山觀音堂破損修理御奉行植松武右衛門・小松助右衛門殿御越に付、私共被召寄被御渡候は、觀音堂鎖前等損有之候、向後女子共に至迄不屆之義不仕候樣に急度申渡、縮可仕旨被仰渡、承知仕畏存候御事。

一、高爪山境目御尋被成候へ共、境目は無御座候。高爪山觀音堂より東西南北百間下り、百間目を山境目と、先規より私共承傳申所相違無御座旨、右御奉行ゐ申上候所に、左候者自今以後は觀音堂より百間下り、其内に而笹・柴、又者馬草等に而も苅不申候樣に、是又縮り可仕旨被仰渡、承知仕畏存候御事。

一、高爪山觀音堂より百間下り、百間目を山境と承傳申迄に而、山境之印無御座候而者、不縮りに罷成申に付、私共相談仕、則北の坊並私共相見仕、觀音堂より百間下り、百間目東西南北四ヶ所に堀を掘、其間四ヶ所に塚を築、松を植、自今以後之境目に相極申候。然上者、向後堀並塚より觀音堂迄百間の内にて、笹・柴・馬草に至迄苅取不申候樣に、女子供に至迄急度申渡、縮り可仕候御事。

右條々、向後私共互に吟味仕、急度相守毛頭違背仕間敷候。勿論私共在所百姓・頭振末々之者

共へも度々申渡、爲致違背申間敷候。爲後日之御請判形仕候、以上。

寛永二年八月朔日

大福寺村肝煎　彌兵衛　印

同村　組合頭　加右衛門　印

同　所　次郎兵衛　印

同　所　新左衛門　印

十村　相神村　藤右衛門殿

同　馬場村　八左衛門殿

十二月朔日。加賀能美郡小松町絹機の運上に對する領收書を與ふ。

〔小松舊記〕

寛永二年分小松町絹織機運上金子之事

合八枚者　今極金子

右請取候所、追而御印に取替可遣之者也。

寛永二年十二月朔日　寺西若狹守

駒井中務少輔

絹屋方肝煎　覺兵衛等

こくいは極印

十二月十三日。加賀石川郡劔村の蠟燭役に對する受領書を與ふ。

〔改作所舊記〕

寛永二年分劔村蠟燭役銀子之事

合十五匁者　　墨　　封

此外一匁一分五厘は　　こくい歩入

右請取所、御印出次第取替可遣之者也。

寛永二年十二月十三日　　寺西若狹守秀統　印判

駒井中務少輔守勝　印判

彥右衛門

是歳。井上勘左衛門長政病死す。

〔井上勘左衛門長政由緒〕

一、八世之祖父　　井上先故勘左衛門長政

高德院樣御代被召出、御知行五百石被下置、肥前那古屋御在陣之刻御供仕罷越、秀吉公之衆と申分仕、相手當座仕廻、殘者退申故、其場立退罷在。御吟味之御樣子承合候所、公儀御穿鑿嚴敷に付、小塚權太夫方に罷越、切腹可仕旨相斷候之所、權太夫小屋へ入置、不相達御聽

慶長五年の感狀は同年八月十二日の條に出づ

分に而、御國へ被送遣。右相手之儀は、秀吉公御大工頭之内共、又□共兩樣承合申候。其後御奉公難仕、太田但馬方に罷在申候。瑞龍院樣御代、慶長五年小松淺井表働有之。其以後被召出、御感狀並黃金熨斗付之御脇刺拜領仕。同六年御知行二百石拜領仕候刻御判物、御感狀同事御文意に而御座候。但馬申付置候先知者、七百石拜領仕、同七年御加增三百石拜領仕候。微妙院樣御代元和□御加增三百石拜領仕、先知都合千三百石御判之物頂戴仕、御使番被仰付、其以後足輕三十人御預被成候。大坂夏御陣之刻は、御旗奉行被仰付相勤申候。寛永二年病死仕候。遺知之內三百石嫡子井上右京へ御配分被仰付候處、其後跡目相願不申候。六百石二男井上五左衞門へ御配分被仰付。二百五十石三男井上又兵衞へ御配分被仰付候。

二日は慶長十九年十一月にして、本文は大阪冬陣の事に係る、六日は七日の誤

〔殘囊拾玉集〕

一、砂村に二日・三日・四日御滯留、五日高安、六日攝州田邊、九日迄御滯留、十日住吉の脇矢野、十二日迄御逗留、十三日阿部野の內木村に御陣、此處に翌正月廿六日迄御在陣也。右砂村へ御着被成候而、何も野陣を張て居申候。三日三夜の間雨は篠をつくが如く降て難儀至極也。利光公餘り降候間、雨晴候迄在家へ御便り可被成と、御馬を被向候處へ、井上勘左衞門來り、馬より飛下り、御馬の口を取て引居申上候は、か樣の時御大將御一人御身安き樣に被成御座候へば、諸軍休む便りを求んと分散して、分も無之事に成申候。御休息成不申とて、

三日三夜雨にたゝかれて被成御座候由。

〔殘嚢拾玉集〕

一、大坂の時、津田勘兵衞弟與三郎と申候、源右衞門事也。御使番にて先に御使に行先に止まり、能き事もあらばと見合居所に、井上勘左衞門亦御使に參り候節申候は、此竹束の内に御使番衆は不居か、御使に來ては不歸により御人なく、此方如き老人度々罷出致難儀候と申候へば、勘兵衞被申候は、與三郎等若き者故、少し能き事も有之歟と少見合罷在候。先竹束の内に御入候へ、外は矢玉も烈敷候と申さるゝを、勘左衞門其挨拶は不申、誰にもせよ御旗本に小廻り被仕候へと、わめき〳〵敵城の方を後にして馬を立居たるが、直ぐ竹束の外を乘廻して歸る。其躰見事成樣と云傳ある也。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、淺井繩手に而鑓をせし井上勘左衞門、常々勝手不如意也。大坂御陣之刻萬不具、第一鐙なし。依之畳屋源五其頃は武藏辻に居住する所に、かしこに行て道具を見るふりして、側にある鐙を盜取り歸る。然共片鐙迄取て來る故に走り歸り、源五に我は井上勘左衞門と云者也。鐙に事を缺、陣立滯る故、先刻盜めどもうろたへ、片鐙迄取たる故、役に不立に付而返す旨云へば、源五聞て安き御用に候、能き鐙を一足爲持上げ可申まゝ、御歸可被成と申而、跡よ

り鐙一足並金子十兩源五持參候而、鐙を上候、此金子は御肴代に副へ申候、御不如意と見請申候間、此度之御入用に可被成と申故、勘左衞門喜悅不淺、存命歸候者、急度利足を加可致返辨と云處に、源五聞候而、私は左様の存念にて無御座候、目出度御歸陣、其方が志にて陣立、手をもふさぎ、仕合能歸候旨、御禮の御一言を承候得者本望に可奉存旨申由。夫故歸陣の後無他事入魂、双方及三代と云也。

是歲。進物奉行小林庄兵衞及び公事場用人大鹽傳左衞門二人死刑に處せらる。

同年は寛永二年なり

〔三壺記〕

同年大鹽傳左衞門御成敗被仰付。此起りを尋るに、いもと聟小林庄兵衞より事起りけり。此小林と云ふ者は、はじめは越前朝倉家のものにて、義景の一乘の谷にましゝます時、名譽の醫道の者共にて、殊更金瘡・腫物・產後・產前之療治上手也。朝倉沒落之後利家公に被召出もいゝ孫なり。庄兵衞甥に豐右衞門と云もの醫道相傳る。然るに利常公の御家督とらせられしより、小林庄兵衞は御式臺に相詰、進物御奉行相勤しが、其頃迄は請拂の御算用なく、上り物馬代・樽代共に手前に預り置、御用次第に指上る。なき物は無御座由申上る。有時御用之御道具を御尋の有し時、元來なき哉らん又は取失ひけるや、手前に無御座由申上ければ、御前

に慥に御覺や御座有けん、奥村因幡・宮城釆女・奥村源左衞門等に仰出され、前後の御算用被聞召上、請拂しどろもどろに成て、切手證文と云事もなく、おびたゞ敷引込に成、世間にかし金銀も有、居躰も身代の十双倍も有ければ、こと〲く御吟味有て被召上、庄兵衞は切腹被仰付。小じうと大鹽傳左衞門は、小林家之事諸事金銀に裁許もいたし、御算用の節は傳左衞門さばきけるが、此傳左衞門は公事場之取次相勤、年々の公事錢・過料・闕所銀共に預り置、是も御算用なかりければ、小林手前埒明て、傳左衞門手前御吟味に成けるに、傳左衞門方の質を取、貸渡す金銀多し。又手形を以て貸渡す事おびたゞ敷、かりたるもの元利返辨いたせども手形をかへさず、とのかくのと假手形を遣し言ひ延べ、一兩年立て又さいそく入に、二度なしする百姓町人多かりけり。御公事場の御用人なれば、非儀を申立つべきやうもなく、皆かんにんして過ぎけるが、しち物借狀公儀へ上り、御奉行を究させられ、悉御取立被成けり。然る所に吉光の脇指を質に置たる人、請返すべき代はなし、おしき事なれども是非なくながし捨ける事、御耳に立ければ、いづかたへ賣りて遣す哉と御尋被成ければ、ぬすまれたる由申す時も有、又質にとらぬと申時もあり、爾と究まりなかりければ、大に御機嫌あしく成らせられ、ごうもんいたし白狀いたさせ申べき由被仰出、其やく〲のもの共いろ〲樣々いせめ道具にて、世の中に有とあらゆるかしやくのせめ、中々きゝてさへ身の毛立ちける次第

法受は三輪志摩致仕後の名寛永七年歿

なり。傳左衛門惣領のせがれ吉左衛門、弟市郎右衛門甥に牢人一人、此四人のもの共おびたゞしきせめに逢ひけり。然れども吉光の脇指の行き所なし。果して傳左衛門父子・牢人、四人共に御成敗被仰付。哀ともすさまじかりける御事なり。虎と申娘一人、十二三歳なる小女有り。是は三輪法受家禮木村權左衛門と云ものゝ子なりけるを、みめいつくしきとて傳左衛門養子にして置けるを、おやに御かへし下されければ、權左衛門難有奉存、請取りそだて、一向宗圓長寺に妻合せけり。傳左衛門女は御成敗被成けり。傳左衛門妻女を御成敗被仰付事、此女は先年利長樣に御奉公申上、殊之外出頭いたし、御前躰もすぐれければ、御逝去之後緣に付きたくば緣組被仰付候はん、さなくば御ふち方可被下と御意之御座有之時、此女申上るは、誠以有がたき御事哉、緣付候事存知もよらず候、樣をかへて御寺まゐりなどをいたしたきと申上るに付、きどくに思召、御知行百石被下。忝御寺參いたし、しゆしやうに見えけるが、金銀多くたまりて後、隱便に大鹽傳左衛門に嫁娶相濟し有ける事、兼て御耳に立て、にくき次第とおぼしめせども、序而もやと思召しけん、一年〳〵と月日を立、ゐやうゐいぐわの有樣なりしが、傳左衛門拷問可被仰下前かどに、本座御小人・御先番・御唐犬引などを御さいそくに被遣、妻女子共に給仕させ、下々のごとく召仕、さいそく賄ひ難儀千萬之有樣也。いろ〳〵の物がたりども有りといへども略せしむ。此時のさい促より以前には、さいそく人

と云事なし。此時より初りて、御城銀・御城米御かし方、武家・町人・郡方へ御かし付日限より遲參に及ぶごときは、はやさいそくを付させらるゝに、鶴・雁・白鳥を除き其外之魚鳥、さいそく人より献立を好みまかない申事なれば、さいそく請る人々迷惑かぎりなかりけり。一人に一日に三匁づゝのさいそくせんを取りけるを、是を立封と名付たり。御隱居の時分、岡本小左衞門高直拂の代銀借用のもの遲參之時迄、さいそくをつかはされけり。

〔前田家雜錄〕 杉本義隣覺書

大鹽傳左衞門を松任代官とするは前書と異なり

一、寛永二年秋石川郡松任御代官大鹽傳左衞門並男女子共に死刑被仰付。傳左衞門連年百姓に非分課役申付、不道至極、土民訴之故、御吟味の上如斯也。

寛永三年

正月。酒價一升銀三分五厘より三分の間に在り。

〔國事雜抄〕

初三行は通帳の上書なり

寛永三年

酒之通

桶屋九介殿

平野や 印

一　夕　　　　　　　　　　　　諸白三升

但十二月廿七日に參候、遣おたみ。

正月十日	三分五りん	同	一升
十三日	三ふん	同	一升
十九日	九ふん	同	三升
同日	六分	同	二升
二十日	六分	同	二升
同日	三ふん	同	一升

（以下略之）

二月廿四日。前田利常の女龜鶴姫、森右近大夫忠廣に嫁す。

〔三壺記〕

毛利右近殿御祝儀之事

寛永二年に加州肥前守利常公の姫君、御とし十二歳にならせ給ふを、毛利右近大夫殿へ緣組被仰出。其御用意品々御道具おびたゞ敷、惣領姫君之事なれば、善盡し美盡し給ふ。其時分天下一の御よめどりと沙汰せしなり。御家老として熊谷勘解由・田邊將監、其外御廣敷御臺所

遠行は寛永七年八月四日

御用人なども記に不及。然るに御婚姻千秋萬歳の御祝ひ殘所なく相濟けるが、頓而御姫君龜鶴樣御不例にて、御養生の御爲に御里へいらせられ、下屋敷壽福院樣御一所に御殿を建御入被成、よきに御保養限なしと申せども、次第におもらせたまへば、頓而御遠行被成、則寺町の妙蓮寺に移し奉り、御葬送相濟、池上に御墓所を立させられ、高妙院殿天窓日榮大姉と號し奉る。惣領の姫君樣なれば、何も御愁傷御斷とぞ聞えける。

【本藩歷譜】

龜鶴姫君、慶長十八年三月九日金澤城に御降誕あり。（諸本十九年九月降誕とす。今御本並に陰陽師吉田覺書に從ふ。）寛永元年八月江戸に到り玉ふ。時に台德公御養女になされ、森右近大夫忠廣君（作州津山城主美作守忠政長子、今播州赤穗城主越中守忠德祖。）へ御緣組の台命あり。（森氏舊記畧、寛永三年正月廿四日土井大炊頭を以て御養女にと緣組を命せられ、同年十二月御婚禮西丸より御入輿、御輿添土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝也。加州君より横山左衞門を相副らるゝとあり。又御系譜略に大猷公御養女の部に、寛永三年正月四日森右近大夫忠廣室とあり。又武鑑には台德公御養女にて西丸より御入輿とあり。御入輿行列次第、御文庫舊記を按するに御輿の右田邊將監・本多安房守、左中村刑部・横山山城守、御後寺西若狹供奉せり。土井侯も亦供奉中に見えたり。然れば何れ御養女にて御入輿ありし事明了なり。御本明文なし。）三年（御本爲二年。）二月廿四日御入嫁あり。（御入輿行列次第に此日書御祝言とあり、今之に從ふ。森氏舊記略と吻合せず。再考すべし。）御婚禮濟、御禮として奥村河内榮政を江戸へ遣され、台德公・大猷公へ拜謁あり。時服並御馬を賜ふ。熊澤兵庫・中村刑部・田邊將監を附らる。七年八月四日江戸我下邸にて御卒去。（三壺記。龜鶴姫君御不例により御養生の爲此方へ入せられ、下屋敷へ御入あれとも、頓て御遠行とあり。按するに下第は本鄕邸なるへし。）享年十八。御法號浩妙院殿天聰日眞大姉と申す。寺町妙蓮寺にて御葬禮、池上本門寺（日蓮）に葬る。（本門

寺に御石牌見に存す。又相州比企谷妙本寺にも之ありと云。兩寺の客殿姫君施主し玉ふと云。混日集、三十三回忌寛文二年八月三日・四日淺野川日蓮宗蓮心寺にて御追善とあり。

三月六日。前田利常龜鶴姫の成婚を謝せんが爲物を將軍に上つる。

〔德川實紀〕

寛永三年三月六日加賀宰相利常定婚の謝とて使を出し、綿五百把献し、御内書を賜ふ。東武實錄

三月十八日。前田利常越中に放鷹を行ふを以て傳馬を出さしむ。

〔湯淺家傳書〕

越中鷹野付て傳馬八疋、臺所方森田吉右衞門・任田久左衞門・小河猪兵衞・惟部長左衞門・西村又右衞門・市之助・新右衞門裁領に、上下宿送に可出之者也。

寛永三年三月十八日　印（利常）

金澤より越中富山迄　宿々肝煎中

〔德川實紀〕

四月六日加賀宰相利常、鷹のとりし鶴献ずるによりて御内書を賜ふ。東武實錄

四月十五日。金澤附近に於ける捕鳥に關して法度を定む。

〔萬治已前定書〕

惟部本のまゝ

かたまはりは河北潟附近

泉野・こだち野、付かたまはり御法度之條々。

一、大鷹・小鷹によらずつかひ候事。

一、天あみの事。

一、地ごくあみの事。

一、つきあみの事。

一、しきあみの事。

一、つな並千本ぐしの事。

一、さし棹の事。

右堅御停止候者也。

寛永三年卯月十五日

四月。是月より八月に至るまで大に旱す。

〔本藩歴譜〕

今茲四月初旬より八月の末に至るまで大旱、五穀熟せず。

七月。前田利常上洛して本國寺に館す。

〔本藩歴譜〕

寛永三年丙寅六月二十日台徳公御上洛、八月二日大猷公御上洛あり。七月十二日江戸を發せらる。諸本に兩大君七月御上洛と見ゆれども、今東武實錄に從ふ。是後水尾帝二條城へ行幸せらるべき御爲と聞えし。因て公も是より先七月京都へ赴きたまひ、本國寺を旅館とせらる。

八月十九日。前田利常從三位に叙し權中納言に任ぜらる。

〔德川實紀〕

寛永三年八月十九日駿河中納言忠長卿・尾張中納言義直卿・紀伊中納言賴宣卿、共に從二位權大納言にのぼらせられ、水戸宰相賴房卿・加賀宰相利常・仙臺宰相政宗・薩摩宰相家久は共に從三位權中納言にあげられ云々。武家補任・寛永系圖・家譜・寛政重修譜

九月六日。後水尾天皇二條城に幸し、前田利常之に供奉す。

〔本藩歷譜〕

九月六日三壺記に六月九日とあれども誤ならん。帝二條城へ行幸せらる。十日還幸あり。公束帶御馬上にて供奉せられ、右の一番なりと云。御年譜云、此時前田大和守殿左十六番目供奉歩立とあり。又此行幸の繪卷物に、大和守殿等は將軍家の先驅にて馬上、公は後乘にて仙臺中納言の次とす。公黑裝束、馬そへ二人、布衣六人、そへとれり二人、いかひ一人と記せり。是御年譜の說とは違へり、且東武實錄に、還幸の時武家の公卿五人中宮の供奉せらる。公共內の御一人也。

〔三壺記〕

六月九日は九月六日の誤なり

本多政重と横山長知との叙爵は元和元年閏六月に在り

御上洛之事

寛永三年五月秀忠將軍御上洛被爲成、天下の諸侯供奉の次第御定、中々行列究りたる御事なり。二條の御城へ御着あそばされ、追付御參內被爲成。御上洛の儀を奏聞せられければ、傳奏衆叡聞に達す。御叡感大形ならず、禁裏より二條之御城へ、其間諸町人棚をかざり、道を作り、掃拭以下美々敷こしらへ、諸職人棚をかざり、糸屋・扇屋・織屋・呉服・縫物師・繪師・佛師・木地引・金銀銅の細工人・桶・檜物屋に至る迄一色も不殘、おもひ〳〵のしやう束にて、男女それ〴〵に出立て、いとなむ業の道具どもを取備へ、六月九日の五つより九つの頃まで御所車を靜にやり、ほうれんの內より御ゑいらんあそばされ、親王・攝家・清華・女官等に至る迄、一人も不殘供奉し奉り、心靜に御見物也。中三日の御逗留、色々樣々の御慰御興行、御進物・捧物・拜領物筆紙に申盡しがたし。諸大名任官此時多かりけり。此時加州利常公は八月十九日に中納言兼肥前守に任ぜらるゝ、諸大夫二人隨身たり。本多安房政重と横山山城長知を諸大夫に補任せらるゝ。頓而還御有て、將軍家も御下向、諸侯も歸國とぞ聞えける。

〔舊邦記〕

一、寛永行幸の時、微妙公御召馬、今日ほどの天晴は無之候、天下の名馬之間小龍に被召可然とて、御裝束にて被召けり。小龍は馬場にてはやき事鳥の飛がごとくにて、無双の名馬な

輿は腰歟

この書名一字を缺く

日應は日翁

がら、鞍あらく輿がまへ惡しくて御裝束もぬ、御後より散々見苦しくありし。天下の見物といへども被召替事もならず不興なりと。伊藤内膳話

是歲。前田光高江戶に赴く。

〔□歲紀聞〕

一、陽廣院樣十二之御歲　江戶御下向。

寬永三寅。寬文四年より三十九年以前。

間二年御在府。

是歲。法華法印日翁、前田利常に京都本國寺の旅館に謁し後その臣となる。

〔集古雜話〕

一、法華法印といふは、都本國寺の弟子也。楠流の軍法太平記之傳受したる人也。公方家御上洛之砌、微妙公京都本國寺御旅館に而被成御座候節、本國寺の上人折々御前に被召出、御挨拶御咄被申上候得共、無口成人に而爾々御咄も不申上。依之上人被申候は、愚僧無口者に而、御武家方御數寄之御咄も成不申候。愚僧弟子に日應と申者御座候。此者利口者に而太平

記を讀申候。出家に不似合事に候得共、數寄に而御座候。此者可差上候間、咄等被仰付候樣に被申候。一段之儀与被仰、則被召候て咄御聞被遊候處、無類之者にて、御國ゐ被召連候は可成哉与御意候得ば、如何樣にも御意次第と有之。御國ゐ被召連御咄の衆に加り、三百石被下、馬場二番丁に居被申候。還俗仕候はぬかと被仰候へ共望不申、一寺建立仕度旨申上、泉寺町に而法華寺御建立被下候也。

一、公太平記御聞之時分は、安房・山城御同席に而承り候。安房家來大橋全可許之弟子也。扨又楠流日應ゐ傳る事は、楠家之軍法赤松家に傳候處、相傳可申器量之仁躰無之、名和の長俊ゐ傳り、夫より代々名和家傳來候處、名和の末裔名和正三と云人、牢人にて京都に有て、太平記を講ず。日應此人の弟子に成而、每度聞候處に、正三舊弟子多候得共其方程の器量無之とて、日應に傳ふ。傳來し加州に殘也。依之太平記評判を異名に加賀評判と云也。

〔金澤古蹟志〕

法華法印日翁傳

石野氏筆記に云、太平記理盡鈔は楠長俊の家に傳り、長俊の末葉名和松三といふ者、京都本國寺の近邊堀川通りの町屋に居住し、朝暮之を讀みたり。法華法印日翁は、本國寺に住居し、是も太平記を好んで讀みたりけり。名和松三曰、此書代々相傳して吾に至れり、貴僧好んで

松三前に正三とあり

善可前に全可とあり

昌三とあるもの前と異なり

太平記を讀み給へり。此書に秘傳あり、我朝に知る人少なくして絶なん事を歎く。出家は高位高官にも近寄給ふもの也。若し國主などに近寄給はゞ御傳授候へとて、則法印に傳授す。然るに其後中納言利常卿上洛し給ひ、本國寺をば旅館となし、寺內に滯在し給へり。此時本國寺の上人被申上けるは、拙僧弟子の內、武家方に御聞被遊專用の事を能く存知罷在者有之候。御慰に物語を御聽聞可被遊哉と被申上處、則彼者を被召出、物語共御聽聞被成けるに、甚御意に應じ、金澤ね召連られ、御咄衆に被成、泉野法蓮寺の開山にて、大運院權大僧都日翁大德と號し、終に爰にて遷化なり。法印理盡鈔の弟子伊藤外記・小原惣左衞門・大橋新丞、小原は後入道して宗惠と改め、大橋は後入道して善加と改稱する也と見ね、混見摘寫には、法華法印肥前唐津に住居の時、太平記ずきにて、素讀をして所の百姓などに講釋して聞する處、風呂敷包をかつぎたる七十歲計の老人、每度來りて聽聞し泪を流す。或時法印尋ければ、老人曰、法印樣には理盡鈔・賢愚抄をば御所持候哉といふ。其名は承り及びたれど終に見ずと云ければ、老翁潜に風呂敷包より右の二抄を取出し、此書は名和肥前守より傳へ來る我等が秘書にて、身を離さず持つといへども、是を參らせ候とて授ける。老人の名を問ひけるに、名和昌三といふ者なりとて歸り、再び來らずと也。其後陽廣公此由を被聞召、今の權現堂の地に住居し給ひ、每度御前にて講釋被仰付也。此相傳を受けたるは前田出雲・大橋善可

本多大夢家禮。・小原惣左衛門三人なり。其後稲葉美濃守正則法名泰應、望にて被申越候故、善可を江戸へ被指出、泰應へ相傳すといへども、不通として二十巻まで傳授して歸國す。故に當時江戸の太平記傳は二十巻傳授也とあり。按に法華法印日翁が事は、拾纂名言記に、中納言樣御家督後御咄い衆として承傳る分は、津田道句・今枝宗二・法華法印・石黒采女・丸茂道和・恒川齋仁・廣橋一齋・高田慶安・篠屋宗永・中村久越・佐々木道休、盲目には虎澤・松坂・鹿嶋・小林云々と見え、又改作方の記に、微妙公御隱居以前御次に詰、時に御前に出御咄申上衆は、津田道句・今枝宗仁・法華法印日翁・石黒采女・丸茂道和・恒川齋仁・廣橋市齋・高田慶安・篠原宗永、此外多有之。右法華法印は色々物語、軍法之義申上、内々國政と軍法と元と井田よりおこり申よし、委細此法印被申上よし。此時より改作之義をも御心付被遊候哉と、或人被語申となり。

寛永四年

正月二日。金澤の天秤座の手數料に關する規程を定む。

〔國事雑抄〕

天秤座御定

一、判金裏判賃一枚に付銀子一匁充可取之事。
一、銀子吹賃百目に付三分充可取事。附右之内一分五厘は吹座手間料に可取事。
一、銀子極印賃百目に付一分宛可取事。
一、銀子封賃百目に付二分充可取之。附、包直一分充之事。
一、執込銀子かけ賃百目に付一分充可取事。
一、今極印銀と鉛持之事。
一、並銀とかたけ持之事。
一、今極印銀並吹銀、如御本無相違樣に可仕事。
一、今銀かけ包御算用場之義者、從天秤座憶成者共指上可申付候。
右如斯被仰付候條、念を入以來迄無相違樣可仕者也。

寛永四年正月二日　　稻葉左近判
　　　　　　　　　　青木助之丞判

天秤座　彥四郎殿
同　　　次郎兵衞殿

三月廿四日。藩內の見立檢地等に關する法を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、諸百姓見立檢地請候共、無故見立檢地仕間敷候。若無見立不叶所有之ば、其所之代官申談遂吟味、見立檢地可仕事。

一、領國中定納免相之外、上り免可有之村々、彌々遂吟味見立檢地可仕事。

一、藏納・給人知入相之田地、給人免聞合、其上を以可免定事。

一、村々見立檢地、依怙贔負仕におゐては可爲曲言事。

一、村々回り候時分、可成荒地所於有之は、算用場へ申談宜申付事。

一、用水普請江下之百姓に可申付、大造之普請於有之は、算用場へ申談、年寄共可相斷事。

一、所々川除普請、郡夫可出、材木入用令吟味、手寄之山より可相渡事。

一、村々見立檢地於有之は、加右衞門先相越見計、惣檢地人可遣之。加右衞門見及上を以、彌可遂吟味事。

一、毎年所々見立檢地、其外令裁許條々、並在々村廻り日數等、帳面に記置可差上事。

一、領國中所々奉行、諸事相談を以可致沙汰事。

一、見立檢地人、於其郡中、其身一人馬一疋可乘之。他之郡迄不可乘候。此外雜用一切不可

請事。
一、見立檢地之者十八、他國並領國普請役令免許、一ヶ年に一人に付て、銀子十枚宛可遣之事。
一、加右衛門役儀之事、他國普請有之時は五百石引、領國普請役令免許、一ヶ年に金子三十枚充可遣之事。
右之條々不可有違背者也。
寛永四年三月廿四日
前波加右衛門殿

九月十三日。前田利常、徳川家光の茶會に招かる。

〔徳川實紀〕
九月十三日このほど西城にて連日の御茶あり。今日は加賀中納言利常卿・松平宮内少輔忠雄・京極若狹守忠高・藤堂和泉守高虎召されてまうのぼる。東武實錄

九月十七日。金澤の魚商に關する規程を定む。

〔慶長以來定書〕
一、御菜之もの共、遣用として御理申上候付而、御城銀二十貫目被仰遣候。右之爲御禮、毎

年々の次無滯可指上候脱歟

年銀子百枚宛可指上旨申上候。年々無滯可指上候。但右之銀於被召上者、百枚之御禮銀可被成御赦免候事。

一、當町惣様魚屋方二歩之新役並札役、當年より御赦免に付、惣様魚屋共手前より、爲御禮毎年銀子五十枚宛可指上之旨申上候。是又年々。

一、諸浦より當地へ持來候肴、如前々先とひや六人之者ども手前に而直段相定、請賣之者どもかたへ可相渡事。

一、請賣之者ども肴商賣直段之事、問屋相定候直段に二割之利足を取賣可申候。此外肴高直に賣申候者、請賣之ものども可爲曲言候。然ば請賣之もの共毎日日限を付置、月切に兩下代手前に而可遂勘定事。

一、魚屋方問屋之事、先とひやにかぎらず、何にても慥成もの望次第に可被相定候。自然浦方之者に對し、非分之儀有之付而は可爲曲言事。

右之通急度可被申付候、仍如件。

寛永四年九月十七日　　横山山城守

本多安房守

石川茂平

〔金澤古蹟志〕

魚問屋

此問屋は魚鳥の賣捌所なり。金澤近海宮腰浦を初とし、上口は本吉・相河・安宅浦、下口は大野・粟崎・根布・荒屋・高松浦、および能登は七尾・輪島邊の内外浦々、越中は氷見・放生津・岩瀬・魚津浦等より、年中日々運送せる魚鳥をば、此問屋に於て代價の相場を建、金澤中の魚商人共へ引渡せり。其金主は荷宿と稱し、有福の町人數名主付きける。寛政四年九月金澤町奉行への覺書に云々。

九月廿八日。前田利常の士、石來吉加、德川家光に召抱へらる。

〔德川實紀〕

九月廿八日。加賀中納言利常の家士石來伊織吉加、宮内卿の局のゆかりによりて、初めて拜謁奉仕す。寛永系圖、寛政重修譜

十一月九日。石來織部吉加小姓組に入番す。寛政重修譜

十二月廿三日。今枝宗二重直卒す。

〔加陽老臣武功之抄〕

朝散大夫內史今枝府君碑銘

府君氏今枝。諱重直。小字彌八。世爲濃州士族。兵燹之餘。譜牒散逸不詳其始。逮事關白秀次。賜姓豐臣。考彌八諱某。天文弘治之際屬齋藤氏。數有斬馘之績。齋藤氏褒功之書。猶有數幅存。天文甲寅生府君於濃州某邑。元龜元年織田信長伐淺井氏。撮鋒姉川。府君年甫十七。屬信長部將。兵乃初交。右軍少却。府君皷勇奮擊。早獲首級。明年信長擣長嶋賊巢。賊勢方熾。及班師。數十百群尾其後。府君與安藤氏。力戰却之。繼仕織田信雄。信雄者信長之子也。天正甲申豐臣秀吉有異謀。東照大神君援信雄。營于小牧山。秀吉率池田勝入・森長一等。對壘于樂田・羽黑。府君與神子田某。出營挑戰。摩勝入之壘。勝入者驍將也。怒其陵己。謂家臣日置正勝曰。誰敢薄我軍門者。其幟其甲。非今枝與神子田也乎。奴輩敢如此。可速往取之。正勝率數十銃手。注射如雨。府君與神子田。左旋右抽。從容翺翔。徐驅而反。衆嘖々稱其膽勇。長久手之鏖戰。揮鎗健鬪。一日兩遭。府君生長兵間。壯勇之名。藉々尾濃之際。進仕關白秀次。秀次掄選名士。賜姓叙爵。府君與其列。階五品。任內記。秀次之廢也。賀能越三州主贈亞相菅公。幣聘招致。移家賀府。寵待優禮。日甚一日。逮黃門公之臨國。恩渥彌隆。府君篤實簡直。强記好談。黃門公問以近古之軍略。一一歷說。琦辯如流。退老之後。薙髮號宗二。居常好客。茗飯酒醴曲謠與僚友共之。優游卒歲。寛永四年十二月二十三日病卒於私第。享年

七十有四。葬之金澤野田山麓。府君娶平松氏。無子。以姪直恒爲嗣。直恒勤愼貞亮。寬和有才略。黃門公甚嘉之。選於衆擧爲冢嗣故羽林筑州公之傅。與聞國政。筑州公聰明秀發。日就月將。仁聲威望。軒翥諸侯之右。大猷幕下數稱直恒輔導有方。正保乙酉。筑州公奄逝于東武。今羽林公年僅三歲也。黃門公慟謂直恒曰。我老遘斯凶。天之棄我。我復何言。然國乃祖先之國也。我可以我私負我祖先乎。其汝克敬嗣傅我孫。其保其護。綏我邦家。直恒稽首泣血而受命。誓絕鄕思。公耳忘私。保佑訓護。鞠躬盡瘁。越七歲而沒于東武寓舍。病革也黃門公枉駕臨視。執手悲訣。君臣之遇可謂盛矣。遂命男近義。復秉國柄繼保傅之任。近義黽勉惕厲。夙夜匪懈十有一年。羽林公德器早就英譽四馳。萬治辛丑。以大樹之鈞命始就領國。三州之士民愛戴畏敬。莫不沐恩霈而肅威風。詩云。靡不有初。鮮克有終。直恒・近義堂構相承。輔養之勞。可謂有始有終者。而其聲華行實烏奕乎累葉。蓋復今枝氏餘蔭之未艾者也。初直恒欲爲府君擇善地。改卜幽竁而不果。洛之艮隅高野之墟。群山縈迂瀏乎淸泉。蔥然茂樹。瑕丘之樂。佳城之欝。於是乎在。近義多方求獲之。遷葬祖考祖妣。考與妣之四喪。蓋成先志也。且因其山屬台嶺。爲營一梵刹。鳥革翬飛。輪奐可觀。復運鉅石自泉南。螭其首。龜其趺。銘其祖之功行。夫有先人之美。而不知之不智也。知而不傳之不仁也。不仁不智何以立人之朝。而示後之人乎。此近義之所以汲汲於鐫刻也。直恒娶前田氏對馬守長種之女。有子男五人。近義其嗣

也。次某。次某。長乎近義者二人早亡。女四人皆適名士焉。近義屬余請爲之銘者數矣。辭不得已。爲書其顛末。併述餘慶延于後嗣。銘曰。

有苑今枝。托根濃陽。士林抽穎。英氣維揚。奮拔姉川。陷堅摧强。殿長島兵。鳴小牧槍。
豐臣之姓。大夫之章。卓犖榮選。烜赫令望。臨慶之國。玆垂休祥。是橋是梓。不柔不剛。
輔導濟美。條葉騰芳。台嶠西麓。山廻水長。窅々玄宅。蕭々白楊。勒辭貞石。永世無疆。

孝孫近義立

【加陽老臣武功之抄】

宗二居士者。世爲濃州人。姓豐臣氏今枝。諱重直。本名彌八郎。號内記。甫歲十七。屬信長前哨。與朝倉接戰姉川。以獲首級。翌年信長軍於長島。攻擊兇徒。及於般師。賊尾殿兵。居士搏撤掃退一軍。繼爲信雄家臣。振拔于長久手。交搶血及一日兩回。因以雄名賁鼓當時。從其之後晉仕關白秀次。賜姓豐臣。除朝散大夫起居郎也。秀次捐館。而爲贈亞相前田利長所招。蔵於加府。歷仕利長。洎黄門利常。偕厚遇之。居士亡嗣。養姪直恒以爲子焉。與故祿直恒。剗章改名宗二。其爲人也。節儉篤實。不誇功勳。不惰忠勤。好咏倭歌。兼嗜茗飲。澹然自逸卒於私第。享年七十有四。力戰之勇烈蓋夥。閥閱功勞。載詳家系。直恒傳羽林光高。與聞國政。孫近義復持國秉。世々勿絶。豈非居士之貽厥耶。夫可謂武辨家之雋望也而已。壬寅

寛文仲春望日六六山人八十一歳操觚。

〔加陽老臣武功之抄〕

高野蓮華寺記

古公蓮華峯下得佳名。嘗聞其言。今見其事。洛北高野邑有寺。曰蓮華。加賀國老今枝近義。仍舊貫所新營也。近義者重直孫直恒子也。重直濃州之產也。初仕織田信長公。勵斬獲之勇於姉川長島。從信雄於長久手。以顯戰功。聲價藉甚。其後陪博陸秀次。叙從五品。秀次有事。而後應招北行。歷仕贈亞相菅君黃門君。名揚加能越三州。老而致仕。改號宗仁。其嗣直恒被黃門君擇。而爲故羽林君傅。及其當國委任政務。不幸遭指國喪。輔佐幼君。辛勤不懈而終其命。近義繼其職任。而輔翼之勞其效遂見焉。幼君乃是今羽林君也。名遂勞成。不忘父祖之事業。求地於此。營寺立碑。於是令其國儒生木氏貞幹作其辭。詳列重直之功直恒之勞。而垂於不朽。可謂追遠孝志也。既而依貞幹請余加一毫。且寄其黃圖。展視之。則叡嶽聳於其東。而八瀨童子伐木於鄰。小原婦女擔薪於前。向北則鞍馬峯高。貴船祠深。而二瀨野中市原連接於加茂川。南指則王城。隔一片雲而萬戶炊烟簇々焉。東望則檜垣之森一乘寺曼殊之院城山之跡歷々然。其餘遠景不遑枚擧。寺前有長流之環、有徑路之通。背有崔嵬。松茂而若髯老。花開而紅顏麗。長谷爲咫尺。花園在目下。藤亞相之幽退。有仁公之顯達。感慨係焉。後顧則鎭

守神垂跡觀音巖堅坐。寺之周垣栽脩竹。占五君六逸之埒。庭砌見古梅。移西湖南嶺芳。掛鐘以催聚從之期。掘井以慰誦唄焉。其境其景擇而盡矣。所謂蓮華峯下得佳名。古今一揆乎。嗚呼王畿者人所止也。况重直嘗在洛下。則縱然埋骨於北州。其靈魂豈不遊於此哉。先儒謂。我精神即祖考精神。重直之幽魂遊於此。則直恒之精交亦可來從乎。沂義相攸於此。豈爲無意乎。余嘗識於故羽林君。會面直恒。而貞幹爲篠駁之友。故不能拒其請。且夫余亦洛人。而八瀨二瀨者傳襲之采邑也。對圖頻起望鄉之思。故聊記其大概。副之以詩。詩曰。

壯士功名自後留。孝孫新立一圓丘。北雲不隔洛城北。風遠水長靈魂遊。

寛文庚戌之春　　弘文學士院林叟記

〔可觀小說〕

天正十二年長湫村陣之時、信雄之臣今枝彌八郎、神子田八右衛門に向て言、我若年にして敵合之樣子を不知、貴殿は度々之武功なれば、今日我等を召連、敵合之樣子を示し給へと云。神子田賢くも能き圖を宣ふもの哉、はや我等に同道し給へとて、只二騎にて池田勝入之先に近々と乘懸る。彌八郎指物は淺黃之一幅の二間有にて、双軍へ目にかゝる。勝入見て、何者なれば身共の先へ近づく、慮外者あれ打落せよと、日置伊右衛門に被申付。彌八郎は伊右衛門爲にをひなれば、指物も見知。不便ながら、鐵炮三十挺ひし／＼と打之。神子田云、彌八

諫むは勇むの歟

鐵炮に構ひ給ふな、あたらぬものぞ〳〵といひ〳〵馬を乗廻し〳〵す。彌八郎も神子田がする如くする內に、一番藥を打拂ひ、二番藥をこむ。神子田云、箇樣之所に長居はせぬものぞ、我等に任せてあげ給へとて、輪を乘て引擧る。伊右衞門一の藥を打拂ひ、煙之內に二の藥を込、烟散して見れば二騎は遙々と行延たり。今枝信齋話、彌八郎は宗仁若名なり。

〔殘囊拾玉集〕

一、今枝民部信齋の祖父內記宗仁、長篠合戰の時分は彌八郎と云たり。明日は甲州の武田の衆と合戰有之筈と諸軍諫むと也。能々甲州者を深く存けるが、其時濃州蜂屋杮到來したるを、三人して喰けるが、重て會合の時分、三人とも右の杮風味善惡不覺と何も申すと也。然者隨分武田家强敵と存候樣子と也。

〔殘囊拾玉集〕

一、甲寅乙卯大坂兩御陣之節、賀越能三州一向宗御坊〳〵の人質、或は百姓町人の顏立たる者の人質等、金城鶴之丸に小屋を掛て番を付被差置。各自賄賂なりしと也。御城代奧村伊豫守入道快心、乙卯には今枝內記入道宗仁、何も人質の奉行にて、晝夜三度宛被廻たりと也。高岡の幽谷院と云一向坊主、十歲內外の時分右人質に出在之しが、宗仁被廻、子どもわるい事するな、わるい事せば首を刎るぞと被叱候。其恐しさ于今不忘と、寬文の末年永貞高岡に

て、幽谷院の六十歳内外の時分に物語有たるを、直に聞たりと也。有澤俊澄は、寛文三年より延寶四年迄、十四ヶ年の間高岡奉行勤しに依て、永貞も彼地ゟ引越有たり。俊澄は永貞が父孫作也。

〔耳底記〕

一、今枝宗仁(若名内記)元美濃郡山の城主也。齋藤龍興の旗下也。後信長公に随ひ、安土の城ゟ御禮に罷出る。何茂近付に成、諸大名挨拶なり。其内に四十歳計の大名有て、久しく御目に懸りたりと云。宗仁は見知らず。暫有て今の大名宗仁の傍に寄、我は惟任日向守也、先年ながら川にて鮎を被下忝となり。夫にて初て思ひ付たり、是は宗仁領内ながら川にて、舟に乗、網を打たせて鮎を取るに、岸の上に男一人立たり。木綿衣を着て股引脚半をし、柹の布羽織を着て、刀の柄に狀筥をくゝり付、是をかたねたり。宗仁を見て其鮎を一つ被下候へと云。宗仁舟の中に取置たる鮎を手にすくひ、岸へ投上たれば、七つ八つ程有。彼男草をぬき、是をつなぎおし戴、忝奉存候、晩程の菜に被下たりと悅で行。何方の足輕飛脚の躰也。則是日向守也。其間僅に七八年也。士の立身は知らぬ者也と、宗仁後に加州にての物語也。

〔桑華字苑〕

一、今枝内記信雄に奉公の時、或時風呂ゟ御いり、内記御あひてに參ける時被仰。今度長久

手にて池田勝入討死と云來り、ほどなく池田備よりあしげの馬にのり、何〳〵の具足甲にて十文字の鑓を持、味方の方へ一文字に懸込たり。たぶん討死さうに見えたり。見事なるふりなりつる。何者ぞ、其方は彼家中に親類在と聞、尋よとのたまふ。畏ることて則尋ければ、勝入の惣領の子息勝三郎、其時討死なり。馬の毛・具足・甲・十文字の鑓まで少もちがはず。左様のいそがはしき時、物毎其やうに見られず、よくおぼへられた物なり。信雄はかひ〳〵敷御人なりと見ヘたりと、今枝内記後宗仁になりて常に語りけると、今枝民部語る。

寛永五年

正月十二日。前田利常茶入袋等を徳川家光に献ず。

〔徳川實紀〕

正月十二日。加賀中納言利常卿より金紗の茶入袋五、白炭二箱献ず。

二月二日。前田利常家臣の大阪城修築に從事する者の心得を定む。

〔國初遺文〕

置　目

一、大坂御普請中諸職、公儀御奉行衆被仰付趣不可有相違候。若違背之族於有之者、可爲曲

言事。
一、家中侍共、公儀御奉行衆其外對御昵近衆に、慮外之仕合有之付而は、聞出次第急度可申付候事。
一、大坂御普請中、割符其外手廻之儀に付而、組々之人持並普請奉行之もの共、申渡候通不可及異儀。若相滯事有之者、當番侍共家中・下奉行によらず、遂穿鑿可處曲言事。
一、家中組々普請無由斷可申付候。致無沙汰町場おくれ候においては、いづれも侍共可爲越度事。
一、石垣之町場、奉行人さしづを請被入念、若石垣致不念損候ば、其組中として築直可申。自然次の町場おくれ候に付而は、可處曲言。付、崩石垣にひかれ損申分は惣つきたるべき事。
一、石垣根ほり並堀普請等之儀、奉行之者ども相定之通致出來上にて、崩候者惣普請たるべき事。
一、家中侍・小者によらず、借屋にても小屋に而も、奉行人指圖次第に一所に可有之事。付、當普請中下々遣女之外、遊者共小屋場へ立入候事堅令停止候。若猥之儀有之付而は、急度可申付候事。
一、普請之者共、諸見物町ありき夜行錢湯入候事、並諸勝負堅令停止候。若普請之用所爲相

調町中に於罷出者、人持共之分は組々之人持之以切手可罷出候。馬廻之者共は則其與頭より可爲切手次第事。

一、石車之事、他國衆之義は不及申に、內輪之者共に至迄先次第たるべし。但、前々石滯儀有之付而は、其奉行人へ相理、後之石返し可申候。自然理不盡に押置申事仕出候者、跡之石奉行人可爲曲言事。

一、普請のもの共、或は作毛ふみあらし、或はかうるい等取ちらし、猥之族可爲曲言事。

一、町人並諸商人、百姓等に對申事仕出候はゞ、不立入理非に此方者可致成敗之事。

一、他國衆より走人之儀、理於有之者、不及異儀先返し遣、申分有之ば、追而普請奉行を以可相究事。

一、家中之走人他方に有之付而は、能々相斷納得之上を以可召返。此方內輪にてかまひ有之者之儀は、當主人に預け置、當年御普請相勤罷歸可召返、御普請中互之申分有之間敷事。

一、他國衆と家中之者、喧嘩口論仕出候者、相手かまひなく此方之者致成敗、追而奉行之もの共に爲申聞可及理候。惣而喧嘩之場へ方人として罷出候事、親子兄弟たりといふ共堅令停止候。若猥に指出者有之候者、遂穿鑿急度可申付事。

一、當家內輪之者共於喧嘩仕出者、如公儀御法度之可申付。若本人走に付而は、其場に有合

給人地は給人知

候傍輩共之内致穿鑿可令成敗候。付、惣別此度御普請中之儀者、及恥辱候とも其身不可爲越度候條、其場を令堪忍、追而奉行中に相理候はゞ、相手之儀存分之ごとく可申付事。

右條々相定所如件。

寛永五年二月二日　判(利常)

二月十日。加賀藩貸米・貸金の利息等に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

定

一、公儀御かし米利足年中に二わりの事。

一、同金子利足一わりの事。

一、下々借銀利足年中二わりの事。

一、同銀子利足二わり半之事。

一、同米利足年中に四わりの事。

但前年之暮よりかし付候とも、金銀米共に可爲右之利足候事。

一、自今以後御藏入・給人地共に、諸百姓しまりの事郡奉行衆御裁許、十村切に堅可被申付。

若走百姓於有之者、其年之儀は不及申候。以來迄走百姓之田畠村中として令裁許、年貢米諸

役義並御國役十村組としてさた可仕候。然上は向後諸百姓不可及請人之取沙汰事。
一、諸百姓申分於有之者、郡奉行衆手前に而、前々より有來免合御穿鑿可及理事。
一、走百姓抱置輩於有之は、宿主之儀者不及沙汰に、走人共に可令行死罪事。
一、在々所々ゐ御かし被成候御城米、村々百姓數屋別無高下様に、郡奉行衆可有裁許。若肝煎私曲をかまへ、小百姓等申分於有之者、當村之きも入可被處曲事に、並郡奉行衆可爲越度事。
右之條々被仰出所如件。

寛永五年二月十日　　　　横山山城守
　　　　　　　　　　　　本多安房守

二月十日。能大夫竹田權兵衛を扶持す。

〔國事雜抄〕

知行所目録

一、二百石　　加州石川郡鹿島村
一、二百石　　同　郡　石立村
合四百石

右除山川竹木、全可知行之狀如件。

寛永五年二月十日

判（利常）

金春權兵衞どのへ

養父權兵衞知行之內二百石所附在別紙事令扶持畢。右全可收務者也。

寛文十年十一月十日

判（綱紀）

竹田平四郎

爲加增以領國之內百石所附在別紙事令扶持訖。本知合三百石右全可收納者也。

延寶三年三月廿五日

判（綱紀）

竹田平四郎

三月十八日。加賀石川郡佐那武社神主小三郎、同神主少兵衞を訴ふ。尋いで少兵衞割腹して死す。

〔國事雜抄〕

乍恐申上候

一、一昨日我等寺中村ゟ能出申候處に、少兵衞被申候樣は、御宮參之はしを取候へと、少兵衞被申候に付て、我等申候やうは、此はしは先年よりかゝり、其方も私もわたり、御宮參り

權兵衞は竹田氏、京都金春流の能大夫

平四郎は權兵衞の子なるを以てこゝに附載す

この前の爭議は元和九年十月六日に在り

瀧與右衛門は郡奉行

小三郎は元和九年十月六日の訴状に三郎とあり寛永十七年四月十三日のものに將監とあるもの

之はしにて御座候を、いまあらため取候へとは、不及分別に候と申候へば、少兵衛おやこ仕り、さん〴〵にわきざしにてきりたおし申候。何共迷惑仕候事。

一、まへかど瀧與右衛門様之御時も、少兵衛神木事外きり被申候。其上方々より御きしんだう、六つまで御座候を取こわし、薪に被仕候。竹なども事外きり被申候而、方々にうり被申に付て、與右衛門様へ御理り申上候へば、以來はきり申まじきと起請をかゝせ置被成候處、其起請をやぶり、くわの木五十六本きり申候而、薪に被仕候、神木たび〳〵に十二本まできり被申候て、御宮荒し被申候處に、迷惑に存候而、たび〳〵申候へば、これをいしゆに被仕候而、右之先年より御座候はしの事を申出し、私をかやうのありさまに仕被申候。何共〳〵迷惑仕候御事。

右之趣被聞召上被下候者、難有可奉存候。

寛永五年三月十八日　　寺中神主　小三郎

〔國事雜抄〕

乍恐申上候

一、當月十六日に我等在所へ罷出候處に、少兵衛林之うちに居被申に付て、御神木など御きり有間敷と申候へば、すいさんなる儀を申と少兵衛申候而、家うち之もの共罷出、さん〴〵

なんたん衆
はだんな衆歟

に我等をきりたゝき申候事。

一、右少兵衞と我等と、御神木竹成次第取そだて可申候との、たがひの起請文をかきしるし置申候處に、起請文之おもて迄やぶり候て、御宮のうちなるくわの木を、五十二本きり申候而、少兵衞薪に仕り申候事。

一、御神木はたびく\きり、起請文之おもてもやぶり申に付て、種々に異見仕申候へば、少も承引いたし不申に付而、其如に仕度きまゝに御座候者、御郡奉行樣まで御理り可申上と、我等少兵衞に申候へば、かやうなるありさまにきりたゝき申候御事。

一、はうぐ\より御きしんのだう、六つまで御立置被成候を、少兵衞取こわし、薪に仕り申候御事。

一、御宮のうわぶきと仕候へと、ほうぐ\より御きしんの丈木・同こば・米銀參候をば、御宮の御用には少も立不申候。少兵衞取置申候而、少も御宮のうわぶきいたし不申候御事。

一、御神木をきり取、其上竹をもきり取申候而、少兵衞家を作り申候刻遣ひ、きまゝ仕り候間、此儀はあまりなる仕合にて御座候間、我等つねぐ\異見仕候へ共、少兵衞終にがつてん不被仕候御事。

一、御宮拜殿大破に罷成候處を、我等こゝかしこの御なんたん衆をまわり候てすゝめを仕、

堅固に相立置申候御事。

右之趣被聞召上被下候者、難有可奉存候御事。

寛永五年三月十八日　　神主小三郎

〔國事雜抄〕

乍恐申上候

一、少兵衛親子仕り、小三郎をきりふせ候刻、腹をきり候へば、けんくわと申儀も御座可有候へ共、小三郎方より御郡奉行様ゟ御理り申上候處に、彼少兵衛よびに御見立を被遣候へば、てだてをいたし不罷出候に付て、寺中近所の村々へ御預け置候て、其後又村々きもいり衆を、重而又よびに被遣候へば、不罷出候而てだてを仕候て、けんくわに仕置候由申上候御事。左様之儀にては無御座候。其上けんくわにて御座候者、彼少兵衛にもきづ御座可有候へ共、けんくわにて無御座候故、少兵衛に少もきづ無御座候。則御奉行衆も御覧被成候。左様之儀に御座候者、我等と少兵衛子供被召出候而、双方共に被聞召上可被下候御事。

一、十七日に御郡奉行様より、重而きもいり衆御遣候而御届被成候はゞ、かまいて〳〵むざと腹をきり申候者、おちどたるべきと慥に御とゞけ被成候。少兵衛に申分も有之候者、いま罷出申候へと御使之處に、彼少兵衛申分も無御座候と申候て、少兵衛腹をきり申儀は、右條

々御神木くわの木を事外きりあらし申に付て、此儀小三郎方より申上候へば、一もんめいわく仕候と存、一人腹をきり申候へば、あとに御なんだいかゝり不申と存候而、腹をきり申候。いま少兵衞相果候て、けんくわと申上候御事。中々けんくわにては無御座候御事。

寛永五年三月廿一日　　山本四兵衞　判

御公儀様

六月二十日。前田利常領內の鷹場に於いて捕鳥を禁ずるが爲、制札を立つべきを令す。

〔加賀古文書〕

最前申遣候、分國於鷹場猥鷹をつかひ、或諸鳥を取候義停止之旨、高札立置彌堅可被申付候。次津幡近邊之於鷹場、違犯之族有之者、津幡村甚丞方に留置、兩人方迄可致注進旨被申付候。我等歸國之刻遂穿鑿可申付候、謹言。

六月二十日　　利光　判

奥村主殿助殿

奥村右近殿

六月廿三日。前田修理知好京師に歿す。

〔前田氏系圖〕

元祖前田修理知好、初利包、幼名三九郎、後有庵。高德院樣御三男に而、天正八年山城國愛宕郡北野に而出生。慶長元年能登國に來候處、瑞龍院樣石動山江被遣置、同九年同所退出、越前國北庄江罷越候處、瑞龍院樣被召返、於越中高岡御知行三千石被下置候。同十五年前田播磨歿後、爲代能州七尾御城江被遣、則御城御預被遊、御知行一萬三千七百五十石被下之候。同十九年大坂冬御陣御跡備被仰付候處、御陣場に而御先手を望、神尾圖書・神尾主殿一所に眞田丸江着申候。夏御陣にも御跡備被仰付、大坂落城之後、一國一城之御制法に因て七尾之城毀、同所に方四町之屋敷を被下候處、翌年七月立退、京都江罷越。其後鞍馬眞勝院に居住、剃髮して有庵と申候。瑞龍院樣御遺言之通不被仰付候故立退申由、家來之者江は申聞候。委細之心底者不致傳承候。寛永三年十月從微妙院樣、前田大和守殿を以可被召返旨御內意御座候而、同四年江州今津に來、宗澤寺に止宿。此時先二百人扶持被下、同五年春癖疾爲保養上京、同六年六月廿三日病死仕候。三十九歲。紫野正受院に葬、法號有庵宗無大居士。後大音主馬好次、太巖院と云號を加。妻近藤大和守娘。

〔金澤古蹟志〕

知好は舊藩祖大納言利家卿の三男にて、中納言利常卿の實兄なり。始め利包と云、幼名三九郎また御六と呼べり。俗稱を七左衞門後修理といふ。天正十八年十二月八日山城國北野にて誕生す。生母名存、小塚內匠の養女にて能登の人也と云。慶長元年正月金澤へ來られしに、利長卿の命に依て、能登石動山に出家し居住せられしかど、同九年正月石動山より下山せられ、同年三月廿一日利長卿より采地三千石賜り復歸ありける。同十五年二月家祿一萬三千七百五十石を賜り、前田播磨守利好に代て、能登七尾城を守護す。利好は藩祖利家卿の御兄五郎兵衞安勝の男にて、采地一萬三千七百五十石を領し、七尾城を守り居たる處、慶長十五年二月朔日歿す。嗣子なきにより利好の家祿を賜り、七尾城を代り守らしむといへり。三州志古墟考には、知好を養て養子とし、遺領を全く繼て七尾城を守ると。さて知好、大坂冬夏兩度の軍役に、殿將を命ぜられしにより祿を辭し、元和二年京都に至り、鞍馬山眞勝院に蟄居す。同八年出京して再び剃髮し、名を有庵と稱す。寬永三年十月利常卿より還歸すべきとの告諭により、江州今津に來りける處、病痾に依て居留り、同五年六月廿三日京都に歿す、享年三十九。紫野大德寺中正受院に葬る。法號を太巖院有庵宗無居士と稱す。其子知辰城州鞍馬に生る。後內藏允と稱し、五千四百石賜り、微妙公小松養老中執政の一人たり。能州三崎社藏判書あり、如左。

尙々委細の事戶田彌五左衞門可申入候、以上。

殿樣御氣色惡御座候間、爲御祈禱御湯立被成可給候。布施物米十俵遣し候。彌御息災之樣に御祈念賴入申候、謹言。

五月十一日　　　　修理知好判

三崎神主中

右書簡は慶長十五年ならんか。知好君の傳、靑地禮幹の本藩略譜には、知好生于城州北野。幼名三九郞。長稱修理。嘗爲僧住石動山。後還俗賜采地一萬三千七百七十石。是播磨守利好舊領也。居能州七尾城。元和二年辭祿。隱栖城州鞍馬山。或云。微妙公大坂兩度之役。使知好皆陣後軍、知好知其少己也。憤志去國。或云。微妙公之待知好。違先君之遺命故辭祿也。寬永三年十月微妙公使大和守利孝召還之。翌年自鞍馬赴江州今津病。五年六月廿三日卒于京師。號太巖院。遂不復歸國。有三男七女。長男好次生于能州。幼名御六。長稱七左衞門。爲大音主馬厚甫養子。冒姓大音氏。後稱主馬。采地五千石。延寶三年正月朔卒。號德成院。生母大井氏久兵衞直泰女。とあり。按に金澤堀川太巖寺貞享二年由來書に、當寺開基慶安二年大音主馬實父前田修理、法名太巖院殿有庵宗無居士の爲め建立、依而太巖寺と號し、大音氏代々開基檀那に而菩提所とする由記載したり。大音氏此後にも前田に因緣あるを以て、前田

氏より猶子相續人多かりけり。

〔前田修理家譜〕

利家公之三男前田修理亮知好。初三九郎利包。天正十八年山城國愛宕郡北野に而出生。慶長元年七歲之時能登國ゟ來、見利長公之依仰、石動山ゟ被遣置。鼻中に痛有、聲惡故畢竟六箇敷、所之御縮にも成旁、如此之旨傳說有之。同九年春右山を退出、如何樣にも武家を可立志之由傳說有之、越前國北庄ゟ罷越。同所經王寺は家來田邊茂右衞門旦那寺故令止宿歟。早速從利長公被召返於越中國高岡、領知三千石賜之。同十五年廿一歲之時、能登國七尾城主前田播磨守死去、右爲代七尾城御預被成、領知一萬三千七百五十石賜之。同十九年十月十四日廿五歲之時、利常公大坂御出陣之刻、四五日御跡より御供に罷出、御跡備に候處、於御陣場御先手を望、神尾圖書・神尾主殿と同所に進、眞田丸ゟ着說有之候得共不慥。元和元年四月十八日重而大坂ゟ御發向之刻、又御跡より御供に罷出、於御陣場家來等働之說有之候得共、不分明故不記之。大坂落城之後一國一城之因御制法、七尾之城を毀、同所に方四町之屋敷を賜。同二年廿七歲之時七尾を立出、利長公御遺言相違候故立退由、家來共ゟ申聞京都ゟ罷越、五ヶ年町家に居住、六ヶ年鞍馬眞勝院に居住、剃髮して有庵と云。寬永三年十月從利常公、弟前田大和守利孝を以、加賀國ゟ可罷歸旨御內意有之。此事壽福院殿と前田大和守內々被申上

候而、御遺言之通可被成下旨傳說有之。同四年四月近江國今津ゟ來、宗澤寺に止宿。此時先二百人扶持賜、用銀者大津町人菱屋源次方より入用次第請取之。同五年之春瘧疾煩、爲保養上京、六月廿三日三十九歳に而卒。紫野大德寺々内正受院に葬、同所に墓位牌有之。戒名左之通。

太巖院殿有庵宗無大居士

右太巖院之號は、於金澤大音主馬好次被附。正受院に而者左之通五輪に彫付有之。

寛永五年

歸源　前匠作有庵宗無大居士

六月廿三日

一、同五年七月十四日知好書置一通上之。其後從利常公西尾隼人ゟ御渡、御直に奉請取置旨に而、同人方より指越之。左之通。

以上

御用立不申相はて候義、むねんに存候。せがれ好次其方賴申候。いさい事彌五左衞門申置候、恐惶謹言。

六月廿三日　　有　庵　判

西尾隼人様

一、同五年八月十四日鶴見左門・戸田彌五左衛門より、西尾隼人ゟ達候京都家屋敷之註文、左に記。

町口　六間半、表ゟ十七間半。

家　表ゟ六間、裏ゟ八間、書院三間に六間。

土藏　二間四方二階瓦葺。

土藏　三間に五間瓦葺、所は麩屋町通舟屋町。

以上

八月廿三日。金澤町の負擔・風俗等に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

金澤町中御定之條々

一、町役於御免許者、御印可被遣候條、其外之儀は不殘御役可仕事。

一、町並之家、奉公人に被下候共、如有來町役可仕事。

奉公人は家中の士をいふ

一、御城爲御用被召仕候人足之事、當御奉行之切手に、稻葉左近・堀三郎兵衛之判次第に可出之候。若兩人之判無之人足出候者、町人可爲越度事。

一、包丁人並御疊之手傳夫、御臺所水汲夫、同米かち夫、檜物や手傳之人足、御算用場包丁人足、いづれも稻葉左近・堀三郎兵衞之判之切手次第に可出之事。

一、江戶・上方によらず、他國へ被召仕候人馬之事、其時々入次第可被仰付候條、稻葉左近・堀三郎兵衞・西村右馬助切手次第に可出之候。然者右之夫銀・駄賃銀、稻葉左近・西村右馬助・堀三郎兵衞三人之切手を以、中村刑部手前より請取可申事。

一、御城爲御用、町方より被召上候御めし物事、いなば左近・堀三郎兵衞之判之切手次第、町下代爲三人直段相究可指上候。然者御土藏より前廉銀子二貫目宛、町下代請取置、御めし物之代銀當座に可相渡候。右之銀子拂切候者、算用狀指上重而可請取事。

一、從御城他國へ被遣候御荷物之事、馬一駄に付而三十五貫目宛、人足一人に付而八貫目宛たるべし。御供衆荷物右同前。若此外重荷被相渡に付而は、町奉行衆を以可及理事。

一、他國よりの御使者、町賄に被仰付候者、其時々之御奉行衆書付を取、年切に御さん用狀可指上候、御下行可被下事。

一、御城樣に、年頭歲暮五節句之御禮儀、如有來可指上事。

一、新參衆宿之事、可然家五間、爲惣町中余荷を出し可定置候。此外新參衆へ町宿相渡事有之間敷候條、似合之致作事、他國衆往還之宿以下可令馳走事。

籠番は牢番にしてその牢は所謂尾坂の牢なり

一、御城内に有之籠番之事、如有來惣町中として可相勤候。然者籠舍人賄之事、御分國中之ものにおいては、其ものゝ一族並其村中として賄可申候。若他國者又は賄可仕樣無之者、御公事場より被入置候者、公事錢之内を以賄料可被相渡候。又御目安場より被入置候者之儀は、過怠銀之内を以賄料可被相渡候。右之外に賄方無之籠舍人有之者、稻葉左近・堀三郎兵衞切手次第町中より賄可申事。

一、御代官衆より御城米町人に賣付、又は借米借銀被相渡候者、御代官衆より案内次第に、其時々肝煎並十人組之者として致穿鑿、町人應分限可相渡候。若御代官衆より、組中へ不及理過分之御米被渡置、其もの走候共、十人組之ものにたいし、御代官衆被申分有之間鋪候事。

一、御家中衆より、何色によらず賣物町人を賴被渡置候者、其町之肝煎並十人組之ものに可被申聞候。若兼而不及案内、過分之賣物被渡置、其もの走候跡に、十人組へ懸り被申候共承引有間敷事。

一、於町中喧嘩仕出し候輩有之付而は、其町人として押置、町奉行へ可及案内候。若多人數に付而難儀成候者、跡先之町人にも申聞、右申事仕出候もの立退候跡に付、宿本見屆、隣單之衆へも申屆、其上に而町奉行へ可申屆事。

一、火之用心常々無由斷可申付候。若火事出來候共、火本へ御改有之間敷候條、隣單へも爲

申聞、可成程火をけし可申事。
一、於町中傾城並出合屋堅御停止候事。
一、當町風呂屋遣女之事、妄之作法有之付而は、宿主可爲曲言事。
一、公儀御用之儀於有之者、町奉行衆へ可被仰出候條、誰々によらず直に被申付候儀、承引有之間敷事。
一、町人公事篇之儀、町奉行衆三人として遂穿鑿可被相究候。若町奉行衆手前に而難相究出入有之付而者、御公事場へ可被談候。惣而町人公事篇之儀に付而奉公人衆かたらひ申に付而は、其ものゝ手前可爲非公事事。
一、町奉行三人へ年頭爲祝儀、一人に銀子十枚宛、並五節句之爲禮儀一人に代物百疋宛、惣町中として可出之候。同下代かたへ、年頭之禮儀一人に銀子三枚宛、並五節句に代物五十疋宛可出之候。此外酒肴人足傳馬以下に至迄、一切出し申間鋪事。
一、町人共、諸侍衆並他國衆へ對し、慮外成作法有之付而は可爲曲言事。
一、近年當地所々に相立候新町諸役並諸法度之事、本町之並に町奉行衆より可被申付候。但御運上・御地子等之儀者、如有來可指上旨可被申付事。
右條々、無相違樣に可被申付旨被仰出者也。

寛永五年八月廿三日　印（利常）

横山山城守
三輪法受
本多安房守

石川茂平殿
宮崎藏人殿
堀三郎兵衞殿

〔金澤古蹟志〕

公事場牢屋並刑法場

舊藩中は公事場の牢屋とて園内に建築せられ、金澤町會所にて詮議濟の罪人共を公事場牢へ入置定也。故に右牢屋の鎖は、森川五郎右衞門死後は町奉行の預りと成、公事場式日毎に爲持出す例と成たり。按に昔は城中に禁獄所を建置れたりけん、寛永五年八月の金澤町中定書に、御城内に有之籠番之事如有來惣町中として可相勤、然者籠舍人賄之事、御分國之者に於ては其者の一族並其村中として賄可申、若し他國者又は賄可仕樣無之者、御公事場より被入置者は、公事錢之内を以賄料可被相渡、又御目安場より被入置者之義は、過怠銀之内を以賄

料可被相渡、右之外に賄方無之籠舍人有之は、稻葉左近・堀三郎兵衞切手次第町中より賄可申事。と云一ヶ條を載せられ、同十四年三月の定書にも同樣載られたり。右牢屋は慶長二十年の金澤町定書にお坂籠番云々といふ事見ねたれば、城中尾坂門の內に建置かれしと聞ゆ。是國初以來の事ならんか。然るを寛永の後に公事場の圍內へ移されたりしと聞ゆ。

十月十六日。徳川家光、前田利常に命じて、參覲の期を來春に延べしむ。

〔徳川實紀〕

十月十六日加賀中納言利常卿に奉書を賜はる。今年すでに寒候に迫れば、參覲を遲緩して明春參るべしと仰下さる。東武實錄

十月廿二日。前田利常國產の白炭及び鰤を徳川家光に献ず。

〔徳川實紀〕

十月廿二日加賀中納言利常卿、封地より白炭並に鰤を献じければ、御內書を賜ふ。東武實錄

十月廿八日。前田利常加賀染の手綱を徳川家光に献ず。

〔徳川實紀〕

十月廿八日加賀中納言利常卿より、加賀染手綱百筋献じければ御內書を賜ふ。東武實錄

十一月十九日。前田利常染絹及び魚類を德川家光に獻ず。

〔德川實紀〕

十一月十九日加賀中納言利常卿、封地の染絹五十反・魚物一箱献じければ、御内書を賜ふ。東武實錄

十二月廿五日。前田利常山城石淸水八幡宮に前領と共に五拾石の地を寄進す。

〔社家來歷〕

八幡宮先寄進領追加引合五十石所、令寄附之訖。全可有御支配候狀如件。

寛永五年十二月廿五日　　加賀中納言利光　判

石淸水法童坊

法童坊は法幢坊

十二月廿五日。前田利常能登白山宮に命じて、自今嚴にその神寶を管理せしむ。

〔國事雜抄〕

能登白山神寶之事

本文の白山宮の所在詳ならず

當社白山妙理大權現、自開山爾來代々神寶頃年令紛失、今般改焉、相殘所之寶物記置之、徒於向後不分貴賤上下、或捧物或供物等之儀令衆評、則載奉納帳、隨其施可被丹精之懇祈候。
自今以後於有猥曲之裁許者、寺社兩家共可爲越度者也、仍如件。

寛永五太歲戊辰曆十二月廿五日　中納言從三位源朝臣兼行筑前守利光

寺家僧中

社家神主中

寛永六年

正月十六日。能登に於ける山城石淸水八幡宮領の事に關して書を法幢坊に與ふ。

〔加越能地理志料〕

尊書致拜見候。仍於能州八幡社領今度被致加增、替地就被申付、爲之御飛札之趣則申聞候處、御慇懃之至存由被申候。彌右寄進分可然候樣可申談候間、御心安可被思召候。委細吸齋より可被得其意候、恐惶謹言。

正月十六日　横山大膳亮　判

奥村河内守　判

八幡法童坊　尊報

法童坊は法幢坊

正月十七日。家中の饗應に關する制限を定む。

〔國初遺文〕

御家中振廻之定

一、鶴・白鳥、其外他國肴並木具御停止之事。

一、一汁三菜、付酒京盃可爲二篇事。

一、後段之振廻有之間敷事。

右被仰出所如件。

寛永六年正月十七日

正月廿四日。前田利常山城石淸水八幡宮に祈禱料として、能登羽咋郡吉崎の地を寄進す。

〔加越能地理志料〕

御祈禱領所付之事

寳幢坊は法幢坊

合五十石　　能州羽喰郡吉崎村

右爲御祈禱領進之所如件。

寛永六年正月廿四日　　印（利常）

八幡寳幢坊

二月朔日。金澤淨禪寺を改めて玉泉寺と稱し、爾後その天滿宮に月次連歌を行ふ。

〔北華文集〕

玉泉寺天滿宮上梁文

元和三丁巳之秋。擇地於泉野。鳩工營搆。不幾月而宮成矣云々。時淨禪十二世其阿和尙。有神佛兼修之譽。命之兼別當職。住廟邊小寺。寛永己巳年二月朔日有旨。重尋緣起。廣寺基名改玉泉。令南水比丘爲開山第一祖。神事法樂月次連歌。營廟稱日域詩歌之神。故毎月連歌。以祈國祚。定于當時。

閏二月十八日。金澤神明社の社地を増加寄進し、次いで社殿を建立せしむ。

この神明宮は金澤野町に在り

〔寺社來歷〕　神明由來書
瑞龍院樣慶長五年京都より御歸國被遊候刻、只今之御宮屋敷七百二十八步之所御寄附被爲成、御建立地に罷成候。其以後微妙院樣被爲仰出、西尾隼人殿奉に而、神明御再興可被爲成候得共、御宮屋敷せばく候由に而、石川茂兵衞殿・西村右馬介殿に被爲仰付、寬永六年閏二月十八日に四百三十三步重而增地御寄附被爲成、以上千百六十一步唯今之所御宮屋敷被下候。則西尾隼人殿・宮城采女殿御奉行に而御宮御建立。同年九月廿六日正遷宮仕候。其砌入用爲御最花米百俵、私曾祖父讃岐拜領仕候。

三月廿七日。前田利常、德川秀忠及び家光の江戸邸に臨むを迎ふるが爲、金澤の町人平野屋道知等を出府せしむ。

〔國事雜抄〕
今度皆々此地御見廻申上度候旨、御耳に相立申候處、御祝着被思召候。御成之刻御用可有之、早々可罷下旨可申遣由御意候。乍大儀被相急、來月十六・七日時分下着候樣に被罷立尤候、恐々謹言。

寬永六年三月廿七日　　　横　大膳亮　判
　　　　　　　　　　　　奥　因幡守　判

奥　河内守　判

平野屋　道　知老
金　屋　宗　仁老
越前屋　次兵衛殿
越前屋　孫兵衛殿

四月五日。西尾隼人金澤神明宮社殿造營の事に關して書を送る。

屋敷拜領は閏二月十八日に在り夏中にといふは社殿建築の事に關す

〔國事雜抄〕

野町神明御造立並神職之事

一筆致啓上候。爰元相替義無御座候條、可御心安候。當月・來月兩月中、兩御所樣御成之義に御座候間、是又可御心安候。

一、金澤之御神明御宮立、夏中に中納言樣御祈念之爲、御屋敷抔致拜領、神主取立申事に御座候。則御つぼね樣へも申上候へ共、御女義之義に候へば、御三人樣奉賴候間、御肝煎被成、御宮建相調申樣に奉賴存候。御言葉迄被爲添可被下候。當年御成旁々御座候條、爲御祈禱之右之仕合に御座候、恐惶謹言。

四月五日　　西尾隼人判

石川茂兵衞様
中村刑部様
西村左馬助様

四月八日。德川秀忠、前田利常に茶を饗す。

〔德川實紀〕

四月八日、西城山里にて大御所御茶あり。加賀中納言利常卿、立花飛驒守宗茂・朽木元綱入道牧齋召に應じてまうのぼる。東武實錄

四月廿三日。前田利常前名利光を改め。世子犬千代加冠して松平筑前守光高と稱す。

〔德川實紀〕

四月廿三日加賀中納言利常卿、これ迄筑前守なりしを肥前守と改め、長子犬千代元服して從四位下少將に叙任し、御名の一字下され、松平筑前守光高と稱せしめらる。これ大御所御外孫なり。よて中納言利常に來國次の御脇差、筑前守光高に正宗の御脇差を賜はり、利常卿より吉光の脇差並銀三百枚、光高より信光の太刀銀千枚献ず。大御所より利常卿に則國の御脇

差、光高に五月雨郷の御脇差を賜はり、利常卿貞宗の脇差並に銀三百枚、光高吉次の太刀・銀五百枚献ず。東武實錄、紀年錄

〔竹園雜記〕

寛永六年巳の四月廿三日上使の御内證も有之候哉、利光公御上屋敷へ被爲入、御客衆酒井讃岐守殿初、御出入衆數多也。御咄之次而に中納言樣被仰候は、我等名乘利光と申せ共、今日より利常に相改候旨御申聞候之處、何も被承知候處に、追付爲上使土井大炊殿を以、筑前守樣ゑ上意之趣被申述之上に、高檀紙之内に大猷院樣御自筆にて光の字を被遊、御諱の字を被遣。其時何も肥前守樣光の字を利常公に御改之儀、當意即妙の義と感じ奉ると也。是時光高公御元服の時なり。

〔前田家雜錄〕

一、光高公は初利高公と奉申也。家光公御諱を御拜領に而、光高公と御改也。家光公御代源姓を被進と云說あり、可考也。

〔夜話之抄〕

一、或人の曰、陽廣院殿御官位の時、微妙院殿御機嫌能く御城より御歸館ありて、座布に御座候所へ、横山山城守長知萬端功者なる故、爲御祝儀方々に可被遣、種々目錄に認め御披見

に入るゝ所に、少々御覽ありて被投捨。何之御意も無之、御祝儀いづかたへも不被遣之と云々。是は長知指出たる儀を仕る故なるべし。厥後淡州四品、利治圭五位階級の時は、方々へ御祝義夥布被遣しと也。

淡州四品は淡路守利次なり利治も亦四位にして五位たりしことなし

四月廿四日。前田光高德川秀忠に謁して刀を献ず。

〔德川實紀〕

四月廿四日松平筑前守光高西城に登り、大御所に拜謁し、國光の刀・銀二百枚そへて献ず。江城年錄

四月廿六日。德川家光、前田利常の本鄕邸に臨む。

〔德川實紀〕

上野の別墅とあるは本鄕邸が一面不忍池に對したればなり

四月廿六日加賀中納言利常卿が上野の別墅にならせ給ふ。利常卿に二字國俊の御太刀・秋田正宗の御脇差・銀三千枚・時服三百・夜着二十・羅紗三十間。長子筑前守光高に眞長の御太刀・貞宗の御脇差・銀千枚・時服百。千勝利次に守家の御刀・銀三百枚・時服五十。萬姬・富姬に銀百枚・紅糸二十斤づゝ。黃門の母に銀三百枚・卷物三十・紅糸五十斤。森右近大夫忠廣妻に銀二百枚・卷物二十賜ひ、家司本多安房守・横山山城守に銀三百枚・時服二十づゝ、前田對馬守・長九郎左衞門・奥村因幡守・横山大膳・小幡宮內に銀百枚・時服十づゝ、富田下總・神谷丹波・今枝民

恒宗後文に恒守に作る

部・津田勘兵衞・生駒內膳・脇田帶刀に銀五十枚・時服五づゝ下さる。黄門より友成の太刀・大原眞守の刀・長銘正宗の脇差・黑毛鞍馬一疋・十枚作の黄金三十枚（常の金十枚をもつて一枚に作る。是を十枚作といふ。）・小袖百・袷百・加賀染絹五百反・綿二千把献じ、光高は正恒の太刀・包永の刀・當摩の脇差・鞍馬一疋・銀五百枚・小袖五十・綿千把、千勝利次は恒宗・銀二百枚・小袖五十、萬姫・富姫は小袖三づゝ、老母は金二十枚・小袖十、右近大夫忠廣妻は小袖三なり。安房守・山城守袷二十宛、對馬守・九郎左衞門・因幡守・大膳・宮內袷十づゝ、下總・丹波・民部・內膳・勘兵衞・帶刀袷五づゝさゝぐ。御茶奉り饗し進らせて猿樂あり。舞臺に要脚五百貫をつみ、猿樂大夫に唐織纏頭す。かへらせ給ひて後、利常・光高兩城にまうのぼり、謝し奉る。東武實錄

〔寛永御成之記錄〕

卯月廿六日之御成

將軍樣より肥前樣へ

御太刀　二字國俊。　御腰物　秋田正宗。　銀子　三千枚。　御夜の物　二十（内十唐折）。　御小袖百。　御袷　二百。　らしや　三十間。

將軍樣より筑前樣へ

御太刀　眞永。　御脇指　貞宗。　銀子　五百枚。　御袷　百。

將軍樣より千勝樣へ

御腰物 守家。 銀子 三百枚。 御袷 五十。

將軍樣より宮松樣へ

御腰物 長光。 銀子 三百枚。 御袷 五十。

將軍樣へ肥前樣より

御太刀 友成。 御馬 一疋鞍置。 御腰物 眞守。 御脇指 正宗長銘。 金子但百兩作 三十枚。 御袷 百。 御小袖 百。 加賀染 五百端。 しやうぐひ 三十間。 綿 三千把。

將軍樣へ筑前樣より

御太刀 正恒。 御腰物 包永。 御腰指 當麿。 銀子 五百枚。 御小袖 五十。 綿 千把。

將軍樣へ千勝樣より

御太刀 恒守。 銀子 二百枚。 御小袖 五十。

將軍樣へ宮松樣より

御太刀 末守。 銀子 二百枚。 御小袖 五十。

二十六日之御能

翁 千歲 梅若 三番三 權丞

高砂	觀世	山科	庄次郎 清二郎	左吉 市右衛門
兼平	金春	春藤	九郎兵衛 六藏	清左衛門
湯谷	七太夫	權右衛門	彈右衛門 小左衛門	庄兵衛
鵺	權兵衛	高安	助三 五郎衛門	彥九郎 長藏
自然居士	七太夫	山科	彈右衛門 小左衛門	庄兵衛
是界	七太夫	山科	庄九郎 清二郎	宗右衛門 市右衛門
熊阪	七太夫	春藤	植田 六藏	新助 長藏

御所望

祝言 八幡	觀世	彌次郎	庄次郎 清二郎	左吉 市右衛門

きやうげん

あそう	二右衛門 權丞	あくばう	彌右衛門 彌太郎	なきあま	二右衛門 權六

以上

將軍様御成之御相伴

駿河大納言様・藤堂和泉殿・立花飛驒殿。

前田左兵衛はこの頃對馬といへり

將軍樣御成之時御目見之衆被指上候覺

御袷二十、御太刀馬代銀子一枚

御袷十、御太刀馬代銀子一枚

御袷五、御太刀馬代銀子一枚

本多安房守　横山山城守
長九郎左衛門　前田左兵衛
小幡宮內　三人年寄衆
神谷丹波守　富田下總守
津田勘兵衛　今枝民部
生駒內膳　脇田帶刀

將軍樣より被下物之覺

銀子二百枚、單物十

本多安房守　横山山城守
長九郎左衛門　前田對馬守
奧村河內守　奧村因幡守
横山大膳　小幡宮內

銀子三十枚、御小袖三ッ、御袷二ッ

神谷丹波守　富田下總守
津田勘兵衛　今枝民部
生駒內膳　脇田帶刀

数寄屋の道具

一、掛物　密庵　　一、釜　腰霰　　一、水指　伊賀燒
一、茶入　小野村肩衝　　一、茶碗　割高臺　　一、茶杓　利休
一、香合　堆朱布袋　　一、花入　柑子口古銅

書院

一、古今　三筆（俊成定家西行）　　一、硯　丸石　　一、筆　あまのぢやく
一、釜　むきみかん

袋棚

一、水指　かねの物　　一、茶入　小茄子　　一、天目　黄
一、臺　朱　　一、茶杓　織部作　　一、盞置　かねの物

銅臺の間

一、釜　霰　　一、水指　信樂　　一、茶入　中次
一、茶碗　三島

大廣間

廿二日は廿六日

一、三幅一對

白書院

一、花瓶　花は池の坊立る

一、掛物　洞庭秋月　　一、香爐　青磁獅子

左小棚

一、茶入　小鶴首　　一、骨吐　かねの物

此外棚の飾物色々の道具是あり。

一、古今　定家筆　　一、砂の物　　一、硯　石

一、筆架　かねの物

〔三壺記〕

加賀の御下屋敷に、小幡宮內惣奉行にて、御成御書院內々より御造營被成、此年漸出來して、家光公御疱瘡も御機嫌能相濟、翌年之夏中に御成と究りて、其御用意品々は御分國は不及申、京・長崎・出羽・奧州迄御調物共被遣相調ければ、四月廿二日に家光將軍樣ならせたまひ、終日御機嫌能被爲成御成、還御をぞ被成ける。其時筑前守光高公四位の少將に御任官被仰出、家光の光の字を被進。其祝儀として御一門方數日御振舞、御家中にも御祝の御振舞被下けり。金澤には天德院樣之第七年忌として、大法事を被仰付執行せらるゝ。江戶・金澤の御用とも

にかさなり、上下武家・町人・百姓迄御事多、晝夜の勤寸暇を得ざる有樣推量して知るべし、記に不及。

四月廿九日、德川秀忠亦前田利常の本鄕邸に臨む。

〔德川實紀〕

四月廿九日大御所加賀黄門利常卿の別墅に成らせ給ふ。水戶黄門賴房卿・藤堂和泉守高虎・立花飛驒守宗茂御相伴たり。直に茶室に渡らせられ、利常御膳を献ず。茶事例の如し。御花・御炭御みづから遊ばされ、畢りて高樓に登らせ給ひ、俊成・定家・西行三筆の古今集を御覽あり。御感の餘り賴房卿をして見せさせ給ふ。次に猿樂加茂・敦盛・井筒・花月・船辨慶・谷行・祝言なり。花月は黄門みづから仕ふまつる。又御所望によて、觀世左近項羽を仕ふまつる。この間饗宴をひらき、黄門御盃賜はる時、正恒の御刀・池田正宗の御脇差・銀二千枚・小袖五十・袷五十・八丈縞二百反賜はる。其御盃を返し奉り、再筑前守光高に賜はる時、一文字の御太刀・二字國俊の御刀・銀五百枚・袷五十賜はる。又別の盃もて千勝利次・宮松利治に給はり、各御刀下さる。家司本多安房守・横山山城守袷十づゝ献じ拜謁し、銀百枚・小袖十づゝたまはり、其外十二人の家司は時服五づゝ献じ拜し奉り、各銀・時服給はる。かさねて廣間へわたらせ給ふときに、利常卿より行平の太刀・吉家の刀・戶川志津の脇差・金二百枚・袷百・綿千把、光

高より守家の太刀・長光の刀・景光の脇差・銀五百枚・小袖五十獻ず。還御の後利常卿父子並に御相伴の輩、兩城にのぼり謝し奉る。東武實錄

〔寛永御成之記錄〕

廿九日之御成

相國樣へ肥前樣より

御太刀 行平。御腰物 吉家。御脇指 志津。御袷 百。綿 千把。御馬 一疋鞍置。金子 二百枚。

相國樣へ筑前樣より

御太刀 守家。御小袖 五十。銀子 三百枚。御腰物 長光。御脇指 景光。

相國樣へ千勝樣より

御太刀 元重。御小袖 三十。銀子 二百枚。

相國樣へ宮松樣より

御太刀 秀光。御小袖 三十。銀子 二百枚。

相國樣より肥前樣へ

御太刀 正恒。御脇指 げんしん貞宗。八おやう 二百端。御小袖 五十。御袷 五十。

銀子 二千枚。

相國樣より筑前樣へ

御太刀 一文字。 御腰物 二字國俊。 御袷 五十。 銀子 三百枚。

相國樣より千勝樣へ

御脇指 來國光。 御袷 三十。 銀子 二百枚。

相國樣より宮松樣へ

御脇指 了戒。 御袷 三十。 銀子 二百枚。

二十九日之御能

翁 千歳 八右衛門 三番三 彌右衛門

賀茂 今春 春藤 彈右衛門 小左衛門 宗右衛門 庄兵衛

あつ盛 七太夫 高安 庄次郎 清二郎 清左衛門

井筒 観世 山科 彈右衛門 小左衛門 市右衛門

花月 權兵衛 權右衛門 九郎兵衛 小左衛門 庄兵衛

舟辨慶 七太夫 權右衛門 九郎兵衛 小左衛門 左吉 市右衛門

項羽 観世 高安 庄二郎 六藏 清右衛門 長藏

谷行　□□　山科　植田清二郎　新助三四郎

祝言養老　今春　春藤　助三五郎右衛門　彦九郎長藏

きやうげん

せんじゆ　彌右衛門彌太郎　大はんにや　二右衛門權丞　いくい　彌右衛門二右衛門

いま參　熊藏彌太郎　清みつ　二右衛門權丞

かもの間　植田の間　彌右衛門　花月の間　權丞　舟辨慶間　彌太郎

相國樣御成御相伴

水戸中納言・藤堂和泉殿・立花飛騨殿。

六月三日。神谷信濃守守孝卒す。

〔金澤古蹟志〕

信濃守守孝が父神谷太郎左衞門は龜田大隅の舅也。守孝は初め左近と稱し、利家卿の小姓立にて、追々に取立られ、采地九千石賜り、文祿四年三月奥村助右衞門家福と共に叙爵し、從五位下信濃守に叙任す。寛永五年永井信濃守尙政關東老中の列に加へられしにより、丹波守と成、翌六年六月三日卒せり。男子なく、横山山城守長知の三男式部長治をば婿養子となし、

住善坊は山崎種善坊

神谷氏を繼しむるといへども、利常卿の命に依て本姓に復し、此後家系轉々して家祿減少し、血統遂に絶えたりけり。龜尾記に云、野田山入口大佛前の川に添ひ、一町ばかりにして右へ半町ばかりの所に一堆の塚あり。碑面に從五位朝散大夫神谷信濃守と彫刻し、國老神谷氏の墳墓なりしかど、他の塚の爲に墓地を削られ、今は地域も些少にて墳墓ばかり荒れ果たりと歎息せし由を記載す。按に神谷信濃守は利家卿の兒小姓より取立給ひたりし故、利家卿の在世には殊に親しく召仕はれけん。村井長明の陳善錄に金澤御城西の丸に村井豐後城代にてありし時、大納言樣上方より下向被成、御振舞仕候へよし、御意にて、豐後難有存じ、御成有之。豐後手前にて御茶を被召上、德山五兵衞・寺西宗與・篠原出羽守など謹而罷在。二間次にて神谷信濃と江守平左衞門とされ言の上にからかひ出、既に平左衞門思ひ切たる体なるを、岡田長右衞門・住善坊中へはいり取さへたり。大納言樣早薄茶に成つた程に、菓子を出し候へと御挨拶被遊をしほに仕、豐後御前を罷立、兩人に大きに强く異見を申候へば、平左衞門は豐後が取次にて出、信濃は是非共豐後に引廻され候樣に常々申候故、兩人共しづまり迷惑仕。其夜大納言樣御寢被成、信濃を殊の外御かばひ被成と見ゆ。又慶長四年二月德川內府と利家樣御中直り、利家樣伏見內府の舘へ入らせられし時、御供には德山五兵衞・齋藤刑部・富田下野・神谷信濃・小塚權太夫・村井勘十郎六人被召れたり。右世上騷ぎの時分、利家樣には內談

の事を、其が內府方へ聞え候由に付て、德山五兵衞ぬしの手前申ぬけに、神谷信濃を御前さゝへ被申候。其故は家康內に神谷善左衞門と申者は、信濃いとこにて有に付、右騷ぎの時分信濃をばさゝへ被申候。色々物語有之。さて三月八日に內府御禮返しに御越、有間法印許同道にて御越、御雜煮御吸物にて御振舞、本酌神谷信濃、加へ村井勘十郎致し、御吸物の時勘十郎酌仕、御刀御出し候。扨利家樣閏三月三日の朝御遠行。御近所に居申者は我等顏を見度候はゞ、中の間まで來り水を上候樣にと御遺言の由、上樣・肥前樣より被仰出。信濃・勘十郎兩人罷越、信濃は御抱へ申、勘十郎は貝にて水を奉りけり。明る四日御死骸御遺言の如く長持に入、加州へ御下し被成、御供神谷信濃・橋本宗右衞門也。其頃篠原出羽は、金澤より御見廻に被罷登、御供候て被罷下。卯月八日金澤にて御葬禮、御位牌は篠原出羽、おんの柱に火を付候は竹田宮內、天がいは神谷信濃、皆々目錄になり、肥前樣へ上りたり。此天蓋の事に付、篠原出羽と神谷信濃と既に喧嘩あらんとする時、寶圓寺堂頭も御出、皆々曖にて濟たり。其故は天蓋重々候間、內の者二三人も爲持可申由、信濃被申に付ての事也。さて頭をそり候は出羽・信濃・勘十郎三人也。元結を切候は主水・左太夫・孫平次、其外にも有之候。御遺言の由にて肥前樣被仰出は右之通也。以上陳善錄に載たり。前件の趣共にても、神谷氏は藩祖利家卿御在世中親しく召仕はれし事の思ひやられ、薨逝の時および葬送の時などの事にて

も知られける。闕屋政春古兵談に云、神谷信濃は利家卿の子小姓達にて、御取立なりけるが、無類の鹽らしき仁にて、茶の湯者なり。利家卿御若き時分、信濃をはじめ彼是四五人へ御茶下さる。信濃先立す。利常卿路次口まで出させられ、敷居を御拂ひ、何もへ御挨拶在て、各內へ入ける時、信濃敷居を戴きて入たりける。利常卿甚御感被成ける。其後江戶にて秀忠公の御茶の湯に、利常卿御上り被成候時、即ち右の首尾になされたり。秀忠公扨も肥前は珍敷事をせられける、尤なる事と大かたならず御感ありたり。後に此事を利常卿へ尋られ候方有けるに、利常卿神谷信濃と云家來に習ひたりと仰られたるよし、菊池大學語るとあり。三州志鞬櫜餘考に云、神谷信濃守守孝男子なき故に、横山長知の三男式部長治を女壻に命せられ、神谷式部と云。慶長十年横山因幡卒し、此時式部を因幡の養子に命せられ、因幡遺知の內五千石を賜り、再び横山とす。然るに寛永六年神谷守孝卒す。遺知九千石の內四百石は長治の室へ賜り、三千石は長治の子式部長昌へ賜り、命に依て神谷丹波と稱する處、同廿年長治卒し、遺知一萬石を長昌へ賜り、命に依て横山式部と稱す。此時長昌の弟大藏隆正へ、長昌是まで賜はりし三千石を賜り、神谷丹波の姓名を改められて、信濃守守孝の後とす。然る處丹波隆正に子なく家絕る故に、中川大隅の子治部守易は、丹波隆正の從弟たれば召出され、三千石賜り、改姓すべき旨命ありて、神谷治部と號す。是即ち今の治部が家系なりといへり。

神谷氏の子孫後に種々轉變して連綿すといへども、血統早く斷絶して家系存するのみ。

十月廿二日。徳川秀忠、前田利常等に茶を饗す。

〔徳川實紀〕

十月廿二日山里にて大御所御茶あそばさる。朝は加賀中納言利常卿・松平宮内少輔忠雄・松平越前守忠宗・森美作守忠政・細川越中守忠利、晝は京極若狹守忠高・松平新太郎光政・淺野但馬守長晟・加藤肥後守忠廣・佐竹修理大夫義隆召る。東武實錄

十二月廿三日。石川郡劔の蠟燭役に對して領收書を與ふ。

〔改作所舊記〕

寛永六年分劔町之内蠟燭銀子之事

合十五匁は今極印銀也

此外一匁一分五厘は極印歩入

右請取所如件。

寛永六年十二月廿三日　中少印

若狹印

らうそく屋　彦右衛門かたへ

劔は後の鶴來なり

中少は駒井中務少輔　若狹は寺西若狹守

寶達金山の從前の規程を報じたるは寛永五年崩壊したる鑛舗を再興したるによる

稻葉左近は御算用場奉行

二月二日。能登羽咋郡寶達金山に對する從來の規程を從業者に告ぐ。

〔國初遺文〕

寶達之御金山從先年御定之御様子御條數之事

一、御金山之義、金づる次第、河筋は岡・ふち共に海ぎわ迄之事。

一、小屋木・炭木手寄次第に可仕事。

一、御金山ゟ從所々罷越走人之義、給人衆並百姓中町人に不限、御金山御横目奉行衆へ不能案內、卒爾に尋來改申義御停止之旨に候。但走人之依様子、御横目衆並御奉行相談之上を以申付様可有之事。

一、御金山從跡々有來候金掘、並町人・堀子・大工他所へ罷越義於在之者、有所承屆可申理候。從前々御定之筋目、是又御横目衆相談の上を以、急度可召返事。

一、新見立之義、寶達近邊何方にも可申付事。

右何れも御金山取立申様にと之儀に付而、如此之御法度に候間可成其意者也。

寛永七年二月二日　　稻葉左近正福　判

吉田村　理右衛門
寶達　仁右衛門
同　　與兵衛
野田　能右衛門

四月朔日。前田利常、國產の海苔を献じ徳川家光の内書を受く。

〔德川實紀〕

四月朔日加賀中納言利常卿、封地の海苔を献じければ御內書を賜ふ。

四月廿八日。乘物に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

乘物御定

一、御一門衆。

一、五十已上御昵近衆。

一、十五歲以下人持分之子共。

一、出家衆。

一、檢校並勾當。

御昵近衆は御目見以上の家中をいふ

人持は組の名稱

一、醫師衆。
一、五十以下之侍分、雪國に付而打かけ乘物御赦免之事。
一、又侍並町人等之儀者、五十已上之ものたりといふとも、うちかけ乘物たるべき事。
一、本乘物御赦免之事、乘申仁於有之者、爲過錢銀子一枚宛可被指上候。見顯候ものに可被下候事。

右所被仰出如件。
寛永七年四月廿八日

御赦免之事は御赦免之外なるべし

五月二十日。前田利長の十七回忌法會を越中高岡瑞龍寺に行ふ。

〔政鄰記〕
寛永七庚午歲五月二十日瑞龍院殿十七回忌御作善、高岡於瑞龍寺百五十人江湖僧を被附。惣奉行安見隱岐・永原土佐、小奉行島田淸右衞門・古江次右衞門・池田彌次兵衞等。

五月廿四日。山崎長門光式歿す。

〔山崎氏家譜〕
一、十代祖父　　山崎二代長門光式
實者閑齋三男に御座候。若名市正と申候。慶長十六年山崎阿波病死仕候以後追付被召出、阿

閑齋は長門長德、初名

長鏡阿波は長光式は長鄉の弟にして閑齋の後を受けたるもの

波被下置候御知行一萬五千石被下、稱號長門被仰付候。實名長常と申候處、同十八年微妙院樣二代長門方に被爲成候節御一字を被下、光式と改申候。大坂御陣兩度共御先手被仰付、笹島豐前・堀才之助・永田市兵衛・水越縫殿・安原隼人・藤田八郎兵衛・杉江兵助、其外岡島備中・同帶刀・小塚淡路・安見右近・津田和泉・高畠左京竪村井飛驒家來等爲相備勤申候。元和元年御歸陣之以後閑齋・二代長門家來戰功之者共、從微妙院御褒美被成下、數年御奉公相勤、寛永七年五月廿四日病死仕候。

六月十六日。近江國今津村の甚右衛門に加賀藩の米廩を設くべき準備を命ず。

〔國事雜抄〕

以上

急度申入候。

一、其地に御城米之御藏可被成御立由被仰出候條、藏屋敷見立相立候樣に用意可仕候事。

一、御城米之藏屋敷等、餘所なみに仕尤候事。

一、其津より之運賃海津なみに仕候由、不屆樣に被思召候間、以來者海上道之つもりを以致算用、可然候樣に可仕事。

此御返事待入候、恐々謹言。

七月六日　　本　安房守政重　判

此年とあるは前文明正天皇即位の事に係るが故に寛文七年なり
孫四郎は利政、肥後は直之

六月。前田直之等金澤に於いて闘諍す。

〔三壺記〕

利常公家臣前田肥後喧嘩の事

此年六月下旬の事成に、前田孫四郎殿御子息肥後殿は利家公の御孫也、左右なく御一門中より崇敬被成、いまだ若年の時分也。ちやんふ彦右衛門・高畠又八は朝より罷越、晝時分に成て石黒權左衛門・神戸嘉助・幸嶋藤右衛門・兄の次右衛門方へ人を遣し呼寄せられ、夕飯を急ぎ濟し、何茂同道し才川へ出、中村の淵にて水をあび未の刻に歸らるゝ。法船寺町は其時分川除にて、富田右衛門前なる橋迄出る間は侍町也。川除のきはに坂部次郎兵衛、其次に水野小兵衛、鬼川の際に村瀬九右衛門也。坂部次郎兵衛向ひに内藤助左衛門、其次に外科い不亂坊、村瀬九右衛門向ひに辻助右衛門と不亂坊間に横井清右衛門、鬼川越えて橋際に松江次郎兵衛、向ひは神戸藏人也。惣構の方へ横田孫五兵衛・山本治部、向ひは牛田五郎左衛門、如斯有けるに、肥後殿鬼川の橋際へ何茂同道し行懸り給ふ所に、村瀬惣領四郎左衛門・坂部惣領市郎右衛門兩人連て鬼川の橋へ行懸り、坂部市郎右衛門橋の爪へ渡り懸り、肥後殿も渡り懸り、

明衣は浴衣なり

橋の眞中にて刀の鞘と鞘とはつしと當る。肥後殿扇子を取直し、市郎右衛門肩をひしこうち給へば、市郎右衛門刀を拔き、心得たりと云所を、石黒權左衛門市郎右衛門を後よりかき抱き、橋より道へ押落す。肥後殿家來川へ飛入り、橋向ひ成村瀨四郎左衛門を取籠たり。四郎左衛門は刀を拔き、肥後殿橋を渡り道へおり給ふを待かまへたりしが、取りまはされてたゝき合ひ、大勢なれば四郎左衛門松江次郎兵衛前にて討留る。坂部は權左衛門にかゝへられ、刀を振るに付て、突放すを何茂寄合ひ討留る。其間に肥後殿は何茂引包み、半田五郎左衛門へ引入り、裏傳ひに富田右衛門方へ入給ひ、表門へ出給ひて、高岡町へぞ引取り給ふ。村瀨九郎右衛門は、其時湯殿に行水して有之所へ、四郎左衛門乳兄弟左太郎と云ふ者走り入て、四郎左衛門殿こそ喧嘩被成討れ給ふと申ければ、九右衛門聞きて、明衣の上に手掛帶して、長刀追取りかけ出し、せがれを討て何方へかのがし可申とて追懸る。肥後殿家來共立歸り、追つまくつゝ戰ひけるが、肥後殿步行の者二人討れ、草履取跡にさがつて、後より九右衛門のよは腰を切る。九右衛門長刀取直しけるかと見れば、此草履取胸元より首筋半分かけ倒さるゝ。肥後殿步行頭市川六兵衛しばし戰ひ、眞甲切られけれ共、九右衛門を討留たり。其時坂部次郎兵衛は宿に在合けれ共、程隔りて聞くや否や鑓取て出けれ共、早何茂引入て、見物人のみ多ければ、無是非妙慶寺へ引込、法躰して上方へぞ登りける。村瀨九右衛門二男忠藏十

六七歳の頃也、是非に出んと刀を追取り出けるを、母・乳母など引留る。其弟亂助は、いまだ若衆にて十三四歳也。村瀨四郎右衞門乳兄弟左太郎は、少手負けれ共輕くして別義なし。追付江戸へ言上有けれ共、肥後殿手前別條なし。去共敵討もあらんかと、一代氣遣油斷はなかりけり。肥後殿後に三左衞門と云。保科肥後守殿出來しての事也。後には小幡宮內聟に仰付らる。村瀨妻子共は江戸へ引取ける。森川出羽守殿姪聟なれば、江戸へ引越、二男忠藏は水野甲斐守殿へ在付き、弟亂助は旗本衆へ兒小姓に出けるに、若年の頃器量殊の外いみじく、見る者每に執心し、引手數多に成ぬれば、中分出來し、亂助後に淺草にて討死す。此由兄忠藏聞付け、相手を打とらんとて、走り廻りて渡合ひ、糀町にて討死す。此事四郎左衞門乳兄弟の左次郎弟石松と云者、加州より被召連兄弟の果を見て、又金澤に來り語りけり。彼村瀨四郎左衞門は新藏と申、坂部市郎右衞門は權八と申て、長久寺にて手習し、十九廿才の頃前髮取る、其翌年の事也。惣構の河岸ばた、其時分迄町屋也。鞘師德兵衞と云音頭とりの名人也。此者の所へ鞘を賴みに兩人參たる折節也。何茂若き者共と、おしまぬ人はなかりけり。

〔金澤古蹟志〕

三壺記に寬永七年六月前田肥後喧嘩の事を記載せし條に、法船寺町は其時分川除にて、其外には家もなく河原なりけり云々。又同八年火災の後、法船寺は犀川の下河原をば寺地に賜ふ

糀町は麴町。

本文前田肥後喧嘩の事を引くを以てこゝに附載す

ともありて、寛永の頃までは法船寺町の通筋川原なりしを、法船寺移轉の後河原を築出し、更に川除の堤防出來す、之を下川除と呼べり。享保十二年に筆記せし咄随筆に、東美源内吉田火矢射に、或夜四五人連にて犀川河原へ出けるに、むら〳〵と蝶の如く成物いくらも飛行す。追懸飛上り弓にてたゝき落しけるに、寛永通寶の錢なりとの希事を載たり。右河原とふるも下川除の地邊なりし河原通りをいへるならんか。

七月。金澤城内に伴ひ得べき家中供廻の人數を定む。

〔國初遺文〕

御城出入之御定

一、御一門衆。　小姓二人、ざうり取二人、挾箱一人。

但、朔日・節句・十五日には小姓一人、ざうり取一人、はさみ箱持一人宛。

一、御城代衆・年寄衆。　小姓二人、右筆一人、ざうり取一人、はさみ箱持一人。

朔日・節句・十五日右同前。

一、人持衆。　小姓一人、ざうり取二人、はさみ箱一人。

朔日・節句・十五日には小姓一人、ざうり取一人宛。

一、御はなし衆・小々姓衆・夜詰衆・常番衆・亂舞衆。　小姓一人、ざうり取二人、はさみ箱共に。

節句朔日十五日にはざうり取一人宛。
一、鐵炮頭衆・馬廻衆・小姓衆・與はづれ衆。　小姓一人、ざうり取一人。
朔日・節句・十五日各同前。
一、步侍之分。　ざうり取一人。
右御定之外人數召連候付而者、爲過錢御一門衆・御城代衆・年寄衆・人持衆之分は二百疋、此外之衆は五十疋宛可出候者也。

寛永七年七月　日

横山山城守
本多安房守

八月四日。前田利常の女龜鶴姫歿す。

〔前田家譜〕
龜鶴姫慶長十八年三月九日生。母天德院。寛永三年二月嫁森右近大夫忠廣。寛永七年八月四日歿。享年十八。號浩妙院。葬武藏本門寺。

〔壬子集錄〕
微妙院樣御子樣方
一、浩妙院樣丑の御年御十八歲にて寛永七年八月四日に御死去。御生れの月日存不申候。

八月廿二日。三輪志摩長好歿す。

〔三輪氏家譜〕

一、十三世之祖父　　三輪故志摩長好

高德院樣尾州に被成御座候時分、八歲に而被召出、御取立被遊所々御供仕候處、瑞龍院樣に被爲附、度々御加增知拜領仕、都合七千二百六十石被下置候。最前名作藏と申候處、主水と相改、其以後志摩と相改年寄相勤。元和五年從微妙院樣隱居被仰付剃髮仕、名法受と申候。右之通被仰付候得共、御奉公相勤候由。嫡子主水儀、瑞龍院樣御代志摩存生之內被召出、御知行千石被下置、志摩隱居被仰付砌、志摩に被下置候御知行之內五千石被下、先知合六千石拜領仕候。次男齋宮儀、瑞龍樣御代被召出御知行三百石被下置候處、三輪故藤兵衞孫娘に聟養子被仰付候。三男左門儀大坂御陣の刻御供仕、御歸陣被遊、新知五百石被下置、志摩隱居仕候節志摩に被下置候御知行之內二千石被下、先知合二千五百石拜領仕、元和五年病死仕。せがれ無御座候に付、右二千五百石之內新知五百石は指除、二千石は高德院樣・瑞龍院樣御代法受に被下置候御知行之儀に候間、被返下旨微妙院樣被仰出、難有奉存候旨御請申候。然處逆之儀、右之御知行せがれ共に被下候樣、法受奉願候處、被爲聞召上、右二千石之內千石嫡子主水に被下、殘千石は三輪齋宮二男右近に被下候。右近儀、志摩存生之內瑞龍院樣に被召

出、知行三百石被下。然處志摩隱居被仰付候砌、志摩知行之内二百六十石御引足、先知合五百六十石被下、法受養子被仰付置候處、又候右之通法受ゟ被下置候御知行之内千石被下候に付、都合千五百石拜領仕候。後名彌市右衛門と相改申候。陽廣院様ゟ被附、重而淡路守様ゟ被爲附、慶安二年二月病死仕候。法受儀寛永七年八月廿二日病死仕候。

九月十四日。前田利常新鮭を献じ徳川家光の内書を受く。

〔徳川實紀〕

九月十四日加賀中納言利常卿より封地の新鮭を奉りければ御内書を賜ふ。東武實錄

十月六日。能登鹿島郡石動山大宮坊勸進するを以て周旋すべきを令す。

〔加州郡方舊記〕

急度申遣候。仍石動山大宮坊より、河北郡中勸進に被參候由に候條、宿借馳走可申候。先奉行千福縫殿助方よりも、例之由に候間書狀遣者也。

寛永七曆十月六日　大島甚兵衛　印判

高松村　新左衛門

木津村　十左衛門

荒屋村　新　助

右同樣之文段大島甚兵衛紙面寫、寛永七年十月六日、宛所ニ又助右衛門と有一通、若松村次右衛門等十一人宛所一通寫あり、略之。

十月十五日。前田利常國產の白炭を獻じ、德川家光の內書を受く。

〔德川實紀〕

十月十五日加賀中納言利常卿、封地より白炭二箱献じければ御內書を賜ふ。東武實錄

十二月七日。前田利常、德川秀忠に物を獻ず。

〔德川實紀〕

十二月七日。大御所御狩の御けしき伺とて、加賀中納言利常卿より蒲團二並國製の鐙を献じ、御內書を賜ふ。東武實錄

十二月廿一日。諸士の衣服・家屋・饗宴等に關して規程を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、家中知行取侍分衣裳之事、唐物之外、染物並絹・紬・木綿たるべし。道服・肩衣・袴に至迄、唐物之類にて仕候義令停止候。併近習に相詰候小姓、此外人持分之子供之義は、應其身候は

ごの衣裳たるべし。惣而分際に過たる仕立無用之事。但、他國へ供役之時は各別之事。

一、歩・若黨・弓鐵炮之もの衣裳之事、紬・布・木綿之分は不苦、其上之きる物停止之事。付、刀・脇刺分際に過たる拵無用之事。

一、小者ざうり取きる物之事、布・本綿たるべき事。

一、百姓之きるもの丶事、布・木綿たるべし。但百姓の女は紬之着物迄は不苦、其上之衣裳可爲曲言事。

一、諸侍家屋敷作事等、不應其身分限、過分之働停止之事。

一、家中常之振舞可任法度候旨。安之仕合有之付ては、如定候過錢可出候事。但、他國客人之時は各別之事。

一、家中人持知行取侍數之事、最前定置候通無相違樣に嗜、公儀御役等無懈怠樣に可仕事。

右定置所、若於違背は、人持分之輩は爲過怠銀子二枚宛、其下は銀子一枚宛可出候。小者・ざうり取等之義は、其主人手前より可出候。但法度を違候事及二ヶ所ば可處曲言者也。

寛永七年十二月廿一日　　（利常）判

十二月廿三日。老臣等更に諸士の衣服・家屋等に關する前令を敷衍す。

〔慶長以來定書〕

薄繪は箔繪なり

爲御意中入候。
一、自今以後御家中諸侍衆下々至迄衣裳之儀、其外諸職御定之御條目御判之物寫進候。此趣能々御組中ゐ可被渡候。雖爲一事相背御法度候者、急度可被仰付旨御諚候間、可得其意候。年内之義は無餘日之條、來正月出仕之衣裳より、御定無相違樣可被仰渡候事肝要候。
一、御家中女衣裳之事、二千石より本妻一人は薄繪之小袖たるべし。其外之妻子並奉公たる女房共、薄繪之小袖着候事堅御停止候。次よめ入道具之事、最前可爲如被仰出候。分際に過たる仕立彌御停止之事。
一、小身成衆、又は身躰不叶に、他國之植木以下高直に置候事、萬つゐへになり候事、不謂義と被思召候條、是又御組中ゐ可被仰渡候、恐々謹言。

寛永七年十二月廿三日

横山山城守
本多安房守

人持與頭衆
御馬廻與頭衆
御小姓頭衆
御鐵炮頭衆

十二月廿五日。元日に出仕する衣裳に關して令す。

〔慶長以來定書〕

元日出仕之衣裳之事、假雖爲拜領、御定之外之小袖着候事無用之由、被仰出者也。

寛永七年十二月廿五日　　横山山城守

本多安房守

十二月廿九日。更に諸士の衣服に關する制限を追加す。

〔慶長以來定書〕

態申入候。御家中衆衣裳之儀、最前申觸候外、白小袖並紫裏、重而御停止之旨被仰出候條、右之趣御組中に堅可被仰觸候、恐々謹言。

寛永七年十二月廿九日　　横山山城守

本多安房守

人持與頭衆

御馬廻與頭衆

御小姓頭衆

御鐵炮頭衆

貞里は前田利貞の子

是歳。前田利常・光高父子、前田貞里の邸に臨む。

〔私用覺書〕

一、寛永七年中納言利常公・筑前守光高公、貞里方へ御成、此節出雲と稱號改之。此時住宅安江町也。

是歳。九里覺右衞門歿す。

〔九里氏家譜〕

一、六世之祖父　九里故覺右衞門

覺右衞門義宗智嫡子に御座候處、瑞龍院樣御代慶長五年被召出、御知行二百石被下之。大聖寺御陣之砌御供仕候。微妙院樣小松御部屋住御附に被仰付、其以後微妙院樣御家督之砌御加増二百石被下之。大坂兩度御陣御供仕、夏御陣之砌乘城塀被疵負申候。御歸陣之後京都御屋敷に被指置、黑坂先々吉左衞門と替御用相勤申候。元和六年十月九日御加増知六百石被下之都合千石に被仰付候。寛永七年病死仕候。

是歳。初めて別宮奉行を置き、前田知勝をこの職に任ず。

〔擢萃錄〕

一、前田銀右衞門先祖刑部和勝、六百三石二斗餘知行賜はり、白山一卷に付、寛永七年越前境目爲御締、能美郡別宮〻被遣、御役料二百石被下、弓十張・鐵炮二十挺御預、與力四人御附被遊候に付召抱。且御鷹野御出之節御立寄可被遊候間、御屋敷廣く受取可申旨被仰出。是別宮奉行之初也。

白山一卷に付の意味明ならず

寛永八年

正月十八日。更に衣服の制限に關して令す。

〔國初遺文〕

重而申觸候

一、唐もめんは、小袖表又は道服・袴以下仕候事、御赦免之事。

一、まへがみ有之者又小姓之小袖、絹羽二重之分は御赦免之事。

一、跡々よりきふるし候小袖染直し候儀者、何色によらず御赦免之事。

右從御諚重而申入候條、此旨御與中へ可被仰觸候、恐々謹言。

寛永八年正月十八日　　横山山城守

本多安房守

人持與頭衆
馬廻組頭衆
鐵炮頭衆
御小姓頭衆

三月三日。金澤寶圓寺に前田利家の三十三回忌法會を營む。

〔三壺記〕

高德院樣三十三回忌之事

同年三月三日寶圓寺において大法會を御執行被仰付、三ヶ國之禪衆は不及申、諸宗の惣祿諷經の衆、上方諸宗諸門跡諷經の使僧おびたゞし。其頃迄寺にて膳部被仰付、夜日三度四度の御賄に、木具野菜品々郡中より持參す。疊の裏に數千串の豆腐をさし、回廊の庭に炭を置、數十疊立並べて燒之。かゝる大き成事共なれば、商賣人織るがごとくに參りつどひ、人民御報謝の德に依て豐に世を渡り、有難く奉存。尤施行牢拂ひ、閉門蟄居も開門し、尊靈の牌前に參詣仕り難有奉存。三月の十日に二の御丸において御能被仰付、御家中並に出家衆迄御振舞を被下けり。

〔肺肝鈔〕

結願の日とあるは三日にして法會はその前より行はれしなるべし

方外は法外

一、微妙公御代、金澤寶圓寺にて高德公御遠忌御執行有之、年寄中始誰彼相詰。其日御結願之日也。然處石野讃岐初は八右衞門と云、此時御法事奉行黄色の頭巾を被り參詣するを、篠原織部見て、偖々推參成爲躰哉と腹立す。讃岐は玄關を上る時頭巾を取て、何も相詰る所へ來り挨拶す。織部其儘聲をいからし、扨々方外千萬推參の仕方と、散々に雜言す。讃岐以之外せきたる躰なれども、一言も不出候。御法事相濟たる後、年寄中始何もへ向ひて、先刻織部雜言御聞之通也、其當坐討果し可申と存候へども、御法會之內故堪忍仕たり、最早只今は遠慮仕事もなく候、去とて年の寄候得ば、打果すなど申義にても無之候、只今腹を切申候と云。何も立寄、成程神妙成被成方御尤なれども、我等共其通りには致しがたし、兎角忍びあされと、此趣言上仕、如何樣とも御存分に可仕と取押ふ。織部立出、扨々各はいはれぬ世話を御やき候、讃岐如何で腹を切得る者に候哉、よし腹を切りたらば、其死骸に腰掛て我等も腹切申分なり、何の六ケ敷事も無之候、其分に御捨置可被成と云。讃岐せき上りけれども、何れも兩方へ引分け宿迄歸す。讃岐兎角堪忍仕まじと云により、微妙公御聽に達す。被仰出は讃岐申分尤千萬也、織部義武功も有之者に候間、命御もらひ被成蟄居可被仰付候、是にて堪忍仕候へ由御意也。讃岐御請に、老人之義兎角御意次第と奉存候、殊に結構に被仰出難有、如何樣共御意に任可申と申上る。織部は御扶持被召放、能州とやらんへ御追込、三年立又被召

出如跡々奉仕す。右勢居中も、度々御茶・御菓子等被下、御憫之御事ども有之こぞ。右讃岐忰の代に盗賊に切られて死す。大きに吝嗇成者にて女計召仕たるこ云。

讃岐は七千石領す。與力廿四人被付、身に當る知行は僅なり。右與力之内無理成事申懸成敗す。其外非義多有之候ゆゑ、相殘る與力共奥村河内迄、讃岐隱居被仰付、せがれ半左衞門御仕被下候樣願ふ。此願不埒明內、二三ヶ年の內、手前が事訴へ申事不屆こて、與力に知行も不渡。箇樣之事共に付御改易也。

三月六日。前田利常の生母壽福院江戶邸にて歿す。

〔三壺記〕

東の丸樣御遠行之事

同八年三月六日に壽福院樣御遠行被成ければ、江戶にて御遺骸を寺町へ御うつし、日蓮寺にて納め奉り、池上に御墓御造立被爲成。加州へ早速御飛脚到來し、天德院樣之御例になぞらへ、御葬禮を小立野にて御執行、善盡し美盡せり。則經王寺導師にて規式相濟申けり。御法名を壽福院殿花岳日榮大姉こ號し奉る。

〔壬子集錄〕　妙成寺書付

寛永八戊未曆三月六日

一、壽福院殿花岳日榮大姉尊台儀

閏六月九日　瀧谷妙成寺　日俊判

永原左京殿

篠原織部殿

〔本化別頭佛祖統紀〕

壽福院華嶽日榮大夫人者。加能越三州太守菅原朝臣亞相利家卿側室。高岡亞相利長・小松黄門利常兩卿母也。父者上木氏。越前淺倉家臣（法號圓乘院護岳永鎭云。天正十五年丁亥四月卒。）母者山崎氏女。（法號壽命院久延日長云。寛永十一年甲戌卒。）夫人性篤三寶。荷擔宗門。身延芬陀利峯伽藍五重大塔。洛龍華大殿鼎基一新。其功如許。又任國有瀧谷妙成寺。寺者像薩埵之舊址。夫人振力。佛殿僧坊鐘樓門廡。伽藍所有輪奐備矣。孝子利長卿爲頒封戸。又昔在越前。香花地呼經王寺、今曳加之金澤。兄有日淳上人。姪有日條上人。偕主妙成・經王兩寺。是時加州佛法繁盛乎哉。寛永八年辛未三月六日東都感疾而逝。壽六十二。池上火矣。瀧谷墳矣。

〔楓橋遺事鈔錄〕

中山惣門水戸侯寄附也。樓門紀州養珠夫人所寄進見梁牌。又賢公代欲造講堂。加州侯夫人喜捨其貲所作也。

中山は下總法華經寺

加州侯夫人の名を逸す

然れども日賢示寂の年に併せ考ふる時は壽福院なるべし

賢公字春甫。號寂靜院。（中略）。寛永二十一年九月廿四日寂于遠州本源寺。乃開基。

【重輯雜談】

壽福公御家

一、壽福院殿は微妙公の御母公也。世にいふ處は筑紫陣の時被下し人也と云々。此御父善根をせられし餘慶にて、微妙公を御子にもたれし事、又壽福公の御行狀御心操など種々の說有て、別錄に記置品もあり、是をば此に略す。又壽福公の外戚方の御姪甥迄も記したる物あれども、其外戚の事迄は記して益なき儀と略して、同腹同種別種の御兄弟方の姪達迄の事を荒々と記す。先上木新兵衞と云人あり、法名圓乘院永鎭と云、壽福公の父公也。永鎭の前配は山崎肥前息女にて、法名花盛院壽榮と云。此腹に四男五女あり。一男は上木勘解由左衞門、二男は上木主殿助此主殿助に四子あり、一男上木藤太夫子孫あり。次子は日藤上人、三女は尼崎藤左衞門妻、四女は平田六右衞門妻、各子孫あり。三男は日藝上人、四男日淳上人、五女は靑木氏室、六女は和田氏室。子孫あり。七女は雨夜室。子孫あり。八女は大木室。子孫あり。九女は磯松室。子孫あり。是は同種別腹、嫡母は御姑君にて有ゆゑ、九輩は御兄弟也。御從弟也。偖永鎭の後配も又山崎肥前女にて、壽命院久延日長と法名を云ふ。此腹に三女一男あり。一女栗田傳兵衞室。子孫あり。二女本保次右衞門室。子孫あり。三女は壽福君。三男某早世。是四人は御同種腹なり。此の後日長大姉小幡氏に嫁して小幡右京を生む。別種同腹の御兄弟也。其後又

輕き人に嫁して一男三女を生ず。是又別種同腹の御兄弟也。一男は右の小幡右京に苗字を遣ひ、同苗にせよとの儀にて、右京種替りの兄弟故同苗とし、小幡宮內と稱し、萬石已上に被成、執權の列城代を勤め、老後隱居法體して不入と云ふ是也。二女は堀三郎兵衞妻。三女は九里覺右衞門妻。四女は田邊助太夫妻。是も別種同腹の御兄弟なり。さるに因て上木藤太夫・日條上人・尾崎藤左衞門妻・平田六右衞門妻・和田所左衞門、並に此姉雨夜が子治左衞門・大木久兵衞・磯松六左衞門・丹羽平兵衞妻、其姉一人は同種腹替の甥也。粟田久右衞門・同四郎左衞門・同三郎右衞門・同權兵衞・黑田逸角妻・岡島忠右衞門妻・本保加右衞門・本保木工之助・同儀右衞門・大音藤藏妻・岡田隼人妻、合せて十一人は同種同腹の甥也。小幡下野・小幡右京・小幡內膳・小幡市正・小幡宮內・前田三左衞門室・中川意伴室・寺西孫市・堀四郎三郎・石黑左近・堀三郎兵衞・同國松・丹羽織部妻・九里甚左衞門・九里覺右衞門・高畠主膳・大橋市右衞門妻・田部六兵衞・同五左衞門・同孫七・同助六・横山左近妻、右二十人は別種同腹の甥達也。委細は此系圖にあり、仍以略志する處也。

〔又新齋日記〕

一、壽福院樣御兄弟之事

國事昌披問答に、上木新兵衞とて朝倉義景に仕へて越前府中に居住す。此人妻に男女七人、

妾に女三人あり。妾の嫡女は粟田傳兵衛、次女は本保大藏妻、三女は壽福院樣也。新兵衛死後御國へ來り、小幡九兵衛に仕而右京・宮内・女三人を產むと云ふ。

小幡家系 紋三階菱 祖は小幡九兵衛にて、實は越中椎名右衛門大夫泰種之家老神崎筑前之孫也。筑前之子を和泉と云ひ、泰種の甥にして壻也。其子を九兵衛と云。同家老小幡九助の養子と成り、姓を冒し、山崎右京の女を娶りて二男七女を生ず。其二男は右京・宮内、其七女は壽福院殿・堀三郎兵衛妻・九里覺右衛門妻・田邊助太夫妻・本保諸右衛門妻・黑田逸角妻・上木妻・粟田傳兵衛妻也と云。政己按ずるに是にては八女也。然れども上木は名なし、是は上木新兵衛妻とかい書損なるべし。然れば七女にて、政己家系由緒にも、田邊助太夫妻は壽福院樣之御姉に付、二十人扶持被下と書傳ふ。

政己は田邊氏

三月六日。德川家光使を遣はして壽福院の逝去を弔す。

〔德川實紀〕

三月六日加賀中納言利常卿が母壽福尼卒去せしにより、溝口伊豆守善勝御使して香銀五百枚賜ふ。日記

三月十三日。農政に關する法規五十八條を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、御分國中諸百姓、御代官衆・給人衆へたいし申分有之ば、郡奉行衆ゟ可申理旨被爲定置候處に、理不盡に走候百姓之義は、背御法度曲人之事候條、假如何樣之申分雖有之、免合其外用捨有之間敷事。但他國へ相越、經年數罷歸候百姓之義は、有付成兼可申條、最前ひかへ來候田畠、裁許可仕程郡奉行衆として見計可被相渡候。其上御國役三ヶ年之内可爲御赦免事。

一、自今以後若逃散之百姓於有之者、彼是百姓之跡田畠之儀は、如御法度十村組として令耕作、年貢諸役等無滯沙汰可仕候。免合之義は其村相給人之内可爲中之並候。次金澤着米之儀は跡々つけ來候内半分、十村組として可相屆候。但本百姓於令還住者可爲如前之事。

一、走百姓前年之未進米之事、是又十村組より可致納所候。但年々之爲古未進に付而は十村組人かけ申間敷事。

一、走跡御借米之義、連判之者として指上可申候事。

一、走百姓之跡、御代官給人衆無構者、其組中に而も他組よりもせがれ數を持候者、又は田地不持者として、其村如免合年貢諸役御國役等無滯沙汰可仕者請人相立、以來之田地主に望者於有之は、郡奉行衆より書付出し、永代之百姓に可被申付候。然ば右走百姓之有所並宿本之儀、聞出次第に如御法度死罪に可被申付事。

一、諸百姓作毛を取仕廻令逐電、或は極月或至春立歸、年貢一切納所不仕者有之者、給人より理次第、郡奉行手前にて遂穿鑿、後百姓之儀は不及沙汰、走候刻之宿本とらへ、如御法度死罪に被申付、彼田畠年貢諸役等之義は、十村へ可被申付候事。

一、給人より在々へ下代指越、年貢穿鑿之內に走候百姓之義、十村組より及裁許間敷旨理雖有之、背御法度走申者之事に付不能承引、走跡年貢諸役等之義、組中へ可被申付事。

一、諸百姓・同下人等、御國之金山へ走入於有之は、金山奉行衆江屆置、其上に而此方へ可有理候。兩人かたより申遣可被召返事。付、走者尋に相越候使に、於金山に宿をかし、走もの見合相理候はゞ、則其組之頭並小屋組として預り置、兩人より書付遣次第、相返候樣可被申付旨、金山奉行衆江可被申談事。

一、給人地隱田地就有之者、檢地衆・給人衆・郡奉行衆立合相改、先高之外に出分於有之は、可爲御公領地事。

一、御公領分本村・新村に不寄、免をまして可納所在々於有之者、檢地衆・郡奉行衆以相談、田地之有高を相改、立毛を見合、分米を積、先免之定米・諸役・御國役等致指引、餘米増免に可被相定事。

一、給人地免を增可納所在々有之付而は、其村給人と郡奉行衆相談之上を以被相究、增免分

しをとし本のまゝ

小成物は小物成なるべし

前々事は前々之なるべし

給人致收納、御役に結候樣可被申候事。

一、在々畠直し致候儀、檢地見立之上を以、本田之免合に相當分、本村ゟ田地相渡、引殘分出分に可被相究事。

一、隱田相論地之事、檢地衆被相改出分有之處に、其村百姓隱田少も無之候得者、御檢地違に而隱田に罷成、迷惑仕由達而就相理候者、別に檢地衆を遣し、代官衆・給人衆・郡奉行衆立合、重而檢地之上を以可被相究候。若右之隱田就無紛者、其村之百姓可及死罪事。

一、他村之山しをとしに申上儀御停止之事。

一、前々より有來萬事小成物之內、退轉分は被成御赦免候條、被遂吟味於無紛は、御算用場ゟ相理引可被申候。新規に出來候役儀候はゞ相改可被申上事。

一、相給人有之在々、免相高下に付、高免之百姓相斷候とも、如前々皆納仕來候に付而は、如跡々可被申付候。次下免納所仕候百姓、前々事給人より理於有之は、郡奉行衆於手前穿鑿、百姓申所非分付而者、高免並に可被申付事。

一、御公領分・給人地によらず、跡々より高免之在所、或は給人替目付而百姓何かと申掠、或は水損日損たるよし無故及理、下免に仕來候もの於有之者、郡奉行衆として被遂穿鑿、有樣に免相可相定事。

一、御公領分・給人地によらず、百姓別に申立も雖無之、年々過分に未進仕來、當年貢之穿鑿さへ難成百姓有之候者、秋初に御代官衆・給人衆より郡奉行衆ゟ可有理候。然ば右徒百姓之田畠立毛、十村組ゟ被爲渡、其年之御借米年貢諸役等可相調旨可被申付候。後年田地采配之義も、十村肝煎に被申渡、出作可被申付候。不然ば其村人に而も、他村之者にても、御代官衆・諸給人より無構百姓を仕居、有來免相のごとく沙汰可仕旨請人を立、以來之田地主に望もの於有之者、郡奉行衆より永代之書付を出し、百姓を入替、納所無滯樣に可有裁許候。自然先百姓、當百姓にたいし意趣意恨に存、あたがましき事申掛候者、急度可被申上候事。

一、御公領分並給人地、立毛刈上之地有之者、頭肝煎並近鄕之村肝煎罷出、田地境目可相立候。若於後日、境目相違之旨訴人有之者、其村之肝煎・長百姓・田地主、近鄕之肝煎・長百姓可爲曲言候。頭肝煎之儀は過怠可被申付、然ば右刈上分米之內、六分給人可致收納候。四分は其村百姓方へ被相渡、諸役・御借米・御國役等無滯樣に可被申付事。付、後年免相之儀は、右六分之米を以遂算用、增下可被相究事。

一、出作人手前より田地主にかし懸を仕、當年貢米を以引取候儀有之間敷候。如何樣之證文雖有之、當米之儀は作人より給人衆へ納所仕、借物之儀は百姓之間にして、あひ〳〵に沙汰可仕事。

一、諸給人小百姓相對に而、在々一作おろし免相相定候上、其年之風俗により百姓雖及理、證文面無相違樣に可被申付事。

一、出作之地年規之事及三ヶ年者、作人雖有理可爲前々のごとく。但年を重候とも、一ヶ年切之證文有之付而は可及其沙汰事。

一、在々田地分之事最前相究候處に、かじけ百姓作荒、重而田地分可仕旨申分雖有之、不可及其沙汰。但、村中として重而田地分可致之旨證文於有之は可爲各別事。付、新給人衆之内として領地割符置有之者、新給人次第たるべし。先給人分之義は如有來たるべき事。

一、田畠賣買仕候儀彌御停止候。若給人並下代等之證文を取、代米を渡申定候共、相背法度候條、毎年貢米之儀者、作人より納所可被申付候。田地買取候代物之義は、買主可爲損事。

一、御公領分定免之内納所不相調候在々、近年代官衆手前誓詞免に相究候。併自今以後は御算用場ゐ及理、檢地見立候上を以、檢地衆と郡奉行衆立合遂吟味、御免合可被相定候。但、相給人有之御公領分は、給人並之免合たるべき事。

一、百姓之せがれ並兄弟以下、未進方に召遣候共、百姓死絶無之付而は在所ゐ相返、百姓退轉不仕候樣に、郡奉行衆より給人中ゐ可被申渡候。併右之田畠請取申者於有之は、給人相談次第に可被相究候事。

一、御公領分・給人地によらず、百姓死絶作人無之田畠之儀者、十村肝煎として致裁許、其村々免相並におろし付様に可被申付事。

一、在々田畠川流之跡、至此年於令耕作者、本村ゟ可相付候。免相之儀、本免並に難成付而は、給人衆・御見立衆相談之上を以、見計次第可被相定候事。

一、諸給人に被下候知行高に入候荒地分新開に仕候者、給人地ゟ相付、御役高に結可被申事。

一、在々百姓等相背御法度もの於有之者、依科之輕重死罪に可被申付候。但、可及過怠に付而者、其身之應分際可被申付候。自然其身之罪科のがれ可申ため、公儀之御納所並給人年貢米を引取申候事有之間敷事。

一、自今以後御公領分並諸給人年貢米、宿々在々に預ケ米之儀請取に遣候處、預り人之手前にて相滯、預り狀の日限於相延は、爲過怠一ヶ月に付而一割宛之加利足可相渡旨可被申付事。

一、諸百姓は未進米之儀、自今以後六月晦日以前に、米に而可被請取旨、諸給人ゟ可被申渡候。七月朔日以後は、跡々より年貢納來候宿々より、御算用場ゟ指上候。夏拂相場書之內高直拂にして、一ヶ月に付二分半宛之加利足、銀子に而相濟候か、不然ば四割にして相立候か、兩樣之內百姓之任理、給人ゟ可被申渡候。但、連々かじけ百姓之儀は、給人見計次第たるべき事。

一、諸給人年貢被及收納候以後、重而斗直させ、かけ米百姓之辨に被申付候儀有之間敷事。
付、納置候八木銀子に拂候儀、百姓於被申付者、其村々之相場次第に可被遂算用旨、給人に可被申渡候事。

一、御分國中在々、諸役出銀之儀に付而、十村頭並小百姓中算用合之事、一年切に相定、其時々組中小百姓共立合、算用帳に致加判候様に可被申付候。若右之究無之、十村頭にたいし小百姓申分於有之者、十村頭可爲越度事。

一、諸給人衆並諸百姓、宿々町人にたいし出入有之處に、町人背道理非義之働於有之者、其者籠舍可被申付事。

一、諸給人百姓を召仕、理不盡成儀申懸、過怠被申付、百姓迷惑仕由就相理者、郡奉行衆遂吟味、給人衆に可被申理候。次御國之御普請に不參仕候者、一日に付銀子五分宛可出候事。

一、御代官衆並給人衆にたいし申分有之付、郡奉行衆に書付出候百姓、出入不相濟以前に、御代官・給人によらず、彼百姓召寄於被糺明者可爲越度候。但、致高未進百姓徒をたくみ、御代官衆・給人衆にたいし不謂難題申出、百姓申分不相立においては、最前如御法度、依科之輕重百姓可被處曲言事。

一、給人地日損・水損・風損・山崩・川崩・砂入之義、百姓理次第、則給人より見立檢地之上を

以、可被致免定旨可被申渡候。若相滯、百姓迷惑之由相理候はゞ、郡奉行手前に而早速被遂穿鑿、百姓申分於無紛者、重而給人ゟ被相談可被相究候。自然其村相給人之内に、何かと同心無之手前之儀は、うち明候衆之並たるべき旨可被申理事。

一、江戸・京都御上下、並御鷹野に被成御座候刻、傳馬・人足之儀、至其時々御奉行可被仰付候條、人馬之員數奉行人より兼日に切手を取、宿々在々ゟ被申付候。切手之外猥申懸、町人百姓等打擲仕輩於有之は、彼者留置、則奉行所へ可相理旨可被申渡事。

一、宿々傳馬人足之儀、奉行所より切手次第に、手づかへ無之樣に可被申付候。駄賃傳馬之儀、如御法度駄賃銀子を取切、則馬を可出旨可被申付候。自然駄賃を不出、無道を申懸もの於有之者、其宿にとらへ置、奉行所ゟ注進可仕由可被申付事。

一、道橋之儀、在々所々至迄、滯無之樣に可被申付候事。

一、在々百姓等々類之內、諸事出入於有之者、郡奉行衆ゟ可相理候處に、私として申事就仕出者、手前之方籠舍被申付、遂穿鑿、科之輕重にしたがひ、或は死罪、或は過怠に可被申付事。付、相手疵付候か、又は打擲にあひ於疵付は、被相改、應其躰日手間疵養生藥代として、以過怠銀宛行可被申付事。

一、御折檻衆並相果申衆の上地より、跡々年貢方、譜代又は年規に相究、男女によらず先給

人手前に召置候者之義、當御代官衆・當給人衆より可相返旨理有之就而は、御折檻衆は不及異儀可相返候。死去仕候衆之手前は、先如御法度、未進米之内員數相尋、有様之給米可出つもりを以算用相極、奉公之年數濟次第に可相返事。

一、郡奉行へ諸事小百姓可相理義、直々に可承屆、下代並十村頭取次に不可及。併百姓申方により十村頭可同道事。

一、對百姓御代官・給人、非分之義申懸輩於有之者、遂穿鑿、郡奉行衆より急度可被申上事。

一、御代官・給人之下代、在々江指遣、百姓賄之儀、在合を以可爲一汁一菜也。酒肴調候義一切停止之事。

一、郡中用水並川よけ普請之儀、諸百姓手透時分を、十村頭・村肝煎・長百姓勘見計、郡奉行衆江相理可被申付事。

一、十村頭方へ、組中之人馬雇仕候事可爲曲言事。

一、十村頭合力すゝめ、たのもし組中へ申懸候儀於有之者、急度曲言に可被仰付事。

一、組頭自分之銀米、高利にかし付候儀仕間敷事。

一、組中申分に付而、金澤江相詰候十村頭賄銀子、與中江打掛候義、依其品郡奉行衆可被申付事。

もろ役は室役

一、組中小百姓手前より、十村頭方ゟ禮義禮物、一切取申間敷事。
一、訴人地、先五ヶ年御停止之事。
一、新開先五ヶ年御停止之旨被仰出候。但、永荒高之外野山を、其者として開申儀は可爲各別事。
一、御公領地夫銀、物成百石に付四十目宛被爲定置候。此外に御用有之候て就被召仕者、給人地之夫銀御定之並に御下行可被成候條、郡奉行衆として人足奉行衆之切手を取、其時々に會所之衆ゟ相斷、從御土藏銀子請取、郡中ゟ可被相渡候。若給人地之人足於被召遣者、右同前御下行可被下事。
一、御分國中宿々傳馬於被召遣者、至其時々御奉行衆より切手次第可出之。若無切手傳馬出候付而は、其所之肝煎並馬主可爲曲言候。此外在々より傳馬於召仕者、右同前。然は金澤町中駄賃馬並に御下行可被下候事。
一、御分國中在々所々野開就有之者、作所に成候分野錢可被成御赦免候條、御見立を申請、郡奉行衆と立合致檢地、相錢野錢可相究事。
一、此以前京衆に被下來候酒役・もろ役・紺屋役、當年より御赦免事。
右條々無相違樣に可被申付候。若猥之儀就有之者、郡奉行中可爲越度旨被仰出者也。

寛永八年三月十三日　　横山山城守
本多安房守
三ヶ國郡奉行衆中

三月十三日。越中神通川に架する舟橋の舟を、國中屋別の出銀を以て造らしむ。

〔改作方舊記附錄〕
富山神通川舟橋之船五十二艘、越中浦方中として相立申事、御理申上候。然者右五十二艘之船、越中國中在々所々屋別出銀を以、秋田に而新艘可相調旨被仰候條、右入用郡奉行衆として相積、出し銀能可被相調者也。
寛永八年三月十三日　　横山山城守
本多安房守
郡　平　八殿
黒田逸角殿
山田縫殿殿
原五郎左衛門殿

追室本のまゝ

同年は寛永八年

千石町は仙石町

三月。烏丸中納言光房壽福院の逝去を弔す。

〔政隣記〕

態令洛上候。抑御母公御逝去之由、誠苦聲失色候。仍而妙經追室候。和歌一篇寸志之至候。可得御意候、恐惶謹言。

三月　日　　烏丸中納言光房

世の中にさらぬ別の歸やまゝ有ともきかぬさぞなげくらん

四月十四日。金澤城燒失す。

〔三壺記〕

金澤御城火事之事

同年四月十四日壽福院樣御葬送之灰塚も未納まらず、番人を付て置被成處に、大風吹て天氣よく、から風にて世間もさわがしくおもふ處に、巳の刻に至而、犀川橋爪法船寺の門前町、二軒の間に火をはさみやけ上りて、法船寺の藥師堂につき、それより客殿・くりに付きければ、河原町を一面に押來り、南風つよく、中河原の大橋をへぎおとし、本町より東をさして、惣構の外を立町より燒拂、惣構の外の火藪之内長九郎左衞門・山崎長門家に付く。大家の火なれば千石町・堂形一面に火と成て、けぶりくらうして中天までやみのごとく、御城御本丸の

上に人雲雀のごとく、むしろを以てかゝる火の粉をあふぐ事、見るに中々きも玉しひもきゆる計におもはれけり。後には黒けぶり有頂天にたなびき、城のかたちも見えざりけり。然るに奥村河内屋形に火懸りて、城を打こし見えければ、これは〳〵と云ふ内に、御城辰巳のやぐらに火懸りて御本丸を燒き、火の粉江戸町をやき拂、田井口悉くやけ通り、金屋町にて火はとまる。御城の火は明る四つまできこえざりけり。肥前守樣北之丸の飛驒樣丸へ入らせ給ふ。御堂形米共うはこげしてけぶりのにほひし、御用に立がたきに付、御扶持人たるもの火事に逢たるものども五石十石づつ被下、足輕小者に割符之外に惣町中へ被下けり。江戸へ此よし相聞えければ、爲上使德山五兵衞・桑山左衞門に御夜着・蒲團・御小袖・御帷子爲持被遣。五月十一日に金澤着、御本丸へ上り、やけ屋敷見物申されけり。利常公御父子御同道にて御城を見物し、德山五兵衞申さるゝは、扨々此御城は、昔佐久間玄蕃頭しばらく在城之後、利家公きづかせ給ふ御城なるが、あの茶うす山の目の下にて、殊に小立野も城のためによろしからず。上口より五千、下口より五千程有ならば、あまり手間も入まじきと申されしは、御あいさつと何も申ならしけり。その火事に南町の片町はやけざれば、かね屋忠左衞門處に近所二三軒の町家へ、柳田長三郎・佐藤伊折、安彥兵部其外五三人、かはり〴〵に被參けり。頓而御いとま申上、拜領有て江戸被罷歸けり。

〔可觀小說〕

一、寛永八年四月十四日金澤城災火。是は河原町より失火して也。本丸へ火移る時、微妙公・陽廣公（光高公十七歳）御同道にて、本丸之唐門石壇を御出之頃、御父子御辭讓有て御出難被成、火は頻に燒來る。御供中息をのむ。今枝民部進出、筑前樣は御歲若被成御座候、只殿樣御出被遊候樣にと申。公にはいやたゞ筑前被出候へとの御意也。奥村河内守いや／＼筑前守樣は御若く御座候、殿樣御出可然とて進出、公之御手を引て出し奉る。公莞爾と御笑被成、御退出被成候。（佐々伊左衞門話）此時或者に公被仰付、鐵炮之藥藏は如何見て參れとあり。畏て走り行き、新丸より車橋之坂を下る時、加藤圖書・津田勘兵衞其外四人同道し、扨殘念也と言來る。彼兩人に御藥藏はいかゞと云ふ。兩人云ふ、隨分と防ぎぬれども何ともならず、不及是非といふ。彼人少もはやく申上度と思ひ走歸り、御藥藏へは火移り候と申す。御供中も興を醒す。其所へ又或者走來り、御藥藏は御別條無御座候と云ふ。前之人其方は何を申上候ぞ、只今津田勘兵衞・加藤圖書藥藏へは火移ると言上候と云ふ。其者勘兵衞・圖書は御藥藏之事は不可知之、我等は只今迄御藥藏に附而居、直に罷越候、少も御氣遣有間敷と云ふ。扨加藤・津田は堂形之御米藏に附て居、米藏に火移る故に、車橋を渡て御城に行き、其路にて引逢ふ。然れば聞違に極る。其後終に彼人御前不宜。則其人話。

〔桑華字苑〕

一、寛永八年金澤御城燒る。火本犀川の河原町。折節大風つよく御本丸ゑ吹懸る。ずゐぶんけすといへども不叶、御本丸に火付く、利常公・光高公御同道にて御出。其時分はから門大手なり。門ぎはにて利常公筑前先ゑ被出よと御意被成。光高様其時分御年十七歲、先殿樣御出被成よとて御ひかへ給ふ。御父子御じぎになり御出不被成、火はしきりに燒來。多人數各つくばひ、息はづんで居たる時、今枝民部筑前樣は御若く被成御座候、先殿樣御出御尤と申上る。利常公御笑〳〵、先筑前と被仰御出不被成。其時二代目奥村河内つゝと立て、利常樣の御手を取て、筑前樣は御若く御座候、先殿樣御出御尤とて押出す。其時御出、光高公もつゞいて御出。御供衆大息ついて各出る。

〔微陽兩公御遺事〕

一、金澤御城炎上之時、從御本丸微妙院樣・陽廣院樣御同伴御退被成候。於御門下御迯に及御辭宜候。其內御長屋に火移危候。奥村河内御脇より罷出、誠以無勿躰御事に候、御年役に先微妙院樣被爲出御尤奉存候由申上、御手を奉持候。微妙院樣御咲被成候由御座候事。

〔新山田畔書〕

一、右之火後に露顯す。其首尾は法船寺の前住は妙慶寺へ隱居にて、後住權譽上人住職の時

にて、談義北國無双、寺繁昌して頓て新造に建立せんとて、夥布材木調積置て、大工の間ある時にと考て居る内に灰燼と成、其上に火本也とて籠舍被仰付。門前の町人二人御吟味の處に、自他の爭ひになり、又此二人も籠舍す。火事の刻、御城下の御道具ども吟味有しに、取退たる人々持參して上之。末々の道具も火にて燒たるさへ其跡はあり。尤紛失もあり。類燒には不逢族の道具盜まれて損失の人多し。町中へ御觸有て、日頃不見馴器所持の者あらば、隣よりも早速に可申上、御褒美被下にてあらんと、日々に觸廻るに因て隱置事難成。于此或寺の門前の者、小人奉公して賤しき身上なるが、不時に近所の者どもへ酒を振廻ひ、諸事心に任せ、道具も不審なる物ある由訴に因て、頓て捕へて御吟味の處に、早々白狀す。大原次郎右衞門役人小者に候。不參銀に詰り難義仕候に付、火をつけ騷動の內何にても取んと存、火燧に成て河原町より米一俵背負來て宿に卸置、重て惣構の內へ走出、長九郎左衞門色代に長筒の鐵炮數多有之を一挺取て出、妙慶寺の下の坂へ登見て候へば、御城の櫓に火掛るを見てあつと存、腰拔け立つ事難成、漸竹垣に取付、竹一本求め宿へ歸着候。天罰是非に不及と申に付て、妻子ともに三人牛に載せ、四五日町中を引渡し、泉野にて火罪に被仰付。籠舍の法船寺御免出籠、火本の兩人は追放被仰付。犀川の下にて敷地渡り、暫は小屋掛にて在けるが、萬人講を取立、袋一つ宛米を入れて萬人分調へ、終に寺建立也。其頃寺へ出入する座頭の坊

に宗壽と云あり、座頭中間を被免、發心起して道心坊主に成り、晝夜定念佛鐘を鳴し不怠勤けるに、與力する道心多成て、定がね定念佛し、頓而寺內に草庵を結び、念佛堂を建て、延寶の年中に萬日に當る日、萬日講と號して、江戶の新智恩寺、又御領中一宗の寺持ども、其外衆來して廻向を首尾能く濟しける。三十三年迄不懈怠務めて、如此首尾せんとは、努々人の不思寄處に奇妙と可謂。又人心の傾敬する道筋、此を以萬に涉りて可考計。

四月二十日。徳川家光書を遣はして前田利常を慰問す。

〔徳川實紀〕

四月二十日。このほど加州金澤の城中及び市街火災の聞えあれば、中納言利常卿へ御弔書を賜ふ。日記

四月廿七日。徳川家光使を金澤に遣はして物を前田利常に賜ふ。

〔徳川實紀〕

四月廿七日。高木肥前守正成加賀國金澤へ御使命せられ、中納言利常卿へ蒲團二・蚊幮二・衾二・袷二百・雪舟筆屛風一双たまはる。日記

四月。金澤城災後の興造に着手す。

此月は四月なり

本文金澤城興造の事に係る故にこゝに之を附載す

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

此月より金城興造を命ず。此時諸士の第宅曁び街巷盡く改め作る。

〔三壺記〕

御城御造營之事

俄に御材木もあらざれば、其時分六條の末寺建立之爲に、數萬の材木末口物幾千本も、年々に宮のこしに積置けるを御借用あそばされ、京都車牛十疋言上有而被召下、彼末口物大材木を車にて取らせらる。宮のこしの馬借共、是をめいわくがりてそせう申上る處に、此末口大材木、十四間も通りて、末口にて指渡二尺・三尺・四尺有をば、何共して馬にて着登すべしこ被仰付候へば、還而御わび言申上る。北國七ヶ國之大工共あつまり、其とし・翌年兩年懸て御屋形出來す。次而を以侍屋敷町並、こと〴〵く立直り、屋敷替りども有之、いそがはしきばかりなり。

〔可觀小說〕

一、寛永年中我先君の時、金澤城築の爲に戸室山の石を切出す。石中に切穴あり、少しく水を含んで物有るが如し。石工に命じて割けるに、水滿ちて馬刀貝二つありて動出たり。人皆怪之、以致君所云。

五月二日。風俗に關する法規十五條を公布す。

〔萬治已前定書〕

御法度

一、又若黨・小者・ざうり取脇指寸尺、柄鞘かけて二尺五寸より内。付、色ざやの事。

一、辻立・辻うた・辻尺八之事。

一、下々ほうからげ並あみがさとぢき申事。

一、下々つれだち、立ならび道をせばめ相通事。

一、下ひげ・大なでつけ、惣別かぶきたるていの事。

一、町屋並下屋敷何方によらず、諸勝負・をどり、其外みだりなるあそびの事。

一、花火・ねづみ火・りうせい・車火の事。

一、辻ずまひの事。

一、火をともさず夜行の事。

一、夜中女をかたらひありき、猥なる仕合之事。

一、さんをきの事。

一、出合屋の事。

一、町中屋敷によらず、人集高聲の事。
一、なが刀の事。
一、諸寺夜談義之事。
右之條數之外相改可然義者、以御相談之上可有裁許候。かぶきもの其外相背御法度者被相改候砌、對奉行衆非義働於有之者、當座に成敗候而茂不苦候條、可被得其意候者也。

寛永八年未五月二日

横山山城守
本多安房守

奉行衆

〔德川實紀〕

五月廿九日。德川家光書を遣はして前田光高の病狀を問ふ。

五月廿九日松平筑前守光高病臥により、中納言利常卿父子へ御書を賜ふ。日記

〔國初遺文〕

五月晦日。前田利常、岡田伊勢守等に火災に關する慰問を謝す。

この月は大盡なり

今度就居城火事、爲御見廻御飛札喜悅之至存候。當春老母不慮之刻も、早々預御使者に、其以後以使者可申達と存候處、右之仕合付而、從是打絕延引所存之外に候。旁爲御禮介啓達候、

老母は壽福院

恐々謹言。

五月晦日　　　　　　　　　　松　肥前守利常　判

岡田伊勢守樣　人々中

〔舊藩遺文〕

今度就居城火事、爲御見廻御音信忝存候。當春老母不慮之刻も、早々預御飛脚候。其以後使者可申達と存申候處、右之仕合付而、彼是打紛延引所存之外候。旁爲御禮令啓達候、恐々謹言。

五月晦日　　　　　　　　　　加賀中納言利常　判

四辻少將殿　人々中

六月六日。閣老等先に前田利常が金澤城二三の丸を併せて殿閣を起さんと請ひたるを將軍の許可したることを傳ふ。

〔國初遺文〕

今度御居城依火事、二三之丸ひとつに被成、御作事可在之付、芳春院丸西之堀被成御掘度之旨被仰上、如繪圖遂披露候之處、早々可被申付旨上意候間、可被爲得其意候、恐々謹言。

寛永八年未六月六日　　　　　　永井信濃守尙政　判

酒井讃岐守忠勝　判
土井大炊頭利勝　判
酒井雅樂頭忠世　判

加賀中納言殿

六月廿九日。閣老等前田利常の二の丸に殿閣造營の許可を得たるを謝したるに復書す。

〔國初遺文〕

御札致拜見候。御居城二之丸御作事に付御普請有度所、以繪圖被仰上候處、則普請被有之候樣にと上意之儀、御滿足之旨被差遣使者候。右之趣具達上聞候之處、御念之入候段御機嫌に御座候、恐惶謹言。

六月廿九日　永井信濃守尙政　判
酒井讃岐守忠勝　判
土井大炊頭利勝　判
酒井雅樂頭忠世　判

加賀中納言殿　御報

七月二十日。徳川秀忠の病痾平癒を加賀石川郡白山社に祈らしむ。

〔徳川實紀〕

七月廿一日。大御所寸白のけにわたらせたまふ。金地院崇傳して御祈の事を五山に觸しめらる。また伊勢兩宮並に山城國八幡宮中略加賀國白山中略へ同じく御祈の事を命ぜらる。國師日記

九月十五日。能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。

〔國初遺文〕

當寺門前府中分畠方七百八十二歩之所、寺内一所被仰付候條、右之地永可有支配者也。仍如件。

寛永八年九月十五日

横山大膳亮 判

奥村河内守 判

奥村因幡守 判

能州府中 靈泉寺

十月上旬。重ねて大阪に於ける戰功の士を賞す。

〔三壺記〕

加州之侍共大坂陣鑓之吟味之事

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名之もの共大形に聞届、加増を遣す。元和二年に家中又もの迄手柄之次第聞届、褒美を遣すといへども、唯今委細に可被聞召上之旨被仰出。古老之者共、御次にて覺候もの共召寄せ、證據を正し、其場之儀を申上るに付、鑓合に前後の諍有り。首にもぎ付・すくびの違有り。しば〳〵口論に及ぶやからも有り。それ〴〵に御吟味有て、恩賞嚴密に執行はせ給ひ、弓箭の本意末代の面目なり。

岡山表にて鑓合せる人々は、伴八矢・安見右近・野村左馬・篠原織部・津田外記・津田勘兵衞・横山大膳・宮城采女・山田覺左衞門・後藤木工左衞門・丹羽織部。

南條之辻にて鑓合たる人々。葛卷隼人・古屋所左衞門・梶川彌左衞門・山森吉兵衞・脇田九兵衞・猪子九郎左衞門・半田治兵衞・氏家久兵衞・山本久左衞門・野村七左衞門・江守覺左衞門・横地忠左衞門・大野甚丞・脇田帶刀・淺井八左衞門・葛岡平四郎・小川二郎九郎・澤田治左衞門・瀧與右衞門・佐藤久右衞門・寺西主馬・北川久兵衞・淺野將監・和田助右衞門・森權太夫・淺野與右衞門・河合宗三郎・金子與右衞門等なり。

御鐵炮大將には、石川茂平・同虎助・同宮内・長瀬主計・玉井市正・水野二郎左衞門・同勘兵衞・高畠木工・野村小右衞門・渡部助二郎・富田彌五作・富田兵部・石黑覺左衞門・長田市兵衞・栂野

大學・岡田隼人・不破加兵衛・井上勘左衛門・同右京。

御馬廻には、高畠左衛門・津田源三郎・中川久右衛門・湯原主水・大塚帯刀・山本主馬・板坂市右衛門・横山縫殿・長屋數馬・森伊右衛門・進藤監物・淺加出雲・堀内膳・同伊豆・高畠善太夫・同彦太夫・渡部内匠・永井主馬・津田兵部・佐久間三右衛門・馬淵加右衛門・里村次兵衛・林彌二右衛門・村瀬九右衛門・森左近・本庄主馬・津田甚三郎・生駒左門・歸山助右衛門・加藤半兵衛・村山太左衛門・佐藤彌右衛門・後藤瀬兵衛・森島長三郎・富永權之助・丹羽半兵衛・富永甚十郎・原九郎兵衛・木村十兵衛・柴田柄漏・三輪二郎右衛門・岩田平藏・吉田六左衛門・今村勘太夫・平野源左衛門・村井間兵衛・佐分利權太夫・藁科助左郎・林助兵衛・佐藤武内・河合吉左衛門・鈴木權左衛門・横山藤左衛門・青山勘解由・林孫九郎・久津見善兵衛・小塚半右衛門・加藤内匠・三階善左衛門・佐久間彌右衛門・原傳左衛門・矢部孫右衛門・三田村少兵衛・半田八右衛門・長田少右衛門・小幡囚獄助・鶴見文内・大平左馬・山崎吉左衛門・富田與五郎・原田外記・島田勘右衛門・松田平太夫・羽多野三右衛門・横井五郎兵衛・齋藤三太夫・上田權之助・駒井民部・小林六左衛門・原五郎左衛門・豐島八兵衛・長澤左馬助・柘植數馬・松崎太兵衛・富田加右衛門・淺加隼人・平野主馬・小笹五左衛門・一村新丞・岡田八郎兵衛・吉田主馬・柳田半助、此人々首級二つ・三つ・四つの不同右之通りなり。

御小姓組には、齋藤中務・山崎釆女・國府掃部・淺野次太夫・笹島監物・河原隼人・下澤小内膳・菊田逸角・大橋小隼人・奥村三右衛門・藤掛又太夫・本保大工助・笠間九郎三郎・堀田左兵衛・平澤釆女・杉本民部・渡部隼人・福田左京・遠田勘右衛門・久田儀左衛門・大嶋左太夫・行山主馬・山田大學・村井左近・淺野將監・齋藤市右衛門・神部金太夫・千福權之介・田邊助太夫・寺西十藏・小塚源左衛門・瀧左源太・岡田傳左衛門・大井主馬・渡瀬彌三右衛門・石黑新十郎・大窪助進・井上權左衛門・土肥庄兵衛・小林少兵衛・小島八兵衛・河合傳次・笠間傳兵衛・窪田九郎兵衛・堀三郎兵衛・村田喜太郎・河口彌二右衛門・小幡民部・由比善右衛門・原治部・西村藏人・堀勘兵衛・吉田五郎兵衛・櫻井九右衛門・半井造酒・加須屋式部・小森内記・日夏三左衛門・橋爪半兵衛・中村彌五左衛門・吉田逸角・櫻井丹助・福尾太兵衛・茨木助右衛門・神戸次太夫・淺加權之助・吉田左近・松原内匠・吉田平兵衛・平野善左衛門・佐藤兵部、此人々右同斷。

御弓之衆には、久徳傳兵衛・井岡四郎右衛門・萩原助左衛門・山田少太夫・名村十左衛門・大野權太夫・林勘右衛門・布施勘兵衛・横田十右衛門・吉田甚丞・村田久左衛門・武藤加兵衛・大瀬左太夫、此人々右同斷。

本多安房守の手合にて手に逢たる者どもは、大津彌五左衛門・長井忠左衛門・舟木治部左衛門・森九兵衛・胸口三郎・瀧八郎左衛門・堺太左衛門・大町與三右衛門・北村七左衛門・大瀬長左

衞門・赤尾助左衞門・磯野權之助・木村五郎右衞門・立川次左衞門・野瀨彌兵衞・玉木作左衞門・森川五郎右衞門・木村丹右衞門・高柳儀左衞門・石橋久右衞門。

横山山城守手合には、本村權兵衞・伴太左衞門・伊藤左源太・松山助左衞門・岡本左門・長谷川五右衞門・廣瀨宇右衞門・長谷川吉右衞門・齋藤兵部・松浦武左衞門・塚本猪右衞門・森田源丞・荒屋松右衞門・長崎新右衞門・水澤淸右衞門・吉田久右衞門・山本又助、此外鐵炮之もの共之内六八、何も首一つ宛討取。

富田下野手合には、西脇儀兵衞・又野六兵衞・藤村忠左衞門。

横山式部手合には、打田彌兵衞・加々井五兵衞。

寺西若狹手合には、神太郎左衞門・浦少兵衞。

津田和泉手合には、佐久間太左衞門・山下甚左衞門。

奥村周防手合には、中條又兵衞・石黑忠兵衞・川口加助・塚本文内。

山崎長門手合には、山崎久兵衞・大塚金左衞門・三島半右衞門・西村次郎右衞門・窪田民部・岩田三左衞門・歸山外記・服部數馬・石原孫太夫。

村井飛驒手合には、寺尾主計・稻川瀨兵衞。

篠原出羽手合には、石黑明石・大窪助左衞門・不破權左衞門・平田金左衞門・五十嵐少兵衞。

神尾主殿手合には、山田縫殿・岸茂左衞門。
永原土佐手合には、澤崎惣右衞門・同猪右衞門・澤崎九兵衞。
中川宮內手合には、丹羽左太夫、鈴木十右衞門。
安見右近手合には、飯田內匠・佐山主水・松高大炊之助・平井兵庫。
前田備前手合には、森勘左衞門。
此外長九郎左衞門如庵法師は、如何存念や有けん、手前のもの共、大坂にて似合の高名仕もの共有之けれども、此方吟味仕、忠賞それぞれにあたへ候へば、御公儀へ指出を上るに不及とて出し申されず。是に依て此帳面に指除かる。
冬陣・春陣兩度之合戰に、加賀勢の內討死遂げたるものどもには、矢野所左衞門・長瀨小右衞門・古澤加兵衞・堀田平右衞門・堀久右衞門・藤田內藏允・山下勘兵衞・大島織部・諏訪八兵衞・齋田七左衞門・小寺甚右衞門・河勝次左衞門・細野雅樂助・大河原助右衞門・杉野善三郎・三吉左助・神子田五兵衞・澤庄兵衞・神戶藏人・服部左源太・中村安右衞門・森覺右衞門・神田左門・改田久兵衞・大原忠閑・稻垣掃部・大河原四郞兵衞・岡田助右衞門・眞田勘解由・多田大學・篠田助左衞門・富田甚十郞・富田市十郞・妻木左京・山川織部・前波助丞・靑木權右衞門・桑原十兵衞・大橋外記・坂田權右衞門・鈴木忠兵衞合四十一人なり。誠に御用に立て果ぬる事、弓矢取る身の幸

寶圓寺に祠堂料を寄進したるは元和四年に在り

哉。則寶圓寺に祠堂料を付置かせられ、御代々此ものごも牌前に茶湯靈供怠る事なし。有がたかりける御事なり。

〔政隣記〕

一、十月上旬に先年大坂兩度之軍功御吟味、依其淺深に忠賞被行之。討死之者四十一人、寶圓寺に祠堂料を被爲寄附、年々牌前に茶湯靈供等不可慢怠旨被仰渡。

十一月廿五日。前田利常・光高相携へて江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふとの風聞ありしを以てなり。

〔三壺記〕

利常公・光高公江戸御參勤之事

寛永八年十一月中旬に、江戸にて御一門方より御內書之飛脚到來す。其意趣は、加州金澤には新參の侍共數多被召抱、其上に先年大坂の高名仕ものごも吟味有て加增被進、人持に成ものごも多し。其上に城の堀・石垣之普請も有、今程公方樣も御不例なり、無心元次第なりと取さたも御座候間、早々御父子御參勤被成可然よし申來る。其時分迄は、每年の替り時分の御參勤と云ふ事なし。何も不時の參勤にて有ければ、光高公の被仰上は、我等參勤仕べし、春に成て貴公樣は御參勤被成候へと被仰上所に、いや〳〵父子一度に參勤せば公儀も宜しかる

べし、一人殘りては然べからずと被仰、御兩方ともに俄に御參勤を被成ける。十一月廿五日に御發足、下通りは叶間敷と上通に御參勤有。夜を日に繼ぎ御いそが被成ければ、彼御手廻に候御供のものども道をふみそこなひ、かたこし引て行も有、打またぎに馬に乘りてつゞくもあり、大橋市右衞門・神戸淸四郎のみ相つゞき御供す。十二月十日に追付御着被成、御老中へ御案內有けれども、御目見えもなかりしかば、役人・足輕等に被仰付、江戸中の植木も被召上、或は石などを車にて御取寄、御露地御普請おびたゞ敷、きやりの聲本鄕湯島の町をひびかす。然る處に上使有て、屋敷の留守居のものを登城せらるべき旨申來る。奧村河內・今枝民部・橫山大膳、何も御次に伺公し、誰を可被遣哉と御意を窺ひ奉る處に、利常公被仰出は、大膳參て聞いて參れと被仰。大膳畏て登城仕所に、土井大炊頭罷出られ、大膳を近付、肥前守殿國本にて牢人共を數多被召抱事、先年大坂にて高名致しゝ鑓を吟味被仰付、加增を宛行給ふ事、城中堀石垣の普請等被仰付事上聞に達し、大御所御不例之折ふしなれば御不審に思召之間、申わけも可有なりと有ければ、大膳畏て申上るは、奉達上聞條々、御不審偏に御尤之上意にて御座候。併大坂御陣之以後、肥前守その時分若輩なり。其後天下太平にして、軍法の吟味指置て、遊山慰のみに取紛れて、骨折たるものどもに忠賞を行ひ申事も無御座候處、何も年罷寄迄いたづらに日を送る事を、少し遺恨にも存る哉らん、何も申合せいとゝを

去年とあるは今年歟

もらひ可申旨內談いたすよし承及び候に付、若左樣之場を存知たるもの共に、せんなくいとま遣候ては、上樣へ御奉公可申上樣もなく、還而不忠之至也。依之其節の働に應じて、少しづゝ加增遣し申候事紛も無御座候。是併上樣御爲と奉存所なり。又侍共召置候事、若年之時分より供廻りを勤めしもの、最早何も年罷寄候に付、若輩なる子供を步行同事に召置、供廻いたさせ申候。是等は則親の名跡に成べきものどもにて御座候。扨城中の堀石垣之事、毛頭左樣之儀候はず。去年火事に破損候所、少しづゝ繕ひふしんいたし候。此儀は御横目被遣候へば、實否は慥に知れ申候。何ぞ無御心元事の候べきと申上る。大炊頭申さるゝは、御所樣御不例之時分、江戶中かくれなき屋敷之普請に事閙敷躰あり。是は如何と申されければ、大膳承り申樣は、仰のごとく遠慮もなく普請等にて、江戶中ひゞかせ申事、是上樣の御爲を存じたてまつる所なり。いかんとなれば、此御不例とて諸人心肝を勞する節、肥前などが打しづまり有之候はゞ、江戶中にいろ〳〵の風說有べし。それに虛說出來して、人の心もさだまらぬ物なれば、日用人足大工木引ども、數多屋敷之內へ出入いたさせ、露地の普請等をいとなむ事、諸人のさばくりをやめんためなり、能々御思案被成、宜敷仰上候へとあらゝかに申ければ、大炊頭も尤之次第なりとて、早々大膳可被罷歸とて奥へ入給ふ。その後如何有つらん、追付御目見えと御內書有之、登城被成、御念頃の御事なり。其後大膳返答の次第、殘所

なき申分哉と、殊之外御感被成、利常公御父子より御ほうみども不大形、末代迄も面目也とぞ申ける。

〔懷惠夜話〕

天德院樣御逝去以後又々此義起り、江戸より條々御不審之義申來候。其節微妙院樣御在國に而、本多安房守・橫山山城守兩人御前に被召候而、江戸に御出候て被仰分可被遊哉、又金澤城に御引籠、江戸よりの人數御引受可被遊哉、兩條の御相談也。（是御參勤の時節に向ひたる成べし。私として參勤は、如何躰の事にも不成事也。）房州は有無に當城にて如何樣にも被爲成可然由、強而被申上。（房州は本關東の産にて、一家多江戸に在、爰になづみ在ゆゑ、達而籠城之事被申上成べし。）城州は江戸へ御出被遊、不成迄も被仰分被成候て可然由也。微妙院樣にも御參府被成候御分別に御決定被成、老木をば捨よとの御意也。（陽廣院樣の事を被思召也。）其時房州、御前にも城州にも左樣に思召事に候へば、いか樣にも可被遊候。犬千代樣御事は、御心易被思召候樣被申上候。扨江戸へ御出、被仰分に御出被成候者誰か可然と在之時、城州私忰之義に御座候得共、大膳可然由被申上。（此時宮城小兵衞と云者御前に在合、右御相談承候由。小兵衞は六百石にて出頭なり。二代目亂心に而斷絶す。）追付金澤御發駕、越後路に御入被遊候へば、雜說有之不穩候。信州榊其頃越後守殿領分に候。御止宿被成候處、以之外物騷に而、越後殿人數取懸申由沙汰仕候。微妙院樣には聊御氣遣の御樣子も無之、山崎半左衞門を召候て、鐵炮の藥爲御持被遊候間、自然の事有之候はゞ、火を懸候樣に被仰渡、御休被遊

候。敵取懸候はゞ、御自害可被遊思召と相聞候。半左衞門は御次に直宿仕罷在候に、常の如く御高鼾を被遊、御熟睡被成候。誠に萬人に勝れたる御勇氣とて、半左衞門後々迄涙を流し咄申候。夫より江戶へ御出、右の被仰分相濟不申內、外の事御貪着なく御普請被仰付候。其後橫山大膳を被出候て、御老中の前にて御不審之條々申開仕候。御家中の子供小扶持にて被召出候事、他國にて船御抱置候事、寛永六年に重而大坂高名御穿鑿之事等、申譯成申義二三ヶ條申披仕、今一二ヶ條申譯難成難問之處に至り、兎角か樣に色々難題被仰懸候は、肥前守身代御潰可被成思召と被存候。左候得ば一々申譯仕に不及事、檢使一人被遣候へば、肥前守切腹仕迄の事と申披被罷歸候。其後ひそ〳〵と成、御不審之儀相止み候。淸泰院樣御入輿は、此世なほし可被成樣無之に付而の事と申傳候。

〔懷惠夜話〕

一、右之節橫山大膳御老中方の前にて申分の趣、家中の子供手廻に召抱候事、普代舊功之者共の忰に候へば、呼出小扶持を與へ候。他國之浪人等數多召抱候はゞ、御不審も可有之候へ、家中の者の忰は、假令扶持不與候共、自然の時の人數高に候。又大坂にて戰功之者共吟味褒美仕候事、天下太平に屬し候て、最早干戈動可申樣無之。然ば先年武功をも勤候者共、美名をも子孫に傳へさせ可申爲に候。船抱置候事、何とか存立子細候はゞ、領分にこそ船をも用

本文横山大膳辯明の後利常出府とするものは前掲のものと異なり

意可仕事に候。他國に抱置候は、自然の時御用にも相立申度心懸申故に候。忠義の志却而不忠に罷成候旨、右の如く段々被申述候由。此三ヶ條の申分け語り傳へ候。

〔松梅語園〕

一、或時從大猷院樣御不審之事有之、江戶へ中納言樣被召事有。御一世之御大事此時成とて人々驚く。安房・山城被申上は、別而於御身御覺無之と云ふとも、數ヶ條之御不審也。先横山大膳被遣、御條數之被仰分被成可然とて、大膳被遣被仰分と云へども、猶も疑敷被思召て江戶へ御召なり。安房・山城被申上は、御申披は大膳被申上外無候。此時卒爾に御參勤有て後悔無益。兩人罷越、申分於不叶は、兩人共に罷歸申間敷也。其上を以御籠城之外は御思案無他と被申處、暫御思案被成御意に、とかく御參勤可被成と也。兩人達而と申上時、御意に、老臣とも不覺、我乍居返答申上るならば、迚御不審晴る事有間敷、其上老臣共捨殺しては本望達する事も有まじ。是非參勤すべし。惣而犬千代有上は、捨殺申す分別なし、其心得尤也とて、押而御參勤と被仰出と也。兩人御前退出して、御次に而、扨も勇成御意哉とて、とかく無詞して兩人指向、聲を出て落涙也。一座の人々、何とは不知泪をながすと也。然共殿樣思召之通御參勤被成て、御分に無誤とて仰分立也、去共六ヶ敷御事は、三年御歸國なし。此通新七郎・左衞門、御次に有合せ見申とて度々物語。

十一月廿八日。火災に處する法規を公布す。

〔慶長以來定書〕

定

一、下々火事就有之者、御城之番衆當番・非番によらず、何も御城御番所に可被罷出事。

一、御小姓衆之分は、何も御本丸へ可被罷出事。

一、火本へは、最前より被仰付候人持衆並御馬廻一與宛、替々罷出可有裁許事。

一、火本近所之者は、手前之家屋敷火をふせぎ可有事。

一、火事之刻火本ゐ、惣町中より水を持寄可申候。然ば一町切に町じるしを持せ、肝煎共可被出事。付、町下代何も罷出、町々之人數可相改事。

一、侍衆・町人によらず、家々に天水を置可申候事。

右條々所被仰出者也。

寛永八年十一月廿八日　　　　横山山城守

　　　　　　　　　　　　　　本多安房守

十二月四日。金澤城下の火災消防に當るべき諸士の組を定む。

〔萬治已前定書〕

一與　　　姉崎勘右衛門・藤懸源太郎・岡田八郎兵衛。
一與　　　瀧五郎右衛門・高山勘兵衛・橋爪五兵衛。
一、當地下々火事出來に付而者、當番之衆火本へ被罷出、火消番之人持衆並御馬廻衆被申談可有裁許事。
右條々、猥無之樣に可被申付候。其外被相改、可然義候はゞ、各相談の上を以可有裁許候。かぶきもの以下、相背御法度候者被相改候刻、對御奉行衆非分之働於在之者、當座に成敗候而も不苦候條、可被得其意候、仍如件。

未十二月四日

津田源右衛門殿
梶川彌左衛門殿
生駒監物殿
松平釆女殿

十二月十六日。明年以降刻煙草を營業とすることを禁ずるの令を公布す。

〔慶長以來定書〕

定

一、御分國中においで刻たばこ商賣、來正月朔日以後被成御停止候。自然猥に刻たばこ商賣仕もの有之付ては、見合次第、其もの手前に有之たばこ、有之まゝ取可申候事。
一、彼もの宿主相改、爲過錢銀子一枚宛可召置事。
一、葉たばこ商賣之義は不及穿鑿事。
右條々急度可相改候。然ば相背御法度候もの〻手前より取申候たばこ、並過錢之義は、相改候者に可被下旨被仰出候。向後若猥之義有之ば、御横目之もの共可爲越度者也。

寛永八年十二月十六日　本多安房守
　　　　　　　　　　　横山山城守

御歩横目
御小人頭

〔河合覺書〕

十二月廿七日。前田利次侍從に任ぜられ、松平氏を冒すことを許さる。

〔德川實紀〕

十二月廿七日前田千勝利次從四位下侍從に叙任し、かつ御家號を賜はる。江城年錄、東武實錄

是歲。加賀石川郡鶴來村に一閑院を營みて、金澤寶圓寺の隱居とす。

〔河合覺書〕

泰山名は雲堯

一、寛永八年寶圓寺隱居、鶴來村ゟ御隱居被成候由。開基泰山和尙。則山之儀、右泰山和尙中納言樣より御拜領之由。右一閑院屋敷、貞享元年鶴來村御檢地之節、高四石相詰申候。

右覺書、享保十九寅五月山廻中覺書也。

是歲。加賀の山地子の米納なりしを改めて銀納とす。

〔司農典〕

覺

一、加州山地子、先年は錢之御定に御座候。何時より米被召上候哉。錢一貫文に付米三石宛に而寛永七年迄米被召上候。同八年より右之朱封銀に而慶安四年迄被召上候。直段は高下御座候。

一、承應元年・二年、右之米に而被召上候。

一、同三年米直段一石に付三十二匁四分に御極、銀子被召上候。

右之通古き覺書御座候に付書上申候以上。

寶永四年四月十二日　田井村　次郎吉

御所村　源兵衞

御改作御奉行所

無足とは俸禄を受けざる子弟をいふ

是歳。前田利常家中の子弟を抜擢して供廻となす。

〔三壺記〕

加州利常公御手廻の者被召抱事

寛永八年中納言利常公は北の丸に被成御座、筑前守光高公は本多安房守屋形にましく〳〵て、御本丸の御作事を被仰付。然るに大橋市右衛門をめされ被仰出けるやうは、供廻りの小姓ども年寄て若きものまれなり。子供兄弟甥たるもの〻無足にて有之もの三十人計見立、由緒を取りて見せ申べし、召抱へ供廻り勤めさせんよし御意に付、御家中へふれければ、由緒一門付を調べ、大橋市右衛門に持參す。一々に奉入御披見處に、利常公御らん有て御点を被成、早々目見え可申付旨にて、何も難有奉存、日限相究り、禮錢にて御目見え仕。則御一行被相調置、於御前頂戴す。人持・物頭・小姓・馬廻・組外の御かまひなく被召出けるゆゑに、御知行もひとしからず。被召出人々は、不破七兵衛・野村四郎左衛門・中尾惣兵衛・中村喜左衛門・矢野所左衛門・今村久兵衛・武藤長左衛門・脇田三郎四郎・湯原太左衛門・橋爪新兵衛・同宗右衛門・佃次兵衛・湯原又助・谷與右衛門・島田又八・丹羽二郎兵衛・神戸清四郎・宇野五左衛門・河内山半助・加藤九郎右衛門・田邊五左衛門・中村長右衛門・原三郎左衛門・青木新右衛門・岡田彌五郎・横地三郎右衛門・稻垣彌三郎・笠間新助・嶺喜右衛門・古江猪右衛門・同五兵衛、此衆江戸御

がんぢやうは岩乘

緘は背かいらぎなるべし

供の用意とて、親一門兄弟よりそれ〴〵に用意いたし、がんぢやうのためしとて小松へ往來、倶利伽羅へ行歸り、石動・高岡・富山迄も行歸り、道の稽古を勤めけり。大橋市右衛門に被仰出けるやうは、隨分の大男と聞きけれども、皆子小姓上りのやうなる若輩ものと見えける由御意之處に、市右衛門畏て申上る。御意之通相違無御座奉存候、併初而御前へ上下を着し罷出候へば、すくみて見え申候。旅出立など仕候ては、よき器量どもに御座候由被申上。其時分御家に大橋市右衛門・佃源太左衛門程なる、申度儘の出頭人又ともなかりけり。其年の暮に、上通御參勤候節は、三十人のものども旅の出立は、きる物もめんにて、うすねずみ又は空色に染めてきるまゝに、二尺一二三寸の大脇指一腰づゝにて、こしにさいさき馬びしやく、小ひやうたんを帶にはさみ、手ぬぐひを繩になひてこしにはさみ、御乘物の御先にすゝみければ、いづれも背緘に金鍔、又はすき〴〵の太刀こしらへ、誠にはな〴〵敷見えければ、中納言樣被仰出は、市右衛門申通り、よき器量の者共なりと御意候へば、市右衛門左樣に御座候由申上、面目をほどこせり。東海道に到て御晝に成たる御餉有て、大橋市右衛門早速御本陣に被出。弓手妻手に御供之衆、ざうり取に髮をゆはせ居たりけるを、市右衛門急度見て、さてさて其方達少分の進退にて、人に髮をゆはする沙汰の限なる事共なり、夜中にも自髮にゆひて御點に逢ふ事第一なり。向後自びんにて無之ば、急度申上候はんと高聲にいからかれければ、

本文は寛永初年の風俗に關し、終に八年犀川河原を屋敷地とすることを出せり

それより何も自びんにこそは成にけれ。さて道中御いそぎの事なれば、有時御辨當所へつかせ給ひ、御本陣へ御乗物をかき入れければ、直にとほせと仰出され、御かごの底をたゝかせ給ふに付、直に御かごを通しけるに、大橋市右衛門御乗物の棒のはなをおつとつて、跡へ押やり申されけるは、御供廻りのもの共つかれて見え候へば、他國路にては叶まじ、御乗物をかきいれとて、御宿の式臺迄無理に押やり、式臺へ御乗物をおしむけゝれども、利常公はものも仰出されず、御かごの内より御出なく、御びんのかみをさかさまに、御眼色替りて御座被成けれども、其間に御供廻りに、早々したくして罷出よとて、何も下宿へ參り辨當被下、早速罷出で御乗物を出せと市右衛門下司して、御泊りまでひといきにぞ御着なり。其節の市右衛門氣色は、はんくわい・張良・安祿山と申すとも、是ほどは有まじとぞ申ける。

是歳。金澤犀川の河原を屋敷地とす。

〔三壺記〕

加州金澤に遊女並あやとり御法度の事。

數年所々に遊君有て、色にふけるもの金銀を盡す。此金銀の出るところに事欠いて勝負どもはやり、天狗だのもしと云事を下々のもの仕出し、おびたゞ敷利德のものもあり、又身体をやぶるも有、盗賊人も出來す。富山藤繩と云御相撲のもの大將にて、大形金澤にて若物だて

いもかゝは疱瘡嫗

する若黨ども、あなたこなたにて土藏を破る。箇樣之ものもあらはれて御成敗被仰付。是皆傾城あるゆゑなりとて、町奉行へ被仰渡堅御制禁之處に、犀川惣構の風呂屋に女を抱置、ゆなと名付て人々是に群集す。又中村刑部預りの足輕病死して、其後家いもかゝと云もの、きちと云娘を持、其弟男子有。此かゝ娘子をうるのみならず、あなたこなたにかこひ置て、御用のかたへまゐらせけり。此事御目付より御兩殿に書上る。本多房州・横山城州のはからひにて、彼風呂屋親子三人、いもかゝ親子三人を張付に泉野に懸らるゝ。それよりばくち傾城と云事なし。さてあやとりかぶきの座に、御步行・相撲のもの、いづれの芝居にても札錢なしに見物す。それに似せて、家中又若黨見物せんと云ふを、御步行をねずみ戸に賴置て、目明にて、正身なれば入るゝ、似せなれば追出す。是に付鼠戸にて耻をかくもの唯出る事なし。刀脇指をぬきてふりまはり、さうどうさせて立退くこと幾度も有之、手負も出來す。國家の費喧嘩のたねなればとて、堅御禁制に被仰出。河原町に茶屋の作右衛門と云もの、河原ものゝ芝居を立てかしければ、箇樣のものゝ棟梁人なり。何れの座にても初日一日はうらくとて、所のもの唯見物す。二日目は茶屋の作右衛門もらひなり。其外は五節句の日見物の札錢、又作右衛門もらひなり。如此なりければ、作右衛門にも町奉行より申渡、隨分見物事も留りけり。然るに中一年過て、犀川の河原に芝居立てあやとりを初めけり。御目付是を見てとが

光高の任官は寛永六年
利長の法事は同七年
御城火事は寛永八年

めければ、茶屋の作右衛門申けるは、御兩殿に御斷申上、御ゆるしを蒙り仕る由申ければ、其通りを兩殿に申上る。兩殿にも終に其さたもなかりし處に、作右衛門大成僞申す事押領至極せりとて、捕へて泉野において火罪に被仰付。それより芝居見物の品々は留りけり。その間三年程間きれて、又彌天下御靜謐なり。光高公御任官、其後英賢様の御法事旁に、縁引を以御詫事申上、薩摩の磯之助・金太夫一類あつまり、犀川に上るりあやとり初めけり。一兩年も仕る内に、四月十四日御城火事に町中も立替りて、犀川の河原寸地もなく屋敷に相渡る。芝居の有内に龍圓寺へ二千歩屋敷相渡り、金太夫は龍圓寺借屋してまします所へ禮に參りて、又三十日もあやとり仕り、其後追付退散し、いづちともなく成て、金澤にあやとりの場は止にけり。

寛永九年

正月廿七日。前田利常、德川家光に召されて登城し、その面命を受く。

是日前將軍秀忠の柩を增上寺に移す。

〔德川實紀〕

正月廿七日大御所の柩を增上寺に移す。是日加賀中納言利常卿・仙臺中納言政宗卿・薩摩中納

言家久卿・松平伊豫守忠昌・松平宮内少輔忠雄・松平新太郎光政・加藤肥後守忠廣・松平阿波守忠英・淺野但馬守長晟・森美作守忠政・堀尾山城守忠晴・生駒壹岐守高俊・上杉彈正大弼定勝・佐竹右京大夫義宣・京極若狹守忠高・京極丹波守高廣・毛利甲斐守秀元・立花飛驒守宗茂・有馬玄蕃頭豐氏・丹羽宰相長重・寺澤志摩守廣高・松平中務大輔忠知、召によりまう登り、面命の旨あり。東武實錄、國師日記、紀年錄

二月五日。徳川家光諸侯に前將軍遺物の金銀を頒つ。前田利常亦之に與かる。

〔天寛日記〕

二月五日

一、御本丸ゟ諸大名被爲召、相國樣御遺物之金銀彼下候衆之覺。

一、銀一萬枚　松平肥前守

（其他略）

右是は將軍樣より被下。今度御讓の金銀御すそわけの由被仰出。國師日記

三月廿八日。前田利孝の子利豐初て徳川家光に謁す。

〔天寛日記〕

利豐は後に利意と稱し七日市藩第二世の主たり

中間は仲間

伊折は伊織

三月廿八日

一、前田右近利豐始て將軍家を拜したてまつる。時に八歳。寛永系圖

三月下旬。前田利常の子小姓等江戸にて決鬪せんとす。後歸國を命じ處罰せらる。

〔三壺記〕

寛永九年三月下旬之頃なるに、子小姓の中間に申分出來し、すでに討果すべきの所に、御目付より早速申上ければ、老中に被仰渡、御吟味を被成けり。此申分の根本は柳田長三郎よりおこれり。長三郎は齋藤中務二男にて有けるを、柳田九郎右衛門七百石の跡へ聟養子被仰付、柳田の家を繼ぐに、小姓にて有けれども、其時分は三十の内外迄前髮を置かせ給ひて被召仕。長三郎にはや男子二人有けるが、久々江戸に相詰ける中間の内青木主膳にかたりけるは、吉田左門と茨木小隼人は入魂也、大窪伊折と青木主膳には別心有、常に心をゆるす事なかれと語る。兩人は誠と思へり。又有時柳田長三郎、茨木小隼人と吉田左門に語りけるは、大窪・青木兩人は入魂也、各には隔心す、常に心をゆるすべからずとかたる。各は誠とおもひ、口には出さゞりけれども、色外にあらはれて、はや別隔に成り、柳田をば兩方ともに一味と互におもへり。其ことしの前ごしより、金澤才川に若衆の座有。其狂言にはやし物有。はんまちご

法齋は方齋

織部前書に伊織とあり

りの友よぶこゑはちり〳〵やちり〳〵。如此はやす事有ければ、上下老若聞き習ひて口ずさむ。後子小姓ども出ぬれば、一方よりちり〳〵やちり〳〵と言ふほどに、互に心に有て口にはいはず、ちり〳〵やちり〳〵といひあひて、其まゝ申分に成り、たがひに堪忍成りがたく、柴口淺草口の野邊へ出、討はたすべきと約談す。御目付衆ひそかに內聞して注進に及ぶ。柳田兩吾に究り、早々五人ながら加州へかへし、やすませ可申由被仰出。何も歸國いたしければ、柳田長三郎は極樂寺にて切腹被仰付、男子二人殺害す。大窪伊折・茨木小隼人・青木主膳・吉田左門牢人いたし、終に其まゝ朽果ぬ。茨木小刑部・吉田覺右衞門・大窪覺兵衞・青木法齋の惣領どもにてぞありける。

〔士林談叢附錄〕

覺

一、寛永七年之暮於江戶陽廣院樣御子小將申分仕候刻、柳田長三郎金澤ゟ御返切腹被仰付候。右申分仕御子小將茨木小隼人・青木主膳・大窪織部今一人は假名失念仕候。右四人者親々ゟ御預置被成候。具成義久數儀失念仕候。

八月十七日　齋藤中務

横山筑後樣

本文は前掲の異傳なり

出逢は出會なるべし

〔士林談叢附錄〕

一、微妙院様御代、陽廣院様の御子小將柳田勘兵衞、從微妙院様切腹被仰付意趣者、御子小將仲間之内、寺西藏人と板津兵助申分仕候所、藏人兵助に申しかれ、藏人仕形散々悪候と勘兵衞物語仕候を、御子小將仲間之内吉田半十郎承、藏人に申聞せ候に付、藏人兵助に相尋候處、左様之義少も無之、尤勘兵衞に物語仕候義も無御座由兵助申候に付而、藏人方より勘兵衞手前吟味仕候處、左様之義は半十郎に物語不仕候と虚言申候。右之趣互に口論出入に罷成、立微妙院様御聽、御子小將頭荒木六兵衞を以御穿鑿被仰付候。右之濫觴に付、微妙院様御子小將青木主膳・大窪織部・吉田七兵衞・茨木小隼人、右何も出逢ひ作法悪敷様子共、具に立御聽、半十郎・勘兵衞・主膳・織部・七兵衞・小隼人、從江戸御國ゟ御返被成、何も被放御扶持。勘兵衞義は虚言を申段不屆之旨、微妙院様被成御意、於御國切腹被仰付候。然處に藏人申候は、半十郎蒙御勘氣候義者、藏人に勘兵衞わる口之段申聞候故に而御座候間、御奉公不罷成旨申候而、於江戸御暇申上候。

一、柳田勘兵衞先祖、舊好之者に而候之旨被成御意、微妙院様御櫛役御徒之者四郎三郎（氏は致失念候）柳田氏に被成、御知行二百石從微妙院様被下之、柳田之家相續被仰付候。

一、右之被放御扶持候者共、親々手前に罷在候處、五六年以後主膳・七兵衞兩人は江戸ゟ罷

越、住所ゟ在付候旨承及申候。相殘面々親共手前にて病死仕候由御座候。

八月十八日　　九里夕庵　印

四月十日。前田利常、德川家光より米二千俵の贈與を受く。

〔古文章大全〕

米二千俵松平肥前守ゟ被遣候間、內衆手形を取可被相渡候、以上。

寛永九年四月十日　　大藏伊賀丹後

讃岐大炊雅樂

淺草御藏衆

從將軍樣米二千俵致拜領候儀、誠以忝仕合御座候。御次御前可然樣被仰上可被下候、恐々謹言。

寛永九年四月十日　　松平肥前守

右六人樣人々御中

四月上旬。今枝民部の臣山本九郞右衞門江戶にて人を害し失踪す。後縛に就きて刑せらる。

〔三壺記〕

利齋は利犀の誤にして前田利家の女、前田長種後源峰の室

寛永九年卯月上旬の事なるに、於江戸今枝民部歩行山本九郎右衞門と申者、本郷の內にて上樣の同心衆之內に借屋して有けるに、宿の女と密通致すに及んで、互に色外に顯れ、亭主耳に立て、近日討取て公儀ゟ斷り、加州の御家老衆ゟも案內可申入とすき間をねらふ由、彼男に妻女より密かに聞せければ、ある夜忍び入て同心のものを打殺し、何地ともなく落去ける。同心頭ゟ聞屆、はや評定場の沙汰に成て、肥前守利常公・筑前守光高公へ御一門衆より御案內有ければ、大に驚かせ給ひ、先づ國ゟ人を遣し、請人・一門を縮に被仰付。先以可成程本人相尋ね可被申旨、御老中より內書有之、彼男を見知りたる者共撰び出し、都鄙遠國の嫌ひなく人を廻し尋けれ共行方なし。別而橫山家又は前田對馬殿には、何も今枝家の事は遁れ給はぬ中なれば、民部爲を大事にせられ、如何はせんと談合評定油斷なし。請人は小松前田對馬殿內飯田次郎右衞門也。是人の母も小松に有、先捕へて召籠めらるゝ。其頃小松玉龍寺八代の住持德岩叟文堯和尙は、惠學和尙に玉龍寺を被相渡、金澤ゟ隱居せらるゝ。才川の河原薩摩金太夫芝居の有內に、屋敷二千步拜領せられ、龍淵寺を建立せられ、利齋樣・源峯・源古・源心御一門中の位牌など立られければ、前田黨・岡島黨・今枝彌平次・同九藏・安見隱州、其外の人々、源峯・利齋御夫婦の御命日には參詣あらずと云事なし。東堂は納所坊主春長をめしつれられ、下男共に下司して、河原屋敷の石を取のけ、花畠の用意抔してましますす。寺の留守には

網笠は編笠

龍圓寺前に龍淵寺とあるをよしとす

小田傳兵衛と云ふもの、いまだ左吉とて幼少也。礒野六兵衛とて前田丹後殿家禮の子千太郎、山田九郎右衛門を虎之助と申すとき、三人寄合ひ物讀などして有之處に、三十餘りの大男網笠深くかぶり大小さして、旅裝束にて寺の玄關を覗き廻る。小田の左吉、あれ恐しや盜人こそ來りけれ、門前の者を呼ばんと云。千太郎・虎之助申樣は、此白晝に何の盜人來るべき、誰にて渡り候哉と申ければ、男申樣、東堂樣に逢申度由申ける。早々左吉參て同心す。男笠をぬぎ、わらんぢ脫ぎ式臺へ上る。東堂如何なる御人ぞ、何の用ぞとのたまへば、彼男畏りて、我は今枝民部家來山本九郎右衛門也。江戶にて人をあやまり立退候へ共、請人と母など召籠めらるゝと承り、替り可申爲に罷越す。御公儀の事、東堂に賴み奉ると申けり。和尙は橫手を打て、扨も〱侍は角てぞ有べき事也、義勇の致す所也きとく〱と被仰、納所をはや橫山城州ゟ被遣。山城殿是を聞給ひ、手を打つて悅び給ひて、はや御割場へ被仰遣。寺には彼男に盃出し、冷めしなどすゝめられ、小松表のはなしに成る。其間に虎之助、男の耳にさし寄て、先刀脇刺を東堂に預けられ可然旨、ひそかに申ければ、目まじ致し、刀脇刺を拔きて東堂樣に指上る。見苦候得共、相果候はゞ茶湯被成、御廻向被成可被下よし申しける所へ、御小人頭中村喜兵衛・風間次兵衛兩人に、御先番の小者二十人、龍圓寺へ來りける。御城中御普請いたす御小人百人、ひた〱と龍圓寺の屋敷惣構を取卷く。喜兵衛・次兵衛彼男と近付に成

り、奇特成御越哉と感じ申ければ、男申しけるは、此上には縄を御赦免被成被下候者、難有可奉存旨申けり。兩人申樣は、是迄御來駕の上何のあやしき事あらん。併御公儀の御事也。民部殿爲と乍申、且は殿樣の御爲にも、如何にも大事に懸申樣に聞えの爲にて候間、そと人目ばかりに可仕、心易かれとて、取て縄付にして大勢引包、籠へ入れ、追付江戶へ被遣、御斷被仰上、御成敗相濟ける。

七月十二日。靑木新兵衞正玄歿す。

〔金澤名蹟志〕

靑木芳齋傳

可觀小說に云、靑木新兵衞正玄、幼名勘七郞と云。佐々木高綱の末裔なり。世々江州甲賀郡に住し、熊谷を以て氏とす。父を出兵衞正照と稱す。正玄は其第三子也。越前にて原彥四郞に仕へ、數々戰功あり。天正十八年越前を去て、蒲生氏鄕に仕へ、氏鄕卒して後上杉景勝に仕ふ。景勝削國以後中納言秀康に仕へ、足輕七十人の頭たり。寅卯大阪兩役に一伯忠直卿に從軍し、嫡子正次と共に首級を獲たり。其後正次早世に依て、正玄其夭死を悼み、祿を辭し祝髮して京都に住し、自から阿房齋と稱す。微妙公其驍勇を聞召し、西尾隼人を御使にて、白玉といふ名馬一疋・黃金十枚を賜り給ひ招かせられ、祿五千石を賜ひ、足輕五十人預けられ、

一伯は松平忠直　平次は森田柿園

寛永九年七月十二日賀州にて歿す、享年七十二とあり。駿臺雜話に云、德川秀康卿越前に封ぜられし後、阿閉掃部とて武功の譽ある者を厚祿にて抱へられけり。秀康卿の老臣狛伊勢が嫡子に、鎧の着初させける時、掃部を招待し、愚息に武功の物語聞かせ給へと乞ひけるに、某一生の內に、武者振の見事なる士を一人見たりとて、志津嶽の戰に青木新兵衞と鎗を合したる始末を語りけるに、其頃狛伊勢がもとへ、心安く出入する青木方齋と云ふ浪士あり。其日勝手に居たりしが、此物語を聞きて勝手よりにじり出、掃部に向ひ、鎧のおどし馬の毛色を一々云ひければ、掃部驚きつゝ盃を方齋にさし、是を驗しにとて、腰の脇刺を引きける。それより方齋が名國中に高く成り、秀康卿の耳へも達せしかば、掃部と同じ祿にて召出され、一伯殿筑紫へ左遷の時、掃部はいかゞなりけん、方齋は先祿にて加賀へ招かれ、夫より直に仕へて、子孫相續して今にありといへり。平次按に、天正十八年北條責の時も戰功あり。太閤紀卷十二北條征伐山中城責の段に、右の谷を見れば大母衣かけたる武者二騎走せ行きしが、それにおしつゞき、あまた搦手へ乘入、二人はやがて首捕て、御本陣へ持參し御目にかけ候へば、物はじめよしとて金錢の貫首をといて被下けり。其姓名を尋ぬれば青木新兵衞とかや云々と有。又關屋政春古兵談に、奥州福島にて正宗と景勝衆攻合ひ、能き働衆岡左內・青木新兵衞・才伊豆・永井近江・渡部右衞門・北川傳兵衞・同土佐守・鈴木彥九郎、上下五十騎許に

て、福島の城より一里許出ての事なり。岡左内正宗と太刀打す。才伊豆馬より切て落さるゝといへども、青木新兵衛助合ひ討死一人もなし。後景勝より左内を越後守に任じ、錦の羽織と團扇を被下とあり。右働衆の内なる才伊豆も、後に吾藩士と成たり。三州志鞬櫜餘考にも、才伊豆は初め上杉家の士にて、小田切庄左衛門と云ひ、松川合戰に青木新兵衛などゝ武功の士なりといへり。又混見摘寫に云、青木方齋はもと景勝にて青木新兵衛といふ。後浪人して越前に居たり。語て曰、浪人もの武具多く持けるは何の役にも不立。其居たる所をかへ候時分も、俄に拂ふとて捨拂ふなり。又跡に殘し置くも如何なるもの也といへり。御宿越前は以前は勘兵衛といひし。大坂に秀頼公へ召出され越前と改稱す。是は燒捨てたりといへり。東都山鹿甚五左衛門曰、軍法の殘りたるは加賀の御家なり。行軍等に木賃でなければ成間敷、旅籠にては中々ならぬもの也とて、みづから食を携或は腰に付けてなければならぬ、尤の事也と感せしとなり。

八月廿五日。前田利常・光高その用所として小判千兩を借る。

〔國事雜鈔〕

加賀肥前守・同筑前守爲用所、小判金千兩借用申候、但利足之義は、本金千兩に付一ヶ月に付而小判金十兩充相定候。來極月切に本利共に急度相濟せ可申候。若於延引者利足之金子をも

本金に直、一割三之利足を以、何時成共其方用所次第に、本利共に可相濟候。但天下德政其外何樣之義候共、於此金子義者、少も無相違返辨可申候。依如件。

寛永九年八月廿五日

横山大膳印

今枝民部印

生駒內膳印

脇田帶刀印

長藏殿參る　使阿形宗波

以上

一筆令申候。仍從此以前、其方以肝煎借金相調候事令祝着候。於以來奥村河內・横山大膳・今枝民部・生駒內膳、此者之內兩人にても借狀致連判候はゞ、無氣遣可有馳走候。右手形通相違有之間敷候、謹言。

二月三日　　肥前利常判

阿形宗波

〔國事雜鈔〕

年紀不詳

九月朔日。德川家光老中を遣して前田利常の病を問ふ。

〔徳川實紀〕

九月朔日加賀黄門病臥せしかば、松平伊豆守信綱もてとはせ給ふ。日記

九月二日。前田利常登城して昨日徳川家光の病を問はれたるを謝す。

〔天寛日記〕

九月二日

一、午刻御黒書院北之間出御、松平肥前守御目見、有暫退出。昨日爲御使松平伊豆守被遣御禮也。次宮松丸御目見。寛永日記

宮松丸は利常の子利治

〔徳川實紀〕

九月二日。加賀中納言病快しとてまうのぼり、きのふ尋給ひしを謝し奉る。日記

十二月五日。能登羽咋郡大念寺村の內に若狹の漁民等新村を創立するを許す。

〔能登古文書〕

若狹釣舟之者共、羽咋郡大念寺村定之內、御検地御高之外砂濱、但川尻村渡舟之近邊に新村を相立令居住、於以來他國獵船をつけ、御役銀取立可指上之旨尤に候。則居屋敷之義者、望

次第可相渡候。御國役諸役等御免許之義は、自餘之新村可爲並候。彌家數出來候樣に可申付者也。

寛永九年極月五日　　　　武　右馬允正亥　印

十村頭　福野村　助太夫
　　　　わかさ　介左衞門
　　　　同　　　助五郎
　　　　福野村　長三郎

〔能登古文書〕

當村之先祖は若州小濱之人にして、御當國ゟ每年釣獵に罷越申候處、御國之御仕方を奉慕、川得手を見立、大念寺村定之御高之外砂濱に居住奉願上度、御國十村頭福野村助太夫を以奉言上候處、早速御承屆被爲下、難有も御地子並諸役銀御免許被爲成下、冥加至極も無之御事に候。然上は已來獵船彌出來仕候樣、並渡海舟商賣望人候者、合力致而成共多分爲致出來、御役銀指上可申樣相心得可申事。

一、先祖發端之願に、他國獵船を岸に着、御役銀差上可申義御願申上候處御免被下候上者、他國自國之船者勿論之事、商賣入情仕、何品に不寄御定御口錢物取立差上可申候。元來他國

獵船と申內に自國相籠り、獵船とは四十物を可申上義、四十物は御國最上之御口錢物。最上の御口錢申上候へば、其內其外御定之御口錢物、おのづから相籠申事に候へば、以來隨分商船を岸に着、少分之事成共御上之御益を重じ相心得可申事。

一、先祖他國より來候事に候へ者、別而御國御法度專一に相愼、御上之御難題に相成不申樣相心得可申候。萬一心得違候者、先祖に對し不忠千萬に候、晝夜無油斷相心得可申候。

一、大念寺村之義、本村之義に候へば、親に孝を盡す道理に候。大切に致、手前より申分等仕懸申間敷事。

一、川尻村之義一村同樣之事に候へば、是又手前より申分仕懸申間敷事。

右事老年に及、不圖思付候儘、爲以來書殘申候。末々肝煎相續之面に、無違背相心得可被申候、千秋萬歲。

明曆二年三月　　大念寺新村肝煎　八兵衞

末々肝煎中

十二月十三日。前田光高、德川家光の養女大姬と婚を定む。

〔德川實紀〕

五月十日水戶中納言賴房卿の息女大姬の方を御嫡子とし給ふ旨仰出さる。紀伊記、水戶記

〔桑華雜記〕

五月一日寛永戊子之春林祭酒語云。淸泰院殿の初の御名はお爲と云、後大猷公御養子被稱大姫君。

〔德川實紀〕

十二月十三日加賀中納言利常卿の長子筑前守光高に、御養女大姫君降嫁水戸中納言賴房御女の事仰出さる。日記

十二月十九日。前田利常・光高登城して成婚を謝す。

〔德川實紀〕

十二月十九日。松平筑前守光高姫君降嫁の謝とて、時服五十・銀五百枚献じ、父中納言利常卿も時服三十・銀三百枚さゝぐ。共に太刀目錄そひたり。御三献ありて、光高へ貞宗の御刀、黄門へ貞宗の御脇差たまはり、一門の輩も拜謁す。日記

〔前田家雜錄〕

一、寛永九年十二月十三日松平肥前守被爲召之、於御座間水戸黄門息女日來御養子被成候を、筑前守縁組被仰付。同十九日巳刻筑前守祝言之御禮、御席御座間、時服五十・白銀五百枚・太刀目錄献之。酒井阿波守披露之。次父肥前守御禮、時服三十・銀三百枚・太刀目錄献上。披露酒井阿波守。御禮過、御下段向方着座。

淡路守は光高の弟利次、宮松丸は同利治

初　献

御盃御捨土器御引渡御盃御前江上、筑前守頂戴、其盃被召上、肥前守頂戴、御盃納之。

二　献

御盃出、御雑煮出、御盃御前江上、肥前守頂戴、其盃御前江上、筑前守頂戴納之。

三　献

御盃御吸物出る。御肴出る。御盃御前江上、筑前守頂戴、御肴被下、御腰物貞宗拝領、御盃御前江上、肥前守頂戴、御肴被下、御脇差貞宗拝領、御盃御前江上げ納る。御加有。退去之後、松平淡路守・同宮松丸御目見也。何も長袴也。同十年御輿入也。

〔微妙公御夜話〕

一、天徳院様御逝去被遊候時分、微妙院様御不行儀故、御局の業に而天徳院様御逝去の様に大猷院様御聞に立、夫故三年江戸に御詰被遊候。然共御如在無御座に付、御國江の御暇被仰出候。其節只一通の御暇に而は成申間敷旨、殿中にて御詮義在之候得共、一決不仕候処に、井伊掃部頭殿被申候者、公方様御為に御大事の儀者、大名の恨に候。五・三萬石の御加増と申にても在之間敷候。所詮水戸黄門様の御息女を御養子に被成、筑前守江御輿入御座候者、肥前守為には不過之大慶可仕旨被申上候。尤成儀と是に相極、其上に而春日の局殿御取持被

申分に而、夫より御輿入に相極申候。井上淸右衞門母など、初め春日局の働き樣に申候得共、實者右之御内談にて決申事に候。生駒内膳委く存、不破覺丞樣ゟ每度爲申聞候。

十二月廿五日。前田利政、光高成婚の報を得て賀辭を篠原織部正に致す。

〔篠原家文書〕

尙以於加州何も無事之由大慶存候、以上。

芳札令披見候。仍而十三日中納言殿御城へ被爲召、御姬樣筑前殿へ御緣邊之儀被仰出之旨、誠御外聞旁以目出度不可過之候。中納言殿御機嫌之由、左樣に可有之こ奉察候。被入御念爰許迄被仰聞、忝次第に候。則御請申上候間、可然樣に可預御取成候。尙期後慶候、恐々謹言。

極月廿五日　　　　宗悅　利　　正　判

篠原織部正殿　御返報

利政は利正とも書けり

十二月廿九日。江戶辰口の上屋敷類燒の難に罹る。

〔本光國師日記〕

十二月卅日。過夜亥之刻松平新太郎殿屋敷出火、松中將殿・松筑前殿・藤大學殿・生壹岐殿、右之衆之屋敷類火、其外町屋共類火、今辰之刻火留る。

松筑前は光高

〔天寛日記〕

十二月廿九日

一、寅刻松平新太郎光政之亭出火。因此餘煙松平中務大輔忠知・竹中釆正重次・細川越中守忠利・前田大和守利高・裏河岸三町・山名主殿頭茂凞・松平筑前守光高・松平周防守光重・松平五郎憲重・加々爪民部少輔忠隆・藤堂大學頭高次・生駒壹岐守高俊・伊奈半十郎・中川半左衞門・米津内藏介田盛・今大路道三・林永喜等舍屋、及大橋御門悉災矣。東武編年要錄 東府外記

一、此度出火類火之面々御前へ召し、或は上使にて銀を被下。

銀三百貫目　　松平肥前守

同二百貫目　　細川越中守　（下略）

〔德川實紀〕

十二月晦日。この夜松平新太郎光政がもとより失火し、頗る大火におよべり。日記

寛永十年正月十一日。去年火災に逢し輩に、造作の費用を賜はる。松平筑前守光高銀五百貫目、細川越中守忠利・松平中務大輔忠知は三百貫目づゝ。（下略）日記、國師日記

〔三壺記〕

寛永九年十二月廿七日宵之間の事成に、江戸にて松平新太郎殿屋形より火事出來し、近所之大名屋形ども悉類火に及ぶ。肥前守利常公は神田の御屋形に御座被成、御出馬被成とて、御

本文前書と時刻を異にす

この月は大盡なるが故に前書と日附を異にす誤なるべし

本文廿七日とするは非なり

供中もそろひければ、はやしづまり申由聞えければ、目出たしとて夜詰も過て、供衆小屋々々へ歸り休息す。然る處に又やけ出たるよし注進に及ぶ。俄に御馬を出させ給へば、山田與左衞門は御長刀持て御供す。神戸淸四郎・湯原太右衞門・武藤長右衞門・矢野所左衞門・中村喜右衞門・丹羽二郎兵衞、いそぎあわてゝ御供に出けるが、御持柄一筋も見えざれば、御歩の靑木平兵衞鑓を持て御供す。さき〳〵へ人をふれさせ、本郷湯島の町家にある侍共髮をくさたばねにして出るも有。みだれ髮にはちまきして出るもあり。筋違橋へ御座之處に、多羅尾六兵衞はせ來り、御姫樣達を御供仕罷越候由申上る。利常公御覽有て、火はいかにと御尋有ければ、御門につきてやけ申を見て參候由申上る。葛卷隼人をめして、六兵衞一所に子共をつれて、神田へ送屆可申旨被仰渡。鷹匠町へ御懸り候所に、御鐵炮之者牧野又兵衞走來り、御廣間より御臺所へ火の懸り候を見て參候旨申上る。利常公御意被成者、古家なれば幸なり、よいは〳〵と被仰、直に御城下馬の竹橋へ御座被成ければ、筑前守光高公輪乘被成ておはします。利常公へ被仰上るやうは、私是に罷在候間、御馬入させられ候へと被仰上候處に、今少有て可罷歸旨御意之所に、國々の大名衆御見舞として登城を心懸て被參。筑前守是に罷有候、其通慥に言上可仕、早々御歸可有とて、板津左兵衞・脇田九兵衞・河合數馬などに着帳被仰付。然る所に松平伊豆守私宅より罷出られ、利常公御父子に御挨拶被成、はや〳〵御歸可

被成旨申され、御城中へ引入申さるゝ。次に阿部對馬守・酒井讃岐罷出られ、利常公御父子へ、類火にあはせ給ふ事、苦々敷御仕合之由申されければ、利常公被仰けるやうは、古家にて候へば筑前はくるしからず候へども、殘る衆迷惑たるべき由被仰。さて御老中は御城中へ入給ふ。利常公も光高公も曉方に成て、最早火はしづまりけり、いざ神田へ歸り申べしとて、頓而御下屋敷へいらせ給ふ。正月二日より御大工中島甚左衛門に指圖被仰付、はや手斫初有て、佃源太郎は御材木を年内より八丁堀・れいがん島をかけ走て、毎日五十輛・百輛づゝ車にて運びけり。惣奉行は古屋所右衛門・宮城釆女、小奉行數百人、役人は數しらず、請取〳〵の役義を勤む。加州は不及申、上方方々よりも、大工・木引夜日いそぎ到着し、三千六七百人づゝ毎日入れていそぎける。近代稀成大作事とぞ申ける。內々より御內談にて、水戸中納言殿の姬君を、當將軍家光公の御養子に被成置、加賀の光高公へ結納の御祝儀も濟ければ、御一門並國々の大名小名より、鶴・白鳥・雁・鴨・鹽引山のごとくに參つどひ、積置きけるに、火事に逢ひて毛やきして有けるを、下々へ取よせ、御家中・足輕・小者迄取來りて、神田の御屋敷中下々は、正月より二三日迄も料理いたし給べにけり。

是歲。金澤城內へ犀川の水を引く。辰巳用水といふもの是なり。

〔螢廼光〕

八年とするは誤なり

兵次郎は兵四郎なるべし

一、寛永八辛未夏金澤町中水不自由に付、水道を取事、小松町人板屋兵次郎巧に仍て、犀川之辰巳と云所より水を掘上、町中へ水道を引。

〔金城深秘録〕

小松は利常

六塔林は六斗林

一、辰巳上水起本。寛永九年長九郎左衛門殿内毛利半右衛門と申者、昔伏見川せきし時分、工の上手なる事隠なし、此者に可被仰付處致病死候に付、小松之町人板屋兵四郎と言者算勘之上手に而、左様之曲尺を見る事上手成と御聞被爲成、被召寄被仰付候處、則上に参り、曲尺下墨を以て考へ罷歸り、何の造作もなく小立野に水を登せ可申よし申上る。則仰付、夏中役人一日に四度充賄を被下。此時より四度めしといふ事初る也。川上に辰巳といふ在所有之、夫より山の根を掘廻して小立野に水を上る。辰巳上水是也。此水町の内を通じ、越前福井のごとく有けれ共、後には埋樋に成て、所々に水を取。小立野並下段之荒地、其時分より田地と成。栗之木林・七ッ屋村・上笠舞村之田地是也。是より初而、其後正保三年田中覺之丞と云浪人、小松に言上仕、寺津村之石島と云所より別に川を掘上て、土清水之山之腰を廻し、牛坂之上野村と土清水と田地になる。又寛文十一年内川之割れ岩といふ所より、大桑村之腰を掘廻し、野田山之麓泉野・長坂之下六塔林、悉く田地に成。在々の倒れし者を新百姓に被仰付、農具・家財・作食等御渡、野田之麓に在所を定させ給ふ。

板屋兵四郎等入牢殺害の事は誤聞なるべし

右板屋兵四郎頭取、其以下都合九人に而、忽ち其功成る、希代之者也。御成就之上九人共牢舎被仰付置候處、一人不思義之事有之、逃出候咄承る。年古き事に候處、上方に而右之咄さま〲仕るよしなれ共、餘り怪き事故略之。其儘に被指置候而は、若他國ゟ罷越相洩可申哉之旨に而、右之通被仰付候歟。八人之者袋村之神に祝籠られ候由、夫故開帳有之節は、果而變事有之と申事。寛政十一年大地震も右故歟と人之咄仕候共、不詳事に候。右上水町中用心水之願を以、公邊御屆之由。上水溝屈曲被附置候儀、御様子有之義と奉存候。

〔板屋氏由緒〕

乍恐申上候　由緒書

一、元　祖　　　　板屋兵四郎

此者生國小松之者に御座候處、微妙院様小松に被爲在御座候節、算勘之工夫宜者被遊御尋、御夜話に被召出、御改作方被仰付、辰巳御用水其外、兵四郎工夫を以て御田地新開等仕候。則御普請會所舊記にも御座候様申傳候。其後越中御改作方被仰付、稲葉左近殿下役人に被仰渡候處、其內病死仕、年號相知不申候、其以後兵四郎せがれ有之哉と被爲遊御尋に付、せがれ治左衛門と申者罷在候段申上候處、杉谷治左衛門と相改候様被仰出、新知七十石被下、御印物頂戴仕、御算用場附仰付候。右治左衛門せがれ御座候得共、病身にも御座候哉、諸式相續

次左衛門前に治左衛門とあり

不奉願由。此せがれ其後町人に罷成、傳馬町居住仕候。古來之由緒傳書之物所持仕候由に御座候得共、享保十七年類燒に逢、土藏へも火入、不殘燒失仕候由に御座候。御印物之儀は奉敬、藏の內置候故、早速駈付尋見申處、不思儀に燒殘、今以取揃仕候。右之趣に付御印紙に燒跡候由申傳候。則上之申候、以上。

天明五年十月　　傳馬町　木屋治左衛門　印

町御奉行所

以分國之內七十石之所令扶持畢。右全可收納狀如件。

慶安元十二月十三日　　利　常　印

杉谷次左衛門どのへ

〔板屋兵四郎ゑんぎ書〕

一、問言、金澤小立野ね用水流る。何比初り候哉。答言、寬永九年石川郡辰巳村より才川之水を揚る。小松之町人板屋兵四郎と云有、曲尺を見只今之通流れ來る。是起本也。近年加州河北郡高松村邊に長柄野と云有、高松村竹村平兵衛新開に相願田地とす。此所夏栗川より高き事百間餘也。然を一里半餘川上に而水を上げ、長柄野用水を設、新田成就す。是板屋兵四郎曲尺を取也。

寛永十三年十月九日命日　板屋兵四郎

寛永十年

正月二日。江戸辰口の上屋敷興造に着手す。

〔政隣記〕

寛永十癸酉歳舊冬之依火事、今年正月二日より御上邸御作事始、追付出來。

正月十一日。徳川家光、前田光高に銀子を贈る。去年辰口邸類燒に罹りしを以てなり。

〔天寛日記〕

正月十一日

一、去年十二月廿九日夜火事之節類燒之輩。

一、銀子五百貫目　　前田筑前守

右者去年十二月廿九日之夜依類燒被下云々。寛永日記

正月廿七日。前田利常、先に光高の東照宮勸請を幕府に請ひたるにその

許可せられたるを謝す。

〔又新齋日錄〕

舊冬筑前守致御目見之刻、權現様御宮於國本勸請被仰付候御禮申上候處、忝上意之趣申聞、誠以難有仕合御座候。彌以御序可然様被仰上可被下候。將又拙者儀御取成之由、毎度過分之至存候。爲御禮令啓達候、恐惶謹言。

寛永十　正月廿七日　　松平肥前守

酒井讃岐守様　人々御中

二月十三日。徳川家光、前田利常の邸地に連續する町屋敷を與ふ。

〔天寛日記〕

二月十三日

一、今午後刻尾州・紀州兩亞相・水戸黄門於御座間御目見、御鷹場被爲進。退出以後、御黒書院北之間出御。松平肥前守父子御前に被爲召出、肥前守屋敷並之町屋敷拜領之。寛永日記

二月廿三日。前田利常海中より得たる刀劍を徳川家光に献ず。

〔天寛日記〕

二月廿三日

一、今度於北海漁父嬰網引上之太刀、國主中納言利常献之。依爲奇物則大僧正天海之許に在之處、可爲日光東照大權現御神寶の由御請申之、賢慮に相協云々。寛永日記

〔德川實紀〕

二月廿三日。こたび北海にて漁網にかゝりたる太刀一振を、加賀中納言利常卿より奉りければ、大僧正天海にしめされしに、是神德のいたす所、希代の天瑞なれば、永く東照宮の神寶たるべしと申けるが、盛慮に應じ、その言にまかさる。日記

四月十二日。來月朔日より領內一般に新極印銀の通用を命ず。

〔慶長以來定書〕

御定

御分國中取込候銀子善惡不同について、三ヶ國一般に被仰出候條、來月朔日以後は新極印銀子を以商賣可仕候。若當月已後、跡々取込候銀子取あつかひ候もの於有之は、可被處曲言旨被仰出者也。依如件。

寛永十年四月十二日

横山山城守

本多安房守

取込銀とは藩外より輸入したものをいふ

朱染紙は修善寺紙の譌なり

四月十七日。新極印銀の鑄造を算用場奉行に令す。

〔慶長以來定書〕

覺

一、御分國中取込候銀子、善惡不同に付而、此度被成御改、取込候銀子、朱染紙封に二歩下之積りに被仰付候間、跡々より遣來候取込候銀子上中下を見合、一統にふきなをさせ、新極印打遣可被申候。向後丁銀こつり合候樣に可被申付候事。

一、金澤町中におゐて、慥成もの二人致吟味、吹所に可被定候。然ば此以前之取込銀ふき直候刻、少も私曲無之樣に堅爲致誓紙、其上横目を出、有樣に致裁許候樣に可被申付事。

一、當町天秤座之者共令極印、朱染紙封之銀子ふき來候條、今度取込候銀子も、右御定之通ふかせ可被申事。

一、新極印之儀、四ヶ所之ふきや一樣にいたし可申候。其外に面々添極印を打、銀子不同に無之樣に、吹所中爲四人互吟味可仕旨可申付事。

一、越中之義は、所々金山より銀子出申候條、富山町中にふき所二ヶ所被相定可然存候。

右御國廻御上使衆、近日可爲御廻候條、急度相極候之樣可被申付事肝要候、以上。

寛永十年卯月十七日　　横山山城守

本多安房守
稲葉左近
堀　三郎兵衞
石川茂平

四月。駄荷・駄賃及び馬方に對する法規を定む。

〔國初遺文〕

定

一、一駄荷四十貫目、乘かけ荷二十二貫目之事。
一、駄ちん金澤より野々市迄一駄に付二十四文、津幡迄五十二文、宮腰迄二十四文之事。
一、馬つぎに馬無之時は、さきの宿迄可通事。
一、往還人夜中たりといふとも、御定之だちんにて可通事。
一、傳馬・人足之義者、兩人切手を以出之、若切手無之みだりの族においては、おさへ置可申越事。
一、宿賃は主人八文、下人四文、馬八文之事。
一、大かけ錢。

同行事本のまゝ

一、かたなし。
一、ころ錢。
一、われ錢。
一、新　錢。
一、なまり錢。
此六錢之外ゑらぶべからざる之事。
右條々於相背者、同行事義可爲曲事、肝煎者爲過錢鳥目二貫文、並馬かた中より家一間に二貫文宛可出之。則申あらはす者に可被下旨被仰出所也。仍如件。

寛永十年四月　日　　稻葉左近判
　　　　　　　　　　中村刑部判

四月。能登羽咋郡大念寺新村に移住したる若狹の漁民等その宗旨を屆出づ。

〔能登古文書〕
一、私共生國は若狹國小濱高濱之者共に御座候。寛永八年・九年・十年に罷越居住仕罷在候。則私共宗旨は禪・眞言・一向・法華、此宗旨に而御座候條、連判を以申上候、以上。

寛永十年四月

禪宗　彌左衞門
同宗　次郎右衞門
同宗　次郎九郎
同宗　五郎太夫
同宗　又兵衞
同宗　助五郎
同宗　助左衞門
一向宗　藤右衞門
同宗　三右衞門
眞言宗　四郎右衞門
同宗　庄五郎
法華宗　又右衞門

武部右馬允殿

右之趣同國同所之者共に御座候間、一所に宗門帳いたし指上申所相違無御座候。若僞申上候と訴人於御座候は、私共急度曲事に可被仰付候、以上。

六月六日。新極印銀及び錢遣に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

覺

一、今度吹直候新極印之銀子不及改、替步入之算用を以可召遣事。

一、此已前に取㥯仕候取込候銀子吹直候事、自今以後は朱封之銀子五步下に吹立、新極印慥に打可申事。

一、代物賣買之事、貫錢之分者可爲如御定候。小遣上錢者一貫文に付、新極印之銀子を以二十日之内外、相對次第候事。

一、小賣之酒肴並青物・菓物・炭薪等、來七月十日以後銀子に而商賣仕候事有之間敷候。何も可爲錢遣事。

一、諸商賣物不寄何、銀子一匁よりうちの物は可爲錢遣事、但一匁より上之買物たりといふとも、相對次第錢遣に可仕事。

右之分無相違樣に、當町中に堅可被申付者也。

寛永十年六月六日

横山山城守

本多安房守

稲葉左近
石川茂平
堀三郎兵衛

六月。九里甚左衛門正貞歿す。

〔九里氏家譜〕

一、七世之祖父　本國越前、姓源　九里故甚左衛門正貞

信長公に罷在、其以後高徳院様御代越前於府中被召出。天正八年能州初而御入國之刻、御供仕罷越、御知行二百石被下置。せがれ両人所持仕候内嫡子覺右衛門儀被召出、御知行二百石拜領仕、段々御加増仕、二男五郎兵衛儀被召出、御知行百石拜領仕候處、元和元年隱居被仰付、名宗智と相改申候。右宗智御知行二百石、二男九里故五郎兵衛ゐ被下之、都合三百石拜領仕候。宗智儀寛永十年六月病死仕候。

七月十四日。前田利政卒す。

〔壬子集錄〕

宗悦誕生死去之年月日被成御尋候間、書付可上之旨奉得其意候。死去仕候年月日者、寛永十年七月十四日五十六歳に而相果申候。死去仕候年より當年迄四十年に罷成申候。誕生月日之

宗悦は前田利政の法名

三左衛門は利政の子直之

相公は前田綱紀なるべし

大正持は大聖寺

懸橋川は梯川

仙代は千代

儀者、曾覺無御座候。

閏六月廿三日　　前田三左衛門　判

奥村伊豫様　御報

〔前田土佐守家覺書〕

一、能州御拜領之節、從太閤様之御判物は、利政公京都ゟ御退居之節、村井豐後守ゟ御預け御上京。其後藤堂邸（後出雲、豐後守に改之）方より相公様ゟ被上之候由之事。

一、太閤様爲御遺物、御脇指貞宗利政公御拜領被遊候。太閤記に、貞宗能登侍從とゝ在之は、則利政公之御義に御座候事。

一、大納言利家卿御逝去之節、御遺言に而判金千枚・御刀（國光・國俊各二腰宛）・御脇指吉光、此通利政公御拜領被遊候事。御大小已上五腰御拜領之御事。

一、慶長五年關ヶ原御陣之節、石田治部少輔三成味方加州爲押、同國小松に丹羽五郎左衛門長秀、大正持に山口玄蕃、越前に大谷刑部少輔在城。此時權現様爲御味方、利長卿・利政公御出馬被遊、小松爲押岡島備中守三堂山に被指置候。御兩方様金澤表より御出馬之節、小松懸橋川之上仙代・荒木田之渡りより山之手を御通、利政公御先懸にて大正持之城御乘取り、山口玄蕃父子御打取り被遊。此節利政公御內丹羽織部、なとゝず橋に而鑓を合候。此時織部家來矢

宗伴は宗半

宗西は宗悅なるべし

田勘五郎心差之働在之候。大正持表落着、直に越前細呂木邊御出馬之處、中川宗伴謀書在之に付、金澤ゟ御歸陣、於金城御詮議之處、關ヶ原表ゟ御出陣御延引如何に付、利政公は御病氣分に被仰立、金澤に御殘り被遊候。御人數は利長卿ゟ被爲付候。利長卿重而御出馬、關ヶ原ゟ御着陣被遊候處、御合戰相濟候に付、從權現樣御出馬延引之段不審在之に付、丹羽五郎左衞門及異議候に付、領國之仕置申付、利政は病氣故旁見合申內延引に罷成候段被仰上候處、利政公御出馬無之義甚以御不審に而、畢竟能州は利長可爲領國旨被仰出。依之御牢人に被爲成、京都ゟ御退居、二條地獄之辻に御居住。其後御法躰被遊、御名宗西に被改候。寬永十年七月十四日御卒去。御戒名福昌院殿前羽林怡伯宗悅大居士、葬紫野芳春院。此砌之住寺は玉舟和尙之事。

一、大坂初之御陣之節、從權現樣土井大炊頭どのを以、利政公ゟ御出馬在之樣にと被仰下候處、御承知被成候。先年關ヶ原御合戰之節病氣故、私義出馬不仕候得ども、人數は利長ゟ附出之申候。最前召仕候家來共、只今は利長召仕候付、人數に不足無御座候間、御先手被仰付候者、出馬可仕旨御請被仰上候處、重而被仰下候は、御先手は藤堂和泉守・井伊兵部大輔と被仰付置候に付、唯今に至被差替候儀難被成候間、御本陣ゟ御出馬可在之旨被仰下候處、御先手被仰付候者出馬可仕候、無左候者出馬御用捨可被下旨御請候而、御出陣不被遊候由之事。

利政婚嫁の事は文祿二年十二月に出せり

一、大坂御陣落着後、從權現樣利政公ゟ被仰下候は、淀之城御預け可有之候間、御出候樣にと被仰下候處、忝思召候、併只今迄國主に付、何方にても國主之席に罷在候。淀之城御預に而は城主に付、國主之次に罷成候義致迷惑候。何方にても國主に被仰付候者、出勤可仕旨御請被仰上、御出不被遊御卒去之御事。

一、利政公御室蒲生飛驒守氏鄉御娘、六女一男御出生。氏鄉公は奧州會津之城主之御事。

一、利政公御嫡女樣角倉ゟ御婚禮相濟候義、利長卿被爲聞召、御氣前に相應不申、相殘御子樣方不殘御引取被遊候樣にと、芳春院樣ゟ利長卿より被仰上、則御引取被遊候而、金澤ゟ御引越、芳春院樣御養育被遊候御事。

御女子　角倉與右衞門室

但角倉與右衞門は町人也。去共公方御代官相勤之、住宅嵯峨に在之、京都にも居屋敷在之。

御女子　四辻大納言公理卿御室

御女子　竹屋中納言光久卿御室

御女子　岡島備中守孝次御室

御女子　神谷治部長治御室

御女子　奧野主馬御室

右之御女子樣方利常卿御仕立、御婚禮在之候。御化粧田三百石宛被遣之候事。

一、利政公御子樣方不殘妾腹。妾之氏不相知候事。

但直之公御實母寛永三年十二月二日死去、位牌時宗玉泉寺に在之。

嶺雲院殿太房永薫大姉　戒名如此。

御男子　　三左衛門直之公

〔陳善錄〕

一、孫四郎樣をみな〳〵感申候。第一は江守平左衛門子細候而、大納言樣御折檻被成候。さて村井豐後を御使にて、御內證に孫四郎樣へ、平左衛門よそへ可遣者になく候間、其上早年も寄候間、法度づくに折檻候事不便に思召候間、孫四郎咄者に抱おかれ候樣にと御意候。就夫金澤知行は六百石平左衛門取申候へ共、能登にて千石被下被召仕候。其後丹羽權助・小泉彌市郎・井口茂兵衛・九里九郎兵衛・半井・大道寺新四郎、みな〳〵殿樣より御折檻又は御知行不足にて身上かへ申候者を、今程よそよりよび申候よりは、まへかどより利家樣に數年有之者抱置候は、なじみ彼是よく候はんと、みな〳〵加增少づゝ被下召被置候事を、年寄衆又はわたり奉公仕衆も、殊外利政樣をほめかんじ申候。不斷御行儀はあしく候へども、武道は能可有御座候とかんじ申候事に候。

兩橋は犀川淺野川

八月。金澤の兩大橋上の荷物運搬に關する法規を定む。

〔國事雜鈔〕

金澤兩橋制札

此橋之上ころ木引通事有之間敷候。若不能承引もの於有之は、町人として押置、町奉行中ゟ可及斷者也。

寛永十年八月　日　　横山山城守　判
本多安房守　判

十月四日。加賀能美・江沼二郡に、能登鹿島郡石動山より出でたる勸進僧に宿泊せしむべきを命ず。

〔加州郡方舊記〕

態申遣候。能州石動山ゟ從四郡少宛御初尾指上候得共、此二十ヶ年以來退轉之由。就夫郡中爲勸進、彼表より使僧遣被申由に候。勸進之儀者、此方より差圖に不及候。御宿之義馳走申候樣、何も組中ゟ可申渡候、以上。

寛永十年十月四日　太田伊織　印

牛村は牛島村なるべし
近江村は誤なり

栗生村　左　助。　長野村　九郎左衛門。　大野村　六郎右衛門。
寺井村　八兵衛。　河内村　八郎兵衛。　波佐谷村　猪右衛門。
湯谷村　宗左衛門。　犬丸村　惣右衛門。　粟津村　喜　內。
宮竹村　源右衛門。　牛　村　茂右衛門。　吉谷村　彌十郎。
近江村　德右衛門。　上野村　勘十郎。　大杉村　彥右衛門。

江　沼　郡

大正寺村　市右衛門。　南江村　傳兵衛。　菅波村　又　市。
片山津村　長右衛門。　月津村　權右衛門。　山中村　四右衛門。
高堂村　次兵衛。

十一月十二日。加賀河北郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを令す。

〔加州郡方舊記〕

一筆申遣候。仍石動山大宮坊より、河北郡勸進被參之由、宿借し可被申候。先奉行千福縫殿助方より、任例書狀遣候者也。

寛永十曆十一月十二日　　大島甚兵衛　判

輿は組なり

御所村　源兵衛どのへ　福久村　次右衛門どのへ
竹又村　次兵衛どのへ　寺田村　少右衛門どのへ
觀法寺村　孫助どのへ　下又村　三右衛門どのへ
七黑村　七右衛門どのへ　大熊村　兵右衛門どのへ

領家輿

松寺村　猪右衛門どのへ　若松村　次右衛門どのへ

猶以勸進之儀は此方より差圖には不及候。

十二月五日。德川家光の養女大姬前田光高に入輿す。

〔德川實紀〕
十二月四日。明日大姬君加賀の邸に御輿入あるをもて、御調度を搬送せらる。日記
五日。大姬君加賀邸に御入輿あり。御輿渡は酒井雅樂頭忠世、御貝桶は酒井讃岐守忠勝役し、松平伊豆守信勝・高力攝津守忠房・靑山大藏少輔幸成・秋元但馬守泰朝・板倉內膳正重昌。大目付柳生但馬守宗矩・井上筑後守政重・留守居松平大隅守重隆・牧野內匠頭信成・酒井和泉守忠吉、その外目付・使番等供奉し、かしこにては中納言利常卿みづから御輿を請取、庶子宮松丸利治御貝桶を請とる。此日婚禮の儀注は、兼て儒役林道春信勝勘進するところを用ひらる。

又納戸役星合伊左衛門具枚かしこにまかり、金銀時服渡しの役を勤む。本城にては譜第の輩並物頭等に盛饌をたまふ。日記、寛永系圖、家譜

〔天寛日記〕

十二月四日

一、明日姫君樣御祝言に付、今日御道具被差遣。寛永日記

五　日

一、姫君と松平筑前守光高嫁娶、酒井忠世(雅樂頭)乘輿從焉。酒井忠勝貝桶之役、其餘松平信綱青山幸成等扈從。東武編年要錄

一、將軍家の姫君、松平筑前守光高(加賀守綱利父)入輿なり。老中並旗本の健士御輿に從ふ。供奉の規式嚴重なり。此姫君は水戸中納言賴房の息女、將軍家御養女となりて此儀に及べり。元寛日記

一、松平前田筑前守光高大姫君の御輿光高舘に入婚禮あり。酒井雅樂頭御輿を渡す、利常是を請取。酒井讃岐守御貝桶相渡す。飛驒守利治(時に宮松丸と稱す)是を請取。既にして利常・光高登城して御前に出、和歌山正宗の御脇差を利常に賜はり、太郎作正宗の御腰物並信濃藤四郎の御脇差を光高に賜ふ。この日利常、行平の御太刀・馬代黄金百枚・五月雨郷の御腰物・八幡正宗の御脇差・御服五十領・綿五百把を献す。光高一文字の御太刀・馬代銀子千枚・御服百領・絹二百疋を献じて賀儀をのぶ。寛永系圖

牛籠は牛込

一、星合伊左衛門尉具牧、大姫君の御輿加賀の筑前守光高の室に入。此時具牧、彼亭において金銀呉服の渡役相つとむ。寛永系圖

〔三壺記〕

寛永十年十二月五日に將軍家光公の御姫君樣光高公へ御嫁娶の御こし入とぞ聞えける。松平伊豆・酒井讃岐・阿部對馬・酒井雅樂頭御供にて、其規式憚不及申、千秋萬歳の御祝天下へも聞え渡りて見えにけり。此時光高公十八歳にておはします。姫君は七歳にならせ給ふ。未御幼少之御事なれば、折々は入らせられ、有時は御登城にて、御城と加賀の御屋布の其間、上下男女乘物の往來は、織る糸筋よりもしげかりけり、牛籠に數千步の御屋敷相渡り、長屋をたて、御姫君樣之御用人數百人居住す。加州より御廣敷番其外役人數百人江戶へ被召寄、牛籠の屋敷へ引越、御前樣御用相勤む。御前樣御家老には、塚原治左衛門を公方樣よりつけ置かせられ、諸事御用等上聞に達し調上げ奉る。有時中納言利常公御一門光高公にて御振舞を被進、淡路守殿・飛驒守殿・安藝守殿・前田右近大夫殿何も御一門よらせられ、御囃等之折節、御姫君樣俄に御登城被成とて、御供中ひしめく。御つぼねは、中納言樣へ御いとまごひなされ、御登城あそばし候やうにと申上ければ、御姫樣、さらば表へいでゝ御いとま申さんとて出させられ、つぎ〳〵の御もり女中子・小姓めしつれられ、御表の御座敷へ出させ給ひ、たゞいま

御城へ上り申候よし仰上られければ、利常公、今少し御あそびなされ候はん哉と御意なされければ、御ひめ樣仰有けるは、これにゆる〳〵と居まゐらせ候ても、筑前樣の御用もうけたまはり候はねば、まづ登城つかまつり、ちかき内にまゐり候はんと仰られければ、若殿だちは立てわきへ入らせ給ふ。御客も御供の女中も輿をもよほし、何も御機嫌よかりしとかや。御家の御威光天下にあまねく、光高公の御登城の折ふしは、所々御番所下座いたしうやまひ奉る事、將軍家の御成同事に見えさせ給ふ。めでたかりける御事なり。

〔殘囊拾玉集〕

一、水戸賴房公の御家來牧野與三右衞門と云侍、江戸引越にて、御貸長屋は御露地口より出候小口の外に在たるに、或朝東雲の比に、賴房公御露地口より御露地下駄を召候て御出、與三右衞門〳〵と御呼候故、罷出候へば、妻は此比產仕たる由ぢやが、息災にて肥立候やと御意。成ほど無事に罷成候と申上ぐれば、夫婦づれにて參り候へ、急用が有と御意。奉畏とて夫婦とも罷出候へば、是へ〳〵と被仰に付、御跡より御露地へ參り候へば、ひたと是へ被爲入候て、或御亭へ御入、是へ參れと有之。入候へば、十七八計りの美敷女中一人、產の催し有之躰にて、少被相滯樣子也。是を賴むと御意。奉畏とは申上候へども、御隱密の御樣子なれば、他へも不被申、一日一夜難行苦行致され、其夜產有之。御姬樣御誕生にて、右の母儀

の女中は被死たり。頼房公も、ひたと御居間より御往來にて、兎角夫婦の者に頼むと御意故奉畏、母儀の死骸を我寺に頼み片付候て、御姫樣には與三右衞門妻が乳を上候て、御成長被遊候。跡に承候へば、家光公未御部屋住の時分被召仕候女中懷胎、可被成樣無之御見合の所、產月に成申候故、頼房公に潜に御頼み、何分にも頼申候と被仰。其翌夜水戶樣屋敷へ乘物一丁舁來る。急なれば先御亭に御入被成候處、早催しの躰なる故、頼房公御取込にて右の通也と云々。扨姬君樣御成長の後、家光公の御養姫樣に被成候。大姬君樣と奉申、加賀の光高公へ御輿入被遊候。實は家光公の御實子たる事は、天下に人の不知事也とぞ。此由緒に依て綱紀公御代に成て、牧與三右衞門がせがれの牧與左衞門を、三百石にて被召出しと也。此咄牧與三右衞門と田中左源太心安くて承之、又は牧與左衞門にも永貞聞たる咄也。箇樣の事は、後に成ては不知者也、能覺に居候者也と、永貞も常に咄、田中式如も咄たるを覺えて武貞爰に記之。

永貞武貞共に有澤氏

〔竹園雜記〕

寬永十年子十二月五日午の刻、御前樣御輿入相濟候。前四日には御長持、梨子地蒔繪・黑塗蒔繪・葵の御紋付、惣數五百八十持也。五日及御案内は土井大炊頭殿也。御上屋敷御輿入之次第、一番御召替之御輿、次御厨子棚一對、御袋棚、御衣掛一對、御手拭懸一對、御行器一荷

也。次に上輿等也。こし添八人、輿舁十二人也。四番に春日局、五番に永呂院様、六番に大上﨟の方也。何茂輿に而、次に貝桶一對、酒井讃岐守殿被相渡、宮松丸様御請取被成候。御供には加藤石見守御脇指持也。宮城釆女御腰物持也。次御長刀中川市右衛門相渡す。此人終迄御前様御奉公仕被申候。中川爲代塚原次左衛門被相勤也。次に御輿左は酒井雅樂頭殿、右は酒井讃岐守殿也。御輿中納言様御請被遊也。御供には横山大膳御脇指持也。奥村河内御腰物持也。光高様御内ゟ御出、御輿に御手を爲懸給ひ被爲入。御供には横山山城守は御脇指持、本多安房守御腰物持。御輿の臺二頭、御からかさ一本、御供輿十四丁、輿添六人、輿舁十人宛、釣輿三十五挺、輿添四人、輿舁八人宛、駕輿四十五丁、輿添二人、輿舁六人宛也。惣而御供輿・乘物共に百挺也。五日之晩、奥方御膳部七五三百二十人前也。表方御饗應、井伊掃部頭殿・土井大炊殿・酒井雅樂頭殿・酒井讃岐守殿、其外御横目衆以上十四人衆へ御腰物一腰充被進。御酌者本酌神谷式部、加富田越後此兩人迄也。御奥方御屋舗之床に蓬萊山の御飾、御表方御座敷の床に三幅對御かざり。此御祝義に衣類之御定、上様方の御衆中は、下着むく裏紅、上着熨斗目かちんの上下、かば色足袋、但革。辻警固は上様衆被相勤。御自分之面々は上着茶色の熨斗目、かちんに子持筋上下、黑骨の扇子、小刀下緒紅色也。柄卷糸濃かば色の革卷也。附、足袋濃かば色の革也。御土產物。

御萬樣は滿姫後に廣島侯夫人となりたるもの

御小袖 五十 銀五百枚 中納言樣
同 五十 銀千 枚 筑前守樣
同 二十 銀二百枚 淡路守樣
同 二十 銀百 枚 宮松丸樣
同 二十 銀二百枚 御萬樣（待上臈也廣島御前樣也）
同 二十 銀百 枚 御富樣

御家來ゟ被下物。

御小袖 十 銀百 枚 本多安房守
同 斷 横山山城守
同 斷 前田三左衞門
同 斷 前田志摩
同 斷 今枝民部
同 斷 三輪主水
同 斷 長九郎左衞門
御小袖 五 銀五十枚 奥村河內

同　斷　　横山大膳
同　斷　　小幡右京
同　斷　　小幡宮內
同　斷　　村井兵部
同　斷　　成瀨內藏
同　斷　　富田越後
同　斷　　神尾主殿
同　斷　　神谷式部（後改横山）
御小袖三　銀三十枚　　組頭・鐵炮頭
　　　　　　　　　　番頭・出頭物頭
御小袖二十枚　　大中御小將
　　　　　　　　小頭使番
御小袖三　銀十枚　　子小姓大中小姓中

三ツ目の御祝義御振舞。

上様の御年寄衆・御横目、其外御出頭衆以上七十人餘御招請。朝は式掌の御料理、晝よりふ

式掌は式正

くさの御振舞御料理也。御能番組、高砂・田村・芭蕉・是界・猩々。四座立替り御能過て、役者共に御廣間に而御小袖二つ宛、御前様より被下候也。

御加増二千石　今枝民部へ被下

御腰物一腰　御守三輪主水へ被下

筑前守様ゟ安房守・山城守兩人を此時被進。但是は公方様へ利光様より被得御内意、上意にて如此也。公方様より國取衆へも、御旗本衆へも、筑前守様へも禮を可仕と上意にて、何も御禮に御越也。中納言様より御婚禮前、江戸に相詰候御家來中、千石より以下の人々へ御小袖一つ宛、侍分いづれも拜領被仰付、頂戴仕なり。

〔竹園雜記〕

一、表御饗應井伊掃部頭殿・土井大炊頭殿・酒井雅樂頭殿・酒井讃岐守殿、其外御横目衆、以上十二人、御腰物一腰充被遣。御酌本酌神谷式部、加富田越後、此兩人迄。中納言利光卿・少將光高卿御杯相濟、御家老の面々へ右掃部殿初、土井・兩酒井の御面々杯有之。御勝手は細川・淺野の御一門初、御出入衆溝口・小堀數輩なり。御家老へ杯可被遣と有之處に、溝口等の衆、掃部頭殿初御大老の御杯可被下と被仰候、各早速御前へ被罷出可然と三四度催促也。其間少し興さむる程成に付て、御目付衆も見兼、御勝手へ立出らるゝ。彌溝口、伯州に急ぎ被罷出候

伯州は河州歟

へと有之時、奥村河内幷に溝口等へ申さく、各は先刻より御前へ罷出御杯可被下と御申候故、將軍家は出御不被遊、誰の事哉覽各一圓合點不仕候。但井伊殿・土井殿・兩酒井殿より、今般之御祝詞祝候而杯を被進申事に候哉。少將老臣に本多安房守は將軍家隨一の忠臣佐渡守正信息に而、今日の客衆に肩をならべていやしからぬ男也。其上今日光高は、忝も將軍家の御聟なれば、常の國大名とは各別の義ならん。又大坂・伏見などにおいては、私祖父等今日の客衆は皆同座同列し、いそがしきはげしき場などにては、前後を爭ひたる事もありと傳承る。御杯と云ふのは、主人又は主人同官位の方より被下、御盃を頂戴する事と、何も心得居申候故、早速罷出不申。但箇樣にては無御座哉と申されければ、其樣に右之御面々も御察、今日は互に御祝言首尾能御調被成、千秋萬歲之至也。祝申候而此方の杯をも各々へ進候。又何もの御盃をも被遣候樣にとの事也。溝口等は御勝手衆、客衆は御申無之儀、勝手取持の面々申あやまつたり、河内の利口にこまりたりと笑はるゝ。本多安房守初、早く能所を取申たる河州とわらひ〳〵出て杯相濟。客衆退出の跡、御祝の御料理御配被下、中納言利常卿の御前へ被召出、今日は御大慶不過之、各も祝ひ被申、緩々酒給られ候やうにとの御事也。其とき房州・城州御前にて河内手を取、此利口ものに、今日の御客方・御勝手の面々も答につまりと云直し、別て千秋萬歲と被申上、御父子樣御笑ひ被成ける也。

十二月五日。徳川家光等、前田光高夫人附の用人中川市右衛門にその心得書を與ふ。

〔甲子聞書〕

條々

一、萬事奥方の義、ちくぜんの守家の法度にまかせ、あひそむくべからざる事。

一、女上下共に一切不可出、用所あるときは、其用のしなをあらため、つぼね手判に、ちくぜんの守より附置候者どものうら判にて可出。暮六つ過候はゞ、たとひ手判あることも、こをすべからず。但急の用ある時は各別の事。

一、走込の女ちやうじの事。

一、火のよふじんかたく申付べき事。

一、おくがたいろりの事、ゆるしのほか一切あるべからざる事。

右此旨をあいまもるべき者也。

寛永十年十二月五日　　　黑（家光）印

中川市右衛門どのへ

〔甲子聞書〕

条々

一、筑前守殿姫君様御ため、おろそかに不存、御奉公油斷仕まじき事。

一、表方の衆と申事など有間鋪事。付、表方へむづかしき義一切申間敷事。

一、姫君様へ頼候とて、肥前守殿・筑前守殿に人のわびごと仕間敷事。

一、臺所方へむざと用を申出間敷事。

一、女房上下共に、一年二度之外宿へ出候事有べからず。其上先も不慥所へ参まじき也。わかき衆之事は、上らふ・式部・つぼね、此三人ねんを可被入事。

一、萬事三人之衆者、中川市右衛門相談候て可被申付事。

一、奥方ちかき所にて、高聲物あらがひいたすまじき事。

一、上下共にふはつとの翟くせ事たるべき事。

右此旨を相まもるべき者也。

寛永十年十二月五日

讃岐守

大炊頭

雅樂頭

中川市右衛門殿

〔甲子聞書〕

ぜんぶの事

上之衆

一、しる二　此内にしやうじんあるべし。

一、さい三　此内にしやうじんあるべし。

中之衆

一、しる二　此内にしやうじんあるべし。

一、さい二　此内にしやうじんあるべし。

此外なににてもつけ物。

御はした又女ぼうたちまで

一、しる一

一、さい一

此外なににてもつけ物

以　上

一、ぎやうずいの事、三日に一どたるべし。

ぎやうずいは行水

右のむねをあいまもるべき者也。

寛永十年十二月五日

讃岐守

大炊頭

雅樂頭

中川市右衛門殿

十二月七日。前田光高夫人入輿第三日の祝儀を行ふ。

〔徳川實紀〕

十二月七日。姫君三日の御祝なれば、本城より宮城甚右衛門和甫をして、五百八十の餅・肴二十種・酒五十荷をつかはされ、加賀邸より家士横山大膳亮もて、五百八十餅・肴二十種・樽二十荷献る。日記

〔天寛日記〕

十二月七日

一、宮城甚右衛門和甫、加賀筑前守光高婚禮三ヶ日の御祝儀に上使として、五百八十の餅、御樽五十荷、御肴二十種を送りたまふ。時に利常懇意尤あつし。且備前一文字の刀、法城寺の脇差を和甫にあたふ。寛永系圖

少將は光高

一、姫君樣三つ目爲御祝儀、從肥前守五百八十之餅、御肴二十種、御樽二十荷進獻之。使者横山大膳亮ゟ呉服十被下之。寛永日記

十二月廿五日。前田利常・光高等登城して婚儀の終れるを謝す。

〔天寛日記〕

十二月廿五日

祝言御禮 太刀一文字一振、銀子十枚、小袖百、絹二百疋獻之。　加賀少將

右畢而

太刀行平、黄金百枚、小袖五十、綿五百把獻之。　加賀少將

太刀目錄、小袖十。　松平淡路守

同斷　松平宮松丸

右同樣御禮進物之。昵近之衆長袴に而役之、御座之間御上段御着座。

加賀中納言

同　少將

初獻

御盃出る。御引渡御銚子御前も召上、少將頂戴、御肴被下、正宗御腰物・吉光御脇差被下之。

其盃御前ゟ上、御盃中納言頂戴之、御銚子入。御盃何も三方也。御加有。

二　献

御盃出る。御雜煮御銚子御前ゟ被召上、中納言頂戴、御肴被下、御脇差正宗拜領。其盃御前ゟ被召上時、御腰物五月雨鄉・脇差正宗進上之、其盃少將頂戴、御銚子入三方にすはる。御加有。

三　献

御盃出。御吸物御銚子御前ゟ被召上、中納言頂戴。其盃御前へ上、御盃少將頂戴納。次數之土器出、御前ゟ召上、淡路守頂戴之時、御脇差來國光拜領之。次宮松丸御盃被下、御脇差行光拜領之。

右過而本多安房守・横山山城守御禮申上、終而何も退去。獻廟日記

是歲。越中礪波郡埴生八幡宮の本殿を再興す。

〔寺社來歷〕　埴生八幡由來

寛永十年御寶殿從微妙院樣御再興被爲成、並矢柄之繕被仰付候。且又願書之寫千岳に被仰付候。正保年中微妙院樣御社參被爲成、西尾隼人殿ゟ被仰渡、拜殿御建立。今以御宮御修理等每度被仰付、遷宮之刻入用銀並御幕白布等致拜領、正遷宮仕候。中略

願書は八幡社に傳へて木曾願書といふもの

陽廣院様初而江戸ゟ御發駕被爲成候刻、御社參被爲成。其後御入國之砌も御社參被遊。木曾義仲卿願書・矢柄之義、西尾隼人殿ゟ御尋被爲成候。

寛永十一年

二月朔日。加賀藩の老臣等徳川家光に謁す。

〔天寛日記〕

二月朔日

一、加賀中納言陪臣等御目見。舊冬姫君様御祝言之刻、御目見不仕に依而、今日初而罷出云々。

三月九日。徳川家光、前田利常等に茶を饗す。

〔天寛日記〕

三月九日

一、早朝御茶湯。

松平肥前守

松平大隅守

肥前守は前田利常

森　美作守
松平長門守
細川越中守
松平越前守

松平伊豫守
松平新太郎
松平安藝守
立花飛驒守
鍋島信濃守
佐竹修理大夫

一、晝御茶湯。

一、右終而退出、即刻爲御禮登營。雅樂・大炊・讃岐ら謁而退出。獻廟日記

春。金澤東本願寺末寺を移築す。

〔三壺記〕
寛永十一年の春より、六條の末寺造營として、三ヶ國郡中町中寄進勸進相調、屋敷ならしお

奥野紀伊守氏清元和四年七月四日歿す

びたゞし。先年は御城西北に當りて後町と云所に有、火事以後侍屋敷に成、奥野紀伊守屋敷へ家を買するにして渡りけり。一向一心の信心者共、金銀米錢絲綿山の如く持湊ひ、請取々々に石場の石或は板角釘金物幾百人宛持積て、異形異類の出立にて、三階やぐらの石かちの臺を拵へ、二三ヶ所にて地形を百日計もつきにけり。其後石ずゑに成て、老若男女あつまり普請等を急ぎければ、誠に不可稱不可思議不可説の大くどくに因て、奉行人もなく催促もせざれども、此御普請にもれぬれば、此度成佛成り難きとて、八九十計のおほぢ・うば、孫や子どもにかつがれて、石かちの繩に手を掛、いたゞきまつりて急ぎければ、墓行事かぎりなし。北國無双の大がらんこそ出來けれど、諸人見物市をなす。近所の者ども此本願の利益にひかれて、頓て富家とぞ成にける。

〔菅家見聞集〕

寛永十一年金澤六條之東末寺造營、先年は御城の乾後町と云所に有之、今の屋敷は奥野紀伊守屋敷買取て作事有、則今の東末寺也。

〔寺社來歷〕

一、金澤東末寺開闢者、本願寺十二世敎如上人慶長二年金澤後町に末寺致建立、至當歳九十年罷成候。

一、寛永八年四月金澤大火事に付、金澤町立替候時分、右後町末寺屋敷被召上、代地之義奥野主馬上地に而、從徽妙院樣屋敷致拜領候。御門跡より以書狀御禮被申候處、御返札御座候而所持仕候。並本多安房・横山山城添狀も所持仕候。其後第十三世宣如上人寺被致再興候。

〔國事昌披問答〕

問云、本願寺末寺金澤に建立は如何に候哉。答、寛永十一年奥野紀伊守屋敷を買取て寺を建る。七年にして成就、萬治元年三月廿八日移徙。本堂表三十七間二尺五寸、裏行二十七間二尺七寸也。柱數九十六本、瓦數二十萬也。

四月三日。德川家光、前田光高に南蠻犬を贈る。

〔天寛日記〕

四月三日

一、松平筑前守江南蠻犬被下之。人見私記

四月下旬。前田利常江戸より金澤に下り、尋いで上洛す。

〔三壺記〕

加州利常公御歸國之事

寛永十一年には將軍家光公御上洛之御事なれば、諸國の大名何も御供之用意可有旨にて、皆

利常の上洛は六月二十九日にあること本年六月二十五日の條に載せたる奥村易英の消息に見ゆ

々歸國せられ、直に國本より上洛也。中納言利常公は寛永八年の十二月江戸へ御參勤にて、中年二年御在江戸の事なれば、國本には久々の御留守にて、上下待兼たりけるに、當四月初には御歸國と相聞え、掃拭以下まで善盡し、卯月下旬に御城着被爲成、御分國之諸奉行日夜登城仕、申上るも有、被仰出を承るもあり、御夜詰迄は下馬に市をぞなしにける。扨御城中へ出させられ、玉泉院殿御屋形之跡を御露地に可被仰付とて、大橋又兵衞・瀧長兵衞などに被仰渡。先地形の土をならさせて、泉水などに可被成所の土を、町中へ可被下旨御ふれにて、町中より毎日掘て取り行ほどに、頓て谷峯と成りにけり。其間に御用意出來し、御供中も用意いたし、五月下旬に金澤御發足被成、海津より御舟にめして、大津の御旅屋へ入らせ給ひけり。

五月廿二日。前田利家の女豪姬歿す。豪姬は宇喜多秀家の室たりしものなり。

〔前田家譜〕

豪姬寛永十一年五月廿二日歿す、享年六十一歳、樹正院殿と號す。

〔壬子集錄〕日妙文

さやうに御座候へば、御一もんさま御女中さまがたの御たんじやうの御事、御せいきよねん

がう月日おぼへ申候はゞ、申上候やうにと御ゐのよし仰下され候。久しき御事、そのうへわたくし物覺御ざなく候ゆへ、ごなたさまゐも覺不申候。うきだ中なごんさまの御内さまは、御こし又御せいきよはおぼへ申候まゝ、たゞ今かきつけ上申候。そのほかさまはおぼへ申さず候。

七月十五日　　日めうゟ

よこ山しまの助さま　御返事人々

〔壬子集錄〕　日妙文

うきだ中なごん樣の御内樣

一、ぢゆしやう院でんめいしつしゆかうだいぜんじやうに。

くわんゑい十一ねんきのえいぬのとし。

とうねん三十九年。

五月廿三日。前田光高江戸を出發して上洛す。

〔□歲紀聞〕

一、陽廣院樣二十之御歲、江戸より御上洛。

但大猷院樣六月二十日江戸御立。陽廣院樣同廿三日御發足。

陽廣院は前田光高

將軍の江戸を發したるは五月二十日なり

御出城は家光

黄門利常とあるは筑前守光高の誤なるべし

〔徳川實紀〕

五月二十日。御出城。未刻神奈川御殿にやどらせ給ふ。

廿三日。加賀黄門利常卿府を發す。

六月廿五日。奥村易英命を承けて前田孝成に負債整理に關する實行方法を示す。

〔金澤文書〕

一、鷹と小鷹共に五つに可被相定之事。

一、金澤などへ被越候刻、子小姓之外のりかけに乗せ被申義停止之事。

一、臺所奉行に桑原源左衞門・堀江三郎右衞門兩人に申付、年々のかひ物さん用承、直段以下せんさく可仕候。臺所廻諸事法度等、きと申付之様に可被申付候。然ばおもて詰より臺所へ立入候もの被致吟味、五人か三人被相定、人さし外むざと立入不申樣に可被申付事。

一、臺所へ立入候もの之内たりといふ共、定飯之ものゝ外飯など給候義、一切に停止に可被申付候。酒肴等之事不及申事。

一、振舞は汁二つさい三つ、其外木具など一切無用に可被仕候。朝夕之儀者不及申事。

一、身廻仕立之儀、借錢相濟候まで、たとひ被仕立候共、地絹を以可被仕事。

候内は候迄なるべし

志摩は前田直知三男孝成

源峰は前田長種、内記は其子長知、對馬は直知の長子直正

一、鷹野又は遊山等に被罷出候刻、下々のもの燒飯之外無用に候。手前之辨當も、さだめ之仕立にて、五人前か三人前可被仕事。
一、此借錢相濟候内、四人年寄共萬事立入、算用以下法度等にせいを出し可申候。急度せいしを可被申付候。借錢ぬけ不申内は、賄方諸事年寄共次第に可被仕事。
一、知行内高二千五百石別に代官を付おかれ、此物成を以借錢のかたへ沙汰可被仕候事。
一、家中知行高百石取より應高、則百石に付て高二十石宛、借錢相濟候まで可致合力事。
一、鹽・味噌・肴以下、其々に奉行可被申付候事。
一、志摩守借錢、長次郎・八兵衞へも、高千石に金子十枚宛懸候樣に可仕事。
一、源峯・内記・對馬知行押込、千石割にいたし鬮取に可仕候事。
右條々以御内意就相究候、被爲加御印候間、少も無相違樣に尤存候、以上。

寛永十一年六月廿五日　　奥村因幡守易英　判

前田志摩守殿

【金澤文書】

以　上

寺尾又兵衞是へ被下候御内々之御帳、夜前御印被爲押被下候。何とか樣に御定被成候も、貴

殿様御心持悪敷候者成申間敷候。急度御つゝしみ被成、御借銭ぬけ申候様可被成旨御内意に御座候。折々は御横目なども被遣義可有候間、御氣遣可被成候。又先度申上候年寄共、家中より被召仕候子どもへ、御扶持をお放被成と申候へば、迷惑可仕候。御手前御借銀ぬけ申迄は、親共之はごくみに而被召仕候様に可被成候。萬事年寄共御談合可被成候。年寄共にも誓紙をさせ可申旨御意に御座候。中納言様明日は御上洛に候條、其元御障明候者、年寄共此方へ可被下候。猶追而面上之節可申述候、恐惶謹言。

六月廿八日　　　　　　　　　奥　因幡守易英　判

前　志摩守様

人々中

七月十一日。徳川家光入洛し、前田利常之を大津に迎ふ。

〔徳川實紀〕

七月十一日御入洛により、殊に行装をかいつくろひ、供奉上下の威儀嚴肅たり。これを拜せんとて、都鄙近國の男女、膳所より京まで立錐の地もなく群集せり。大津へ入らせ給ふとき、加賀中納言利常卿拜し奉る。まかでゝ後、太田備中守資宗を御使として慰勞せらる。

七月十八日。徳川家光參內し、前田利常之を四脚門に迎ふ。

〔金澤市中古文書〕

奉書之趣謹而致頂戴候。來十八日就被爲成御參內、如此跡衣冠に而四足之御門迄可罷出旨、奉得其意候、恐惶謹言。

七月　　　　　　　　　　　　松平肥前守

酒井讃岐守殿

〔德川實紀〕

十八日快晴なり。辰刻御直垂にて御輿にめされ、二條城を出御なり。（中略）。仙臺中納言政宗・加賀中納言利常卿以下、外樣四品以下の諸大名は小路に待奉る。四足門にて御輿をかきおろせば、日野大納言資勝卿御簾をまき、飛鳥井中納言雅宣卿阿部豐後守忠秋より御沓を受とりて奉る。又資勝卿御輿のうちより御太刀をとりて、井伊靱負佐直滋にわたし、御刀をば吉良上野介義彌にわたす。此時月卿雲客は、庭上に群居して拜し奉る。

閏七月。前田利常領內の草高及び租額を上申す。

〔袂草〕

一、加賀國四郡總高四十四萬二千五百石四斗五升六合、內四百六十一石七斗四升寺社領。惣田方二萬二千三百廿九町六段二畝十五步、惣畑方五千七百十八町五畝二步、內四萬八十七石

五斗一升六合荒川成。惣物成合十七萬四千三百七十四石七斗六合、内二百石二斗七升七合寺社領、以上。寛永十一年甲戌閏七月吉日松平肥前守

一、能登國四郡惣高合二十一萬六千八百九十一石三斗五升四合、内千八百七十三石七斗七升五合寺社領。惣田方一萬千百五十一町三段三畝十七歩、惣畑方三千三百八町八畝廿三歩、四萬千三十七石一斗四升四合荒川成。惣物成合六萬六千七石七斗三升七合内七百三石三斗四升寺社領、以上。年號月日御名右同斷

一、越中國四郡惣高五十三萬三千三百六十一石一斗九升、内百五十石寺社領。惣田方三萬千六百三十町四段四畝十五歩、惣畑方三千九百二十六町九段六畝二十三歩、内九萬二百五十七石三斗荒川成。惣物成合十四萬七千五百九十五石四斗六升三合五勺五才、内四十九石九斗九升四合八勺五才寺社領、以上。年號月日御名右同斷

八月四日。徳川家光、前田利常の所領を安堵せしむ。

〔舊藩遺文〕

加賀・越中・能登三箇國百十九萬二千七百六十石目錄在別紙事、任去慶長十九年九月十六日・同廿三日兩先判之旨、全爲領知之狀如件。

寛永十一年八月四日　　家光判

加賀中納言殿

〔天寛日記〕
八月四日
一、今日諸大名領知御直判被下之。

加賀中納言

加賀・越中・能登三ヶ國　合百十九萬二千七百六十石

八月。前田利常京師より金澤に歸る。

〔三壺記〕
將軍家光公御上洛之事

寛永十一年閏七月將軍家光公御上着被遊、二條の御城ゑ入御せられ、此時内大臣に御任官有、二條へ還御被爲成。町中ゑ大小の家にかぎらず、一軒に銀子百三十五匁づゝ、都合五十貫目被下候。大坂の町中は先年より諸役等を勤けるを、此時永代諸役御赦免可被爲成旨、町御奉行へ御朱印を被遣。其餘慶にひかれて、五畿内近國賑々敷、上下萬民大悦仕、延喜天暦の御代とても是には過じと、千秋萬歳のことぶき日夜止事なかりけり。頓而將軍家は御下向を被成ければ、利常公も御歸國被成けり。利常公の大津に御逗留之間に、御旅屋のうしろ湖水中

家光の京都出發は八月五日なり

宮の腰は加賀石川郡

御着は京都より歸著の意なり、故に假に八月に係く

に石垣をつみ上、島を被仰付、上に亭を建させられ、子小姓ども水をあび、御亭へ上り御遊興をもよほし、御機嫌もよかりしとかや。大津にて御材木之御目錄相調、大工一人に御奉行付て大坂へ被遣候。何程は江戸へ廻し、何程は宮のこしへと被仰付。是は江戸にて御成候御用意と、玉泉院樣丸にて御露地、又は二の丸の御殿御作事之御支度と、後にぞおもひ知られける。先年御幸の御時分、本國寺に御入候へども、此度は大津に御座被成、毎日京へ御通ひなされけるが、早速御歸國有て、御休息の間も御座なく、玉泉院樣丸へ御出被爲成、御普請被仰付けり。

八月。金澤城玉泉院丸の庭園を經營す。

〔三壺記〕

玉泉院樣丸御普請之事

利常公は金澤へ御着の翌日より、御普請所へ毎日御出被爲成、京都より召寄たる劍左衞門と申山作りに被仰付、つき山・泉水・御亭等の品々、前代未聞成御事なり。能州より宮腰へ大石ども着岸す。五百人千人づゝしゆらにのせてとらせらる。其石一つ、宮のこし道の半途にて角欠ければ、其まゝ于今捨置きぬ。御家中より植木共指上る。鶴來山・二俣山・能州より在々所々尋さぐつて、かゝりのよき植木・石等を取寄らるゝ。御前において御直に被成御普請なれ

ば、其日〳〵の奉りを以諸奉行勤ける程に、惣御奉行は殿様なり、人足は御相撲のもの五十人・百人ものゝと名付て、御鐵炮のものどもなり、御目通の外は役人御小人なり。此百人ものと申は、去寛永七年に御本丸の御露地に御數寄屋被仰付。其時御鐵炮のものゝ内を、器量のよき若者ども百人すぐり、諸の足輕役御赦免被成、佃源太郎を頭に被仰付、御前にて御直に被召仕、何も出頭つかまつり、有たきまゝのだてをいたし、餘り御念比之ゆゑに大橋與右衛門に被仰付、一人に朱銀二百目宛御式臺にて被相渡、利なしに被仰付ぬ。是を式臺のなげかしの二百目銀と申けり。江戸詰いたし候へば、中飯扶持とて一人半の御扶持方被下、出銀之心持に七俵米迄被下。然るに佃源太郎、餘りに難有被成やうなり、御供中に一人半扶持のもの又ともなしとて、一分にいたし、半扶持取上ければ、目安にて御なげき可申上旨、百人ものどもせんぎいたしけれども、うちわより佃へかへり忠のもの有て、それも叶はずなりにけり。然るに此百人ものと、御すもふ取五十人、かる〴〵しき出立にて、御意に随而働ければ、頓而御露地出來す。其内に御指圖も相究りて、御二の丸千疊敷の御殿を建直させられ給ひ、御いそぎ被成ければ、古今無双の御屋形今において、御材木等を見るに付ても類有べきとはおもはざりけり。

〔金澤古蹟志〕

朱銀は朱封銀なり

百人組者傳話

三壺記に云々。此百人者と申者は、去る寛永七年に御本丸の御露地に御數奇屋被仰付。其時鐵炮之者の內を、器量能き若者共百人すぐり出し、諸の足輕役御赦免被成、佃源太郎を頭に被仰付。御前にて御直に被召仕ゆゑ何も出頭仕、有度儘に伊達を致し、餘り御念比に候故、大橋市右衞門に被仰付、一人に朱銀二百目宛御色臺に而被仰渡、利なしに被仰付、是を式臺のなげかしの二百目銀こそ申ける。江戸詰致し候へば、中飯扶持とて一人半の扶持方被下、出銀の心持に七俵米を被下。然に佃源太郎餘りに難有被成樣也、御供中に一人半扶持の者又ともなしとて、一人扶持に致し半扶持上げゝれば、目安にて御なげき可申上旨、百人共詮議致しけれども、內輪より佃へかへり忠の者有て、それも不叶成にけりと云々。按に今櫻木神社の邊なる百人組の組地跡といひ傳るものは、右佃源太郎が裁許せし百人の者の組地なるべく覺ゆ。今此地をば百人町と呼べりとぞ。

九月十九日。加賀能美郡小松町の皮多に邸地を與ふ。

〔加賀古文書〕

能美郡小松三日市之內、播磨皮多居屋敷七百六十六步之所、右御會所御指圖を以相渡す所如件。

寛永十一年九月十九日

中村新左衞門　判

吉田伊織

播磨皮多　次郎左衞門

善右衞門

九月廿七日。前田利常幕府より正月十五日以前發程參覲すべからずとの命を受く。

〔古文章〕

急度申入候。就江戸參上之義、早々國許被相立之樣被聞召候。然者正月十五日以前國許被罷立事、堅無用之由被仰出候條、可被得其意候、恐々謹言。

寛永十一年九月廿七日

堀田加賀守

阿部豐後守

松平伊豆守

土井大學

加賀中納言殿　人々御中

十一月。京都紫野大德寺の塔頭興臨院に修理料銀百枚を贈る。

〔寺院來歷〕 與臨院由來書

一、寛永十一戌年霜月使僧秀首座を差下、賀州へ修理之儀申上、銀子百枚拜領仕候事。

十二月八日。能登鹿島郡和倉溫泉に湯稅の領收書を與ふ。

〔政新錄〕

寛永十一年分能州和倉村湯賃運上銀子之事。

合四十四匁　　但朱封銀也

右之銀子受取所如件。

寛文十一年十二月八日　　駒井主膳　印判

寺西若狹守　印判

卯辰木町之內　孫十郎かたへ

十二月十三日。加賀江沼郡山中溫泉の湯稅の額を定む。

〔加賀古文書〕

其村湯賃運上之事、當夏金子三枚に御請申上候得共、此內一枚被爲成御赦免候間、如跡々每年金子二枚充指上御皆濟可仕者也。

寛永十一年十二月十三日　　寺西若狹守秀信　判

駒井宗膳重勝　判

加州江沼郡之内山中村　湯番頭並惣□

十二月十五日。前田利治從四位下飛驒守に叙任せらる。

〔天寛日記〕

十二月十五日

一、前田飛驒守利治は中納言利常の三男、十七歳にて御家號を賜り、從四位下の飛驒守に任ず。藩翰譜、寛永系圖

〔德川實紀〕

十二月十五日。この日加賀中納言利常卿庶子宮松丸利治、從四位下に叙し、飛驒守と稱し、御家號をゆるさる。

十二月廿六日。津田遠江守重久卒す。

〔津田氏由緒〕

一、九世之祖父　津田故遠江守重久

生國城州伏見城、幼名牧之助、若名與三郎重久、平内大臣重盛廿二代孫山城伏見城主津田新太夫高重二男に御座候。曾祖父肥後守道秀入道、祖父佐渡守元重以來、代々管領細川家に屬

三好家三州本のまゝ

し、執權職相勤申候。遠江守儀は永祿・元龜より天正初迄、細川晴元・三好家三州大和守藤英推擧を以、足利將軍義昭公等幕下に屬し、戰功に因り山城國三室戸・大鳳寺・槇川三ヶ庄を領し、天正五年より兄津田兵庫頭遺知七千石兼領仕、明智光秀に隨身仕。同十年夏光秀より暫近江一國給り候節、遠江守と改名仕、手勢二千餘人所持仕候。山崎合戰後、紀州高野山千手院谷定光院に參籠仕候處、太閤秀吉公より蒙御召、伏見ゑ登城仕、御目見之上地方三千石給り、秀吉公甥尾藤左衛門佐知宣殿後見御賴被成、筑紫ゑ出陣仕候。其後關白秀次公ゑ爲附、御馬廻頭相勤叙爵被仰付。文祿二年高麗陣御用意被仰渡砌、遠江守一組五百廿人、せがれ共平藏・四郎兵衛等手勢合八百五十人有之由に御座候。其節知行高傳承不仕候。同四年秀次公御歿後、京都に一兩年罷在候內、仙臺正宗殿・福島左衛門大夫正則より、並に一萬石を以被招候得共辭退仕候。於京都奥村伊豫守快心・横山山城守長知を以御召に付、金澤ゑ罷下申候。高德院樣御代慶長元年八月十二日、瑞龍院樣ゑ被召出、越中繩打之內を以、先四千俵之領地被下置。其後御知行五千五百石御引直被下、大聖寺御陣御供仕、首一級討取申候。御先備ゑ被遣候砌、乘廻候節城中烈敷鐵炮打掛候內、佐久間新五左衛門膝臺に而、遠江守太股打貫候得共落馬不仕、勇々敷御使相勤。家來戀塚作左衛門・野原勘兵衛首二級取申候。慶長八年遠江守新參に御座候得共、御心安被思召之旨御意に而、大聖寺二の御丸御預け、御鐵炮足輕三十

四人被爲附、御城番相勤、鐘ヶ丸に罷在申候。同十四年隱居奉願候處、同十五年御懇之御意を以、願之通隱居被仰付、御知行無相違五千五百石二男勘兵衞に被下、直に大聖寺御城番相勤申候。先達而勘兵衞に被下置候新知五百五十石、遠江守隱居料拜領仕、同御城二の御丸下黑門に被爲置候。大坂冬御陣、奥村河内守・奥村攝津守より、十月十日連名御陣觸到來仕、遠江守御本陣被召連候。せがれ勘兵衞・源右衞門兩人に手勢相添へ、眞田丸に攻寄高名仕候。同夏御陣勘兵衞其節和泉守と申候、御先手被仰付。遠江守は近藤甲斐と、大聖寺御城番相勤申候。其頃隱居名道供と相改申候。二男勘兵衞・三男源右衞門共、大坂岡山小返に一番に鑓合、大坂勢追崩、千貫堤の下迄乘込申に付、家來共首數十五級討取申候。右勳功に付和泉守兩度三千五百石御加增に而、後一萬石拜領仕、御家老相勤申候。三男源右衞門二千石御加增被仰付、人持組に被指加候。元和元年一國一城天下御制法被仰渡、大聖寺御城引け申に付、同二年金澤に被召寄候。前年安土城寶藏より分取仕候備前海老背長光刀、黃金二百枚代付有之品、微妙院樣に指上候處、黃金十六枚拜領被仰付候。其後陽廣院樣御咄衆被仰付置。寬永八年頃乘輿御免被仰付候。同十一年十二月廿六日病死仕候。病中にも奥村河内守爲上使、御懇之御意を以御小袖二つ拜領仕候。其外働之義、隊將六人二階堂駿河守・軍家日向守・戸松左京・播州中津村城主梶原十右衞門入道々安・泉州家原城主寺町仙助・松永足輕大將芳賀某等、甲首合二十

二討取、一番に槍を合候儀三度に及申候。三好細川よりも感狀二通給り候。尙委細之儀は首級覺帳・先祖由來帳等三冊所持仕、享保七年三月十五日奉入御覽候。續本朝通鑑・將軍家譜・太閤記・御年表等に相見え申候。

寛永十二年

正月七日。町人百姓の領外に出づる者に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、御分國中町人・百姓によらず、或奉公人、或爲日用取、他國に相越候事堅御停止候。自今以後他方に罷出候輩於有之者、其者類親被處曲言、在所中より過料可被召上事。

一、諸給人知行所之內、田畠無構者相改、如相並給銀宛、當給人かたへ可召仕事。

一、御國のものども、あきなひ又は爲奉公他國に罷越候者、其年切に可罷歸旨、最前より被爲定置候。自然他方に年をかさぬるにおいては、諸親類共に可爲曲言旨重而被仰出候條、急度可相返事。

右條々被仰出所如件。

寛永十二年正月七日

横山山城守
本多安房守

金　澤　町　小　松　町　大正寺町
今石動町　富　山　町　小　津　町
境　　町　所之口町　輪　島　町
高　岡　町

正月十五日。前田利常去年その子利治の叙爵せられたるを謝す。

〔天寛日記〕

正月十五日

一、松平飛驒守元服、官位四品に被仰付に依而、爲御禮加賀染五十端、中納言より進上、使者御目見。

正月廿九日。前田利常江戸に參覲す。

〔富永文書〕

加賀中納言樣寛永十二年亥正月十八日關ヶ原に御旅宿被爲成候節御禮申上。

江州醒井御本陣　松　井　新　助

小津は魚津

飛驒守は利治

御供横山大膳樣・西尾隼人樣・御賄青山又右衞門樣。

〔天寛日記〕

正月廿九日

一、松平肥前守當地參府に付、內藤伊賀守御使被遣之。寛永日記

〔天寛日記〕

二月朔日

一、入御之刻於御黑書院。

銀五百枚、小袖五十。　加賀中納言

右當地參勤に付御目見、松平出雲守披露之。御日記

二月九日。侍屋敷並に町方の火災に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、侍屋敷火事之砌、親子・兄弟・聟しうと以下一類之者、並家來者之外、火本に懸集るべからず候。若無由緒者相交、道具以下取散候者、火之番御奉行衆として相改可有成敗事。

一、町中火事之砌、町奉行之外一切火之本に罷出間敷候。自然徒者町人に紛有之付而者、見

十村肝煎は後單に十村といひ他藩の大庄屋に當る

合次第に御奉行衆として可有成敗事。

一、火事之場江、爲見廻使遣儀御停止候事。

一、晝夜に不寄、常々火之用心堅可被申付候。若致無沙汰火事出來候者、火本より過料可被召上事。

一、侍屋敷・町方に不寄、火事出來付而者、手前之町中より早速水を持より、火之番御奉行衆任下知、類火無之樣に可仕候。若町人於致油斷者、肝煎被處曲言、其町中江は過怠可被仰付事。

右條々被仰出處不可有相違者也。

寛永十二年二月九日　　横山山城守

本多安房守

四月十日。能登羽咋・鹿島兩郡の十村肝煎を命ず。

〔眞館氏覺書〕

定十村肝煎之覺

押水之内　上田村　加兵衛

今濱村　七兵衛

羽咋七十五村　菅原村　行　永

土橋村　新兵衛

中川村　太郎右衛門

同　四ヶ内　大念寺村　竹　内

堀松村　喜兵衛

同　七ヶ之内　相神村　彌　六

龕坊村　源兵衛

鹿島郡之内　府中村　室や兵衛

澤野村　喜兵衛

有江村　藤右衛門

同　熊木　中島村　田右衛門

同　島　鰀目村　太　間

右十四人之者共、十村肝煎被仰付候條、成其意公儀御用等無滯樣に可相勤、與之村わけ之義は可爲如帳面者也。

寛永十二年卯月十日　因幡判

河　内判
勘兵衛判
隼　人判
左　近判

能州羽咋・鹿島両郡在々百姓中

五月九日。金澤町大に火く。

〔政隣記〕

寛永十二乙亥歳五月九日之晩、金澤河原町之後より出火、犀川口河原町・立町筋・石浦町・南町・堤町・尾張町・新町・中町・寺町・おがや町より田井口へ押廻し、淺野川人持下屋敷悉焼失。此時町中を惣構之外に屋敷替被仰付、町割等相調、文化五年之頃之如くに相成候事。但二三年之内如元家造。

五月廿六日。越中礪波郡隱尾村と湯山村との山論を裁決す。

〔越中古文書〕

越中利波郡隱尾村里山郷と北峠相論之儀、遂穿鑿候所に、右出入之儀は、落村大助匠徒を不謂儀引催、里山之郷中を書付指上申由、湯山村文助白狀仕に付而、則落村大助籠舎申付候。然

葛木は葛卷なるべし

上は彼北峠之儀者、隱尾村持山に相究候。如前々隱尾村より支配可仕者也。

寛永十二年五月廿六日

葛木隼人判

稻葉左近判

越中利波郡隱尾村　源右衛門

甚五郎

六月晦日。德川家光、前田利常に封國に就くべきを命ず。

〔德川實紀〕

六月晦日。先に在府の諸大名交替の事仰出されしにより、今日加賀中納言初め廿六人を召して、就封すべき旨傳へらる。これ大名四月交替の始なり。薩摩中納言はじめ五十五人は在府たるべき旨傳へられ、岩城但馬守宣隆・戶澤右京亮政盛も暇賜ふ。日記、紀年錄、寛永系圖

〔德川實紀〕

そのかみ諸大名の就封・在府ともに、しかと定まれる事はなかりしが、寛永十二年六月に加賀黃門利常はじめ廿六人をめして就封すべしと命ぜられ、薩摩黃門家久はじめ五十五人は在府たるべしと仰傳へられぬ。これぞ諸大名交替の定期仰出されし起本なりとぞ。日記

七月八日。能登鳳至郡輪島索麪の請取書を與ふ。

表は俵なり

來年江戸御普請中とは江戸城外郭石疊築造の工事をいふ

〔能登古文書〕

請取申輪島素麪之事

合二十表は

右は御城様爲御用、請取申所如件。

寛永十二年七月八日　福田平左衞門　判印

稲葉左近殿

七月二十日。越中礪波郡隱尾村の山論に關し公事場より指令を與ふ。

〔越中古文書〕

八臥深峠より北者北峠分、先規より隱尾村支配仕來之旨、相手湯山村文介書付之上者、隱尾村之山に相究候之條、如前々支配可仕者也。

寛永十二年七月二十日　御公事場印

八月廿六日。伊豆及び江戸に遣はす奉公人に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、當年伊豆山・江戸ゑ遣候一年切之奉公人、侍・小者に不寄、來年江戸御普請中は不相替可

一記は一季なるべし

召仕候。然上は請人手前、如當請狀可令裁許事。

一、來年一記居之役人、侍・小者によらず、當年十月中に金澤ゟ罷出、奉公之年月可相究候。然ば十二ヶ月之給銀、上之小者一人に付百二十目、中之小者百十匁、下之小者百匁宛たるべし。至來春者、一年切之奉公人不可及取沙汰事。

一、月切に相究候小者は、一ヶ月に付而給銀十三匁宛可遣事。

一、諸給人知行所之百姓、不構田畠者相改、來年江戸御普請中可召仕。給銀右同前之事。

一、最前如被仰出、御分國之もの、或は號金掘、或日用取爲奉公、他國ゟ罷越候事御停止候。若此已前他國ゟ相越もの有之付而は、當年中に急度可召返候。無沙汰においてハ、當村之肝煎並十村可爲曲言事。

右所被仰出如件。

寛永十二年八月廿六日　　横山山城守

本多安房守

三ヶ國宿々高札一枚宛

八月。金澤寶勝寺千岳、如來寺玄文と宗義に關して論爭す。

〔三壺記〕

惠照は懷敞

寛永十二年六月上旬之事成に、金澤御馬廻之內飯尾權右衞門妻女卒去す。淨土宗なれば、卯辰山の如來寺にて葬送す。權右衞門は禪宗にて、寳勝寺之檀那也。殊に亡者は前田出雲姪也。千岳殿出雲殿と念頃なり、旦那也、旁よしみ有に付千岳諷經に出らるゝ。如來寺玄文和尙は亡者の導師にて、引導の畢に喝を高聲に唱へてたいまつなげかけたり、千岳聞いて、淨土の一喝珍敷事哉と思ひながら歸寺せらるゝ。一七日は如來寺にて法事執行、二七日に飯尾權右衞門宿所ゐ千岳和尙を請じ、法事執行し、小齋を施し、茶の上に咄になる。千岳語りて曰、今度如來寺一喝を示す、是に二つの遠慮有。禪家に唱る一喝之事、初祖臨濟惠照禪師より、代々血脈傳受を以我が宗に一喝は行ず、尤秘法とす。然るに如來寺他の妙語をかり用ゆるにや、我眼前に有故に拙僧に聞かしめんとて、廣言に言哉らん、兩樣共に邪氣のいたす所也。正道に非ず。引導の儀は指置てわが廣言を專にす、沙門の上に嫌ふ所也。我知我見我愛我慢は諸法にいましむる所の根元也。玄文は隨分の談議坊主也。然るに依て興に乘じて我まゝの氣出來す、偏に法の邪魔と言ひつべしと物語いたしければ、權右衞門はさも有べきこと挨拶なれども、座中に淨土宗有、亡者の召仕のもの如來寺の旦方にて、頓而如來寺へ參り玄文に語りて云、千岳の權右衞門方へ參りて、一喝の謂れ物語りの上に、淨土宗は邪魔外道の法といはれたり。一喝と云事は難有事にて候哉と語りければ、如來寺俄に氣色變りて、千岳の責僧坊

主めが何を知り申さん、三體詩・江湖集・風月往來抔讀覺えて、兒童に敎へて世にもてはやすなり。一切衆生成佛の他力大乘の事は何と知べし、大海と一滴水程の相違也、中々の事を申す小僧めやと、散々に高聲に怒りければ、はや方々に取沙汰す。去れ共指してさたもなかりけるに、頓而八月上旬に、時正の頃に成て、彼岸の初日より結願の畢迄、千岳誹謗之談議止む事なく、聽衆に向て惡口千萬おもひのまゝ也。毎日の聽衆方々にてさんだんす。互に淨土・禪宗へだてに成て、武家町方所々家々にて批判宗論夥敷、木刀を以てたゝき合ふ所も有、男女の間に申分出來し離別する者も有。歷々の參會にも、この如來寺・千岳の噂申出す事喧嘩の基なりとて、遠慮して止みにけり。千岳より度々使僧を以て論談に及ばんと申遣す。宗論を企て是非を究めんと、御老中へも相談有けれ共、江戸の御普請にて兩殿も在江戸なり、宗論之儀は江戸に言上し、御下司に依て判者を呼び下し、其上之沙汰也。去ども大權現樣より、天下の宗論御制禁之事也。其上敎相の法には、他をそしり我が宗を建立せんと、愚昧の尼入道を濟度利生する所の法なれば、千岳等の輩聞立て宗論せん事幼童の機に似たり、構ふ事有べからずとて、公儀の沙汰は止みけれども、下々には餘事を止めて此沙汰のみにてかまびすし。千岳兩度書札を以、如來寺へ問糺すといへども返簡なし。然るに依て、千岳近日如來寺に懸入て問答せんと有よし、世間に其沙汰かくれなく、如來寺には、爰はと云談議坊主・口明ども

自昌院は滿姬

光晟は此時安藝守にして後紀伊守たり

寄合て、我に任せ人に任せと、聖教闕疑明目等を開き、祖師の言句を書出して待受る。かゝる所に千岳は、普明院に咄のために乘物を催す。すは千岳こそ如來寺に發向すと、金澤中の僧俗如來寺に充滿す。如來寺も誠とおもひ、一宗悉く來集す。千岳は何の心もなく、金首座かたより歸寺致されければ、淨土宗には千岳臆して半途より歸ると沙汰す。七十五日を過ぎけるにや、ひしと其沙汰止みにけり。

九月二十日。前田利常の女滿姬、廣島侯淺野光晟に嫁す。

〔前田家雜錄〕

一、自昌院樣松平紀伊守光晟卿へ、大猷院樣爲御養女被遣、加州より高畠善太夫並吉野三左衞門・入江長兵衞被爲附也。

〔德川實紀〕

九月二十日。加賀中納言利常卿女子を、松平安藝守光晟に嫁せしめらる。此息女は御姪なるを、御猶子のよしにより本城より發輿あり。酒井樂雅頭忠世輿添、高力攝津守忠房貝桶の役をつとめ、大番士扈從す。日記

〔天寬日記〕

九月二十日

一、午後刻松平肥前守息女松平安藝守所嫁娶有之。御城より輿出、輿添酒井雅樂頭、貝桶之役高力攝津守、並大御番衆十二人列行之。右之息女雖爲御姪子、御養子准、依被成如此云々。寛永日記

〔新山田畔書〕

一、當年微妙公の姫君（萬姫君）公方の御養子分に被成て、安藝侍従光晟主（後少將紀伊守）へ御入輿、諸事公義より御取持也。首尾能事濟。自御國高畠善太夫・栗田三左衛門を被附、入江長兵衛を初數輩又被附。二代の御縁者と云。（京兆幸長の室は高徳公の姫君也。）

九月廿二日。前田利常・光高登城して滿姫の婚儀の終れるを謝す。

〔徳川實紀〕

九月廿二日。松平安藝守光晟婚姻を謝して、備前正恒の太刀・時服二十・銀百枚献す。御盃賜ひ、二字國俊の御刀・齋村貞宗の御脇差を引出ものしたまふ。加賀中納言利常卿・筑前守光高も拜謝し、淺野因幡守長治並利常卿光晟が家司等も拜謝し奉る。日記

〔天寛日記〕

九月廿二日

一、於御座之間松平安藝守御禮、御服二十、銀百枚並備前正恒御太刀進上之、則御盃頂戴之

上、御腰物（二字國俊）・御脇差（齋村貞宗）拜領之。御祝濟退座之後、於同席松平肥前守・同子息筑前守御禮。是一昨日祝言之御禮也云々。（寛永日記）

其後御黑書院出御、淺野因幡御目見、次安藝守家老兩人並肥前守陪臣兩輩御目見仕畢。（寛永日記）

九月廿九日。青地四郎左衞門元珍歿す。

〔青地氏由緒〕

一、八世之祖父　青地先四郎左衞門元珍

父駿河守於坂本戰死之節、稱千代壽丸と申候。從信長公忠節之旨預御感。元龜元年父遺領無相違被仰付罷在候處、天正十年信長公御生害之節、明智日向守弑逆致徒黨候由浮說有之候得共、無其儀趣明白申分相立、從信孝卿御判物頂戴仕、今以所持仕候。然れ共信孝卿ゟ御馳走申上、柴田勝家等へ合躰仕候に付、秀吉公之背御意致浪人、蒲生飛驒守氏鄉父方いとこに付、一萬石合力にて奥州會津に罷在候處、蒲生家身上致減少、慶長四年瑞龍院樣ゟ被召出、御知行二千俵拜領仕罷在。微妙院樣御代大坂御合戰之節御使番相勤、寛永十二年九月廿九日病死仕候。

十月七日。德川家光武藏板橋に狩し、前田光高之に從ふ。

〔天寛日記〕

十月七日

一、於板橋有鹿狩。東武編年要録

一、巳上刻板橋山ゟ爲御狩出御。松平越後守・松平筑前守・細川越中守・御咄之衆・御譜代之衆・御近習之衆面々並年寄中供奉也。大御番衆・御弓・御鐵炮之衆は勢子の爲、昨夕より御先ゟ被差遣之。御書院番衆・御小姓組は、大塚より御馬の先へ、一組切に馬上に而一行被遣之。於狩場は御小將組・小十人組之御歩行衆御左に列し、御書院番御右に並居畢。

一、鹿五百餘頭留、此内江戸町中に被下之。右終而於彼地晝之御膳被召上、申下刻還御也。猷廟日記

一、杉浦武兵衛政清板橋山御狩御番、十文字槍に而猪を突留む。家譜

一、杉浦八太夫勝重板橋山御狩に御供、十文字鎗に而猪を突留む。家譜

一、台駕出板橋獵鹿、細川越中守忠利依命奉從之 大猷公假所持之槍忠利提之、縱殺鹿一頭。細川家譜

八日

一、昨日御狩之鹿、御供之諸大名並近習之物頭不殘被下之畢。猷廟日記

〔□歳紀聞〕

八月は誤なり

兼本のまゝ

寛永十二亥寛文四年より三十年以前

一、陽廣院様二十一之御歳。

六月二日安宅丸御船御遊覧之刻供奉。

十月七日於板橋鹿狩供奉。

〔竹園雑記〕

大猷院様板橋邊迄御狩の砌光高様供事

寛永十二年八月家光公、武州板橋近郷鹿狩に出御被成に付、八里四方い鹿を追廻し、三里四方大番頭組並其組子相懸、頭は道具印を付前に立、挾箱に腰懸、装束おもひ〳〵に出立たり。大名小名共に供奉す。装束おもひ〳〵に奇麗美麗筆力も難及なり。大竹にて垣結廻し、御三卿御一門がた供奉、其埒の内へかせぎを追入れ、討留突留被成けり。光高様は御秘藏い三胴の御腰物と祐定の御腰物也。中納言様より御拜領也。其時分今枝民部、御腰物は何を御指可被遊と相伺候へば、光高様御意には、兼可然と思へども是は新身なり、晴成場へ用捨也、祐定を御指有べきとて、其日は祐定を御指被遊也。於狩場鹿一つ、光高様の御前をかけ通る所を、祐定の御腰物を抜打に一太刀に御切留被成、光高様御満足被遊也。則公方様と光高様御手を引合、御機嫌能御咄被為成。然して還御已後、光高様直に利常様へ御越、御狩の御様子

御物語の序に、御前より被下候祐定にて鹿一頭切留申候、公方様にも一入御機嫌能被成御座候旨被仰上候得者、中納言様御悦にて、我等陣刀にせんと思ひ、七度迄ためし候處に、いつも切味よき故、其方へ相贈り候旨被仰也。其時光高様鹿一つ御鑓にて御突通被成候時、御鑓しほくびよりをれ、鹿先へぬけ候へ共、末にて死候とて、御鑓を上げに御小人頭牧野金助御屋鋪へ持參仕申候。細川越中守殿陣刀御指なく、あら身の物切御指候故、鹿御切候へ共切れ不申候。光高様御陣刀大物切、江戸中感申候。御狩場へ諸國の家老共御供に參候處に、公方様御目見有之かと、はな〴〵敷出立、美々敷拵也。殊更小栗五郎左衞門は、すぐれて花々敷有様也。今枝民部は如何存念有之哉覽、目に立たぬ様にくすみたる裝束にて出けるは、猶一入見事也。其外は餘り花やか過て見苦かりしなり。諸人民部を思案ふかしとて譽たりけり。井伊掃部殿は紅梅栗毛の馬に、あかき押懸之緋に、朱鞍・朱鐙・紅の手綱、其身の出立も赤き小袖猩々緋の羽織也。是は御親父兵部殿、いまだ萬千代と申時、權現様の仰にて、武田信玄公の內に小幡山城が赤備を、萬千代に被下しと被仰たるを覺て如此なりと、諸人感じ入にけり。立花飛驒守殿は老躰なりけるが、美々敷出立にて、長一尺餘り五寸廻りの竹の筒二本腰にさゝれたり。光高様其竹は何の爲に候哉と御尋被成ければ、老人故息切の時の爲に、水を入持申候よし被仰也。定而酒にても有哉覽と上下申あへり。誠に老功也と諸人感候也。

〔夜話之抄〕

一、或云、大猷公板橋にて御鹿狩之時、筑州公供奉被成、紹鐵御供に候す。御腰物之事御談合の節、御持場之事に候得ば、新身可然旨紹鐵被申上。陽廣院殿、我々軍中にて自身切合義は有間敷也。か様の時古身をさし候はで、いつの用にか立候哉、助眞可然とて、御陣刀を被爲帶。紹鐵感興し奉りしなり。助眞は備前一文字、御家之什物なり。

〔松雲公夜話〕

一、大猷公板橋邊猪鹿狩之時分、諸大名御馬上の邊に歩にて御供被仰付候。陽廣院様にも御同事也。其時陽廣院様、御腰物にて猪一つ御留被遊候。かなたこなた御歩行之内、御わらんじちぎれ申候處、御腰に被附候草鞋被取出、御自身被召替候御様子、大猷公はやく上覧被遊、御若きに御奇特之御心懸、御感じ被思召候。即上意御座候旨、享保二年六月拝聴仕候。

拝聴は前田綱紀の言をなり

〔松雲公夜話〕

一、大猷院様板橋邊に於て猪鹿御狩の時分、諸大名御歩にて御供也。陽廣院様に茂御歩の御供に御座候。其御時丈木の御腰物御帯被遊候。即猪一頭御手自御留被遊候旨、右同年六月十二日御意也。

同年は享保五年なり

〔松雲公夜話〕

同日は享保五年六月十二日

一、大猷院様右之節、御旗本御手廻等何れも鑓・長刀など抜身にて大勢込合申中を、御馬上にて御馳廻り被遊候。其時板橋邊二三里四方を、御譜代大名並御旗本小身之衆迄茂、身代當りに猪垣被仰付、即其身人數召連、其垣の外を固め被仰付候。御家に御心安御出入被成候土屋忠兵衛殿も、垣八九尺當り申に付、自身固めに罷出有之、右之様子拜見之由被申上候段、右同日御意也。

十月十八日。加賀河北郡の出銀・鍬役米に關する手續を令す。

〔加賀古文書〕

定

一、當年河北郡中出銀之役、家一間に付參匁充可申付事。

一、跡々十村肝煎取來候鍬役米、出申人數之義、無相違樣に一組切に帳面に記可指上事。

一、去年被召上候十村肝煎共、手前爲御扶持被下鍬役米之義、公儀に被召上、百姓等入用に可被遊候。併先十村之内無恙十村肝煎被仰付者共之義は、去年之鍬役米之内半分可被下候條、是又帳面に記可指上候事。

右當月中に、出銀並鍬役米兩年分帳面可指上者也。

寛永十二年十月十八日　勘兵衛判

稻は稻葉なり

加州河北郡　十村肝煎中

十一月四日。是より先加賀藩始て町人に用金を課し、此日稻葉左近命に應じたるものを嘉す。

〔金澤文書〕

今度者其元町衆へ、當家御三代初而御無心被仰進處に、何れも馳走之旨御滿足之由候。委曲堀三郎兵衞迄一左右拙者方より御書狀申候。中にも一廉精に入候衆之義も、定而可入御耳候、可心安候。猶田屋士兵衞口上に可被申條、不能細筆候、恐々謹言。

寛永十二年十一月四日　稻　左近　名判

かねや　宗　二　殿
かみや　徳　庵　殿
越前や　宗　壽　殿
越前や　孫兵衞　殿
天秤座　彦四郎　殿
天秤座　二郎兵衞　殿

十二月五日。能登羽咋郡寶達金山の裁許役を命ず。

〔諸家文書〕

かな山寶達のもい共、是以後其方裁許被仰付候條、諸事在々並に可致候、以上。

亥十二月五日　　津田宇右衞門　判

吉田村　次右衞門

〔諸家文書〕

寶達金山くわ役之儀、十五より六十迄男分一人に米一舛充取可申候、以上。

八月朔日　　林　甚介　判

吉田村　次右衞門

右吉田村次右衞門十村役之時分御入紙面、河原村長兵衞方に在之、寫置。

この文書は年號不明のものなれども玆に附載す

十二月六日。走百姓・土木・貸借・衣類等に關する法規を追加す。

〔慶長以來定書〕

新追加

一、走百姓行衞不知內者、最前如御定未進米並田地策配之儀、其村組中として可爲裁許候。自然他組に罷越、隱居候つゐては、後日におゐても聞出次第に、右之走百姓未進米以下、隱置候宿人に組中として並可出之事。

策配は作配

一、走百姓居在所之儀者、組中かゝり米之外、爲過怠屋前一間に付而米一俵宛、公儀にて被召上事。

一、走百姓在所於後日も知れ申付而者、隱置候宿人並走百姓共に、最前如御定死罪に被仰付、其村中之義者、爲過怠屋前一間に米一俵宛公儀ゟ可被召上事。

一、御分國中在々百姓等、金山ゟ罷越候儀於有之者、年中に可罷歸旨、十村肝煎手前にてしまり仕可遣候。若不念之仕合於有之者、肝煎可爲越度事。

一、走百姓御國之金山ゟ罷越隱居候付ては、其村百姓聞出次第十村肝煎ゟ相理、公儀ゟ可申上事。

一、往還橋々之儀、道奉行衆吟味にて入用之義、御郡打銀之内を以、御算用場より可相渡候。並往還作之義、是又道奉行村々、當分宿々並近邊在々ゟ、年中日用に相極可被申付候。日用代銀之義、打銀之内を以御算用場より可遣事。

一、御代官衆並給人衆下代、百姓にたいし非分之儀有之付而者、御公領之義者上代に申理、給人地之義は其主人に可相改候。若承引無之付ては、公儀ゟ可申上候。付、右下代共在々にて賄候儀、最前如御定一汁一菜たるべし。自然御定之外賄仕に付而は、下代・百姓共可爲曲言事。

一、御代官衆並下代、自分之銀米、手前之御代官所ゟかし、御納所不相濟已前に於押取者、可爲越度候。假給人たりとも、收納以前に自分之借米押取候事御停止候。納所以後之義は可爲相對事。

一、在々百姓に出合候時分、一汁一菜、酒者にごり酒を可用候。不應分際酒肴求候事、可爲曲言事。

一、在々百姓常衣類之儀者、自今以後布・もめんの外一切御停止候。但、女之儀者紬御赦免之事。

一、十村肝煎並村肝煎、背御置目禮儀禮物を取、小百姓に非分之儀申懸に付ては、糺證據公儀ゟ可申上候。應其品御褒美可被下事。

一、平夫御普請之儀者、人足を以可相勤候。若程遠在所、日用に直申度由達而申理に付而者、其村之奉行人相理、組中十村肝煎共に申聞、其上を以日用人二人無懈怠樣可仕候。自然肝煎、私として銀子に直し取込申に付ては、可爲曲言事。

一、十村肝煎・村肝煎、銀米組中ゟ借、御納所以前に於押取者、可爲曲言事。

右條々不可有相違之旨被仰出候間、可成其意也。

寛永十二年十二月六日　　　　　奥村因幡守

津田勘兵衛

葛卷隼人

十二月十八日。加賀河北郡竹橋村の郡役を免除す。

〔國初遺文〕

御分國中宿役・郡役、兩樣相勤候宿無之處、竹橋村迄兩役仕候儀、致迷惑旨理申上に付而、郡役之儀者御赦免被成候之條、可成其意者也。

寛永十二年十二月十八日　　因幡判

勘兵衛判

隼人判

河北郡竹橋町中

寛永十三年

正月八日。徳川家光江戸城惣郭の造營を前田利常・前田利孝等に課す。

〔徳川實紀〕

正月八日江城惣郭の營造此日より始めらるゝ所、天氣快晴にて、天意人望に應ずるとて、殊

十二年は十三年なるべし

に御氣色うるはしき旨、此事奉る國持大名に奉書を下さる。此經營といふは、惣郭の石壘西國・四國・中國の諸大名、城構惣堤は關東並に奧羽の大名に課せらる。大目付柳生但馬守宗矩、作事奉行佐久間伊豫守實勝、町奉行加々爪民部少輔忠澄・堀式部少輔直之、普請奉行朝比奈源六泰勝、書院番駒井次郎左衞門昌保これを奉行す。先石壘經營を奉はる輩を六隊に分つ。第一は加賀中納言利常卿一家にてこれを掌る。第二は松平伊豫守忠昌を總督として、松平長門守秀就・松平大和守直基・松平土佐守直良・本多飛驒守成重・九鬼式部少輔隆季これに屬す。(中略)。升形を奉る輩には、虎門鍋島信濃守勝茂、御成橋は細川越中守忠利、喰違は生駒壹岐守高俊、赤阪は松平右衞門佐忠之、外麴町口は松平長門守秀就、市谷は森内記長繼、牛込口は松平阿波守忠英、小石川口は松平新太郎光政、筋違橋は加賀中納言利常卿、淺草口は松平伊豫守忠昌、溜池櫓臺は松平勝五郎之を築く。城濠疏鑿の事奉る輩を七隊に分つ。第一は仙臺中納言政宗卿一家にて他家を交へず。(中略)。第七は酒井宮内大輔忠勝隊首として、丹羽宰相長重・堀丹後守直寄・戸澤右京亮政盛・井伊兵部少輔直好・前田大和守利孝・土方彥三郎雄次・堀淡路守直升・酒井長門守忠重屬す。

〔三壺記〕

寬永十二年には、江戸の曲輪の惣構橋臺は石垣にて、未だ手もあはざれば、天下の諸侯へ御

手木はてことよむ

頼にて、一つ橋より雉子橋・神田橋・常盤橋・呉服橋・鍛冶橋・數寄屋橋・姫橋・幸橋迄の堀之内、皆石垣に丁場迄割付、國々より奉行人足群集して、つき立出來す。加賀國より、右之外に筋違橋の桝方を石垣つき立被成ければ、利常公・光高公・利次公・利治公、毎日御普請場へ出させられ、手々に手木をもたせ給ひ、手木の柄を猩々緋にて巻きにけり。加州より人持・物頭・小奉行數多罷越す。三ヶ國の役人を伊豆山へ與力共を大勢被遣、石をきらせ船に積廻し、れいがん島・八丁堀・深川近道へ、寸地もなく上げ置て、車にて引も有、しゆらにて引付るもあり、珍しからぬ事なれども、本多房州政重・横山城州長知は、江戸御老中御目付衆に對し、筋違の御ふしん場にて、あいさつども言語に及ぶ所にあらず。將軍家も出御有之、利常公御父子達へ御念頃之上意なり。政重・長知兩人に、骨折の段酒井雅樂迄被成上意。何も罷出御目見えいたされ、比類なき面目なりと、諸人申あへり。此時淺草橋のます形は、細川肥後守に被仰付、同年に出來す。

〔□歳紀聞〕

寛永十三子　寛文四年より二十九年以前

一、陽廣院様二十二之御歳、
筋違橋升形其外御普請。

正月十一日。金見七兵衛、玉金賣却に對する利分を上納す。

〔國初遺文〕

寛永十年十月より同十一年・十二年十二月迄、兩三ヶ年買立申玉金子、則京都へ爲登、賣口之利分之目録。

寛永十年十月より十二月迄。

一、玉目三貫四百六十九匁二分。

　此判金詰七十三枚九兩一匁七りん。

　代銀三十二貫九十三兩七分　　朱封。

右之利分四貫百七十七匁四分　　朱封。

寛永十一年正月より十二月迄。

一、玉目九貫九百三十六匁六分五りん。

　此判金詰二百九枚四匁三分七りん。

　代銀九十六貫二百目二分七りん　　朱封。

右之利分九貫四百五十一匁　　朱封。

寛永十二年正月より十二月迄。

一、玉目八貫七百五十三匁三分四りん。
此判金詰百七十八枚三兩三匁二分一りん。
代銀八十二貫九百四匁五分一りん　朱封。
右之利分七貫六百五十四匁三分　朱封。
兩三ヶ年利分之銀子。
合二十一貫二百八十二匁七分　朱封。
此判金詰合四十五枚七兩三匁四りん。
此　內
判金三十九枚は　判金に而指上申候。
判金六枚七兩三匁四りん分は銀子にて指上申候。
此代銀三貫百四十七匁七分　朱封。
但兩替四百六十五匁かへ。
右之御算用相濟、則御利足之判金詰四十五枚七兩三匁四りん、只今指上相濟申候、以上。
寛永十三年正月十一日　金見七兵衛　印
稻葉左近殿

右近將監は前田秀繼

此條神戸清右衞門の事に關するを以て附載す

正月。神戸清右衞門歿す。

〔神戸氏由緒〕

一、八世之祖父　　神戸清右衞門

實者前田右馬允二男に御座候處、神戸加助織田信長公に罷在候得共、病身に付御暇申請、勢州浪人仕罷在候處、信長公於京都御生害之後、尾州蟹江城ゟ籠討死仕候に付、右加助娘前田右近將監樣御內室叔母に御座候に付、高德院樣御意を以、清右衞門儀加助聟養子被仰付、御知行千三百石被下置、右近將監樣津幡御在城之刻被遊御附、其後瑞龍院樣ゟ被爲召、微妙院樣御代迄御奉公申上候。元和二年隱居被仰付、名清庵与相改、右御知行千三百石內五百石爲隱居料被下置。清庵組柄之儀傳承不仕候。寛永十三年正月病死仕候。

〔殘囊拾玉集〕

一、柳ヶ瀨後れの時、利家公府中に被成御座の所、勝家上下三十四五人にて、長柄を九尺計りに切りたるを、四五本爲持通らるゝを御呼込、湯漬を御振舞被遊候而、御跡は是にて守り防ぎ可申候、御心安く北の庄ゟ御越可被成と被仰候へば、勝家被申は、御懇情是迄の儀忝存候、秀吉とは人の知りたる知音の事に候間、入魂可有之とて被出たる跡、道程にしては一里とも違ふまじ、秀吉公早御出候との事也。此說は森如菴權太夫入道の家記に有之と也。又一

說は、勝家右の樣子にて被通候所ゐ御使を被出、少御立寄御休息可被成と在之共、返事に、一刻も早く北の庄ゐ參り度存候、是迄の御芳情無所謝申候、秀吉とは無隱御知音の事に候間、御申合可有之とて被罷通。又御使を御出し、左候はゞ御跡の事は私相防可申間、御心靜に御越可被成と也。其砌前後御供の衆い喘たる歟。湯尾峠を越えて臼水にて少し休みたる所に、峠の上ゐ早秀吉公い馬印の金瓢簞見えたり。其間一里とも有まじと有に付、府中には鐵炮を狹間に配り、籠城の御用意有たる處へ、何者やらん門をたゝく。神戸清菴門役たりしに、何者じやと云ひしに、秀吉じや爰を明けと被仰。無是非明ければ、又左〳〵と被仰御入、湯漬を出せと御所望。夫より末の樣子は別冊に調たるが如し。此趣は神戸清安物語也。政春も清安は直に見たる事なれば、此說實なるべしと云ひたると、永貞常々被語候也。

政春は關屋氏
清安は清庵
永貞は有澤氏

二月七日。前田利常江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。

〔古文書大全〕

遠路預御禮怡悅之至存候。如仰公方樣彌御機嫌能御座候條、可御心易候。此地御普請漸出來仕躰候。殊丁場早速致首尾之由珍重候。內々御參府候而被仰付度通、御年寄衆迄被得御內意候處に、最前如上意可有御延引就本書、被任其意儀尤存候。委曲期後音之時候。恐々謹言。

二月十七日　　加賀中納言

越前宰相は松平伊豫守忠昌

横山興知、知清共に山城守長知の子なり

越前宰相様

三月廿四日。横山知清、兄興知の後を繼ぐ爲江戸に召さる。

〔德川實紀〕

三月四日　横山土佐守興知死して子なし。其弟內記知清加州にある由聞えければ、急ぎ參府すべしと加州の家司に傳へしめらる。この興知は、慶長五年より八歲にて加州の證人に參りしを、台德院殿大坂兩度の陣に召具せられ、元和二年より釆地五千石賜はり、去年十二月廿一日に死せり。日記、家譜

三月廿八日。德川家光、前田利常に暇を賜ひて國に就かしむ。利常乃ち翌日を以て辭見す。

〔天寛日記〕

三月廿八日

一、酒井讚岐守爲上使、松平肥前守御暇被下、銀千枚・小袖百拜領之。寛永日記

〔天寛日記〕

三月廿九日

一、松平肥前守昨日御暇被下。依之於御座間御目見、御脇差中堂來並御馬拜領之。次筑前守御目見。退去之後御黑書院出御、肥前守家老並今度之普請之奉行之族御禮申上。其後於御白書院、御小袖・銀子等被下之。大炊頭・讃岐守・伊豆守・加賀守被申渡之。寛永日記

〔德川實紀〕

三月廿九日。加賀黃門就封の辭見して、中堂來の御脇差並に御馬を給ふ。日記

四月六日。富山藩の吏、金澤銀座に鑄銀灰糟の賣却價格を問ふ。

〔國初遺文〕

其地銀座、灰糟銀子百目之吹跡に付而、何程宛に拂被申候哉、富山銀座灰糟可拂旨に付而、其地之値段可承被仰出如斯候。具に可被申越候、以上。

四月六日　大原次郎右衞門　判

前田兵左衞門　判

金澤銀座　彥四郎どの

八左衞門どの

五月朔日。橫山知清、兄興知の家督相續を命ぜられたるを德川家光に謝す。

本文の日付は前書と符合せず

〔德川實紀〕

五月朔日、加賀の藩士横山山城守長知四男內記知清は、土佐守興知が家つぐべきよし命せられしをもて謝し奉る。日記、貞享書上、明語集

〔天寛日記〕

五月五日、

一、横山內記知清土佐守興知子、初而將軍家に謁し奉り、領知五千石賜はる。寛永系圖

五月廿一日。大音主馬厚用歿す。

〔大音氏家系〕

主馬厚用、一作厚甫、生國近江。

大井久兵衞男なり、故有て大音氏を稱す。瑞龍公に仕へ、采地四千石賜ひ、微妙公の時千石加益し、合て五千石領し、越中四郡御預、魚津に居して寛文四年也御馬廻三十人預けさせられ、此知行高五千石與力知として附せられ、所々御用勤めしむ。寛永十三年五月廿一日死去、享年六十六。法號乾德亨安日全居士、後遠成院亨安利元居士と改む。越中魚津に葬り、位牌を魚津長敎寺に建て、並に金澤寺町妙法寺に建つ。妻姓氏未詳、正保二年五月五日死、法號妙法院隨眞日宜大姉、位牌を金澤妙法寺に建つ。

〔袂　草〕

加賀利常卿の御内大音主馬に若侍ども申は、主馬殿心は猛く候とも、今は走る事叶ふまじければ、鎗之笞にはおくれ給はん、誠麒麟も老ぬればと云事思出らるると嘲る。主馬曰、五町・十町走り先立ても、只一人にて敵へ欠入事不叶物なれば、能きつまりに止居て、跡の續くを待ち、同勢續いてから鎗を入るれば、早く走りて益なし。先に行く人同勢を待つ内には、老人も駈け付る故、道の早きも遲きも同事に成也。走り早きとて指してたりにならず。鎗合の場は、十間・十二三間の間也。其時は此主馬が樣なる老人も、心さへ剛なれば人先を仕る也。常々五町・十町走る事は安し、鎗前十間・十五間を走り出る達者は、覺の者にてなければ不能成と云へば、若き衆閉口せしと。

〔松雲公夜話〕

一、右大井久兵衞子大井主馬と申者、瑞龍院樣御代、於高岡御奉公申上候。主馬は安見隱岐鐵炮之一の弟子にて、又二も無之程の上手也。あるとき高岡の御城にて、瑞龍院樣御不例之刻、御城の後沼あし原の中に、さんかのごいうめき申音、御頭痛に御ひゞき候而、御難儀被遊候間、右主馬に鐵炮にて打留可申旨被仰付候處、何ともあし原にて可仕樣無之故、せこを大勢たて、其先へ主馬舟に乘り、せこに追立させ、立上り候處を中にて打とめ申候。主馬は

さんかのごいは五位鷺のまい

御意は前田綱紀

本文は前田利常の書簡なり

九月とあるは七月九日の誤れるなるべし

言の外の鐵炮上手にて候旨、右同時に御意被遊候。主馬子孫は大聖寺に罷在、大井市正と申候由。

七月七日。前田利常、光高に、その臣安見隱岐を能登に流すべきことを告ぐ。

〔金澤市中古文書〕

一筆申入候。依安見隱岐手前之儀、近年不相屆仕合候得共、其方令相談、其上之儀と存令延引候。內々如申談候、家中さはぎ仕出し候義、第一不相屆候間、扶持をはなし能州ゟ遣候條、可有御心得候。次其地有之隱岐證人は、前田志摩守妹に候。左候へ者志摩守證人無之候間、右妹志摩守證人指上能候はゞ、其分可被申付候。此由牧野內匠殿・酒井和泉殿迄物語尤候、恐々謹言。

七月七日

松平筑前守殿

〔流刑人一卷〕

安見隱岐守殿。但寛永十三年九月向田村ゟ上下百人餘御付、遠島被仰付。則七尾町奉行不破源六殿・石黑覺左衞門殿御付御越被成候。

正保四年三月七日御死去。葬禮者七尾恵眼寺に而、御導師者金澤國泰寺被成候。三日三夜中陰重看經御座候。但御檢使七尾町下代二三人御越之由。金澤より御檢使は知不申候。御死去迄付候御家來、新五郎兵衞殿・同彥兵衞殿・渡邊又右衞門殿。但前田對馬樣より爲御名代、松原權兵衞殿・野崎又兵衞殿御越に候。

〔袖裏見聞錄〕

一、安見隱岐守大坂に而、一番鑓を仕候と申上候へ共、味方討に而御座候と、肥前樣ゟ西尾隼人申上候由、隱岐守に申聞せ候者御座候に付、本多安房守・横山山城守方へ西尾隼人同道、右兩人之前にて遂穿鑿申候。

一、隱岐守申には、大坂にて私働之儀、味方討之樣に隼人被申上候と承候間、被遂御穿鑿可被下候。昔より合戰之初に、味方討之御座候例を終に承不及候。敵味方入亂候ての戰、又は夜陰山合物陰之せり合には、味方討も御座候由承及候。私働之場は、平地と申白日と申、惣御人數御歸の中より、一人進出働仕候へば、討可申味方無御座候。扨私一番鑓を不仕候はゞ、別に一番鑓可有御座候。其者廿ヶ年に及び、私を一番鑓に仕置申物に御座候哉、私ならで一番鑓仕たること申御座候はゞ、私一日も申させ置申間敷候。其上松平伯耆守・山崎閑齋、扨は御兩人、四人之衆度々御吟味の上に而相究候儀に候へば、たとへ如何樣に申成候共、穿鑿仕義に無御

本多安房守
橫山山城守
松平伯耆守
山崎閑齋

座候へ共、西尾隼人申上候と承候へば、是は又穿鑿も不仕候而不叶儀と存、如此に御座候事。

一、西尾隼人申候は、是は存も不寄儀を承候。隱岐守働之儀全不申上候。只今隱岐守に穿鑿被懸候て、ちんじ申樣に可被思召候得共、私も能きせうこを持申候故、有躰に申候。殿樣御覺可有御座候。一度申上候而、只今不申上とは被申事に而無御座候。其上安見働被仕候場と、私排申處とは所へだたり候へば、安見働私かつて見不申候。我等排をも安見被見間鋪候へば、互に不存事に候へば、可申上樣無御座候。左樣に御心得被成候樣にと、西尾隼人被申事。

一、隱岐守申候は、西尾不申上と被申候へば、私申分少も無御座候。西尾不申上候はゞ、定而申上候者餘に可有御座候。其者西尾になんだいをかけ、だまり候ては居申間敷候。定而追付可申出候の間、其者と又吟味可仕候。不申出程之言ひ甲斐なしに候はゞ、私相手に成申事に無御座候と申候事。

一、安房守・山城守申候は、安見働之儀は、四人之者共度々吟味之上に而、一番鑓に撰じ〳〵而之事に候へば、たとへ閑齋・伯耆守相果候而も、安房守・山城守存生に而有之內は、如何樣之儀を申候共穿鑿に不及候。兩人程之慥成せうこ人有之間敷候。先以相濟目出度と、兩人衆相さつに而御座候事。

隱岐守牢人仕候樣子之事

一、寛永十三年七月九日に、人持之組頭共、本多安房守方へ罷出候樣に、被仰渡事有之由御觸御座候に付、何茂安房守方へ寄合申候處に、奥村因幡守御使に被成、大橋市右衞門・黑坂吉左衞門・荒木六兵衞三人之出頭人を指添、隱岐守に被申渡候。

一、去々年西尾隼人と穿鑿仕候義、具聞召被屆、大坂之儀は最前に相究候へば、只今とかう被爲置候。然るを如何樣に申成候共、穿鑿可仕義に無之候。其時西尾不申上通、有躰に申候へばこそ無事に相濟候。若西尾不申上候共、申上たると申候はゞ、於其場打果すより外は有間敷候。左候はゞ、肥前家武道之吟味も不穿鑿成樣に、世間に申候へば、肥前天下之面目をうしなひ候事をかへりみず、遂穿鑿候事、是一。

一、隱岐守儀大坂御陣以後度々の御加增被下、一廉御取立被成、人持の組頭に被仰付、殊御一門衆迄組子に御預け被成候程に、御念頃に被思召候へば、たとへ如何樣に申成候共、取上可申義に無之候。是非穿鑿仕候はで不叶事に候はゞ、得御内意申候へば、樣子聞え申處に、御爲を不存、我いきごほりにまかせ、若げ成穿鑿仕候事、是二。

一、西尾隼人と申者、近年江戶之御用被仰付、御老中も御存に而、諸事之御用被仰付者を、今度隱岐守穿鑿懸申に付、西尾にきず付申と被思召、以來跡之樣に被召遣事不成樣に仕成し候事、偏に隱岐守不屆義と被思召候事。

右三ヶ條を以、中御たがひ被成候間、能州島へ罷越候樣にと、因幡被申渡候。

一、隱岐守申候は、御意の趣至極仕候。委細畏候。是は因幡殿迄申候。只今御意を承候迄は、今度の穿鑿私じまんに存罷在候。其子細は閑齋・伯耆・安房・山城四人之衆、數度之御吟味に而相究、其上殿樣御直に御聞被成御究被成候義を、ケ樣に申成候事、上をかろしめにくき仕合に存候間、急度遂穿鑿、以來迄の侍の見せしめに可仕と存、如此仕候。此上は、以來御家中に、むざと仕たる事を申者御座有間鋪と、隨分じまんに存候處に、御意に而行當り申候。私義別而御懇之儀に御座候間、とてもの御恩に、是に而切腹被仰付候樣に被仰上可被下候と申候處、安房守・因幡、兎角任御意可然と被申候。隱岐申候は、身に餘る程難有御意兩度御座候。只今存當候。此上の御奉公には、何方へ成共罷越可申由申、能州へ罷越候旨、本多安房守殿脇田九兵衞を使に被成、拙子共方へ被仰聞候。

一、隱岐守能州へ罷越、九日間御座候而、奧村因幡私共に被申渡候。伊織・三十郎義、隱岐守甥之事に候へば、其まゝ召遣可申儀に候へ共、兩人之內養子に可仕と內々申由被聞召及候間、御暇を被下候と被申渡候事。

一、三ヶ條其外不屆義共候間、中御たがひ被成候と被申渡候故、三ヶ條はがてん仕候。其外と御座候義、聊覺無御座と申候處に、安房守被申候は、定而娘の死候時かみを切申義、筑前

程乘屋敷は蓮池園内なり

様江戸御下向之御供御斷申義に而可有之と被申候由。是は狩野宗印拙子に爲申聞候。此二ケ條は右之被仰出之内に而は無之と覺申候。

〔甲申雜書〕

右の安見右近事、身上の果口等先年も記しけれども、此次に二重になることもと思て又書加へぬ。安見が大坂軍勤けるは、六千石にて足輕大將たり。出頭故度々加増して、一萬石迄立身しける。然る内に、安見大坂にての働、城方との迫合にては無くて、黑田筑州の手の者と出合、互に敵と思ひて打合ける由殿の聞召、味方にもせよ、大坂城攻の如く、日本の人數の出合には、我に立向ふ者は敵と思ふも理り。味方討にもせよ、働の能きは善しと云もの也との御批判と云々。已後〳〵黑田家中の談には、加賀の手には、此方の者に向ひ味方討したるものに褒美有て、能き身上になりたれども、此方には左樣の事もなし。味方討の褒美は珍敷事などゝの沙汰、いつこともなしに弘まりけるが、其内に安見出頭おごろへ（此の事も子細ありてとなり。）ける頃、味方討の世上沙汰聞召、旁以御目通も惡敷なりけると也。此儀を今の世御耳にいれん者は、當時勝れたる出頭人西尾隼人なれば、多分隼人ならんと思ひ詰て、又何とぞ耳打したる者も有けるにや、西尾と可討果旨狀をやる。今の御亭、昔は作事所、中頃は後藤程乘が下向の時は入り居ける所、其頃は大なる松林なりし。それへ獨身にて可出會と云々。仍隼人も云ひ掛

亭は邸なるべし

られたれば無了簡、約束の日未明より、自身鎗を持て右の松原へ出居けるに、安見は刻限遅く、辰の頃に成て出けるに、其氣色こそ見えつらめ、家來ども氣遣がりて段々に追付、廿人計供して、其身は馬上にて松原へ到着の体、前廉の狀旨とは違ひて首尾不宜みゆる。此事いつとなしに沙汰こそ有つらめ、松原の近所の本多安房政重・横山山城長知亭より、家來どもを出し置けるに因て、此家來ども出向ひて、是は可有義に無之、如此兩人より家來ども出置候うへは、いか樣の事をもさせ不申候。安房方へ御供申樣に申付候、山城も安房宅へ御出候て御待候由を云ひて、理不盡に安房方へ同道しけるなり。尤山城も來會して、兩人の存分をも聞き和解をなす。然るに安見申は、隼人其方覺可有之と云。隼人は、覺とは何ぞ、曾而覺無之と云。重而安見覺の無きとは何事ぞ、我等事を御前へさゝへ申上たる儀、慥に承屆たり。夫を只今何かと申すは沙汰の限なりと、せきたる体にて云。隼人は、先以覺無之。其上唯今安見が御前へ申上たる由を申候、此事は御前に御座有儀也、今御前へ申上たる旨申を、此にて不申上由堅く申斷り候へば、安見へ僞り且陳ずると申物に候。御前へ申上たる義ならば、其を安見前にて不申上由申候ては、御前へ奉對私の一分立不申候。此所を御聞屆可被成、とかくを可申子細にては無之儀と、理に當りて返答する故、兩老も得心し、隱岐殿若さに中言を被聞て御せきと見え候間、心を鎮められ候へと有て、種々和解あり。此時も安見首尾不宜、

朝鮮信使の江戸に來れるは十二月にして安見隱岐の配流はその以前に在り

彌御意に違ひけれども、一萬石已上の衆被仰付は、江戸の老中へ被仰達候はでは不成故、御延引多分被仰達ものならん、追て能州の島へ被遣ける。右の安見が味方討の事を御耳に立たるは實なり。但西尾には非ず、さゝへたる者は前田對馬家來春田內匠なり。此內匠が申上たると云ふ子細は、對馬(孝貞入道源隨が父にて、源峯の孫內記が子なり。)若輩故、春田主の家內の事を、心の儘に執行んと思へども、外戚の安見後見し、然も對馬若輩故、大小にも安見が指圖にて、春田が思ふ儘にならず。安見後見善き事も害もあれば、其惡き品計を算へ擧げ、其上味方討の事をも書付け、春田言上、取次は津田玄蕃(今より三代前出頭の小姓立。)也。此首尾は脇田小平、若輩にて御次に詰居て見聞したると、後々脇田が語りける由なり。此安見鐵炮の上手なり。大坂にて働の時、無名指と小指とを打落されけれども、鳥銃の上手、中りは不替けると云々。

〔三壺記〕

加州利常公の御內安見隱岐事

寛永十三年には、朝鮮國より公家の上官等、上下百人餘宗の對馬守跡備へにて、長崎より江戸へ參勤有之、日光山へ參詣也。献上物以下、異國之珍物山のごとし。道中以下は色々の御馳走甚し。宗對馬守はかり事にて、罪科人を成敗して朝鮮人に是を見せしむ。恐るゝ事たとへん方なし。頓而御いとまを被遣、歸航を遂しむ。扨加州には、本多安房守政重の屋形へ、

人持衆寄合として何も集り、安見隱州へ御意之趣被申渡、それより直に人數を付させ給ひて、能州島八ヶの内向田村へ蟄居被仰付、御扶持方三十人扶持被遣、五六ヶ年之内に病死せらるゝ。哀成次第とて、諸人なんだをもよほしけり。安見盛之時分は右近の大夫と申けるを、毛利の右近大夫殿に差合ひて、隱岐と名を替らるゝ。第一武道の覺隱なく、鐵炮の一流を究め、弓馬の道殘所なし、弟に伊織と申て、是に千石扶助せらるゝに、伊織病死の跡、無相違子息名跡に立て、千石被遣置けるを、此時伊織高野山へ引入り出家す。此妹は安彥左馬助に嫁娶にて有けるに、左馬之助伯父何某と申もの、蜂須賀安房守家老なるが、主人と申分出來し、公儀の御沙汰に成る。依之安彥左馬介妻女を安見隱岐へ相返し、左馬之助家内を掃拭し、疊の表替などして、番具足等迄かざり置て、伯父の方へ見次として立退けり。其翌年安見殿進退果たり。此安彥事父安彥左馬は、丹羽五郎左衞門長重小松在城の時、安彥左太夫と申て、淺井繩手にて七本鑓之内也。二代の左馬に四人の兄弟有。惣領は左馬之助、二男五郎兵衞、三男兵部、四男八助、何も御子小姓を相勤るの後、御馬廻御小姓なりけるが、二三年の内に病死にて、左馬一人殘り申されけれども、是も右の通に成りにけり。安見隱州は、覺目出度侍なりとて、一萬石の進退にて、與力四千石外に付させ給ひ、利常公の姫君、佐久間半右衞門にて御そだゝなされけるを、安見隱岐の養子に被仰付、漸く御成長の頃に、三代目の對馬

春光院は春香院なるべし

前田左兵衛と申時、嫁娶被仰付。此の出生之子を長松丸とぞ申しける。かゝる御事なれば、如何様之儀有之も、さしてわざはひもなかるまじき御事なるに、かやうに進退果給ふ事いふしぎさよとぞ申ける。安見殿家禮のもののおちぶれ有之かたりけるは、各御不審は尤、覺の家は隠れもなく、御縁者衆横山家・今枝家・前田黨の御家、何も御念頃なれば、其威に任せて我意も出來いたしけるにや、光高公江戸へ始て入せ給ふ時、安見を執權に御頼の處に達而辭退申され、終に被參ざりし。依て今枝民部を被召連執權せらる。追付上様御成の時、民部殿七千石の上に二千石の御加増にて、九千石に成されけり。又幾程の目出度事のみ可有之。又寛永六年に高岡に於て瑞龍院様の十七囘忌に江湖御付御弔被成ける時、安見御奉行被仰付。其時非人に施行百石、御命日に當て是を被下。是の非人の中に肥躰成男有。是をとらへて、ひそかに刀だめしにいたさるゝ。誰も知るものなしといへども、惡事千里の習ひにて、達上聞哉らん。又先年筋違橋の御普請の時、加州より役人どもを伊豆山へ被遣、石を切出す。伊豆普請とも申けり。此時安見、役人數十人伊豆山へ遣さる。伊豆にて下行相渡す役人頭の足輕、金澤へ罷歸飯米の算用申付らるゝ。引負有て籠舎被申付。此足輕の妻女は春光院殿の仕立の女なり。成長の比安見足輕頭の妻女に春光院殿より仕立被遣。それに付春光院殿へ彼女參、御わび事被成可被下旨申に付て、御わび事被仰入といへども、安見承引なかりければ、妻女の儀

菅家見聞集之を寛永十年に係くるものは非なり

は構有まじければ、此へ返し申され候へと被仰入。安見聞給ひて、女も取て籠舍させらるゝ。春光院殿より、女の儀籠舍は希代成仕合なり、早々渡し申され候へと再三被仰遣處に、安見返事に不及、夫婦頓而成敗し、剰妻女の死骸を村井出雲殿前なる惣構の堀へすてらるゝ。春光院殿御女儀之事なれば、其御いきどほりふかくして、共に死なんと御なげき有も理なり。其後大坂鑓之御吟味の節、西尾隼人とあらそひ、無首尾成に付、達上聞給ひて流刑被仰付。御尤の仕合哉。近年安藝の福島左衛門大夫殿、越前の一伯樣、駿河大納言樣、越後の上總樣、何も御當家の御一門の棟梁といへども、御政道には私なし、心のゆく所に隨へどものりをこえずと、古人のことばも有となん承る、隱岐殿計にかぎるべからずとかたりければ、何も舌をふるひけり。誠に此物がたり申けるもの、遠きを考へたるにや。今枝民部殿は、光高公の御家督御取被成時、二千石の御加增にて一萬千石に成給ひ、天下に名を得て御家を納め、綱利公の御代に成り、二千五百石の御加增にて、功なり名とげ隱居被仰付。誠に末代迄の面目なりと皆人うらやみ申けり。

〔菅家見聞集〕

一、今年安見隱岐依科に、能登島八ヶ之內向田村へ蟄居被仰付、本多安房守宅にて御意之趣申渡す。

安藝様は淺野光晟

お滿様は利常の女にして淺野光晟の夫人

自昌院は滿姫の法號

〔加陽諸士言行筆記〕

一、中納言様加陽より御參勤、江戸御務、安藝様ゟ被爲入候。久々御對面もなく故、何茂御安全之御悦也。お滿様御尋、御國に替る御事も無御座哉与被仰時、中納言様御意には、替事もなく候、去ども人持共が何廉申分をして苦勞のみと被仰候。夫を誰に而候哉与御尋候へば、安見右近と西尾隼人・篠原織部・伴八矢抔相手に而申分致候故、年寄共に扱はせ候得共埒明不申、歸りての事というて御越と被仰候。お滿様被仰けるは、それは被仰付、埒明たるがよくと被仰候得ば、中納言様、そなたは女儀に而合點參間敷与御意なり。お滿様、安見事遠島被仰付可然与思召候。子細は、右近儀は一萬石におよび候かと被思召候、殊外物馴たる者に候、其上組も御預候へば、萬一の時一廉御用も可相勤者に候。八矢・隼人などは、大坂の時自身の働の走廻いたし、鑓合抔しても、一廉の事は無覺束候。近年御旗本ものさわが敷候へば、如何之事出來も不知候。譬不理屈にても、十年計も遠島可被仰付与御意被成候へば、中納言様御意には、扨々男勝りなり、男子にして三ヶ國を守らせ度者哉、扨も尤じや、夫迄は御前も御氣付なくと御意也。扨翌年御歸、七八分安見が不埒に候得共、能州へ流刑被仰付候は、右御前様の御意故と申慣候。是自昌院様の御事也。綱紀公にも御若き時御見舞被遊候へば、乘物にて被爲入候哉与御尋候得ば、其通と御意に候へば、御歸之時分馬に而御歸候へ、旗本

のたはけ共、そなたの顏を見知らぬと申由に候間、馬にておかへり候得与被仰候由、氣味よき女郎樣也。

〔金澤古蹟志〕

町會所跡

三州志來因概覽附錄に云、町會所は寛永十三年安見隱岐流刑の後、其遺宅を以て直に町會所とすと相傳。是より以前は、博勞町竹屋仁兵衞と云町人の居宅にて、町方の諸用を、町役人共集り處置したりと云。竹屋仁兵衞由緒帳に、天正年中御入部之砌より慶長二年まで、當地に町會所無之。其頃元祖仁兵衞博勞町に居住罷在、町役人被仰付、則居宅を役所に相成、其頃は當地尾山と稱し、傳馬役所も相勤むとあり。されば慶長二年以前は、何れの地に町役所を立たりけん。後の町會所は、安見隱岐の舊宅をば其まゝ用ひられ、文化二年まで隱岐が舊宅の建物存在して、寛永以前よりの古建物なりしかど、既に二百許年を經たりしゆゑに、追々大破に及び文化二年に造替ありて、建方も便捷になりたりと云へり。然るに明治廢藩置縣の際、建物を取毀ち、地所も賣却せられ、今は其遺跡に悉く町家を建て、數戶となしたり。殘れるものとては土藏のみにて、遺狀聊なしといへり。

七月廿八日。錢貨通用に關する幕府の法令を領內に傳達す。

本文は幕府の法令なり

〔國事雑抄〕

定

一、寛永之新錢並古錢共に、金子一兩に四貫文、勿論一歩には一貫文に賣買たるべし。若致違背、高下の賣買仕においては、双方より其賣買之代一倍過料として可出之。其町之年寄二百疋、其外家一間より十疋充、過怠として可出之事。

一、大かけ・われ錢・かたなし・ころ錢・なまり錢・新惡錢、此外えらぶべからず。もしえらぶ者、又は六錢を押してつかふ者有之ば、或其所に三日さらし、或十日籠舍たるべし。其町之過料右同前之事。

一、新錢江戸並近江坂本に而被仰付候間、兩所之外惡錢に至まで一切不可鑄出之。若相背族者、可爲曲事事。

一、今度新錢被仰付候上、假雖爲有來、惡錢或新錢或散錢等にも不可取扱事。

一、御領・私領共に、年貢收納等にも、此定之通不可有相背事。

寛永十三年六月朔日　　奉　行

〔國事雑抄〕

於江戸新錢・古錢賣買之義、如此御高札被出之條、自今以後御分國中錢遣、江戸可爲如御定、

銀子を以出し取仕候者、代物一貫文に付、銀十六匁之積を以可受用。若至相背御法度輩者、可被處曲事旨被仰出所也。仍如件。

寛永十三年七月廿八日　　横山山城守

本多安房守

〔三壺記〕

此とし迄も方々錢遣にて有けれども、關東北條五代の間は永樂錢を鑄出し、八ヶ國迄に用之、國々所々にてはやり候錢有て、他國迄は用ひがたし。後にはまじり〳〵に成て、古新の上錢惡錢見わけがたし。北國筋には且て錢を見知らず、關東錢は水戸錢として人きらひ、又坂本にて鑄出すを坊主錢とて又嫌ふ。かくのごとくに有ければ、天下一統に可被成とて、新に寛永の錢を鑄させられ、一つ形に成りければ、今迄錢遣のなき所まで皆一統に成にけり。寛永にさへ、後々は御藏錢と並錢と善惡出來しけれども、つかふに別に損德なし。

八月十八日。越中射水郡光禪寺の僧呑堯、寺領の地子米を安堵せんことを請ふ。

〔越中古文書〕

先年戊の年、越中氷見庄於光禪寺、拙僧ごくひんたりといへども、日本四ヶ之本寺をたゞし、

江戸へ罷下、がうこの望を仕處、則執行可仕旨被仰出、御威光を以江湖致成就、忝奉存候。並光禪寺地子米六石八斗之所、戊の年被成御扶助、重々忝奉存候。然所に當年より、又右之地子米可被成御取之旨、御算用場より被仰出、何共迷惑仕候。先年如申上、佐々內藏助兵亂よりこのかた、寺舍寺領斷絕仕、只今は一はんいつさいのはか〲しきだんなも無御座候へば、やさいをまもり朝暮をおくり、寺之さうじを仕候へども、地子を被召上候へば、寺之まもり可仕樣も無御座候。我こつじきに罷出申より外無御座候。御分國中寺多御座候へ共、か樣之大寺何も地子被爲成御赦免候。其上江湖付候而以後、いづれの寺にも地子米被下置候。若御じひに、惣寺中地子領六石八斗之所被下候はゞ、有難可奉存候。仍訴狀如件。

（やさい本のまゝ）

寛永十三年子八月十八日　　越中氷見庄光禪寺　呑堯

奥村因幡守殿

橫山大膳守殿

八月廿三日。能登羽咋郡矢駄村加茂社修理の爲神林の採伐を許す。

〔能登國羽咋郡矢駄村加茂社藏文書〕

矢駄村加茂明神宮就大破致修理由。宮林之內を以、御宮入用程伐可申候。爲其墨付遣候。右之林荒候はぬ樣に、隨分可致政道也。

子八月廿三日　　　　　稻葉左近　印判

阿津見神主惣行司

並　矢馱村　宗左衞門

倉垣村　佐　平

九月十三日。加賀河北郡山上春日社の神主斷絕したるを以て、高井三喜を之に補す。

〔國事雜抄〕

加州河北郡山上春日社人、近年依令斷絕、糺古之社家筋、其方事、氏子共就理被仰付候條、可成其意候也。

寛永十三年九月十三日　　　橫山大膳亮康玄　判

奥村因幡守易英　判

高　井　三　喜

十一月十二日。作事奉行の事務に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

一役所の名なり

一、作事方先奉行人之外、當奉行申付事入用もくろみ、大工三人申渡、相極目錄、先奉行佐久間彌右衞門・稻垣三丞裏書裏判仕、當奉行手前に請取置、其目錄之通當奉行人致手形、會所者裏判を以、材木奉行方より請取可申候。若追々入申材木在之者、右三人之者令相談、重而目錄相調、同前可致沙汰事。

一、作事方入申諸道具請取渡、可爲同前事。

一　先奉行佐久間彌右衞門・稻垣三丞致切手請込候材木、其外諸道具一ヶ月分之致目錄、會所ゟ可相渡候。並當奉行人へ遣候目錄之寫、會所ゟ可遣之候。手前に茂請書可仕置事。

一、作事相濟次第、當奉行人會所ゟ可遂算用事。

一、材木奉行人手前より、作事場其外諸方ゟ相渡候材木之分、一ヶ月充帳面相極、會所ゟ可相渡事。

一、繩・こも・藁・莚・竹・釘・かすがい・屋根葺、何も會所にて一ヶ月充可令算用事。

一、於宮腰材木買調候樣子、如跡々可申付事。

一、右之材木買申分、並宮腰より當地指越候材木之帳、奉行人方より、每月內藤淸兵衞方ゟ渡置可申事。

一、宮腰材木出し申刻、奉行人方より內藤淸兵衞方ゟ相斷、內藤下代出し相改、彼地出可申

事。

右定所如件。

寛永十三年十一月十三日

會　所　中

十二月七日。加賀能美郡小松町に於いて直賣買する絹に對し納税せしむべきを命ず。

〔小松舊記〕

追而町中より書上候帳相そへ遣し候、以上。

内々被仰渡候。小松に而賣買仕候絹、直賣直買之分は不殘五りんはね、銀子を以、寛永十一・十二・十三年算用、銀子取あつめ、當月廿日已前に拙者共に請取候得と、昨日志摩守樣より被仰渡候。肝煎中に其段可被仰渡候也。

子十二月七日

松原權兵衞　判

寺岡又兵衞　判

神崎五兵衞　判

春田三右衞門　判

宮丸屋　次郎兵衞殿

新保屋　類右衞門殿

小川屋　久右衞門殿

志摩守は前田孝成

清水庄兵衞殿　小松屋四郎右衞門殿　中才屋彥兵衞殿
菊屋三郎右衞門殿　油屋清七郎殿　能美屋武右衞門殿
山上屋長右衞門殿　清水長右衞門殿

十二月十三日。加賀藩の廩米を市人平野屋半助等に拂下げられたるを以て登城して恩を謝せしむ。

〔國事雜抄〕

猶々只今登城尤候、以上。

夜前被仰付候御堂形拂米兩人に被仰付候義忝仕合候條、少御肴に而も御禮被申上可然候、恐々謹言。

十二月十三日　奥　因幡判

平野屋半助殿
越前屋孫兵衞殿

〔金澤古蹟志〕

堂形米倉

米倉創立の事、諸記錄中に所見なし。按に綱紀卿の時穿鑿し給ふにより、越中組大工肝煎與

奥は奥村

平次は森田柿園
千石町は仙石町

三右衛門父浄雲、八十七歳にての口演書に、本堂形以前は近藤甲斐守屋鋪与申候。其節御藏無御座候。御米藏出來以後堂形与申候。年數六十年許に罷成、ヶ樣に覺え申すとあり。此口演書、九月廿日とのみありて、年號支干をも闕きたれば、年暦考ふべからずといへども、若くは寛文年中の穿鑿書ならんか。然らば六十年許以前は寛永年中也。但し米藏出來以後堂形与申といへるも、米倉を後年堂形と稱する故にかくはいへるなるべし。又有澤武貞の金澤細見圖譜に、後年三十三間の的場跡に米藏を作るといへども、地名と成りて今に堂形と云ふと載せたるも、亦非也。既に上文に見えたる如く、利常卿堂形の的場にて通矢を試み給ふ時、堂形米倉裁許の天野藤太夫に、通矢の檢見を命ぜらるとあれば、彼三十三間堂形の的場ありし頃、米倉も並べありし事著明なり。右通矢の檢見を矢野に命ぜられしは、寛永年中の頃歟と、湯淺氏の藩國職員考堂形奉行の條注にいへり。平次按に、三壺記に、寛永八年四月十四日才川橋爪法船寺の門前町より出火、千石町堂形一面に火と成云々、御堂形米うわこげして煙の臭し、御用に難立に付、御扶持人たる者火事に逢ける人々へ、五石・十石宛被下、其外惣町中へ被下と見ゆ、關屋政春古兵談に、金澤河原町より出火、御城も燒たり。此時加藤圖書・津田勘兵衛其外四五人同道して、扨も殘多き事哉というて來る。津田・加藤等堂形の米藏に居て、右藏に火懸りたるに依て、車橋を渡りて御城へ行くとて御使に行合たり云々とあるも、

則寛永八年の火災の時にて、此時米倉既にありて火災に罹りたる也。さて寛永十三年十二月十三日、奥村因幡より平野屋半助・越前屋孫兵衞宛の判書に、御堂形拂米兩人に被仰付と見ゆ、同十四年三月十八日利常卿在印定書に、堂形藏入米高二萬五千石可納。堂形藏米毎年五月中旬より可拂。堂形藏・雜穀藏兩所之番、鐵炮之者六人、替々無懈怠可相詰。木村助兵衞・石黑太郎兵衞、堂形藏奉行爲扶持、一ヶ年一人に十五石宛前渡に可下行。越前屋孫兵衞・平野屋半助米拂可奉行、堂形米之内を以、一石に付而口米一升兩人に可下行など、十二ヶ條を載られ、又同じ日付にて奥村因幡判印の定書に、御菓子用之餅米・小豆・青大豆・味噌並御馬飼料之大豆・稗、車牛飼料之大麥、及蠟・荏油・種油の石高を記載して、右御奉行野木口五兵衞・淸水權六以相談、雜穀御藏へ可納旨被仰出とあり。おもふに此時堂形藏納の規則をば改革ありて、更に定められしと聞ゆ。抑堂形米倉へ納めしめられし米穀は、切米取とて歩士・輕卒・小者などの扶持米に、春秋兩度に、下行米とて人々へ宛行はれける定めにて、舊藩中は此地と新堂形の地と、兩所に米倉數戸前建ならべ、石川郡の村々よりの納米は本堂形に納め、河北郡の村々よりの納米は新堂形の米倉へ納めしむる例にて、廢藩置縣の後までも米倉そのまゝありしかど、士族の給祿を廢せられし後、米倉も取毀たれたり。

是歳。中村刑部家正歿す。

過禮は華麗なるべし

〔金澤古蹟志〕

中村刑部家正傳

家正が父は中村肥前と云。宇喜多中納言秀家の家士にて、家正も初め次郎兵衛と稱し、宇喜多家に仕へり。家譜に云、刑部家正初宇喜多家に於て、家老の人々と不和に成り、關原合戰の前、秀家卿の內意により、備前を立退き浪人と成る。後加州へ來ける處、利長卿越中五ケ山へ遣され、慶長七年召返され、家祿二千石賜はり、足輕頭を勤め、寛永十三年歿すとなり。關屋政春古兵談に云、備前宇喜多中納言秀家は、領國備前・備中・美作・播磨の內、合八十萬石の大名にて、秀吉公の御聟也。安土にて利家卿の御娘子を、誕生あると其儘養子に被成、秀家へ被嫁たり。依之威勢强く、生得才發にして、武勇も備りし故、御名代として朝鮮へ渡海し、過禮を好れし人なり。朝鮮にて諸大名を、野中にて五百餘人木具仕立令振舞給ふやう成人也。是に依て金銀を好み、中村次郎兵衛と云ふ者出頭して、所帶を約やかにし、國中へ課役を掛る。金銀を集むる國の仕置も、大方次郎兵衛するなり。譜代の家老戸川肥後守・花房志摩守・宇喜多左京・長船越中四人なり。次郎兵衛と間惡敷、後には家老と不和に成、四人ながら備前を立退き、直に德川家康公へ行き、長船の外三人は家康に被召抱。是に付家康と秀家と中よからず。石田亂の時も、無二の石田方也。右中村次郎兵衛、後前田家へ被召出、中村

刑部と改名すと。備前浪人芳賀宗惠語ると。又秀家關ヶ原の時、三成と一味に依て、八丈島へ遠流、家禮の義は大身はならず、小身は誰にても可被遣と被仰出たり。秀家惡大將ゆゑ、人を御見知なく、中村次郎兵衛勝手の圖りを上手に致し、金銀を取上る事計工夫仕る者を念比に被成、武道の用に立つ者は、一圓御見知なきに依て、此時に御行當り、御供可仕と申上げたる者共に御禮、後悔斜ならずと彼家の老人芳賀家惠と云者常々物語すといへり。按に秀家卿の內室は、利家卿の息女にて、利長卿の妹聟なり。故に中村次郎兵衛を吾藩士に召抱へられしも、その因に依ての事なるべし。

是歲。領內百姓の年貢輕減を乞ふもの多きを以て前田利常代官の不正を質さしむ。

〔三壺記〕

諸代官御吟味下谷長左衛門被仰付事

寛永十三年秋之頃、御分領在々所々百姓困窮に及び、免乞訴狀止事なし。御公領・給人知ともに過半未進出來し、諸代官難儀す。其先每年其年の風俗に隨而、免相指引被仰付、御宥免有といへども、此年は漸々に農民行つまり、御公領・給人知百姓を召寄糺明すといへども、百姓わだかまるにもあらず、榮耀榮花にほこり收納滯るにもあらず、自然に百姓行つまるよし御

耳に立ければ、利常公は奥村因幡・津田勘兵衛に被仰出ける様は、毎年高物成極置、旱損・水損見立次第に宥免す。當暮は無故自然に土民困窮し、過分の未進難意得、代官共手前吟味可仕旨被仰出。兩人奉り、宮城采女・本保大藏・奥村源左衛門、其外の勘者共、奥村因幡方へ集りて、代官手前御算用聞届けゝり。津田勘兵衛は、在々所々より代官手前非分之儀有之者、目安を以言上せよ、御聞届可有旨御意之由申觸らるゝ。永見五郎右衛門・井内清兵衛は、御分領在々所々を走り廻りて、諸代官は不及申、寺社方・町方・同苗より金銀米錢借用仕もの、元利年月に貸主を、十村肝煎より與中の帳一冊にして、又村ぎりに小百姓ども帳一冊に調可上之。過分の借錢有之ものには、過分に免を可被下、又かり物も御吟味之上を以可被下旨、兩人ふれ廻しければ、其年の暮より春へ懸、帳面調へ指上、目安所々より指上る。其中に下谷長左衛門非分沙汰のかぎりなり。手前の金銀米錢を一年の利足三割・四割に貸付、年貢を以引取り、公儀の御收納を明けて未進とす。或は借付の手形を、とやかくと申して返さず置て、二三度宛是を取る。田畠を爲作て我が用所となし、其年貢入用を未進に引次ぎ、公儀の御藏へは手前より入れずして明け置き、色々様々の押領有に付、百姓目安を以言上可仕と申す時、下谷も道理なき故よはりて、五十石・百石の未進をとらせ、又は朱封銀百目・二百目宛是を百姓にとらせ、漸々宥め置く。下谷甥に高瀬兵左衛門と云ふもの、則下谷手代也。此者年々百

わやくは訴訟の意

春光院は春香院

姓に長左衛門おごされて、百姓にとらせし米金銀を帳面に記し置き、御吟味之時、其帳を長左衛門わやく帳と名付け、奉行所へ指上る。其外郡中町中へ貸方多く有けるを、暮より春へかけて、矢野所左衛門・久保清左衛門に被仰渡、石川・河北両郡下谷借物元利取立させらるゝ。手代両人召置き、足輕・御小人召連れ、在々所々にて糺明して、證文手形次第に取立る。能美・江沼郡は太田伊織、越中・能州は其處々の郡奉行に奉行人指加へ、御吟味有て取立る。下谷長左衛門は男子の子供三人、長左衛門一所に拷問の上に、御成敗被仰付也。金銀闕所被仰付、難澁之民共に被下て、未進等を補ひ、難有奉存けり。御領國中土方領分・長九郎左衛門領分を除、其外より借銀帳共上りければ、誓詞を以武家・町方・寺社方・後室方・幼少衆之私銀、念佛講・神明講の打入銀を書上る。條數書を以、人持・物頭等へ被仰渡、十村頭十組・廿組宛の帳相渡り、清帳調被上之。第一諸代官の自分かし、下代共の私かし、山奉行・郡奉行・浦方諸奉行・町奉行・道橋奉行・檢地奉行・上代・手代の貸方なり。其外大橋市右衛門貸方、笹屋の宗榮貸方、御供田村三郎右衛門貸方、せがれの吉兵衛貸方、其外物役に懸るほどの貸方を類よせして、十村一人組切に清帳調指上らるゝ。大橋市右衛門・笹屋宗榮は、先年手前不如意之時、御助成のために拜借被仰付、郡中へ貸付、利足を取り他足とせしを、此時節御取立可被成との御事なり。御供田三郎右衛門貸方は、能州島八ヶ村並代々知行せり。春光院殿へ三郎右衛門取

たけにも不立本のまゝ

入て、島中へ貸付け倍々高利を取り、八ヶ悉く取たふす。是に依て右役人どもの貸方は、少の輕重は有りといへども、下谷長左衞門の業に同じければ、公儀を輕じ私用を重ずる事、且而なきにはあらず。裁許の德に依て家を富ましめ、紙手・綿手・ばい木手・炭手・鰤手と號し、金銀貸渡し、出來次第に取上げて、それに利足を付け方々へ賣渡す。皆士民より取上る事なれば、年々の利足に上り、收納の所わきに成り、百姓難澁せしむる事、是皆奉行人、年久敷用人に狎て入魂の上なり。向後諸奉行一年替りと被仰出、諸代官上りて、與力どもを御代官に被仰付、少しづゝ裁許する手代を召置申度旨言上す。殊之外御機嫌惡敷成給ひ、何の手代、おのれら直に可仕、私曲は手代より起ると被仰出。さて諸代官手前〳〵引負露現して、米五百石・三百石づゝ指上るも有り、銀子五十枚・百枚づゝ上るも有り。田内小右衞門などは、たけにも不立夥敷取込にて、知行被召上、牢人して江戶へ參、祖心に扶助せらるゝ。祖心の父、牧村兵部大夫殿の家禮の筋なるゆゑなり。

〔三壺記〕

落合孫左衞門事

諸奉行人之貸方御吟味に付、色々樣々の公事物語多しといへども、事長々しければ略せしむ。其中に大橋市右衞門貸付の手代に、嶋金右衞門・落合孫左衞門より借用と云帳面に、銀子二貫

七八百目も有けるを、能州子浦におゐて十村をあつめて吟味す。菅原の行永詰罷在、組中を寄す。然る所へ歳のよはひ五十計の男、歴々たる侍袴にて來る。御奉行へ申上度儀御座候由申に付、矢野所左衞門と久保清左衞門對面し、是へ御通りあれ、何之御用ぞと申ければ、さん候私は落合孫左衞門と申牢人也。少手之質を持て百姓中へ貸付け、利足を取て身命を助かり申候處に、大橋市右衞門殿下代と私假名を書上げて、御公儀へ被召上事、何共迷惑千萬に奉存候。大橋殿手代にては無御座候間、借狀に御除被下候へと申けり。矢野・久保申けるは、定而御僞は有間敷候へども、これを見たまへとて、御淸帳を取出し、しかも伴八矢手前より調上る御帳面、大橋市右衞門年代嶋金右衞門・落合孫左衞門自分貸す何程と、御算用縮迄有ければ、此帳面之外は吟味仕出けしれども、此内をのぞく事、拙子共心得にていかにとして成可申と、あらけなく申放す。孫左衞門申やうは、それにて候はゞ何方へ御斷申上よく可有御座候、御おしへ候はゞ御恩賞たるべきと云ふ。奥村因幡殿奉行也と申ければ、私波着寺法印と念比に候間、賴可申上候、因幡殿御狀申請參可申とて、馬に乘りかけ出す。四つ時分に罷立ち、其日七つに歸着し、馬より直に奉行所に參り、波着寺に對面仕、しか〳〵の事を語りて賴申候處に、法印申されけるやうは、さて其方能き年をして迷ひ申さるゝ人哉、御裁許を奉る奥村因幡殿・津田勘兵衞殿の緣者一門衆、其外御老中の親類の中に、今度御代官衆數多有

前掲の文には秋の頃とあり而してこの文に卯月下旬とあるは翌年のことなるべきか

之、金子一枚・二枚、銀子二貫・三貫目充、代官衆へ合力したまへ共、其用捨成がたし。御手前牢人なればとて誰か用捨せらるべき。其方出生の時は身ばかりにて生れ給ふ。今迄心安く命たすかる事仕合也。今からほね折りてたべられ候へと申されける間、御尤とは存知ながら腹立ちて、いとまごひなしに出で、馬に乗り罷歸る。各樣へ御苦惱御免あれ、御裁許宜被遊候へと一禮を申けり。兩人聞て左樣に可有と存候、笑止成御事こそ申ける。然る所に孫左衞門に銀子かりける百姓共罷出、いかに〳〵孫左衞門樣、去々年・去年の利足被下候上は、貴樣へ相濟す利足銀御返し被下候へと云ふ。又百姓罷出申樣は、只今は卯月下旬なり、先月三月の末に、急用とて三ヶ月分の利足を相渡す。只今御返被下候へと云ふ。孫左衞門聞て、濟申さぬ以前こそは其わけも有らめ、濟ける物をおこしかへし申事、沙汰の限と云ひければ、奉行兩人、此場にてのせんぎ、にくき百姓共とてしかりければ、孫左衞門いとま申して立にけり。跡に何れも申けるは、落合殿子浦に居住し、嶋金右衞門被參候刻、大橋市右衞門殿は出頭人なり、御貸方よく調候間、一所になされ貸付たまはれと、嶋金右衞門を振舞て申合ければ、右の通に成にけり。少もかゝはらぬとは申されがたしと語りければ、公儀の事にはまじはらぬこそよけれと何も申けり。四月上旬に仕舞ひ、所々郡中より罷歸り言上仕り、代官を被仰渡、石川・河北・羽咋・鹿島並嶋八ヶは、久保佐左衞門一人に被仰付、手代三人召置き、裁

許致けり。

寛永十四年

二月十五日、藩侯に從ひて領外に出でたる者の賄料、及び京都・江戸に於いて使者に遣さるゝ者の駄賃支給の制を定む。

〔萬治已前定書〕

他國ゟ御供に參候者、路次中並逗留中御扶持方賄御下行覺。

御歩並御歩者並之御切米取何茂同事。

一、主從二人に四人扶持。（一日に二升宛、其所々に而時分の相場に銀子を以可被下事。）

但、鹽噌・薪・やさい・油・食燒以下、共に別々銀子にて被下候得者、米之相場により高下有之付、右之御扶持方之内を以賄可申事。

一、銀子七十一匁九分　年中之宿賃

但、一日に主人八匁、下人四匁宛にして、錢之値段一貫匁に付而十六匁宛之算用。

一、銀子四十目　江戸下通上下之駄賃銀

但、三人に馬一疋宛に付、百二十目之當り。

一、同五十三匁五分　江戸ゟ上通上下之駄賃銀

右同斷、馬一疋に付百六十目之當り。

御鐵炮者持筒共。

一、一人に二人扶持方。（一日に一升宛、其所々に而時々相場銀子を以可被下事。）

但、鹽噌・薪・ざうし以下共。

一、銀子二十三匁九分七厘　年中宿賃

但、一日に四文宛。錢之値段一貫文に付十六匁算用。

一、銀子二十目　江戸下通上下駄賃

但、六人に馬一疋宛にして、馬一疋に付百二十目當り。

一、同二十六匁七分　江戸下通上下之駄賃銀

右同斷。但馬一疋に付百六十目當り。

一、十匁五分　京上下之駄賃銀

右同斷。但馬一疋に付六十三匁當り。

御小人並御草履取分

一、御扶持方搗代並宿賃・薪・鹽噌、此跡の如く、其所々にて買手之者、値段之上を以算用次第

に可被下事。
一、銀子十五匁　　江戸下通上下之駄賃銀
但、八人に馬一匹宛にして、一疋に付百二十目當り。
一、同二十目　　江戸上通上下之駄賃銀
右同斷。但馬一匹に付百六十目之當り。
一、同八匁　　京上下之駄賃銀
右同斷。但馬一疋付六十三匁當り。

御長柄之者

一、御扶持方一升、所々値段銀子を以可被下候事。
但、鹽噌・薪賃共、御普請仕時晝飯可被下事。
一、上下路銀一日に六分宛。但御荷物無之は五分宛。丑の年御定以來は、米値段指引可有事。
一、御扶持方鹽噌・薪・宿賃御小人並。但御普請仕候日は、晝飯扶持右算用五割増に可被下事。
一、駄賃銀なし。
一、御鐵炮者・御小人・御長柄之者によらず、御普請仕候日は晝飯扶持可被下事。但其所々時々の値段を以可被下候、以上。

寛永十四年二月十五日　山城
安房

〔萬治已前定書〕

江戸・京都御供之內、御使に被遣時駄賃銀御定之事。

一、十里に付而銀子一匁宛之事。

但、御步之者主從二人、其外此並之御切米之者。

一、駄賃銀十里より內は被下間敷候。十里之外は此つもりを以可被下事。

右御在江戸在京御定之賄料之外可被下候。然上は別而路銀者有之間敷事、以上。

右被仰出所如件。

寛永十四年二月十五日　山城
安房

二月十九日。收納米・夫傳馬・出銀・見立檢地等の事に關して靑木權右衞門に命令の書を與ふ。

〔萬治已前定書〕

定

本文と略同一にして本年三月十九日附日比五郎右衛門宛のものあり

一、代官所収納米之内七百石、臺所爲入用、野木江五兵衛・清水權六方に、奥村因幡守以裏判可相渡也。米右兩人令相談、可入念事。
一、右米七百石雜穀藏に納置、欠米百姓に不可懸。此外扶持方にも可相渡事。
一、宿々在々夫傳馬之儀、無油斷可相改。若夫傳馬僞申懸者於有之者、其人或屆置、或こらへ、安房守・山城守・因幡守方に可相斷事。
一、一ヶ年に兩度村々相越、百姓共無油斷農作相勤候樣見計、荒地於有之者、大豆・麥・稗之開作候樣に可申付事。
一、諸百姓出銀、家一間に三匁充可申付。右員數猥不懸申樣可入念事。
一、村々肝煎等、公儀並給人用所之外、金澤に出し候儀、堅令停止事。
一、百姓共無故見立檢地申請候事可停止。無見立不叶時分は、算用場權右衛門書付可出事。
一、見立檢地之者於遣之は、權右衛門罷出令相談、見立相極上帳而加判、百姓等にも見立帳可渡事。
一、納所口米如定、其外同宿に用所申付、毎歳爲扶持米二十石可宛行事。
右之條々不可有違背者也。

寛永十四年二月十九日

青木權右衛門殿

二月廿六日。江戶に交代勤務する小姓等の扶持方代銀給與方法を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

江戶御供替御小姓衆御扶持方代銀、當地面々人數已下吟味指出、御小姓頭可仕事。

一、右銀子相渡候裏判人、因幡・大膳・河內三人之內、當地有合次第之事。

一、當地に而御扶持銀人々に請取高、江戶ニ而御小姓頭より迄切手、右三人裏判也。在江戶年寄中ニ而、江戶御扶持方割符値段を以差引相究候樣に可申遣事。

一、中納言樣御在江戶之刻、御供之衆替々參候はゞ、御供に在之年寄分之方ニ而、右同前可申遣事。

一、御國に而御扶持方請取候衆、日數以前に江戶より被成御返候はゞ、在江戶之日數、御小姓頭より書出、迄切手在江戶年寄中以裏判、此地に而指引算用可相極旨、因幡・大膳・河內方ニ而可申越候事。

一、當地新御算用場にて差引相極、餘銀請取置、御帳に相添、一年切に御納戶ニ而銀子可指上由、度々因幡・大膳・河內より御算用場へ書狀可遣事。

一、右餘銀算用帳相添、御納戸へ新御算用場より可差上事。

一、右江戸御供替番罷越刻、御扶持員數以下、安房守・山城守方に斷之上、裏判人方に書狀可被相添。日數不足人於罷歸は、新御算用場にて遂吟味、一年切に相究、餘銀指上候時、重而安房守・山城守承屆、御納戸衆に以添狀可相渡旨、被仰出所如件。

丑二月廿六日

横山山城守

本多安房守

三月九日。越中高岡神明・八幡・熊野・稻荷・大木宮五社に對する寄進地の印物を改む。

〔寺社來歷〕 高岡五社由來

寛永十三年に、御領國寺社家一統拜領之地面御改に付、御檢地奉行前波嘉右衛門殿を以、御社領並五社之宮地等被打立處、二十八石餘之御高圖りに相成由、重而御印之表御尋に付、御印物御趣意申上候處、步數之御定無之候に付、御印物二通とも御取替、改而步數等御定被成候而、御寄附候御印物一通、左之通。

越中高岡神明・八幡・熊野・稻荷・大木宮、五ヶ所宮屋敷之地二千步、並近年其元策配仕來候作所之內毛付三千步地面、右五社爲修理料被成御寄進訖。破損之所可令再興者也。依而如件。

寛永十四年三月九日

横山山城守　名判

本多安房守　名判

高岡神主　豊後殿

三月十四日。藩侯に隨ひて江戸及び京に至る荷物人馬の賃銀を定む。

〔萬治已前定書〕

金澤より江戸ゟ御供に被召遣候時御荷物人馬駄賃御定

一、かた道、下通馬一疋に付而　六十五匁

四月より九月迄六月分。

一、同下通馬一疋に付而　八十目

十月より三月迄六ヶ月分。

一、同下通人足一人に付而　二十七匁

四月より九月迄六ヶ月分。但金澤より江戸ゟ十三日、一日に一匁五分充。歸十日、一日に

七分五厘。

一、同下通人足一人に付而　三十目七分

十月より三月迄六ヶ月分。但金澤より江戸ゟ十五日、一日に一匁五分。歸十一日、一日に

七分五厘。

一、かた道、上通馬一疋に付而　八十目

四月より九月迄六ヶ月分。

一、同上通馬一疋に付而　百目

十月より三月迄六ヶ月分。

一、同上通人足一人に付而　三十目七分

四月より九月迄六ヶ月分。但金澤より江戸ゟ十五日、一日に一匁五分充。歸十一日、一日に七分充。

一、同上通人足一人に付而　三十三匁

十月より三月迄。但金澤より江戸ゟ十六日、一日に一匁五分。歸十二日、一日に七分五厘。

右之人足、公儀爲御用江戸に致逗留候はゞ、一日に一匁宛御下行可被下事。

一、かた道下通御供衆に被下候傳馬一疋に付而　六十目

一、上通同馬一疋に付而　八十目

一、御供に被召連候外、江戸・京ゟ御使に罷越候衆之儀は、駄賃馬一疋に付而、如跡々新算用場より一里三分充可被下事。

金澤より京ゟ御供に被召連候御荷物人馬駄賃御定如此候、以上。

寛永十四年三月十四日　　横山山城守

本多安房守

中村新左衞門殿

原田又右衞門殿

副田權左衞門殿

四井主馬殿

三月十六日。加賀石川郡宮腰に於ける能州鹽の賣却、薪の購入及び傳馬に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、宮腰土藏、能州鹽五萬俵毎年可納事。

一、壚宮腰肝煎主計・三右衞門請取、手形內藤淸兵衞裏判を以、能州鹽奉行嶋田勘右衞門・小森又兵衞・山下吉兵衞方ゟ可遣事。

一、臺所入用之鹽奉行人手形、會所より裏判を以、五十俵宛可相渡事。

一、鹽請拂主計・三右衞門に可申付、兩人之者下代扶持として、一ヶ年兩人に二十石可下行事。

一、鹽賣候代金銀、淸兵衞方銀箱に入置、主計・三右衞門符を付させ、月切に淸兵衞下代相添、金奉行ゟ相渡、手形主計・三右衞門ゟ請取之通、每度淸兵衞方ゟ可相斷事。

一、鹽拂値段之儀、能州鹽奉行三人、並當時越前屋孫兵衞・平野屋半助・蠟燭屋彥四郞・紙屋八左衞門・かね屋九郞兵衞五人之內、二與にして、金澤於兩所問合値段相極事。付、主計・三右衞門鹽賣帳、度々淸兵衞見候而可加印判事。

一、於宮腰薪、主計・三右衞門兩人之者買置、金澤薪奉行笠間平右馬允方へ可相渡。直段之儀彼地五人之直段者として可相極事。

一、薪裁許下代扶持として、一ヶ年に兩人に廿俵、主計・三右衞門兩人に可下行事。

一、金澤ゟ宮腰より、一ヶ年に傳馬千疋分可出之候。此外用次第駄賃可下行事。

右之條々不可有相違者也。

寬永十四年三月十六日　　　　內藤淸兵衞

三月十八日　堂形藏米の取扱に關する法規を定む。

〔國事雜抄〕

相渡は相改なるべし

定

一、堂形藏入米高二萬五千石可納。但、依年入米數多於有之者、有次第可請取。若右之米高不足候者可申上、當地不有合時分は、奥村因幡守方へ可相理事。

一、入米善惡之義、百姓不致迷惑程に可相渡事。

一、斗升・ちきり、會所より相究可渡事。

一、入米俵數、毎日木村助兵衞・石黑太郎兵衞、並越前屋孫兵衞・平野屋半助方相帳可付置。拂之時も右可爲同前事。

一、堂形藏米、毎年五月中旬より可拂。若其以前拂義候者、因幡守方より可相渡事。

一、於當地拂方相滯候者、上方へも米可登事。

一、拂米代之義、金銀之内何にても、相場次第賣付、可請取事。

一、拂米代金銀、一ヶ月に兩度かね奉行人へ可相渡事。

一、拂米代令遲々もの於有之者、因幡守方並會所に相理、鐵炮之者催促に可遣事。

一、堂形藏・雜穀藏兩所之番、鐵炮之もの六人、替々無懈怠可相詰事。

一、木村助兵衞・石黑太郎兵衞、堂形藏奉行扶持として、一ヶ年一人に十五石宛、堂形米之内を以、前渡に可下行。但兩度に可下行事。

一、越前屋孫兵衞・平野屋半助米拂爲奉行、堂形米之内を以、一石付而口米一升兩人に可下行事。

右條々不可有相違者也。

寛永十四年三月十八日　　印（利常）

木村助兵衞

石黒太郎兵衞

越前屋孫兵衞

平野屋半助

三月二十日。代官所收納米等の事に關し青木次太夫等に命令す。

〔萬治已前定書〕

定

一、代官所收納米、無由斷樣念を入可申付。萬一難成百姓於有之者、代官中可申談事。

一、堂形藏江入米、善惡改之事、藏奉行令相談、百姓不及迷惑程に可申付事。

一、代官前算用之事、如定置一ヶ年切に可遂勘定事。

一、村々へ一ヶ年に兩度宛相越見計、百姓無由斷農作相勤候之樣可申付事。

一、荒地見計、大豆・麥・稗類、百姓共開作候之樣可申付事。
一、村々肝煎等、公儀並給人用所之外、金澤へ出候儀堅令停止事。
一、百姓共無故見立檢地申請事可停止。無見立不叶時分は、算用場へ代官より書付可出事。
一、見立檢地於遣之者、罷出令相談、見立相極上帳面加判形、百姓等にも見立帳可渡事。
一、口米下行之事、藏米拂所に隨而、員數可爲如定置事。
一、諸代官下代村廻爲賄料、一ヶ年に一人に付而二人扶持。但半年分可下行。百姓前より一切無雜用樣、堅可申付事。
一、代官所之內村傳、下代一人に付馬一疋可乘、此外猥夫傳馬へ於申懸者可爲曲言事。
(御付紙)代官勿論村傳馬一疋可乘之。
右條々不可有違背者也。

寛永十四年三月廿日

青木次太夫　堀　毛左衞門
細井彌左衞門　鈴木權之助
各通

三月廿四日。加賀能美・江沼二郡の郡奉行を吉田伊織に命じ、その心得を示す。

〔萬治已前定書〕

定

一、能美・江沼兩郡奉行、如前々申付候條、彌諸事可入念事。

一、宿々在々夫傳馬之儀、無由斷可相改、若夫傳馬僞申懸者於有之者、其人或は屆置、或こらへ、安房守・山城守・因幡守方ゟ相理事。

一、能美・江沼兩郡諸代官前算用、奥村源左衛門申談可遂勘定事。

一、諸百姓申分於有之者、早速聞屆遂穿鑿可令裁許。金澤ゟ百姓不相越、速々可申付事。

一、諸給人と百姓出入於有之者、縱其給人兼而不言通間たりといふとも、亦は給人より不及斷候共、理非にまかせ令裁許可相濟事。

一、往還道橋修造可申付。橋入用銀子原田又右衛門・副田權左衛門・四井主馬・中村新左衛門四人方より可請取事。付、川除・用水跡々之如く可申付事。

一、百姓共無故見立檢地申請事可停止。無見立不叶時分は、見立奉行へ申斷、其役人相共見立、檢地極上帳面加判形、百姓共にも見立帳可渡事。

一、荒地見計、大豆・麥・稗類、百姓共開作候之樣に可申付事。

一、諸百姓出銀、家一間に三匁充可申付、右員數猥不申懸樣可入念事。

右之條々不可令違背者也。

寛永十四年三月廿四日

吉田伊織殿

三月廿五日。金澤の町政に關する規定を長瀬五郎右衛門に令す。

〔萬治已前定書〕

金澤町中　　御定之條々

一、町役於御免許者、御印可被遣候條、其外之儀不殘御役可仕事。

一、町並之家、奉公人に被下候者、如在來町役可仕事。

一、町奉行衆、一ヶ年に二度宛惣町相回、可然樣見計可被申付事。

一、御城爲御用被召仕候人足之事、當御奉行人々切手に、會所衆裏判次第可出之候。何も裏判、町下代として可相改候。若裏判無之切手之人足出候はゞ、町下代可爲越度事。

一、庖丁人並御疊之手傳夫、御臺所水汲夫、同米搗夫、檜物屋手傳之人足、此外御算用場に罷出候庖丁人足等、何も人足請取、人々切手に會所衆令裏判次第可出之候事。

一、江戸・上方によらず、他國へ被召仕候人高之事、其時々入次第可被仰付候條、人馬請取人々切手、會所裏判次第可出之候。然ば右之夫銀・駄賃銀、會所裏判切手を以、原田又左衛門・

副田權左衞門・四井主馬・中村新左衞門手前より請取可申事。

一、御城爲御用、町方被召上候御召物之事、會所衆裏判切手次第、町下代並町肝煎として相調可差上候。就は新御算用場より、前廉銀子二貫目宛、町下代並町肝煎請取置、御召物之代銀當座可相渡候。右之銀子拂方直段之儀、會所衆吟味之上を以、算用狀を指上、重而銀子請取可申事。

一、從御城他國へ被遣之候御荷物之事、馬一駄に付而三十五貫目宛、人足一人に付而八貫目宛たるべし。御供衆荷物右同前。若此外重荷被相渡に付而は、町奉行衆を以可及斷事。

一、他國より御使者、町賄に被仰付候者、其時々之御奉行衆書付を取、年切に御算用狀可差上候。御下行可被下候事。

一、御城樣ゟ年頭・歲暮・五節供之御禮義、如有來可指上事。

一、新參衆宿之事、可然家五間、惣町中より余荷を出し可定置候。右町屋有之新參衆、御知行被下においては、御印之日限より以後は、宿賃を定可在之候。此外猥新參衆ゟ町宿相渡候事有之間敷候條、其身覺悟次第作事仕、他國人往還之宿、商人以下に到迄可令馳走事。

一、御城內に有之籠番之事、如有來惣町中として可相勤候。然ば籠舍人賄候事、御分國中之者においては、其者之一族並其村中として賄可申候。若他國者亦は賄可仕樣無之者、御公事

場より被入置候者、公事錢之内を以賄料可被相渡。右之外賄方無之籠舍人有之候はゞ、罪人裁許人々會所江相斷、會所より切手次第町中より賄可申候事。

一、御代官衆より御城米町人に賣付、又者借米銀被相渡候はゞ、御代官衆より案內次第に、其時之肝煎並十人與之者として致穿鑿、町人懸分限可相渡候。若代官衆より組中江不及斷、過分之御米被渡置、其者走候共、十人與之者に對、御代官衆被申分有間敷候事。

一、御家中衆より何色によらず賣物、町人を賴被渡置候はゞ、其時々肝煎並十人與之者に可被申聞候。若兼て不及案內、過分之賣物被渡置、其者走候跡に十人與へかゝり被申候ば、承引有間敷候事。

一、於町中喧嘩仕出候輩有之付而は、其町人として押置候事難成候はゞ、前後之町人江も申聞、宿本見屆、隣單之衆江申屆、其上に而町奉行衆江可申屆事。

一、火之用心常々無由斷可申付候。若火事出來候はゞ、火本之御改有之間敷候條、隣單江茂申聞、可成程火を消可申事。

一、町中におゐて、傾城並出合屋堅御停止之事。

一、當町風呂屋仕女之事、猥之作法有之に付而は、宿主可爲曲言事。

一、町人公事篇之儀は、爲町奉行衆遂穿鑿可被相極。若町奉行衆手前に而難相極儀就有之は、

御公事場へ可申談候。惣而町人公事篇之儀付而奉公人をかたらひ申付而は、其者之手前非公事たるべき事。
一、町中相逐穿鑿候儀、並明家改以下諸事、町奉行衆致裁許候儀共、一年切に帳面に記置、可被指上候事。
一、町人共、諸侍衆並他國衆に對、慮外成作法就有之而は、可爲曲言事。
一、町奉行に爲年頭祝儀、一人に銀子十枚宛、並爲五節句祝儀一人に代物百疋宛、惣中として可出之候。同下代方に年頭禮義、一人に銀子三枚、並五節句祝義一人に代物五十匹宛可出之候。此外酒肴・人足・傳馬已下に至迄、一切出之申間敷候事。
一、今年當地所々に相立候新町諸役、並諸法度之事、本町之並に町奉行衆より可被申付。但御運上・御地子等之儀は、如有來分可被申付候事。
右條々無相違樣に可被申付旨被仰出者也。

寛永十四年三月廿五日　　横山山城守
本多安房守

長瀨五郎右衛門殿

三月廿五日。加賀能美郡小松町の製絹檢查を行ふ者の給銀に就いて前田

前田志摩孝成

孝成に令す。

〔加賀古文書〕

以上

其地町中より出し候絹改に付而、沓屋・升屋兩人に被下候七百目御給銀、此已前より如有來、絹役御納所之内を以可被下由被仰出候條、其旨可被仰付候。委曲御使口上申渡候、恐惶謹言。

丑三月廿五日

横 山 城 守

本 安 房 守

前 志摩守樣 人々御中

閏三月二日。能登鳳至・珠洲二郡の收納方等に關して令す。

〔萬治已前定書〕

條々

一、鳳至・珠洲兩郡收納方無滯可入念事。

一、中折料紙上中下五百丸可相調也。會所に斷、瀨尾權兵衞・藤本彥左衞門・松岡作兵衞三人之內、一人爲相奉行、かね小拂奉行方より、因幡守裏判を以、右代銀請取買調、料紙請取奉行石黑九兵衞・出野善太郎・櫻井新左衞門三人に相渡、帳面於會所遂算用、銀子拂方假切手可

請取置事。

一、麻苧用次第買調、苧奉行伊藤喜兵衞・横江伊兵衞會所に裏判を以可相渡也。斷可爲右同前事。

右定置所不可相違者也。

寛永十四年閏三月二日

山本吉兵衞

閏三月三日。算用場に於いて取扱ふ諸件に關して令す。

〔萬治已前定書〕

定

一、諸代官前算用之事、一ヶ年切に可相究。但收納米と米地拂以下、明夏中令中勘定、來々年春中遂結解、請帳可差上事。

一、堂形藏納米二萬五千石に定置候。但依年多少可有之。右入米跡々つよく改故、百姓迷惑仕候由。自今以後不可及其儀、能程に改可納所旨、藏奉行・諸代官等に申付申候條、可成其意事。

一、堂形藏米拂直段之事、奉行人相尋儀於有之者、宜申談事。

一、藏納登米員數、春中相極、諸代官可申渡。加州三月四月、越中・能州内海四月五月可爲出船。其以後出船破損之斷立間敷事。付、積荷狀之事、代官手前より念を入、出船之刻算用場江可相斷事。

一、同登米海上道中かんたおしの事、奥村因幡守以相談奉行人遣、當年相極、向後遂算用べく事。付、敦賀より海津迄駄賃、年々聞届可令勘定事。

一、同登米若船破損米改奉行人之事、時々因幡守以相談可申渡事。

一、諸代官より上り金銀之事、算用場より金銀奉行方江書付相添可渡事。

一、諸代官殘銀米、在々手前々々利足定之事。

銀子　二　割。

米　二割半。

堂形入未進銀　二　割。

一、吉初銀三月中、春夫銀五月、秋夫銀年切、代官より可指上。若右日銀於相延は、利足同前之事。

一、登米拂、今年切に代官より可差上。但斷於有之は、用捨遂吟味、明春中可相延事。

一、諸代官より、以誓詞斷申儀有之間敷候。遂穿鑿相極、其上帳面記置可指上事。

一、知行割符之事、井内清兵衛・栗田與左衛門・和田八右衛門・下村兵四郎申付候。所附村數多無之、物成を以草高を平均、物成如定納所候之樣可令相談也。右四人雖申付、面々存寄之通於有之者、不及遠慮可申談事。

一、明知以下代官付之事、右知行割四人之者申渡、其近所之代官手寄々々可申付。若新代官に於申付は、因幡守可令相談事。

一、切米扶持方並諸職人下行米割符之事、人々應奉公之品、或は依年藏所遠近可有相違、會所之者吟味、書付之上を以可書出也。不在國時分者、會所之者書付、安房守・山城守可爲裏判事。

一、見立檢地之事、物成定候上は無故不遣樣、諸代官檢地奉行へも申付候條、可成其意事。

一、登米並地拂下行口米定之事。

江沼・能美	一石に付	四　升
石川・河北	同	四升五合
羽咋	同	五　升
鹿島	同	五升五合
越中	同	五升五合

地拂　同　三升
下行　同　二升
堂形入米　同　二升
藏返し　同　但給人分　一升五合

一、諸代官下代數定之事。
高三千石より下　一人
同四千石より七千石　二人
同八千石より一萬千石　三人
同一萬二千石より一萬七千石　四人
同一萬八千石より以上　五人
但右下代數多少、代官所隨村數彌吟味を以可相極事。
一、諸百姓出銀、家一間に三匁充たるべし。右之員數猥不可有之事。
一、算用場出來之事、日出に出日暮に可罷歸事。
一、算用之事、物頭は勿論、小算用之者下々迄、他言仕義堅可介制禁事。
一、算用場へ用人之外出入一切可停止事。

右之條々不可違背者也。

寛永十四年閏三月三日

宮城采女・脇田九兵衛　一通

奥村源左衛門・青木助丞　一通

閏三月四日。越中富山在住の前田八左衛門に對して與力の侍及び鐵炮者を附するを令す。

〔萬治已前定書〕

定

一、爲與力、侍二人・鐵炮者十八人申付事。

侍　高木九右衛門・大橋八兵衛。

鐵炮者　須山太兵衛・坪內茂左衛門・森太郎左衛門・片山忠左衛門・田邊次郎右衛門・藤田助左衛門・窪仁兵衛・松田八右衛門・南部宗右衛門・野村儀左衛門。

右富山在居中預置候也。但彼地替申付候者、其人に可相渡事。

一、與力侍・鐵炮之者、於村々在々、不法度之仕合無之樣堅可申付事。

一、富山近邊山林令裁許、無由斷鐵炮之者山回り申付、用木念を入、渡方以下可遂吟味事。

一、宿々夫傳馬之事、無懈怠可相改。若夫傳馬僞申懸候者於有之者、或屆置、或とらへ、安房守・山城守・因幡守方ゟ可相斷。付、富山近邊諸事、申上度儀於有之者可言上事。

一、與力並鐵炮之者內、令死去者於有之は、替人之儀可申上事。

右條々成其意、不可有違背者也。

寛永十四年閏三月四日

前田八左衞門殿

八左衞門は對馬長種の弟

閏三月五日。領內農民の他國に在るものを調査し歸住せしむ。

〔慶長以來定書〕

御分國中諸百姓、金山並日用取・奉公人に至迄、他國ゟ相越もの、其年切に可罷歸旨最前被仰出候。任御法度之旨可召返候。然者近年他國ゟ罷越候者共、組中之在々所々相改、不殘書付可指上候。右御法度之趣於相背者、村肝煎・十村肝煎共に可爲曲事旨被仰出候條、可成其意者也。

寛永十四年壬三月五日　　横山山城守

本多安房守

三ヶ國在々へ遣

閏三月六日。諸町人の木斛を拜領したるもの請書を上つる。

〔國初遺文〕

從御城樣もつこく拜領仕候に付、一人に二十本宛、慥に請取忝頂戴仕候、以上。

寛永十四年閏三月六日

紙屋徳庵	金屋宗二	越前屋宗壽
本折や紹加	金屋宗味	鹽屋慶西
近岡屋宗玄	鹽屋祐念	らうそくや彦四郎
かみや八左衛門	かねや用助	三ヶ屋九郎兵衛
淺野屋新右衛門	きくや七右衛門	中屋彦右衛門
飾屋左近	市屋嘉兵衛	新保屋宗右衛門
かねや助兵衛	くゑや又兵衛	北村屋次郎兵衛
香林坊喜兵衛	たかや彌兵衛	本吉屋宗右衛門
かねや忠左衛門	田上屋九郎兵衛	おゑりや又兵衛

平野屋半助殿

越前屋孫兵衛殿

閏三月九日。金澤野町千手院に護摩用の木を伐採するを許さしむ。

〔國事雜抄〕

已上

當地千手院ゟ護摩木、每歲一ヶ月二荷充被下候條、各以手形、從千手院取に遣候樣可被申付候。二荷之外少も切採不申樣急度被申付尤候、恐々謹言。

寛永十四壬三月九日　奥村因幡守易英　判印

栗田久右衛門殿

倉地安右衛門殿

閏三月十日。金澤の天秤屋彥四郎等、藩より下附せられたる朱染紙封銀を小判と交換し之を上つる。

〔國事雜抄〕

朱染紙封銀二十貫目、小判兩替に今月五日に渡し被遣候。其銀子を以、小判三百十五匁かひ被上候。並半銀子十七匁六分五厘相添、御前ゟ指上申候。其心得可有候、恐々謹言。

丑閏三月十日　黑坂吉左衛門　名判

てんひんや彥四郎殿

同　八左衛門殿

半ははしたなるべし

閏三月十四日、金澤城内夜廻の當番を定め、一般の火災に處する處置を令す。

〔慶長以來定書〕

定

一、御本丸。　定番衆夜廻之外、非番之御小姓衆。前田志摩守組。奥村因幡守組。當番之御馬廻替々一組。
一、薪之丸土藏。　前田三左衛門組。
一、二之御丸之內新御殿。　長九郎左衛門組。奥村河內守組。
一、北之丸。　成瀬內藏助組。御馬廻替々一組。
一、同二之丸。　本多安房守組。横山山城守組。御馬廻替々一組。
一、新丸。　横山大膳組。富田越後守組。
一、堂形御藏並御鐵炮藥藏。　御馬廻一組替々。
一、火本火消。　御馬廻二組替々。
一、下々火事之砌、所々如御定何茂可被罷出候。御馬廻與之義者、組頭中令相談、替々出、所々當番可被相究事。

一、御城遠、氣遣無火事之刻は、何茂被罷出間敷事。

一、火事場ゐ、親子兄弟其外一類、並家中者之外罷出候儀堅御停止之事。付、火事出來之時、火しづまり候共、其日其夜之内に火事場ゐ使をも遣申間敷事。

一、火本ゐは、火之番之人持衆、並夜廻之外罷出、みだりに立入もの於有之者、相改からめ取可被申候。手向候者有之付而は、可爲打捨事。

一、御城内ゐ罷出候侍は、長道具持せ候事有之間敷事。但火本へ被罷出候當番之衆は不苦事。

一、人持衆・御馬廻・御小姓衆によらず、火本近者共は、御城に不罷出候共、火をふせぎ可申事肝要候事。

一、侍屋敷・町方に不寄、火事出來候共、惣町中より水を持寄、一町切に町じるしを持せ、火之番衆相斷けし可申事。付、町下代罷出、町々人數可相改候。若不參之町人於有之は、曲言可被仰付事。

右被仰出所如件。

寛永十四年壬三月十四日　　横山山城守

本多安房守

閏三月廿一日。領内百姓の他國に出づるものに歸國せしむべきを令し、

目安奉行の職務是によりて見るべし

越中に目安奉行を置く。

〔慶長以來定書〕

急度申遣候。

一、御分國中諸百姓、走不申樣に堅しまり可仕候。若逃散候百姓於有之者、其跡之田畠、最前被仰出候如御法度、組中として致耕作、年貢諸役無滯樣に可申付候。於無沙汰は、十村肝煎並當村之肝煎可爲越度事。

一、御國之百姓等、金山並日用取奉公に至迄、他國ゟ相越もの於有之は、御法度のごとく、其年切に可返候。然ば近年他國ゟ相越有之者共、組中之在々所々相改、不殘書付可指上候。若他國に年を重於有之者、十村肝煎・當村之肝煎共に可爲曲言事。

一、諸百姓共申分爲可被遂御穿鑿、越中御目安爲奉行、伊藤内膳・淺賀左京被仰付候條、十村・肝煎手前に不相究儀於有之は、御目安場ゟ罷出、理に可及事。

右條々被仰出所如件。

寛永十四年壬三月廿一日

横山山城守

本多安房守

加州・越中十村肝煎方へ

借屋敷は貸屋敷なるべし

閏三月廿六日。士人の居屋敷一部分を貸すもの丶過怠、及び地子屋敷の地子銀額等に關する法規を定む。

〔慶長以來定書〕

覺

一、居屋敷之內借屋敷過怠之定、上々地一歩に付而銀子五匁、上に付三匁上之、中に付二匁、下に付一匁宛之事。

一、地子屋敷之內、先奉行衆地子被定置候處々、當奉行衆手前に而被遂吟味、上之地一歩に付而銀子三分、中に付而二分、下に付而一分宛、能々見計可被申付事。

一、上々之所は、當奉行衆見計次第に、御地子銀可被相定事。

一、明地分之內、地子屋敷に請不申所於有之者、其手前本村之百姓かたへ相渡、作毛仕候樣に可被申付候。右御年貢米之事は、田畠上中下見計、奉行衆相談之上を以可被相定、此外に茂可被及案內事。

一、人持衆下屋敷近所、請込に可仕与被申候衆候はゞ、跡々地子米に被相究、可被相渡事。

右被仰出趣、無相違樣に可被申付候、以上。

寛永十四年壬三月廿六日　　横山山城守

本多安房守
丹羽猪兵衛
半田八右衛門
上坂久兵衛
松崎三郎左衛門

閏三月。召仕の女房給銀・賄料・薪炭等に關する奥向會計の法規を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、奥方女房共給銀、並菜直銀子之外、賄方銀子算用、目錄相極、土藏銀子請取可相渡事。

一、臺所鹽噌、奉行人青木三右衛門・木崎勘十郎申渡、福田平左衛門手形次第可相渡、一ヶ年兩度可遂算用事。

一、接木畠菓類、留主之刻は、植木奉行隨理、一門中其外人持中に可遣事。

一、越後新潟鹽引之事、辻平丞・上木金左衛門令相談相調、如跡々可令勘定事。

一、薪之事、山方在々へ前銀子相渡、用次第相調、笠間平右馬允方に可相渡候。一ヶ年兩度充可遂算用事。

留主とは藩侯在江戸の際をいふ

一、於能州相調うつぎばい、木舟之通有之時分、宮腰に指越、於彼地奉行人に渡置、用次第笠間平右馬允方に可相渡候。一ヶ年兩度充可遂算用事。

一、燒炭之儀、鶴來村長百姓十人計、其外佐良村九兵衞・吉野村彌兵衞召加令吟味、前銀子遣調置、用次第福田平左衞門方に可相渡候。一ヶ年兩度宛可遂算用事。

一、鍛冶炭之事、會所之者申談、鶴來村長百姓共、其外佐良村九兵衞・吉野村彌兵衞申付、是亦前銀子相渡、用次第鍛冶奉行方へ可相渡候。一ヶ年兩度宛可遂算用事。

一、奥方大工遣申刻、三人手前より切手を出し可召仕、竹木巳下算用可相極事。

右之條々、在國之刻は辻平之丞・上木金左衞門令相談相調、無滯可申付者也。

在國は藩侯の金澤に在る時なり

寛永十四年閏三月

神戸甚左衞門

久田儀左衞門

牧村長右衞門

四月廿一日。士人以下の風俗に關する制限を令す。

〔慶長以來定書〕

定

一、刀、つか・さやかけて三尺八寸之外之事。付、色ざや之事。

三尺八寸は三尺六寸なるべし寛永十六年二月廿日參照

一、脇刺、つか・さやかけて二尺五寸之事。
一、小ものざうり取着物、上帶・下帶・袖付・すそつきけんふの事。
一、下ひげ・大なでつけ、惣別かぶきたる躰の事。付、ほう・からげ並あみ笠とだ候て着候事。
一、辻立・辻うた・すまひの事。居屋敷之内すまひ同前之事。
一、下々連だち、立ならび道せばめ相通事。
一、面々居屋敷・下屋敷、並町屋何方にても、おどり其外人あつめ高聲猥なる遊之事。
一、火をとぼさず夜行之事。
一、花火・ねずみ火・るうせい・車火之事。
一、女をかたらひ、夜行猥成仕合之事。
一、出合屋之事。
一、夜中にこり取候事。
一、諸寺夜談議之事。
一、諸勸進之事。
一、さんおきの事。
一、當地火事之刻、夜廻當番御小姓衆火本へ被罷出、火之番人持衆・御馬廻衆並町中より持寄

るうせいは流星なるべし

こりは垢離

算置は占者なるべし

候水汲等被相改、諸事猥に無之様に可被申付候。其外之御小姓衆、最前被仰出ごとく、御本丸ゟ可被罷出候事。

一、御番頭之御小姓衆は、替々一人宛、三日に一度宛被罷出、夜廻衆被致裁許候様子をも見合、諸事猥に無之樣に可被申談候。

右之條々御停止之旨被仰出候條、猥に無之樣に可被申付候。此外被相改可然儀候はゞ、各御相談之上を以可被裁許候。かぶき者以下、相背御法度者有之候者相改候刻、若對奉行衆慮外之仕合候はゞ、至當座被申付不苦候條、可被得其意候、以上。

寛永十四年四月廿一日

横山山城守

本多安房守

津田源右衞門

松平釆女

森權太夫

六月四日。七日市藩祖前田利孝江戸に卒す。

〔天寛日記〕

六月四日

一、前田大和守利孝（利家四男）、江戸に於て病にかゝりて卒す、歲四十四、慈雲院と號す。寛永

系圖

〔壬子集錄〕

然者大和守出生之年月日覺不申候。死去仕候者、寛永十四年六月四日にて御座候、以上。

（寛文十二年なり）

後六月廿三日　　前田主膳

奥村伊豫樣

〔壬子集錄〕

故大和守行年四十四に而死去仕候、以上。

壬六月廿四日　　前田主膳

奥村伊豫樣

〔壬子集錄〕

仍而大和守孫八郎与申候以前、名坊と申候。孫八郎より大和に成候迄之間に、餘之名付候哉承不申候。當地に而年寄衆申候者、大和幼少之內より之儀存候者に尋候へ共、右之通に御座候、以上。

七月五日　　前田主膳

荏土は江戸

横山志摩様

〔前田利孝公碑〕

大祖諱利孝。姓菅原氏。前田故加能越三國主贈從一位利家公之第五子也。母山本氏。以文祿三年甲午生加之金澤。幼而警悟有大志。慶長甲辰年十一歲。出仕神祖。其宅心忠執事敬。是以寵賚優渥。殊蒙眷注。十八年癸丑公年二十。叙從五位任大和守。明年難波之役。從台德公軍岡山。以爲川口之援。十二月和議成。及解嚴而還。元和元年乙卯。秀頼渝盟。公在幕府之前隊。奮勇力戰以奏殊績。明年丙辰十二月。論功賜食邑於毛之甘樂郡七日市。領一萬餘石。以崇其勳也。而未就封。蹇々敬事幕府。其致匪故之節者。三十年猶一日也。寛永十四年丁丑六月四日。以疾薨于荏土賜邸。享年四十四。葬駒籠諏訪山吉祥寺。于嗟乎偉哉。公生大藩。抽身百戰策勳。當時茅土好爵。已雖償其志。而享榮之日猶淺。何稟於性之厚。而享於年之獨薄。殊不勝慨惋也。今以不肖。襲其封踐其位。常恐隕越以貽辱于祖先。是以日夕遙拜。以報罔極之恩。祈默祐之福焉。今茲天保八年丁酉六月四日。是爲二百年之忌辰。爰告其神。取兆上土一塊。卜地而瘞之。建碑其上。以爲子孫瞻仰之所焉。冀神德日新。以福後嗣庇民人矣。謹書其事。以告仍雲云。十世孫從五位下大和守菅原朝臣前田利和謹撰並書。

天保十年己亥夏五月

六月上旬。前田利常、肥前長崎に矢野所左衞門を遣はして珍器を購はしむ。

〔三壺記〕

寛永十四年六月上旬に利常公、黑坂吉左衞門を以被仰出、於長崎古き唐織のきれ共、並御茶の具共調罷越可申旨被仰出。御買手には則矢野所左衞門に、瀨尾權兵衞と云步行相添可申由にて、兩人被召上、御目錄に銀子二十枚所左衞門、十枚瀨尾に被下、致頂戴、御金を馬に付させ裁領し、京都より吉文字屋庄兵衞を被指添、長崎へ三人同道す。然る處に、大坂より長崎まで海路を經て、數日船中に日を送り、其內に船中に御金箱の底をくり、金を取出したる跡有之、所左衞門見付出す。是は鼠か人の態かと吟味しければ、小刀の切目なり。水主・梶取並三人の家禮共吟味せし處に、矢野所左衞門小者也。追付白狀致させ、金遣捨る間もなく返上す。命御助被成事忝旨の書付申付、長崎着岸迄氣遣しければ、何の異義もなかりけり。長崎にては能登や權兵衞、加賀や所左衞門、吉文字や庄兵衞と町人に成りて、長崎平戶の其內に、無雙の古きされ共、有に任せて價かまはず買取て、歸國致し指上る。應御意御機嫌殊之外能御座有所に、所左衞門彼盜人を捕へて、首金指し、長屋に置き、小者を番に付け、船中にて書付させ置くを持參し、其書付に奧書加へ、黑坂吉左衞門を以て指上る。能く仕たりと御褒

美有而、明日早々御成敗可有とて、津田玄蕃奉り、それ〲の御腰物と、所付の札付て出されたり。十月十三日の事なるに、番人臺所へ食取りに行く跡に、彼盗人首金の筒を引さき、こぢがねをねぢきつて、窓をけやぶり走りけり。即時に御耳に立て、葛卷隼人・大橋市右衛門・佃源太左衛門・脇田三郎四郎に、長谷川庄太夫召連、所左衛門宅に而番人糺明仕り、受人等縮り可仕旨、夜に入り矢野所左衛門宿所に集り、三郎四郎横目に而、長谷川庄太夫彼番人を拷問せられけれ共知ざりけり。佃源太左衛門は小頭共呼寄せ、其夜足輕大正寺と飛驒口と鶴來の奥の口々へ被遣、年の齡と着物を書付て相渡す。其夜は小松のくしと云所に、富田彌五作在郷して有之、家禮の者走人の請人也とて、夫婦とせがれ三人召寄せ拷問す。走人の女は、加藤石見家老成田官兵衛奥に有之を、大橋市右衛門より呼寄せ拷問せらるゝと雖、長崎より歸てあひあふ間もなし。請人籠舍させて、其夜は何茂退散す。翌日御分國金山をさがし可申旨被仰付。加賀・越中の金山を探しけれ共尋出さず。御分國御觸廻り、捕へ來る者に御ほうび可被下と有ければ、野田山村の百姓所に宿をかり、其夜を明し、明る朝早天に罷立旨注進す。寺中の廟堂を探しけれ共行方なし。番人は如在なく御赦免有て、所左衛門に被下けり。請人は籠舍して、三年目に籠にて病死致しけり。矢野所左衛門無調法にて如何可被仰付哉と、一門中心肝を惱す所に、程なく暮に成りて、旁の骨折に小判十兩拜領し、難有存じ安堵のおも

の乘輿も多く、繪馬小兒の翫物ども鏡帶など上る人數々也。此事老中へ聞えて、奇異中觸事不屆とて、參詣等停止になり、社を毀壞し捨られけるが、後々に成りて此濫觴を聞くに、小身の上方の侍奉公人、其內の女房と密通し、懷胎して可爲樣なく、頓て女を連れて立退き、女の里越中礪波郡川上に在るへ志して出けるに、津幡邊にて俄に產の催有て、田畠の中に休らひ安產し、赤子をば深き溝川へ流し捨て、味噌の汁のみ才覺して與へ、越中へ叶間布とて上方へと志し、江沼郡山中の湯本へ往くに、主人是を搜し求むと聞いて、山中を又立出で、鶴來へ來り、白山の神主方に逗留し、一兩日過ぎて女を指殺し、若黨も自害して失せぬ。神主の兵部自宅の穢を憚りて、死骸は河原に埋み、家を壞し、地を三尺削り改め、家作も改め營みけれども、汚穢のたゝりにや有りけん、男女追々に病死して兵部が一筋の家斷絕しぬ。

九月八日。前田利豐、七日市藩侯となる。

〔天寛日記〕

九月八日

一、前田右近利豐鈞命によりて、利孝の遺跡をついで一萬石拜領す。寛永系圖

〔德川實紀〕

利意は利豐の後の名

九月八日、又上野國七日市領主前田大和守利孝子右近利意に、遺領一萬石をつがしむ。此利

同時は享保五年七月十二日御意は前田綱紀

孝は贈從一位大納言利家の五男なり。

十月。島原の亂起る。尋いで前田利常は足輕武部久左衛門、光高は足輕堀江加左衛門を從軍せしむ。

〔政隣記〕

一、十月より吉利支丹起て西國騒動す、是を嶋原一揆と云。翌年三月被攻亡、委嶋原記に有。從加州山崎小右衛門を被遣、光高公之爲御目付持筒足輕堀江加左衛門、從利常公武部久左衛門と云足輕を被遣、久左衛門は嶋原敗軍之時首一取。依之御知行百石被下、御歩に被加之。

〔松雲公夜話〕

一、齋藤次郎八父又右衛門と申もの、島原一揆の時分陽廣院様より被遣、陣取・城責等の様子、彼是委曲見分いたし罷歸候旨、右同時に御意也。

〔微妙公夜話〕

一、大猷院様御氣色惡く候由にて、一年計諸大名衆御目見も無之、如何の御様躰ならんと、何茂不審をなし申時分に、肥前島原一揆起り、近々に討手被遣候節、中納言様は本郷御屋敷につき山被成、八丁堀其外所々より、大石・作木多く毎日しゆら牛車にて引申候。町々の木戸どもにつかへ、又結構に立て遣され候。後は哀れ肥前殿石植木通り候へかしと願申候由に御

淡路守は前田利次

座候。其内島原彌つのり候へども、肥前殿に普請有之躰は、定而いかゞしき事は有間敷と申ならはし候。然處に筑前樣被爲召候て、嶋原一揆共しづまり兼申由に候間、罷越しづめ可申旨上樣へ望被申、退治いたされ候へと被仰候所、筑前樣御意には、陣用意もいたさず、俄には如何可有事に御座候哉と被仰候得ば、其段何共成るべしと御意に付、御老中を以て御望被成候へば、誠に御滿足に被思召候、御自分馬を出さるゝ程の事には無之候間、今度は御願被成間敷と上意にて御座候。其以後御國元へも、自然筑前守嶋原へ越るゝ事可有之候間、左右次第關ヶ原迄人數をくり出し可申由、金澤老中迄御内意有是由。扨又中納言樣より被仰上候は、昔より加賀は一揆切々起り申所にて候。ヶ樣之節に候間、淡路守儀國の締に遣申度奉存候。併私義は江戸に相詰可申由御訴訟被成候へば、一段尤なる御事に候由上意にて、淡路樣へ御暇被進、御歸り被成候。是も御心得これある事と申候。其以後追々西國大名嶋原へ被遣、大坂迄下り申され候處、西國通りの大船共、加賀の肥前殿へ御雇置候旨、貸不申手つかへ申由、大名衆より早飛脚を以江戸御老中迄斷申參候よし。是に依て御老中より筑前樣へ申來候に付て、此段肥前樣へ被仰上候へば、左樣に可有と前銀遣雇置申候、其段可申付旨被仰遣候。早々大船共御用相勤候樣に、大坂へ早飛脚被遣候。是等も御國へ御内意候時、杉本治左衛門を被遣、木屋・升屋に被仰付、前銀三十貫目餘にて御借切置れ候よし。其時木屋・升屋御馳走

内外七塚及び押水共に衍なるべし

申由にて、大坂御登せ米の裁許被仰付候。

〔夜話之抄〕

一、天草軍之時、陽廣院殿より板倉周防殿へ飛札を被遣。其御文章に今度内膳殿於天草表御討死、不慮之御仕合と某調たれば、殊の外御恚にて、討死は於戰場不慮にあらず、こゝに士の望む所なればケ程に可調筈にあらずと被仰、被調直しと云々。

是歳。農民に敷貸米の制を始め、士庶一般に貸借の利子一ケ月一歩七厘と定む。

〔政隣記〕

一、今年三ケ國百姓方御吟味、寛永十一年より以前の貸方は百姓に被下、同十二年・十三年兩年は利足御赦免、當年より二割の利足に御極、是を百姓之敷貸米と云。此年迄侍・町方・百姓に至るまで、貸物利足を定る事なし。當年より御分國中貸方の利足一ケ月に一歩七と相定る。

〔三壺記〕

在々貸方御吟味之事

右御人持より調上る清帳を、江沼郡・能美郡は吉田伊織、石川・河北・内外七塚、能州にて押水・羽咋・鹿島兩郡、嶋八ケは矢野所左衛門・久保清左衛門、奥二郡は宇出津の町奉行、越中利

波に五ヶ山・氷見は篠島豐前、中郡は高岡の御奉行、新川郡は富山の御奉行、それぐへ相渡され、奥村因幡奉り申渡され候は、寛永十一年より以前よりの貸方元利共に百姓に可被下、十二年より以來の貸方去年迄の利足百姓に被下、當十四年より二割の利足に手形申付可參由。各畏、清帳に百姓より上る帳を指添請取て、裁許〲に罷越手形仕、替させたり。代官へ遣し置く古手形を人々に渡し、御請をこしらへ、判形いたさせ罷通る。百姓ども難有奉存、御請の判形品々は、所々に寛永十一年迄のかし本幾ばく數を知らず有けるを、元利共被下、同二年・三年兩年の貸本三割・四割之利足を又被下ける事幾千萬。十四年より初而二割に被仰付、敷借に成る事、忝儀尤斷也。扨一年二割と云ふ時は、半年にても十二ヶ月も同事なれば、返辨の時節に隨ひ損德有りとて、二割を十二ヶ月に割而一歩七と成事も、此御時より初り、御分國のかし方二割年中の利にして、月に割而一歩七と御定にぞ成にける。

寛永十五年

正月十三日。前田光高痘瘡を病むを以て、越中礪波郡埴生社に平癒を祈らしむ。

〔越中古文書〕

筑前様今月二日より被遊御疱瘡候由、被爲仰越に付而、早速被爲御平癒候様に、御祈禱可被執行旨、從淡路様被仰出候條、急度被遂御祈念、御札可被指上候。爲其申入候、恐々謹言。

正月十三日　　　　横　山城守　判

　　　　　　　　　本　安房守　判

埴生神主

正月十九日。德川家光、前田光高の痘瘡癒えたるを以て使を遣して物を贈る。

〔德川實紀〕

正月十九日。松平筑前守光高痘瘡平癒を賀せられて、阿部豐後守忠秋御使し、筑前守光高に銀五百枚・時服二十、大姫御方に銀百枚・糸五十斤つかはされ、執事中川重右衞門忠次並女房等に銀若干給ふ。

〔天寛日記〕

正月十九日。

一、松平筑前守疱瘡依平癒、阿部豐後守上使、銀子五百枚・吳服廿被遣之。大姫君御方ゟ白銀百枚・糸五十斤被爲參之。其外中川市右衞門並女房方ゟ銀子被下之。

淡路様は前田利次

大姫は光高夫人

市右衞門前に重右衞門に作る

〔□歳紀聞〕

寛永十五寅　寛文四年より二十七年以前

一、陽廣院様二十四之御歳正月御疱瘡。

二月四日。前田光高夫人痘を病むを以て、三家等柳營に登りてその狀を問ふ。

〔德川實紀〕

二月四日、大姫君痘瘡惱ませ給ふにより、三家まう登り、老臣に謁して伺はる。日記

二月十日。前田利常、澤庵和尙の物を贈りたるを謝す。

〔古文章〕

先日玉室迄御出に付、一種被懸御意忝存候。何角打紛、御禮致遅引候。猶期面拜之節候、恐惶謹言。

二月十日　　加賀中納言

澤庵大和尙　侍者御中

玉室は京都芳春院開山諱は宗珀

二月十三日。前田光高夫人の痘瘡癒えたるを以て、德川家光物を贈りて

之を祝す。

〔天寛日記〕

二月十三日

一、大姫君御方御疱瘡平癒に付而、今日酒湯被爲掛、依爲御祝儀銀子・呉服等被指參之。御日記

一、松平筑前守依右之祝儀、銀子・呉服等被爲下之。其外姫君之御方被召仕女中衆、中川市右衞門等迄銀子被下置之。右之御使牧野内匠頭。御日記

〔天寛日記〕

二月十四日

一、昨日加賀大姫君御方疱瘡平癒、被爲懸御酒湯付而、爲御祝儀、尾紀兩亞相・水戸龍作登營。寛永日記

二月。小者の給銀を制限し、又農民をして領外に赴くことなからしむ。

〔慶長以來定書〕

一、當年一季居之小者、給銀十二ヶ月に付て百目宛たるべし。但此給銀より内は、小者器量により相對次第之事。

一、御分國中諸百姓走不申樣に、十村肝煎並村肝煎として、組々を定、しまり可申付候。若

走人於有之は、其跡之田畠、如御法度十村組中として令耕作、年貢所尙嚴密に可致裁許事。付、百姓等地頭・代官にたいし申分於有之は、御目安場江可及斷旨被定置候處に、理不盡に致逃散候輩、至後日に申分相立間敷候事。

一、諸百姓等或は望金山、或は日用取・商人と號、他國へ相越候事堅御停止候。若背御法度候族於有之者、其之一類並村肝煎可曲言事。

寛永十五年二月　日

横山山城守

本多安房守

金澤町　今石動町　富山町　小津町

小松町　大正寺町　所之口町

四月六日。普請奉行の職務に關する心得を定む。

〔慶長以來定書〕

定

一、御家中役人、每日罷出候時分之儀、日之不出以前に御普請に取懸り候樣に可罷出候。若日出候而罷出候者於有之者、着到に付申間敷事。付、出不參之儀者、三日之不參に可申付事。

一、其日之町場、奉行人見計申付候。御普請役人何角斷申候共、杖突指出佗言之族有之間敷

候。然上者、奉行人當置候町場、用捨有之間敷候。若仕不屆役人於有之者、爲過怠其日を不參に可申付候。杖突之手前は、品により過怠可申付事。付、組切割町場之儀者、組々可爲裁許次第事。

一、朝御普請に罷出、其日之奉行人より申付候樣子不致承引、御普請に茂不取付、申破町場をはづし候役人於有之は、惣役人は一人に付三日之不參、統領人之儀は、一人に付六日宛之可爲不參事。

一、每晚役人罷歸時分之儀は、其日之奉行人指圖次第たるべし。但、請取普請に候はゞ、其町場仕廻次第に、奉行人に改相渡し、納得之上を以可罷歸事。

一、金澤之外、在々所々へ罷越役人之儀、或は道中之作毛をふみあらし、或は立毛を盜取不申樣に、与々奉行人並杖突より急度可申渡候。宿賃之儀は、御定之通當座に相渡、宿主より切手を取、杖突方に請取置可申事。付、戶室山並わく木山より、役人金澤ゟ罷歸候時分、竹木・柴・杪によらず、盜賊之者於有之者、曲言に被可申付事。

一、御植木並川石釣り之者によらず、道中にて道をせばめ、上下之者に對し理不盡之儀無之樣に、其所之奉行人並杖突より急度可申付事。

一、御普請場におゐて、杖突之刀・傘、役人之脇刺停止之事。

一、杖突・役人によらず、町場におゐて申分仕出候ば、理非に不立入、手出のもの、其日之奉行人急度可申付候。自然疵付候ば、双方共に押置、御普請奉行衆へ申理、何篇にも指圖次第に可仕候。若於其場、わきより馳集、贔負之沙汰仕者於有之者、縦親子兄弟たりといふ共、曲言たるべき事。

一、所々町場、奉行人より其日之普請之様子、出人並栗石之坪數相改、毎晩會所迄、はがきに令判形可指越候。然上は朝番・晝番共に立揃、御普請之体吟味可有之事。

一、何方之御普請にても、役人四度食給申儀堅停止に候。假其主人、私として給させ申候共、役人手前爲過怠、其日不參に可申付候。杖つきも同前たるべき事。

一、杖つき・役人によらず、其日之奉行人申渡候義承引不仕候者、いか様にも可申付候。若手向候ば、不及理非當座に成敗可仕候。杖つきより役人に、申付候義異儀を構候者、急度打擲可仕候。誰々之者に候共、其主人より申分有之間敷事。

一、杖つき、自分之用所として町場をかゝし、御普請に情を不入者於有之者、其主人に相理り、杖つきに出し申間敷事。

一、川石・栗石寄之役人、徒をたくみ、古川除之石並石垣をはづし、或は水道或は所々見々石、いづれにても盗取申者於有之者、見付聞付次第にからめ取、御普請奉行衆迄渡し置可申

はがきは覺書なり

候。若手向仕においては、當座に成敗可申付事。
一、杖つき共手前之儀は、下奉行中として定書申付趣、無相違樣に可申付事。
一、一与より兩人宛能出候下奉行之儀、一人は會所、一人は御町場ゟ替り〳〵に罷出、御普請之もくろみ、並町場之割符可仕候。然上は下奉行之內一人被出候衆於有之者、千石之觸役之內五百石引可申候事。
右條々無相違樣に堅可被申付者也。

寛永十五年四月六日

横山山城守

本多安房守

近藤新左衞門

別所勘右衞門

坂田源兵衞

內田太郎左衞門

五月二日。前田利常就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

五月二日。加賀中納言利常卿、藤堂大學頭高次・京極丹波守高廣はじめ、十四人の大名就封の

いとま賜はるとて、別に令せられしは、先令に何等の事ありとも、各境を守るべき旨令せられしは、各其國に於て私の事を營み、令條にたがふか、又は盜賊等ある時の事なり。もし國家の大法則をおかし、凶逆のふるまひせるやからあらんには、隣國の輩速に馳むかひ討伐すべし。小國の輩は時宜により、近領の輩與謀してはからふべし。又先に五百石積以上の大船を停禁せられしといへ共、商船は此限にあらずとなり。

五月十九日。前田利常就封の爲江戸を發し、世子光高之を品川に送る。

〔湯淺家傳書〕

尚々昨晩は過分不淺奉存候、以上。

高札致拜見候。肥前守殿今朝御當地御發足、品川迄御送被成候由尤奉存候。昨晩は能時分御暇乞に參、種々御懇意之段忝奉存候。然者内々御約束申候硯持せ被下候、請取申候。今朝硯切よび候へども、少遲御座候故、先々返申候。晩歟明朝見せ候て、頓而返上可仕候。萬々期貴面之節候、恐惶謹言。

五月十九日　　酒井讃岐守忠勝　判

筑前守樣　尊報

本文寛永十五年の書簡也とあり

六月十四日。北國に砂を降らす。

〔三壺記〕

六月十四日の夜北國筋に砂の降ること夥しく、草木の葉の上に灰をまきたる如くなり。後々に沙汰せるは、ゑぞ松前の大風、砂を吹立やみと成るよし申しけり。

六月廿五日。夫銀及び打銀に關する法規を定む。

〔御定書〕

定

一、夫銀子如定春夏請取置、拂方一年切に令算用、金銀並帳指上べく事。

一、三匁打銀拂方、一年切に可遂算用事。

一、三匁打銀入申刻は可申聞候。留守中之儀は、年寄共申聞、所々奉行人申渡、百姓中可申付候。過分之入料有之、打銀不足之刻急度可申上候。銀子取替可遣之候。追而百姓中より、三匁打銀相調可指上事。

右定處如件。

寛永十五年六月廿五日　(利常)印判

小西太左衛門殿

疋田掃部殿

六月廿五日。往還の道路橋梁及び用水に關する費用の支出方法を定む。

〔御定書〕

定

一、往還橋之材木其外入用、並人足手間料已下、三匁打銀を以可下行事。

一、往還道作候手間料、令吟味、打銀を以可相渡事。

一、用水入料、前波加右衞門吟味、打銀可相渡事。

一、入料過分之時、三匁打銀不足之刻は、急度可申上候。銀子取替可被遣候。追而百姓中より可指上候事。

一、夫銀・打銀兩樣遣方、四人之内二人宛相替、隔年に可令裁許事。

一、夫銀並打銀拂方、一ヶ年に三度宛相遂中勘定、毎度帳面指上可申事。

一、百姓中召仕候諸事入料、打銀を以可下行事。

寛永十五年六月廿五日

原田又右衞門殿

成田左内殿

中村新左衞門殿

四井主馬殿

七月十七日。能登鳳至郡總持寺內の五院等、本寺住持職及び伽藍修造の事に關して協約す。

〔國事雜抄〕

諸嶽山總持禪寺者、日域曹洞依爲出世之本寺、就當山住職之事、任御綸旨、爲伽藍修造公文狀、被任恕達和尙之旨、依而衆評如此。

寛永十五曆夷則十七日

妙高庵
普藏院
洞川庵
傳法庵
如意庵

四千三百六十三世

進上　廣乾寺衣鉢閣下

總持寺住持職之事、所有勅請也。殊專佛法紹隆、宜奉祈寶祚延長者。依天氣執達如件。

寛永十五年八月四日

頭左中將判

八月十日。徳川家光使を遣はして前田光高の病を問はしむ。

〔徳川實紀〕

八月十日。松平筑前守光高所勞により、少老朽木民部少輔稙綱御使として魚物を遣さる。日記

八月十八日。加賀石川郡宮腰着の能登鹽に對する前年中計算皆濟狀を與ふ。

〔加賀古文書〕

寛永十四年分能州より宮腰着鹽請拂之事。

鹽　高

一、五萬千二十八俵は

此　内

二百五十俵は　　　臺所へ入。

殘　高

五萬七百七十八俵は　寛永十四年四月九日より同十五年七月廿日迄拂鹽。

此代銀
合三百十二貫九百卅五匁六分　朱封銀
內一貫六百七十目五分　新極印
百一匁五分は出目
右遂算用相濟所如件
寛永十五年八月十八日　判（利常）
宮腰　主　計
三右衞門

九月朔日。前田利常加賀江沼郡敷地天神の社領を安堵せしめ、次いで新寄進の地を加ふ。

〔慶長以來定書〕

爲當社御神領、以江沼郡敷地村田地之內二町、利長公之御在判令寄附訖。並天神屋敷境目可准先例。此外爲新寄進、同郡岡村田地之內二町、又岡村持山之內後谷山一町一反之處相渡者也。自今以後宮林內共令裁許、祭禮以下彌不可怠慢之狀如件。

寛永十五年九月朔日　判（利常）

敷地天神　供　僧
　　　　　神　主

新御寄進分

敷地天神社

二　町　内　江沼郡岡村

一　町　　　供　僧

五　反　　　神　主

五　　　　　巫　女　一人

五　反　　　社　人　四人

右爲新寄進、御判形被遣之條、各令支配べき之旨被仰出者也。依如件。

寛永十五年戊寅九月六日　　　　横山山城守

　　　　　　　　　　　　　　　本多安房守

〔國事雜抄〕

九月五日。從來通用したる新極印銀を廢し、專ら朱封銀を用ひしむ。

朱封銀とは朱染紙を以て封せる銀子の意にして是より前にも間々見えたり然れば今回の令は從來と異なる菊紋極印銀を朱封にしたるものを通用せしむるが爲に發せしものなり

朱封銀通用始之事

覺　　　　　　　　　　金　澤　町

近年於御分國中遣來候新極印銀子、並他國より相越候取込銀子遣候義堅被成御停止訖。然者來月五日以後、朱染紙封之銀子を以商賣可仕候。但跡々新極印銀子にて直段申合候分は、最前如町定、朱封之銀子歩入指引致算用、受取渡可仕候。若御法度を於相背輩は、可被所曲事旨所被仰出也、如件。

寛永十五年八月廿八日　　　　　　横　山　山　城　守　判

本　多　安　房　守　判

〔大日本貨幣史附錄〕

右花降銀數品中、此二品は朱封銀と稱し、寛永十五年九月より寛文十年十二月まで通用したる極印銀なり。朱封の名は封紙より起り、其包中の銀は花降の極銀印なり。正德六年加賀銀座より出せる書に、極印銀を鑄造し、則ち紙にて包み、其包上に朱封銀百目と書す云々とあり。是れ朱封の名の起りなること知るべし。又一書に、寛文九年朱封銀通用停止の事を記して、加賀能三國に用ゐるところの菊紋の極印銀自今停止とあり。是にて朱封銀は菊紋の極印銀なること著るし。菊紋とは、此銀上下に刻したる花形、即ち菊紋にして、是を封じたるを朱

山野上は山ノ上

封銀と稱したるなるべし。

九月八日。加賀河北郡山上村春日社の神主に居屋敷を與ふ。

〔國事雜抄〕

加州河北郡山野上村春日社之神主依仰付、其方居屋敷三百歩之所山野上村領之内を以被下置候條、全可致支配之旨被仰出者也。

寛永十五年九月八日　　横山山城守長知　判

本多安房守政重　判

春日神主

十月朔日。加賀河北郡倶利伽羅長樂寺に制札を與ふ。

〔加賀古文書〕

禁制　　長樂寺

一、至寺中殺生事。

一、境内に立入、山林伐採竹木事。付、下苅放飼牛馬事。

一、號見物人於寺内猥籍事。

右條々被停止訖。若於違犯之輩者、可被處罪科旨所被仰出也。仍如件。

横山山城守
本多安房守

十月朔日。封内に於ける切支丹信者を告訴する者に賞金を與ふるを令す。

〔慶長以來定書〕

覺

一、伴天連之訴人　銀子二百枚
一、いるまんの訴人　銀子百枚
一、きりしたんの訴人　銀子五十枚　又は三十枚、訴人によるべし。

右致訴人候輩は、假雖爲同宗門同宗旨、ころび於申出者、其科をゆるし、爲御褒美如書付可被下旨被仰出候、以上。

寛永十五年九月十三日

きりしたん宗旨之者御改に付て、江戸御制札之寫如此也。若於分國中右宗門之ものい有之は、急度可申顯者也。仍而下知如件。

寛永十五年十月朔日　判（利常）

定

一、伴天連之訴人　　金子十枚
一、いるまんの訴人　　金子五枚
一、きりしたんの訴人　　金子三枚
右きりしたん宗旨之もの、御分國中に於有之者可申上候。然者公儀御褒美之外に、如此書付黄金可被下旨被仰出者也。仍而如件。
寛永十五年十月朔日　　横山山城守
本多安房守

十月二日。金澤の市人竹屋仁兵衞等切支丹宗門改の制札及び懸賞の判金に對する請取書を呈す。

〔小松遺文〕
請取申御高札並御掛金子之御事。
合十枚者　　金子大判也
右者きりしたん宗旨御改之御高札、並御掛金判金十枚慥に請取置、夜之儀は兩天秤屋方ゐ月替に預置、毎日御札掛場にかけ申所如件。
寛永十五年十二月二日　　竹や仁兵衞　印判

十間町　太郎兵衛　印判
片　町　六左衛門　印判
新　町　彦右衛門　印判
堤　町　正　兵　衛　印判
山崎町　九　兵　衛　印判

右書面之判金請取、町肝煎中ゟ相渡、御札所毎月爲掛申候、以上。

寅の十一月六日　長瀬五郎右衛門　判
葛　巻　隼　人　判

稻垣長兵衛殿
長谷川大學殿

本文は森田平次の考證なり

按に右の文書共に據れば、囑託場に出せる制札の掛金は、現金其金子をば掛置たること知るべし。是國初以來の流例なるか、又は微妙公の時より如此なるか。袁氏世範に、胥吏に囑託し官吏に賄賂す、奸惡の訴人を求んため、黃金を辻に掛ること云ふ是なり。但し吾舊藩の掛金は、十二冊定書會所條目部に載せたる享保十二年三月會所有物調書中に、高札見せ金判金之圖十枚、下地赤金、金かつきこあり。是則寛永の頃囑託場に掛けられたる判金なるべし。然

ば其實は見せかけの品にて、正金には非らず。

十一月朔日。加賀石川郡佐那武社神主權丞社領を安堵し、併せて社地に添ふ犀川堤防破壞の修理せられんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

乍恐謹而言上　　　　寺中神主　權　丞

一、宮腰寺中大宮佐那武大明神社領之御事、天正十四年正月廿二日に從大納言樣、御田地二町永代御寄進被爲成、則御印頂戴仕申候。利長樣御代にも慶長九年に當社御建立被爲仰付被下候御事。

一、當殿樣ゟ每年御札守指上、御目見得仕候。然共終に御印頂戴不仕候條、連々申上度奉存罷在申候へ共、御次而無御座候付而、于今言上不仕候。此度被仰上、御印被爲成下候者、難有可奉存候御事。

一、寺中宮屋敷之義、才川につゞき、河ばたに而御座候へば、數年前川くづれに罷成、今はご社下までくづれこみ申候。神主自分として川よけも不罷成候條、加樣之義をも御事次而を以、御耳ゟも相立申候樣に御座候者、難有可奉存候、以上。

寛永十五年十一月朔日　　　寺中神主　權　丞　判

當殿樣は利常

犀川の河床今日の狀と異なれるなり

奥村因幡様
奥村河内様
横山大膳様

此紙面御夜詰に上る。同五日に原田又右衞門殿御見立に被遣、十五日より川ほりかへ申、ふしん入。御奉行松平右馬助殿。明る三月六日より、御宮大工遣はじまる。則御城作事にて、同八月中に成就す。

この前の爭議は寛永五年三月に在り

十一月廿四日。加賀石川郡佐那武社神主將監、同神主權丞を訴ふ。

第三は第二なるべし

〔國事雜抄〕

乍恐申上候

寺中御宮御建立の義被爲仰出候由、忝難有奉存候。左樣に御座候へば、寺中兩社之內第一之尊伊勢大神宮內宮は私持分、第三之尊ゑびす三郞殿は權丞持分に而御座候。並御社領二町も、一町充預り申候。年每之祭禮其外、不殘兩神主として仕申候處に、今度御建立之義に付て、私にかくし權丞一人罷出、次目之御印權丞一人いたゞき申樣に申上候由承、驚奉存候。乍恐以書付申上候。右之段々にて御座候へ者、權丞一人能樣にも、私一人よき樣にも不罷成御事に御座候間、兩神主双方能樣に被爲仰付被下候者、忝難有可奉存候。御次而ながら、右

より本のまゝ

將監は元和九年十月六日の條に三郎、寛永五年三月十八日の條に小三郎とあるものなり

本文は將監訴状の案なり

より次第申上候、私おやはそうりやうにて御座候、權丞おや少兵衛は弟にて御座候故、宮腰に出し、久々町人をさせ置申處に、私おや果申候其時、六ッ子にて御座候故、當分神主わざ成不申に付而、權丞、おや少兵衛をよび出し、神主に仕申、其後少兵衛果申候。今程は兩方せがれ共の代に罷成申候。左樣に御座候へ者、わたくし年ましと申、又そうりやう筋と申、伊勢・白山の例も御座候間、今程は綸旨御印等私預り可申はずかと奉存候へども、權丞おや果申樣子に付而、私と中あしく罷成申候ゆへ、權丞がてん不仕候に付而、むりに取申事も不罷成候。かやうの折節を待居申候兩神主、右申仕合ゆへ、たがいに申分以來迄はて申間敷候と奉存候間、永代御置目の御印いたゞき申度奉存候、以上。

寛永十五年十一月廿四日　將監

河内樣

因幡樣

大膳樣

〔國事雜抄〕

［初缺文］三百歩の所をも少兵取込、私に少もくれ不申候故、算用仕候へば、六年の間に米元利合三百九十六表一斗、少兵衛手前取込候處、元和九年に瀧與右衛門殿へ、右之樣子書付指上

あやまりはあやまちなり

申候へば、少兵衛越度に相極、色々あつかい御座候而、御社領三十石之内十五石、私に永代返し申候。其段誓紙取かへし相濟申候。

一、少兵衛連々神木竹を切申候故、あまり笑止に奉存、内々いけん申候へ共、がてん不仕。又寛永五年三月十六日御林の前を罷通申候へば、少兵衛竹を切申候故、又いけん申候へば、私まゝる腰に而罷有申候處を、りふじんに切たをし、少兵衛は宿へこりこもり申候處に、折節其刻御郡奉行上村八左衛門殿見立に御出にて、様子御聞被成、少兵衛方へ御とゞけ被成候は、何たる由緒に而將監を切たをし申候哉、意趣申上候様にと三度迄御使被遣候處に、何之申分も無御座由申候故、それより十村肝煎並近郷の百姓共御よび被成、番を仕候へと被仰付。其上少兵衛切腹いたし申候はゞ、死ぞんたるべく候間、御公儀より御せんさく有之までは、堅固に可有之旨被仰渡候へ共、子供申候は、將監をあやまり申上は、是非共切腹仕候へとすゝめ、同十七日に切腹仕申候。其後少兵衛子供申は、けんくわにて御座候間、兩せいばいに被仰付被下候へと、御公儀様へ書付指上申候へば、則兩方色々御吟味被成候へば、少兵衛義連々神木竹を切、其上大破に及申候堂六ッ迄こりこぼち、薪に仕やうなる無道もの、其上いけん申候に、却而切たをし申事、重々こゝかざるものに相極、私は堅固に神主被仰付候。右之段々山城様・富田下總様・稲葉左近様御吟味被成相極申候。左様に御座候へば、私おや果申

候刻は私は六ッ、少兵衛は年もより申ゆへ、神主職のかしらをも仕、御綸旨・御印をも少兵衛請取申はずにて御座候。少兵衛果申ては、私は權丞よりもこしより、其上そうりやう筋にて御座候へば、私神主のかしら仕、御印・御綸旨をも請取申筈に御座候。此例伊勢・白山にもむかしよりの制法にて御座候。

一、利家樣御印、右之仕合故少兵衛方に御座候處に、元和二年に近藤新左衛門殿被仰候は、御印有之候はゞ殿樣へ懸御目候間、指上可申旨に御座候故、右之御印少兵衛方より指上申候。其後新左衛門殿へ、右之御印御返し被成下候へと、切々御理申上候へ共、何かと相滯申候故、寬永十四年に又新左衛門殿ゐ御理申上候へば、右之御印、山城樣に御印頂戴仕申候處に、私と權丞とあらそい申に付、とかく重而樣子申上、らち明候て請取可申候とて、御印を山城樣御内衆ゐ預け置、兩人ながら罷歸申候。其後山城樣被仰候は、此御印の儀は、さいせん新左衛門方より指上申候間、新左衛門方へ返し置可申由被仰候て、新左衛門殿へ御返し被成候處に、新左衛門殿御申候は、さいせん權丞おや少兵衛より請取申由にて、權丞に御渡被成候。右之筋目被聞召上、御印私に被下候者、難有忝可奉存候、以上。

年號月日　　　　將　　　監

十一月廿六日。加賀石川郡佐那武社神主權丞、同神主將監を訴ふ。

〔國事雜抄〕

佐那武大明神之神主權丞乍恐申上候。

一、從利家樣御社領被爲付候に付、私祖父式部頂戴仕候御印、先日指上申候御事。

一、社下迄さい川くづれ入申に付而、川よけ之義申上候處に被聞召上、則川よけ被仰付、殊に御宮建立之義迄被仰出候旨承、難有奉存候。就其私いとこ將監と申者書付指上申候義、不謂義と存候。其故は、彼將監おや小三郎と申者は、式部ためにそうりやうにて御座候へ共、へやずみ之内に相果申候。其刻將監は六ッ子にて御座候ゆへ、私親少兵衞と申もの、式部ためには二番めのせがれにて御座候。其時分宮腰に居申候をよび申候て、惣領に相たて、二町之田地毛付一町八反御座候内一町二反、並に神主職綸旨・利家樣御印二通、何も私親少兵衞にゆづり申にて、式部は相殘る田地六段隱居分に取申候て、七年以後に相果申候。然處に宮腰先主計申候は、式部存生之内に色々異見いたし、隱居分之田地六反を將監にとらせ、宮司役つとめさせ候樣に、式部に書置させ申由申付而、私親は其義少も不存候へ共、書置候うつし主計方より越申に付て、其上は隱居分之田地渡可申由申候へ共、將監母と一所にゐん付に、宮腰に有付居申に付て、寺中へ參候而、代宮司役つとめ申候はゞ、何時にても式部書置之ごと〳〵田地をも渡可申と申候へ共、六ヶ年之間は宮腰に罷在、御宮之諸役をも不仕候に付而、田

手おかいは手をおひなるべし

しよそんは死に損なるべし

地以下渡し不申候へ共、七年めに寺中ゟ引越申に付て、右之六反之田地相渡し申候。其後拜殿取なおし申刻、入用田地之高におろし、三分一將監に出し候樣にと、私親少兵衞申候へば、宮腰に居申內之田地六反分を、少兵衞取こみ申候間、拜殿入料將監方よりは出し申間敷由申候を、御郡奉行瀧與右衞門殿何と御聞入候哉、將監宮腰に罷有候而、御宮の諸役つとめ不申とも、式部書置之上は、六年之間之古米たゝみ候て遣可申儀と、御しかり被成候に付て、無是非あつかいにまかせ候て、古米代として式部書置之外に田三反遣申候。其後私親少兵衞と將監けんくわを仕出し、將監手おかい申に付て、頓而果可申樣に、御郡奉行上村八左衞門殿へ申上候に付て、少兵衞にきびしく番を御付被成候に付、のがれがたく存、御郡奉行ゟも書置いたし、將監方へも使をたて候て腹切申候。然處に將監は無事に罷在候間、御せいばいをも被仰付可被下處に、私おやしよそんに罷成候義、なげかはしく奉存候へ共、長袖之義に御座候へ者、御公義樣をはゞかり、御なげきをも不申上、唯今迄罷在候義、迷惑仕候。あわれ御じひを以、右之條々被爲聞召分、如御法度之被仰付被下候は、難有可奉存候。

一、寺中之本社は、佐那武大明神にて御座候。內宮は其後末社にくわんじやう仕候。就其綸旨にも佐那武大明神と被遊候。其上利家樣御印にも、佐那武大明神之神主と被遊候。內宮之義は無御座候處、內宮を本社之外に將監方より申上候事、いつわりにて御座候。內宮は末社

にて御座候故、將監にさいきよ可仕旨、私親少兵衛申付候。就其毎年正月八日に御禮申上候。札守をも私指上申候。

寛永十五年十一月廿六日　　權　丞

安房守樣

山城守樣

十一月廿六日。横山長知、前田光高の詠歌を得てその能く世態に明かなるを感ず。

〔横山家古文書〕

去朔日之御狀到來、本望之至に候。

一、少將樣當朔日被成御登城候處、上樣御懇之上意に而、逸物之御大鷹二居被爲進、則御鷹野ゟ被成御座候樣にと被爲仰出、御仕合殘所無御座候由、每々御懇之上意どもに而御座候旨、御冥加之至と目出度奉存候。就夫去十四日に御鷹場ゟ被成御座候由、珍重奉存候。此度は緩々と御鷹被爲遣、御氣を被成御延候樣に可有御座と、目出度奉存候。乍去寒天之時分に而御座候間、自然風をも御引可被成かと氣遣仕候。被爲成御歸候はゞ、御氣色之御樣子具に可被仰越候。常々御機嫌之御樣子をも承度候條、切々書狀をも進度候へ共、御目見不自由候故、

光高の家光より大鷹二聯を賜ひたるは寛永十五年十一月朔日に在り

御目見云々は目不自由候故歟

御詠歌とは前田光高の銘歌百首を指す

申度事も不被書候に付、不能其義候。誰に而も筆を御かたらひ候而、折々御機嫌之御様子可被仰越候。表向之御沙汰計承候ても無覺束存候。

一、御詠歌之由に而一巻被指越候條、忝以珍敷義と致拝吟候。久々御目見をも不仕候へば、乃御心立も如何に被成御座候哉と氣遣に存候處、此一巻拝吟仕候得者、乍恐御意をも承り候心地に而、卷返し難打置拝吟仕候。ヶ様に千萬人之心を御悟被成、物毎に御下知を分させられ候御事、奇特千萬不及言語事に候。昔より承傳候書物其數不可勝計候。然共耳遠に候故、當時其心を辨候者は無之候。此一卷は愚人之耳にも落可申候條、若者共には傳申度候へども、深被爲成隱密候之由被仰遣候條、獨吟之外無他事候。殊此頃は論語をも習被爲聞召上候由承候。古より大智の人は不成して成とは申傳候へども、古語をゝ被聞召上、當時之風流に引合御工夫被遊候得者、猶以珍重成義与奉存候。惣而大仁へ諫を申上候儀は難成事之由申傳候。依之古を師と申置候得ば、是以御心に懸させられ候御事御尤に奉存候。とも角にもきとくなる御心走共に候。大方は此一卷にあらはれ申かと奉存候御事。

十一月廿六日　　横山山城守

岩城老　御返報

十二月十一日。前田利常加賀石川郡佐那武社の社領を安堵せしむ。

〔考據摘錄〕
宮腰村佐那武明神爲再興、以當村之內二町之處、天正十四年任先判令寄進訖。無相違可裁許、如先規爲近鄕十五村可崇敬者也。仍如件。
寛永十五年十二月十一日　利常判
佐那武明神兩神主

十二月十一日。前田利常加賀河北郡黑津舟社の社領を增し、社殿を造營せしむ。

〔金澤市中古文書〕
黑津船權現爲再興二町之所、天正十四年利家卿所被寄進也。重而今一町之所石川郡以三口村之內可裁許、如先規爲二十六村可崇敬者也。仍如件。
寛永十五年十二月十一日　利常判
黑津船神主

〔政隣記〕
一、今年加賀郡大野濱黑津船社、利常公御造營、奉行内藤淸兵衛、下奉行木村七左衛門也。今年加賀郡三口村内に而一町之所御加附、去天正十四年從利家公御寄附之社領二町に、今般

大野濱といへるは誤なり

堂形は藩の米廩なり

御旅屋は黒津舟社神幸の爲のものなり

御加增引合三町也。御一行日付十二月十一日と有之。但天正十四年には從利長公御寄附と有、何れか不詳。

〔考據摘錄〕

一、微妙院樣御代寬永十五年に、明神之本社三間社、三棟作に御建立被成候。其節爲御加增、石川郡三口村御田地之内を以、田一町之所御寄進被爲成、合三町之御一行頂戴仕候。然處右三町之内一町は、御宮爲御修理料御除置被爲成、今以御堂形に納り申候御事。

一、當御代寬文二年に、御宮破損御修理不殘被爲仰付候。同八年に明神御本社、神明御本社、廻り柵被爲仰付候。其以後御宮破損仕候時分、度々不殘御修理被爲仰付候御事。

一、御宮破損御修理被爲仰付、出來仕候時分は、正遷宮御能跡々より被爲仰付候。延寶八年に御遷宮御能之時、御奉行一色瀨兵衞殿村上助右衞門殿、御足輕三十人、並能役者等迄、從御公儀樣被爲仰付候御事。

一、私裁許之持宮、加賀郡橋粟ヶ崎村八幡宮開闢之儀は、明德二年八月十六日に勸請仕由申傳候。今年迄二百九十七年に罷成申候。緣起由來等無御座候に付委細不奉存候。當御代寬文十一年に、橋粟ヶ崎村に御旅屋被爲仰付候刻、右八幡宮屋敷に構申由に而、御旅屋より一町計脇に可替被爲仰付、則一間社並一丈鳥居一ヶ所御建立被爲成、八幡宮屋敷廻りに苗松二百

岡道は陸道

本餘御植付被爲仰付、毎年八月十六日に御祭禮、今以相勤御祈禱執行仕候御事。

右由來如斯御座候。御書御印之物、別紙目錄之通取持仕候、以上。

貞享二年七月十八日　加州黒津舟小濱神社神主　齋藤筑後守　印判

十二月十七日。加賀石川郡宮腰の中山主計新たに扶持米の印物を下附せられんことを請ふ。

〔中山主計文書〕

乍恐申上候

一、私御扶持之義、先主計親時より、大納言樣能州御入國之時分、私家に御腰被爲掛、其後御上洛之刻、御上下之致御宿、御扶持頂戴仕樣子之御事。

一、柴田殿御他界之砌、從上方大納言樣御人足以下御下被爲成候處、加賀國徒者共一きをおこし、彼御人足をはぎ取、みだり成仕合仕候付而、上方へ忍び人を登せ、御注進申上候へば、彼徒もの共聞付候而、主計親子うちころし可申と、在々へ人を廻候付而、岡道は不罷成、舟に而能州へ罷越、大納言樣御知行所に隱罷在候。其後大納言樣加賀へ御入部被爲成候時、宮腰へ被爲成御座、私明家に被爲入、主計を御尋被爲成候時、右之仕合具に申上候へば、則迎を被爲仰出、被召登御禮仕候。其時私家に十日餘り御逗留被爲成候而、彼徒もの共御成敗被

爲成、金澤へ御入部被成候時、今度は主計御馳走共仕候へと被爲成御意、宮腰に而二十石御扶持被下、頂戴仕候。其後何時御上洛被爲成候而も、御吉例と被爲成御意、私家に御腰被爲掛候。右之仕合候而御扶持被下候義、自然肝煎扶持に致頂戴候かと被爲思召義も可有御座と奉存、申上候御事。

一、先年御上洛之砌、福島大夫殿御落居之刻、御國之商人舟敦賀・若狹に御留置被爲成、此舟奉行に森田四郎左衞門・親主計兩人被爲仰付候刻、主計は殿樣ゟ御見廻に參、京都罷在候と申上候へば、奥村因幡樣・中村刑部殿・就安老より、主計上方罷在候共、私義も罷登、親子共御馳走仕候へと被仰付候故、則御座舟二艘に乘罷登、敦賀・若狹・京都相詰、親子共御奉公仕、何茂相詰申候船頭・かこに御扶持方被下候。商人舟には御下行など被下候。私義も上方御扶持方可被下旨被仰付へ共、此度之御馳走と奉存、御理り申上、御扶持方をも不申請、御奉公仕候御事。

右之御扶持於于今拜領仕、難有忝奉存候。然ば大納言樣御一行祖父主計代にいかゞ仕候哉、取うしなひ申に付、親主計時代に、御代之御印頂戴仕度旨御理り申內、相果申候。左樣に御座候へば、此中御書替之御一行出申由承申候間、此砌私も頂戴仕候樣申上度奉存候間、御次手を以被仰上可被下候ば、忝可奉存候、以上。

寛永十五年十二月十七日　　　　宮腰主計

内藤清兵衞殿

是歳。前田利常越中射水郡二上社に神田を寄進す。

〔考據摘錄〕

一、寛永十五年微妙院樣より、社地之内草高六石七斗九升二合之所、權現御供田に御附被爲成候御事。

一、瑞龍院樣二上之山御寄進並御供田、同三ヶ寺屋敷、何も御判物、萬治二年に前田主膳・横山右近承に而、可被入御披見旨に而、御預り可被成由被仰渡、則兩人ゟ上置申候。

是歳。始めて米穀を大坂に輸出して販賣す。

〔混見摘寫〕

一、寛永十五年、今年御國より大坂登米と申儀始而、爲御試米百石爲御登、足輕小頭杉原九郎兵衞裁許被仰付。此時御算用場奉行奥村源左衞門・宮城釆女・脇田九兵衞如鐵・青木助之丞也。所々に而拂直段引合。

米一石に付　三十二匁四分八厘　　金澤直段

同　斷　　　三十二匁　　　　　　大坂直段

同　断　　三十目三分九厘　　備後の鞆直段
百石之運賃四石五斗、小判一兩六十一匁九分。大阪直段。

〔國事昌披問答〕

一、大坂爲登米は何頃よりの事に候哉。答云、寛永十五年初而試米百石、足輕小頭杉九郎兵衞を裁許に被遣、登せ米有之候。此節の御算用場奉行は、奥村源左衞門・宮城釆女・脇田九兵衞・青木助之丞也。

寛永十六年

正月五日。前田光高夫人歯黑祝を行ふ。

〔天寛日記〕

正月五日

一、大姫君様御歯黑御祝、三荷五種御進上。紀州日記

正月。前田利常金澤に於いて諸士の年禮を受け、猿樂及び躍を觀覽せしむ。

〔菅家見聞集〕

宗坊本のま、

かいらぎもさめのさやも同事なるべし

今年利常公年頭之御祝、舊臘晦日より御請。其後御能被仰付、其上に例之子小姓をどり被仰付、御家中寺社宗坊に至て見物す。

〔三壺記〕

寛永十六年正月の御禮、晦日より初りて、二日・三日御能被仰付、其上に作りをどりをさせて、御家中又は寺社の知識等に被爲見、御振舞萬々目出度相濟みけり。

二月二十日。風俗に關する取締を令す。

〔慶長以來定書〕

定

一、御家中侍・小者・ざうり取に至る迄、刀つか・さやかけて三尺六寸之外なが刀御停止之事。

並色ざや同前之事。

一、脇指つか・さやかけて二尺五寸之外御停止候事。付、小者ざうり取かいらぎさめのさやさし申まじき事。

一、小者・ざうり取着物、上帶・下帶・袖つぎ・すそつぎに至る迄、絹布御停止之事。惣而上帶もめん・布たるべき事。

一、下ひげ・大なでつけ。付、ほうかぶげ・こぶりなる笠、萬事かぶきたる躰、目に立之儀御停

首之代は首代銀とも首代錢ともいふもの

止之事。

一、下々徒もの、立徒黨致寄合、或は背御法度、或は企惡黨候もの於有之者、聞立可申上事。

一、御家中一年切之小者・ざうり取給銀、御定之外に出候もの有之付ては、聞出次第公事場へ相届、御公事場より安房守・山城守令相談、主人より過怠銀三枚又は二枚、依分限取可申候。増銀子とり候小もの共手前よりも、過怠銀以相對取可申候。則御横目之もの共に可被下事。

右條々此以前より御政道に候。若相背御法度候もの於有之者、見合次第に主人かたへ相届、其後御公事場へ可申上候。然ば其ものゝ主人、過怠として銀子出候儀、科之依輕重可爲多少。御公事場よりさしづ次第に可召置候。此外右かぶきもの衣裝はぎ取、並首之代、其ものゝ應身体に、御公事場より被申付次第召置、御横目のもの共として致配分可被下。自然いたづらもの、主人之名を不申顯候者、からめとり公事場へ指上可遂穿鑿。若又手向をいたし候はゞ、當座に打すて候ても不苦者也。

寛永十六年二月廿日　　横山山城守

本多安房守

御歩横目

御小人頭

御ざうり取頭

二月二十日。領内各驛の傳馬を廢し、駄賃を與ふるに非ざれば馬を出すこと勿らしむ。

〔慶長以來定書〕

三ヶ國宿々傳馬御停止候。自今以後御城御荷物たりといふとも、其時々に駄賃銀子可被下之條、銀子相渡不申候者、馬を出候事有之間敷候。自然指當御用之時は、御墨付可被遣之條、任御判形之旨に、傳馬可出之。其外往還之者、傳馬に乘候もの於有之は、村中之ものとして押置、奉行所ゟ可申上候。不及改に傳馬を出候に付ては、其馬主共に可爲曲言旨被仰出者也。

寛永十六年二月廿日

横山山城守

本多安房守

三ヶ國宿々一通宛遣之

二月。一季居小者の給銀を制限す。

〔慶長以來定書〕

定

一、御國之役人給銀は、一年切付而高百二十目、此内は百十匁又は百目、小者之器量により可爲相對次第。付、ざうり取給銀は高八十目、是より內は七十目・六十目・五十目、相對次第に可相究事。

一、他國御普請之時は、御普請所により、御國之給銀より增之可遣候。銀子之員數は、至其年に可被仰出事。

一、江戶へ御供に被召連候小者共給銀、道具持は年中高百三十目、其外は器量により百二十目・百十匁又は百目、相對次第之事。付、ざうり取高百目、是より內は人により九十目・八十目・七十目、相對次第事。

一、江戶より爲御番替、御國へ罷歸候主人之小者共は、去年於江戶に如被仰出。御國へ罷歸暇を遣候者、定之外に召仕候日數給銀、算用次第に相渡、其外に二ヶ月分之給銀をまし可遣事。

一、右給銀、御定之外に出もの於有之は、其主人應分際、爲過怠銀子三枚又者二枚可出之。增銀子取候小者手前より過銀、御橫目之者共致相對取可申候。右之銀子、則御橫目之者共並申あらはし候者ども可被下事。

右所被仰出如件。

寛永十六年二月　日　　横山山城守
　　　　　　　　　　　本多安房守

金澤町　小松町　大聖寺町　今石動町
高岡町　富山町　小津町　所之口町

三月七日。越前敦賀より加賀石川郡宮腰に廻漕すべき船舶に關し高島屋傳右衛門に通牒す。

〔國初遺文〕

覺

一、當年より上方荷物、敦賀迄下り次第、領國之船・他國船何れに成共、運賃迄其方被相定、荷物宮腰へ積下可被申候。運賃銀子之義は、此方より渡候並之銀子可被相渡候事。

一、右運賃被相定銀子被相渡、荷物積申船頭に手形可被指越候事。

一、領國之船荷物積申事、自然異義を申者於有之は、追而可被申越候事。

右之通、當年より其方裁許之義被申渡候間、荷物員數並運賃銀子帳面に被付置可被指越候。此義達申理候へ共、被申渡に付て如此候。仍定所如件。

寛永十六年三月七日　　寺西傳右衛門秀信　判

永原土佐守孝治　判

つるが　高嶋屋傳右衛門殿

三月二十日。前田利常加賀石川郡宮腰の中山主計に舊に依りて扶持するの判物を與ふ。

〔加賀古文書〕

利家卿任被申付旨、以當村之內二十石之所令扶持訖。全令支配者也。仍如件。

寛永十六三月廿日　　利　常　判

宮腰村　主計かたへ

三月廿二日。加賀石川郡宮腰町奉行の職務に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、公儀爲御用、他國被遣舟等之儀、被仰出次第、右御用依多少、舟數致吟味可被申付事。

一、諸商人並他國之船頭以下出入就有之は、穿鑿いたし、有樣に可有裁許候。自然御國之者と他國之仁出入於有之は、他國之仁に理を付、以來申分無之樣可被申付候。若其方手前にて

間役は澗役にて入港税なり

違篇は違變

難相究儀は、金澤年寄中へ相尋可被申付事。

一、他國舟之間役相改、右之御役銀其方令裁許、御土藏へ可被指上事。

一、御國之船・他國之舟によらず、於令渡海者、舟中人數相改、其方切手次第可爲出船事。

一、公義御荷物宮腰町人に渡置、其町として請拂仕儀御停止候。公儀御奉行人として、右之御荷物可爲裁許事。

一、公儀御荷物積申船、宮腰へ着津之時分頃風惡候者、手船を出し取付可申候。然者右之手船運賃之儀は、似合〳〵右御荷物舟之船頭方より出候樣可被申付事。

一、宮腰本町人之外、近年新儀に相立候町人共之儀は、其方見計次第地子に可被申付事。

一、御城米並御家中之米・商人米によらず、御國之船に而も他國之船にても、相對次第積申樣に可被申付事。

一、竹木其外諸商賣物、奉公人・町人によらず、直段相極、數日相過返付候儀非分之至に候。然は買物之直段相極日限より、三日過候はゞ、違篇有之間敷候旨可被申付事。

一、宮腰駄賃馬惣おしからめ借切事御停止候。自今以後奉公人・地下人によらず、借り付次第たるべし。駄賃直段之儀は、今度可爲如御定之事。付り、在鄕馬入込に付候樣可申付事。

一、宮腰より金澤へ相定候駄賃、荷物一駄に付三十貫目充之積り、請取渡可仕旨可被申付事。

奉はうけたまはり

かもりはかもうり即冬瓜なるが如し

一、宮腰に而米・大豆・鹽・材木以下によらず、濱に而賣買仕候儀、下々勝手次第たるべし。宮腰町人申分無之様に可被申付事。

一、公儀御用之儀たるにおゐては、奉之仁より墨付次第に可被申付事。不及書付申越候仁有之ば、會所へ被相尋、依返答可被申付候。自然無筋儀を申掠、私曲之輩於有之は、急度相改可被申上候事。

一、他國より相越候かもり舟之かこども居屋敷之事、肝煎一人に八十歩、其外は舟一艘分に付而六十歩充、被相改何茂一所に有之様に可被申付事。

一、諸奉公人宮腰に致居住、商仕候義御停止之事。

一、於御分國中遊女かゝへ置候儀堅御停止候。若宮腰町中に猥之儀就有之は、奉公人・地下人によらず搦捕可被指上事。

右被仰出之條々、無相違様可被申付候。此外於宮腰御用之品々餘多有之候條、其時々様子により見計、可然様に可被申付者也。

寛永十六年三月廿二日　　横山山城守

本多安房守

內藤清兵衛殿

三月。加賀河北郡黑津舟社の正遷宮を行ひ、能を演ぜしむ。

〔菅家見聞集〕

寛永十五年加賀郡大野濱黑津舟社利常公御造營。遷宮は翌年三月也。右爲悅於神前法樂之能有之。大夫は波吉勤之、監使前波加右衞門。

大野濱とあるは誤なり

四月二日。能登珠洲郡鹽津村の刀禰に、同村民を使役することを許す。

〔能登古文書〕

能州鈴郡三崎之內、鹽津村地方之者共、刀禰可召仕定之事。

彥介・小左衞門・宗三郞・宗二郞・次兵衞・孫左衞門・淸十郞・茂介、右九人之者共、家一軒に付而一ケ月に七人充、不寄男女可召仕候。田畠之義は、跡々より持來候可爲並候。物成刀禰裁許仕、可致御納所。御公事場遂穿鑿相定上、自今以後互申分是有間敷者也。

寛永十六年四月二日　　御公事場判

鹽津村　刀禰

四月十三日。錢貨と金銀との交換比例及び惡錢選擇の制限を示す。

〔慶長以來定書〕

御定

一、上錢一貫文に付金子一分宛。
一、上錢一貫文に付銀子十六匁宛。
一、大かけ錢。
一、われ錢。
一、かたなし錢。
一、ころ錢。
一、新錢。
一、なまり錢。
六錢之外不可撰事。
右條々若相背族於有之者、可被處曲事旨被仰出者也。依如件。
寛永十六年四月十三日
横山山城守
本多安房守

右之高札所々。越中今石動・高岡・富山・小津・境・氷見・中田・城ヶ鼻、能州所之口・羽喰二郡分・奥郡、加州金澤・小松・大聖寺。

羽喰二郡分
奥郡本の儘

四月十八日。前田利常參覲して柳營に上る。

〔德川實紀〕

四月十八日。加賀黃門利常卿はじめ參覲七人。

四月晦日。朱染紙封銀鑄造に關する請拂の計算書を天秤座に附與す。

〔國事雜抄〕

寬永十五年九月朔日より、御分國中朱染紙封銀子に就被仰付、十二月十日迄於新吹所銀子爲吹候吹賃・極印賃・糟代銀請拂事。

金二十四貫六百三十七匁八分三厘七毛。

此拂

〆八貫三百八十三匁五分六厘七毛。

殘る

十六貫二百五十四匁二分七厘御土藏へ上候銀高。

內

寬永十五年十月十六日・同十二月廿五日兩度に上る。

四貫四百三十五匁三分

根來善左衞門

長谷川七右衛門
大窪覺兵衛

寛永十六年十月廿二日・同十二月十三日迄三度に上る。
十一貫八百十八匁九分七厘
合二十四貫六百三十七匁八分三厘七毛
右請拂御算用相濟畢。
寛永十六年四月晦日
長濱五郎右衛門　名判印
葛卷隼人　名判印
天秤座　彥四郎

五月朔日。風俗に關する取締を令す。

〔慶長以來定書〕

定

一、御家中侍・小者・ざうり取に至迄、刀つか・さやかけ三尺六寸之外長刀御停止之事。
一、脇指つか・さやかけて二尺五寸之外御停止之事。
一、小者・ざうり取着物、上帶・下帶・袖つぎ至迄、絹布御停止之事。惣而上帶布たるべき事。

一、下ひげ・大なでつけ・ほうからげ・とぢあみがさ、萬事かぶきたる躰、目に立申儀御停止之事。
一、辻立・辻うた・辻ずまふ御停止之事。但、居屋敷内にてすまふけいこの事は不苦事。
一、下々つれ立たちならび、道をせばめ相通候儀御停止之事。
一、當町中其外辻おどり御停止之事。但、面々屋敷之内に而おどり稽古仕候儀は不苦事。
一、火をこもさず夜行之事御停止に候。但、月夜には不苦事。
一、花火・ねずみ火・りうせい・車火御停止之事。
一、夜中に淺野川・才川にてごり取候者共、かゞりを燒、猥成仕合に付而御停止之事。
一、女をかたらひ夜行、猥成仕合御停止之事。
一、出合屋御停止之事。
一、於諸寺庵夜談議御停止之事。
一、諸勸進御停止之事。
一、さん置御停止之事。
一、當地火事之刻は、夜廻當番之御小將衆火本ゟ被罷出、火之番人持衆・御馬廻衆並町中より持寄候水汲等被相改、諸事猥に無之樣可被申付候。其外之御小將衆は、今度如仰出候、御城

ごりは鮴なり

小將は小姓に同じ

二之丸に可被相出事。

右條々御停止之旨被仰出候條、猥に無之樣に可被申付候。此外被相改可然義候はゞ、各御相談之上を以可有裁許候。かぶき者以下相背御法度旨有之、相改候刻若奉行衆ねたいし手向仕候者、當坐に被討捨候ても不苦候間、可被得其意候、以上。

寛永十六年五月一日

横山山城守

本多安房守

津田源右衛門

松平釆女

森　權太夫

北川久兵衛

五月六日。徳川家光使を遣はして前田利常の病を問はしむ。

〔徳川實紀〕

五月六日、加賀黄門昨日より病臥の聞えあるにより、朽木民部少輔稙綱してとはせらる。日記

是月は小盡なり

五月晦日。加賀河北郡津幡の旅屋に對して非行あることなからしむ。

〔加賀古文書〕

往日申付候通、於御旅屋猥り之族有之者、其方かたに縮置、可致注進者也。

五月晦日

寺西若狹守秀信　判

永原土佐守孝治　判

つばた村　少右衛門かたへ

六月六日。金澤城附近の火災に際する部署を定む。

〔慶長以來定書〕

金澤廻火事刻御定

一、御本丸　前田志摩守・奥村因幡守組。

一、薪丸御土藏　前田三左衛門組。

一、二之御丸新御殿　長九郎左衛門・奥村河内守組。

一、二之丸　本多安房守・横山山城守。

一、北之丸　成瀨內藏助組。

一、新丸　横山大膳・富田越後守組。

右此以前より如御定可被罷出旨被仰出候。

玉泉院樣丸　前田日向守・前田內藏允・前田七郎兵衛・神尾主殿助・青山豐後守。

右與力之侍召連、御土藏並御殿火之用心可申付候。左樣に候者、前廉堤町坂口之橋より出入可被仕候。猥御城中に立入不申候樣に可申付旨被仰出候。

定火之番衆

一番　小塚藤右衛門・不破彥三・生駒內膳・森川勘解由・熊澤兵庫・才監物・那古屋藏人・福嶋彌左衛門・堀四郞右衛門。

二番　中川八郞右衛門・奧野主馬助・山崎長門守・松平玄蕃・織田左近・野村左馬允・近藤甲斐守・山崎庄兵衛・松平久兵衛。

右當地火之番一ヶ月宛、かはりくに可被罷出候。若御家中衆喧嘩口論、又は走人・盜賊人以下追懸申義於有之候者、案內次第、右兩組之內非番之衆罷出、可被致裁許旨被仰出候。

御鐵炮藥藏　小幡右京・神谷治部・村勘左衛門・岡島內膳。

右火本近候而人數入申儀候はゞ、案內次第に御馬廻衆可指加旨被仰出候。

堂形並薪丸被下御米藏　岡嶋一郞兵衛・玉井市正・加藤五郞左衛門・成田半右衛門。

右同斷。

寬永十六年六月六日　本多安房守

横山山城守

六月八日。火災の際に於ける馬廻組の士の勤務を定む。

〔慶長以來定書〕

覺

一、當番御馬廻一組　御本丸

一、當番御馬廻一組　北之丸

一、非番御馬廻四組　二之丸

右當地火事之時分は、無懈怠御城に罷出、非番之衆者安房守・山城守指圖次第に、火本に可參旨被仰出候條、此旨御組中に可被申渡者也。

寛永十六年六月八日　横山山城守

本多安房守

御馬廻組頭衆中

六月二十日。前田利常致仕を許され、光高家を襲ぎ、利次・利治亦封を分たる。

〔德川實紀〕

六月二十日加賀國金澤城主黃門利常卿、年頃の願により致仕の御許あり。原封加賀・能登・越中百十九萬石のうち、八十萬石は長子筑前守光高、十萬石は二子淡路守利次、七萬石は三子飛驒守利治に分ち、二十二萬石は黃門養老の料たらしめらる。

〔天寛日記〕

六月二十日

一、松平肥前守隱居仕度旨、累年依訴訟、今日肥前守・筑前守御前江被召出、心次第與奪可有之旨、肥前守江被仰出。則如望領知配分被仰付之。所謂八十萬石筑前守、十萬石淡路守、七萬石飛驒守、廿二萬石肥前守。猷廟日記

一、松平筑前守光高家督をつぐ。寬永系圖

〔前田家雜錄〕

一、利常公御隱居被遊候節、横山山城守江被成下御書御請。

去廿日之御書謹而頂戴仕候。連々御願之通御隱居被仰出、御分國筑前守様・淡路守様・飛驒守様へ分被進之、御隱居領小松被仰出候由。未御歲茂若御座候處、御家中之者御殘多奉存候。乍然御子様方御繁昌を被爲御覽、御爲に候得者、千秋萬歲目出度奉存候、恐惶謹言。

六月廿六日　　横山山城守

竹田市三郎殿

〔國初遺文〕

筑前守の次替々脫歟

故肥前守は利長

有之二字衍歟

今廿日御城ゟ我等筑前守被爲召、內々訴訟之通御前相濟候。我等儀歲未わかく、不通義候へ共、台德院樣以來連々訴訟申上候其上、此頃者病者に罷成候間、被仰出御延引被成候はゞ、氣懸にも可存被思召、養生のため旁如此、任申上候旨御直之上意、忝仕合難有御事に候。筑前守知行八十萬石、淡路守十萬石、飛驒守七萬石、殘處隱居分被仰付、我等・筑前守可致在江戶之由、是又被仰付候。故肥前守殿隱居分十九萬石之內、十七萬石淡路守・飛驒守ゟ被下、我等義故肥前守殿御隱居國に被爲置候はゞ、知行分無構可有之罷在候。替々在江戶仕候樣に被思召候間、隱居分知行高可被下与申上候處に、右之通被仰渡候。家中人持面々・物頭中ゟ此段可被申聞候、謹言。

六月廿日　　肥前

本多安房守殿

橫山山城守殿

〔微妙公夜話〕

一、微妙院樣御隱居の時御知行わけ有之、淡路守樣ゟ十萬石、飛驒守樣利治へ七萬石被進事、

翌はあはせなり

前角より大猷院樣へ御願置被遊候。家光公上意にそれは多き樣に思召候、淡路ゟ五萬石、飛驒ゟ二萬石遣可然旨、上意有之候へ共、夫に而は何とも難被遊可有御座候旨、强而御願故、十萬石と相極り申候。此儀後には微妙院樣事の外御悔被遊、筑前守達而願申候故大分遣、後悔に候。末子は大名に不仕事に候旨、度々御意被遊候。藤田氏咄。

〔微妙公夜話〕

一、右之節件の上意前に、隱居いたし大國を讓被申義に候へば、迚の事、鶴翌申候事ともに讓り被申樣にと上意に御座候處、肥前守樣御請には、上意の儀に御座候間、鶴儀迄奉畏候由被仰上候。

〔壬寅妄志〕

寛永十五戊寅年微妙公加州小松へ御隱居、新川一郡二十二萬石御領。陽廣公金澤の城に御家督八十萬石御領也。淡路守利次公越中富山之城にて婦負郡十萬石也。飛驒守利治公加州大聖寺の城にて江沼郡七萬石也。各御分知如斯也。　有澤武貞考之。

愚　此一札文体、不殘本紙武貞之書之通寫焉。

〔三壺記〕

三月下旬に江戸ゟ御發駕被遊、御登城被成、方々之御勤例のごとく、さて御隱居之御訴訟、

穴生の石工なり

內々御內書被成置給ふにや、五月中旬に上意被仰出、小松へ御隱居領として二十二萬石、淡路守殿へ越中婦負郡百塚御在城として十萬石、飛騨守殿へ大聖寺にて七萬石、殘る所は筑前守殿へとの御事也。何も忝被思召御禮被仰上。方々より使者御見廻、每日門外に市をなす。則御家督の御祝儀六月廿日也。加州本多安房・横山山城に御父子樣より御書被成。飛脚を以被仰遣けるに付、兩殿より添書せられ、物頭へ觸、それより與中へ觸らるゝ。追付江戶より御飛脚しきりに立て、瀧長兵衞小松へ罷越、御作事可申付旨にて、長兵衞小松へ參、御城中へ入て繩張を究、堀・塀などを被申付內に、御繪圖等到來す。又追付御家中小松・富山・大聖寺・金澤四ヶ所之人付も到來す。小松の城には、其頃前田志摩守・前田長松殿・前田長一郎殿・竹島殿のましくけるに、瀧長兵衞は任御意、奧方並露地以下走廻り、繩張しくひを打、ぼうじをさしへんばいす。家禮のものどもあまりなる仕かたと存知けれども、鼠は社によつてたつとしとあるがごとくにて、小松衆は不及是非、取物も取あへず家財を持ちはこび出し、金澤へ晝夜の堺もなく運行す。先二の丸に御假屋を建て、御本丸は地形をならし、所々に堀をさゝへ、橋を新敷掛けさせ、原五郎左衞門・分部卜齋、穴生の彌七に役人足輕等、入替く御普請等、來年御歸城迄上を下へかへしていそぎけり。御家中の侍屋敷御繪圖に任せ割符なる故、町中も立替り、掛橋もくれう橋も、川上へ少しづゝ上げ掛直る。

〔肺肝鈔抄〕

一、懷惠高祖母之母は微妙公の御乳也。此人の噺に、微妙公小松へ人質に被爲入ける時、壽福院様と一所に御乳も添ひて行けり。後丹羽殿城を明のかるゝとき、城中もの騷しかりければ、御猿様をも殺し奉るかと、壽福院様と一所に指添ひて泣居けるに、晩方に成御猿様を呼出し、丹羽殿御對面にて御つぶりをかき上げて、此城は肥前には不渡、手前へ渡すぞ〳〵、能覺え被居よと被申けり。則御側に居て承りたりと、常に語りしとぞ。微妙公御隱居を小松城に被遊たるも、ケ様の事故かとぞ。

〔見聞雜志〕

一、菊地武康云、微妙公御隱居の御願を被仰上けれ共、上に御承引なく、或時老中のこらず上使に被參て、今暫御隱居御延引有べきよし也。其時殿殊之外に御機嫌損じ、かほどの望を御承引なき段、所存に不能處也。我等は隨分御奉公を申上たると存候。大坂の時分も拙者二の足を踏候はゞ、御旗の御備之立足も有間敷を、無二の忠節を存候ゆゑ御勝利に成候。其外にも度々寸志の御奉公勤候者の、是程の御訴訟を御叶不被下儀、いかゞの御事ぞや。存命無益身に罷成候とて、事之外に御立腹被成、其座しらみたる様子、老中も難儀の躰にて御自分様の御訴訟など御承引被成間敷との儀にては、曾而〳〵なき事に候。上の思召と貴様の御

ふれたる本のまゝ

意論は異論なるべし

賀州は堀田加賀守正盛

是やは尤也歟

存意とは、各別のちがひにて、大にふれたる御事に候。いまだ御年も盛に候處、御隱居の御願は、御殘多おぼしめし、今しばらくも其通にて御座候事、上の御爲にも宜敷思召候ゆゑ、御隱居を被惜て御抑留に候。さほどに思召寄たる事を、上聞に達し候はゞ、定而御願之通可被仰出候。折を以彌御望の程具に可申上と、種々詞を盡され、何も意論の躰なかりしに、賀州は握り拳して、とかうの儀もいはず、殿の御顏をまもりつめて被居ける。又御家來にも津田先玄蕃、此座のやうすを見て、竹田市三郎を誘ひけれど、竹田は遠慮して不出。玄蕃は右之如くに老中方御對談の御後に、二間計も引きしさりて、初中後祗候しける。是も是やと人申けるとぞ。

〔松梅語園抄〕

一、微妙院樣四十八之御歲、或る人四十六の御歲と云。御參勤被成候砌、筑前守樣板橋迄御迎に御出被成候所に、御對面被成、御意には、道中無事に參候、當年はよき土産有之候間、左樣に御心得候樣にと御意被成候故、夫は何に而御座候哉、早く見申度義に御座候旨被仰上候得ば、いかにも早く見せ可申とて、御着被成、又よき土産有之と御意に付、陽廣院樣何に而御座候哉と被仰上候へば、追付參勤之御禮申上、其已後又追付相願隱居可仕候、左候得ば其方へ家を讓る事に候、是程の土産は有之間敷候と被仰出候故、御ざれ言と思召、未御若き御事に候得ば、

御隱居とは無御勿躰候由被仰上候處、いや〳〵國元に而存極罷越候事に候得ば、追付願可申と被仰候。其已後又右之趣を被仰出候故、陽廣院樣御意には、比日ひたと其御意に御座候、彌左樣に思召候ば、私奉願度義御座候由被仰候得ば、夫は何に而候哉と被仰候故、陽廣院樣御意被成候は、大國を御讓被成候事に御座候へば、私に不限、淡路・飛驒・私三人の內、何れに而も大國を治可申器量之者へ御讓り被成候樣に仕度奉存候。何れへ御渡被成候而も、私存念少も無御座候由被仰上候得ば、いや其方へゆづり申由被仰出候。陽廣院樣御願、扨々御名言とかんじたてまつり候。

〔夜話之抄〕

一、微妙院殿御隱居の刻、前廉より再三達而陽廣院殿御訴訟被仰上、御斷ありけれども御承引なかりし。其後祖父奧村因幡へ陽廣院殿御直書を被遣、御身御若年と申、微妙院殿いまだ御年も不老に、ヶ樣の思召之段御迷惑のよし、再三御斷被仰上候得ども、且而御承引なく、此上は御了簡もこれなき御事と被爲書しと云々。

〔關屋政春古兵談〕

一、微妙院樣四十七歲にて御隱居御訴訟調、御父子御同道にて御禮に御登城。時に公方樣、肥前殿はいまだ隱居時分にて無之に、無異儀大國を被讓奇得成事、筑前守厚く禮を被申尤と

上意。其時筑前守樣謹而忝仕合、此上意を承り肥前守申分は御座有間敷と御請也。後に中納言樣、扨も今日の筑前御請は出來たり、最早三ヶ國を讓りても無心元事は少もなきと御滿足也と、今枝民部信齋語る也。

〔續漸得雜記〕

一、寛永十六年少將樣御家督之御祝不被下、町中より御樽代、肝煎江戸に參上仕上申候。

七月四日。能登鳳至郡輪島索麪の領收書を與ふ。

〔能登古文書〕

請取申輪島索麵之事。

合二十皮籠者

右は御城爲御用請取申所如件。

寛永十六年七月四日　　福田平左衛門　判印

島田勘右衛門殿

和田八左衛門殿

山下吉兵衛殿

小林又兵衛殿

七月九日。前田利常登城して致仕を許されたるを謝す。

〔德川實紀〕

九日加賀黄門利常卿致仕を謝して拜謁し、銀三百枚に時服そへて奉る。一族皆拜し奉る。日記

七月十三日。閣老等前田利常の老臣を召し、利常等の知行割をその希望の如く定むべきを命ず。

〔天寛日記〕

七月十三日

一、松平肥前守家督與奪付而、知行割之儀望之通可仕之旨上意、依家老奥村玄蕃・今枝民部召寄、於御白書院老中被申渡之。日記

七月十四日。前田利常等登城して昨日の命を謝す。

〔天寛日記〕

七月十四日

一、松平肥前守家督與奪に付、知行配分之義、昨日依被仰出之、今日爲御禮、肥前守・筑前守・淡路守・飛驒守登城。

七月廿九日。前田光高幕府の命を奉じて、再び切支丹宗門の禁を嚴にせしむ。

本文は幕令なり

〔萬治已前定書〕

條々

一、吉利支丹之宗門雖爲御制禁、今以從彼國密々伴天連を指渡すに付而、今度かれうた舟着岸之儀御停止之事。

一、領内浦々に常々たしかなる者を付置、不審有之船來においては、入念可相改之。自然異國舟着岸之時者、自先年如御定、早く船中之人數を改、陸地へ不上して、早速長崎へ可送遣之事。

一、自然不審成者船にのせ來り、又は密々其船中之者を陸へ上之輩あらば可申出之。隨訴人之高下、急度御褒美可被下候。若以屬託於令相頼においては、其約束一倍可被下候事。

右之條々所被仰出也。依執達如件。

寛永十六年七月五日

對馬守

豐後守

伊豆守

一本廿三日に作るは非なり德川實紀には四日に係けたり

於彼法の次脱字あるべし

つゝけ本のまゝ

條々

一、日本國被成御制禁之吉利支丹宗門之儀、乍存其趣、於彼法之者于今密々着渡之事。
一、宗門之族結徒黨、企邪儀、則御誅罸之事。
一、伴天連一同宗旨之者かくれ居所ゑ、從彼國つゝけの物送あたふる事。
右因茲、自今以後かれうた渡海之儀被停止、悉可處斷罪之旨所被仰出也。依執達如件。

寛永十六年七月五日　　對馬守　讃岐守
豐後守　大炊頭
伊豆守　掃部頭
加賀守

公儀被仰出之條數札に被書記、御奥書文云。
右きりしたん宗門就御制禁、今度於江戸重而所被仰出也。分國中津々浦々奉行人至、下々相守此旨、常々改、或不審成船、或密々躰之者於有之者、急度可申顯、仍下知如件。

寛永十六年七月廿九日　　筑前

七月。加賀石川郡犀川の河床改修工事を竣る。

〔國事昌披問答〕

同年は寛永十五年なり十一月十五日より起工せしことは十五年十一月朔日の條に見ゆ、八月とあるは佐那武社造營出來を混じたるなり

此時は寛永十六年なり

前羽は前波の誤

不正寺は普正寺

一、問才川筋普照寺村西の荒川は何頃の事に候哉。答云、同年の事に候。翌年八月に至り出來、奉行は松平右馬助康重也。是は佐那武の社川端に而、過半川崩、社家よりの願にて、右之通掘替る也。

〔佐那武社古文類聚〕

此時下の川きりかへ被成候。御見立御奉行原田又右衞門殿・內藤淸右衞門殿・前羽加右衞門殿、川ほり御奉行松原平右馬助殿、御宿不正寺七左衞門所に御座候。鷺森村里右衞門所にも少之間御入候。御普請役人金澤御家中、去十一月より明七月中迄。

八月七日。前田光高、奧野主馬をして小松に赴きて利常に仕へしむ。

〔舊藩遺文〕

今度中納言殿小松へ就可被召連、早々飛札通遂披見候。當分引越候儀乍造作、被召仕候段仕合尤候。人數少被參、彌無由斷奉公可被相勤事專一候、謹言。

八月七日　　筑前光高判

奧野主馬殿

八月十二日。領內に於いて諸士に放鷹を禁止する區域を定め、併せて鳥

類の銃獵を禁ず。

〔慶長以來定書〕

當國手取川より竹橋迄、能登口高松迄限、御家中之諸侍大鷹・小鷹によらず不可遣候。並鐵炮に而鳥打候事、堅令停止訖。若相背御法度輩に付ては、野廻り御横目之者として相改、急度可申上旨所被仰出者也。

寛永十六年八月十二日　　横山山城守
　　本多安房守

金澤町
高松町
竹橋町
福富町

八月。前田利常加賀石川郡佐那武社を再建せしめ、この月成る。

〔寺社來歷〕　佐那武由來書

慶長九年從瑞龍院様御修理被爲仰付候。其後寛永十六年に從徽妙院様御宮建立被爲仰付候。至當御代唯今之拜殿御建立被遊云々。

當國は加賀

高松竹橋福富並に村なるべし

當御代は綱紀なり

〔佐那武社古文類聚〕

一、三社御宮御建立、寛永十六年己卯年八月吉日。(中略)。右御宮の御奉行に前波與三兵衞殿、同吉川七郎左衞門殿御兩人。

〔延寶二年十一月十一日兩神主言上書〕

一、從利常樣大明神社・神明社・八幡社並鳥居二ヶ所、御宮道筋橋共、不殘寛永十六年に御建立被爲仰付。其後度々御修理被仰付候御事。

秋。金澤に髮切虫來ると稱し、之が祓除盛に流行す。

〔新山田畔書〕

一、其年秋半、金澤に何方ともなく鳩程の髮切虫、虛空より飛馳て反翻し、男女の髻を落す。爰にも彼處にも切隕すとの沙汰夥布、別而女中は是に恐れ、送物にせんと云程こそあれ、初は下々より初めて、後は歷々迄送之。大舟を造り、鬼形を作り、兩手をはさみに拵へ、卷物を裁着せ、美々布粧日々に長じて、笠鉾・鳥毛の鎗・臺笠・立笠、其供廻り奇麗にして、異形のねり物往還を妨げ、往き〱ては淺野・犀川兩橋の上より川中へ抛入れ捨る處に、如此に重疊しては末奈何とて、老中より制禁し、季秋比は止けり。

〔政隣記〕

一、今年金澤に髮を切虫來て、男女のたぶさを切由風聞す。依之彼虫を送事時行て、殆ご祭を渡すが如し。

〔三壺記〕

其年金澤には何方ともなく、髮切虫來て、男女のたぶさをふつ〳〵と切るよし風聞す。あなたにもきらるゝ、かしこにもきらるゝ。殊に女の髮のよきを第一切る事なれば、いざや送れと云ふほどに、舟を作つて鬼をのせ、鬼の手を大き成るはさみにして送り、川へながしけり。町より侍衆にうつし、殊更奥方に是を忌出し、小袖をおしまず彼鬼にきせて送る。追付御停止に成りて止みにけり。

其年は寛永十六年なり

十一月十四日。徳川家光、前田利常に茶を饗す。

〔徳川實紀〕

十一月十四日。今朝小松中納言利常卿に御茶賜はり、書は細川忠興入道三齋・立花宗茂入道立齋へ御茶を下さる。

十一月廿一日。徳川家光使を遣して前田光高及び大聖寺侯前田利治に就國の暇を賜ふ。

〔天寛日記〕

十一月廿一日

一、松平筑前守・松平飛驒守賜御暇、上使阿部豊後守。筑前守ゟ御服百・白銀千枚、飛驒守御服二十・銀三百枚被遣之。寛永日記、水戸日記

十一月廿五日。前田光高、大聖寺侯前田利治と共に登營して就封の暇を賜りたるを謝す。

〔天寛日記〕

十一月廿五日

一、大僧正登營、御右筆部屋次之間にて御振舞給之。過而御書院出御。僧正御對顔有之而、日光之御緣起御聽聞云々。松平筑前守・松平飛驒守依給御暇御禮。筑前守御鷹二連・御馬被下之。右兩輩退去之後、又肥前守御目見。是筑前守・飛驒守御暇之御禮也。猷廟日記

一、松平肥前守・同筑前守、重而奥之御書院被爲召、御吸物二。此時筑前守御脇指行光拜領之。其後父子於山里御園御茶給之、退去。猷廟日記

〔徳川實紀〕

十一月廿六日。松平筑前守光高・松平飛驒守利治就封の辭見す。小松中納言利常卿もこよう登

大僧正は天海
出御は將軍なり

本文廿六日とするもの前書と異なり

り謝し奉る。黄門父子も重ねて奥に召て宴開かれ、光高に行光の御脇差を給ひ、又山里の御茶室に於て、父子とも御茶給ふ。

〔三壺記〕

十月十二日に飛驒守利治公江戸御發駕とぞ聞えける。御家中の侍ども、去秋より當年にかけて引越し、町屋に居もあり、作事して入もあり。織田左近・玉井市正・脇田帶刀・神谷治部御家老なり。其外に田丸兵庫助・山崎庄兵衛・梶川彌左衛門・才監物・渡邊八右衛門・村井勘十郎・佐分利儀兵衛・内田太郎左衛門・樫田主水・前田勘右衛門・猪俣助左衛門・河地才右衛門・深町孫市・岡崎安左衛門、其外の士・與力・歩士等追々に引越す。

本文十七年にあるものは誤なり十月十二日とするも亦同じ

勘十郎は左衛門なるべし

閏十一月七日。徳川家光使を遣して前田利常の病を問ふ。

〔徳川實紀〕

閏十一月七日。小松中納言利常卿の許へ、松平伊豆守信綱もて所勞をとはせらる。日記、寛政重修譜、富士見御寶藏番由來、水戸記。

閏十一月八日。徳川家光再び使を遣して前田利常の病を問はしめ、利次登營して之を謝す。

〔天寛日記〕

淡路守は前田利次

閏十一月八日

一、松平肥前守所勞之樣子爲見廻、永井監物被差遣之。則爲御禮松平淡路守登城。寛永日記

閏十一月二十日。能登鹿島郡和倉溫泉湯稅の領收書を與ふ。

〔故新錄〕

寛永十六年分鹿島郡湯之役銀子之事。

合五十目者　朱染紙封

右請取所如件。

寛永十六年閏十一月廿日　印

河北郡神谷村　與兵衞

十二月朔日。前田光高封に就きたるを以て、物を德川家光に贈りて之を謝す。

〔天寛日記〕

十二月朔日

一、松平筑前守御暇被下、歸國爲御禮與村河內守差上之。御前に被召出、筑前守進物目錄を

以、松平出雲守披露之。則河内守御暇退去之後、呉服・御羽織被下之、老中傳之。

〔□歳紀聞〕

寛永十六卯。寛文四年より二十六年以前。

一、二十五之御歳御家督、同年御入國。

同十七辰。寛文四年より二十五年以前。

一、二十六之御歳、江戸御下向。

本文光高のことに係る

十二月十四日。前田光高更に書を以て使者奥村榮政の道服を拜領したるを謝す。

〔國初遺文〕

今度御暇被下、爲御禮以使者令言上候之處、早速被達上聞旨奉書之趣、忝拜見仕候。仍御前江奥村河内被召出、上意之通誠以難有仕合奉存候。御道服奥村河内致拜領之段、冥加至極之御儀に候。以御次而宜樣被仰上可被下候。

十二月十四日　松平筑前守光高　判

松平伊豆守様

阿部豐後守様

阿部對馬守樣　人々御中

右國事雜抄載之。按に寛永十六年の親翰なるべし。

今枝譜云、寛永十六年六月筑州公受肥前公之家督、閏十一月十三日入賀府、直恒扈從云。

高岡奥野社記云、寛永十六年陽廣公御家督御入國御祝儀申上、御祈禱被仰付、御札上之。翌十七年より兩御城へ御札上之。

青地禮幹本藩略譜云、陽廣公寛永十六年己卯六月廿日承先君微妙公讓、十八年辛巳四月公初就國躬庶政。

按に三壺記・菅家見聞集、陽廣公入國を十八年四月上旬とす。故に青地禮幹も其說に據て十八年四月と載たるなるべし。三州志鞬櫜餘考にも十八年四月上旬陽廣公襲封の後、始て歸北就國、即ち奥村河内榮政就國の謝聘として北發すと載たるも、皆三壺記等の誤を請たるものも也。

是歲。組頭の心得を示す。

〔萬治已前定書〕

覺

一、參宮湯治之事、與中書付に與頭奥書仕、安房守・山城守方ゟ渡置可申候。罷歸刻も右之通

之しめ本のまゝ

に可仕事。

一、與中出入之事於有之者、其組頭者不及申、惣與頭中ゟ談合、疎略仕間敷事。

一、若近邊火事等有之におゐては、一與々々寄付與頭仕、城外に道筋を明相詰、因幡守指圖次第城内へ入可申候。居申候所々與頭中致相談、所を相定可申事。

一、與中殺害人之しめ走者追懸申事、與中番を相定、由斷有之間敷候事。

一、頭へ年頭には與中禮に可參候。與中病人有之者、名代を遣可申候。一年に一度、與中者與頭方に而振舞可申候。振舞之品定書別紙遣候事。

一、與中之儀言上可仕儀は、封を付會所へ渡置、江戸へ指越可申候。與中斷申事、道理相聞不申事は、致吟味言上仕間敷候。與頭吟味仕候通、證明に候其人々書付は、第二に候與頭書付仕、相添越可申候、以上。

寛永十六年

與　頭　中

覺

一、年頭與中振舞申定之事

一　汁　三　菜

酒　　　三献。肴一種不廻分。
客次第。
塗物木具不可用。
右之外堅令停止者也。
與頭二人與中二ッに分て振舞可申候。與頭は双方へ相加へ可申候、以上。
寛永十六年
與　頭　中

是歳。越中新川郡常泉寺に江湖會を行ふを以て田地を寄進す。
〔國初遺文〕
寛永十六年江湖に付、歩高千二十二歩御寄進之旨被仰出候條、可有支配之状、仍如件。
寛永十六年　月　日　　　　横山山城守　判
本多安房守　判
越中小津町　常　泉　寺

寛永十七年

正月十一日。徳川家光使を遣はして前田利常の病を問はしむ。

〔天寛日記〕

正月十一日

松平肥前守

上使　能勢治左衛門

右所勢に付被遣之。寛永日記

正月廿八日。徳川家光使を遣はし前田光高に物を贈る。是れ去冬光高初めて入部せしを以てなり。

〔徳川實紀〕

正月廿八日松平筑前守光高襲封の後、初めて入部せしにより、御鷹の鶴・卷物遣はさる。よて書院番頭田中主殿頭吉官御使奉はる。日記

〔片岡孫兵衞藏文書〕

今度家督相續、就歸國、田中主殿頭爲上使、御鷹之鶴並卷物百被遣之候。委曲可達口上候、恐々謹言。

正月廿九日

阿部豐後守

松平伊豆守

松平筑前守殿　人々御中

〔政隣記〕
今年爲上使田中主殿殿被遣、光高公松任迄御出向ひ、御馳走人寺西主馬・鶴見左門。上使宿、金澤堤町淺野屋。

二月十一日。德川家光使を遣はして再び前田利常の病を問はしむ。

〔天寛日記〕
二月十一日
上使　久世大和守　松平肥前守
同　仙石大和守　立花立齋
右御菓子被遣之。右兩人病氣無御心元依被思召也。爲御禮、肥前守より息淡路登城。立齋より爲御禮、息左近將監可被差上處、是も依病氣、使者差上之。寛永日記

二月十六日。前田光高書を以て德川家光の物を賜ひたるを謝す。

〔片岡孫兵衞藏文書〕
奉書令拜見候。今度爲上使、被下田中主殿頭殿、上意之趣、誠以忝仕合難有奉存候。其上御鷹鶴並卷物百反拜領、謹で頂戴仕候。公方樣彌御機嫌能被成御座候旨、乍恐目出御儀候。委

曲主殿頭殿へ迄御請申上通、御前宜樣御取成所仰候、恐惶謹言。

二月十六日　松平筑前守

松平伊豆守樣
阿部豊後守樣

二月二十日。京都大德寺塔頭芳春院主書を以て前田光高の入部を賀す。

〔中川氏藏文書〕

飛驒守殿も大聖寺御入部之由、是又目出度奉存候。

改年之御慶珍重之至候。筑前守殿御入國之由、目出度奉存候。御國彌可爲御靜謐候。仍油煙五挺令贈進候。聊表祝義者也、恐々謹言。

二月廿日　芳春院判

中川八郎右衞門殿　御宿所

二月廿五日。前田利次の成婚を謝し、利常・利次等物を德川家光に上つる。

〔天寛日記〕

二月廿五日

一、午後刻御書院出御。

松平肥前守

右所勞依爲快氣、年頭之御禮、太刀目錄並御樽肴進上之。御樽肴共淡路守緣邊被仰付御祝儀献之。

松平淡路守

右御目見、太刀目錄並呉服等進上之。是去頃緣邊依被仰付也。右いづれも松平和泉守披露之。

松平筑前守使者　小幡宮内

右再御樽肴献之。是淡路守祝言相濟忝之旨也云々。則使者御前に被召出之、呉服・御羽織等被下之。御日記

ならせ給ふは將軍なり

〔德川實紀〕

二月廿五日小松中納言利常卿病癒てまうのぼり、歲首の拜賀す。

〔德川實紀〕

三月朔日。前田利次、利常に代り、曩に德川家光の使を光高に遣はされたるを謝す。

〔德川實紀〕

二月晦日先に加賀へ使せし書院番頭田中主殿頭吉官歸り、今朝ならせ給ふ御道に出て拜し奉

る。

〔天寛日記〕

三月朔日

一、松平筑前守に、去頃爲上使田中主殿頭被指遣之、就歸參、爲御禮松平肥前守雖可致登城、頃日依所勞、息淡路守登城、無御目見付而、御禮之段々老中申渡退去也。紀州日記

三月二日。前田光高、長連頼を使として曩に徳川家光の物を賜ひたるを謝せしむ。

〔天寛日記〕

三月三日

一、田中主殿頭去頃松平筑前守に爲上使被差上之、今日御前に被召出御請申上之。依之筑前守より長九郎左衛門を以、御樽肴献之。則御前に被召出也。御日記

長九郎左衛門は連龍の子連頼

〔徳川實紀〕

三月三日書院番頭田中主殿頭吉官拜謁し、松平筑前守光高御返詞聞え上奉る。

三月廿五日。前田光高參覲せしを以て徳川家光使を遣はして之を勞す。

〔天寛日記〕

三壺記は光高が十六年末の就封を誤りて十八年末とせり故に本文十九年とするは十七年初頭に處する記事の如し今こゝに載せて參考に供す

三月廿五日

一、松平筑前守就參勤、爲上使阿部豐後守被遣之。寛永日記

〔三壺記〕

寛永十九年正月元旦には、御家中御禮請させられ、五日に御能被仰付。金春權兵衛・春藤勘右衛門を初、京都の能役者ども年内より相詰、二日の御松囃子相濟、追付御能と有ければ、樂屋御奉行・御振舞御奉行それ〴〵に相定り、其當日に先二三番相濟、脇能高砂より呉服迄七番なり。其の内二番は淺井紀伊之助、海士と千手重衡をいたさるゝ。光高公の御右脇に、天徳寺泉滴和尚と波着寺法印なり。千疊敷の正面に、本多房州はくゝり頭巾にて着座なり。緣通りには少人衆幾百人並居たり。瀧野長兵衛御前の御白洲に伺公して、御用共幾度も承りへんぱいす。扨役者共に御小袖・鳥目を被下ければ、小姓衆廣ぶた持て、舞臺へ相續く。奥村河内舞台へ中座に着座して、御小袖を取て出さるゝ。大夫より初りて、舞臺掃拭の孫右衛門迄御小袖頂戴す。誠に以て目出度かりける御樣躰、申すばかりはなかりけり。角て程なく三月にも成ければ、廿八日・卯月朔日の御目見えを心懸させ給ひ、三月の上旬に江戸へ御發駕こそ被成けれ。

三月廿七日。徳川家光將に日光に社參せんとするを以て、前田光高に供

奉を命ず。

〔天寛日記〕

三月廿七日

加賀少將

右今度日光御成之節、供奉可仕之旨上意之趣、召面々、家老阿部豐後守傳之。寛永日記

三月廿八日。前田光高及び利次襲封以後始めて參覲し、物を德川家光に上つる。

〔天寛日記〕

三月廿八日

一、午刻御書院出御

松平筑前守

黃金百枚・綿千把・小袖五十・御太刀來國俊

右者家督與奪已後、始依參勤御禮也。

松平淡路守

銀三百枚・小袖二十・太刀目錄

右者家督與奪已後、始依參勤御禮也。

三月廿八日。德川家光、前田利常の下屋敷に臨み、光高・利次登營して之

を謝す。

〔覺　書〕

寛永十七年三月廿八日利常下屋敷山里に御成。

家光樣より利常拜領。

一、御腰物　　正　宗

同日於私宅進上。

一、御腰物　　切及貞宗　　利常上之。

以　上

〔天寛日記〕

三月廿八日

一、午下刻御鷹野出御。夫より直に松平肥前守下屋敷に御成、酉之刻還御。肥前守爲御禮登城可仕之處、依爲病後無用之由、酒井讃岐守傳上意之旨。依之息筑前守・淡路守御禮に登營。御日記

一、松平肥前守利常が別墅に、將軍家渡御ありて、正宗の御腰物をたまふ。利常切及貞宗の御脇指を献ず。寛永系圖

將軍家光の臨邸を本文の如く寛永十五年二月十八日とするもの多しといへども誤なるべし

臺司は臺子

この後又酒井讃岐守邸にて踊上覽のことは本年五月二日の條にあり

〔三壺記〕

利常公之御屋形へ御成之事

寛永十五年春夏之内に、將軍家光公御成之儀、前手より被仰上、不時に御幸可被成御内書有に付て、十四年より茨木小刑部に御作事奉行被仰付、御露地泉水つき山等出來し、つまり／＼に富士見乃亭・麻木亭・達摩亭・からかさ亭・三角亭・鳩の亭などゝ名付て、珍しかりける御物ずきの御亭ども出來し、漸掃拭以下相調、御案内之時節、駒籠へ將軍家光公御鷹野に出御有て、二月十八日に本郷裏門より御書院に成らせられ、御膳等被召上、御亭共御見物、異國の美酒御肴、遠來之御菓子品々備へ置。竹中是三臺司前に伺公して御茶を上げ奉り、扨常々御取立の子小姓躍りを御覽被成。まだ其頃御若盛りの御時なり、一入興をもよほし給ひ、御機嫌能く利常公・光高公・利次公・利治公、何も段々に伺公被成、御目見あそばされ、又裏門より還御なる。追付御禮として、何れも御登城被成けり。其後又上野へ將軍樣御成にて、南光坊へ入らせられけるに、躍子の事御老中より内書有て、何も出立を究め、役者ども被指添、終日上野にて御見物被爲成。

春、稻葉左近切腹を命ぜらる。

〔懷惠夜話〕

稲葉左近切腹のことは光高初度の入封の時なりといひ且つ本文春といへるによりてこゝに掲ぐ

左近の切腹が十八年七月にあるを事實なりとすれば此時光高は在國にあらず。若し光高初度の入部の時とせば寛永十六年十二月より十七年三月に至る間なるべし

一、左近切腹仕候は春の事にて、庭に櫻盛に咲居申候。生害の座ゟ出候とて花を見やり、盛の花に候へ共、唯今切腹仕候と存見申候へば、毎の如く不面白と挨拶申候。死を眼前にして花を面白きと申候はんは、實に在間敷候。いか成強兵勇士も、死の可面白樣は無之候。左近口上常を不失詞にて面白候由、其比批判仕旨。是は藤田安勝物語也。

〔三壺記〕

寛永十八年七月上旬の事成に、光高公西尾隼人・丸毛道和・古屋所左衛門被召上、稲葉左近方へ參可申聞は、其方罪科の事は我不知、先年利光公へ對し奉り、楯をつき申に付、于今何共不被仰出、其分に被成置、追付御隱居被成。我すでに家督として金澤ゟ入城せしむ。中納言殿の御いきどほりを謝せずんは、不孝の罪をかふむる。科の輕重を御尋申上るは遠慮有。兎角其方命を我に得さすべし。不便にはおもへども、早々切腹仕候へと被仰渡。何茂畏奉存、御前を罷立、左近方へ罷越、坐敷へ呼出し、御意の通を申聞かせ候へば、誠以難有御意にて候物哉。父命を重じ、御孝行の道に叶はせられんには、我等命被召上こそ忝本望の至にて候へとて、行水いたし、何も御苦勞の段一禮して、いさぎよく切腹いたさるゝ。弟稲葉宇右衛門も被仰付、前後に切腹いたしけり。此左近事は、最前利常公の御若年の頃、稲葉美濃殿口入にて被召置、御用ども被仰付けるに、諸事才覺人にて裁許ども御意に應じ有ければ、能州の

取之は捕之なるべし

郡代を被仰付、それより前元和二年の時分より、寛永の初迄、山口彌五兵衛裁許也。七尾には慶長のするゑ迄前田修理殿被成御座、石黒覺左衛門所司代なり。稲葉左近能州へ初めて村廻して、先奉行に私曲之儀有之、非義の作法等にて民難澁に及ぶ事有之ば、具に目安にて可申聞、御公儀へ相斷、非義を改、望をかなへて可遣由觸ければ、百姓ども一同に先奉行に毛頭非分の作法無之、申分も無御座由申ければ、此義共本多・横山・奥村三老へ相聞え、山口彌五兵衛手柄の由御褒美せらるゝ由取さたせり。其後左近つく〴〵と思案して中納言様に申上るは、能州は昔大納言様より、御家中御臺所共に知行分多く、越中は御公領多し。能州は山海の珍物の出ける所多く、上方への舟便もよく候へば、能州御公領に被成、越中知を諸給人に被渡可被下候はゞ、可然奉存旨申上ければ、御意には、尤なれ共先年より取來る分は無是非、自今以後は越中にて可被遣旨被仰出けるに、跡目知行にぜん〴〵に能州御公領に成にけり。され共給人は、越中知行免相下直にして、日損水損有之、難義いたせりと取さた也。其頃鳳至郡之内甲村の九門と云者、至而大身成百姓なり。近郷の寺持坊主と、九門公事を取むすぶ。稲葉左近批判にて、九門越度に申付、取之火罪せし時、九門腹を立、此報を左近にたちまち思ひしらせんと、惡口せしと聞えけり。其後富田下總相司にて、御公事場被仰付、其後公事場御赦免被成、御算用場に武具の御細工所被仰付。其時分稲葉左近下司に隨て、能州に小代

金津の上野は越前

官有。田川次郎右衛門・下村兵四郎と云。田川次郎右衛門は渡り奉公人にて、御家へ少扶持にて被召出、算勘達者なればなり。兵四郎義は、金澤御城火事の翌年、辰巳の用水堀の指圖、兵四郎見立に依て成就す。それより被召置、御代官被仰付。此兩人の手前にて算用被仰付節、彼稻葉左近色々の非分を申掛、兩人引負十貫目ばかりにたゝみ上て達上聞、一門懸にして取立ければ、兩人手と身に成、妻子にも家にも離れ、難儀千萬申ばかりなし。兩人代官つく〴〵思案いたしければ、我々道橋御藏の破損、引藏の造立一つとして左近指圖之外はなし。時々に遂勘定たり。然るを我々の私曲の樣に、公聞に達する事こそ無念なれ。たとへ我々存分を遂ずといふとも、せめて申譯して乞食にてもせばやとて、年々左近非道非分の私曲ども、自分の申譯、卷物一紙に認、上方通り江戸へ御發駕被成候節、金津の上野にて兩人目安をかつぎけり。御近所の人々、他國地にて目安上奉る事沙汰の限りなり。御國へ罷歸御意を待べしとて、追返され、金澤・小松に牢人してこそ居たりけれ。されども彼目安を、道中にて御披見あそばされけるにや、翌年御歸國有之、房州・城州・因州三老に被仰渡、左近手前を御吟味被成けるに、目安の表一々に御尋の處に、しどろもどろの申譯、一つとして道理のあらざれば、年寄衆も興さめて、左近も先々宿へ歸られ候へとて、宿所へこそはをりにけり。重而又荒木六兵衛奉りにて、左近早々登城可被申、御尋の儀有之由申來る。其時左近惡敷心得たるにや、

先年安見隱岐をはかり事にて流人に被仰付、定て其通成べし。是にて切腹可仕、御檢使を被下候へ、御用あらば、是にて可承候、登城仕に不及候由、使番に申渡し、登城せざれは、六兵衞又重而呼に遣す兩度の御使に登城せず。此上は定而如何樣の御意も候はんと、家來のものも暇を出す者には暇をとらせ、留るものは其まゝ置き、ひしと用心して待ける由、金澤中に沙汰しければ、殊に鐵炮玉藥は有、近所も騷動すべきとて、手前〳〵に其心掛して、兵具をちり打拂ひそなへ置、馬に鞍置き待居たり。されども其まゝ重て御意もなく、左近は宿所に打籠りて、時節を待ちて有けるが、果して光高公の御入國被成、仰付所御尤の由とぞ聞えける。其日の朝はかり事に、光高公宮の腰へ御鷹野とふれければ、稻葉左近前を御通り、長九郎左衞門前へ御出有て、安江木町へ御座被成旨披露して、屋敷〳〵より人を出し掃拭して、左近跡先弓手妻手の小路〳〵に、足輕つけ往來の人をとゞめ、稻葉左近兩脇と後に、町には登はしごを用意して、近所の人々何かとあらば、へいをはね越え、切て可入と心懸てぞ有けるに、何の異儀なく、稻葉左近腹切る懸聲の手に取ごとくに聞えければ、扨は事濟みけると安堵の思ひをせし處に、御檢使も埒明て罷出、登城いたされ達上聞ければ、骨折の段被仰出、事濟にけれ。

〔菅家見聞集〕

寛永十八年七月上旬、光高公の依命、稲葉左近・同弟宇右衞門切腹被仰付。御使西尾隼人・丸毛道和・古屋所左衞門。

〔微妙公夜話〕

稲葉左近は、微妙院様御代二千石計の身上出頭人にて、御領國の代官被仰付、第一能州の事など取計申候旨に候。時々不得御意心儘諸事指圖仕、隨分利口成者にて、仕落も無御座候旨に候。諸勘定承屆候事も無之故、其頃は取沙汰に、若勘定も御尋に御座候者、分立申間敷旨申慣候。後は私曲茂出候哉、微妙院様より勘定の義被仰付候所、時々之様子も知不申、勘定は難成旨の御請仕に付、曲事に被思召、切腹可仕旨被仰出候處、御後闇き義無御座候間、切腹仕間敷候。討手を被下候得ば、一勝負仕、打果可申旨申上候。只今の中川淸六隣屋敷前田五左衞門・野村五郎兵衞杯屋敷の所、則左近屋敷に候。取籠り大廻りの塀に候。鐵砲を仕掛、屋敷之內に鹽焇藏も有之、左近父子兄弟取籠り申由に候。微妙院様は江戸に被成御座候。御國には陽廣院様被爲入候。然所に陽廣院様より、御使を以被仰遣候は、微妙院様の御意に背申段、何共御氣の毒に思召候、陽廣院様御頼被遊候間、切腹仕候様にと被仰下候。そこにて左近申候は、御若き殿様の御意に候へば、聊違背可仕様御座なく候、成程切腹可仕旨にて、則切腹仕候。若違背仕候へば、陽廣院様御馬を被出、御押つぶし可被遊にて、左近切腹の日

は、御鷹野の由にて、御城へ御小將不殘、其外頭分・侍中揃申候へ共、右之仕合故、無難に事濟申由。藤田氏不破覺丞覺え罷在物語に候。此兩人若き頃まで、堤町後に左近屋敷跡有之。其時の土藏相殘有之を見申由申聞候。

〔悅　草〕

平井曰、筑州公稻葉左近御成敗の時、其朝某々を二人被遣、御成敗被仰付段申渡す。其時左近申候は、中納言樣より被仰付候はゞ、少は御斷も可申上候へども、若殿の被仰付候事、異儀にや及申べきと、則切腹せしと也。此儀於御前、兩人之内富田治部左衛門一人申上ければ、筑州公御意には、我等申付程の儀、中納言殿は猶以可被仰付に、推參成申事と、殊の外御瞋ありけれ共、彼者は左近と入魂なる者なれば、末期の詞といひ、御機嫌をも不顧、左近言語のとをり一事も不殘申上しとなん。就夫當分御しかり有けれ共、後には御噂もよかりしとなり。右左近御成敗の後、或は筑州公の御前にて申けるは、弟宇右衛門も私慾の儀御座候旨風聞仕旨申上ければ、筑州公御いかり有て、何條さる事のあるべき、兩人ながら成敗申付たる上は、其貪著にも及申間敷と被仰しが、後までも御うわさ不宜となん。

春。前田光高小松に至り、淺井畷の古戰場を踏査す。

〔桑華字苑〕

光高の入部は寛永十六年十一月より十七年三月の間に在り本文利常の退隱せるの翌年とあるを以て是年春に係く
大良野は大眞野なり

一、徴妙院様小松御隱居被成、翌年筑前様御入國、則御分國御順見、小松をも御覽被遊、淺井繩手古戰場御案內、則其時の首尾御物語申上るために、成田半右衞門御供に出る。山代橋にて御のり物よりおりさせたまひ、慶長五年八月八日の首尾御尋、半右衞門かしこまり、八日の朝江口三郎右衞門大良野ゟ大物見に罷出、金澤衆退申首尾を小松ゟ注進申、其身は大良に殘り攻合申に付て、小松よりばら〳〵に出申もの、大良ゟ參る者も有之、又大良はもはや跡になると存、もとをりの八幡の前より左ゟ付て、北淺井より南淺井、此山代橋まで取つゞき申所に、金澤衆此橋に殘り鑓合申候。小松人數は何方より何方まで加樣〳〵に罷出、金澤衆は何方より何方にとゞまり、山取を仕罷在候。小松にもよひより談合をも仕、手分の首尾をもとくと申合、罷出候はゞ中〳〵金澤者に一手もいはせ申事にて無御座候へ共、何の談合も無御座、八日の朝江口注進にて、聞懸にばら〳〵に罷出申に付而、存るほどに不仕と申上たり。

評に曰、筑前樣前にて金澤者どもにいはせ申事にて御座なかつたと申は、少指合かと各其時笑けるなり。半右衞門は成田助九郎と云て、長重に仕て淺井繩手にて鑓を合せたる者なり。

四月七日。前田光高、德川家光の日光社參の際隨從せしむべき人員を朽

祖父將監は元和九年十月六日の條に掲げたる

木植綱の報じたるに答ふ。

〔湯淺家傳書〕

來十日に、爰元被遊御立之旨、是又奉得其意候。於彼地可得貴意候、以上。

昨夕預尊書處に、御城に有之御報致延引候。如被仰下候、一昨日御移徙、昨日は何も御禮被仰上、目出度義不過之候。御禮以後彌御機嫌能被成御座候。其段御氣遣被成間敷候。隨而今度日光之供奉被成候やうにと被仰出、御滿足被成旨、寔以於私も珍重奉存候。就其被召連候御人數、御書付被下候。被爲入御念候通り、奉得貴意候。何樣伺公仕、可得尊意候、恐惶謹言。

卯月七日　　名　判

筑前守樣　尊報　　朽木民部少輔

四月十三日。加賀石川郡佐那武社の有する綸旨等を兩神主輪番に保管することを定む。

〔國事雜抄〕

乍恐申上候。

私祖父將監、代々寺中神主仕申、せがれ兩人御座候處に、兄小三郎は神主に仕、弟少兵衞は

訴狀に式部とあるもの私とあるは當代將監にして上記訴狀に三郎とあり寛永五年三月十八日の訴狀には小三郎とあるものなり

宮腰町人に仕置申候處、私おや小三郎果申候付而、其刻私は六歳にて御座候故、少兵衞に神主いたさせ、御社領之内三ヶ一、祖父將監私にくれ、殘分は少兵衞にゆづり申候。綸旨・利家樣御印は、將監果候て以後に、少兵衞年寄申付而預り申候。然所に私ようせうゆへ、右三ヶ一をも少兵衞方ゟ取込申候故、元和九年に瀧與右衞門殿へ、右之樣子書付指上申候へば、少兵衞非分に付而、御社領半分私方ゟ返し、それより御宮修理以下、兩人等分に相勤申候。左樣に御座候へば、私おや果申刻は、私六歳少兵衞は年寄候へば綸旨御印も、少兵衞預り申はずにて御座候。右之次第、伊勢・白山にもむかしよりの例にて御座候。權丞何かと申候て、私方へ返し不申候故、左樣に候はゞ今迄兩神主役相勤申間、せめて綸旨・御印、兩人りんばん持に可仕旨申候へ共、それをも同心不仕候間、右之樣子被聞召上、りんばん持に被仰付被下候者、忝可奉存候。

年號月日　　將監

右草稿案紙也

〔國事雜抄〕

定書之事

一、御綸旨二通、御一行三通、一にして一ヶ月替々可所持之事。

一、御社何も代々に可致御番付、修理掃除以下之義兩方より可仕候事。

一、大宮之分之義、兩人令上洛、吉田殿に相尋極可申事。

右之趣相違於于在之候は、當社御神罸可罷蒙、仍如件。

寛永十七年四月十三日　　寺中神主　權　丞　判

將　監　殿

五月二日。前田利常子小姓等の躍を酒井忠勝の邸にて徳川家光の觀覽に供す。

〔徳川實紀〕

五月二日三家はじめ端午時服献ずる事例の如し。今日酒井讃岐守忠勝が別業へならせらる。猿樂五番あり。果てゝ小松中納言利常卿小姓等、能・躍を御覽にそなふ。日記、曾我日記

〔三壺記〕

この前文は三月廿八日の條に在り

又其後追付酒井讃岐守殿下屋敷へ御成にて、又をどり子の御望の由内書有て、上させらるゝ。子共馬上に覆面にて被遣しに、讃岐殿下屋敷迄道中の見物人、山王のまつりの如し。御成御書院より人橋をかけて、上様今はえいやつと御ほめなされ候、又〻をどりと御所望被成候と、くしのはをひくごとくに申上る。利常公は一人御機嫌能く、何れも罷歸るを待請させ給ひ、

以下の文は十八年七月十七日に出せり

せわたは背膓なり

取成の次脱字歟

宮城越前守は幕府の目付なり

上様の御機嫌の御容態を脇田猪之助にお尋ね被成けり。

五月九日、宮城和甫前田光高より枇杷を贈られたるを謝す。

〔湯淺家傳書〕

從筑前守樣、先刻井上六左衞門殿爲御使者被下、御意之趣寔以冥加之至奉存候。殊更枇杷一折・せわた一壺拜領申、色々御心付之義共忝次第御座候。則參上御禮可申上候處、今日兩傳奏衆・勅使衆・公卿殿上人御暇被遣候付而、殿中に相詰延引仕候。御前之義、宜敷御取成候、恐惶謹言。

五月九日　　宮城越前守和甫　判

今枝民部少樣

五月十三日。前田利常登營して就國の暇を賜ひたるを謝す。

〔天寛日記〕

五月十三日

一、午刻御黑書院出御。紀伊亞相・同宰相御對顏。是明日亞槐宅に御成之御禮也。退去之後松平肥前守、一昨日御暇被下候付御目見、暫御前に祗候、御馬拜領之。御前退去之次、松平筑前守・松平淡路守御目見。是肥前守御暇被下、御目見に付而也。(中略)。次松平肥前守家

來本多安房守、以太刀目錄御目見、奏者番披露之、當年國元より令參上仍而也。寛永日記

五月廿八日。前田利治、利常の東海道より歸路物を贈りたるを謝す。

〔舊藩遺文〕

中納言殿東海道被歸付て、爰許爲御見廻、使者並美濃鮎鮓一桶到來、御心入候段欣然之至候。猶追而可申伸候、恐々謹言。

五月廿八日　　松平飛驒守利治　判

奥村因幡守殿

六月十六日。加賀石川郡宮腰の漁船を能美郡安宅に遣はし前田利常の膳部に供する魚を漁せしむ。

〔加賀古文書〕

宮腰に令居住有之候かもうり舟三艘、安宅浦へ遣置、毎日之御膳肴、網にても釣にても相調、小松御臺所へ可指上旨可申聞候。於無沙汰者可爲曲言者也。

以上

辰六月十六日　　山城　判

河内　判

因幡判

岡野彥左衞門

肝煎　主計

同　三右衞門

六月十六日。能登鳳至郡鳳至・河井兩村に對する索麪役の領收書を與ふ。

〔能登古文書〕

請取申御役索麪之事。

合二十皮籠者　上々しらがそうめん之由。

右如每年之、鳳至・河井兩村より指上申由に付、封之ニテ請取、江戸へ指上申所如件。

寬永十七年六月十六日　福島九左衞門義固　判印

高野彌左衞門重政　判印

鳳至村　藤右衞門

河井村　孫　次

六月廿一日。前田利常曩に歸國したるを以て使を遣して物を德川家光に上つる。

〔天寛日記〕

六月廿一日

一、松平肥前守歸國付而、使者寺西次右衛門御樽肴獻之。御目見則御暇被下、御帷子・御單物等被下之。御徒頭無名氏之記

〔德川實紀〕

二十一日。加賀の老臣本多安房守政重、國に赴くにより辭見し奉る。日記、曾我日記

六月廿二日。前田光高登營して、昨日利常の使者等の謁を給ひたるを謝す。

〔天寛日記〕

六月廿二日

一、松平筑前守登營。是肥前守使者並本多阿波守昨日御前江被召出、御暇被下御禮也。寛永日記

阿波守は安房守

六月。前田利常江戸より歸り小松城に居る。

〔三壺記〕

利常公小松御入城之事

寛永十七年夏六月十日に、江戸御發足被成て、東海道より小松へ御入城なり。光高公より箱

利常の江戸發足は五月中にあるべく本文に六月十日發足廿一日小松着とするは共に非なるべし

宇川は鵜川

根峠迄、御膳の御こしらへ被仰付、御辨當御泊りの御賄、御供中上下共にも被下けり。金澤より又關ヶ原迄御出向ひ、御膳を上げ奉り、御供中にも被下。廿一日に小松二の丸御かり屋へ入らせ給ひ、御城中の繪圖御覽被成、中土居に古市左近、枇杷島に子小姓、三の丸に御人持、其外牧島・葭島・松任町・泥町・さうけ町・上牧・園村・小寺村、それ〲の御指圖にて、引越〱町屋に借屋して作事等申付、其年大形移らるゝ。神尾竹松・青山與三を被召寄、主殿・將監に被成、御家老に被仰付、前田長二郎を權之助に被成、寺西若狹を添て四天王と名付、三の丸に並居たり。主殿病死の跡へ山崎長門入替る。小幡右京・同下野・堀三郎兵衛をば三谷に置かせらる。爰は昔一揆の大將岸田常徳寺居城して、近鄕を領せしに、信長公追拂ひ給ひし時、宇川村へ退去す。三谷の脇に蓮臺寺と云所に、能瓦士有之由被聞召上、三ヶ年以前に矢野所左衛門に被仰付、小屋を掛させられ、瓦大工忠右衛門に棟梁させ、瓦を燒初めてより小松御在世之內、爰にて瓦出來す。御馬出しには今枝與右衛門・湯原八丞・吉田左近・福嶋武左衛門・粟田四郎左衛門・平岡志摩・岡嶋兵庫 一木逸角・岡田隼人・佃源太左衛門・半田五郎左衛門、三の丸後町には淺野藤左衛門・小林豐右衛門・長谷川大學・稻葉道仁・鷹栖松雲・牧嶋には前田內藏允・神戶藏人兄弟・西村右馬、葭嶋・竹島之內には松平治部・九里覺右衛門・大橋又兵衛・同市右衛門・前田七郎兵衛・宮部彌三右衛門・藤林英庵・建部九郎兵衛・笹田助左衛門・松本二郎左

衞門・武藤少兵衞・野村半兵衞、海老町口には永原土佐・津田玄蕃、大領野に御馬廻七人、其外數百人屋敷取して、思ひ〳〵に作事いとなみ入にけり。御城中迄所々の船ども入ければ、水付にて濕地とは申ながら、又少は自由も有けれども、金澤より引越、一兩月も有內に、おこりをわづらはぬ人一人もなかりけり。

七月朔日。德川家光、前田利常の安を問ふ爲使者を命ず。

〔德川實紀〕

七月朔日堀三右衞門直景加賀國の御使にさゝれいとまたまふ。

〔金澤市中古文書〕

今度就隱居、小松移住之義珍重被思召候。因玆爲上使以堀三右衞門、巣鷹三居並御寢衣五・御樽肴被遣之候。委曲三右衞門ゟ仰含候、恐々謹言。

七月四日

阿部對馬守

阿部豐後守

松平伊豆守

松平肥前守殿　人々御中

七月十六日。前田利常の士金森平三郞金澤に於いて夜廻の士と爭ひ共に

常住寺は淨住寺なり

處罰せらる。

〔三壺記〕

金森平三郎申分之事

同年七月盆中の事成に、所々にをどりおびたゝ敷、餘騷動なりければ、中納言樣は小松へ被爲入、光高公は御在江戸なり、御留守と申、御隱居の物はじめなり、若如何成申分出來せば、留守の面々宜しかるまじ。第一小松への聞えも、打鎭りたるこそ可然事なり。夜廻を出し、早々をどりを追ちらせと、御老中より被申渡、夜廻衆罷出て、所々のをどりを退ちらす。然る處に金森平三郎は、小松へ引越由なれども、病氣に付爲養生金澤に有、常住寺檀那にて參詣いたし申ければ、夜廻衆取込めてとがめけり。其頃迄は、御留守中は月夜にも挑灯なれば、金森殊に火はともさず、とがめぬるも道理なり。金森、是は寺參也、目もあかぬ人々哉と、少言葉少にこたへければ、夜廻衆申は、寺參には作法もあらめ、なで付にちやせん髮、上下は着せず、僞り至極せり、うろたへて足輕共の棒にあたり給ふなと申ければ、金森刀に手をかけたり。互に雜言に成りければ、近處のものども出合ひ、あつかひあひ引にこそ成りにけれ。はや小松へ相聞え、御吟味きびしく成ければ、夜廻氏家十兵衞・日夏市郎右衞門兩人切腹被仰付、金森平三郎追放に被仰付けり。人皆申けるは、俄に小松・金澤の水ぎは立ちて御隱居

の者を金澤衆とりこにすると被思召、御心底に御ひがみも有りけるやと、それより金澤衆の氣遣は、毛頭由斷はなかりしとかや。

〔菅家見聞集〕

一、七月小松御隱居之侍金森平三郎、金澤夜廻の横目と申分出來、平三郎は御追放、夜廻の内氏家十兵衞・日夏市郎右衞門兩人切腹、其餘は御追放。

〔桑華字苑〕

一、利常公小松ニ御隱居の砌、御人分在て小松・大聖寺そこ〳〵ニ引越、金澤明屋敷多く、盆の比廻り番の小姓日夏市郎右衞門・大嶋五郎右門・氏家十兵衞・富永甚十郎・齋藤三郎左衞門・川勝木工助・中村瀨兵衞、足輕を先に立夜廻する。大豆田邊にをどりの音する。御法度なり討ちらさんとて行く處に、廻番の衆の來るを聞きてにげちる。金森平三郎とて三百石取、小松の御馬廻衆、盆の事なるに依て定住寺ニまいり、大酒をのみて歸るとて、をどりを見物して居たり。足輕共をどり追ひちらし、平三郎を何者ぞと云。平三郎酒にえひて、わけ不聞、何角と云ふ内に刀をぬかんとする。氏家十兵衞若黨刀をぬき、平三郎ひたひを少切る。足輕ども棒にてたゝきておひやる。此事大きになり、利常公以の外御立腹、いろ〳〵御わび事在けれども御同心なく、日夏市郎左衞門は老人と云ひ、番頭の樣なる者なりとて、父子ともに篠

定住寺は淨住寺

原織部方にて切腹する。氏家十兵衛若黨、日頃無作法に申付たりとて、福嶋彌右衛門方にて切腹、ちいさきせがれ兩人、是は御成敗。十兵衛若黨・足輕二人、しばり首はね給ふ。其五人は御ついほう、十ヶ年ほど過ぎて被召歸る。此内中村瀬兵衛・酒井左衛門殿に有付、立身故歸參せず。

一、右の後二三年過ぎて、金澤中えけんち被成る。小松より神戸藏人・岡嶋兵庫・田邊助六、其外五六人ほど來り、金澤衆は青山織部・藤田八郎兵衛・原田又右衛門・有澤孫作など出る。小松衆は旅なる故に、川原町邊に旅宿す。或夜廻番山崎小右衛門・多羅尾六兵衛・熊谷又八、川原町筋を廻る。右けんち帳付小松與力小塚惣右衛門と云者の草履取、火をとぼさすにあるく所を、御法度なりとてたゝく。惣右衛門は古市左近が與力、天下一のおごり者、小松者と云ふを不聞にちやうちやくする、かんにん仕まじと云。三人の廻り番衆、右日夏・氏家切腹の時分にては在、手足もなえて、氣も肝もなく、ひらにわび言すれども、猶つのりて、とかくは小松にて御意次第に可仕と極むる。三人此上は不及力、各覺悟せよとて、各へい門のやうにして居る。小松衆金澤の隙を明け小松え歸り、けんちの帳を上げ、其次に、右小塚惣右衛門ざうり取をてうちやく仕たる事を申上る。いそぎ山崎小右衛門・熊谷又八・多羅尾六兵衛をよびに被遣、各さいしにいとまごひし、定めて小松にて切腹なるべしと極めて行く所に、案に

陽光院は陽廣院

相違して、小松のやつぱら金澤にておごり、申度まゝを申すを、きこくにてうちやく仕たり、御ほうびとして銀子五枚宛拜領して歸る。

〔懷惠夜話〕

一、微妙院樣小松御隱居被遊候砌は、金澤奢候とて殊の外御惡み被遊候。御小將或年七月小松衆金森平三郎、金澤へ罷出寺參仕候砌、金澤町廻り御小將御番頭日夏市郎右衞門五百石・氏家十兵衞、今の氏家主馬父内藤伯父なり。足輕共召連罷出、躍を追はせ候とて、平三郎上下着用通候者へあやまゝり棒を當て申候。平三郎其場は兎角貪着不仕、小松へ罷歸、書付を以右の首尾言上仕候處、日夏・氏家等仕形不宜由、以の外御怒被遊、平三郎には命御貰被遊候間、切腹可仕候砌、親類知音罷越、暇乞の盃とて數盃傾け沈醉仕、中々切腹成申躰に無之故、脇指突立申に不及、取りて戴候所を宮井喜兵衞介錯、首を打落、手迄切付申由に候。首尾能仕候て、跡目をも可被下樣子に候所、右の樣に付其沙汰無之由に候。扨日夏・氏家は陽光院樣より切腹被仰付、事濟申候。其後十日計過、又金澤御小將中、躍場にて品川左門家來大に打擲仕候。後に左門家來に相知、定只事有之間敷と何茂閉門も可被仰付哉とあやぶみ申所、曾て御小將中へは御咎も無之、左門家來沙汰の限りの不屆の由御意、斬罪に被仰付候。

〔前田家雜錄〕 杉本義隣覺書

無専方はせん方なくなり

一、同十七年七月小松に引越の内、御馬廻金森平三郎病氣爲養生在留の内、於金澤火を燈さず夜行の處、廻り番御小將四人、並御番頭日夏市郎右衞門行合ひ咎る處に、逃候に付追掛候得者、無専方手向候故、召連候足輕爲致打擲候。依之利常公達御聽、小松者をあなどり、理不盡成仕形不屆之旨被仰出、殊外御立腹、夜廻りの者共不殘急度可被仰付旨御意之處、本多安房守・横山山城守達て御用捨之樣に被申上により、然らば番頭共に、五人の内鬮取爲致、兩人切腹可申付旨被仰出候。此段も右兩人衆御詫被申上候得共、無御承引故、不及是非安房守宅に、夜廻りの面々招之被申渡候處に、日夏申候は、是は近頃無御情儀に候、私義は御番頭に候、何茂は打交り鬮取可仕段非本意候、其夜の支配の善惡は御番頭の皆仕事に候間、自餘はともかくも、私儀は鬮取なしに一人切腹可被仰付旨願申候得ば、右兩人衆落涙の上、市郎右衞門申分尤の間、一人は市郎右衞門に決定、今一人は殘る四人して鬮取可申旨被申渡處に、氏家逸角 一説ニ十太夫 進み出、市郎右衞門儀は御番頭の事に候得者、兎角不被申候、今一人の儀は、其夜私第一に致下知爲致打擲候、然者殘る面々鬮取に不及候、私切腹可被仰付旨望申候故、右兩人衆感涙被仕處に、殘る三人の御小將申候は、鬮取と被仰出上は、只四人共に鬮取に被仰付可被下候、兎角一人其場の支配も不仕、何茂四人一統して下知仕事に候旨申候得共、右兩人衆被聞届、殘三人の面々斷之段尤也、乍然逸角も左樣申出候而は鬮も取まじ、左候得者

二人と被仰出上は、最早致落着間、何茂斷の趣尤至極ながら、其段は難叶由委細被申渡、市郎右衛門・逸角兩人切腹被仰付候。市郎右衛門悴十二歳、其日川ゐ龍越處、家來告知せ歸宅、父を被仰付上は覺悟候樣にと申候得者、心得たると申內、切腹之儀被仰渡有之而以後家來に、子迄切腹被仰付事に而有之間敷處にと申、暫く思案の躰にて、いや〳〵我等に切腹被仰付も御尤也、助命候者小松を燒まくり可申物をと申て切腹すと也。金森平三郎は御追放也。

〔關屋政春古兵談〕

一、利常公小松ゐ御隱居の節、小松越の衆いまだ過半金澤に居たる時分に、七月十六日廻番日夏市右衛門・氏家十兵衛・齋藤市左衛門・富永甚十郎・川勝木工之助・大島五郎右衛門・中村瀨兵衛、足輕十人計り先に立、金澤大豆田邊を夜の六ッ半時分に廻る。折節淨住寺の前にて躍り有、足輕ども是を拂ふ。何者やらん侍一人、若黨草履取を連、足輕と問答して居り、後より右七人のもの共來る。彼侍刀に手を懸拔んとする。氏家十兵衛子飼立の若黨廿歲計りなるが、刀を拔放して侍の肩間を切、侍も拔く所を抱き捕へて見ければ、小松御馬廻金森平三郎と云者なり。小松者をあなづりて如此と、利常公不大方御立腹にて、則番頭と云年寄と云、第一日夏市郎右衛門不屆とて、篠原織部に御預け、うつけたる家禮を召仕とて、氏家十兵衛を福島彌右衛門に御預け、其外五人は閉門也。其後色々御詫言在けれども、猶御立腹不止し

て、日夏父子・氏家父子ともに切腹、五人は御追放也。金森平三郎大乘寺にて切腹す。宮井喜兵衛介錯す。小松より大橋又兵衛を以て、安房守・山城守方ゟ御斷り、則又兵衛檢束す。扨十年餘過て、右五人の御追放人被召歸、五人の内中村瀨兵衛は、酒井宮内殿ゟ立身にて在付歸參せず。金森平三郎三百石取、其夜淨住寺ゟ墓參詣して、寺にて大酒を呑て醉狂して、廻番に會ひ喧嘩を仕出したりと聞えたり。其頃迄は御小姓廻り番には、必ず番頭一人宛加りて廻りたる事也。日夏市郎右衛門・有澤太郎左衛門兩人は、陽廣院樣御部屋住の時分より御番頭を勤たる者也。

〔微陽兩公遺事〕

陽廣公御家督被成、御在江戶之內、七月金澤淨住寺と云寺門前にて、雜人共躍仕ける。其刻小松馬廻組頭大橋又兵衛の組金森平三郎と云者、墓參に來候哉、又は躍見物の爲め罷越候哉、其場に在合ける處、躍爲制禁小將廻り番の者罷出たり。其時分は番頭同伴にて廻る例なる故に、番頭日夏市郎右衛門を初め廻り來り、廼右躍をば追散すに、雜人共騷動せし內に、金森平三郎も交在之、堪忍難致旨にて刀を拔ける處、足輕共打擲する內、廻り番小將氏家十兵衛の若黨刀を拔、平三郎が指に疵付たり。併此時平三郎と云事も、疵付たる事も不知、皆々退散す。然るに平三郎小松へ罷歸り、手疵隱し置事も難成、書付を以て斷けり。微妙公の御聽

相公樣は綱紀なさすが故に本文は誤なり

に達し、以の外御立腹被遊たり。此趣金澤へ聞え、本多安房守以下、未だ小松より兎角被仰出無之といへども恐縮し、右廻り番の者吟味致す處、十兵衞若黨手付の段明白に付、十兵衞へ預け置處、若黨遂に自害相果たり。此旨小松へ相聞え、尙以御立腹被遊、一盃呑で指申せとの御諚にて、平三郎に切腹被仰付。但表立金澤へ何とも被仰出無之。急速江戶へ、各僉議、小松之御樣躰最初に及言上。如何樣共微妙公御腹のなほらせられ候やうに可申付旨御返事到來す。安房等群議仕、其夜廻り番の小將中、不殘方々へ預け、其後いかやう共御意次第の由、小松へ伺候處、其夜の番頭不作法に思召候、十兵衞義も若黨自殺爲仕候段、是以不縮之由被仰出、日夏市郎右衞門は篠原織部預り、氏家十兵衞は福島彌右衞門預り在之處、兩人共切腹可申付旨、從金澤言上之。尤に思召由御諚にて、則市郎右衞門方へは、平三郎せがれに大橋又兵衞を被指添、檢使に被遣、市郎右衞門にせがれ兩人切腹す。氏家十兵衞もせがれ一人有之、同事に切腹す。

〔隱顯名藉抄〕

一、四百五十石、又五百石とも有　　御大小將御番頭　日夏市郎左衞門

相公樣御幼少の時分迄、右役義相勤。大小將町廻り、小松之與力小塚惣右衞門家來を打擲いたし、微妙公御立腹之趣有之、切腹。

七月十九日。前田利常、徳川家光の使を下し物を給ひたるを謝す。

〔金澤市中古文書〕

奉書之趣致拜見候。今度隱居被仰付、就小松移住候、上使堀三右衞門殿被下、殊更御巣鷹三居・御鷹之鶴一・御寢衣五・御樽二致拜領、誠以難有仕合奉存、謹而頂戴仕候。以御次而御前可然樣被仰上可被下候。委曲三右衞門殿可被申上候、恐々謹言。

七月十九日　　松平肥前守

阿部對馬守殿

阿部豐後守殿

松平伊豆守殿

七月廿一日。徳川家光、前田利常の病むを聞き、醫壽昌院玄琢に下國診療すべきを命ず。

〔天寬日記〕

七月廿一日

一、松平肥前守於國元所勞之由達御耳、壽昌院玄琢加州江相越可致療治之由被仰出之。依而玄琢江奉書差遣之付而、次飛脚被遣之。右之爲御禮、筑前守・淡路守登城、謁松平伊豆守退

少將は光高

去。寛永日記

廿一日小松中納言利常卿所勞こゝろよからず。よつて醫官野間壽昌院成岑を遣はさる。

〔德川實紀〕

七月廿二日。前田光高の臣今枝民部、書を利常の臣中川八郎右衛門に遣はして候の病狀を問ふ。

〔中川文書〕

就御見廻御當番、少將樣へ鮒鮓一桶、御飛札通遂披露候處、御祝着之旨能々可申達由御意候。中納言樣御瘧御氣色之御樣子、追々御左右御座候而、少將樣無御心元被思召、下々迄乍恐氣遣仕御事候。目出度御快驗之御吉左右可被仰上候。將又會所より御荷物、此度御飛脚令持參、請取刻返事遣之申候。猶追而可申入候、恐々謹言。

七月廿二日　　今枝民部判

中川八郎右衛門樣　御報

七月廿二日。小松城中修理の爲人を能登羽咋郡瀧村に遣はして庭石を求しむ。

〔國初遺文〕

請取申銀子之事

一、八　匁　　　　　細木角丞　判
一、八　匁　　　　　岡本善太夫　判
〆十六匁　朱封也。

右之銀子能州瀧村へ、御飛石見立に被爲遣に付而、一日に五分遣に被下、日數十六日分請取申所如件。

寛永十七年七月廿二日

野村權右衞門殿
吉田七右衞門殿

七月廿三日。前田光高の命により小松城の修築に要する木石を濱海の櫂役に割當して輸送せしむ。

〔加賀古文書〕

已上

當年宮腰より舟にて小松へ被爲成御取候竹木石、何色によらず、三ヶ國諸浦舟道中として、致割符可相届候。此外當年能登・越中より、小松へ參候竹木板等に至迄、三ヶ國かい役に致割

符、甲乙無様に可相屆候。若於致油斷者可爲曲言旨、從筑前守樣被仰出候條、可成其意者也。

寛永十七年七月廿三日

山　城　守　判

安　房　守　判

加賀浦　能登浦　越中浦　肝煎中・舟頭中

七月下旬。龜田權兵衞金澤の居邸に於いて暗殺せらる。

〔三壺記〕

寛永十七年七月下旬之比とかや、龜田權兵衞を夜討にし金銀取つて行ければ、御老中吟味せられて、家禮の者ども捕へて拷問樣々也。然共且て家禮に知るものなし。其頃龜田居屋敷は、物搆の外藪ぎはなり。神戸清庵と三輪法受の間に並、龜田前に堀を臂折、法受のさかひへ堀を通し、兩方共堀緣に塀を掛たり。法受と龜田間の堀をつたひ來て、權兵衞塀を切破り、下臺所の水流しの下を切明け忍び入り、寐間に忍び入り、權兵衞をば討けれども、金銀の有所不知。物置へ入りて見れば、女を一人縛り置く。汝何として縛られたるぞ、金銀有所申ならば助けて出すべしと云。女聞て我權兵衞殿氣に違ひ、二三日爰に不食にて如斯、はなして給り候へ、金はね間の脇に有べしと申ければ、繩を切りて、かまへて此事申なと申付て放しけり。然所に御吟味漸く日數を經ても知れざりけるに、女一人公義へ目安を以て注進す。權兵

神戸清庵は寛永十三年三輪法受は寛永七年已に物故せり

衞を夜討に仕候は、津田源右衞門殿家禮蜂谷清兵衞と申者なり。同類に組するは才鶴理助と申人なり。其外にも候はん由申上る。此者共親兄弟迄取てふせて御吟味有。彼女は初は蜂谷清兵衞妻女なり。近き頃離別せられ追出され、後の妻女を妬み有けるが、世間の御觸も嚴しければ、顯れて後を恐しとて、便宜を窺ひ申上る。拷問せられ才鶴は、有のまゝに白狀書こまごまと申けり。蜂谷清兵衞老父有之、久しく權兵衞に奉公す、年寄て追出す。此もの忍び入る時の案内者なり。蜂谷清兵衞は盜いたし、後參宮仕り、下向して三日目に無病にて頓死いたし、其翌日此事露顯す。清兵衞追付伊勢參宮いたしけるが、神慮あらたにして難をのがれし不審なりける次第かなと、諸人大神宮を猶有がたく奉存。老父生捕れて拷問せらるゝ。蜂谷清兵衞の弟有之、欠落す。江戶にて捕へ、御下屋敷鈴木孫右衞門屋敷にて糺明、原田又右衞門奉行して、同類を尋ね探て金澤へ注進す。其後江戶にて御成敗被仰付。同類共則本多房州の家來に多分有けるが、佐藤名右衞門と云ふものは、親子五人刺殺し、其身自害を遂にけり。佐藤權平と云者は、老父腰拔けたるを刺殺し、家に火を懸自害す。中村善丞は盲の父を刺殺し立退く。坂上平右衞門と云者、親子兄弟六人一所に立退。房州より何れも追手を懸給へども行方なし。小松より御目付に神戶藏人被仰渡、前後の吟味承屆、事濟小松に罷歸言上す。何茂罪人共御成敗被仰付。其中に御小人次郞兵衞と云ふ忍びの者はせがれ有て、御成

十月とするは前書と異なり

敗に成にけり。

〔關屋政春古兵談〕

龜田權兵衞と云ふ者は龜田鐵齋の惣領の子也。大男にて大髭の鐘馗大臣の如くにて、力人に勝れ、高麗陣又は關ヶ原の時も心操あり。然共無双のしわき者にて、人外也。然者其父鐵齋も義絶也。去共右功もあり、鐵齋惣領なるに依て、跡目として一萬石被下。屋敷は金森七之助向ひ、唯今佐々木左兵衞屋敷也。或年十月のことなるに、雨風烈しき夜、强盜入て權兵衞を切殺し、財寶不殘取りたり。其首尾は、盜人共口々ね付て、林淸左衞門（本多安房足輕小頭也）と云者鐵炮を一つ打、是を相圖に口々より一度に入る。高野四郎兵衞（是も安房足輕なり）と云者、一番に入て權兵衞を切伏たり。女房も五六人居けるを縛りて置、道具の樣子を問ひて、財寶皆取り、歸さまに女房ども皆放して歸る。二十計の女房、權兵衞首がねをさして置たる在、是も放して出したり。盜人共何れも顏に墨を塗て居たると也。權兵衞家禮奧村彌左衞門と云者、長屋に居けれども不知と也。扨其後盜人次郎兵衞、金澤を欠落して何所へ行たるも不知。扨は次郎兵衞殘黨仕たるなるべしとて、御穿鑿在けれ共白狀なし。右林淸左衞門も、高野四郎兵衞も御糺明に逢ひけれども終に白狀なし。自害など仕たる者あり。皆同類なれども、何と申合せたるらん一人も白狀なし。然ども右四郎兵衞・彌左衞門、外にも惡敷こと度々有者にて御成敗也。其

八矢は蜂谷

刀剃村は刀利村なるべし

後十年計過ぎて知れて、六人殘たる者共御成敗の子細は、津田源右衞門與力に八矢清兵衞と云者在。清兵衞親久敷權兵衞方に奉公して一兩年前に暇を乞、浪人して、頭剃り藥師に成たり。權兵衞內の案內を能く知たるに依て、右淸兵衞・四郞兵衞其外十人計に能々指圖して、定めて以後、權兵衞方に此跡奉公して居たる者共に、御穿鑿懸るべしと思案して、其夜水島村へ行き虫氣を煩出し、在所中終夜伽をして居たり。翌日本服して金澤に歸る。如案權兵衞方に此跡召仕たる者共の御吟味に成、彼坊主も呼出されけれ共、其夜水島村に居たること分明なるに依て、御穿鑿を遁れたり。其後十年計過ぎて、八矢淸兵衞病死して、後家は淸兵衞せがれの爲には繼母也。不孝大方ならざるに依て、後家渇命に及ぶを立服して意趣に、龜田權兵衞を殺し、金銀道具を取り申者は、我等古の夫、扨は繼子、又は舅也。只今我等を追出し、加樣に飢に臨ませ申上は、其時のことも申上ると書付を上るに依て、淸兵衞は死して不居、坊主又はせがれ同類殘りたる者共、少々捕へられて御成敗也。其ときの首尾も白狀申上るに依て、右の通り知れたり。

〔金澤古蹟志〕

古兵談の傳說に據れば、十月は冬季なる事知られたり。按に越中礪波郡刀剃村農民宇右衞門が家に持傳へる本多氏の書簡あり、其寫。

上見本のまゝ

今度我等家來之者川井九郎右衛門・黑川五郎右衛門・古川十右衛門致欠落候處、彼三人之者見知候付而、吉田六左衛門・池上九郎右衛門兩人遣候而、自然其口通に上見候はゞ、此者共申次第、其在所並近所之百姓中おさへ置、此方へ案内可申候。但おさへ置候儀不成候はゞ、急度うちはたし候て可給候。爲其如斯候、以上。

五月十六日　　本　安房守政重　判印

飛驒口在郷百姓中

右書簡年暦不詳といへども、若くは龜田權兵衛か時の事ならん歟。予が藏本古寫本三壺記朱書に云、或日龜田權兵衛妾に男子あり、奧村伊豫へ被預置、武功之者の子孫なれば、御取立にも可被成との御内存にても有し故、伊豫方にて成長し、伊豫の與の字を讓て與助と云しと也。如何成事にや成長して後は町人に成、龜田を龜甲屋と言替へて、于今金澤森下町に、龜甲屋與助とて紺屋ある是龜田權兵衛の子孫無紛なりとあり。右與助が子孫于今連綿して則龜田與助と呼べり。

〔金澤古蹟志〕

龜田權兵衛舊邸

關屋政春古兵談に、龜田權兵衛屋敷は金森七之助向、唯今佐々木左兵衛屋敷なりと見ゆ、三

州志鞬櫜餘考にも、龜田權兵衛舊邸は今の佐々木誠善宅地と云、一説或は不開門外共云とあり。按に或説は傳聞の誤なるべし。右の邸地は、延寶金澤圖に金森平藏向佐々木左衛門と見ゆ、元祿六年の士帳に佐々木左衛門堤町金森平七向深美右京近所とありて、所謂石屋の小路也。

〔菅家見聞集〕

權兵衛を何者とも不知夜討にす。是强盜之仕業なり。小松より神戸藏人を被遣、御吟味之上、無心元黨族人少々御成敗。

黨族は盜賊なるべし

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

今年六月下旬、金澤にて津田源右衛門與力蜂谷清兵衛・才鶴理助共、龜田權兵衛を夜討にす。是與力二人は、次郎兵衛と云大盜の門弟也。次郎兵衛は盜術に妙を得たる者ゆゑ、瑞龍公姦細の爲めにも成べくやと有て奚奴に召かゝへさせ、四井主馬に屬し置るゝ也。然るに此度弟子共夜討ありたるにより、諸人次郎兵衛を疑ふ。因て走て越後の溝口金十郎領分鴨村に匿る。乃其家を圍む。因て次郎兵衛自ら鳥銃にて死す。權兵衛は大隅嫡子にて、勇力の士ゆゑ、浪華役後招きて賜一萬石。其性吝嗇、金銀に富めども家臣を仕ふこと至つて寡しと云。宅は今の佐々木誠善の宅地と云。或不開門外とも云

本文六月とするは又異説なり

宗ヶは宗古の誤

〔三壺記〕

昔尊氏將軍の御時より、加州河北郡森下に龜田殿と申て富家之者有。近郷を押領し、大永の頃迄家盛也。松任に蕪木と云者有て、近郷を押領し、家を榮有りけるに、越前を朝倉孝景と云者將軍より拜領し、越前ゟ越さるゝ。加州へ手を延べて一揆どもを討取て、加賀・越前を合せんと思ひ、龜田と申談し、蕪木を滅却し、夫より龜田と一味して、加州を領せんと申合ける時、龜田娘を蕪木に妻合す。松任より森下へ父子共に呼寄、振舞の上に而討殺す。此事加州に殘る一揆共、扨てこそ龜田野心なれとて、申合せ押寄せ、龜田一類を討亡す。忰一人生殘り、討洩されて方々へ經廻り、後は柴田權六勝家に扶助せられ、溝口半左衞門と名乘る。柴田滅却の時、越前にて溝口半左衞門も追腹をぞ致しける。此せがれ淺野但馬守に扶助せられ、度々の覺有之ければ鐵炮大將に被仰付、龜田大隅と名乘て、法躰致し鐵齋と申けり。但馬守紀伊國の和歌山より安藝の廣島へ移さるゝ。但馬守弟を淺野因幡と云。備後の三好に居城被仰付。但馬守惣領は則秀忠將軍の御孫なり、則安藝守殿と申、利家公の御孫お万姫御嫁娶にておはします。先年安藝守殿御家禮人持一人切腹被仰付、其時上田宗ヶ惣領主水と龜田大隅浪人す。重而申譯も立ちければ兩人被召返、龜田鐵齋病死して忰權兵衞又牢人す。加州ゟ來ければ江沼郡潮津と云所に在郷被仰付、久々有之。龜田家禮覺の侍生殘りて有之を、利常公

本文龜田權兵衛の父大隅の事なるを以てこゝに附載す

被召寄、御知行被下。菅野加右衛門子供兄弟、其外花田加兵衛也。淺野但馬守寵愛の子小姓上り熊澤兵庫と云者有、上田宗ケか聟に可被成と約束の處へ、脇より緣組有之て熊澤腹を立、廣島を立退加州に來る。利常公被扶持。去る明暦之頃とかや、小松へ熊澤惣領大助を可被召仕旨被仰下候處に、辭退して兵庫承引無之に付、兵庫せがれを指置給ひ、作八矢惣領雅樂助被召寄。兵庫病死之後、跡目之事御老中窺有之時、奉公を嫌ふ者を何にせん、何方へも可參旨御意有て、大助江戸に浪人す。扨龜田權兵衛金澤へ居住を致し有けるに、至つて金銀を好みて、買物は代銀を遣す事一年も立て半分も遣し、小鯛・小鮒を買置きて、朝より晩之內迄四五人も肴賣を呼入、小を大にかへて遣し、晩には必大鯛大鮒に成す事を覺たり。奉公人は一年に四度五度づゝ置替へければ、給銀少しも入らず、扶持方のみにて人を使ひ、剰へ彼奉公人共女は紡績の營みをあて、男は沓・草鞋・繩・筵をあてければ、夫々難義して衣類道具を捨て行ければ、其を代に替て、又扶持方も損にならず。口に淡しきを喰て、さのみ色にもふけらず、世間も止めて金銀の集る事を樂みとす。終に家滅却す、是皆死すべき爲の病の品と申あへり。

〔肺肝鈔〕

一、龜田大隅紀州に仕へし頃、(二萬石領す。)知行所へ收納の催促に、家來日高四郎左衛門と云者を遣す所に、百姓ども集り、四郎左衛門を打殺して一村逐電す。龜田聞き、四郎左衛門仕形惡

關の木は貫木

敷故也とて、忰を追出し、右百姓共は聊無構と云ひ觸しかば、一人二人宛歸り、後には一村不殘還住す。偖三年目に、或夜家來共に俄裝束させ、彼村を取卷き、四方より燒立て、逃出る者をば男女の無差別、一人も不殘撫切にしたり。

〔三壺記〕

御小人次郎兵衞事。此次郎兵衞根本は關東上野近所之百姓也。若年より盜賊に上手也。一味の者三人有、前橋近所の在鄕寺に眞言宗一人（ヒトリ）坊主有て、名譽の行者也。彼三人の盜人、此坊主は手前有德也、打殺し取らんとて、或時忍び入りければ、坊主嚴敷咎にけり。三人申樣は、酒を飮度と云。坊主、我も同じく、他所へ行けと云。夫ならば坊主首を取らんと云。坊主はおぬしらが命を取んと云。則刀を拔打て掛れば、坊主中庭へ出手をたゝき笑ふ。又追廻し切らんとすれば、客殿に坊主立て又笑ふ。三人あきれて立退けり。次郎兵衞一人立歸て、扨も奇代なる御事也。向後御弟子に罷成可申、如何樣共奉願旨降參す。坊主聞之、戒行有盜賊をさへ持ちぬれば願成就せりと云。則本尊不動明王の前にて誓言し、秘密の大事相傳す。別て關の木を明け、えび鎖明る事奇妙也。其後越中へ來り弟子を取、布晒す土淸水近所に有之、弟子共方々にて盜賊致す。國府の御坊へ盜人入て、多くの賊物取て行。弟子を捕へ拷問し、二郎兵衞も籠舍被仰付。籠より每夜出て、在々所々にてをごりいたし、酒肴を取て籠に入り

本文盜賊次郎兵衛の事に係るを以てこゝに附載す

酒宴を催す。籠番迷惑がりて注進す。追付御成敗可被成處に、ケ様之者は、四井主馬など役義忍びの御用に立つべきとて、御扶持被下御小人に成、本座の者の内に成、御露地普請等にも被召出勤めけり。今度亀田を殺す者共、皆二郎兵衛弟子共なれば、二郎兵衛をからめ捕て籠舍被仰付、弟子共とらへて御成敗被仰付。二郎兵衛妻子共々金澤を立退、追手を懸させ給ひけり。上方へは行くまじとて、下口へ追懸ければ、下越後柴田領分鴨村と云處に宿取りて住居有之を、前田源峯の御孫に溝口金十郎領分なれば、則所之者に申合て彼二郎兵衛を取卷ければ、二郎兵衛逃れ難くや思ひけん、老父妻子を刺殺し、我身は鐵炮に二つ玉を込め、柱に結付け、筒先を我が胸本にさしむけ、引がねを杖にて押やり、胸打破りて果にけり。神變奇物有と申せ共、運盡きぬれば如此、誠に神は非禮を受け給はずと、今こそおもひ知られたれ。

〔關屋政春古兵談〕

一、微妙院様御隱居の時分、金澤の役人共小松に詰させて置。横山城州の足輕の内に、盜人次郎兵衛弟子在。或年の十一月頃、下より鰤の荷物澤山に登る。彼城州の足輕是を取んと思ひ、力の強き者を兩人同道して、傘を一本持て、日暮時分鰤荷の問屋へ行て、傘御買被成間敷歟、下直に賣可申と云。内には萬灯の如くに火を灯して、各食を喰て居たり。傘下直に賣らんと云ふを聞て、買可申と云。則是にて候とて、傘を開きて見せ、其傘の陰より鰤荷二つ

取て出したり。扨傘は値段の出入にて不賣に歸り、鰤は難なく取たり。內には努にも是を不知。宿に歸て、役人共大勢寄合、鰤を料理して喰たり。荷一つは鰤七本宛在て、十四本の鰤なる故、宿にも振舞たり。金澤の宿本へも越たり。扨翌日に商人荷物を馬に付るとて、荷二つ不足したり。不思儀也とて、商人町奉行に斷る。町奉行より町中に觸る。役足輕の宿並に隣の者共、宿借の役人ども鰤を澤山に取扱たるに不審を立て、穿鑿に成りたれば、早速白狀して則御追放に成たり。

九月十日。家中に使役する若黨・小者・草履取等の給銀に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

一、御家中一年切の若黨・小者・草履取、年中給銀高の內、春三ヶ二、暮に三ヶ一可相渡事。
一、三ヶ二の所春分、奉公人召置候日限より廿日切に相渡、暮之分は霜月中可相渡事。
一、右之御定を相背、春取切に召置候ば主人越度、其奉公人は急度曲事に可被仰付事。
一、右如御定、給銀不相渡、滯主人於有之ば、其奉公人より主人與頭迄急度可相斷候。其奉公人一ヶ年の給銀、十二ヶ月に令割符、奉公仕日數の外、二ヶ月分の給銀を增、暇を遣、何

方に奉行仕候共、右の主人構有之間敷候事。
一、若黨の儀は、此跡々春取替少分に取來候者は、其並可相對次第事。
一、役人御定之給銀にて不置付面々は、給銀指上、公儀より被召置可被下候事。但與頭手前におゐて、不置付子細遂吟味可申上事。
一、若黨・小者・草履取、近年いたかに成來候。其分を過候もの、曲事に可被仰付候。主人も其心得いたし可召置事。

いたか本のまゝ

九月十日

九月廿一日。百姓の給人知上納に關する法規を定む。

〔萬治已前定書〕

定

一、分領諸百姓前、此跡々借米・借銀の事、當納給人知不致皆濟已前、一切沙汰仕間敷事。
付、替書出無之内、毎年如此定たるべき事。
一、此跡に未進有之百姓前、給人より借延に致置候分、並跡未進一切仕間敷事。
一、諸給人知當納相滯村々於有之は可申上候。穿鑿可申付事。
右之通若令違背、爲借物乞使、領内村々江相越もの於有之は、曲事可申付所也。

寛永十七年九月廿一日

人持中　一通
物頭中

郡奉行中　一通

十月八日。大聖寺侯前田利治參覲したるを以て徳川家光に謁す。

〔天寛日記〕

十月八日

一、午下刻御黒書院出御、御上段御着座。

參勤之御禮

白銀二百枚・加賀染絹百反　松平飛驒守

右御目見。寛永日記

十月十日。前田利常使を徳川家光に遣はし、幕醫の診療によりて病の癒えたるを謝す。

〔天寛日記〕

十月十日

一、加賀中納言去頃所勞に付、彼國元に壽昌院被爲付置、依令本復、爲御禮以前田權之助、

加賀絹三十疋・能登鱈廿進上之。

右之使者、今日御暇被下、呉服・御羽織等拜領之云々。寛永日記

十月十日。大聖寺の地大に震ふ。

〔政隣記〕

一、十月十日大聖寺大地震、民屋悉破損、人馬死る事夥し。

十月十二日。富山侯前田利次就封の暇を賜ひたるを以て登營して之を謝す。

〔德川實紀〕

十月十二日松平淡路守利次就封の暇賜ふ。

〔天寛日記〕

十月十二日

一、松平淡路守一昨日御暇被下に付而、今日登城、於御黑書院御目見、御馬拜領之。

一、松平筑前守御目見。淡路守御暇被下御禮也云々。寛永日記

十月。前田利次初めて、越中富山に入部す。

〔三壺記〕

三壺記に同年といへるは寛永十八年なれども利次の入部は十七年に在り又十月十二日將軍に辭見したるを以て富山着は中旬にあらざるべし

越中百塚の侍從利次御入部の事。

同年十月中旬に淡路守殿、越中富山の城へ御着被成けり。大聖寺は利治公と御參勤代り也。其年春より富山へ引越す侍ども、先富田下總・同右衞門佐・近藤甲斐・瀧川玄蕃・松平久兵衞・不破內記・村勘左衞門・那古屋藏人・生田四郎兵衞・岩田勘右衞門・淺野將監・三輪彌一右衞門・堀才之助・蜂江主膳・富田彌五作・秋山左助・入江權兵衞・淺野五郎右衞門・西尾五左衞門・多羅尾勘兵衞・山崎長兵衞、其外御小姓・御馬廻・御步行・御鷹師、おもひ／＼に屋敷割して、作事美々敷造營之、俄に富山繁昌にこそ成にけれ。新川郡は小松御隱居御領分なりけれども、御父子の間なり、俄に百塚に御城御取建もならざれは、替地を遣はされ、富山御居城にぞ成にける。

〔富山前田系譜〕

分知已後百塚侍從と稱し、假に富山の城に居す。百塚侍從と稱する事、年月不詳、舊記皆正德の城火に燒失すと云。古老の云、婦負郡百塚に於て新城を築き玉はん事を、公義ゐ願有て御免許あり。於是雖未城、城主の目也。故に嚴有院樣御代、利次頂戴し玉ふ領知御判物、及御內書にも百塚侍從とのことあり。（百塚富山處替已後の御內書には富山侍從どのと有之。）又假に富山の城に居玉ふ事、富山は其頃配分領地にあらざるが故、假の名あり。案するに百塚新城造營急速に出來すべきにあらね

ば、先富山の古城に倚居あるべき旨、利常より分知し玉ふ時御許容有て、公義にも訴有之ならん。因之御分知の年より、利次附の從臣金澤より追々引越て、富山に家作すと云。同十七年十月、入部。

〔富山記錄〕

一、利長公富山へ御越遊ばされ、町家御改遊ばされ候の處、町は三十六町、家は六千軒に御座候。淡路守樣御入城より、町家建申樣に被仰出、散地・新町悉く出來仕候。唯今一萬軒餘有之由。しかれ共古の本町には番小屋無之、箆懸けにて夜番相勤候。跡出來の新町には、辻々に番小屋建夜番仕候。

十一月廿八日。德川家光、前田光高が東照宮を金澤に建てんとの請を許す。

〔天寬日記〕

十一月廿八日

一、松平筑前守光高、酒井讃岐守をもつて、東照大權現を加州金澤の城北郭の内に勸請したてまつらんことをのぞむ事、すでに將軍家に達し、これをゆるしたまふ。其のち光高登營して拜謁のついで、おほせにいはく、大權現を加賀國にあがめたてまつらんとする事をきく。

其こゝろざしあさからず、その敬また至れり。光高はわが甥なり、他にあらず、よろしく大權現を祭りたてまつりて　國家を鎭め、かつ軍神とすべしとなり。光高拜謝して退く。他日讃岐守再び鈞命をのべて、その事を議定す。爰において遂に靈廟を營す。寛永系圖

〔拾纂名言記〕

少將樣御家督の後、金澤に權現堂建立なされ度よし利常公へ御相談ありけるに、如何やうとも筑前次第との御返答ゆゑ、上意を得させられ建立なし給へり。然るに利常卿、筑前若氣の至り不入事をするとの御意也。少將樣聞召され權現堂の義は、最前如何やうとも仰出さるに依て建立す。今に至り不可然思召よし承り迷惑すと仰上らる。利常卿如何にも左思ふ。去れども假にも公儀を兼たる事、其方は日本一人の大名、と被申事を、父子の間にても止める事は、公儀如何と存じ、分別次第と申たり。只今大姫君も入らせらるなれば、一段左もあらん。退て思ふに末孫に成、何とくだけんも知れず、末々に成、以の外六ヶ敷事也。淡路・飛驒なとが申さば、いかにも留めん。其方はそれとは違ひ、我等とても留申義に非ず。惣てかやうなる手の不入事は、相談の以前に能々分別有度事なりと御意ありしに、少將樣も甚心服成されたり。

〔微陽兩公遺事〕

陽廣公の時、權現堂を御城中に建立し給へり。此時微妙公の御聽に達しける處、高田慶安へ不功成儀と仰せられ、其後御諚に、都て國主は國の末代を心に懸、仕置をするが肝要也。若し天下改まり、家康公同事の義出來する時は造替すへく、先づ何れへ遷宮致すべく哉、かやうの堂などは城外二三里も脇に營作可然の由仰せらる。

十二月十八日。江戸上野常照院に祿百五拾石を與ふ。金澤東照宮の別當たるべきを以てなり。

〔袖裏雜記〕

知行所附之事

一、高百四十九石五斗六升　越中新川郡之内　平塚村

免三ッ四歩一厘

一、高五石五斗　同　郡　大永田村

免二ッ九歩七厘

合百五十四石六斗一升

一、本高百五十石　三ッ五歩平均

此外　口米定納一石に付而八升充、但夫銀定納百石に付而百四十目充春秋兩度。

右除山川竹木可有收納者也。
寛永十七年十二月十八日　判
常照院

是歳。越中新川郡高原野を開墾す。
〔諸事記〕
一、越中新川郡大岩邊高原野新開は、寛永十七年奉行中孫右衛門・山本小四郎に、水揚指圖下村兵四郎、手傳富田下總・長谷川惣兵衛也。此水常願寺を用水とする。予案ずるに、此下村兵四郎と云は小松酒屋兵四郎か。

是歳。加賀藩一分金を鑄造す。
〔大日本貨幣史附錄〕
右加賀にて一分金を鑄るは寛永十七年なり。諸書に後藤庄三郎徳川氏に請ひて一分金を鑄ることあり。又甲州に信玄の碁石金と云ふものあり。此圓形の一分金は、彼の碁石金に倣て造れるものならむ。

附録年表

慶長十一年　丙午　　皇紀二二六六

二月　○十九日越中射水郡二上村の渡守に屋敷を與ふ。(一)

四月　○十六日前田利好能登珠洲郡金峰寺の竹を富田直吉に與へしむ。(二)

○十八日綸旨を白山七社惣長吏法印に傳へて、社殿造營の爲に募財せしむ。(二)

○廿四日前田利長越中礪波郡八講田村の布を領收す。(三)

○廿六日前田利長金澤の郊外泉野に於いて放鷹するを禁ず。(四)

五月　○七日前田利長能登羽咋郡寶達山に制札を與ふ。(四)

七月　○十三日金澤小立野・泉野・袋畠の三所に於いて放鷹を禁ず。(五)

○十五日前田利長又越中礪波郡八講田村の布を領收す。(六)

○廿四日前田利長能登鹿島郡新庄村の地を石清水八幡宮に寄進す。(七)

○前田利長以下白山權現の奉加に應ず。(七)

八月　○廿三日加賀石川郡石浦等七村の民、その守護佛觀世音像を回復せんことを訴ふ。(九)

九月　○十六日能登羽咋郡羽咋村の諸税を免ず。(一七)

十月　○十一日前田利長、能登島の民當摩に牡蠣税の領收書を與ふ。(一七)

○廿八日前田利長、石清水八幡宮に能登鳳至郡光村の地を寄進す。(一八)

是歳　○土方雄久に能登に散在する地を與ふ。(一九)

慶長十二年　丁未　　皇紀二二六七

正月　○十七日金澤にて豆腐の製造販賣を禁ず。(二三)

二月　○十五日金澤の市人越前屋喜右衛門歿す。(二三)

三月　○二日前田利長、越中礪波郡五箇山より鹽硝を領收す。(二四)

○五日富山城修築の材を能登羽咋郡に採らしむ。(二五)

四月　○二日前田利長越中礪波郡五箇山の税として鹽硝を徴するを廢し貨幣を以てするを命ず。(二五)

○四日加賀石川郡白山村の用水路を修理せしむ。(二六)

五月　○三日前田利常、駿府城の修築を課せられたるを以

て、是日利長法令を家臣に頒つ。(二七)

六　月　○廿三日前田利長、駿府城の課役に赴かざる士を處罰せしむ。(二九)

九　月　○十五日前田利長、長連龍等に書を與へて、駿府城營繕の事を問ふ。(三〇)

○十八日前田利長駿府に赴きて徳川家康に謁し、後又江戸に行きて秀忠に見ゆ。(三一)

是　歳　○前田利常、金澤の市人金屋彦四郎に漁船十艘及び町並の諸役を免除す。(三三)

○金澤野町の郊端舊と刑場の地を眞宗円德寺に與ふ。(三三)

○前田利長、越中礪波郡安居寺に梵鐘を寄進す。(三五)

慶長十三年　戊申　皇紀二二六八

二　月　○七日金澤附近に雲雀を捕ふるを禁ず。(三五)

○十日新製の桝を用ふべきを令す。(三五)

○十四日脱走せる農民の穿鑿等に關する法令を定む。(三六)

三　月　○朔日越前領二口村の農民、加賀能美郡佛師ヶ野に亂暴す。(三八)

七　月　○三日前田利長、越中礪波郡八講田布の領收書を與ふ。(三八)

八　月　○十二日前田利長、加賀河北郡森村の民居を北陸沿道に移さんと請ひたるを許す。(三九)

○十五日加賀河北郡森村の諸役を免除す。(四〇)

慶長十四年　己酉　皇紀二二六九

三　月　○十八日富山城災あり。前田利長、難を魚津に避く。(四〇)

四　月　○四日富山城燒けたるを以て徳川秀忠、前田利長に慰問狀を與ふ。(四四)

○五日徳川秀忠再び使を前田利長に送る。(四五)

○六日徳川家康亦前田利長の罹災を慰問し新城を隨意の地に築くを許す。(四五)

○十日徳川家康再び前田利長に使を遣はして罹災の事情を徵す。(四五)

○十日前田利長、徳川秀忠に火災慰問を謝す。(四六)

○廿二日前田利長、高岡城の設計に關して書を神尾之直等に與ふ。(四六)

○廿四日前田利長、徳川家康に火災慰問の爲物を賜はりたるを謝す。(四七)

五　月　○芳春院大人京都紫野大德寺の塔頭に芳春院を建つ。(四七)

六　月　○廿六日幕命により銀子灰吹及び筋金吹分を禁す。(五〇)

七　月　○十一日前田利長、越中新川郡に舟渡を設けしむ。(五一)

八月　○廿六日前田利長、高岡築城の石壘崩壞せるを以て書を神尾之直等に與ふ。（五二）

九月　○十三日前田利長高岡城に移徙す。（五三）

○十七日村井長明再び前田利長に仕ふ。（五五）

十月　○朔日越中高岡關野神社の神職豐後をして新城の祈禱を行はしむ。（五七）

是歳　○江州木ノ本の革多越中高岡に移住す。（五七）

慶長十五年　庚戌　皇紀二二七〇

二月　○朔日前田播磨守利好卒す。（五八）

閏二月　○八日前田利常尾張名古屋城築造助役の爲に出張を命ぜらる。（五八）

三月　○八日前田利長、越中射水郡二上山養老寺に田地を寄進す。（六二）

○十八日前田利長、越中射水郡二上山金光院にその支配地を安堵せしむ。（六三）

○十八日前田利長、越中射水郡養老寺に知識米の徵收を許す。（六三）

○廿七日德川秀忠書を以て前田利長の病狀を訪ふ。（六四）

○芳春院夫人の建立したる能登鳳至郡總持寺の山門成る。（六四）

四月　○朔日德川秀忠、前田利長の病を問ふ。（六五）

○四日前田利長、德川秀忠の先に病狀を問ひたるを謝す。（六五）

○九日前田利長、再び德川秀忠の病を問ひたるを謝す。（六六）

○十日德川家康、前田利長の病狀を問ふの書を與ふ。（六六）

○十八日前田利長先に德川家康の病を問ひたるを謝す。（六七）

○二十日前田知好能登羽咋郡に道場坊主の貢租に關する令を下す。（六七）

○前田利長越中高岡に稻荷を勸請す。（六八）

九月　○廿七日前田知好能登鹿島郡所口以外より輸入する檜物を賣ることなからしむ。（七〇）

十二月　○十日金澤町に捕鳥に關する禁令を發す。（七〇）

○金澤城の外壕成る。（七一）

○金澤及び越中高岡に於ける無賴の徒六十三人を死に處す。（七二）

是歳　○夫役に代ふるに夫錢を納むるを許す。（七四）

○越中高岡の櫻馬場成る。（七七）

慶長十六年　辛亥　皇紀二二七一

正月　○十一日前田知好道場坊主の納稅に關する令を能登鳳至郡に頒つ。（七七）

○晦日幕府前田利長に、德川家康上洛の際隨從を要せざるべきを告ぐ。（七九）

二月 ○二日徳川秀忠、前田利長の病狀を問ふ。(八〇)
○八日幕府再び前田利長に、徳川家康上洛の際在國すべきを告ぐ。(八〇)
○十二日前田利常、加賀河北郡森村の郡役を免ず。(八一)
○十五日前田利長、先に徳川秀忠の病を問ひたるを謝す。(八一)
○十五日前田利長、先に幕府の上洛を免ぜしを謝す。(八一)
○十六日去年名古屋城修築の際、役夫の派遣に斡旋したる村肝煎の賞與額を規定す。(八二)
○十六日前田利長、山崎長徳に書を與へて病狀を報ず。(八三)
○二十日前田利長の病再發せしを以て山崎長徳に醫師の周旋を求む。(八四)

三月 ○六日前田利長書を山崎長徳に與へて、その子長郷の病を問ふ。(八五)
○十日前田知好書を能登珠洲郡妙嚴寺に與へて西方寺山に出入する者を禁ぜしむ。(八五)
○晦日徳川秀忠、前田利常等に命じて禁裏の造營に從はしむ。(八六)

四月 ○五日前田利常馬牛倒物の剝皮を加賀河北郡淺野村の革多に許したることを布告す。(八七)
○十三日前田利常諸侯伯と共に、幕府の命を遵奉すべきを誓ふ。(八八)
○十六日藤堂高虎書を前田利長に與へて本多政重を推擧す。(八九)

五月 ○五日前田利長、本多政重の登庸に關して藤堂高虎に答書を送る。(九〇)
○九日前田利長書を本多政重に與へて、出仕の事は藤堂高虎より報ずべきを告ぐ。(九一)
○十五日前田利長書を利常に與へて遺訓す。(九二)
○十五日利長又家臣に遺訓す。(九四)
○廿七日前田利常越中礪波郡埴生八幡社に利長の平癒を祈らしむ。(一〇一)
○廿七日前田利常加賀河北郡栗柄明王院に利長の平癒を祈らしむ。(一〇二)
○廿七日前田利常加賀江沼郡敷地天神社に利長の平癒を祈らしむ。(一〇三)
○廿七日前田利常尾張熱田の神職に利長の平癒を祈らしむ。(一〇四)

六月 ○朔日煙草の賣買を禁ず。(一〇四)
○四日前田利長幕府の老臣に病狀を告げ、且つその母芳春院の歸國を許さゞるべきを求む。(一〇五)
○十日藤堂高虎書を前田利長及び利常に與へて、再び本多政重の祿仕を周旋す。(一〇六)

○十五日前田利長病中の養生に關して幕醫盛方院に誓書を與ふ。(一〇八)
○十七日前田利長、本多政重の登庸に關して利常に諮る。(一〇八)
○廿七日前田利長、藤堂高虎に本多政重を來仕せしむべきを告ぐ。(一〇九)
○廿七日 德川秀忠書を 前田利長に與へて 病狀を問ふ。(一一〇)

七月

○二日城内の勤番に關する法令を定む。(一一〇)
○六日前田利長幕府の醫を下して加療せしめられたるを謝す。(一一一)
○十七日前田利長、犯罪人の告發者を賞する令を越中高岡に布く。(一一二)
○十九日本多政重金澤に着せしを以て、前田利長歡迎の意を利常の老臣に傳ふ。(一一三)

八月

○十二日前田利常の老臣、犯罪人の告發者を賞する令を金澤に布く。(一一三)
○十二日前田利常本多政重に食祿五萬石の判物を與へ、その二萬石は異日之を與ふるを約す。(一一四)
○十四日加賀藩、灰吹銀・賈灰吹を禁ずる幕令を領内に傳ふ。(一一五)
○十八日加賀藩の老臣等先に發せられたる諸禁令を確守すべきを命ず。(一一五)

○廿七日前田利常西村右馬助等を金澤の惣屋敷奉行とす。(一一六)
○廿九日前田利長、利常に書を與へて、病中政務を問ひ又は訪問することなからしむ。(一一七)

九月

○三日前田利常 金澤の侍屋數に 關する法令を定む。(一一八)
○三日前田利常金澤の侍屋敷の坪數に關する法を定む。(一一九)
○四日前田利常越中高岡より金澤に還住せる侍屋敷の坪數に關する法を定む。(一二〇)
○七日前田利常 加賀河北郡津幡町の 市日・傳馬等に關する法令を定む。(一二一)
○十七日 加賀石川郡 白山社建立に 關する法合を定む。(一二二)
○廿三日高祿の 藩士に對する 下屋敷の坪數を定む。(一二三)

十月

○四日德川秀忠書を以て前田利長の病を訪ふ。(一二四)
○八日本多政重その知行所に納租等に關する令を下す。(一二五)
○十日前田利長、先に德川秀忠の病狀を問ひたるを謝す。(一二六)
○廿六日前田知好能登の村民に、 加賀河北郡淺野村革多の得たる特權を告ぐ。(一二七)

十一月 ○十日前田利長幕府の醫盛方院法印を下向せしめんとするを謝す。(一二七)

十二月 ○二日前田利長書を本多政重に與へて病狀を告ぐ。(一二八)

○四日前田利長、徳川家康・秀忠の慰問を謝し又從臣若干を金澤に還附したるに付諒解を求む。(一二八)

○十三日前田利常能登羽咋郡妙成寺に土地を寄進す。(一二九)

○十八日前田利常加賀河北郡倶利迦羅明王院に土地を寄進す。(一三〇)

○廿四日前田利常加賀石川郡白山社に土地を寄進す。(一三一)

○廿五日前田利常越中新川郡に發見せられたる鑛山の試掘を命ず。(一三二)

是歳 ○芳春院夫人江戸を出でゝ伊勢參宮を爲す。(一三二)

○前田利常子小姓尼子半左衛門を手刄し河合内匠に蟄居を命ず。(一三三)

慶長十七年　壬子　皇紀二二七二

正月 ○十四日二百人夫に關する規程を定む。(一三五)

○廿三日豐臣秀頼、芳春院夫人の安否を訪ふ。(一三六)

○廿七日前田利長書を本多政重に與へて、其の父正信・兄正純の懇志を謝す。(一三七)

二月 ○十二日前田利長臣僚の一部を金澤に還附したるに付幕府の諒解を得たるを謝す。(一三七)

○十四日前田利常、本多政重の政務に參畫せんことを求む。(一三九)

○十八日前田利常金澤開禪寺の替地を本新保に與ふべきを命ず。(一四〇)

○廿九日前田利長書を本多政重に與へて、舊と赤座某の地をその邸地となさしむ。(一四一)

三月 ○三日前田利常歌舞伎者を召抱ふるものに過怠金を出さしむべきを命ず。(一四二)

○八日前田利常能登珠洲郡若山郷中田・延武兩村保護の爲に書を與ふ。(一四三)

○廿四日前田利常能登羽咋郡氣多神社の社領等を安堵せしむ。(一四四)

○廿八日前田利常能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。(一四四)

四月 ○十八日前田利長、徳川家康・秀忠に越中龜谷山産の銀子等を進獻す。(一四五)

○廿六日前田利常能登諸湊に入津する商船の税率を改めしむ。(一四七)

五月 ○十日徳川秀忠書を前田利長に與へて、先に銀子等を贈れるを謝す。(一四八)

○十三日徳川家康、先に前田利長の銀子等を贈れるを謝す。(一四八)

○十七日前田利常駿府を追はれたる切支丹宗徒を宿泊せしむるを禁す。(一四九)

○廿五日前田利長前に徳川秀忠の内書を得たるを謝す。(一四九)

○廿六日横山長知先に前田利長の病氣平癒を祈禱したるものに謝狀を與ふ。(一五〇)

六月 ○十四日前田利常能登鹿島郡小島德翁寺の居屋敷を安堵せしむ。(一五〇)

七月 ○二日加賀石川郡倉谷鑛山に定書を與ふ。(一五一)

○晦日前田利長、本多政重の邸地に石垣の成れるを祝す。(一五一)

八月 ○朔日前田利長、本多政重に放鷹によりて獲たる鳥を贈る。(一五二)

○十二日芳春院大人その所領能登鳳至郡道下村の大工・肝煎に諸役を免除す。(一五二)

九月 ○十九日前田利長、本多政重に利常輔佐の勞を謝す。(一五三)

十月 ○十七日藩士の風俗に關する法を定む。(一五四)

閏十月 ○八日前田利常越中礪波郡埴生八幡社に、利長病惱快復の祈禱を命す。(一五五)

○八日前田利常、尾張熱田神宮の神職に利長病氣平癒の爲祈禱せしむ。(一五六)

○九日前田利長、越中立山寺が祈禱の札を上つりたるを謝せしむ。(一五七)

○廿六日前田利常、越中高岡より奥村永福に、利長の病狀を報す。(一五七)

十一月 ○十日前田利長書を本多政重に與へて、その新邸の成れるを祝す。(一五八)

○十四日前田利常明年徳川秀忠を江戸邸に招かんと欲し本多政重に利長の內意を問はしむ。(一五九)

十二月 ○七日前田利常能登羽咋郡柳瀨出村の漁網税を定む。(一五九)

○十二日前田利長・利常禁裏仙洞造營の助役を命ぜらる。(一六〇)

○十二日本多政重諸老臣に、政務總裁を辭するの意を前田利常に上申せんことを求む。(一六一)

○十六日前田利長能登羽咋郡寶達山採鑛者の税を領收す。(一六二)

○十六日前田利常、本多政重の願意を容れ臨時に國政に參與せんことを求む。(一六三)

○十八日本多政重その內願を許されたるを諸老臣に謝す。(一六四)

○廿五日前田利常、加賀能美郡八幡等五村の夫役に代へて疊表を納入するを許す。(一六五)

是歳 ○大野治長、前田利常に、豐臣秀頼の爲黄金を調達せんことを求む。(一六六)

○前田利常越中新川郡芦峅寺の社壇を修理し、護摩修行の料米を寄進す。(一六六)

慶長十八年　癸丑　皇紀二二七三

二月　○朔日前田利常夫人妊むを以て、金澤千手院及び寶幢坊に平産を祈らしむ。(一六七)

○二日前田利常加賀江沼郡九谷村の山林伐採を禁ず。(一六八)

○十日前田利常金澤寶圓寺に土地を寄進す。(一六九)

○十日前田利常加賀石川郡野田桃雲寺に土地を寄進す。(一六九)

○十一日前田利常夫人の平産を越中礪波郡埴生八幡社に祈らしむ。(一七〇)

○廿一日前田利長、利常夫人の安産を尾張熱田神宮に祈らしむ。(一七〇)

三月　○五日前田利長、利常夫人の病氣快癒を尾張熱田神宮に祈らしむ。(一七一)

○九日前田利常夫人龜鶴姫を生む。(一七一)

春　○幕府前田氏の領越中新川郡を返上せしめんとすと聞き本多政重江戸・駿府に至りて奔走す。(一七二)

四月　○三日前田利長、奥村永福に、龜鶴姫誕生に付德川家康の物を贈りたる喜悅を報ず。(一七二)

○十三日前田利常、奥村易英を幕府に遣はし、夫人分娩の祝儀を上つる。(一七三)

○十四日前田利長、德川秀忠にその症狀可ならざるを報ず。(一七三)

五月　○六日前田利長、本多政重の江戸及び駿府に至りて奔走せる勞を謝す。(一七四)

○二十日前田利常駿府に至り、德川家康に謁して物を獻ず。(一七五)

○廿二日前田利常駿府を發して江戸に向ふ。(一七五)

八月　○八日大野藏人等能登鳳至郡鹿磯道下兩村の爭へる濱境を檢し、道下を利とす。(一七六)

○十日前田利孝大和守に任ぜらる。(一七七)

○十六日前田利常訴訟及び刑罰に關する規定を追加す。(一七八)

○前田利常等加賀石川郡白山社の撞鐘建立に奉加す。(一七九)

九月　○二日前田利常、加賀能登船役の規定を發布す。(一八二)

十月　○十五日前田利常加賀河北郡中山村等の林木田圃を保護するの令を發す。(一八三)

○三十日前田利長母芳春院夫人を見んと欲するの書を神尾之直に致す。(一八四)

十一月　○十一月前田利長夫人卯辰山愛宕寺に藥師像等を寄進す。(一八五)

冬　○豐臣秀頼の使織田頼長越中高岡に至りて前田利長に會見す。(一八六)

是歳　○前田利常夫人加賀河北郡北中條村山王社の社殿を

寄進す。(一八七)
○廣山恕陽前田利長に招かれて越中高岡に法圓寺を創建す。(一八八)

慶長十九年　甲寅　皇紀二二七五

正月 ○廿二日前田利長能登羽咋郡寶達山金坑の税額及び仕法等を定む。(一八九)
○廿九日前田利常越後高田城築造の助役を命ぜらる。(一九〇)
○高山南坊・内藤徳庵等切支丹宗徒たるを以て捕へらる。(一九〇)

二月 ○十八日前田利長幕府に對する願書の案文を認む。(一九五)
○二十日前田利長越後高田城築造の鍬初に役夫を派すべきことを命ず。(一九五)
○廿二日横山長知、剃髪祿仕を辭せんとする件に關し、前田利長本多政重に處置を命ず。(一九六)

三月 ○十日大野治長前田利長に、大坂の擧兵を告げその參加を促す。(二〇〇)
○十三日本多政重、前田利長の意中を幕府に告げんが爲使者を命ず。(二〇〇)
○十四日前田利長、本多政重の使者を駿府・江戸に派するに同意したるを謝す。(二〇三)

四月 ○三日横山長知叡山に在りて、金澤寶幢寺の使僧を遣したるを謝す。(二〇四)

五月 ○前田利長、本多政重に幕府よりその住地を隨意に定むべき許可を得たるを謝す。(二〇五)
○九日前田利長京都芳春院の住持玉室宗珀に永訣の情を叙す。(二〇五)
○十一日前田知好能登珠洲郡三崎社に利長快癒の祈禱を命ず。(二〇六)
○十三日芳春院夫人に隨從せる生駒内膳直勝江戸に歿す。(二〇六)
○十四日前田利長、加賀河北郡倶利伽羅明王院の祈禱札等を奉りたるを謝す。(二〇八)
○二十日前田利長越中高岡に薨ず。(二一〇)
○前田利長行狀(二一四)

六月 ○朔日前田利政、奥野氏清に書を與へて利長の薨去を弔す。(二二三)
○八日本多政重、前田利常に誓文を上つりて忠誠を盡すの意を表す。(二二三)
○十二日大野治長書を長連龍に與へて前田利長の葬儀に參列し得ざりしを遺憾とす。(二二五)
○十三日前田利常、本多政重に食祿二萬石を加賜す。(二二五)
○十四日前田利常覺書を諸老臣に與へて、利長薨後の處置を講ぜしむ。(二二六)

七月

○十六日前田利常幕府の老臣に、本多政重が先侯利長の遺命を奉ずべく諭さんことを求む。(二二八)

○廿四日前田利家の女保智姫歿す。(二三〇)

○芳春院夫人江戸を發して金澤に歸り、利常の母壽福院代りて德川氏に質となる。(二三一)

○十三日德川家康駿府に於いて、前田利常の臣前田長種等を召して謁を賜ふ。(二三三)

○十三日土方雄久領能登鳳至郡院内村の室役を徵す。(二三四)

八月

○十日豐臣秀賴書を前田利常に與へて、密謀に參加すべきを求む。(二三四)

○廿五日前田利常越中射水郡國泰寺の寺地を安堵せしむ。(二三五)

○廿九日加賀石川郡白山權現の社僧澄清、七社惣長吏たるべき綸旨を受く。(二三五)

○芳春院・玉泉院二夫人越中新川郡立山中宮寺に參詣す。(二三五)

九月

○朔日前田利常、越中の鮭川役に關する令を定む。(二三六)

○十六日前田利常駿府にて德川家康に謁し、利長の遺領相續の命を受く。(二三六)

○廿三日德川秀忠前田利常に加越能三州を領すべき朱印狀を與ふ。(二三八)

○廿三日前田利常左近衞權少將に任ぜらる。(二三九)

十月

○十日前田利常江戸より歸途大坂出師の令に接す。(二三九)

○十一日前田利常金澤に歸城す。(二四〇)

○十三日前田利常軍令を定めて之に頒つ。(二四二)

○十四日前田利常兵を率ゐて金澤を發す。(二四四)

○十六日前田利常越前麻生津に着し、横山長知に再び祿仕せしむ。(二四八)

○十八日前田利常の飛脚德川家康の許に着し、京都附近に於ける陣地の指定を求む。(二四九)

○十九日前田利常近江大津に着す。(二五〇)

十一月

○二日前田利常兵を河内砂村に進む。(二五一)

○六日前田利常領國の村肝煎に、戰時中傳馬・人足の供給を怠るべからざるを告ぐ。(二五二)

○十七日前田利常住吉に赴きて德川家康に謁し、大坂城攻擊の方法を聞く。(二五三)

○廿一日前田利常戰時に際する納稅・夫役・奉公人等の事に關して令を發す。(二五三)

○廿二日大坂に於いて前田利常の臣富田次郎左衞門その陣營より火を失して出奔す。(二五四)

○廿四日前田利常夫人利常等の軍陣に在るを以て越中礪波郡埴生八幡社に祈禱せしむ。(二五五)

十二月

○三日大坂在陣の前田知好、能登鹿島郡府中町民の

贈れる銀子を辭す。(二五六)
〇四日黎明加賀の兵大坂城を攻撃し、德川家康の譴を受く。(二五六)
〇七日能登珠洲郡妙嚴寺以下、戰時に際して一揆を催す等のことなきを誓ふ。(二六三)
〇十九日前田利常德川家康に謁す。(二六四)
〇二十日戰役中に於ける領内農民の心得を令す。(二六四)
〇大坂冬陣雜俎(二六五)
〇廿四日前田利常、德川家康に謁す。(二八三)

是歳
〇前田利家の女千世姫大坂より加賀に歸る。(二八三)
〇家中不破彦五郎の妾等を火刑に處す。(二八四)
〇前田利長、越中射水郡氷見の上日寺に山林を寄進す。(二八五)

元和元年　乙卯　皇紀二二七五

二月
〇二日前田利常江州今津に着したることを横山長知に報ず。(二八六)
〇二十日前田利常越中新川郡立山の中宮寺に土地を寄進す。(二八六)
〇二十日一年切の奉公人及び逃散の百姓に對する法令を發す。(二八七)

三月
〇五日郡奉行に命じ、百姓に對する非分・過役を行ふものなきやを調査せしむ。(二八八)
〇五日加越能の宿送人足・傳馬は、朱印狀を有するもの、外使役するを禁ず。(二九〇)
〇十六日前田利常越中射水郡氷見小堺村の伊勢大神宮領を安堵せしむ。(二九一)
〇廿六日加越能三州に領地を有するもの、軍役を定む。(二九一)

四月
〇三日金澤町の諸税課役等を規定す。(二九四)
〇十八日前田利常、金澤を發して大坂夏陣に臨む。(二九六)
〇廿六日前田利常軍法をその家中に頒つ。(二九八)
〇廿六日能登より商人の他國に出づるを禁じ、及び竹木に關する規程を定む。(三〇〇)

五月
〇三日前田利政、三輪藤兵衛に夫役の事を令す。(三〇一)
〇六日奥村永福金澤寶幢寺に前田利常の戰勝を祈念せしむ。(三〇三)
〇七日前田利常の兵大坂城岡山口に戰ふ。(三〇三)
〇八日伊達政宗の陣より銃丸を放ち、前田利常の軍騷擾す。(三一〇)
〇九日河原隼人その戰功を上申す。(三一一)
〇九日堀勘兵衛その戰功を上申す。(三一二)
〇九日吉田一角その戰功を上申す。(三一三)
〇九日井上勘左衛門その戰功を上申す。(三一四)

○九日橋爪半兵衛その戰功を上申す。(三一四)
○九日加須屋式部少その戰功を上申す。(三一五)
○十一日茨木助右衛門その戰功を上申す。(三一五)
○十三日徳川家康、前田利常の軍功を賞して感狀を授く。(三一六)
○十五日瀬川藏人その戰功を上申す。(三一六)
○十六日前田利常、能登一宮長福院の軍陣見舞を謝す。(三一八)
○廿四日前田利政書を生島主計に與へて利常の勝利を祝す。(三一八)
○大坂夏陣雑俎 (三一九)

六月

○十八日加賀石川郡野田の桃雲寺燒失す。(三四三)
○二十日篠原一孝金澤の寶幢寺に對し贈遣を謝す。(三四四)
○廿一日横山長知亦寶幢寺に對し贈遣を謝し、前田利常の歸期を報ず。(三四五)

閏六月

○六日奥村榮頼等大坂にて明王院・寶幢寺に、領内の大阪落人を探索すべき命を傳ふ。(三四五)
○六日徳川秀忠京都二條城にて眞言の論義を試みしめ、前田利常等之を陪聴す。(三四六)
○十九日前田利常參議に任じ、本多政重・横山長知は従五位下に叙せらる。(三四七)
○廿七日徳川秀忠二條城に於いて舞樂を見、前田利常等陪觀す。(三四八)

七月

○十三日幕府能登鳳至郡總持寺に對して曹洞宗法度を定む。(三四九)
○十八日徳川秀忠、前田利常に暇を賜ふ。(三五〇)
○十二日茨木助右衛門等大阪役に於ける己れの功勞を具申す。(三五〇)

八月

○十三日奥村榮明金澤寶幢寺の贈遣を謝し、前田利常の近狀を報ず。(三五二)
○十四日杉村十左衛門大阪に於ける戰功を具申す。(三五二)
○十四日岸主計・伴無理兵衛、大阪に於ける戰功を具申す。(三五三)
○十八日加賀江沼郡山中温泉に代官を置くを止め、百姓より湯錢の運上を納めしむ。(三五四)
○二十日前田利常能登鳳至郡總持寺の法度を定む。(三五五)

九月

○廿八日本多政重、父正信に牒し、前田利政の子直之を將軍の小姓たらしめんことを乞ふ。(三五六)

十月

○二日前田利常越中新川郡立山寺に土地を寄進す。(三五八)
○八日宇喜多秀家の女歿す。(三五九)

十一月

○七日代官・藏奉行及び下代の貢納米・登せ米に關する取扱規程を定む。(三五九)

十二月　○二十日前田利常の子光高生る。（三六一）

○二日田畠・男女の賣買を禁じ、百姓の出稼等に關する規程を定む。（三六二）

○九日能登のお茶役を免除す。（三六三）

○廿四日前田利常、加賀江沼郡山中溫泉の湯税領收書を與ふ。（三六四）

是歳　○加賀藩家中の主なるもの丶交名。（三六四）

○奥村榮頼仕を辭して加賀藩を去る。（三六六）

元和二年　丙辰　　皇紀二二七六

正月　○十一日前田利常、本多政重の勤務に關する覺書を交付す。（三六九）

○廿一日前田利常書を本多政重に與へて、前田直之を江戸に下さんことを幕府に乞はしむ。（三七〇）

○廿七日前田利常夫人懷胎せるを以て熱田神宮に祈禱を求む。（三七三）

四月　○十八日前田利家の女幸姫歿す。（三七三）

○徳川家康、前田利常を召して遺言す。（三七四）

六月　○二十日田畠に關する制を定め、歩數一段を三百歩とす。（三七六）

七月　○二日能登林木伐採に關する法令を定む。（三七八）

○廿六日金澤附近の檢地に關する通牒を發す。（三七九）

八月　○十五日能登一向宗道場の屋敷に檢地を免除せられんことを乞ふ。（三七九）

○二十日百姓の納租以前に米を賣買するを禁じ、又領內の量制を定む。（三八〇）

○廿八日切支丹宗停止に關する高札を定む。（三八一）

○金澤卯辰山觀音院の寺地を轉じ、堂宇建立の工事に着手す。（三八二）

九月　○十一日家中の準備すべき軍器の制を改む。（三八三）

○十七日納租に關する細則を代官に令し、租一石に付口米八升に定む。（三八六）

○廿七日加賀能美郡尾添村の溫泉に高札を與ふ。（三八九）

十月　○二日加賀能美郡小松多太神社に社地及び社領の目錄を附與す。（三八九）

十一月　○三日岡田治太夫大阪夏陣に於ける戰功を上申す。（三九〇）

○五日領內各驛に於ける傳馬役を定む。（三九一）

十二月　○十六日惡錢選擇に關する制、及び金貨と錢貨との交換比例を定む。（三九二）

○十六日加賀國四郡各肝煎の扶持として、農民鍬一挺に付米二升を出さしむ。（三九三）

○廿一日前田利常、加賀江沼郡山中溫泉の湯税を領收す。（三九六）

○廿六日前田利家の子利孝上野七日市に封ぜらる。（三九七）

是歳　○金澤の市區を改め近郊の道路を修む。(三九八)

元和三年　丁巳　皇紀二二七七

正月　○十一日百姓の夫役及び小役を除き、物成百石に付夫銀百四十目を徵す。(四〇〇)

三月　○五日前田利常、伊勢神宮領として能登羽咋郡八幡村の地を增加す。(四〇三)

○十五日能登羽咋郡寶達金山の親方を廢し百姓の自から採掘するを許す。(四〇四)

○廿六日山崎久兵衞大阪夏陣に於ける戰功を具申す。(四〇五)

○廿七日前田利常越中諸浦に來る他國船の入港税を徵し、農民の他國脫出を檢せしむ。(四〇六)

○重ねて大阪役從軍者を精査し陪隷の徒に及ぶ。(四〇七)

四月　○廿三日越中埴生八幡社の神職に前田利常夫人の安産を祈らしむ。(四〇八)

○廿九日前田利常の子利次生る。(四〇八)

五月　○十三日德川秀忠、前田利常の邸に臨む。(四〇九)

七月　○十六日芳春院夫人歿す。(四一五)

○二十日能登羽咋郡瀧谷妙成寺の日鳳寂す。(四一七)

十月　○二十日前田利常、越中今石動永傳寺に寺領を寄進す。(四一八)

十一月　○朔日前田利常越中礪波郡埴生八幡社に社領を寄進す。(四二〇)

○朔日越中礪波郡芹谷千光寺に制札を立つ。(四二一)

○三日前田利次金澤卯辰山觀音院山王社に詣で能を奏せしむ。(四二二)

○十五日越中高岡城内の天滿宮を金澤泉野に移す。(四二三)

是歳　○前田利常金の御羽織衆を定む。(四二四)

○玉泉院夫人越中立山の室堂を再建す。(四二七)

元和四年　戊午　皇紀二二七八

二月　○十二日高島屋傳右衞門所有船の入港税を免除す。(四二八)

○廿七日前田利常、越中の大山左兵衞に命じ鑛山を求めしむ。(四二八)

三月　○十九日越中新川郡龜谷銀山の納税等に關する規程を定む。(四二九)

六月　○十八日修驗者等神前に於いて湯立を行はざるべきを誓文す。(四三〇)

七月　○十日大阪兩陣戰死者の爲金澤寶圓寺に寄進したる祠堂金を利殖せしむ。(四三一)

九月　○廿九日前田利常越中龜谷銀山に對する納税等に關する規程を定む。(四三二)

○廿九日前田利常越中射水郡氷見一宮社の修理に神

木の下附を許す。（四三四）

十月　○廿八日前田利常能登鳳至郡輪島蓮江寺に寺領を寄進す。（四三四）

○廿八日前田利常能登鳳至郡總持寺に對する規程を定む。（四三五）

十二月　○廿一日前田利常、越中礪波郡安居寺に寺領を寄進す。（四三六）

○廿一日前田利常越中射水郡古國府勝興寺の寺領を增加寄進す。（四三六）

是歲　○前田利常の子利治生る。（四三八）

○越中高岡の町肝煎に邸地及び廩米を與ふ。（四三九）

元和五年　己未　皇紀二二七九

二月　○二日前田利常金澤卯辰眞言宗金澤寺に門前屋敷地を寄進す。（四四〇）

三月　○十四日越中礪波郡里山と庄・金剛寺村との山地境界に關する爭議を決裁す。（四四一）

○廿一日前田利常加賀河北郡森下村の館紺屋を金澤染工の棟梁たらしむ。（四四二）

四月　○朔日前田利常越中新川郡片懸・吉野等諸山に關する條例を定む。（四四三）

○十七日加賀江沼郡敷地天神の祭禮に付物品を寄進す。（四四五）

五月　○十一日前田利常能登羽咋郡一宮社内に於ける鷺の羽毛を他所に出すこと勿らしむ。（四四七）

六月　○加賀石川郡白山社の鐘成る。（四四七）

七月　○十三日加賀石川郡白山社落成す。（四四八）

十二月　○十五日前田利常の女滿姫生る。（四四九）

元和六年　庚申　皇紀二二八〇

正月　○二十日前田利家の子利貞、食祿を返して致仕せんとするの意を述ぶ。（四五〇）

五月　○二十日奧村榮明卒す。（四五二）

六月　○十九日前田利常能登鹿島郡府中町四十物船の税を定む。（四五五）

七月　○六日前田利家の女福姫歿す。（四五五）

八月　○二日前田利貞歿す。（四五七）

十一月　○十一日山崎長德歿す。（四五九）

○廿四日金澤城火を失す。（四六〇）

閏十二月　○十五日前田利常、加賀河北郡俱利伽羅明王院に火災見舞を謝す。（四六三）

是歲　○加賀藩大阪城修理の助役を命ぜらる。（四六三）

○德川秀忠更めて近江今津弘川二邑を前田利常に與ふ。（四六四）

○金澤に堀川を開鑿して、加賀石川郡宮腰に通ぜしむ。（四六四）

○馬鹿踊金澤に流行す。此の前後操・歌舞伎等亦大に行はる。（四六五）

元和七年　辛酉　皇紀二二八一

正月　○二日前田利常の女富姫生る。(四六七)

二月　○二日金澤城營繕に要する木材を大阪より徵せんが爲近江領今津甚右衞門に命を發す。(四六八)

三月　○十七日能登羽咋郡瀧谷の妙成寺に寺領を寄進す。(四六八)

○十七日能登羽咋郡德田の安養寺に寺領を寄進す。(四六九)

五月　○廿四日災後の殿閣を興造せんが爲波着寺等に本丸の地鎭祭を行はしむ。(四七〇)

○廿五日前田光高初めて東下す。(四七二)

十月　○八日前田利常能登鹿島郡府中村靈泉寺に寺領を寄進す。(四七二)

十二月　○十四日先に波着寺等本丸の地鎭祭を執行せしを以て施物を贈らる。(四七三)

○廿一日前田利常加賀河北郡俱利迦羅不動堂に土地を寄進す。(四七四)

是歲　○伊勢踊大に流行す。(四七五)

元和八年　壬戌　皇紀二二八二

二月　○朔日能登珠洲郡狼煙村門田に新村を立てしむ。(四八〇)

三月　○三日前田利常の女夏姫生る。(四八一)

七月　○三日前田利常夫人歿す。(四八一)

八月　○八日天德院夫人の葬儀を金澤小立野に行ふ。(四八二)

九月　○高野山西光院の跡に天德院を立つ。(四八四)

是歲　○持筒足輕榊原文藏を牛裂の刑に處す。(四八六)

元和九年　癸亥　皇紀二二八三

二月　○廿四日前田利長夫人歿す。(四八八)

四月　○廿七日能登鹿島郡小島村愛宕寺に邸地を與ふるの證書を下す。(四九六)

○廿七日能登鹿島郡小島村常通寺に邸地を與ふるの證書を賜ふ。(四九六)

八月　○天德院夫人の侍女自刄す。(四九七)

閏八月　○二十日能登鹿島郡所口の一向僧が門徒支配に關する爭議を裁決す。(五〇二)

十月　○六日加賀石川郡佐那武社の神主少兵衞、同神主三郎を訴ふ。(五〇三)

是歲　○天德院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天德院を建つ。(五〇四)

○前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の內命に接す。(五〇五)

寬永元年　甲子　皇紀二二八四

二月　○十七日代官諸給人の年貢米徵收に關する心得を定む。(五〇六)

三月　○不破彦三光昌歿す。（五〇八）

六月　○十二日奥村伊豫守永福卒す。（五一〇）

○十八日前田利常の子某歿す。（五一七）

七月　○三日天德院夫人の法會を天德院に修す。（五一七）

八月　○五日加賀石川郡の佐那武社極位に進めらるゝの宗源宣旨を得。（五一七）

十月　○遊行上人加賀に巡錫し、金澤淨禪寺に止まる。（五一八）

十一月　○七日德川家光、前田利常の物を献じたるを謝す。（五一八）

○十七日野村五郎兵衛重猶歿す。（五一九）

十二月　○廿九日天秤座の收入を上納す。（五二一）

寛永二年　乙丑　皇紀二二八五

二月　○二十四日玉泉院夫人三周忌を金澤淨禪寺に行ふ。（五二三）

四月　○十九日富田越後守重政卒す。（五二三）

五月　○廿七日金澤の侍町に於ける橋梁改築の法を定む。（五三〇）

八月　○朔日能登羽咋郡大福寺村高爪山觀音堂の管理に關し、村吏より請書を徴す。（五三〇）

十二月　○朔日加賀能美郡小松町絹機の運上領收書を與ふ。（五三二）

○十三日加賀石川郡劔村の蠟燭役に受領書を與ふ。（五三三）

是歳　○井上勘左衛門長政病死す。（五三三）

是歳　○進物奉行小林庄兵衛及び公事場用人大鹽傳左衛門死刑に處せらる。（五三六）

寛永三年　丙寅　皇紀二二八六

正月　○酒價一升銀三分五厘より三分の間に在り。（五三九）

二月　○廿四日前田利常の女龜鶴姫、森忠廣に嫁す。（五四〇）

三月　○六日前田利常龜鶴姫の成婚を德川家光に謝す。（五四二）

○十八日前田利常越中に放鷹を行ふを以て傳馬を出さしむ。（五四二）

四月　○十五日金澤附近の捕鳥に關し法度を定む。（五四二）

○是月より八月に至るまで大に旱す。（五四三）

七月　○前田利常上洛して本國寺に館す。（五四三）

八月　○十九日前田利常從三位權中納言となる。（五四四）

九月　○六日後水尾天皇二條城に幸し、前田利常之に供奉す。（五四四）

是歳　○前田光高江戸に赴く。（五四六）

○法華法印日翁、前田利常の臣となる。（五四六）

寛永四年　丁卯　皇紀二二八七

正月　○二日金澤天秤座の手數料を定む。（五四九）

三月　○廿四日見立檢地等に關する法を定む。（五五〇）

九月 〇十三日前田利常、徳川家光の茶會に招かる。(五五二)
〇十七日金澤の魚商に關する規程を定む。(五五二)
〇廿八日前田利常の士石來吉加幕臣となる。(五五四)
十二月 〇廿三日今枝宗二重直卒す。(五五四)

寛永五年 戊辰 皇紀二二八八

正月 〇十二日前田利常茶入袋等を徳川家光に献ず。(五六二)
二月 〇二日前田利常家臣の大阪城修築に從事する者の心得を定む。(五六二)
〇十日貸米・貸金の利息等の規程を定む。(五六五)
〇十日能大夫竹田權兵衛を扶持す。(五六六)
三月 〇十八日加賀石川郡佐那武社神主小三郎、同神主少兵衛を訴ふ。(五六七)
六月 〇二十日前田利常領内の鷹場に捕鳥禁止の制札を立つべきを令す。(五七一)
〇廿三日前田修理知好京師に歿す。(五七二)
八月 〇廿三日金澤町の負擔・風俗等に關する規程を定む。(五七七)
十月 〇十六日徳川家光、前田利常參覲の期を來春に延べしむ。(五八二)
〇廿二日前田利常白炭等を徳川家光に献ず。(五八二)
〇廿八日前田利常加賀染の手綱を徳川家光に献ず。(五八二)
十一月 〇十九日前田利常染絹等を徳川家光に献ず。(五八三)
十二月 〇廿五日前田利常石清水八幡宮に五拾石の地を寄進す。(五八三)
〇廿五日前田利常能登白山宮に命じ、嚴にその神寶を管理せしむ。(五八三)

寛永六年 己巳 皇紀二二八九

正月 〇十六日能登に於ける石清水八幡宮領に關して書を法幢坊に與ふ。(五八四)
〇十七日家中の饗應に關する制限を定む。(五八五)
〇廿四日前田利常石清水八幡宮に能登羽咋郡吉崎の地を寄進す。(五八五)
二月 〇朔日金澤淨禪寺を改めて玉泉寺と稱し、爾後その天滿宮に月次連歌を行ふ。(五八六)
閏二月 〇十八日金澤神明社の社地を增加寄進し、次いで社殿を建立せしむ。(五八六)
三月 〇廿七日前田利常、徳川秀忠・家光の臨邸を迎ふるが爲金澤の町人數名を出府せしむ。(五八七)
四月 〇五日西尾隼人金澤神明宮社殿造營に關して書を送る。(五八八)
〇八日徳川秀忠、前田利常に茶を饗す。(五八九)
〇廿三日前田利常前名利光を改め世子犬千代加冠して松平筑前守光高と稱す。(五八九)
〇廿四日前田光高徳川秀忠に謁して刀を献ず。(五九一)
〇廿六日徳川家光、前田利常の本鄕邸に臨む。(五九一)

○廿九日徳川秀忠前田利常の本郷邸に臨む。(五九八)

六月 ○三日神谷信濃守守孝卒す。(六〇一)

十月 ○廿二日徳川秀忠、前田利常等に菜を饗す。(六〇五)

十二月 ○廿三日 加賀石川郡 劔村の 蠟燭役 領收書を與ふ。(六〇五)

寛永七年　庚午　皇紀二二九〇

二月 ○二日能登羽咋郡寶達金山に對する從來の規程を從業者に告ぐ。(六〇六)

四月 ○朔日前田利常、國産の海苔を献じ徳川家光の內書を受く。(六〇七)

○廿八日乘物に關する規程を定む。(六〇七)

五月 ○二十日前田利長十七回忌法會を越中高岡瑞龍寺に行ふ。(六〇八)

○廿四日山崎長門光式歿す。(六〇八)

六月 ○十六日近江國今津村の甚右衞門に加賀藩の米廩を設くべき準備を命ず。(六〇九)

○前田直之等金澤において鬪諍す。(六一〇)

七月 ○金澤城內に伴ひ得る供廻の人數を定む。(六一五)

八月 ○四日前田利常の女亀鶴姫歿す。(六一四)

○廿二日三輪志摩長好歿す。(六一五)

九月 ○十四日前田利常新鮭を献じ、徳川家光の內書を受く。(六一六)

十月 ○六日能登鹿島郡石動山大宮坊勸進するを以て周旋すべきを命ず。(六一六)

○十五日前田利常白炭を献じ、徳川家光の內書を受く。(六一七)

十二月 ○七日前田利常徳川秀忠に物を献ず。(六一七)

○廿一日諸士の衣服・家屋・饗宴等に關して規程を定む。(六一七)

○廿三日老臣等更に諸士の 衣服・家屋等に 關する規令を敷衍す。(六一八)

○廿五日元日出仕の衣裳に關して令す。(六二〇)

○廿九日諸士の衣服に關する制限を追加す。(六二一)

是歳 ○前田利常・光高、前田貞里の邸に臨む。(六二一)

○九里覺右衞門歿す。(六二一)

○初めて別宮奉行を置く。(六二一)

寛永八年　辛未　皇紀二二九一

正月 ○十八日更に衣服の制限に關して令す。(六二二)

三月 ○三日金澤寶圓寺に 前田利家 三十三回忌法會 を營む。(六二三)

○六日前田利常の生母壽福院歿す。(六二五)

○六日徳川家光壽福院の逝去を弔す。(六二九)

○十三日農政に關する法規を定む。(六二九)

○十三日越中神通川に架する舟橋の舟を、國中屋別の出銀を以て造らしむ。(六四〇)

○烏丸中納言光房壽福院の逝去を弔す。(六四一)

四月 ○十四日金澤城燒失す。(六四一)
○二十日徳川家光、前田利常を慰問す。(六四六)
○廿七日徳川家光使を金澤に遣はして物を前田利常に賜ふ。(六四六)
○金澤城災後の興造に着手す。(六四六)
五月 ○二日風俗に關する法規を公布す。(六四八)
○廿九日徳川家光、前田光高の病狀を問ふ。(六四九)
○晦日前田利常、岡田伊勢守等に火災に關する慰問を謝す。(六四九)
六月 ○六日閣老等前田利常の金澤城二三ノ丸を併せ起工せんとの願意許されたるを告ぐ。(六五〇)
○廿九日閣老等前田利常が殿閣造營の許可を得たるを謝したるに復書す。(六五一)
七月 ○二十日徳川秀忠の病痾平癒を加賀石川郡白山社に祈らしむ。(六五三)
九月 ○十五日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六五三)
十月 ○上旬重ねて大阪に於ける戰功の士を賞す。(六五三)
十一月 ○廿五日前田利常・光高江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふの風聞ありし故なり。(六五八)
○廿八日火災に處する法規を公布す。(六六四)
十二月 ○四日金澤の消防に當る諸士の組を定む。(六六四)
○十六日明年以降刻煙草營業を禁ずる令を公布す。(六六五)
○廿七日前田利次侍從に任じ松平氏を冒す。(六六六)

是歲 ○加賀石川郡鶴來村に一閑院を營み金澤寶圓寺の隱居とす。(六六六)
○加賀の山地子の米納を改めて銀納とす。(六六七)
○前田利常家中の子弟を拔擢し供廻となす。(六六八)
○金澤犀川の河原を屋敷地とす。(六七一)

寬永九年 壬申 皇紀二二九二

正月 ○廿七日前田利常、徳川家光に召されて登城し、その面命を受く。(六七二)
二月 ○五日徳川家光、前田利常等に前將軍遺物の金銀を頒つ。(六七三)
三月 ○廿八日前田利孝の子利豐、初て徳川家光に謁す。(六七三)
○下旬前田利常の子小姓等江戸にて決闘せんとす。(六七四)
四月 ○十日前田利常、徳川家光より米を贈らる。(六七七)
○上旬今枝民部の臣山本九郎右衞門江戸にて人を害し失踪す。(六七七)
七月 ○十二日青木新兵衞正玄歿す。(六八〇)
八月 ○廿五日前田利常・光高用所の金子を借る。(六八二)
九月 ○朔日徳川家光、前田利常の病を問ふ。(六八三)
○二日前田利常登城して徳川家光の病を問ひたるを謝す。(六八四)
十二月 ○五日能登羽咋郡大念寺村の内に若狹の漁民等新村

を創立するを許す。（六八四）

○十三日前田光高、德川家光の養女大姫と婚を定む。（六八六）

○十九日前田利常・光高登城して成婚を謝す。（六八七）

○廿五日前田利政、光高の成婚を賀す。（六八九）

○廿九日江戸辰口の上屋敷類燒す。（六八九）

是歲　○金澤城內へ犀川の水を引く。（六九二）

寬永十年　癸酉　皇紀二二九三

正月　○二日江戸辰口の上屋敷興造に着手す。（六九六）

○十一日德川家光、前田光高に銀子を贈る。（六九六）

○廿七日前田利常、先に光高が東照宮勸請の許可を得たるを謝す。（六九六）

二月　○十三日德川家光、前田利常の邸地に連續する町屋敷を與ふ。（六九七）

○廿三日前田利常海中より得たる刀劍を德川家光に獻ず。（六九七）

四月　○十二日來月朔日より新極印銀の通用を命ず。（六九八）

○十七日新極印銀鑄造を算用場に令す。（六九九）

○駄荷・駄賃及び馬方の法規を定む。（七〇〇）

○能登羽咋郡大念寺新村に移住したる若狹漁民その宗旨を屆出づ。（七〇一）

六月　○六日新極印銀及び錢遣の法規を定む。（七〇三）

○九里甚左衞門正貞歿す。（七〇四）

七月　○十四日前田利政卒す。（七〇四）

八月　○金澤の兩大橋上の荷物運搬に關する法規を定む。（七〇九）

十月　○四日加賀能美江沼二郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを命ず。（七〇九）

十一月　○十二日加賀河北郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを命ず。（七一〇）

十二月　○五日德川家光の養女大姫前田光高に入輿す。（七一一）

○五日德川家光等前田光高夫人附の用人に心得書を與ふ。（七一二）

○七日前田光高夫人入輿第三日の儀を行ふ。（七二四）

○廿五日前田利常光高登城して成婚を謝す。（七二五）

是歲　○越中礪波郡埴生八幡社の本殿を再興す。（七二六）

寬永十一年　甲戌　皇紀二二九四

二月　○朔日加賀藩の老臣德川家光に謁す。（七二七）

三月　○九日德川家光、前田光高に茶を饗す。（七二七）

春　○金澤本願寺末寺を移築す。（七二八）

四月　○三日德川家光、前田光高に南蠻犬を贈る。（七三〇）

○下旬前田利常江戸より下り尋いで上洛す。（七三〇）

五月　○廿二日前田利家の女豪姬歿す。（七三一）

○廿三日前田光高江戸を發して上洛す。（七三二）

六月　○廿五日前田孝成に負債整理の方法を示す。（七三三）

七月　○十一日德川家光入洛し前田光高之を大津に迎ふ。

（七三五）
〇十八日徳川家光參內し、前田光高之を四脚門に迎ふ。（七三五）

閏七月　〇前田利常領內の草高及び租額を上申す。（七三六）

八月　〇四日徳川家光、前田利常の所領を安堵せしむ。（七三七）
〇前田利常京師より金澤に歸る。（七三八）
〇金澤城玉泉院丸の庭園を經營す。（七三九）

九月　〇十九日加賀能美郡小松の皮多に邸地を與ふ。（七四一）
〇廿七日前田利常正月十五日以前發程參覲すべからざる命を受く。（七四二）

十一月　〇京都興臨院に修理料を贈る。（七四二）

十二月　〇八日能登鹿島郡和倉溫泉に、湯税領收書を與ふ。（七四三）
〇十三日加賀江沼郡山中溫泉の湯税額を定む。（七四三）
〇十五日前田利治從四位下飛驒守となる。（七四四）
〇廿六日津田遠江守重久卒す。（七四四）

寛永十二年　乙亥　皇紀二二九五

正月　〇七日町人百姓の領外に出づる者に關する法規を定む。（七四七）
〇十五日前田利常先に利治の叙爵せられたるを謝せしむ。（七四八）
〇廿九日前田利常江戸に參覲す。（七四八）

二月　〇九日侍屋敷及び町方の火災に關する法規を定む。（七四九）

四月　〇十日能登羽咋鹿島兩郡の十村肝煎を命ず。（七五〇）

五月　〇九日金澤町大に火く。（七五一）
〇廿六日越中礪波郡隱尾村と湯尾村との山論を裁決す。（七五二）
〇晦日前田利常就封を命ぜらる。（七五三）

七月　〇四日能登鳳至郡輪島索麪の請取書を與ふ。（七五三）
〇二十日越中礪波郡隱尾村の山論に關し公事場より指令を與ふ。（七五四）

八月　〇廿六日伊豆及び江戸に遣す奉公人の法規を定む。（七五四）
〇金澤寶勝寺千岳如來寺玄文と論爭す。（七五五）

九月　〇二十日前田利常の女滿姫淺野光晟に嫁す。（七五八）
〇廿二日前田利常・光高登營して滿姫の婚儀終るを謝す。（七五九）
〇廿九日青地四郎左衛門元珍歿す。（七六〇）

十月　〇七日徳川家光武藏板橋に狩し前田光高之に從ふ。（七六〇）
〇十八日加賀河北郡に出銀鍬役米に關する手續を令す。（七六五）

十一月　〇四日先に加賀藩初て町人に用金を課し是日命に應じたるものを賞す。（七六九）

十二月　○五日能登羽咋郡寳達金山の裁許役を命ず。(七六六)
○六日走百姓土木貸借衣類等の法規を追加す。(七六七)
○十八日加賀河北郡竹橋村の郡役を免除す。(七七〇)

寛永十三年　丙子　皇紀二二九六

正月　○八日江戸城惣郭の造營を前田利常・利孝等に課す。(七七〇)
○十一日金見七兵衛玉金賣却の利分を上納す。(七七三)
○神戸淸右衞門歿す。(七七五)

二月　○七日前田利常、江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。(七七六)

三月　○廿四日横山知淸、兄興知の後を繼ぐ爲江戸に召さる。(七七七)
○廿八日德川家光、前田利常に暇を賜ひて國に就かしむ。(七七七)

四月　○六日富山藩 金澤銀座に 鑄銀灰糟の 賣却價格を問ふ。(七七八)

五月　○朔日横山知淸、兄興知の家督相續を命ぜられたるを德川家光に謝す。(七七八)
○廿一日大音主馬厚用歿す。(七七九)

七月　○七日前田利常、光高にその臣安見隱岐を能登に流すべきを告ぐ。(七八一)
○廿八日 錢貨 通用に 關する幕令を 領内に 傳達す。(七九三)

八月　○十八日越中射水郡光禪寺その寺領を安堵せんことを請ふ。(七九五)
○廿三日能登羽咋郡矢駄村加茂社修理の爲神林の採伐を許す。(七九六)

九月　○十三日加賀河北郡山上春日社の神主を補す。(七九七)

十一月　○十三日作事奉行に關する法規を定む。(七九七)

十二月　○七日加賀能美郡小松町に於いて直賣買する絹に對し納税せしむべきを命ず。(七九九)
○十三日加賀藩の藏米を市人平野屋半助等に拂下げられたるを以て登城して恩を謝せしむ。(八〇〇)

是歲　○中村刑部家正歿す。(八〇二)
○領内百姓の年貢輕減を乞ふもの多きを以て代官の不正を質さしむ。(八〇四)

寛永十四年　丁丑　皇紀二二九七

二月　○十五日藩侯に從ひて領外に出でたる者の賄料等支給の制を定む。(八一〇)
○十九日 收納米・夫傳馬・出銀・見立檢地等の事に關して令す。(八一三)
○廿六日江戸に勤務する小姓等の扶持方代銀給與方法を定む。(八一五)

三月　○九日越中高岡神明・八幡・熊野・稻荷・大木宮に對する寄進地の印物を改む。(八一六)
○十四日藩侯に隨ひて江戸及び京に至る荷物人馬の

賃銀を定む。（八一七）

○十六日加賀石川郡宮腰に於ける能州鹽の賣却、薪の購入及び傳馬に關する法規を定む。（八一九）

○十八日堂形藏米の取扱法規を定む。（八二〇）

○二十日代官所收納米等の事に關し令す。（八二二）

○廿四日 加賀能美・江沼二郡の 郡奉行にその心得を示す。（八二三）

○廿五日金澤の町政に關する規定を令す。（八二五）

○廿五日加賀能美郡小松町の製絹檢査を行ふ者の給銀に就いて令す。（八二八）

閏三月

○二日能登鳳至・珠洲二郡の收納方等を令す。（八二九）

○三日算用場に於いて取扱ふ諸件を令す。（八三〇）

○四日越中富山在住の前田八左衞門に與力の侍及び鐵炮者を附するを令す。（八三四）

○五日領內農民の他國に在るものを調査し歸住せしむ。（八三五）

○六日諸町人 の木斛を 拜領したるもの 請書を上つる。（八三六）

○九日金澤野町千手院に護摩用の木を伐採するを許さしむ。（八三六）

○十日金澤の天秤屋彥四郞等朱染紙封銀を小判と交換し之を上つる。（八三七）

○十四日金澤城內夜廻の當番を定む。（八三八）

○廿一日領內百姓の他國に出づるものに歸國せしむべきを令し、越中に目安奉行を置く。（八三九）

○廿六日七人居屋敷の一部分を貸すもの丶過怠、及び地子屋敷の地子銀額等を定む。（八四一）

○召仕の 女房 給銀・賄料・薪炭等に關する 法規を定む。（八四二）

四月

○廿一日風俗に關する制限を令す。（八四三）

六月

○四日七日市藩祖前田利孝江戶に卒す。（八四五）

○上旬前田利常、 肥前長崎に珍器を購はしむ。（八四八）

夏

○驅落の男女加賀石川郡白山社神主に邸に於いて變死す。（八五一）

九月

○八日前田利豐七日市藩侯となる。（八五二）

十月

○島原の亂起る。尋いで前田利常・光高、足輕を從軍せしむ。（八五三）

是歲

○農民に敷貸米の制を始め、一般に貸借の利子を定む。（八五五）

寬永十五年　戊寅　皇紀二二九八

正月

○十三日前田光高疱瘡を病むを以て、越中礪波郡埴生八幡社に平癒を祈らしむ。（八五六）

○十九日德川家光、 前田光高の疱瘡癒えたるを以て物を贈る。（八五七）

二月

○四日前田光高夫人疱瘡を病むを以て、三家等柳營に登りてその狀を問ふ。（八五八）

○十日前田利常、 澤庵和尙の 物を贈りたるを謝す。

（八五八）

〇十三日前田光高夫人の疱瘡癒えたるを以て、徳川家光物を贈る。（八五八）

〇小者の給銀を制限し、又農民の領外に赴くことなからしむ。（八五九）

四月 〇六日普請奉行の心得を定む。（八六〇）

五月 〇二日前田利常就封の暇を受く。（八六三）

〇十九日前田利常就封の爲江戸を發す。（八六四）

六月 〇十四日北國に砂を降らす。（八六四）

〇廿五日夫銀及び打銀に關する法規を定む。（八六五）

〇廿五日往還の道路橋梁及び用水の費用支出方法を定む。（八六六）

七月 〇十七日能登鳳至郡總持寺内の五院等、本寺住職等の事に關して協約す。（八六七）

八月 〇十日徳川家光、前田光高の病を問はしむ。（八六八）

〇十八日加賀石川郡宮腰着の能登鹽の計算皆濟狀を與ふ。（八六八）

九月 〇朔日前田利常加賀江沼郡敷地天神の社領を安堵せしむ。（八六九）

〇五日新極印銀を廢し專ら朱封銀を用ひしむ。（八七〇）

〇八日加賀河北郡山上村春日社の神主に居屋敷を與ふ。（八七一）

十月 〇朔日加賀河北郡倶利伽羅の長樂寺に制札を與ふ。（八七二）

〇朔日切支丹信者を告訴する者に賞金を與ふるを令す。（八七三）

〇二日竹屋仁兵衛等切支丹宗門改の制札及び懸賞の判金に對する請取書を呈す。（八七四）

十一月 〇朔日加賀石川郡佐那武社神主權丞社領を安堵し、併せて犀川堤防の修理を請ふ。（八七六）

〇廿四日加賀石川郡佐那武社神主將監、同神主權丞を訴ふ。（八七七）

〇廿六日加賀石川郡佐那武社神主權丞、同神主將監を訴ふ。（八八〇）

〇廿六日横山長知、前田光高の詠歌を得てその能く世態に明かなるを感ず。（八八三）

十二月 〇十一日前田利常加賀石川郡佐那武社の社領を安堵せしむ。（八八四）

〇十一日前田利常、加賀河北郡黑津舟社の社領を増し、社殿を造營せしむ。（八八五）

〇十七日加賀石川郡宮腰の中山主計扶持米の印物下附を請ふ。（八八七）

是歳 〇前田利常越中射水郡二上社に神田を寄進す。（八八八）

〇初めて米穀を大阪に輸出販賣す。（八八九）

寛永十六年　己卯　皇紀二二九九

正月 〇五日前田光高夫人齒黑祝を行ふ。（八九〇）

〇前田利常金澤にて諸士の年禮を受け能及び躍を觀

覽せしむ。（八九〇）

二月 ○二十日風俗に關する取締を令す。（八九一）

○領內各驛の傳馬を廢す。（八九三）

○一季居小者の給銀を制限す。（八九三）

三月 ○七日越前敦賀より加賀石川郡宮腰に廻漕する船舶に關し通牒す。（八九五）

○二十日前田利常、中山主計に判物を與ふ。（八九六）

○廿二日加賀石川郡宮腰町奉行の職務に關する法規を定む。（八九六）

○加賀河北郡黑津舟社の正遷宮を行ふ。（八九九）

四月 ○二日能登鹽津村の刀禰に村民使役を許す。（八九九）

○十三日錢貨と金銀との交換比例及び惡錢撰擇の制限を示す。（八九九）

○十八日前田利常參覲して柳營に登る。（九〇一）

○晦日朱染紙封銀鑄造の請拂計算書を大秤座に附與す。（九〇一）

五月 ○朔日風俗に關する取締を令す。（九〇三）

○六日德川家光、前田利常の病を問はしむ。（九〇四）

○晦日加賀河北郡の旅屋に對し非行あるを禁ず。（九〇四）

六月 ○六日金澤城附近の火災に際する部署を定む。（九〇五）

○八日火災に於ける馬廻組の勤務を定む。（九〇七）

○二十日前田利常致仕を許されて光高家を襲ぎ、利次利治亦封を分たる。（九〇七）

七月 ○四日能登鳳至郡輪島索麪の領收書を與ふ。（九一五）

○前田利常登營して致仕の許可を謝す。（九一六）

○十三日幕府前田利常等の知行割をその希望の如く定むるを許す。（九一六）

○十四日前田利常登城して昨日の命を謝す。（九一六）

○廿九日前田光高、再び切支丹宗門の禁を嚴にせしむ。（九一七）

○加賀石川郡犀川の河床改修工事竣る。（九一八）

八月 ○七日前田光高、奧野主馬を利常に仕へしむ。（九一九）

○十二日領內の放鷹禁止區を定め又鳥類の銃獵を禁す。（九一九）

○前田利常加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。（九二〇）

秋 ○髮切虫の祓除盛に流行す。（九二一）

十一月 ○十四日德川家光、前田利常に茶を饗す。（九二一）

○廿一日前田光高及び大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。（九二二）

○廿五日前田光高及び利治登營して就封の暇を賜りたるを謝す。（九二三）

閏十一月 ○七日德川家光前田利常の病を問ふ。（九二四）

○八日德川家光再び前田利常の病を問ふ。（九二四）

○二十日能登鹿島郡和倉溫泉湯稅の領收書を與ふ。（九二五）

十二月 ○朔日前田光高封に就き德川家光に謝す。（九二五）

○十四日前田光高、奧村榮政の道服を拜領したるを

是歳 謝す。（九二六）

○組頭の心得を示す。（九二七）

○越中新川郡常泉寺に土地を寄進す。（九二九）

寛永十七年　庚辰　皇紀二三〇〇

正月 ○十一日徳川家光前田利常の病を問はしむ。（九二九）

○廿八日 徳川家光、前田光高の入部を祝し物を贈る。（九三〇）

二月 ○十一日徳川家光前田利常の病を問ふ。（九三一）

○十六日 前田光高、徳川家光の物を賜ひたるを謝す。（九三一）

○二十日京都芳春院主前田光高の入部を祝す。（九三三）

○廿五日前田利次成婚を徳川家光に謝す。（九三三）

三月 ○朔日前田利次曩に徳川家光の使を光高に賜はりたるを謝す。（九三三）

○三日前田光高、徳川家光の物を賜ひたるを謝せしむ。（九三四）

○廿五日前田光高參覲せしを以て、徳川家光之を勞す。（九三四）

○廿七日徳川家光、前田光高にその日光社參に隨從を命す。（九三五）

○廿八日前田光高・利次、就封後初めて參覲登營す。（九三六）

○廿八日徳川家光、前田利常の邸に臨む。（九三六）

春 ○稻葉左近切腹を命ぜらる。（九三八）

○前田光高、加賀能美郡淺井畷の古戰場を踏査す。（九四四）

四月 ○七日前田光高日光社參の事に關し朽木稙綱に報書す。（九四五）

○十三日加賀石川郡佐那武社の綸旨を兩神主輪番保管とす。（九四六）

五月 ○二日前田利常千小姓躍を酒井忠勝邸にて徳川家光の觀覽に供す。（九四八）

○九日 宮城和甫、前田光高の枇杷を贈りたるを謝す。（九四九）

○十三日徳川家光・前田利常に暇を賜ふ。（九四九）

○廿八日前田利治、利常の歸路東海道より物を贈りたるを謝す。（九五〇）

六月 ○十六日加賀石川郡宮腰の漁船を能美郡安宅に遣し前田利常の食用とする魚を漁せしむ。（九五〇）

○十六日能登鳳至郡輪島・河井兩村に索麪役領收書を與ふ。（九五一）

○廿一日前田利常歸國したるを以て物を徳川家光に上つる。（九五一）

○廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。（九五二）

○前田利常江戸より歸り小松城に居る。（九五三）

七月　〇朔日 徳川家光、前田利常の 安を問ふの 使者を命ず。(九五四)

〇十六日前田利常の士金森平三郎金澤にて夜廻の士と爭ふ。(九五四)

〇十九日 前田利常、 德川家光の 物を 賜りたるを謝す。(九六三)

〇廿一日徳川家光醫を下して前田利常の病を診せしむ。(九六三)

〇廿二日前田光高の臣今枝民部書を利常の老臣に與へ侯の安を問ふ。(九六四)

〇廿二日小松城中修理の爲能登羽咋郡瀧に庭石を求めしむ。(九六四)

〇廿三日小松城修築に要する木石の輸送を濱海の櫂役に割當するを命ず。(九六五)

〇下旬龜田權兵衛金澤の居邸に於いて殺さる。(九六六)

九月　〇十日若黨・小者・草履取等の給銀に關する法規を定む。(九七六)

〇廿一日 百姓の 給人 知上納に 關する 法規を定む。(九七七)

十月　〇八日大聖寺侯前田利治 參觀して 德川家光に謁す。(九七八)

〇十日前田利常、 德川家光に幕醫の診療を得たるを謝す。(九七八)

〇十日大聖寺の地大に震ふ。(九七九)

〇前田利次初めて越中富山に入部す。(九七九)

十一月　〇廿八日德川家光、前田光高が東照宮を金澤に建てんとの請を許す。(九八一)

十二月　〇十八日江戸上野常照院に祿を給す。(九八三)

是歳　〇越中新川郡高原野を開墾す。(九八四)

〇加賀藩一分金を鑄造す。(九八四)

就業

侯爵前田家囑託　日置謙

昭和五年二月十五日印刷
昭和五年二月二十日發行
（非賣品）

東京府荏原郡目黒町大字上目黒字駒場八百六十一番地
著作者　侯爵前田家編輯部

東京府東京市本郷區本富士町一番地
發行者　石黒文吉

石川縣金澤市彦三三番丁三番地
印刷者　大村重松

石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
印刷所　明治印刷株式會社

